

西予市地域防災計画

資料編

令和6年3月



西予市防災会議

【修正履歴】

平成19年	3月	策定
平成25年	3月	修正
平成27年	3月	修正
平成31年	3月	修正
令和2年	4月	修正
令和3年	4月	修正
令和4年	3月	修正
令和5年	7月	修正
令和6年	3月	修正

目次

資料編

1	災害に関する記録等	1
1-1	西予市の主な気象災害〔危機管理課〕	1
1-2	西予市の主な地震災害〔危機管理課〕	15
2	気象関係	17
2-1	松山地方気象台が発表する特別警報・警報・注意報の種類及び発表基準 〔松山地方気象台〕	17
2-2	特別警報・警報・注意報の伝達系統〔松山地方気象台〕	30
2-3	震度階級表〔松山地方気象台〕	31
2-4	津波警報、津波警報、津波注意報、津波情報、地震情報等の種類と内容 〔松山地方気象台〕	33
2-5	津波警報・津波警報・津波注意報等及び地震・津波に関する情報の伝達系統図	43
3	防災上注意すべき区域等	44
3-1	地すべり防止区域危険箇所一覧〔農業水産課・林業課・建設課（産業建設課）〕	44
3-2	土石流危険溪流一覧〔建設課〕	46
3-3	急傾斜地崩壊危険箇所一覧〔建設課〕	59
3-4	河川・海岸危険箇所一覧〔消防総務課、農業水産課、建設課〕	78
3-5	土砂災害（特別）警戒区域一覧〔建設課〕	79
3-6	山地災害危険地区一覧〔林業課（産業建設課）〕	122
3-7	防災重点ため池一覧〔農業水産課（産業建設課）〕	140
3-8	文化財一覧〔まなび推進課〕	144
3-9	浸水想定区域内にある要配慮者関連施設一覧 〔危機管理課・建設課・教育総務課・子育て支援課・長寿介護課・医療対策室〕	152
3-10	土砂災害（特別）警戒区域にある要配慮者関連施設一覧 〔危機管理課・建設課・教育総務課・子育て支援課・健康づくり推進課・長寿介護課・福祉課・市民課・医療対策室〕	153
3-11	津波災害警戒区域にある要配慮者関連施設一覧 〔危機管理課・建設課・学校教育課・長寿介護課・子育て支援課・医療対策室・三瓶支所地域生活課〕	155
3-12	高潮災害警戒区域にある要配慮者関連施設一覧 〔危機管理課・建設課・学校教育課・長寿介護課・医療対策室〕	157
4	消防水防関係	158
4-1	西予市消防本部・署・支署組織図〔消防総務課〕	158
4-2	西予市消防団組織図〔消防総務課〕	159
4-3	常備消防機械器具整備状況〔消防総務課〕	159
4-4	非常備消防機械器具整備状況〔消防総務課〕	160
4-5	消防水利の状況〔消防本部防災課・三瓶支所地域生活課〕	160

4-6	水防資機材保有状況一覧 [消防本部防災課・建設課・総務課・農業水産課（産業建設課）]	161
4-7	水防計画 [消防総務課]	162
5	情報収集・報告	180
5-1	災害発生報告様式 [危機管理課]	180
5-2	被害認定基準 [危機管理課]	181
5-3	中間報告・最終報告様式 [危機管理課]	183
6	通信関係	188
6-1	市防災行政無線の現況 [危機管理課]	188
6-2	非常通信ルート [危機管理課]	189
6-3	災害時優先電話一覧 [財政課・政策推進課]	190
6-4	衛星携帯電話一覧 [危機管理課]	192
6-5	IP トランシーバー・デジタル簡易無線一覧 [消防本部総務課・危機管理課]	193
6-6	特設公衆電話一覧 [危機管理課]	196
7	医療救護関係	197
7-1	医療機関等収容施設一覧 [医療対策室、県医療対策課]	197
8	食料等の備蓄、調達関係	198
8-1	緊急物資備蓄一覧 [危機管理課]	198
8-2	物資等の一時集積場所一覧 [危機管理課]	198
8-3	重要給水施設一覧 [上下水道課]	198
9	交通・輸送関係	199
9-1	市有車両の状況 [財政課]	199
9-2	緊急輸送道路 [県道路建設課・道路維持課]	213
9-3	緊急通行車両の標章並びに証明書 [県警本部・危機管理課]	215
9-4	ヘリコプターの飛行場外離着陸場一覧 [消防本部防災課・三瓶支所地域生活課]	217
10	避難、救助関係	218
10-1	災害救助法による救助の程度、方法及び期間について [福祉事務所（福祉課）]	218
10-2	指定避難所一覧 [危機管理課]	222
10-3	指定緊急避難場所一覧 [危機管理課]	227
10-4	福祉避難所一覧 [福祉事務所（福祉課）]	232
10-5	主要避難路一覧 [建設課]	233
10-6	避難情報等の発令基準 [危機管理課]	238
11	危険物関係	246
11-1	危険物許可施設状況 [消防本部防災課・三瓶支所地域生活課]	246
11-2	防火対象物状況 [消防本部防災課・三瓶支所地域生活課]	247
12	復興・復旧関係	248
12-1	市内土木工事業者一覧 [建設課]	248
12-2	市内給水工事指定業者一覧 [上下水道課（産業建設課）]	249

12-3	市内下水道排水設備指定業者一覧〔上下水道課（産業建設課）〕	250
12-4	災害援護資金貸付制度の概要〔福祉事務所（福祉課）〕	251
12-5	災害復旧貸付制度の概要〔経済振興課（産業建設課）〕	252
12-6	愛媛県災害関連対策資金の詳細〔経済振興課（産業建設課）〕	255
12-7	日本政策金融公庫災害資金等の概要〔農業水産課〕	256
12-8	天災資金の概要〔農業水産課（産業建設課）〕	258
12-9	被災者生活再建支援法の概要〔危機管理課〕	260
12-10	局地激甚災害指定基準〔危機管理課〕	262
12-11	大規模災害からの復興に関する法律の概要〔危機管理課〕	264
12-12	応急仮設住宅建設候補地〔福祉課〕	265
13	災害対策本部関係	266
13-1	西予市災害対策本部条例〔危機管理課〕	266
13-2	西予市災害対策本部の組織及び運営に関する規程〔危機管理課〕	267
13-3	災害対策本部組織図〔危機管理課〕	269
13-4	災害対策本部統括指令室配置図〔危機管理課〕	270
14	防災会議及び防災関係機関関係	271
14-1	西予市防災会議条例〔危機管理課〕	271
14-2	防災関係機関及び連絡窓口〔危機管理課〕	273
15	協定関係	275
15-1	災害時の医療救護に関する協定 （一般社団法人愛媛県医師会）〔健康づくり推進課〕	275
15-2	災害時の医療救護に関する協定 （公益社団法人愛媛県看護協会）〔健康づくり推進課〕	282
15-3	災害時の医療救護に関する協定 （一般社団法人愛媛県歯科医師会）〔健康づくり推進課〕	289
15-4	災害時の医療救護に関する協定 （一般社団法人愛媛県薬剤師会）〔健康づくり推進課〕	296
15-5	愛媛県消防広域相互応援協定〔愛媛県内市町・消防一部事務組合〕	303
15-6	愛媛県消防防災ヘリコプターの支援に関する協定 〔愛媛県・県内市町・消防事務組合〕	319
15-7	大洲市、西予市、内子町広域消防相互応援協定〔関係市町・消防事務組合〕	323
15-8	大洲・西予市・八幡浜地区消防相互応援協定〔関係市町・消防事務組合〕	325
15-9	松山自動車道(大洲北只 I C～西予宇和 I C) 消防広域相互応援協定 〔関係市町・消防事務組合〕	328
15-10	松山自動車道(大洲北只 I C～西予宇和 I C) 消防相互応援協定書に基づく覚書 〔大洲地区広域消防事務組合〕	330
15-11	鳥坂隧道内における消防活動覚書 〔大洲市消防団・大洲地区広域消防事務組合・西予市消防団〕	332

15-12	白髭隧道内における消防活動覚書 [大洲市消防団・大洲地区広域消防事務組合・西予市消防団]	333
15-13	四国西南地域消防相互応援協定 [関係市町・消防事務組合]	334
15-14	西部四国山地消防相互応援協定 [関係市町・消防事務組合]	338
15-15	消防相互応援協定 [関係市町・消防事務組合・宇和島海上保安部]	341
15-16	南予地区広域消防相互応援協定 [関係市町・消防事務組合]	344
15-17	大地トンネル内における消防活動に関する覚書 [大洲市消防団・大洲地区広域消防事務組合・西予市消防団]	348
15-18	災害時における救援物資提供に関する協定 [四国コカ・コーラボトリング株式会社]	349
15-19	四国西南サミット災害時相互応援協定 [四国西南サミット加盟市町村]	351
15-20	災害時における水道の応急給水及び復旧作業に関する協定 [西予市環境設備共同組合]	353
15-21	大規模災害時における応急対策業務に関する協定 [社団法人愛媛県建設業協会西予支部]	355
15-22	大規模災害時における西予市庁舎の使用に関する協定書協定 [西予警察署]	357
15-23	災害時における電気設備の応急送電及び復旧作業に関する協定 [西予光ファイバー工事共同組合]	360
15-24	災害時における情報交換及び支援に関する協定 [国土交通省四国地方整備局]	365
15-25	災害時における物資等の輸送に関する協定 [愛媛県トラック協会東宇和支部]	367
15-26	災害時における物資供給に関する協定 [NPO 法人 コメリ災害対策センター]	371
15-27	災害時における物資供給協力に関する協定 [生活協同組合コープえひめ]	374
15-28	災害時における家屋被害認定調査に関する協定 [愛媛県土地家屋調査士会]	377
15-29	姉妹市町災害時相互応援協定 [黒松内町]	379
15-30	災害時等における物資の供給協力等に関する協定 [ダイキ株式会社]	382
15-31	災害時の協力に関する協定 [四国電力株式会社]	385
15-32	災害時における応急対策業務の協力に関する協定 [一般社団法人愛媛県電設業協会]	387
15-33	災害時における応急対策業務の協力に関する協定 [愛媛県電気工事工業組合]	390
15-34	大規模災害発生時における広域防災拠点に関する協定 [愛媛県]	394
15-35	瀬戸内・海的路ネットワーク災害時相互応援に関する協定 [瀬戸内・海的路ネットワーク推進協議会構成市町村]	396
15-36	災害時の動物救護活動に関する協定 [公益社団法人愛媛県獣医師会]	401
15-37	災害時における燃料の供給に関する覚書 [三原産業株式会社・有限会社岡田石油店]	404
15-38	松山自動車道（西予宇和 I C～三間 I C）における災害活動等に関する覚書 [宇和島地区広域事務組合]	408
15-39	松山自動車道（西予宇和 I C～大洲北只 I C）における消防及び救急業務等に関する覚書	

る覚書〔西日本高速道路株式会社四国支社〕	410
15-40 災害時における情報交換及び支援に関する協定書〔鬼北町・梶原町〕	412
15-41 災害発生時における西予市と西予市内郵便局の協力に関する協定書 〔西予市内郵便局〕	414
15-42 災害時の医療救護に関する協定（一般社団法人西予市医師会）	416
15-43 災害時における廃棄物処理の協力に関する協定〔平成産業有限会社〕	431
15-44 災害時における愛媛県市町相互応援に関する協定書〔愛媛県・県内市町〕	433
15-45 災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定〔社会福祉法人西予市野城総合福祉協会〕	437
15-46 災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定 〔社会福祉法人西予総合福祉会〕	440
15-47 大規模災害時における西予市営宇和球場の使用に関する協定〔西予警察署〕	443
15-48 災害時における被災者支援に関する協定〔愛媛県行政書士会〕	445
15-49 災害時における地図製品等の供給等に関する協定〔株式会社ゼンリン〕	447
15-50 災害時における災害廃棄物等の処理等の協力に関する協定〔一般社団法人えひめ産業資源循環協会〕	451
15-51 災害時における復旧支援協力に関する協定 〔公益社団法人日本下水道管路管理業協会〕	456
15-52 災害時における下水道施設の技術支援協力に関する協定 〔公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会中国・四国支部〕	458
15-53 西予市・日本下水道事業団災害支援協定〔日本下水道事業団〕	462
15-54 災害時の船舶による輸送等に関する協定書〔株式会社あさ屋〕	465
15-55 災害時の船舶による輸送等に関する協定書〔明浜漁業協同組合〕	469
15-56 災害時における応急生活物資（LPガス等）の供給に関する協定書 〔一般社団法人愛媛県エルピーガス協会西予支部〕	473
15-57 大規模災害時における施設利用の協力に関する覚書〔株式会社どんぶり館〕	478
15-58 災害時における物資提供等の協力に関する協定 （王子コンテナ株式会社愛媛工場）	480
15-59 災害時における施設利用等に関する覚書（社会福祉法人西予総合福祉会）	482
15-60 災害発生時における施設の使用に関する協定書 （株式会社NTTドコモ四国支社）	487
15-61 災害発生時における施設の使用に関する協定書（西日本電信電話株式会社）	490
15-62 災害時におけるキッチンカーによる炊き出しの実施等に関する協定書 （愛媛県キッチンカー協会）	493
15-63 大規模災害発生時等における応急対策業務に関する協定書 （南予石材加工協同組合・一般社団法人日本石材産業協会愛媛県支部）	498
16 過去の災害を踏まえた対策	504
16-1 平成30年7月豪雨災害における西予市災害対応に関する検討報告書（第5章のみ）	

部抜粋・修正)	504
17 地区防災計画	543
17-1 にきぶ地区防災計画（垣生区）	543
17-2 にきぶ地区防災計画（長早区）	543
17-3 にきぶ地区防災計画（二及区）	543
17-4 岩木区防災計画	543
17-5 宮野浦地区防災計画	543
17-6 俵津地区防災計画	543
17-7 横林地区防災計画	543

1 災害に関する記録等

1-1 西予市の主な気象災害 [危機管理課]

年月日 (西暦)	原因等	被害状況				
		明浜町	宇和町	野村町	城川町	三瓶町
昭和9年 (1934) 9月17～21日	室戸台風 室戸測候所 最低気圧684 ミリバール(世 界新記録)					
昭和10年 (1935) 6月26～30日	長雨		期間降水量： 345.5mm			
昭和13年 (1938) 7月27日～8 月2日	豪雨			期間降水量： 316mm		
昭和17年 (1942) 6月14日	豪雨 南予地方の 農作物に被 害大					
昭和18年 (1943) 7月21～24日	台風 記録的な豪 雨となり河 川氾濫	死者1名、家 屋倒壊多数 救援隊要請		期間降水量： 905mm		
昭和20年 (1945) 9月16～17日	枕崎台風 松山地方気 象台創立以 来の最強風 力	死者1名、家 屋倒壊多数 田畑の流失多 数				
昭和22年 (1947) 8月26日	豪雨 南予地方の 農作物に被 害大					
昭和24年 (1949) 6月18～21日	デラ台風 南予沿岸の 被害甚大、 日振島漁民 出漁中の惨 事で死者多 数	通路寸断、渡 岸決壊流出				
昭和25年 (1950) 7月20日	グレイス台 風 県下海陸と もに被害甚 大					

年月日 (西暦)	原因等	被害状況				
		明浜町	宇和町	野村町	城川町	三瓶町
昭和 25 年 (1950) 7 月 27 日	ヘリーン台風 海岸地区に 被害大					
昭和 25 年 (1950) 8 月 13 日	アイダ台風 南予地方に 突風あり、 漁船に被害 大	漁船に被害あり				
昭和 25 年 (1950) 9 月 11～14 日	キジヤ台風	高潮による被害大				高潮による被害大
昭和 26 年 (1951) 7 月 2 日	ケート台風	豪雨により被害				
昭和 26 年 (1951) 10 月 12～14 日	ルース台風 日本地上風 力観測最大 日	家屋、海岸線の決壊、道路寸断等被害甚大 災害救助法の適用を受ける				
昭和 28 年 (1953) 1 月 12 日	暴風雨	強い季節風となり、電話・電灯線切断される				
昭和 28 年 (1953) 6 月 25～29 日	梅雨前線		期間降水量： 455 mm			
昭和 29 年 (1954) 9 月 12～14 日	台風第 12 号 南予地方に 大雨					高潮による被害あり
昭和 29 年 (1954) 9 月 25～26 日	洞爺丸台風 強風と高潮 により被害 甚大	海岸線決壊多数				
昭和 31 年 (1956) 6 月 30 日	豪雨	農作物の被害多数				
昭和 35 年 (1960) 8 月 28～30 日	台風第 16 号			期間降水量： 大野ヶ原 261 mm		
昭和 38 年 (1963) 1 月～2 月	豪雪 県下全般に 交通麻痺		期間最深積雪： 43 cm	期間最深積雪： 46 cm		

年月日 (西暦)	原因等	被害状況				
		明浜町	宇和町	野村町	城川町	三瓶町
昭和 38 年 (1963) 4 月 7 日～5 月 20 日	長雨		水田冠水 被害額： 2,481 万円			
昭和 38 年 (1963) 12 月 31 日～ 昭和 39 年 1 月 31 日	豪雪 南予一帯に 豪雪		宇和 43 cm	野村 46 cm、 惣川中央 150 cm、小松 250 cm、大野ヶ原 4 m 自衛隊航空機 による物資輸 送		
昭和 38 年 (1963) 8 月 9～10 日	台風第 9 号 県下全域に 大雨		期間降水量： 宇和 517 mm、 卯之町 441 mm 住宅被害： 400 世帯、被 害額：33,195 万円	期間降水量： 野村 517 mm	軽傷者：1 名、 建物半壊：5 棟、被害額： 27,570 万円	
昭和 39 年 (1964) 9 月 24～25 日	台風第 20 号 県下全域で 被害				建物一部破損： 48 棟、道路決 壊：17ヶ所、橋 りょう流失：1ヶ 所、山崩：5ヶ 所、被害額： 5,690 万円	
昭和 40 年 (1965) 9 月 9～10 日	台風第 23 号 県下全域、 特に東予に 被害大		床下浸水：21 戸 冠水田：60ha 被害額： 3,271 万円			
昭和 41 年 (1966) 9 月 7～9 日	台風第 19 号 県下全域で 被害		被害額： 1,058 万円			
昭和 42 年 (1967) 7 月 20 日～10 月 25 日	干害	上水道の断 水、柑橘の被 害甚大				
昭和 43 年 (1968) 7 月 2 日	豪雨		床下浸水：50 戸、住宅破 損：2 戸、冠 水田： 200ha、被害 額：150 万円			

年月日 (西暦)	原因等	被害状況				
		明浜町	宇和町	野村町	城川町	三瓶町
昭和44年 (1969) 6月25日～7 月5日	梅雨前線 梅雨前線の 停滞による 大豪雨		期間降水量： 宇和872mm、 卯之町823 mm、床下浸 水：18戸、冠 水田： 130ha、被害 額：2,967万 円	期間降水量： 野村731mm		
昭和45年 (1970) 6月15日	豪雨		冠水田： 54ha、被害 額：6,829万 円			
昭和45年 (1970) 8月15日	台風第9号 県下全域に 大雨被害あ り		被害額：150 万円			
昭和45年 (1970) 8月21日	台風第10号 県下全域に 被害甚大		住宅破損： 130戸、冠水 田：150ha、 床下浸水：50 戸、被害額： 14,950万円			高潮、暴風 雨、豪雨に よる被害あ り
昭和46年 (1971) 5月27～28日	豪雨		軽傷：1名、 住宅破損：10 戸、被害額： 21,616万円			
昭和46年 (1971) 7月6日	台風第13号			道路への落石 により死者1 名		
昭和46年 (1971) 8月3～5日	台風第19号 県下全域で 被害	農地の流出大	浸水家屋： 568戸、冠水 田：525ha、 被害額： 10,067万円			
昭和46年 (1971) 8月28～30日	台風第23号 県下全域で 被害		非住家破損： 2戸、被害 額：2,637万 円			
昭和47年 (1972) 6月6日～7 月25日	梅雨前線、 台風第9号 県下全域、 特に中・南 予で大雨に よる被害	7/23、道路の 決壊多数	6/7～8、道路 損壊：6ヶ所、 被害額：705 万円			

年月日 (西暦)	原因等	被害状況				
		明浜町	宇和町	野村町	城川町	三瓶町
昭和49年 (1974) 9月8～9日	台風第18号 県下全域で 被害		道路損壊：7ヶ 所、被害額： 1,153万円			
昭和50年 (1975) 6月17～25日	梅雨前線 特に南予で 被害大		期間降水量： 370mm 床下浸水：16 戸、非住家破 損：1戸、道 路損壊：19ヶ 所、農業用施 設：21ヶ所、 被害額： 3,004万円			
昭和50年 (1975) 8月16～18日	台風第5号 県下全域に 被害		軽傷：7名、 家屋半壊：3 棟、床下浸 水：2戸、非 住家破損：30 戸、冠水田： 620ha、文教 施設：9ヶ所、 道路損壊：8ヶ 所、橋りよ う：1ヶ所、被 害額：66,233 万円			
昭和51年 (1976) 4月13～14日	低気圧 県下全域に 豪雨		期間降水量： 146mm、床下 浸水：14戸、 冠水田： 60ha、冠水 畑：33ha、道 路損壊：33ヶ 所、橋りよ う：1ヶ所、被 害額：12,090 万円			
昭和51年 (1976) 6月22～25日	梅雨前線 県下全域に 豪雨		期間雨量： 244mm、床上 浸水：1戸、 床下浸水：26 戸、冠水田： 117ha、道路 損壊：8ヶ所、 通信被害：1 ヶ所、被害 額：4,213万 円			

年月日 (西暦)	原因等	被害状況				
		明浜町	宇和町	野村町	城川町	三瓶町
昭和 51 年 (1976) 9 月 8～12 日	台風第 17 号 県下全域に 被害		期間降水量： 288 mm、床上 浸水：1 戸、 床下浸水：26 戸、冠水田： 117ha、道路 損壊：10ヶ 所、崖崩：5ヶ 所、山崩：4ヶ 所、道路損 壊：3ヶ所、農 業用施設被 害：39ヶ所、 被害額： 10,422 万円	山崩れにより 県道通行止め	学校施設、農林 水産施設、公共 土木施設、農作 物施設、非住 家、農地等に被 害。被害額： 15,620 万円	
昭和 52 年 (1977) 2 月 1～17 日	雪害		積雪：20～30 cm 被害額： 7,690 万円			
昭和 52 年 (1977) 6 月 15 日～7 月 17 日	梅雨前線 県下全域で 豪雨		期間降水量： 269 mm、道路 損壊：5ヶ所、 河川：1ヶ所、 崖崩：1ヶ所、 被害額：930 万円			
昭和 53 年 (1978) 6 月 10～23 日	梅雨前線 台風第 3 号		期間降水量： 198 mm			
昭和 53 年 (1978) 8 月 2～3 日	台風第 8 号 県下全域で 被害		期間降水量： 138 mm、床下 浸水：2 戸、 道路損壊：4ヶ 所、被害額： 473 万円			
昭和 54 年 (1979) 6 月 26 日～7 月 4 日	梅雨前線県 下全域に豪 雨		期間雨量： 627 mm、床下 浸水：1 戸、 冠水田： 255ha、道路 損壊：57ヶ 所、橋りよ う：1ヶ所、 河川：27ヶ 所、砂防：3ヶ 所、崖崩：4ヶ 所、被害額： 20,447 万円		道路施設、農 地、農林業施 設、農産物等に 被害。被害額： 18,562 万円	

年月日 (西暦)	原因等	被害状況				
		明浜町	宇和町	野村町	城川町	三瓶町
昭和54年 (1979) 8月27日	台風第11号		期間降水量： 141mm、床下 浸水：2戸、 田流失： 0.9ha、道路 損壊：1ヶ所、 河川：13ヶ 所、砂防：1ヶ 所、崖崩：1ヶ 所、農道：2ヶ 所、水路：1ヶ 所、被害額： 3,337万円			
昭和54年 (1979) 9月3～4日	台風第12号 県下全域で 被害		被害額：685 万円			
昭和54年 (1979) 9月30日～10 月1日	台風第16号 県下全域で 被害		期間降水量： 127mm、被害 額：9,745万 円			
昭和54年 (1979) 10月18～19 日	台風第20号 県下全域で 被害		期間降水量： 110mm、被害 額：246万円			
昭和55年 (1980) 6月28日	雹			惣川地区で7 ～8cmの雹、 被害額： 5,525万円		
昭和55年 (1980) 6月30日～7 月2日	梅雨前線 県下全域で 被害		期間降水量： 183mm、道路 損壊：5ヶ所			
昭和55年 (1980) 8月3～6日	停滞前線		期間降水量： 246mm			
昭和55年 (1980) 9月10～11日	台風第13号 県下全域で 被害		非住家破損： 1戸、文教施 設：5ヶ所、道 路損壊：2ヶ 所、河川：6ヶ 所、被害額： 10,315万円	期間降水量： 129mm、被害 額：26,981万 円	農業用施設、公 共土木施設、家 屋半壊、床下浸 水等被害。被害 額：67,100万円	高潮による 被害あり
昭和55年 (1980) 10月12～14 日	台風第19号 県下全域で 被害		期間降水量： 79mm、道路損 壊：1ヶ所、被 害額：72万円			
昭和55年 (1980) 12月28～1月 5日	異常寒波 豪雪	国、県、町道 不通、柑橘の 被害甚大	積雪：46cm 被害額： 15,004万円			

年月日 (西暦)	原因等	被害状況				
		明浜町	宇和町	野村町	城川町	三瓶町
昭和 57 年 (1982) 7 月 11～21 日	梅雨前線 県下全域に 豪雨		期間降水量： 492 mm、最大 1 時間降水 量：31 mm、住 家一部損壊： 3 戸、床下浸 水：1 戸、田 流失： 0.9ha、冠水 田：60ha、道 路損壊：31ヶ 所、河川 22ヶ 所、被害額： 10,347 万円			
昭和 57 年 (1982) 7 月 24～25 日	梅雨前線 県下全域に 豪雨		期間降水量： 335 mm、住家 一部破損：5 戸、床上浸 水：1 戸、床 下浸水：280 戸、田流失： 1.34ha、冠水 田：400ha、 畑流失： 1.13ha、冠水 畑：10ha、道 路損壊：41ヶ 所、河川：68 ヶ所、被害 額：45,689 万 円			
昭和 57 年 (1982) 8 月 26～27 日	台風第 13 号 県下全域で 被害		冠水田： 20ha、道路損 壊：1ヶ所、河 川 1ヶ所、被 害額：30,856 万円	8/26 日雨量： 135 mm、被害 額：67,565 万 円	農業用施設：359 ヶ所、林道：86ヶ 所、河川：69ヶ 所、道路：197ヶ 所、河川：104ヶ 所、被害額： 126,000 万円	
昭和 57 年 (1982) 9 月 24～25 日	台風第 19 号 県下全域で 被害		被害額： 2,929 万円			
昭和 58 年 (1983) 9 月 25～28 日	台風第 20 号 県下全域で 被害		道路損壊：11 ヶ所、河川：8 ヶ所、被害 額：2,362 万 円			
昭和 59 年 (1984) 6 月 7～10 日	梅雨前線 県下全域に 被害		期間降水量： 185 mm、最大 1 時間降水 量：44 mm、道 路損壊：14ヶ 所、河川：3 0ヶ所			

年月日 (西暦)	原因等	被害状況				
		明浜町	宇和町	野村町	城川町	三瓶町
昭和 59 年 (1984) 6 月 22～23 日	梅雨前線 県下全域に 被害		住家一部損 壊：1 戸、河 川：3 ヶ所、被 害額：865 万 円			
昭和 60 年 (1985) 6 月 21 日～7 月 1 日	梅雨前線 特に東・中 予で被害大		被害額： 1,481 万円			
昭和 61 年 (1986) 4 月 1 日	豪雨		道路損壊：20 ヶ所、被害 額：1,969 万 円			
昭和 61 年 (1986) 7 月 4～13 日	梅雨前線		期間降水量： 165 mm			
昭和 61 年 (1986) 8 月 2 日	雹		雹による被害 額：1,044 万 円			
昭和 62 年 (1987) 5 月 12～14 日	南岸低気圧 特に南予に 豪雨		期間降水量： 161 mm、道路 損壊：18 ヶ 所、被害額： 3,720 万円			
昭和 62 年 (1987) 7 月 14～20 日	台風第 5 号 梅雨前線		期間降水量： 388 mm、最大 1 時間降水 量：68 mm、住 家半壊：1 棟、住家一部 破損：4 戸、 床上浸水：19 戸、床下浸 水：369 戸、 非住家破損： 2 棟、田流 失：2.8ha、 畑流失： 0.18ha、冠水 畑：167ha、 文教施設：1 ヶ 所、道路： 103 ヶ所、橋り ょう：1 ヶ所、 河川：59 ヶ 所、砂防：2 ヶ 所、水道：1 ヶ 所、崖崩：36 ヶ所、被害 額：81,610 万 円	浸水家屋：35 戸、道路・河 川等：81 ヶ 所、被害額： 54,203 万円	農業用施設：40 ヶ所、農作物： 3.9ha、住宅全 壊：1 棟、道 路：90 ヶ所、河 川：223 ヶ所、被 害額：102,385 万円	

年月日 (西暦)	原因等	被害状況				
		明浜町	宇和町	野村町	城川町	三瓶町
昭和 62 年 (1987) 8 月 30～31 日	台風第 12 号 特に東・中 予で被害大		被害額： 11,330 万円			
昭和 62 年 (1987) 10 月 15～17 日	台風第 19 号 県下全域で 被害		被害額： 2,059 万円			
昭和 63 年 (1988) 6 月 1～3 日	低気圧 県下全域で 被害		6/1～3 期間降 水量：208 mm、 6/23～25 期間 降水量：248 mm、最大 1 時 間降水量：60 mm 床下浸水：40 戸、冠水田： 26ha、道路損 壊：41ヶ所、河 川：3ヶ所、た め池：1ヶ所： 頭首工：5ヶ所、 水路：3ヶ所、 被害額： 12,261 万円			
昭和 63 年 (1988) 6 月 23～25 日	梅雨前線 台風第 4 号 南予で被害 大			家屋浸水：18 戸、道路・河 川等：133ヶ 所、被害額： 60,435 万円	農業用施設：423 ヶ所、農作物： 48ha、家屋半 壊・床上・下浸 水：42 棟、道 路：23ヶ所、被 害額：195,268 万円	
平成元年 (1989) 9 月 18～19 日	台風第 22 号 県下全域で 被害		期間降水量： 191 mm、床下 浸水：18 戸、 冠水田： 35ha、道路損 壊：7ヶ所、河 川：2ヶ所、崖 崩：4ヶ所、頭 首工：1ヶ所、 水路：4ヶ所、 ため池：1ヶ 所、農道：2ヶ 所、被害額： 12,242 万円			

年月日 (西暦)	原因等	被害状況				
		明浜町	宇和町	野村町	城川町	三瓶町
平成2年 (1990) 8月21～23日	台風第14号 南予に被害大		期間降水量： 222mm、最大 1時間降水 量：63mm、住 家一部破損： 2戸、床下浸 水：1戸、非 住家一破損： 12戸、文教施 設：7ヶ所、道 路損壊：4ヶ 所、被害額： 27,730万円			河川： 35ヶ所、 床下浸 水：2 棟、道 路：34ヶ 所、被 害額： 28,626 万円
平成2年 (1990) 9月17～20日	台風第19号 県下全域で 被害 特に城川町		田流失： 0.5ha、農道1 ヶ所、水路：3 ヶ所、頭首 工：2ヶ所、た め池：2ヶ所、 被害額： 4,200万円	田畑：42ヶ 所、道路・河 川：18ヶ所、 被害額： 12,407万円	家屋 全壊 により 4名死 亡	
平成3年 (1991) 9月27～28日	台風第19号 県下全域で 被害		住家一部破 損：6戸、公 共用建物一部 破損：11戸、 非住家：1 戸、文教施 設：6ヶ所、通 信被害：11 戸、被害額： 5,758万円	家屋破損：6 戸、被害額： 12,546万円		
平成5年 (1993) 6月17～23日	梅雨前線		期間降水量： 297mm			
平成5年 (1993) 6月28日～7 月5日	梅雨前線		期間降水量： 515mm			
平成5年 (1993) 7月26～30日	台風第5・6 号 特に中・南 予に被害大			山崩れにより 1名行方不明 も無事救出、 90世帯256名 が避難	河川：91ヶ所、 床上・下浸水： 19棟、農地 10.4ha、被害 額：49,440万円	
平成5年 (1993) 9月3～4日	台風第13号 県下全域で 被害		床下浸水：4 戸、冠水田： 0.47ha、道路 損壊：9ヶ所、 水道：1ヶ所、 崖崩：2ヶ所、 被害額： 2,918万円			

年月日 (西暦)	原因等	被害状況				
		明浜町	宇和町	野村町	城川町	三瓶町
平成7年 (1995) 7月3～6日	梅雨前線県 下全域で被害		期間降水量： 337mm、道路 損壊：13ヶ 所、河川：1ヶ 所、砂防：1ヶ 所、被害額： 15,600万円			
平成7年 (1995) 9月23～24日	台風第14号		被害額：261 万円			
平成8年 (1996) 7月18～22日	台風第6号 特に中・南 予に被害大		期間降水量： 293mm、最大 1時間降水 量：38mm、床 下浸水：16 戸、非住家： 1戸、道路損 壊：5ヶ所、被 害額：10,290 万円			
平成8年 (1996) 8月13～15日	台風第12号 県下全域で 被害		文教施設3ヶ 所、被害額： 22,569万円			
平成9年 (1997) 6月28日	台風第8号		道路損壊：6ヶ 所、被害額： 1,327万円			
平成9年 (1997) 9月14～17日	台風第19号 県下全域で 被害		田流失： 0.1ha、畑流 失：0.1ha、 文教施設：2ヶ 所、道路損 壊：7ヶ所、橋 りょう：1ヶ 所、河川：2ヶ 所、被害額： 5,734万円			
平成10年 (1998) 10月17～18 日	台風第10号 県下全域で 被害		床下浸水：4 戸、畑流失： 0.05ha、道路 損壊：22ヶ 所、被害額： 4,022万円			
平成11年 (1999) 8月17～19日	熱帯低気圧 南予で被害 大		期間降水量： 261mm、最大 1時間降水 量：47mm、床 下浸水：36 戸、流失田： 0.2ha、被害 額：3,965万 円			

年月日 (西暦)	原因等	被害状況				
		明浜町	宇和町	野村町	城川町	三瓶町
平成 16 年 (2004) 7 月 31～8 月 1 日	台風第 10 号	床下浸水：2 棟、2 世帯、5 人、田流失：3.4h a、畑流失：0.9h a、道路：36 ㄲ所、砂防：1 ㄲ所、農業施設：1 ㄲ所、農作物被害、ため池：5 ㄲ所、頭首工：1 ㄲ所、水路：4 ㄲ所、農道：13 ㄲ所、林道：2 ㄲ所、被害総額：623,715 千円				
平成 16 年 (2004) 8 月 30～31 日	台風第 16 号	住家一部破損：8 棟、7 世帯、15 人、床上浸水：8 棟、8 世帯、22 人、床下浸水：139 棟、139 世帯、339 人、道路：46 ㄲ所、河川：5 ㄲ所、水道：2 ㄲ所、農畜産物被害、農業施設：77 ㄲ所、山地崩壊：3.7h a、林道：10 ㄲ所、林業施設：1 ㄲ所、被害総額：1,059,708 千円、自主避難：41 世帯、81 名、避難勧告：対象 6 世帯、17 人（実避難者：5 世帯 11 人）				
平成 16 年 (2004) 9 月 7 日	台風第 18 号	軽傷者：1 人、住家半壊：5 棟、6 世帯、21 人、住家一部破損：37 棟、37 世帯、103 人、床下浸水：2 棟、2 世帯、6 人、非住家：9 棟、田流失：3.81h a、畑流失：1.38h a、道路：11 ㄲ所、清掃施設：1 ㄲ所、農林畜水産物被害、農業施設：86 ㄲ所、水産施設：57 ㄲ所、漁船：10 隻、ため池：7 ㄲ所、頭首工：13 ㄲ所、水路：21 ㄲ所、農道：45 ㄲ所、被害総額：1,477,640 千円、自主避難：45 世帯、72 人				
平成 16 年 (2004) 9 月 29 日	台風第 21 号	道路：12 ㄲ所、農畜産物被害、畜産施設：2 ㄲ所、林道：1 ㄲ所、被害総額：49,315 千円、自主避難：6 世帯、10 人				
平成 16 年 (2004) 10 月 20 日	台風第 23 号	住家一部破損：2 棟、2 世帯、3 人、床下浸水：1 戸、道路：15 ㄲ所、農産物被害、農業施設：3 ㄲ所、山地崩壊：0.1h a、林道：4 ㄲ所、被害総額：160,829 千円、自主避難：8 世帯、17 人				
平成 17 年 (2005) 9 月 5～7 日	台風第 14 号	住家一部破損：1 棟、1 世帯、2 人、床下浸水：10 棟、10 世帯、20 人、非住家全壊：1 棟、農林産物被害、農業施設：30 ㄲ所、田流失：2.56ha、畑流失：0.82ha、頭首工：7 ㄲ所、農道：9 ㄲ所、橋梁 2 ㄲ所、林道：9 ㄲ所、作業道等：74 ㄲ所、市道：27 ㄲ所、河川：3 ㄲ所、被害総額：577,051 千円、自主避難：55 世帯、106 人				
平成 21 年 (2009) 8 月 9～10 日	台風第 9 号	住家半壊：1 棟、1 世帯、2 人、床下浸水：2 棟、2 世帯、8 人、道路：3 ㄲ所、被害総額：47,000 千円、自主避難：1 世帯、2 人				
平成 23 年 (2011) 9 月 20～21 日	台風第 15 号	死者：1 人、床下浸水：2 棟、2 世帯、2 人、田流失：1.1ha、畑流失：0.1ha 道路：4 ㄲ所、被害総額：114,764 千円、自主避難：2 世帯、2 人				
平成 24 年 (2012) 6 月 21～22 日	梅雨前線	住家全壊：1 棟、1 世帯、2 人、非住家：2 棟、道路：1 ㄲ所、被害総額：102,000 千円、自主避難：1 世帯、1 人				
平成 26 年 (2014) 7 月 9～10 日	梅雨前線 台風第 8 号	死者：1 人、自主避難：5 世帯、5 人				
平成 27 年 (2015) 7 月 1 日	梅雨前線	住家被害：床上浸水 1 棟 1 世帯、床下浸水 7 棟 4 世帯 被災総額：13,953 千円				
平成 27 年 (2015) 8 月 31～9 月 2 日	大雨（土砂災害）・洪水警報	住家被害：床下浸水 1 棟 1 世帯 被災総額：13,449 千円				

年月日 (西暦)	原因等	被害状況				
		明浜町	宇和町	野村町	城川町	三瓶町
平成 28 年 (2016) 6 月 20～25 日	梅雨前線	住家被害：床下浸水 17 棟 16 世帯 道路：6 ヶ所 水道：178 戸 ため池：1 ヶ所 被害総額：104,223 千円				
平成 28 年 (2016) 6 月 28～30 日	梅雨前線	住家被害：床下浸水 1 棟 1 世帯 道路：3 ヶ所 被害総額：2,768 千円				
平成 28 年 (2016) 9 月 19～20 日	台風第 16 号	住家被害：一部破損 1 棟 1 世帯 被害総額：3,850 千円				
平成 29 年 (2017) 9 月 17～18 日	台風第 18 号	住家被害：床下浸水 7 棟 7 世帯 道路：22 ヶ所 河川：1 ヶ所 被害総額：81,509 千円				
平成 30 年 (2018) 7 月 5 日～	梅雨前線 平成 30 年 7 月豪雨	死者：6 人、住家被害：全壊 127 棟 154 世帯、半壊 274 棟 293 世帯、床上浸水 22 棟 23 世帯、床下浸水 145 棟 148 世帯、一部破損 27 棟 26 世帯、非住家 602 棟 被害総額：9,514,566 千円 (公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設、 その他の公共施設) ※平成 30 年度災害年報による数値				

1-2 西予市の主な地震災害 [危機管理課]

年月日 (西暦)	原因	被害状況				
		明浜町	宇和町	野村町	城川町	三瓶町
慶長 9 年 12 月 16 日 (1605 年 1 月 31 日)	東南海地震					津波発生
安政元年 11 月 (1854 年 12 月)	南海地震	津波により被 害多数				
昭和 21 年 (1946) 12 月 21 日	南海地震 ※1	海岸地盤沈 下、家屋倒壊				津波により床下 浸水：120 戸
昭和 43 年 (1968) 4 月 1 日	日向灘地震	屋根瓦がずれ た家屋多数				
平成 13 年 (2001) 3 月 24 日	芸予地震 ※2	震度 5 弱	震度 5 強 住宅破損：25 戸、公共施設 他：7 件、商業 的被害：10 件、被害総額： 37,000 千円	震度 5 弱	震度 4	震度 5 強
平成 18 年 (2006) 6 月 12 日	大分県西部地震 ※3	西予市 震度 5 弱 市内での被害は特になし				
平成 26 年 (2014) 3 月 14 日	伊予灘地震 ※4	震度 5 強 屋根瓦一部落 下、落石等	震度 4	震度 4	震度 4	震度 5 強 水道管破裂：2 カ所、屋根瓦一 部落下、舗装陥 没等
平成 28 年 (2016) 4 月 16 日	熊本地震 ※5	震度 4	震度 4			

※ 1 昭和21年(1946) 南海地震の記録

昭和21年12月21日午前4時19分頃、紀伊半島南方沖を震源とする地震(東経135度37分、北緯33度2分、深さ約20km、M8.0)が発生し、中部地方から九州地方の広範囲で震度5(強震)を記録し、局部的には震度6(烈震)を記録したところもある。この地震により発生した津波は、房総半島から九州までの沿岸地方を襲い、地震発生から10分もたたないうちに津波が来襲したところもある。また、宇和島に津波の第1波が到達したのは、地震発生時後約30分であった。愛媛県で観測された津波の高さは、宇和島1.3m、八幡浜0.4m、三崎0.6mであった。津波により三瓶で床下浸水120戸、宇和島の九島と東宇和郡玉津村(現在の宇和島市吉田町法花津)で浸水家屋が相当あり、他には南宇和郡東外海村深浦(現在の愛南町城辺深浦)、八幡浜、川之石等で軽微な被害を受けている。

※ 2 平成13年(2001) 芸予地震の記録

平成13年3月24日午後3時27分頃、安芸灘を震源とする地震(東経132度41分42秒、北緯34度42分42秒、深さ約50km、M6.7)が発生し、広島県の一部で6弱を観測したほか、広島、愛媛、山口県の一部で震度5強を観測した。この地震による被害は、主に揺れによるものであった。

※ 3 平成18年(2006) 大分県西部地震の記録

平成18年6月12日午前5時1分、大分県西部を震源とする地震(東経131度26.1分、北緯33度08.1分、深さ145km、M6.2)が発生し、広島県呉市、愛媛、大分県佐伯市で震度5弱を観測した。県内市町村の震度は次の

とおり（震度 5 弱：今治市、八幡浜市、伊方町、西予市）

※ 4 平成 26 年（2014）伊予灘地震の記録

平成 26 年 3 月 14 日午前 2 時 7 分、伊予灘を震源とする地震（東経 131.9 度、北緯 33.7 度、深さ約 80 km、M6.1）が発生し、西予市（明浜町・三瓶町）で最大震度 5 強を観測したほか、中国・四国・九州を中心に広範囲で 5 弱を観測した。（最大震度を観測した市内では、人的被害なし）

※ 5 平成 28 年（2016）熊本地震の記録

平成 28 年 4 月 14 日午後 9 時 26 分頃、熊本県熊本地方を震源とする地震（北緯 32 度 44.5 分、東経 130 度 48.5 分、深さ約 11 km、M6.5）が発生し、熊本県益城町で震度 7 を観測、平成 28 年 4 月 16 日午前 1 時 25 分頃、同地方を震源とする地震（北緯 32 度 45.2 分、東経 130 度 45.7 分、深さ約 12 km、M7.3）が発生し、熊本県益城町及び西原村で震度 7 を観測した。震度 7 の地震が同一地域で連続して発生したのは、観測史上初めてのことであり、熊本県を中心にその他九州地方の各県でも強い揺れを観測した。この地震による被害は、主に揺れによるものであった。県内市町の震度は次のとおり（震度 5 弱：八幡浜市、震度 4：松山市、今治市、宇和島市、西予市、伊方町）

2 気象関係

2-1 松山地方気象台が発表する特別警報・警報・注意報の種類及び発表基準[松山地方気象台]

松山地方気象台が発表する警報・注意報の種類及び発表基準一覧表の見方

- (1) 警報・注意報名の欄の（）内は基準として用いる気象要素を、記録的短時間大雨情報の（）内は基準を示す。なお、府県予報区、一次細分区域及び市町村等（以下、市町）をまとめた地域で取り扱いが異なる場合は、個々の欄に付記している。たとえば、警報の欄の「暴風（平均風速）」は、「暴風警報の基準は10分間の平均風速を用いる」ということを意味する。また、「波浪（有義波高）」は、ある地点で連続する波を観測したとき、波高の高いほうから順に全体の1/3の個数の波（例えば20分間で100個の波が観測されれば、大きい方の33個の波）を選び、これらの波高および周期を平均したもの、「高潮（潮位：標高）」は東京湾平均海面からの高さを基準として用いていることを意味する。
- (2) 大雨、洪水、大雪、高潮、波浪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報および記録的短時間大雨情報では、基準における「・・・以上」の「以上」を省略した。また、乾燥注意報、濃霧注意報では基準における「・・・以下」の「以下」を省略した。なお、上記以外の注意報では、基準の標記が多岐にわたるため、省略は行っていない。
- (3) 基準一覧表においては、「山地」、「平地」など本文中で用いる区域名で基準値を記述する場合がある。山地とは標高が概ね200m以上の地域、平地とは山地以外の地域である。
- (4) 大地震など不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常の基準を適用することが、適切でない状態になることがある。このような状態がある程度長期間継続すると考えられる場合には、特定の警報・注意報について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。
- (5) この基準は令和5年11月30日現在のものである。

松山地方気象台が発表する警報・注意報の種類及び発表基準一覧表

府県予報区		愛媛県				
一次細分区域		東予		中予	南予	
市町をまとめた地域		東予東部	東予西部		南予北部	南予南部
警報	暴風(平均風速)	陸上 20m/s, 海上 25m/s			陸上 20 m/s ^{**1} , 伊予灘 25 m/s, 宇和海 25 m/s	陸上 20 m/s, 海上 25 m/s
	暴風雪(平均風速)	陸上 20 m/s, 海上 25m/s 雪を伴う			陸上 20 m/s ^{**1} , 伊予灘 25 m/s, 宇和海 25 m/s 雪を伴う	陸上 20 m/s, 海上 25 m/s 雪を伴う
	波浪(有義波高)	3.0m			伊予灘 4.0m, 宇和海 4.0m	4.0m
	高潮	区域内の市町で別表 5 の基準に到達することが予想される場合				
	大雨	区域内の市町で別表 1 の基準に到達することが予想される場合				
	洪水	区域内の市町で別表 2 の基準に到達することが予想される場合				
	大雪	平地 12 時間降雪の深さ 10cm, 山地 12 時間降雪の深さ 30cm				
注意報	強風(平均風速)	陸上 12m/s, 海上 15m/s			陸上 12 m/s ^{**2} , 伊予灘 15 m/s, 宇和海 15 m/s	陸上 12 m/s, 海上 15 m/s
	風雪(平均風速)	陸上 12m/s, 海上 15m/s 雪を伴う			陸上 12 m/s ^{**2} , 伊予灘 15 m/s, 宇和海 15 m/s 雪を伴う	陸上 12 m/s, 海上 15 m/s 雪を伴う
	波浪(有義波高)	1.5m			伊予灘 2.0m, 宇和海 2.0m	2.0m
	高潮	区域内の市町で別表 5 の基準に到達することが予想される場合				
	大雨	区域内の市町で別表 3 の基準に到達することが予想される場合				
	洪水	区域内の市町で別表 4 の基準に到達することが予想される場合				
	大雪	平地 12 時間降雪の深さ 5cm, 山地 12 時間降雪の深さ 15cm				
	雷	落雷等により被害が予想される場合				
	乾燥	最小湿度 40%で実効湿度 60%				
濃霧(視程)	陸上 100m, 海上 500m			陸上 100m, 伊予灘 500m,	陸上 100m, 海上 500m	

		宇和海 500m	
霜	3月20日以降の晩霜 最低気温 3℃以下		
なだれ	①積雪の深さ 20cm 以上あり降雪の深さ 30cm 以上 ②積雪の深さ 50cm 以上あり最高気温 8℃以上又はかなりの降雨 ^{※3}		
低温	平地 最低気温-4℃以下 山地 最低気温-8℃以下		
着雪	24 時間降雪の深さ:20cm 以上, 気温:-1℃~2℃		
着氷			
融雪			
記録的短時間大雨情報(1 時間雨量)	100mm		

※1 瀬戸(アメダス)の観測値(風向が南東~南西)は 25 m/s を目安とする。

※2 瀬戸(アメダス)の観測値(風向が南東~南西)は 15 m/s を目安とする。

※3 気温は松山地方気象台の値。

大雨及び洪水警報・注意報基準表の見方

- (1) 別表 1 及び別表 3 の表面雨量指数基準及び土壌雨量指数基準については、各市町内における基準値の最低値を示している。
- (2) 流域雨量指数基準は、各流域のすべての地点に設定しているが、別表 2 及び別表 4 の流域雨量指数基準には、主要な河川における代表地点の基準値を示している。
- (3) 別表 2 及び別表 4 の「〇〇川流域=30」は「〇〇川流域の流域雨量指数 30 以上」を意味する。
- (4) 別表 2 の複合基準は、表面雨量指数と流域雨量指数による基準を示す。例えば、〇〇川流域= (9, 26) であれば、表面雨量指数 9 以上かつ〇〇川流域の流域雨量指数 26 以上を意味する。
- (5) 「指定河川洪水予報による基準」の「〇〇川 [△△]」は、洪水警報においては「指定河川である〇〇川に発表された洪水予報において、△△基準観測点で氾濫警戒情報、または、氾濫危険情報の発表基準を満たしている場合に洪水警報を発表する」ことを、洪水注意報においては、同じく「△△基準観測点で氾濫注意情報の発表基準を満たしている場合に洪水注意報を発表する」ことを意味する。
- (6) 土壌雨量指数基準、表面雨量指数基準、流域雨量指数基準、複合基準のうち基準が設定されていないもの、及び高潮警報・注意報で現象が発現せず基準を設定していない市町等についてはその欄を“－”で示している。

【参考】

土壌雨量指数

土壌雨量指数は、降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌中に溜まっている雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、1 km 四方の格子（メッシュ）に分けて算出する。

表面雨量指数

表面雨量指数は、短時間強雨による浸水危険度の高まりを把握するための指標で、地面の被覆状況や地質、地形勾配などを考慮して、降った雨が地表面にどれだけ溜まっているかをタンクモデルを用いて数値化したもの。タンクモデルによる流出量に地形補正係数を乗じて、1 km 四方の格子（メッシュ）に分けて算出する。

流域雨量指数

流域雨量指数は、降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、1 km 四方の格子（メッシュ）に分けて算出する。

気象等に関する特別警報の発表基準

現象の種類	基準	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合	
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高潮		高潮になると予想される場合
波浪		高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

(注) 発表にあたっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況および予想に基づいて判断をします。

別表 1

大雨警報基準

市町をまとめた地域	市町	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
東予東部	新居浜市	24	117
	西条市	20	122
	四国中央市	22	136
東予西部	今治市	16	103
	上島町	12	111
中予	松山市	18	125
	伊予市	16	136
	東温市	16	133
	久万高原町	17	147
	松前町	19	—
	砥部町	15	136
南予北部	八幡浜市	16	167
	大洲市	11	118
	西予市	13	155
	内子町	15	130
	伊方町	12	145
南予南部	宇和島市	18	105
	松野町	17	196
	鬼北町	16	167
	愛南町	17	172

別表 2

洪水警報基準

市町をまとめた地域	市町	流域雨量指数基準	複合基準※ ¹	指定河川洪水予報による基準
東予東部	新居浜市	阿島川流域=10.4, 国領川流域=24.4, 尻無川流域=10.9, 東川流域=13.2, 渦井川流域=12, 客谷川流域=8.5	東川流域= (8, 12.4)	—
	西条市	加茂川流域=43.2, 渦井川流域=20.8, 中山川流域=31.5, 大明神川流域=9.6, 室川流域=8.6	渦井川流域= (7, 19.9), 中山川流域= (17, 29.4), 大明神川流域= (7, 8.6), 室川流域= (7, 7.7)	—
	四国中央市	金生川流域=19.6, 契川流域=7.2, 赤之井川流域=6.9, 西谷川流域=6.4, 関川流域=27.5	金生川流域= (9, 19.2)	—
東予西部	今治市	頓田川流域=17.5, 蒼社川流域=28, 浅川流域=8.9, 山之内川流域=6.9, 菊間川流域=11.3	浅川流域= (8, 8)	—
	上島町		—	—
中予	松山市	石手川流域=27.5, 内川流域=10.6, 小野川流域=8.4, 立岩川流域=14.6, 河野川流域=8.8, 大川流域=8.8, 久万川流域=3.8, 宮前川流域=4.9	内川流域= (16, 9.9), 立岩川流域= (8, 13.1), 久万川流域= (12, 3.6)	重信川 [出合]
	伊予市	中山川流域=12.8, 森川流域=15.5, 上灘川流域=12.5, 豊田川流域=8.4	豊田川流域= (8, 7.5)	重信川 [出合]
	東温市	内川流域=6.7, 表川流域=24.4, 滑川流域=13.6	—	重信川 [出合]
	久万高原町	仁淀川流域=7, 久万川流域=29.3	—	—
	松前町	国近川流域=5.9, 長尾谷川流域=4.5	長尾谷川流域= (8, 4)	重信川 [出合]
	砥部町	砥部川流域=16.4, 玉谷川流域=8.3	砥部川流域= (5, 14.7), 玉谷川流域= (5, 7.4)	重信川 [出合]

南予北部	八幡浜市	宮内川流域=7.2, 喜木川流域=13.5, 五反田川流域=15.6, 千丈川流域=9.5	宮内川流域= (7, 6.4), 喜木川流域= (7, 11.7), 五反田川流域= (7, 14), 千丈川流域= (7, 9.4)	—
	大洲市	矢落川流域=14.4, 久米川流域=10.9, 嵩富川流域=11.9, 河内川流域=4.1, 和田川流域=6, 深部川流域=4, 都谷川流域=7.1, 野田本川流域=7.5	矢落川流域= (5, 11.5), 久米川流域= (5, 9.8), 都谷川流域= (5, 6.2)	肱川 [大洲第二]
	西予市	肱川流域=37.7, 岩瀬川流域=11.8, 西川流域=5.6, 谷道川流域=6.2, 皆江大川流域=6.6	—	—
	内子町	小田川流域=35.4, 麓川流域=14.1, 中山川流域=19, 田渡川流域=17.8	小田川流域= (6, 34.7), 田渡川流域= (6, 16)	—
	伊方町		—	—
南予南部	宇和島市	三間川流域=18.1, 須賀川流域=16.3, 来村川流域=14, 岩松川流域=20.9	来村川流域= (10, 12), 岩松川流域= (10, 18.8)	—
	松野町	黒川流域=16.6, 広見川流域=47.6	—	—
	鬼北町	広見川流域=43, 三間川流域=26.7, 奈良川流域=15.1	—	—
	愛南町	僧都川流域=18.8, 惣川流域=11	僧都川流域= (10, 16.9), 惣川流域= (10, 9.9)	—

※1 (表面雨量指数, 流域雨量指数) の組み合わせによる基準値を表す。

別表 3

大雨注意報基準

市町をまとめた地域	市町	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
東予東部	新居浜市	10	86
	西条市	11	90
	四国中央市	14	100
東予西部	今治市	10	76
	上島町	8	82
中予	松山市	10	86
	伊予市	10	93
	東温市	10	91
	久万高原町	10	101
	松前町	11	100
	砥部町	8	93
南予北部	八幡浜市	9	123
	大洲市	6	87
	西予市	9	114
	内子町	8	96
	伊方町	9	107
南予南部	宇和島市	13	75
	松野町	11	141
	鬼北町	11	120
	愛南町	13	123

別表 4

洪水注意報基準

市町をまとめた地域	市町	流域雨量指数基準	複合基準※ ¹	指定河川洪水予報による基準
東予東部	新居浜市	阿島川流域=8.3, 国領川流域=19.5, 尻無川流域=8.7, 東川流域=10.5, 渦井川流域=9.6, 客谷川流域=5.2	国領川流域= (5, 19.5) , 尻無川流域= (5, 8.7) , 東川流域= (5, 8.1) , 渦井川流域= (5, 9.6)	—
	西条市	加茂川流域=34.5, 渦井川流域=16.6, 中山川流域=25.2, 大明神川流域=7.6, 室川流域=6.8	加茂川流域= (7, 27.6) , 渦井川流域= (5, 16.6) , 中山川流域= (5, 25.2) , 大明神川流域= (7, 6.1) , 室川流域= (5, 6.8)	—
	四国中央市	金生川流域=15.6, 契川流域=5.7, 赤之井川流域=5.5, 西谷川流域=5.1, 関川流域=22	金生川流域= (9, 11.2) , 西谷川流域= (8, 5.1) , 関川流域= (10, 17.6)	—
東予西部	今治市	頓田川流域=14, 蒼社川流域=22.4, 浅川流域=7.1, 山之内川流域=5.5, 菊間川流域=7.9	頓田川流域= (5, 13.6) , 蒼社川流域= (8, 17.9) , 浅川流域= (5, 6.3) , 山之内川流域= (5, 5.5) , 菊間川流域= (7, 7.1)	—
	上島町		—	—
中予	松山市	石手川流域=22, 内川流域=8.4, 小野川流域=6.7, 立岩川流域=11.6, 河野川流域=7, 大川流域=7, 久万川流域=3, 宮前川流域=2.8	石手川流域= (5, 20) , 内川流域= (5, 8.4) , 小野川流域= (9, 5.3) , 立岩川流域= (8, 9.3) , 大川流域= (7, 7) , 久万川流域= (9, 2.6) , 宮前川流域= (8, 2.8)	重信川 [出合]
	伊予市	中山川流域=10.2, 森川流域=7.8, 上灘川流域=10, 豊田川流域=6.7	中山川流域= (5, 10.2) , 豊田川流域= (8, 5.4)	—

	東温市	内川流域=5.3, 表川流域=19.5, 滑川流域=10.8	内川流域= (8, 5.3) , 表川流域= (8, 15.6)	重信川 [出合]
	久万高原町	仁淀川流域=5.6, 久万川流域=23.4	仁淀川流域= (5, 5.1) , 久万川流域= (5, 17)	—
	松前町	国近川流域=4.7, 長尾谷川流域=3.6	国近川流域= (5, 3.5) , 長尾谷川流域= (7, 2.2)	重信川 [出合]
	砥部町	砥部川流域=13.1, 玉谷川流域=6.6	砥部川流域= (5, 12.1) , 玉谷川流域= (5, 6.6)	重信川 [出合]
南予北部	八幡浜市	宮内川流域=5.7, 喜木川流域=10.8, 五反田川流域=12.4, 千丈川流域=7.6	宮内川流域= (7, 4.6) , 喜木川流域= (5, 10.5) , 五反田川流域= (5, 12.4) , 千丈川流域= (7, 4.4)	—
	大洲市	矢落川流域=11.5, 久米川流域=5.7, 嵩富川流域=9.5, 河内川流域=3.2, 和田川流域=4.8, 深部川流域=3.2, 都谷川流域=5.6, 野田本川流域=6	矢落川流域= (5, 9.9) , 久米川流域= (5, 4.6) , 嵩富川流域= (5, 9.5) , 河内川流域= (5, 3.2) , 和田川流域= (5, 3.7) , 都谷川流域= (5, 4.1)	肱川 [大洲第二]
	西予市	肱川流域=30.1, 岩瀬川流域=9.3, 西川流域=4.4, 谷道川流域=4.9, 皆江大川流域=5.2	肱川流域= (7, 24.1) , 岩瀬川流域= (7, 6.9) , 西川流域= (5, 4.4) , 谷道川流域= (5, 4.9) , 皆江大川流域= (5, 5.2)	—
	内子町	小田川流域=28.3, 麓川流域=11.2, 中山川流域=15.2, 田渡川流域=14.2	小田川流域= (6, 27.1) , 中山川流域= (5, 15.2) , 田渡川流域= (6, 11.4)	—
	伊方町		—	—
南予南部	宇和島市	三間川流域=14.4, 須賀川流域=13, 来村川流域=11.2, 岩松川流域=16.7	三間川流域= (6, 14.4) , 須賀川流域= (10, 11.2) , 来村川流域= (10, 9) , 岩松川流域= (10, 16.7)	—
	松野町	目黒川流域=13.2, 広見川流域=38	目黒川流域= (5, 13.2) , 広見川流域= (9, 30.4)	—

	鬼北町	広見川流域=34.4, 三間川流域=21.3, 奈良川流域=12	広見川流域= (9, 27.5) , 三間川流域= (9, 21.3) , 奈良川流域= (5, 11.2)	—
	愛南町	僧都川流域=15, 惣川流域=8.8	僧都川流域= (8, 12.6) , 惣川流域= (10, 8.8)	—

※ 1 (表面雨量指数, 流域雨量指数) の組み合わせによる基準値を表す。

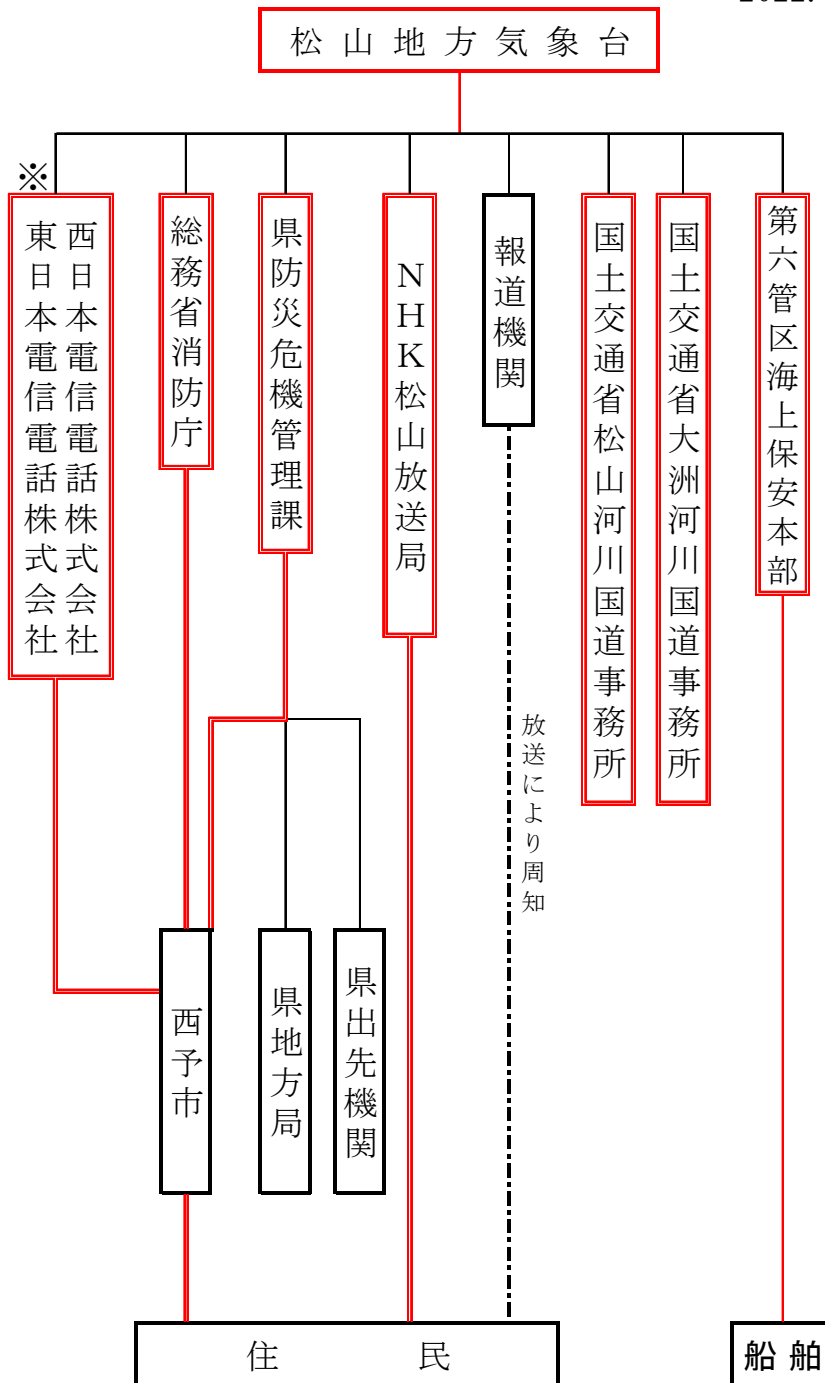
別表 5

高潮警報・注意報基準

市町をまとめた地域	市町	潮位	
		警報	注意報
東予東部	新居浜市	2.7m	2.2m
	西条市	2.7m	2.2m
	四国中央市	2.8m	2.3m
東予西部	今治市	2.5m	2.2m
	上島町	2.5m	2.2m
中予	松山市	2.6m	2.2m
	伊予市	2.6m	2.2m
	東温市	—	—
	久万高原町	—	—
	松前町	2.6m	2.2m
	砥部町	—	—
南予北部	八幡浜市	伊予灘側 2.4m 宇和海側 1.7m	伊予灘側 2.0m 宇和海側 1.5m
	大洲市	2.4m	2.0m
	西予市	1.7m	1.4m
	内子町	—	—
	伊方町	伊予灘側 2.6m 宇和海側 1.7m	伊予灘側 2.2m 宇和海側 1.5m
南予南部	宇和島市	1.7m	1.4m
	松野町	—	—
	鬼北町	—	—
	愛南町	1.7m	1.5m

2-2 特別警報・警報・注意報の伝達系統 [松山地方気象台]

2022. 12. 14現在



※印は警報のみ。

注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法に基づく法定伝達先。

注) 二重線の経路は、特別警報が発表された際に、気象業務法によって通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。

2-3 震度階級表 [松山地方気象台]

●人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計が記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中は、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中は、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中は、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物が大きく揺れ、棚にある食器類も音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人もある。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物こつかりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物も激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものも倒れることがある。	まわりの窓ガラスが割れて落ちることがある。電線が揺れるのがわかる。道路が被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物こつかりたいと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが増える。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。掘削機が十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損し、落下することがある。
6強	立っていることができず、はたはと動くことができない。揺れにまろろされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。	壁のタイルや窓ガラスが破損し、落下する建物が増える。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ばされることもある。	壁のタイルや窓ガラスが破損し、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

●木造建物（住宅）の状況

震度階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが増える。傾くものや、倒れるものが増える。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。まわりに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

(注1) 木造建物（住宅）の耐震性により2つに区分けた。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

(注3) 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

●鉄筋コンクリート造建物の状況

震度階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5強	—	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。1階あるいは中間階が変形し、まわりに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが増える。

(注1) 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

●地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5弱 5強	亀裂 ^{※1} や液状化 ^{※2} が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
6弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6強 7	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある ^{※3} 。

※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

●ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることもある※。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある※。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための整備は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安全確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつかまりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時、通言事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管轄装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

●大規模構造物への影響

長周期地震動 [*] による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いと、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらなると、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内容液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることがある。

2-4 大津波警報、津波警報、津波注意報、津波情報、地震情報等の種類と内容 [松山地方気象台]

1 津波関係

(1) 大津波警報、津波警報、津波注意報

ア 大津波警報、津波警報、津波注意報の発表等

気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を即時に推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報または津波注意報（以下これらを「津波警報等」という。）を津波予報区単位で発表する。

なお、大津波警報については、津波特別警報に位置づけられる。

津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。ただし、地震の規模がマグニチュード8を超えるような巨大地震に対しては、精度のよい地震の規模をすぐに求めることができないため、津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表し、非常事態であることを伝える。予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度良く求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表する。

津波警報等の種類と発表される津波の高さ（注）等

津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表 (予想される津波の高さ区分)	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで3mを超える場合。	10m超 (10m<予想高さ)	巨大	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		10m (5m<予想高さ ≤10m)		
		5m (3m<予想高さ ≤5m)		
津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合。	3m (1m<予想高さ ≤3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や津波避難ビルなど安全な

				場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
津波 注意報	予想される津波の最大波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合。	1 m (0.2m ≤ 予想 高さ ≤ 1m)	(表記 しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流出し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。 海水浴や磯釣りは危険なので行わない。 注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

注)「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

イ 津波警報等の留意事項等

- ・沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。
- ・津波警報等は、精査した地震の規模や実際に観測した津波の高さをもとに更新する場合がある。
- ・津波による災害のおそれがなくなると認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波が更に高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

(2) 津波情報

ア 津波情報の発表等

気象庁は、津波警報等を発表した場合には、各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ、各観測点の満潮時刻や津波の到達予想時刻等を津波情報で発表する。

津波情報の種類と発表内容

情報の種類	発表内容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻 ^(注1) や予想される津波の高さ(発表内容は津波警報・注意報の種類の表に記載)を発表
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表 ^(※2)
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表 ^(※3)

(※1) この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻である。場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。

(※2) 津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点までに観測された最大波

の観測時刻と高さを発表する。

・最大波の観測値については、大津波警報又は津波警報を発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

沿岸で観測された津波の最大波の発表内容

発表中の津波警報等	発表基準	発表内容
大津波警報	1 m超	数値で発表
	1 m以下	「観測中」と発表
津波警報	0.2m以上	数値で発表
	0.2m未満	「観測中」と発表
津波注意報	(すべての場合)	数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現）

(※3) 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第1波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ）を津波予報区単位で発表する。
- ・最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報又は津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）または「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

沖合で観測された津波の最大波（観測値及び沿岸での推定値（注））の発表内容

発表中の津波警報等	発表基準	発表内容
大津波警報	3 m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	3 m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波警報	1 m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	1 m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波注意報	(すべての場合)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

注) 沿岸から距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

イ 津波情報の留意事項等

① 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報

- ・津波到達予想時刻は、津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ予報区のなかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。
- ・津波の高さは、地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。

② 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報

- ・津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。

③ 津波観測に関する情報

- ・津波による潮位変化（第一波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。
- ・場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。

④ 沖合の津波観測に関する情報

- ・津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸では更に高くなる。
- ・津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

(3) 津波予報

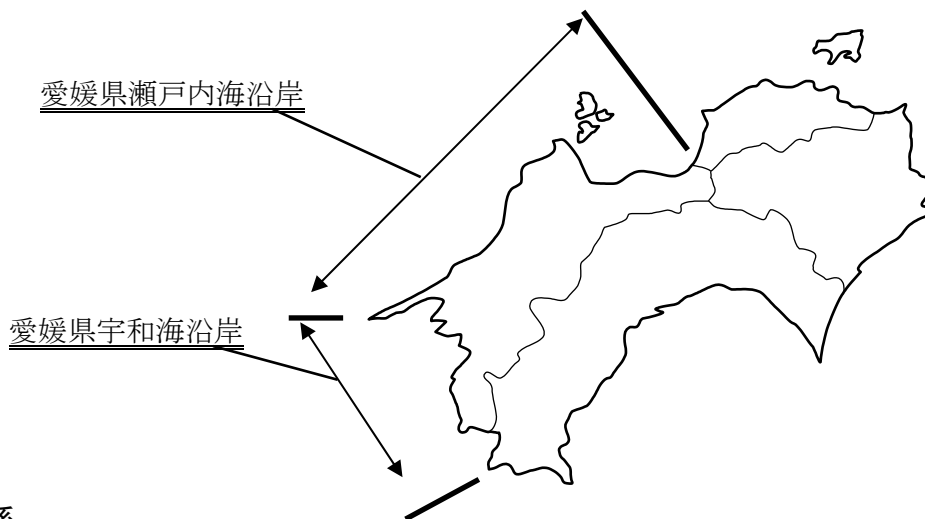
気象庁は、地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

津波予報の発表基準と発表内容

	発表基準	発表内容
津波予報	津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき(津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
	津波注意報解除後も海面変動が継続するとき(津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴等に際しては十分な留意が必要である旨を発表

(4) 津波予報区

津波予報は、全国の海岸線を66の区域に分け、都道府県単位もしくは更に細かい地域で発表する。これを津波予報区といい、愛媛県では次の図に示す「愛媛県瀬戸内海沿岸」と「愛媛県宇和海沿岸」で発表する。



2 地震関係

(1) 緊急地震速報

緊急地震速報は、地震の発生直後に震源に近い地震計でとらえた観測データを解析して、震源や地震の規模（マグニチュード）を直ちに推定し、各地での主要動の到達時刻や震度を推定し、可能な限り素早く、強い揺れが来ることをお知らせする情報である。このため、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない。

緊急地震速報には、テレビやラジオ、携帯電話等で入手できる緊急地震速報（警報）と受信端末等を利用して個々の利用者のニーズに合わせて利用できる緊急地震速報（予報）の2種類がある。

なお、緊急地震速報（警報）のうち震度6弱以上の揺れを予想した場合は特別警報に位置付けられる。

緊急地震速報（警報）の発表条件、発表内容、区域名称

緊急地震速報（警報）	発表条件	地震波が2点以上の地震観測点で観測され、最大震度が5弱以上または長周期地震動階級3以上の揺れと予想された場合
	発表内容	地震の発生時刻、震央地名、震源、震度4以上または長周期地震動階級3以上が予想される地域名 (具体的な予測震度と猶予時間は発表しない)
区域の名称		地域単位：愛媛県東予・愛媛県中予・愛媛県南予、県単位：愛媛

緊急地震速報（予報）の発表条件、発表内容

緊急地震速報	発表条件	いずれかの地震観測点において、P波またはS波の振幅が100ガル以上となった場合 地震計で観測された地震波を解析した結果、マグニチュードが3.5以上
--------	------	--

(予報)		上、または最大予測震度が3以上、長周期地震動階級が1以上である場合
	発表内容	地震の発生時刻、震央地名、震源と <ul style="list-style-type: none"> ・予測される最大震度が震度3以下のときは、最大予測震度 ・予測される最大震度が震度4以上または長周期地震動階級1以上のときは、地域名に加えて、震度4以上または長周期地震動階級1以上と予測される地域の揺れの大きさの予測値震度とその地域への大きな揺れの到達予測時刻

注) 緊急地震速報(予報)は、地震を検知してから数秒～1分程度の間回数(5～10回程度)発表される。第1報は迅速性を優先し、その後提供する情報の精度は徐々に高くなり、ほぼ精度が安定したと考えられる時点で最終報を発表する。

(2) 地震情報等の種類とその内容

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名(全国を188地域に区分)と地震の揺れの検知時刻を速報。
震源に関する情報	震度3以上 (津波警報または津波注意報を発表した場合は発表しない)	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。
震源・震度情報	<ul style="list-style-type: none"> ・震度1以上 ・津波警報・津波注意報発表または若干の海面変動が予想された時 ・緊急地震速報(警報)発表時 	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表。
推計震度分布図	震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、250m四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表。
長周期地震動に関する観測情報	震度1以上を観測した地震のうち、長周期地震動階級1以上を観測した場合	地域ごとの震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表。(地震発生から10分後程度で1回発表)

遠地地震に関する情報	<ul style="list-style-type: none"> ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合（国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある。） 	国外で発生した地震について、地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を、地震発生から概ね30分以内に発表 ^{*1} 。日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。
その他の情報	顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。

※1 国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は、噴火発生から1時間半～2時間程度で発表しています。

（3）地震活動に関する解説資料等

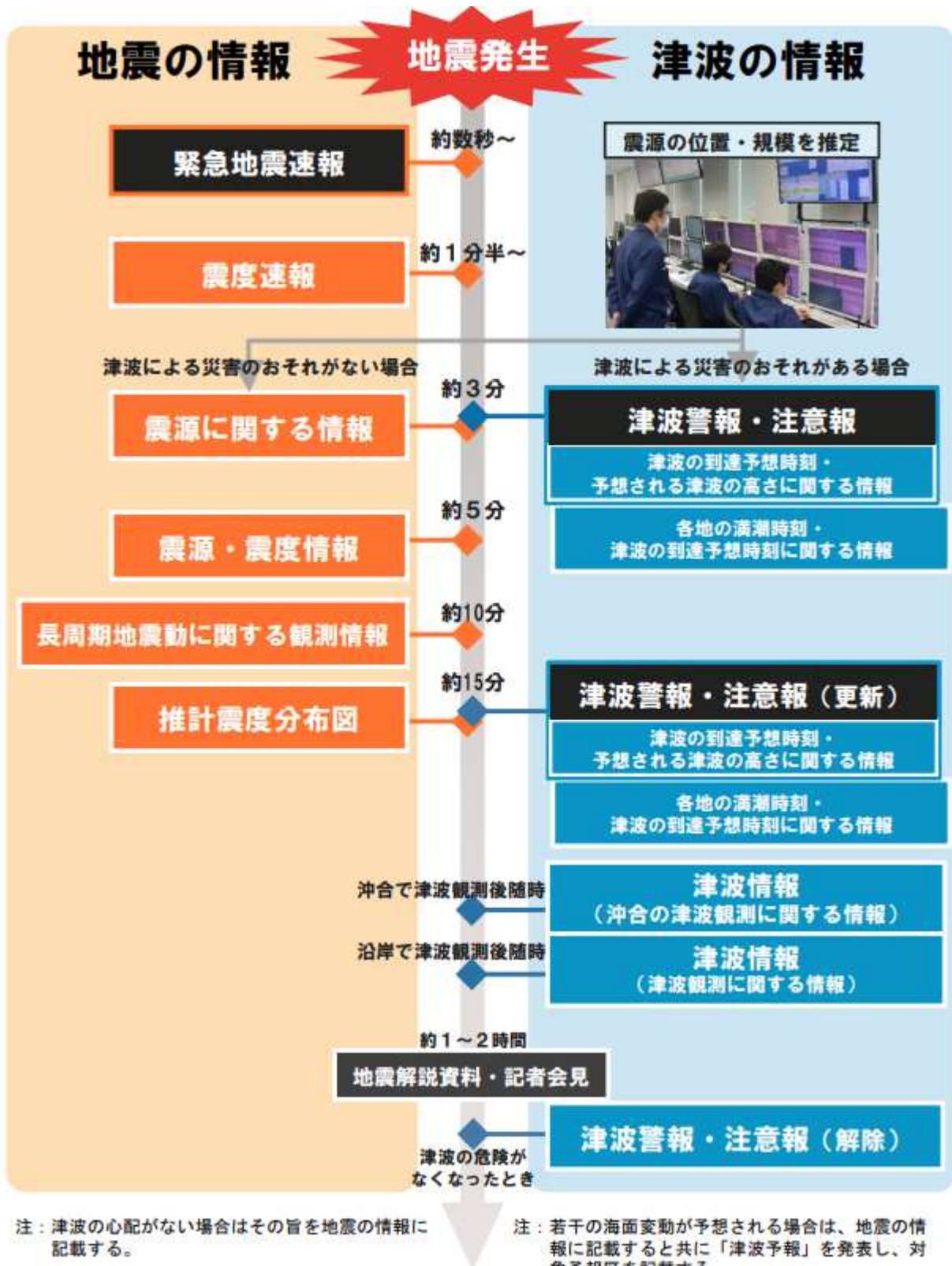
地震情報以外に、地震活動の状況等をお知らせするために気象庁本庁及び大阪管区气象台、松山地方气象台が関係地方公共団体、報道機関等に提供している資料

解説資料等の種類	発表基準	内容
地震解説資料 （全国速報版・地域速報版）	<p>以下のいずれかを満たした場合に、一つの現象に対して一度だけ発表</p> <ul style="list-style-type: none"> ・津波警報・注意報発表時（遠地地震による発表時除く） ・(担当地域で) 震度4以上を観測（ただし、地震が頻発している場合、その都度の発表はしない。） 	<p>地震発生後30分程度を目途に、地方公共団体が初動期の判断のため、状況把握等に活用できるように、地震の概要、震度に関する情報や津波警報や津波注意報等の発表状況等、及び津波や地震の凶情報を取りまとめた資料。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地震解説資料（全国速報版） 上記内容について、全国の状況を取りまとめた資料。 ・地震解説資料（地域速報版） 上記内容について、発表基準を満たした都道府県別に取りまとめた資料。
地震解説資料 （全国詳細版・地域詳細版）	<p>以下のいずれかを満たした場合に発表するほか、状況に応じて必要となる続報を適宜発表</p> <ul style="list-style-type: none"> ・津波警報・注意報発表時 ・(担当地域で) 震度5弱以上を観測・社会的に関心の高い地震が発生 	<p>地震発生後1～2時間を目途に第1号を発表する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地震解説資料（全国詳細版） 地震や津波の特徴を解説するため、防災上の留意事項やその後の地震活動の見通し、津波や長周期地震動の観測状況、緊急地震速報の発表状況、周辺の地域の過去の地震活動など、より詳しい状況等を取りまとめた資料。 ・地震解説資料（地域詳細版） 地震解説資料（全国詳細版）発表以降に状況に応じて必要となる続報を適宜発表するととも

		に、状況に応じて適切な解説を加えることで、防災対応を支援する資料（地域の地震活動状況や応じて、単独で提供されることもある）。
地震活動図	定期（毎月初旬）	地震・津波に係る災害予想図の作成、その他防災に係る活動を支援するために、（毎月の都道府県内及び）その地方の地震活動の状況をとりまとめた地震活動の傾向等を示す資料。
週間地震概況	定期（毎週金曜）	防災に係る活動を支援するために、週ごとの地方の地震活動の状況をとりまとめた資料。

3 情報等の流れ図

大津波警報、津波警報、津波注意報、津波情報、津波予報、地震情報等の一連の流れ図を下記に示す。

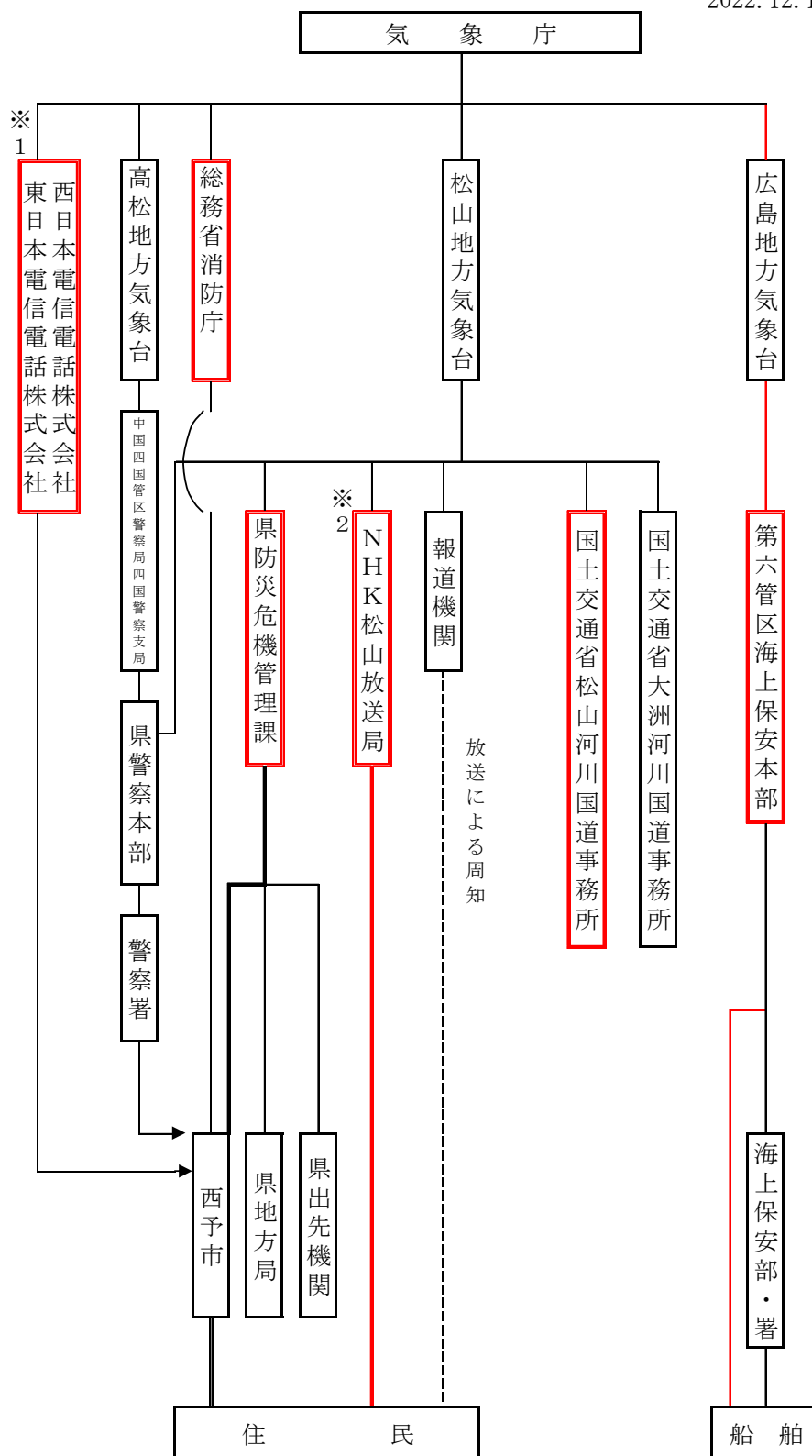


4 地震情報に使用される用語の解説

用語	説明
震度	ある地点での地震動の強さをいう。 「計測震度計」により観測される。地震が起こったとき、地震が同じ加速度で揺れたとしても、揺れの周期により人体の感じ方は違う。このため、計測震度計は測定した加速度を周期及び揺れの継続時間により補正し、計測震度を算出している。
震度観測点	計測震度計が設置されている場所をいい、原則として市町に1箇所程度設置されている。
地域震度	全国を188地域に分け、その地域内ごとの震度観測点で観測された最大震度をいう。 愛媛県では、愛媛県東予、中予、南予の3地域に分けて発表する。
震源要素	発生時刻、緯度、経度、深さ、地震の規模（マグニチュード）
震源	地震発生の際に、地球内部の岩石の破壊が開始した地点をいう。
震央	震源の真上にあたる地表の地点をいい、震源地ともいう。
マグニチュード	地震の規模の大きさを表す指数で一般には「M」という記号により示される。
群発地震	本震と呼べるような、とび抜けて大きな地震を含まず、観測される地震の数が多地震をいう。ある程度活動規模が大きく、単位時間当たりの発生頻度が高い場合に使用する。

2-5 大津波警報・津波警報・津波注意報等及び地震・津波に関する情報の伝達系統図

2022. 12. 14現在



※1：津波警報の発表、解除のみ。

※2：警報はEWS（緊急警報放送システムの略）により放送する。

注1）二重枠で囲まれている機関は、気象業務法に基づく法定伝達先。

注2）二重線の経路は、特別警報が発表された際に、気象業務法によって通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。

3 防災上注意すべき区域等

3-1 地すべり防止区域危険箇所一覧 [農業水産課・林業課・建設課 (産業建設課)]

箇所番号	区域名	所在地	所管	面積 ※ (ha)	人家数 (戸)	公共施設	指定状況	
							告示番号	年月日
15	関地地区	宇和町信里	農林水産省	30.88	—	関地池	444	S39.4.27
45	長崎	城川町窪野	農林水産省	21.03	8		198	S49.3.12
464	上川	城川町遊子谷	農林水産省	17.18	4	地域づくり活動センター 市道・林道	405	S61.3.17
41	下ノ上	三瓶町垣生	農林水産省	11.87	6		169	S49.3.7
58	安土	三瓶町安土	農林水産省	20.25	29	市道	415	S53.3.31
65	下泊	三瓶町下泊	農林水産省	32.9	—		396	S56.3.19
73	和泉	三瓶町和泉	農林水産省	45.8	9	市道・集会所	356	S63.3.26
77	屋敷	三瓶町朝立	農林水産省	26.6	1	市道	462	H1.3.29
85	朝立浜	三瓶町朝立	農林水産省	32.0	—		370	H4.3.16
91	垣生	三瓶町垣生	農林水産省	11.65	10	県道	694	H16.3.25
47	奈良野	野村町予子林	農林水産省	80.5	4	県道	382	S50.3.31
417	蔵貫	三瓶町蔵貫	国土交通省	16.6	—	—		
418	皆江東	三瓶町皆江	国土交通省	8.4	—	市道		
419	皆江中	三瓶町皆江	国土交通省	6.3	—	市道		
420	皆江西	三瓶町皆江	国土交通省	10.1	—	市道・国道		
421	栗の木	野村町栗木	国土交通省	28.8	13	公会堂 市道・国道	2599	S38.10.10
422	釜川	野村町釜川	国土交通省	7.15	11	集会所 官公署 市道	1890	S36.8.26
423	高瀬	野村町高瀬	国土交通省	33.0	21	集会所*2 市道・県道		
424	坂石	野村町坂石	国土交通省	34.45	79	官公署 集会所*2 市道・国道	2598 1300	S38.10.10 H10.5.29
425	河成	野村町予子林 官公署は坂石 学校は予子林	国土交通省	20	9	官公署 旧小学校跡地 市道・県道		
426	名古屋	野村町予子林	国土交通省	8.5	—	市道		
427	台組	野村町舟戸	国土交通省	20.2	11	発電用水路 市道・県道	691	S60.3.27
428	藤の内	野村町惣川	国土交通省	21	7	市道		
429	寺組	野村町惣川	国土交通省	84.84	135	官公署*7 集会所*7 市道・県道	1890 571 473 1211	S36.8.26 S49.4.12 S54.3.22 H21.11.13
430	伊予の地	野村町惣川	国土交通省	24.5	2	市道		
431	今久保	野村町小松	国土交通省	17.03	11	市道・県道	865	H18.7.25
432	川久保	野村町小松	国土交通省	9.4	6	県道		
433	松久保	野村町小松	国土交通省	6.5	8	市道・県道	1939	S35.9.13
434	泉川	城川町遊子谷	国土交通省	6.5	1	市道		
435	嘉喜尾	城川町嘉喜尾	国土交通省	12.3	—	国道	1890	S36.8.26
436	本村	城川町嘉喜尾	国土交通省	11.5	9	集会所		

箇所番号	区域名	所在地	所管	面積 ※ (ha)	人家数 (戸)	公共施設	指定状況	
							告示番号	年月日
437	棟組	城川町男河内	国土交通省	7.12	7	市道	840	S63・3・18
438	安尾	城川町川津南	国土交通省	10.0	5	市道		
439	桂	城川町窪野	国土交通省	5.5	1	市道	1890	S36・8・26
440	窪野	城川町窪野	国土交通省	7.0	6	市道		
441	仁土	宇和町仁土	国土交通省	8.5	5	集会所 市道	1008	S46・6・8
536	和泉	三瓶町和泉	国土交通省	6.4	17	市道		
537	垣生	三瓶町垣生	国土交通省	43.4	—	市道・県道		
538	津布理中	三瓶町津布理	国土交通省	50.4	—	市道・県道		
539	津布理南	三瓶町津布理	国土交通省	30.3	—	市道・県道		
540	皆江南	三瓶町皆江	国土交通省	14	—	市道		
541	佐須	野村町予子林	国土交通省	12.9	6	市道		
542	日浦	城川町遊子谷	国土交通省	20.4	16	地域づくり活動センター 診療所 市道・県道		
543	窪	宇和町窪	国土交通省	13.0	13			
544	田之浜	明浜町田之浜	国土交通省	10.0	4	旧小学校跡地 市道		
545	上川	城川町遊子谷	林野庁	17.2	5	地域づくり活動センター 市道		S61.3.17

※ 指定箇所については区域面積、指定のない場合は箇所面積

3-2 土石流危険渓流一覧 [建設課]

1 明浜町

番号	渓流 番号 U461	渓流名	地区名	発生流域 面積 (km ²)	保全人家 戸数 (戸)	保全対象 公共的施設
1	1001	西奥川	田之浜	0.21	65	旧田之浜小学校跡地・市道・国道
2	1002	東川	田之浜	0.14	80	市道・国道
3	1003	蛇滝川	宮野浦	0.35	11	市道・国道
4	1004	岩井川	宮野浦	0.13	16	国道
5	1005	堂面川	宮野浦	0.31	136	宮野浦コミュニティセンター・集会所・保育所・市道・国道
6	1006	中浦川	宮野浦	0.38	19	旧明浜西中跡地・市道・県道・国道
7	1007	小浦川	高山	0.04	20	国道
8	1008	西川内川	高山	0.12	62	高山西集会所・市道
9	1009	北川	高山	0.13	80	明浜支所・高山西集会所・市道
10	1010	西川	高山	0.19	97	明浜支所・高山西集会所・市道
11	1011	東川	高山	0.28	66	市道
12	1012	中滝川	高山	0.1	55	市営住宅・市道
13	1013	南川	高山	0.33	1	ふるさと創出館（加工場）・明浜観光交流拠点施設・キャンプ場・歴史民俗資料館・国道
14	1014	蔵の谷川	狩浜	0.01	45	市営住宅・市道
15	1015	大神谷川	狩浜	0.04	43	市営住宅・市道
16	1016	南川	狩浜	0.32	48	市営住宅・市道
17	1017	河原川	狩浜	0.13	64	かりえ笑学校・大狩浜集会所・市道
18	1018	大川	狩浜	0.6	6	かりえ笑学校・特別養護老人ホームケアハウス・市道
19	1019	山口川	狩浜	0.02	32	門之脇集会所・市道・国道
20	1020	網代川	狩浜	0.03	13	市道・国道
21	1021	西谷川	渡江	0.3	55	渡江集会所・市営住宅・市道
22	1022	中ノ谷川	渡江	0.04	20	渡江集会所・市営住宅・市道・国道
23	1023	東谷川	渡江	0.02	15	市道・国道
24	1024	多門寺川	俵津	0.68	67	教員住宅・市道・県道
25	1025	福岡川	俵津	0.03	42	市道
26	1026	脇川	俵津	0.02	13	文楽会館・市道・県道・国道
27	1027	西川	俵津	0.05	51	市道・県道
28	1028	東川	俵津	0.24	49	市道
29	1029	網干川	俵津	0.03	28	市道
30	1030	伊ノ浦川	俵津	0.02	0	市道
31	2001	西峰川	俵津	0.09	3	県道
32	2002	宮崎川	俵津	2.6	3	
33	2003	東赤滝川	俵津	0.45	15	県道

2 宇和町

番号	渓流 番号 U462	渓流名	地区名	発生流域 面積 (km ²)	保全人家 戸数 (戸)	保全対象 公共的施設等
1	1031	板ヶ谷川	明間 (板ヶ谷)	0.63	3	板ヶ谷公会堂・市道
2	1032	東明間川	明間 (四道)	1.80	0	市道・防火水槽

番号	溪流 番号 U462	溪流名	地区名	発生流域 面積 (km ²)	保全人家 戸数 (戸)	保全対象 公共的施設等
3	1033	土居川	明間 (中組)	0.03	18	市道・防火水槽
4	1034	北平川	皆田 (下組)	0.07	10	市道・ため池
5	1035	奥ノ谷川	皆田 (岡組)	0.05	15	J R (200m) ・市道
6	1036	皆田川	皆田 (岡組)	0.02	11	市道・ため池
7	1037	御堂ノ奥 川	皆田 (岡組)	0.09	3	J R (200m) ・市道
8	1038	銚岩川	伊賀上	0.07	6	ホテル・県道・市道・ため池
9	1039	神領川	卯之町二丁目	0.04	43	市道
10	1040	別所川	久枝 (三区)	0.05	66	別所集会所・寺・防火水槽・県道・市道
11	1041	松の元川 及び右支 川	野田	0.17	21	県道・市道
12	1042	北川	小野田	0.10	10	寺・ため池・市道
13	1043	山田川	山田 (谷)	0.11	17	市道
14	1044	堂中川	山田 (谷)	0.02	6	神社・市道
15	1045	大谷川	山田	0.08	16	防火用水・市道
16	1046	薬師谷川	西山田 (薬師谷)	0.17	1	市道・ため池
17	1047	永田川	西山田 (薬師谷)	0.15	18	山田薬師・市道
18	1048	古谷川	西山田 (狭間)	0.20	10	県道・市道
19	1049	河附谷上 川	郷内 (河附谷)	0.06	6	寺・市道・ため池
20	1050	寺池川	郷内 (河附谷)	0.07	15	河附谷集会所 防火用水・市道
21	1051	堂の元川	郷内 (河附谷)	0.19	24	河附谷集会所 防火用水・市道
22	1052	西郷内川	郷内 (河附谷)	0.04	11	河附谷集会所 防火用水・市道
23	1053	四反田川	郷内 (河附谷)	0.04	11	市道
24	1054	今西上川	郷内 (今西)	0.21	23	寺 防火用水
25	1055	今西川	郷内 (今西)	0.04	22	今西公会堂 防火用水・県道・市道
26	1056	深ヶ川	岩木 (大祭)	0.23	11	市道・ため池
27	1057	清床川	岩木 (河内谷)	0.07	10	市道・ため池
28	1058	土居川	岩木 (河内谷)	0.27	21	河内谷公会堂・市道・ため池
29	1059	福田川	岩木 (河内谷)	0.17	25	寺・神社 防火用水・市道
30	1060	内小原川	小原 (内小原)	0.09	15	防火用水・市道・ため池
31	1061	外小原川	小原 (外小原)	0.04	18	防火用水・県道・市道
32	1062	清沢下川	清沢	0.03	21	寺・ゲートボール場・市道
33	1063	清沢上川	清沢	0.19	7	市道・ため池
34	1064	柰所川	柰所	0.08	12	防火水槽・市道・ため池
35	1065	田苗川	田苗真土 (田苗)	0.42	11	ゲートボール場・市道
36	1066	鳥越川	伊延西 (鳥越)	0.10	13	伊延西公会堂 防火用水・市道
37	1067	院内川	伊延西 (院内)	0.18	3	寺 防火用水・市道・ため池
38	1068	吉信川	伊延東 (吉信)	0.22	3	寺 ゲートボール場・市道
39	1069	瀬の川	伊延東 (吉信)	0.05	7	吉信集会所・市道
40	1070	伊延谷下 川	伊延東 (伊延谷)	0.05	18	伊延東公会堂 防火用水・県道・市道
41	1071	伊延川	伊延東 (伊延谷)	0.01	17	伊延東公会堂 防火用水・県道・市道
42	1072	火の口川	伊延東 (伊延谷)	0.01	14	防火用水・県道・市道

番号	溪流 番号 U462	溪流名	地区名	発生流域 面積 (km ²)	保全人家 戸数 (戸)	保全対象 公共的施設等
43	1073	龍吐川及び大窪川	河内	0.29	5	市道
44	1074	下梶尾谷川	河内	0.04	6	市道
45	1075	十丁川	河内	0.31	5	防火用水・市道
46	1076	上供養谷川	河内	0.04	8	ため池・市道
47	1077	河内中川	河内	0.01	6	ため池・市道
48	1078	ケンコ川	河内(用藤)	0.01	6	市道
49	1079	蔵谷川	久保(正信)	0.10	1	防火用水・県道・市道
50	1080	古川上川	久保(正信)	0.11	5	防火用水・県道・市道
51	1081	正信川	久保(正信)	0.05	12	市道
52	1082	久保川	久保(鳥坂)	0.04	4	防火水槽・R56(150m)・市道・県道
53	1083	大鳥坂川	久保(鳥坂)	0.10	1	寺・R56(100m)・県道・市道
54	1084	大江川	久保(鳥坂)	0.01	1	ホテル・R56(100m)・県道・市道
55	1085	南鳥坂川	信里	0.06	5	R56(130m)・市道
56	1086	丸穂川	信里	0.30	7	市道
57	1087	芝川	東多田	0.03	7	R56(154m)・市道
58	1088	ゴヲト川	東多田	0.03	14	R56(100m)・ため池・市道
59	1089	ケンコ川	瀬戸	0.33	26	防火水槽・ゲートボール場・市道 ため池
60	1090	南ケンコ川	瀬戸	0.02	11	瀬戸地区集会所 防火用水・市道
61	1091	瀬戸南川	瀬戸	0.26	8	R56(150m)・市道
62	1092	エゲ川	大江	0.19	5	市道
63	1093	加茂川	加茂	0.11	11	ため池・市道
64	1094	金藪川	上松葉	0.20	41	消防詰所・上松葉集会所・寺 防火水槽・市道
65	1095	下ノ谷川	下松葉	0.19	10	市道
66	1096	鬼窪川	卯之町三丁目	0.02	9	幼稚園・開明学校・民具館・寺・市道
67	1097	中ノ町川	卯之町三丁目	0.04	3	県立宇和特別支援学校(聴覚障がい 部門)・市道
68	1098	明石川	明石	0.03	4	明石寺・四国横断自動車道・市道
69	1099	島田川	新城	0.05	14	新城集会所 四国横断自動車道・市道
70	1100	朝日川	伊崎	0.03	10	伊崎公会堂・県道・市道 四国横断自動車道
71	1101	中田野中川	田野中	0.21	3	寺・市道・四国横断自動車道
72	1102	田野中東川	田野中	0.05	5	市道・県道
73	1103	平野川	平野	0.05	18	防火用水・県道・市道
74	1104	小田川	明石	0.04	19	ため池・市道
75	1105	下の谷川	明石	0.04	7	市道
76	1106	新川	皆田(日之地)	0.22	16	防火用水・県道・市道
77	1107	ドウドウ川	下川	0.21	6	県道・市道
78	1108	滝山川	下川	0.68	11	下川公会堂・県道・市道

番号	溪流番号 U462	溪流名	地区名	発生流域面積 (km ²)	保全人家戸数 (戸)	保全対象 公共の施設等
79	1109	カラ谷川	明間 (昭和)	0.70	15	昭和多目的集会所 防火用水 県道・市道
80	1110	平吾谷川	明間 (昭和)	0.24	19	昭和多目的集会所 防火用水 市道・県道
81	1111	ケンコウ川	明間 (倉谷)	0.21	5	市道
82	2004	板ヶ谷上川	明間 (板ヶ谷)	0.16	1	市道
83	2005	赤川	明間 (昭和)	1.04	2	市道
84	2006	赤川	明間 (昭和)	0.26	3	市道
85	2007	緑川	下川	0.04	2	市道
86	2008	根笹川	野田	0.08	3	ため池・市道
87	2009	舟川	小野田	0.02	3	市道
88	2010	永田川	山田 (薬師谷)	0.30	1	市道
89	2011	今西下川	郷内 (今西)	0.03	1	市道
90	2012	神谷川	岩木 (神谷)	0.29	1	JR・市道
91	2013	河内中川	河内	0.10	3	市道
92	2014	河内下川	河内	0.03	4	市道
93	2015	信里川	信里	0.03	2	市道
94	2016	久保川	久保 (正信)	0.09	1	県道
95	2017	鳥坂川	久保 (鳥坂)	0.04	4	市道
96	2018	東鳥坂川	久保 (鳥坂)	0.12	3	R56・市道・ため池
97	2019	芝上川	東多田	0.03	4	R56
98	2020	徳蔵川	坂戸	0.03	2	市道・ため池
99	2021	上田野中川	田野中	0.14	3	市道・四国横断自動車道
100	2022	田野中川	田野中	0.07	1	市道
101	2023	岩瀬川	田野中	0.37	1	市道
102	2024	深山川	田野中	0.81	3	市道
103	2025	治郎川	田野中	0.63	3	市道・ため池
104	2026	稲生上組川	稲生 (上)	0.04	1	市道・四国横断自動車道
105	2027	倉谷川	明間 (倉谷)	0.87	1	市道
106	2028	東谷川	明間 (倉谷)	0.33	2	市道

3 野村町

番号	溪流番号 U463	溪流名	地区名	発生流域面積 (km ²)	保全人家戸数 (戸)	保全対象 公共の施設
1	1112	下長谷川	横林 (長谷)	0.12	10	長谷集会所・消防蔵置所
2	1113	長谷川	横林 (長谷)	0.07	10	長谷集会所・消防蔵置所
3	1114	奈良野下川	横林 (奈良野)	0.02	0	消防詰所・奈良野グラウンド
4	1115	予子林川	横林 (奈良野)	0.09	1	
5	1116	大成川	横林 (大成)	0.59	1	大成集会所
6	1117	柳谷川	惣川	0.25	17	寺・天神集会所
7	1118	浮穴川	惣川 (都)	0.26	3	寺
8	1119	船戸川	惣川 (色納)	0.19	6	色納集会所・市道

番号	溪流番号 U463	溪流名	地区名	発生流域 面積 (km ²)	保全人家 戸数 (戸)	保全対象 公共的施設
9	1120	高戸川	惣川 (大和)	0.48	15	
10	1121	松久保川	惣川 (大和)	0.16	11	消防詰所
11	1122	カイソウ川	惣川 (宮成)	2.03	7	市道
12	1123	カツネガ坂川	横林 (堂野窪)	0.04	10	堂野窪公会堂
13	1124	中山川	横林 (坂石)	0.39	0	坂石診療所・坂石郵便局
14	1125	井森川	野村 (宮本)	0.01	8	消防詰所・釜川集落センター
15	1126	伊勢井谷北川	野村 (伊勢井谷)	0.13	0	3事業所
16	1127	青野川	野村 (太田)	0.41	38	
17	1128	清水田川	野村 (芒ヶ原)	0.24	1	事業所
18	1129	木落川	野村 (木落)	0.03	5	市道
19	1130	河西川	溪筋 (河西)	0.08	2	
20	1131	長谷川	溪筋 (長谷)	0.39	8	
21	1132	西長谷川	溪筋 (長谷)	0.04	6	
22	1133	東長谷川	溪筋 (長谷)	0.03	10	消防詰所・長谷集会所
23	1134	中長谷川	溪筋 (長谷)	0.03	8	消防詰所・長谷集会所
24	1135	南鳥鹿野川	溪筋 (鳥鹿野)	0.07	6	溪筋地域づくり活動センター・消防詰所・鳥鹿野集会所
25	1136	鳥鹿野南下川	溪筋 (鳥鹿野)	0.01	10	溪筋地域づくり活動センター・消防詰所・鳥鹿野集会所
26	1137	駕谷川	溪筋 (鳥鹿野)	0.28	23	旧溪筋小学校・旧溪筋幼稚園・溪筋地域づくり活動センター・消防詰所・鳥鹿野集会所
27	1138	寺谷川	溪筋 (鳥鹿野)	0.71	19	旧溪筋小学校・旧溪筋幼稚園・溪筋地域づくり活動センター・消防詰所・鳥鹿野集会所
28	1139	白髭中川	溪筋 (白髭)	0.04	5	消防詰所
29	1140	横松川	溪筋 (松溪)	0.37	5	
30	1141	松溪川	溪筋 (松溪)	0.07	8	
31	1142	松溪中川	溪筋 (松溪)	0.01	8	消防詰所・寺・国道
32	1143	松溪下川	溪筋 (松溪)	0.05	9	
33	1144	松溪中川	溪筋 (松溪)	0.14	7	
34	1145	鳥鹿野東川	溪筋 (鳥鹿野)	0.21	0	N T T 電話交換所
35	1146	樽川	溪筋 (旭)	0.06	2	旭上組集会所
36	1147	ニウ下谷川	溪筋 (外場)	0.22	5	国道
37	1148	外場川	溪筋 (外場)	0.01	6	日の地公会堂
38	1149	四郎谷川	溪筋 (内場)	0.08	9	四郎谷上組集会所
39	1150	内場北川	溪筋 (内場)	0.05	14	四郎谷上組集会所
40	1151	内場東川	溪筋 (内場)	0.08	6	
41	1152	岡川	野村 (岡)	0.01	35	岡組集会所・市道
42	1153	吾水谷川	野村 (法正)	0.01	26	法正園・ディ・サービスセンター 市道
43	1154	馬地川	野村 (馬地)	0.06	6	市道
44	1155	妙門川	中筋 (岡)	0.68	0	

番号	溪流 番号 U463	溪流名	地区名	発生流域 面積 (km ²)	保全人家 戸数 (戸)	保全対象 公共的施設
45	1156	杉山南下川	中筋 (富野川)	0.11	3	
46	1157	成城川	中筋 (成城)	0.12	4	市道
47	1158	榎川	中筋 (成城)	0.11	7	
48	1159	柿の木上川	中筋 (柿ノ木)	0.10	6	市道
49	1160	柿ノ木下	中筋 (岡)	0.03	8	富野川区集会所
50	1161	舟坂北川	中筋 (舟坂)	0.29	1	舟坂集会所・県道
51	1162	小滝中川	中筋 (小滝)	0.24	4	小滝集会所・県道
52	1163	コイデ川	中筋 (高瀬)	0.27	7	県道
53	1164	頭王上川	中筋 (頭王)	0.03	18	寺・県道
54	1165	頭王下川	中筋 (頭王)	0.15	5	
55	1166	本村川	中筋 (蔵良本村)	0.44	0	
56	1167	カ子ノコ川	貝吹 (大西)	0.08	2	貝吹簡易郵便局・J A東支所 県道
57	1168	泉川	貝吹 (中通川)	0.85	1	
58	1169	中泉川	貝吹 (中通川)	0.07	6	
59	1170	西川	貝吹 (西)	0.73	1	西ふれあい広場・国道
60	1241	山本川	野村 (山本)	0.02	18	飲食店・国道
61	1242	金集西川	高瀬	0.01	10	集会所・市道
62	2029	長谷東川	横林 (長谷)	0.21	1	
63	2030	奈良野中川	横林 (奈良野)	0.05	2	
64	2031	奈良野下川	横林 (奈良野)	0.05	3	
65	2032	カウリウ川	惣川 (大窪)	1.36	2	県道
66	2033	岩崎川	惣川 (知野)	0.13	3	県道
67	2034	中久保下川	惣川 (中久保)	0.25	3	県道
68	2035	谷川	惣川 (中久保)	2.18	1	県道
69	2036	鳥帽子川	惣川 (惣川)	0.22	2	県道・市道
70	2037	大久保川	惣川 (大久保)	0.50	2	
71	2038	都上川	惣川 (都)	0.16	2	県道
72	2039	都中川	惣川 (都)	0.08	2	県道
73	2040	宮成上川	惣川 (宮成)	0.08	3	
74	2041	ウツキ川	惣川 (宮成)	0.86	1	
75	2042	協和川	惣川 (協和)	0.73	2	
76	2043	キタゴ川	横林 (松尾)	0.02	4	
77	2044	オソゲ坂川	野村 (前石)	0.04	1	
78	2045	大暮東川	野村 (大暮)	0.12	1	
79	2046	大暮西川	野村 (大暮)	0.15	2	
80	2047	戸石川	野村 (伊勢井谷)	0.47	1	
81	2048	深山川	野村 (深山)	0.33	3	
82	2049	深山川	野村 (深山本谷)	0.11	3	
83	2050	挟谷川	溪筋 (蔭の地)	1.06	2	
84	2051	萩原川	溪筋 (長谷)	1.42	2	

番号	溪流番号 U463	溪流名	地区名	発生流域 面積 (km ²)	保全人家 戸数 (戸)	保全対象 公共の施設
85	2052	下長谷川	溪筋（長谷下組）	0.03	1	
86	2053	南旭川	溪筋（旭）	0.16	3	
87	2054	西旭川	溪筋（上旭）	0.04	3	
88	2055	奥谷川	溪筋（上旭）	0.36	3	
89	2056	鳥鹿野川	溪筋（鳥鹿野）	0.02	3	
90	2057	鳥鹿野北川	溪筋（鳥鹿野）	0.06	3	
91	2058	鍛冶屋川	溪筋（鳥鹿野）	0.02	2	
92	2059	白岩中川	溪筋（白髭）	0.18	4	
93	2060	カラ谷川	溪筋（白髭）	0.31	2	
94	2061	中組川	溪筋（白髭）	0.05	2	
95	2062	奥白髭川	溪筋（奥白髭）	0.15	1	
96	2063	奥白髭下川	溪筋（奥白髭）	0.06	1	
97	2064	中間川	溪筋（奥白髭）	0.04	2	国道
98	2065	中間川	溪筋（白髭中間）	0.23	1	国道
99	2066	中間下川	溪筋（白髭中間）	0.28	4	国道
100	2067	白岩上川	溪筋（白髭）	0.28	3	国道
101	2068	白岩下川	溪筋（白髭）	0.04	4	国道
102	2069	鍛冶屋下川	溪筋（松溪）	0.27	2	
103	2070	古谷下川	溪筋（古谷）	0.01	4	
104	2071	古谷川	溪筋（古谷）	0.05	1	
105	2072	次の川下川	野村（次ノ川）	0.03	4	
106	2073	上次ノ川	野村（次ノ川）	0.09	1	
107	2074	手都合下川	野村（手都合）	0.36	2	
108	2075	手都合川	野村（手都合）	0.04	1	
109	2076	惣財久川	中筋（惣財久）	0.08	4	
110	2077	下富野川	中筋（富野川）	0.04	1	
111	2078	杉山南下川	中筋（岡）	0.04	1	
112	2079	富野川	中筋（富野川）	0.71	1	
113	2080	杉山北下川	中筋（富野川）	0.03	3	
114	2081	岡組下川	中筋（富野川）	0.05	2	市道
115	2082	成穂下川	中筋（成穂）	0.01	1	市道
116	2083	金集川	中筋（金集）	0.10	2	県道
117	2084	舟坂南川	中筋（舟坂）	0.34	3	県道
118	2085	小滝上川	中筋（小滝）	0.18	1	県道
119	2086	上蔵良川	中筋（蔵良本村）	0.14	3	県道
120	2087	下蔵良川	中筋（蔵良本村）	0.04	3	県道
121	2088	中通川	貝吹（中通川）	0.05	1	
122	2089	七百川	貝吹（鎌田）	0.06	4	県道
123	2090	小西川	貝吹（小西）	0.05	1	国道
124	2152	金集東川	高瀬	0.01	2	市道

4 城川町

番号	溪流 番号 U464	溪流名	地区名	発生流域 面積 (km ²)	保全人家 戸数 (戸)	保全対象 公共的施設
1	1171	下遊子上川	遊子谷	0.73	2	下遊子集会所・県道・市道
2	1172	西川	遊子谷	0.35	10	遊子川地域づくり活動センター・消防詰所・JA・県道・市道
3	1173	重谷川	野井川	0.06	16	重谷集会所・防火水槽・県道・市道
4	1174	重谷川	野井川	0.29	7	県道・市道
5	1175	泉田川	野井川	0.09	6	県道・市道
6	1176	奥山川	野井川	1.55	5	野井川高齢者活動促進施設・消防詰所・県道
7	1177	岩本川	嘉喜尾	0.17	3	岩本集会所・防火水槽・市道
8	1178	吉の沢川	嘉喜尾	0.03	6	国道・市道
9	1179	本村川	嘉喜尾	0.15	2	嘉喜尾集会所・国道・市道
10	1180	日ノ谷川	嘉喜尾	0.11	8	国道・県道・市道
11	1181	日の浦東川	下相	0.05	2	正法寺・魚成駐在所・国道・市道
12	1182	中尾田川	下相	0.02	1	J A・魚成駐在所・国道・市道
13	1183	下相川	下相	0.06	20	城川支所・商工会 下相上集会所・銀行 医院・国道・市道
14	1184	中尾田川	下相	0.18	19	城川支所・商工会 下相上集会所・銀行 医院・国道・市道
15	1185	源光川	下相	0.13	18	城川支所・商工会 下相上集会所・銀行 医院・国道・県道・市道
16	1186	祓川	土居	0.05	12	土居小学校・国道・県道・市道
17	1187	久井川	土居	0.04	29	土居診療所 駐在所・J A・県道・市道
18	1188	後谷川	窪野	0.23	8	県道・市道
19	1189	串屋北川	窪野	0.04	0	串屋集会所・消防詰所・県道
20	1190	片平川	窪野	0.71	6	県道・市道
21	1191	河内川	窪野	0.06	6	県道
22	1192	三滝下川	窪野	0.12	5	地質館・県道・市道
23	1193	三滝川	窪野	0.13	3	地質館・県道・市道
24	1194	中野下川	窪野	0.04	7	地質館・県道・市道
25	1195	中野川	窪野	0.20	3	地質館・県道・市道
26	1196	井谷川	窪野	0.27	8	井谷寺・市道
27	1197	木屋川	窪野	0.08	9	防火水槽・市道
28	1198	呉野々南川	窪野	0.05	3	防火水槽・市道
29	1199	古市川	古市	0.10	1	養護老人ホーム奥伊予荘・市道
30	1200	不動川	古市	0.04	8	市道
31	1201	池野々田川	高野子	0.15	3	国道
32	1202	杖野野川	高野子	0.14	6	宝泉坊温泉・駐在所・国道・市道
33	1203	ゴボノオク川	高野子	0.19	3	菊之谷集会所・市道
34	1204	東ゴボノオク川	高野子	0.01	3	菊之谷集会所・防火水槽・市道

番号	溪流 番号 U464	溪流名	地区名	発生流域 面積 (km ²)	保全人家 戸数 (戸)	保全対象 公共の施設
35	1205	菊野谷下川	高野子	0.03	2	防火水槽・県道
36	1206	成組川	川津南	0.03	3	西方寺・県道
37	1207	今井谷川	川津南	0.22	4	今井集会所・防火水槽・市道
38	1208	安尾川	川津南	0.09	4	市道
39	1209	大麦川	川津南	0.17	1	程野集会所・県道
40	1210	太郎原川	高野子	0.29	5	市道
41	1211	太郎原東上川	高野子	0.26	2	防火水槽・市道
42	1212	太郎原東下川	高野子	0.10	2	防火水槽・市道
43	1213	六十川	高野子	0.06	1	伊豫木材(株)・国道・市道
44	1214	本村川	高野子	0.01	3	防火水槽
45	1215	上高野子川	高野子	0.13	1	本村集会所・国道・市道
46	1216	清元川	古市	0.05	8	市道
47	1217	中伏越川	古市	0.08	5	市道
48	1218	黒瀬川	古市	0.82	14	
49	1219	安家谷川	下相	1.74	5	市道
50	1220	下惣川	下相	0.56	9	市道
51	1221	竜沢川	魚成	0.16	0	龍沢寺・市道
52	1222	カカヤン川	魚成	0.12	0	竜沢寺緑地公園・市道
53	1223	カカヤン下川	魚成	0.05	0	竜沢寺緑地公園・市道
54	1224	中組川	田穂	0.09	2	防火水槽・市道
55	1225	田穂南川	田穂	0.09	0	大日本ドロマイト鉱業・国道
56	1226	田穂西川	田穂	0.11	0	大日本ドロマイト鉱業・国道
57	1227	風登川	田穂	0.04	4	県道
58	1228	上組川	田穂	0.05	4	田穂西集会所・県道
59	1229	窪前川	田穂	0.09	7	県道
60	1230	寺谷川	田穂	0.11	3	宝泉寺・県道
61	1231	岡組川	田穂	0.03	5	田穂東集会所・県道
62	1232	川井谷川	魚成	0.09	8	市道
63	1233	鍛冶屋畑川	魚成	0.15	6	市道
64	1234	北谷川	魚成	0.27	14	城川運送・市道
65	1235	中川原川	魚成	0.04	6	市道
66	1236	下畑川	魚成	0.10	7	市道
67	1237	古市川	魚成	0.05	6	市道
68	1238	成穂川	魚成	0.01	2	成穂集会所・市道
69	1239	魚成川	魚成	0.02	11	県道・市道
70	1240	杖ノ窪川	男河内	0.03	1	男河内集会所・消防詰所・防火水槽・市道
71	2091	松葉川	遊子谷	0.10	4	県道・市道
72	2092	松葉北川	遊子谷	0.07	3	県道・市道
73	2093	下遊子川	遊子谷	0.09	4	県道・市道
74	2094	平岩川	遊子谷	0.14	3	県道

番号	溪流 番号 U464	溪流名	地区名	発生流域 面積 (km ²)	保全人家 戸数 (戸)	保全対象 公共の施設
75	2095	サギヤブ川	野井川	0.09	1	県道
76	2096	恵美須田川	野井川	0.10	1	県道
77	2097	滝泉下川	野井川	0.55	1	県道
78	2098	滝泉中川	野井川	0.54	3	県道
79	2099	野井川	野井川	1.04	2	県道
80	2100	泉川北川	遊子谷	0.09	3	
81	2101	泉川	遊子谷	0.47	2	市道
82	2102	トチギ西川	遊子谷	0.02	1	市道
83	2103	トチギ川	遊子谷	0.03	4	市道
84	2104	上川谷川	遊子谷	0.01	2	市道
85	2105	野井川	遊子谷	0.26	1	県道
86	2106	藤木川	嘉喜尾	0.17	3	国道
87	2107	吉野沢北川	嘉喜尾	0.02	1	市道
88	2108	日ノ谷川支川	嘉喜尾	0.18	1	国道・県道
89	2109	杭川	嘉喜尾	0.05	1	三浦工機(株)・国道
90	2110	日の浦川	下相	0.02	3	国道・市道
91	2111	古市川	古市	0.04	2	市道
92	2112	中尾川	土居	0.14	4	県道
93	2113	下里南川	窪野	0.02	3	県道
94	2114	下里北川	窪野	0.07	3	県道
95	2115	東の奥川	窪野	0.14	1	県道
96	2116	片平上川	窪野	0.11	2	市道
97	2117	程野上川	窪野	0.30	1	県道・市道
98	2118	寺野下川	窪野	1.72	1	県道
99	2119	寺野北川	窪野	0.43	2	市道
100	2120	寺野川	窪野	1.12	1	市道
101	2121	寺野南川	窪野	0.21	1	市道
102	2122	程野川	窪野	0.09	1	市道
103	2123	板取川	窪野	0.30	1	市道
104	2124	呉野々川	土居	0.12	1	市道
105	2125	呉野川	土居	0.07	1	市道
106	2126	中津下川	古市	0.03	1	市道
107	2127	中津川	古市	0.15	4	市道
108	2128	中津上川	古市	0.70	1	市道
109	2129	白谷川	古市	0.47	3	国道
110	2130	菊野谷上川	高野子	0.09	1	県道
111	2131	下組川	川津南	0.20	3	県道
112	2132	今井谷川	川津南	0.43	2	市道
113	2133	安尾谷下川	川津南	0.03	2	市道
114	2134	安尾谷川	川津南	0.09	3	市道
115	2135	安尾川	川津南	2.00	2	市道

番号	溪流 番号 U464	溪流名	地区名	発生流域 面積 (km ²)	保全人家 戸数 (戸)	保全対象 公共的施設
116	2136	程野川	川津南	0.02	1	県道
117	2137	程野川	川津南	0.28	2	市道
118	2138	成川	川津南	0.02	1	市道
119	2139	下組川	川津南	0.04	4	市道
120	2140	太郎原西 上川	高野子	0.01	3	市道
121	2141	太郎原西 下川	高野子	0.01	1	市道
122	2142	本村川	高野子	0.09	2	国道
123	2143	中高野子 川	高野子	0.18	1	国道
124	2144	北野野川	高野子	0.06	3	市道
125	2145	下惣上川	下相	0.18	3	市道
126	2146	下惣下川	下相	0.03	2	市道
127	2147	中祖川	田穂	0.06	1	
128	2148	吉の坂川	田穂	0.06	2	県道
129	2149	清水川	田穂	0.24	2	県道
130	2150	城ヶ谷川	魚成	0.13	4	市道
131	2151	ジイ谷川	魚成	0.04	4	市道

5 三瓶町

番号	溪流 番号 U445	溪流名	地区名	発生流域 面積 (km ²)	保全人家 戸数 (戸)	保全対象 公共的施設等
1	1292	堀田川	周木	0.04	4	旧周木小学校
2	1293	坂本川	周木	0.02	70	寺
3	1294	上伊崎川	周木	0.04	21	地域づくり活動センター
4	1295	中伊崎川	周木	0.01	10	周木老人憩いの家
5	1296	北中之浦 川	長早	0.02	4	長早ふれあいプラザ
6	1297	西中之浦 川	長早	0.03	4	国道
7	1298	中之浦川	長早	0.02	11	国道
8	1299	西前浜川	長早	0.02	43	国道
9	1300	長早川	長早	0.03	57	国道
10	1301	西川	二及	0.06	17	旧二木生小学校屋内運動場
11	1302	スナハチ 川	二及	0.03	5	旧二木生小学校
12	1303	東川	二及	0.30	6	旧二木生小学校
13	1304	ハンバタ ヶ川	二及	0.02	8	旧二木生保育園
14	1305	マメアジ ロ川	二及	0.04	48	
15	1306	上西川	二及	0.01	10	国道
16	1307	南下川	二及	0.02	11	国道
17	1308	名切川	垣生	0.02	6	国道
18	1309	南川	垣生	0.04	14	
19	1310	西川	垣生	0.05	49	寺、憩いの家

番号	溪流 番号 U445	溪流名	地区名	発生流域 面積 (km ²)	保全人家 戸数 (戸)	保全対象 公共的施設等
20	1311	河原川	垣生	0.19	52	憩いの家
21	1312	松尾川	垣生	0.17	69	憩いの家
22	1313	東松岡川	垣生	0.03	33	
23	1314	向新地川	垣生	0.01	14	
24	1315	永井川	朝立	0.10	39	
25	1316	西永井川	朝立	0.02	13	
26	1317	中永井川	朝立	0.02	8	消防車庫
27	1318	台川	朝立	0.15	24	三瓶支所 (保健福祉総合センター)
28	1319	屋敷川	朝立	0.04	18	寺
29	1320	岡市川	朝立	0.13	6	
30	1321	上朴川	朝立	0.26	2	
31	1322	和泉谷川	和泉	0.11	0	
32	1323	北和泉川	和泉	0.04	1	県道
33	1324	下和泉川	和泉	0.05	1	消防詰所
34	1325	上朴川	朝立	0.06	6	
35	1326	朴川	朝立	1.13	22	
36	1327	三十峰川	朝立	0.45	26	消防詰所、三瓶文化会館
37	1328	下三十峰川	朝立	0.03	21	
38	1329	谷川	津布理	0.13	31	三瓶武道館、三瓶中学校
39	1330	松ノ木川	津布理	0.05	21	
40	1331	南谷川	津布理	0.97	4	
41	1332	西津布理川	津布理	0.18	4	
42	1333	津布理川	津布理	0.19	3	県道
43	1334	東神ヶ谷川	津布理	0.01	10	
44	1335	神ヶ谷川	津布理	0.20	49	消防詰所
45	1336	新屋敷川	津布理	0.05	19	寺
46	1337	祝谷川	安土	0.04	41	
47	1338	安土川	安土	0.06	44	
48	1339	有網代川	有網代	0.07	26	有網代集会所
49	1340	釜床川	有太刀	0.38	35	消防詰所、有太刀集会所
50	1341	中須賀川	有太刀	0.17	28	消防詰所、有太刀集会所
51	1342	南倉貫浦川	蔵貫浦	0.01	14	三島駐在所、三楽園
52	1343	蔵貫浦川	蔵貫浦	0.08	38	三島駐在所、寺
53	1344	脇川	蔵貫浦	0.13	52	三島駐在所、老人憩いの家
54	1345	片山川	蔵貫	0.32	33	消防詰所
55	1346	シンデン川	蔵貫	0.08	38	県道
56	1347	川原川	蔵貫	0.36	22	
57	1348	東谷平川	蔵貫	0.04	16	寺
58	1349	谷平川	蔵貫	0.15	20	寺
59	1350	西蔵貫浦川	蔵貫浦	0.12	0	
60	1351	脇川	皆江	0.40	91	消防詰所
61	1352	下皆江川	皆江	0.02	28	

番号	溪流 番号 U445	溪流名	地区名	発生流域 面積 (km ²)	保全人家 戸数 (戸)	保全対象 公共の施設等
62	1353	出前川	皆江	0.00	28	
63	1354	神子之浦 川	下泊	0.17	31	
64	1355	中ノ浦川	下泊	0.32	44	旧下泊小学校
65	1356	大野川	下泊	0.20	45	旧下泊小学校
66	1357	宮久保川	下泊	0.11	33	旧下泊小学校
67	1358	本浦川	下泊	0.05	19	国道
68	2066	長早川	長早	0.01	3	
69	2067	西和泉川	和泉	0.05	2	
70	2068	宮奥川	鳴山	0.04	2	
71	2069	下奥谷川	鳴山	0.02	1	
72	2070	上奥谷川	鳴山	0.01	2	
73	2071	奥谷川	鳴山	0.03	1	
74	2072	東和泉川	和泉	0.02	1	
75	2073	上和泉川	和泉	0.24	1	
76	2074	上長滝川	和泉	0.03	2	
77	2075	下津布理 川	津布理	0.01	4	

3-3 急傾斜地崩壊危険箇所一覧 [建設課]

1 明浜町

① 5戸以上 (I)

番号	箇所番号	箇所名	位置		地形			被災地域戸数	公共的建物及び施設	
			町名	地区	延長(m)	傾斜度	高さ(m)		種類	数
1	1786	網干	明浜	俵津	500	40	20	34	市営住宅・市道・国道	
2	1788	大浦西	明浜	俵津	110	70	13	8	国道	1
3	1789	俵津B	明浜	俵津	340	60	15	30	市道・国道	1
4	1790	新田	明浜	俵津	265	40	30	13	県道	
5	1791	下ノ谷	明浜	俵津	80	75	15	17	市営住宅・市道	
6	1792	渡江東	明浜	渡江	195	45	20	12	市道・国道	
7	1793	渡江西	明浜	渡江	180	70	20	10	市道	
8	1795	アジロ	明浜	狩浜	390	70	15	25	市道・国道	
9	1796	ハシロリ	明浜	狩浜	360	47	20	15	旧農協・郵便局・集会所・公民館・市道・国道	各1
10	1797	下南	明浜	狩浜	150	70	15	16	市営住宅・市道・国道	
11	1798	小早津	明浜	高山	215	50	30	9	郵便局・国道	1
12	1800	高山東	明浜	高山	400	70	30	58	国道	
13	1801	城の森	明浜	高山	100	40	25	5	市道	
14	1802	高山C	明浜	高山	65	40	10	6	市道	
15	1803	高山A	明浜	高山	185	50	20	31	市道・国道	
16	1804	小浦	明浜	高山	430	35	30	26	農協・国道	1
17	1805	トーマン	明浜	宮野浦	215	55	30	36	旧農協・集会所・保育所・市道・国道	各1
18	1807	宮野浦	明浜	宮野浦	440	45	30	64	市道・国道	
19	1808	田之浜東	明浜	田之浜	135	50	25	26	市道	
20	1809	田之浜B	明浜	田之浜	225	70	30	30	国道	1
21	1810	田之浜西	明浜	田之浜	185	40	30	33	国道	
22	2740	伊ノ浦	明浜	俵津	15	70	15	12	市営住宅・市道	
23	2741	下ノ谷A	明浜	俵津	20	40	20	6	市営住宅・市道	
24	2742	下ノ谷B	明浜	俵津	150	50	10	3	中学校・市道	1
25	2743	渡江	明浜	渡江	90	70	10	6	市道	
26	2744	高山B	明浜	高山	95	30	15	6	病院	1
27	2745	中浦	明浜	高山	130	50	30	3	旧中学校跡地・市道	1
28	2746	田之浜A	明浜	田之浜	65	35	20	8		

② 5戸未満 (II)

番号	箇所番号	箇所名	位置		地形			被災地域戸数	公共的建物及び施設	
			町名	地区	延長(m)	傾斜度	高さ(m)		種類	数
1	1	明浜-1	明浜	俵津	50	35	10	3	市道	
2	16	明浜-1-1	明浜	俵津	25	30	10	2	市道	
3	2	明浜-2	明浜	俵津	50	70	30	3	市道	
4	17	明浜 2-1	明浜	俵津	30	35	10	2		
5	3	明浜-3	明浜	俵津	50	40	20	4	県道	
6	6	明浜-7	明浜	狩浜	20	50	15	1	市道	
7	7	明浜-8	明浜	狩浜	50	50	15	3	市道	
8	18	明浜-8-1	明浜	狩浜	35	30	8	3	市道	

番号	箇所番号	箇所名	位置		地形			被災地域戸数	公共的建物及び施設	
			町名	地区	延長(m)	傾斜度	高さ(m)		種類	数
9	8	明浜-9	明浜	高山	30	30	30	2	市道	
10	9	明浜-10	明浜	高山	50	80	10	3	国道	
11	11	明浜-12	明浜	宮野浦	20	70	30	2	国道	
12	19	明浜-12-1	明浜	宮野浦	70	30	30	3	県道	
13	12	明浜-13	明浜	宮野浦	30	30	20	1	国道	
14	20	明浜-13-1	明浜	田之浜	30	40	20	4	国道	
15	21	明浜-13-2	明浜	田之浜	30	40	25	2	国道	
16	14	明浜-15	明浜	渡江	50	50	20	1	市道	
17	22	明浜-15-1	明浜	狩浜	30	30	20	2	国道	
18	15	明浜-16	明浜	高山	25	35	10	1	国道	
19	4	明浜-4	明浜	俵津	70	60	20	3	国道	

2 宇和町

① 5戸以上 (I)

番号	箇所番号	箇所名	位置		地形			被災地域戸数	公共的建物及び施設	
			町名	地区	延長(m)	傾斜度	高さ(m)		種類	数
1	1812	平野	宇和	明間	465	60	6	8	市道	
2	1813	田中	宇和	〃	260	70	6	7	市道	
3	1814	四道	宇和	〃	320	35	7	5		
4	1815	横内	宇和	〃	185	40	10	5	市道	
5	1816	藤ノソフ	宇和	〃	260	50	7	5	防火水槽・市道	
6	1818	富ノ谷	宇和	下川	210	40	15	6	市道	
7	1819	瀬戸	宇和	〃	240	35	15	5	市道	
8	1822	福吉	宇和	明石	240	60	5	9	市道	
9	1823	由ヶ市	宇和	常定寺	230	40	9	10	市道	
10	1824	淵の上	宇和	伊崎	190	50	15	5	市道	
11	1825	南谷	宇和	窪	390	45	7	10	市道	
12	1826	山本	宇和	卯之町	120	40	15	9	鬼窪集会所・市道	1
13	1827	雨山	宇和	〃	240	70	9	10	市道	
14	1828	坪ヶ谷	宇和	〃	160	40	8	—	県立宇和特別支援学校 (聴覚障がい部門)	1
15	1829	経の森	宇和	〃	170	50	17	31	医院・市道	1
16	1831	寺下	宇和	野田	360	65	5	13	市道	
17	1832	成瀬	宇和	久枝	445	50	8	10	寺・市道	
18	1834	西谷	宇和	杵所	340	45	6	9	県道・市道	
19	1835	院内	宇和	伊延西	220	40	8	5	市道	
20	1836	上吉信	宇和	伊延東	150	40	8	5	市道	
21	1841	千世	宇和	河内	260	50	15	8	東多田駐在所・県道	1
22	1842	平野	宇和	信里	450	50	6	7	市道	
23	1843	肱川	宇和	久保	205	50	8	7	市道	
24	1845	山崎	宇和	岩木	330	80	5	8	市道	
25	1846	地中	宇和	〃	560	30	15	14	市道	
26	1847	尾ノ瀬	宇和	〃	330	45	8	11	市道	
27	1848	今西	宇和	郷内	290	35	15	10	今西集会所・県道・市道	1
28	1849	庵ノ谷	宇和	〃	240	50	7	6	市道	

番号	箇所番号	箇所名	位置		地形			被災地域戸数	公共的建物及び施設	
			町名	地区	延長(m)	傾斜度	高さ(m)		種類	数
29	1850	山ノ下	宇和	〃	240	40	12	8	市道	
30	1851	山崎B	宇和	西山田	140	30	8	5	県道	
31	1853	木ノ下	宇和	〃	190	30	30	6	市道	
32	1857	和田	宇和	山田	190	65	5	8	市道	
33	2747	サコC	宇和	岡山	190	60	5	5	市道	
34	2748	小鹿B	宇和	西山田	180	30	30	11	消防詰所・市道	1

② 5戸未満 (Ⅱ)

番号	箇所番号	箇所名	位置		地形			被災地域戸数	公共的建物及び施設	
			町名	地区	延長(m)	傾斜度	高さ(m)		種類	数
1	1	シロタキB	宇和	明間	90	50	7	2	市道	
2	2	松森	宇和	〃	45	50	15	1		
3	66	松森B	宇和	〃	50	45	8	1	市道	
4	3	クララ	宇和	〃	120	30	5	2		
5	4	天羽	宇和	〃	70	35	8	1	市道	
6	5	大坊山	宇和	明石	70	50	6	1		
7	6	大久保	宇和	〃	55	30	6	2	市道	
8	8	樫生	宇和	田野中	160	60	9	3	市道	
9	67	樫生B	宇和	〃	130	40	7	2	市道	
10	68	樫生C	宇和	〃	90	40	8	3	市道	
11	69	樫生D	宇和	〃	120	30	15	2	市道	
12	9	山の神	宇和	伊賀上	50	65	10	1	J R・国道 56	
13	70	山の神B	宇和	〃	125	40	10	2	寺・市道	
14	71	山の神C	宇和	〃	130	35	15	3	県道	
15	72	山の神D	宇和	〃	110	70	8	3	国道 56	
16	73	山の神E	宇和	〃	60	50	7	1		
17	74	山の神F	宇和	〃	80	60	13	2	市道	
18	75	山の神G	宇和	〃	30	60	7	1		
19	10	徳蔵	宇和	坂戸	70	50	15	2	市道	
20	11	片山	宇和	杓所	70	65	8	2	市道	
21	12	高市	宇和	田苗真土	95	40	15	3	市道	
22	13	松の本	宇和	〃	40	50	7	1		
23	14	横山	宇和	瀬戸	150	75	10	3	県道	
24	15	鳥越	宇和	伊延西	180	45	8	3	市道	
25	19	中塚	宇和	久保	60	40	6	1	県道	
26	20	河内谷	宇和	岩木	70	35	6	1	市道	
27	21	西谷	宇和	〃	125	50	6	4	県道・市道	
28	22	久保	宇和	郷内	140	60	8	4	市道	
29	23	正願寺	宇和	山田	140	35	7	2		
30	24	仁土A	宇和	〃	95	35	9	3	市道	
31	25	仁土B	宇和	〃	70	40	10	2	市道	
32	26	天羽B	宇和	明間	70	45	7	1		
33	27	中駄馬	宇和	〃	70	50	10	2	市道	
34	28	御ノ鼻	宇和	〃	25	45	15	1	県道・市道	

番号	箇所番号	箇所名	位置		地形			被災地域戸数	公共的建物及び施設	
			町名	地区	延長(m)	傾斜度	高さ(m)		種類	数
35	29	常居寺	宇和	永長	85	50	6	2	寺・市道	
36	30	土居	宇和	岩木	70	40	9	1		
37	31	城	宇和	〃	30	70	7	1		
38	33	石崎A	宇和	清沢	120	60	8	2		
39	34	石崎B	宇和	〃	60	70	5	1		
40	35	立石	宇和	杵所	60	55	6	1	市道	
41	38	サコ	宇和	岡山	50	80	5	1	市道	
42	76	サコB	宇和	〃	50	40	15	1		
43	40	門の前	宇和	伊延東	40	65	8	1	寺	
44	41	下吉信B	宇和	〃	60	65	6	1	県道	
45	42	立石C	宇和	〃	55	45	7	1	市道	
46	43	樋の口	宇和	久保	170	50	15	3	市道	
47	44	後田	宇和	大江	120	55	8	2	市道	
48	45	加茂	宇和	加茂	110	40	7	2	加茂集会所・市道	1
49	77	加茂B	宇和	〃	100	40	5	3		
50	46	寺下	宇和	坂戸	70	40	15	1	寺・市道	
51	47	上落蔵	宇和	明間	50	55	7	1		
52	48	金生A	宇和	下川	50	60	8	1	県道・市道	
53	49	富谷	宇和	〃	50	70	7	1		
54	50	金生B	宇和	〃	60	50	6	2	県道	
55	51	金生C	宇和	〃	40	55	7	2		
56	53	古屋ノ谷	宇和	皆田	50	50	9	1		
57	54	日向屋敷A	宇和	〃	65	70	5	1	市道	
58	78	日向屋敷C	宇和	〃	95	60	7	3	市道	
59	79	日向屋敷D	宇和	〃	40	55	5	1	市道	
60	55	日向屋敷B	宇和	〃	60	65	6	1		
61	56	神領	宇和	神領	15	50	5	1		
62	57	城	宇和	岩木	50	45	7	1	市道	
63	58	坪内	宇和	〃	80	35	7	2	市道	
64	60	西谷	宇和	田苗真土	55	60	5	1		
65	61	草井滝	宇和	伊延西	50	40	5	1	市道	
66	62	立石A	宇和	伊延東	30	40	5	1		
67	63	立石B	宇和	〃	80	40	6	1	市道	
68	65	四道	宇和	明間	110	65	6	2	市道	
69	1811	シロタキA	宇和	〃	155	45	9	3	市道	
70	1817	平吾谷	宇和	〃	140	45	7	2		
71	80	瀬戸B	宇和	下川	170	60	15	3	市道	
72	81	瀬戸C	宇和	〃	70	40	15	1		
73	1820	拝立	宇和	〃	100	50	10	3		
74	1830	中村	宇和	野田	90	45	6	2	市道	
75	1833	五右衛門谷	宇和	清沢	180	40	6	3	市道	
76	1837	伊延谷	宇和	伊延東	155	35	5	3	市道	
77	1838	小川	宇和	河内	170	60	6	4	市道	
78	1839	樋ノ口	宇和	〃	70	35	7	2	市道	
79	1840	山角	宇和	〃	140	50	5	4	市道	
80	82	平野B	宇和	信里	90	50	8	2	市道	

番号	箇所番号	箇所名	位置		地形			被災地域戸数	公共的建物及び施設	
			町名	地区	延長(m)	傾斜度	高さ(m)		種類	数
81	1844	尾花	宇和	久保	90	50	15	4	市道	
82	1852	小鹿	宇和	西山田	125	65	10	3	県道・市道	
83	1855	永尾	宇和	山田	110	70	8	2		
84	1856	叶松	宇和	〃	60	36	5	3	市道	
85	83	和田B	宇和	〃	95	35	5	3	市道	
86		下谷(a)	宇和	岩木	20	45	7	1	市道	
87		山の神(a)	宇和	伊賀上	20	60	7	1	市道	
88		中駄馬(a)	宇和	明間	20	70	6	1	市道	
89		山の神(g)	宇和	伊賀上	20	70	7	1	市道	
90		倉谷	宇和	明間	30	70	7	1	市道	
91		信里	宇和	信里	40	70	15	2	市道	
92		東多田1	宇和	東多田	15	70	6	1	市道	
93		東多田2	宇和	東多田	35	70	12	2	市道	
94		下川	宇和	下川	15	70	14	1	市道	
95		拝立(B)	宇和	下川	30	70	7	1	県道	
96		伊賀上(a)	宇和	伊賀上	20	70	7	1	市道	

③戸数0

番号	箇所番号	箇所名	位置		地形			被災地域戸数	公共的建物及び施設	
			町名	地区	延長(m)	傾斜度	高さ(m)		種類	数
1	5	樫生E	宇和	田野中	190	30	30	—	県道	
2	4	横山B	宇和	瀬戸	160	30	30	—	国道56・市道	
3	1	西谷B	宇和	岩木	100	30	30	—	県道	
4	7	横内B	宇和	明間	270	30	40	—	市道	
5	6	南谷B	宇和	常定寺	150	30	40	—		
6	3	千世B	宇和	河内	440	30	20	—	市道	
7	2	小鹿C	宇和	西山田	150	30	40	—	市道	

3 野村町

①5戸以上(I)

番号	箇所番号	箇所名	位置		地形			被災地域戸数	公共的建物及び施設	
			町名	地区	延長(m)	傾斜度	高さ(m)		種類	数
1	1858	色納	野村	惣川	150	45	15	7	県道	
2	1860	宮成	野村	惣川	100	60	15	7	集会所・市道	1
3	1861	寺上	野村	惣川	130	40	10	7	市道	
4	1862	天神	野村	惣川	90	35	15	5	集会所・県道	1
5	1863	稲谷	野村	惣川	150	35	10	7	県道	
6	2749	竹崎	野村	惣川	140	80	10	7	県道	
7	1864	藤の内	野村	惣川	190	35	10	8	市道	
8	1865	中久保A	野村	惣川	140	40	15	6	市道	
9	1866	竜徳	野村	惣川	150	50	15	7	市道	

番号	箇所番号	箇所名	位置		地形			被災地域戸数	公共的建物及び施設	
			町名	地区	延長(m)	傾斜度	高さ(m)		種類	数
10	1867	知野	野村	惣川	250	45	20	12	高齢者生活福祉センター・県道	1
11	1868	大窪	野村	惣川	100	45	15	6	県道	
12	1869	小振	野村	横林	170	45	20	6	市道	
13	1870	横山	野村	横林	190	55	10	5	市道	
14	1871	堂野窪下	野村	横林	160	60	10	5	市道	
15	1872	堂野窪上	野村	横林	130	50	10	8	公会堂・市道	1
16	2750	堂野窪下B	野村	横林	250	50	11	6	市道	
17	1874	河成A	野村	横林	255	60	30	4	公民館・市道 市役所支所・県道	1 1
18	1875	河成	野村	横林	220	60	17	22	公会堂・国道・県道 旅館	1 3
19	1876	河成B	野村	横林	290	55	20	10	国道・県道	
20	1877	坂石	野村	横林	250	60	20	21	旅館・国道 集会所	1 1
21	1878	汗嵐	野村	横林	130	50	11	6	市道	
22	2751	長谷D	野村	横林	160	50	13	5	市道	
23	1880	鎌田	野村	貝吹	260	50	9	11	県道・市道	
24	1882	中通川B	野村	貝吹	100	70	5	6	市道	
25	1883	植木	野村	野村	180	45	7	8	集会所・市道	1
26	1884	大暮	野村	野村	170	65	9	5	市道	
27	1885	竹之内	野村	野村	210	40	15	15	市道	
28	1886	本村	野村	中筋	270	45	10	8	公会堂・市道	1
29	1887	舟坂	野村	中筋	170	40	9	5	集会所・市道	1
30	1888	富野川	野村	中筋	200	55	9	5	集会所・市道	1
31	1889	杉山	野村	中筋	210	70	6	6	集会所・市道	1
32	1890	中間	野村	溪筋	140	70	15	5	国道	
33	1891	河西	野村	溪筋	290	70	9	8	市道	
34	1892	長谷A	野村	溪筋	200	35	9	5	市道	
35	1893	長谷B	野村	溪筋	180	80	10	7	市道	
36	1894	長谷C	野村	溪筋	150	70	14	11	市道	
37	1896	中久保B	野村	惣川	100	40	15	10	市道	
38	1897	愛宕	野村	野村	200	40	7	15	市道	
39	2752	岩村	野村	野村	270	45	13	8	市道	
40	2615	大西	野村	貝吹	120	60	20	6	県道	
41	2616	旭	野村	溪筋	150	80	6	5	集会所・国道	1
42	141	三島	野村	惣川	400	40	15	34	市役所支所・郵便局・ 集会所・旧小中学校・ 消防詰所・J A支所・ 診療所・県道	各1
43	142	高丸	野村	横林	290	45	20	10	国道	
44	143	川平下	野村	貝吹	200	65	16	5	国道	

② 5戸未満（Ⅱ）

番号	箇所番号	箇所名	位置		地形			被災地域戸数	公共的建物及び施設	
			町名	地区	延長(m)	傾斜度	高さ(m)		種類	数
1	1	大久保A	野村	惣川	15	35	10	1	県道	
2	2	大久保B	野村	惣川	25	45	20	1	市道	
3	3	通	野村	惣川	15	80	20	1	県道	
4	5	川久保A	野村	惣川	110	50	15	4	県道	
5	264	都G	野村	惣川	10	60	15	1	県道	
6	265	都H	野村	惣川	20	50	20	2	市道	
7	8	都B	野村	惣川	40	55	10	2	市道	
8	9	都C	野村	惣川	35	80	10	2	市道	
9	10	都D	野村	惣川	20	50	10	1	市道	
10	11	都E	野村	惣川	20	50	15	2	市道	
11	12	都F	野村	惣川	50	50	10	2	市道	
12	13	宮成A	野村	惣川	25	60	8	2	市道	
13	14	宮成B	野村	惣川	20	30	10	1	市道	
14	15	宮成C	野村	惣川	100	70	15	4	河川	
15	266	宮成I	野村	惣川	25	40	15	2	市道	
16	16	宮成D	野村	惣川	160	40	10	4	市道	
17	21	寺下	野村	惣川	150	50	10	4	市道	
18	267	西上	野村	惣川	15	35	10	1	市道	
19	23	平野	野村	惣川	80	50	10	3	市道	
20	26	中久保B	野村	惣川	40	40	15	2	市道	
21	27	中久保C	野村	惣川	120	40	10	3	集会所・県道	1
22	28	千代田A	野村	惣川	50	50	15	2	県道	
23	29	千代田B	野村	惣川	15	70	8	1	県道	
24	31	台A	野村	惣川	15	40	7	1	県道	
25	268	台E	野村	惣川	30	50	15	2	県道	
26	32	台B	野村	惣川	40	50	15	1	市道	
27	33	台C	野村	惣川	100	45	15	3	市道	
28	269	台F	野村	惣川	15	35	15	1	市道	
29	34	台D	野村	惣川	30	40	10	1	市道	
30	270	大窪A	野村	惣川	60	40	10	4	市道	
31	271	大窪B	野村	惣川	25	50	10	2	市道	
32	36	鍵山B	野村	惣川	40	35	8	1	市道	
33	37	鍵山C	野村	惣川	50	50	10	2	市道	
34	272	鍵山H	野村	惣川	20	35	10	2	市道	
35	273	鍵山I	野村	惣川	15	35	10	1	市道	
36	38	鍵山D	野村	惣川	50	45	8	2	市道	
37	39	鍵山E	野村	惣川	40	70	10	1	市道	
38	40	鍵山F	野村	惣川	15	70	8	1	市道	
39	41	鍵山G	野村	惣川	15	60	8	1	市道	
40	42	大成A	野村	横林	40	55	8	1	市道	
41	43	大成B	野村	横林	160	60	8	3	市道	
42	44	大成C	野村	横林	90	70	6	2	市道	
43	45	大成D	野村	横林	50	70	7	1	県道	
44	46	大成E	野村	横林	110	70	5	2	集会所・県道	1
45	47	大成F	野村	横林	170	55	13	3	市道	
46	48	大成G	野村	横林	100	80	5	2	市道	

番号	箇所番号	箇所名	位置		地形			被災地域戸数	公共的建物及び施設	
			町名	地区	延長(m)	傾斜度	高さ(m)		種類	数
47	51	奈良野B	野村	横林	110	40	13	2	県道	
48	52	奈良野C	野村	横林	55	50	14	1	市道	
49	53	奈良野D	野村	横林	60	45	20	1	市道	
50	54	奈良野E	野村	横林	60	50	8	1	市道	
51	55	奈良野F	野村	横林	70	70	5	2	市道	
52	56	堂野窪A	野村	横林	60	75	5	1	市道	
53	66	名古屋	野村	横林	130	55	10	3	市道	
54	67	野地A	野村	横林	80	70	6	2	市道	
55	69	松尾	野村	横林	120	60	11	2	市道	
56	72	長谷B	野村	横林	70	65	20	1	市道	
57	74	長谷D	野村	横林	50	55	10	1	市道	
58	75	辰の口	野村	横林	75	70	8	2	県道	
59	76	小西A	野村	貝吹	55	70	5	1		
60	77	小西B	野村	貝吹	65	55	10	1	市道	
61	78	川平	野村	貝吹	40	70	5	1	市道	
62	79	鎌田A	野村	貝吹	40	65	6	3	市道	
63	82	大西B	野村	貝吹	200	75	8	4	市道	
64	84	大西D	野村	貝吹	50	80	6	1	市道	
65	85	中通川A	野村	貝吹	50	60	6	1	市道	
66	86	中通川B	野村	貝吹	40	55	6	1	市道	
67	274	中通川F	野村	貝吹	65	80	5	1	市道	
68	87	中通川C	野村	貝吹	110	70	8	2	市道	
69	88	中通川D	野村	貝吹	70	75	6	1	市道	
70	90	植木A	野村	野村	35	55	7	1	市道	
71	92	植木C	野村	野村	35	60	9	1	市道	
72	94	宮本	野村	野村	40	40	10	1	集会所・市道 消防詰所	1 1
73	96	大和田B	野村	貝吹	80	60	11	4	県道	
74	97	前石A	野村	野村	100	65	7	2	市道	
75	98	前石B	野村	野村	50	55	8	2	市道	
76	275	前石D	野村	野村	55	60	8	1	市道	
77	100	阿下A	野村	野村	30	75	5	1	市道	
78	101	阿下B	野村	野村	35	50	8	1	市道	
79	102	舟坂A	野村	中筋	60	50	9	2	市道	
80	104	舟坂C	野村	中筋	60	65	7	2	市道	
81	106	小滝A	野村	中筋	10	50	8	1	市道	
82	107	小滝B	野村	中筋	50	70	6	1	市道	
83	108	小滝C	野村	中筋	20	45	10	1	市道	
84	109	金集A	野村	中筋	20	40	8	1	市道	
85	110	金集B	野村	中筋	40	45	9	1	市道	
86	111	更正A	野村	中筋	30	55	20	2	市道	
87	112	更正B	野村	中筋	20	50	13	1	市道	
88	114	更正D	野村	中筋	50	45	11	2	市道	
89	115	更正E	野村	中筋	20	50	7	2	市道	
90	116	更正F	野村	中筋	20	50	7	1	市道	
91	117	更正G	野村	中筋	30	55	23	1	市道	
92	118	更正H	野村	中筋	40	30	6	1	市道	

番号	箇所番号	箇所名	位置		地形			被災地域戸数	公共的建物及び施設	
			町名	地区	延長(m)	傾斜度	高さ(m)		種類	数
93	119	保堂A	野村	中筋	30	40	9	1	市道	
94	121	保堂C	野村	中筋	30	55	12	1	市道	
95	122	成穂A	野村	中筋	70	50	19	2	市道	
96	123	成穂B	野村	中筋	30	70	8	1	県道	
97	124	成穂C	野村	中筋	40	60	9	1	県道	
98	125	成穂D	野村	中筋	30	45	11	1	市道	
99	126	成穂E	野村	中筋	50	70	8	2	市道	
100	127	岡A	野村	中筋	90	45	21	2	市道	
101	128	岡B	野村	中筋	65	75	6	1	市道	
102	129	岡C	野村	中筋	70	70	6	2	市道	
103	131	成城A	野村	中筋	70	70	10	1	市道	
104	132	成城B	野村	中筋	90	55	11	4	市道	
105	134	成城D	野村	中筋	75	70	7	1	市道	
106	276	成城H	野村	中筋	70	40	6	2	市道	
107	138	杉山A	野村	中筋	165	65	12	3	市道	
108	277	杉山E	野村	中筋	100	80	9	1	市道	
109	139	杉山B	野村	中筋	90	70	6	2	市道	
110	142	榎A	野村	中筋	60	65	9	1	市道	
111	143	榎B	野村	中筋	80	60	6	2	県道	
112	278	榎D	野村	中筋	45	55	7	1	市道	
113	144	榎C	野村	中筋	75	80	5	1	市道	
114	145	滝山A	野村	中筋	70	60	5	1	市道	
115	146	滝山B	野村	中筋	30	50	6	1	市道	
116	147	惣財久	野村	中筋	90	80	6	2	市道	
117	279	惣財久B	野村	中筋	90	45	6	1	市道	
118	148	沖成A	野村	中筋	210	50	18	3	県道	
119	151	手都合A	野村	野村	30	80	6	1	市道	
120	280	手都合D	野村	野村	35	65	7	1	市道	
121	152	手都合B	野村	野村	40	70	8	1	市道	
122	153	手都合C	野村	野村	60	70	5	1	市道	
123	154	古市	野村	野村	60	50	9	2	市道	
124	155	次の川A	野村	野村	30	50	13	1	市道	
125	156	次の川B	野村	野村	30	70	7	1	県道	
126	157	片川	野村	野村	30	75	8	1	市道	
127	159	山本A	野村	野村	70	65	8	2	市道	
128	160	山本B	野村	野村	60	45	5	2	市道	
129	161	中村	野村	野村	50	55	7	1	市道	
130	162	深山	野村	野村	80	45	6	3	市道	
131	164	伊勢井谷B	野村	野村	50	65	13	1	市道	
132	165	伊勢井谷C	野村	野村	40	40	5	1	市道	
133	166	伊勢井谷D	野村	野村	100	40	9	3	市道	
134	169	白髭A	野村	溪筋	80	60	20	2	国道	
135	170	白髭B	野村	溪筋	60	50	16	2	市道	
136	171	市木A	野村	溪筋	30	40	7	1	市道	
137	172	市木B	野村	溪筋	50	70	5	2	市道	
138	173	市木C	野村	溪筋	40	70	8	1	市道	

番号	箇所番号	箇所名	位置		地形			被災地域戸数	公共的建物及び施設	
			町名	地区	延長(m)	傾斜度	高さ(m)		種類	数
139	174	奥白髭A	野村	溪筋	100	40	9	3	市道	
140	175	奥白髭B	野村	溪筋	60	50	7	3	市道	
141	176	奥白髭C	野村	溪筋	30	65	11	1	集会所・市道	1
142	177	奥白髭D	野村	溪筋	30	55	14	1	市道	
143	178	奥白髭E	野村	溪筋	40	70	11	1	市道	
144	179	奥白髭F	野村	溪筋	30	50	6	1	市道	
145	180	奥白髭G	野村	溪筋	50	50	10	1	市道	
146	183	奥白髭J	野村	溪筋	30	40	14	1	市道	
147	184	奥白髭K	野村	溪筋	40	50	9	1	市道	
148	185	中間B	野村	溪筋	50	50	10	1		
149	186	中間C	野村	溪筋	120	80	10	2	国道	
150	187	中間D	野村	溪筋	80	50	9	1	国道	
151	188	中間E	野村	溪筋	60	45	15	2	国道	
152	189	中間F	野村	溪筋	20	45	15	1	市道	
153	190	中間G	野村	溪筋	20	40	10	1	市道	
154	191	中間H	野村	溪筋	10	50	7	1	市道	
155	193	中間J	野村	溪筋	40	55	14	3	市道	
156	195	中間L	野村	溪筋	20	40	26	1	市道	
157	197	中間N	野村	溪筋	160	60	9	4	市道	
158	199	白岩A	野村	溪筋	50	45	7	2	市道	
159	200	白岩B	野村	溪筋	30	70	10	2	市道	
160	201	松溪A	野村	溪筋	20	60	11	2	市道	
161	202	松溪B	野村	溪筋	30	80	6	2	市道	
162	203	松溪C	野村	溪筋	20	60	8	1	市道	
163	281	松溪R	野村	溪筋	30	65	8	1	市道	
164	204	松溪D	野村	溪筋	30	50	10	1	市道	
165	205	松溪E	野村	溪筋	30	50	7	1	市道	
166	206	松溪F	野村	溪筋	30	70	10	1	市道	
167	207	松溪G	野村	溪筋	50	50	22	2	市道	
168	282	松溪S	野村	溪筋	90	55	7	3	市道	
169	208	松溪H	野村	溪筋	30	65	7	2	市道	
170	209	松溪I	野村	溪筋	60	60	9	2	市道	
171	210	松溪J	野村	溪筋	120	60	10	4	市道	
172	213	松溪M	野村	溪筋	80	45	17	3	市道	
173	215	松溪O	野村	溪筋	140	70	25	4	国道	
174	217	鳥鹿野A	野村	溪筋	40	70	8	1	市道	
175	218	鳥鹿野B	野村	溪筋	20	70	9	1	市道	
176	220	鳥鹿野D	野村	溪筋	30	65	10	1	市道	
177	221	鳥鹿野E	野村	溪筋	60	45	8	2	市道	
178	222	鳥鹿野F	野村	溪筋	30	85	10	2	市道	
179	223	鳥鹿野G	野村	溪筋	50	60	11	2	市道	
180	283	鳥鹿野H	野村	溪筋	50	70	7	3	市道	
181	224	旭A	野村	溪筋	60	45	7	2	市道	
182	225	旭B	野村	溪筋	60	80	7	3	市道	
183	226	旭C	野村	溪筋	50	85	6	2	市道	
184	228	旭E	野村	溪筋	40	45	7	1	国道	

番号	箇所番号	箇所名	位置		地形			被災地域戸数	公共の建物及び施設	
			町名	地区	延長(m)	傾斜度	高さ(m)		種類	数
185	229	旭F	野村	溪筋	40	65	10	1	市道	
186	230	旭G	野村	溪筋	30	35	8	1	市道	
187	231	旭H	野村	溪筋	120	45	9	4	市道	
188	236	旭M	野村	溪筋	100	45	16	2	国道	
189	238	日之地A	野村	溪筋	50	55	6	2	市道	
190	239	日之地B	野村	溪筋	40	60	10	1	市道	
191	240	日之地C	野村	溪筋	30	55	10	1	市道	
192	241	四郎谷上組A	野村	溪筋	50	50	10	2	市道	
193	242	四郎谷上組B	野村	溪筋	40	50	40	1	集会所・市道	1
194	243	四郎谷上組C	野村	溪筋	80	50	17	3	市道	
195	244	四郎谷上組D	野村	溪筋	30	35	15	1	市道	
196	248	古谷A	野村	溪筋	30	50	8	1		
197	249	古谷B	野村	溪筋	20	80	6	1	市道	
198	250	古谷C	野村	溪筋	70	65	5	2	市道	
199	251	古谷D	野村	溪筋	20	40	12	1	市道	
200	252	古谷E	野村	溪筋	30	50	10	1		
201	253	古谷F	野村	溪筋	80	65	8	3	国道	
202	254	古谷G	野村	溪筋	40	30	8	1	市道	
203	255	古谷H	野村	溪筋	30	80	5	1	国道	
204	256	古谷I	野村	溪筋	100	40	24	3	市道	
205	258	古谷K	野村	溪筋	50	80	10	2	国道	
206	259	長谷A	野村	溪筋	100	70	10	2	市道	
207	261	長谷C	野村	溪筋	30	60	7	2	市道	
208	263	河西B	野村	溪筋	40	80	7	1	市道	
209	1859	大和	野村	惣川	10	30	5	2	市道	
210	1873	佐須	野村	横林	140	55	6	2	市道	
211	1881	中通川A	野村	貝吹	120	70	5	4	市道	
212		稲谷(a)	野村	稲谷	19	75	7	1	市道	
213		中通川(a)	野村	中通川	31	75	10	1	市道	
214		寺上(a)	野村	惣川	31	75	10	1	市道	
215		河西	野村	河西	30	75	15	1	県道	
216		阿下	野村	阿下	20	75	7	1	市道	
217		中村(a)	野村	野村	30	75	9	2	市道	

4 城川町

① 5戸以上(I)

番号	箇所番号	箇所名	位置		地形			被災地域戸数	公共の建物及び施設	
			町名	地区	延長(m)	傾斜度	高さ(m)		種類	数
1	1899	竜泉	城川	野井川	120	40	10	6	公民館・県道	1
2	1900	重谷	城川	〃	300	30	15	7	集会所・神社・県道	各1
3	1901	下陰	城川	〃	100	40	12	6	市道	
4	1903	日浦	城川	遊子谷	550	45	20	28	公民館・駐在所・県道・郵便局・JA・診療所	各1
5	1904	上川	城川	〃	180	55	15	6	市道	
6	1905	上川下	城川	〃	150	50	25	5	市道	

番号	箇所番号	箇所名	位置		地形			被災地域戸数	公共的建物及び施設	
			町名	地区	延長(m)	傾斜度	高さ(m)		種類	数
7	1906	下遊子	城川	〃	150	45	20	5	市道	1
8	1907	窪ヶ市	城川	嘉喜尾	150	40	7	5	市道	
9	1908	岩本	城川	〃	300	40	15	9	市道	
10	1909	南平	城川	遊子谷	150	50	15	9	集会所・市道	1
11	1910	寺野	城川	窪野	200	60	6	6	市道	
12	1911	寺野橋下	城川	〃	150	50	20	5	県道	
13	1912	中野川	城川	〃	200	60	8	6	市道	
14	1913	男地上	城川	〃	130	30	15	7	集会所・県道	1
15	1914	男地下	城川	〃	120	60	20	7	ハム工場・県道	
16	1915	河内	城川	〃	130	40	7	5	県道	
17	1916	河内下	城川	〃	130	50	10	6	県道	
18	1917	片平	城川	〃	130	60	8	10	集会所・市道	1
19	1919	串屋下	城川	〃	100	65	5	7	県道	
20	1920	福田	城川	〃	100	45	8	6	市道	
21	1921	下里	城川	〃	180	55	10	5	市道	
22	1922	田中	城川	土居	230	45	10	14	診療所・県道	1
23	1923	中久保	城川	古市	80	50	15	5	市道	
24	1926	程野	城川	川津南	180	45	10	7	集会所・県道・市道	1
25	1927	今井	城川	〃	100	60	25	5	集会所・市道	1
26	1928	安尾	城川	〃	120	40	12	6	市道	
27	1929	成	城川	〃	600	40	15	24	農協・寺・県道	各1
28	1930	菊之谷上	城川	高野子	100	40	10	5	県道	
29	1931	菊之谷B	城川	〃	120	45	10	7	県道	
30	1932	池野々	城川	〃	150	40	10	13	国道・市道	各1
31	1933	杖野々	城川	〃	250	40	10	14	集会所・市道	1
32	1934	本村	城川	〃	150	40	15	8	市道	
33	1935	坂本下	城川	下相	300	45	20	14	神社・市道	
34	1936	本村	城川	〃	150	40	15	8	市道	
35	1937	坂本下	城川	下相	300	45	20	14	神社・市道	
36	1938	奈良ノ木	城川	〃	100	40	7	7	国道	
37	1939	安家谷	城川	〃	200	40	10	9	集会所・市道	1
38	1940	下惣川	城川	下相	200	35	8	5	市道	
39	1941	下五味	城川	嘉喜尾	80	45	10	7	国道	
40	1942	棟	城川	男河内	150	40	10	8	市道	
41	1943	本村組	城川	〃	150	40	8	9	市道	
42	1944	大阪	城川	〃	200	40	10	8	神社・市道	
43	1945	今田	城川	魚成	150	55	10	14	県道	
44	1946	成穂	城川	〃	100	60	12	5	県道	
45	1947	古市	城川	〃	80	40	20	9	集会所・県道・市道	
46	1948	町中A	城川	〃	250	45	15	10	市道	1
47	1949	町中B	城川	〃	170	55	20	24	市道	
48	1950	中津川	城川	〃	200	35	7	5	集会所・市道	1
49	1951	下組	城川	田穂	80	50	8	5	市道	
50	2753	伏越A	城川	古市	120	50	5	5	集会所・国道・市道	1
51	200	菊野谷	城川	高野子	60	55	10	2	保育所・集会所・県道	各1
52	2167	西古市	城川	古市	200	60	15	9	市道	1

② 5戸未満（Ⅱ）

番号	箇所番号	箇所名	位置		地形			被災地域戸数	公共的建物及び施設	
			町名	地区	延長(m)	傾斜度	高さ(m)		種類	数
1	1	竜泉A	城川	野井川	30	60	10	1	市道	
2	2	竜泉B	城川	〃	20	50	7	1	県道	
3	3	竜泉C	城川	〃	100	60	15	3	県道	
4	4	竜泉D	城川	〃	50	50	8	2	県道	
5	5	上影	城川	〃	60	60	8	1		
6	6	泉田A	城川	〃	20	40	20	1	県道	
7	183	サギヤブ	城川	〃	35	40	6	2	県道	
8	7	泉田B	城川	〃	60	60	10	2	市道	
9	8	泉田C	城川	〃	20	65	6	1	市道	
10	9	泉田D	城川	〃	20	45	5	1		
11	184	泉田E	城川	〃	40	30	5	2	県道	
12	10	重谷A	城川	〃	60	60	20	2	市道	
13	185	重谷C	城川	〃	40	40	7	2		
14	11	重谷B	城川	〃	20	60	7	1	県道	
15	186	下蔭A	城川	〃	25	40	5	1	市道	
16	187	下蔭B	城川	〃	100	45	10	3		
17	188	下蔭C	城川	〃	150	30	6	3	市道	
18	12	柳沢	城川	遊子谷	100	60	15	3	市道	
19	13	平岩	城川	〃	80	70	20	3	県道	
20	189	平岩B	城川	〃	30	45	10	1		
21	190	平岩C	城川	〃	80	50	12	2	県道	
22	14	ダンゴ	城川	〃	80	50	15	3		
23	15	泉川A	城川	遊子谷	20	50	15	1		
24	16	泉川B	城川	〃	20	50	25	1	市道	
25	17	泉川C	城川	〃	20	50	10	1	市道	
26	18	大屋敷	城川	〃	60	50	15	3	市道	
27	19	泉川	城川	〃	10	60	7	1	市道	
28	20	日浦A	城川	〃	200	50	10	4	寺・市道	1
29	191	日浦E	城川	〃	60	40	10	4	市道	
30	192	日浦F	城川	〃	30	30	6	1	市道	
31	193	日浦G	城川	〃	25	40	8	1	市道	
32	21	中畦	城川	〃	150	50	7	4	市道	
33	22	日浦B	城川	〃	25	40	20	2	県道	
34	194	日浦I	城川	〃	50	40	6	1	神社・県道	
35	24	日浦D	城川	〃	30	45	8	2		
36	25	上川A	城川	〃	30	50	10	1	市道	
37	26	上川B	城川	〃	25	40	7	1	市道	
38	27	下遊子A	城川	〃	50	60	20	2	市道	
39	28	下遊子B	城川	〃	60	45	20	3	市道	
40	196	下遊子C	城川	〃	20	60	8	1	県道	
41	29	棟遊子	城川	〃	50	40	5	2	市道	
42	30	古屋敷	城川	〃	30	40	15	1	市道	
43	31	南平	城川	〃	20	35	7	1	市道	
44	32	大茅	城川	窪野	60	40	20	2	市道	

番号	箇所番号	箇所名	位置		地形			被災地域戸数	公共的建物及び施設	
			町名	地区	延長(m)	傾斜度	高さ(m)		種類	数
45	34	長崎B	城川	〃	20	60	5	1	市道	
46	35	寺野A	城川	〃	40	70	7	1	市道	
47	36	寺野B	城川	〃	30	60	5	1		
48	37	寺野C	城川	〃	50	40	20	1	県道	
49	38	寺野E	城川	〃	60	40	20	1	県道	
50	39	桂A	城川	〃	20	60	6	1	市道	
51	40	桂B	城川	〃	30	50	15	1	市道	
52	41	桂C	城川	〃	60	40	15	2	市道	
53	42	程野A	城川	〃	40	50	5	1	市道	
54	43	程野B	城川	〃	30	50	20	1	市道	
55	44	程野C	城川	〃	60	70	7	2	市道	
56	45	程野D	城川	〃	40	40	15	1		
57	46	程野E	城川	〃	30	55	10	1		
58	47	程野F	城川	〃	30	70	7	1	市道	
59	48	程野G	城川	〃	30	70	5	1	市道	
60	49	程野H	城川	〃	30	30	15	2	市道	
61	50	程野I	城川	〃	110	70	5	3	県道	
62	51	河内A	城川	〃	50	40	15	2	市道	
63	52	河内B	城川	窪野	30	65	7	1	市道	
64	53	窪川A	城川	〃	100	60	5	3	市道	
65	54	窪川B	城川	〃	30	60	5	1		
66	55	片平	城川	〃	80	60	7	2	市道	
67	56	串屋A	城川	〃	30	40	15	3	県道・市道	
68	57	串屋B	城川	〃	100	40	10	2	市道	
69	58	井谷寺	城川	〃	100	60	6	4	神社・市道	
70	59	呉野々	城川	土居	40	50	7	1	市道	
71	197	川後岩	城川	窪野	20	40	6	1	市道	
72	60	新開	城川	土居	60	50	7	2	市道	
73	61	中津川A	城川	古市	60	60	8	1	市道	
74	62	中津川B	城川	〃	130	50	10	3		
75	63	中津川C	城川	〃	15	40	15	1	市道	
76	64	三島	城川	〃	100	50	6	2	市道	
77	198	古市D	城川	〃	20	45	7	2	市道	
78	199	新開B	城川	〃	20	40	8	1	市道	
79	65	西古市A	城川	〃	140	40	5	3	市道	
80	69	安尾B	城川	川津南	160	40	20	2	市道	
81	200	安尾A	城川	〃	30	35	15	1	市道	
82	70	安尾C	城川	〃	30	60	12	1	市道	
83	71	今井下	城川	〃	150	50	10	4	市道	
84	72	程野A	城川	〃	40	50	15	1	県道	
85	73	程野B	城川	〃	25	50	20	1	県道	
86	74	程野C	城川	〃	70	60	10	2	県道	
87	75	シミズ	城川	〃	110	50	20	2	県道	
88	76	成蔭	城川	〃	40	40	15	1		
89	77	成A	城川	〃	90	60	5	1		
90	79	カヤバ	城川	〃	170	50	8	4	市道	

番号	箇所番号	箇所名	位置		地形			被災地域戸数	公共的建物及び施設	
			町名	地区	延長(m)	傾斜度	高さ(m)		種類	数
91	80	下組A	城川	〃	30	60	6	1	県道	
92	81	下組B	城川	〃	120	70	12	3	市道	
93	82	大門A	城川	〃	40	65	6	1		
94	83	大門B	城川	〃	90	50	20	2	県道・市道	
95	84	太郎原A	城川	高野子	30	35	5	1	市道	
96	85	太郎原B	城川	〃	30	45	20	1	市道	
97	87	太郎原D	城川	〃	40	45	15	1		
98	88	太郎原E	城川	〃	30	40	20	1	市道	
99	89	太郎原F	城川	〃	40	50	6	2		
100	201	太郎原G	城川	高野子	30	50	15	1		
101	90	太郎原H	城川	〃	30	55	12	1		
102	91	太郎原I	城川	〃	50	30	5	2	市道	
103	202	太郎原M	城川	〃	30	50	8	1	市道	
104	92	太郎原J	城川	〃	120	40	20	4	市道	
105	93	太郎原K	城川	〃	30	40	20	1		
106	94	太郎原L	城川	〃	30	35	15	1		
107	95	六十A	城川	〃	20	55	5	1	市道	
108	96	六十B	城川	〃	30	30	5	2	市道	
109	97	六十C	城川	〃	60	35	10	2	市道	
110	99	六十E	城川	〃	60	65	5	2		
111	100	六十F	城川	〃	80	45	12	2	市道	
112	203	六十G	城川	〃	15	40	8	1	国道	
113	101	杖野々上	城川	〃	100	55	15	2	国道・市道	
114	102	本村A	城川	〃	40	50	10	2	国道	
115	103	本村B	城川	〃	30	45	8	1	国道	
116	104	本村C	城川	〃	60	35	15	3		
117	105	本村D	城川	〃	50	45	8	3	国道	
118	106	本村E	城川	〃	30	35	8	1	市道	
119	107	本村F	城川	〃	100	50	10	2	市道	
120	108	本村G	城川	〃	40	60	5	2	国道	
121	204	本村I	城川	〃	30	45	8	1	国道	
122	109	本村H	城川	〃	30	55	8	1	市道	
123	205	本村J	城川	〃	20	55	10	1		
124	111	菊の谷B	城川	〃	30	40	25	1	市道	
125	112	菊の谷C	城川	〃	30	45	20	1	市道	
126	113	菊の谷D	城川	〃	40	45	20	3	市道	
127	114	菊の谷E	城川	〃	30	40	20	1	県道	
128	115	菊の谷F	城川	〃	30	40	13	1		
129	116	菊の谷G	城川	〃	20	40	6	1	県道	
130	117	菊の谷H	城川	〃	30	65	8	1		
131	118	菊の谷J	城川	〃	40	40	15	2		
132	119	菊の谷K	城川	〃	30	40	15	1	市道	
133	120	菊の谷L	城川	〃	50	50	20	2	県道	
134	121	菊の谷M	城川	〃	50	55	13	2	市道	
135	122	池野々A	城川	〃	20	60	10	1		
136	123	池野々B	城川	〃	60	35	5	3	市道	

番号	箇所番号	箇所名	位置		地形			被災地域戸数	公共的建物及び施設	
			町名	地区	延長(m)	傾斜度	高さ(m)		種類	数
137	124	池野々C	城川	〃	40	35	7	2	国道	
138	125	池野々D	城川	〃	50	45	20	2	国道	
139	126	池野々E	城川	〃	40	40	20	1	国道	
140	127	日の浦	城川	下相	120	70	8	2	国道・市道	
141	206	社神子	城川	〃	20	45	10	2	市道	
142	128	下惣川A	城川	〃	60	40	15	3	市道	
143	129	下惣川B	城川	〃	70	60	6	3	市道	
144	130	下惣川C	城川	〃	30	40	7	1		
145	131	下惣川D	城川	〃	30	50	10	1	市道	
146	132	安家谷A	城川	〃	120	30	6	3	市道	
147	133	安家谷B	城川	〃	70	50	5	1	市道	
148	134	安家谷C	城川	〃	40	50	12	1		
149	135	安家谷D	城川	〃	30	35	12	1		
150	136	岩本	城川	嘉喜尾	50	45	20	1	市道	
151	137	辰ノ口	城川	〃	100	60	30	3	国道	
152	138	吉之沢A	城川	〃	60	40	15	2	市道	
153	139	吉之沢C	城川	〃	70	50	10	3	市道	
154	140	本村A	城川	〃	20	60	5	1		
155	141	本村B	城川	〃	30	45	15	1	市道	
156	142	本村C	城川	〃	15	70	5	1	市道	
157	143	本村D	城川	〃	20	55	20	1		
158	207	本村F	城川	〃	20	35	6	1		
159	144	本村E	城川	〃	70	50	8	2	県道	
160	145	魚成橋	城川	〃	80	60	15	4	国道	
161	208	杭	城川	〃	15	60	7	1	国道	
162	146	中組A	城川	男河内	30	45	15	1	市道	
163	147	中組B	城川	〃	60	45	15	3	市道	
164	209	中組E	城川	〃	25	45	6	2	市道	
165	148	中組C	城川	〃	100	40	10	3	市道	
166	149	中組D	城川	〃	20	40	13	1	市道	
167	150	松尾瀬A	城川	〃	80	35	8	2	市道	
168	151	松尾瀬B	城川	〃	30	60	10	1	市道	
169	152	コリザコ	城川	魚成	30	55	20	1		
170	153	ダバA	城川	〃	30	50	7	1		
171	155	今田	城川	〃	30	50	8	1	市道	
172	156	杉の瀬	城川	〃	100	55	20	4	市道	
173	210	杉の瀬B	城川	〃	20	50	13	1	国道	
174	157	古市B	城川	〃	50	50	8	1	市道	
175	159	弁天	城川	〃	80	60	10	3	市道	
176	161	川向B	城川	〃	50	40	10	1	県道・市道	
177	211	川向F	城川	〃	30	40	15	2	市道	
178	162	川向C	城川	〃	30	40	8	1	市道	
179	163	川向D	城川	魚成	30	70	5	1	市道	
180	164	川向E	城川	〃	90	60	5	2	市道	
181	165	蔭の地A	城川	〃	30	70	5	1		
182	166	蔭の地B	城川	〃	30	45	7	1		

番号	箇所番号	箇所名	位置		地形			被災地域戸数	公共的建物及び施設	
			町名	地区	延長(m)	傾斜度	高さ(m)		種類	数
183	167	中津川A	城川	〃	30	45	20	1	市道	
184	212	中津川G	城川	〃	40	30	7	1	市道	
185	168	中津川B	城川	〃	30	45	10	1	市道	
186	169	中津川C	城川	〃	20	60	10	1		
187	170	中津川D	城川	〃	40	30	10	1		
188	171	中津川E	城川	〃	40	40	8	2		
189	172	中津川F	城川	〃	40	50	12	1		
190	173	タブチ	城川	田穂	30	40	6	2		
191	174	吉之坂	城川	〃	100	55	15	3	県道	
192	176	田穂西C	城川	〃	30	45	9	1		
193	177	田穂西D	城川	〃	20	40	9	1	市道	
194	178	田穂岡A	城川	〃	20	30	10	1		
195	179	田穂岡B	城川	〃	60	50	15	4	県道	
196	181	田穂岡D	城川	〃	50	70	7	2	市道	
197	182	ゴマジリ	城川	〃	50	35	10	2	県道	
198	1924	西古市中	城川	古市	30	30	5	1	市道	
199	1925	東古市	城川	〃	20	60	5	1	市道	
200	1	寺野B	城川	窪野	20	45	10	1	市道	
201	10	竜泉E	城川	野井川	15	50	8	1	県道	
202	5	吉之沢B	城川	嘉喜尾	20	50	7	1	市道	
203	8	田穂西A	城川	田穂	20	49	5	1	市道	
204	9	重谷	城川	野井川	30	65	10	1		
205	11	日浦H	城川	遊子谷	15	35	9	1		
206		長崎(a)	城川	窪野	15	65	7	2		
207		安尾(a)	城川	川津南	15	70	8	2		
208		六十(a)	城川	高野子	20	70	9	0	市道	
209		本村(b)	城川	高野子	20	70	10	0	市道	
210		東古市(a)	城川	古市					市道	
211		嘉喜尾1	城川	嘉喜尾	20	75	8	1	市道	
212		嘉喜尾2	城川	嘉喜尾	15	75	17	1	県道	
213		泉川(a)	城川	遊子谷	15	50	12	1	市道	

5 三瓶町

① 5戸以上 (I)

番号	箇所番号	箇所名	位置		地形			被災地域戸数	公共的建物及び施設	
			町名	地区	延長(m)	傾斜度	高さ(m)		種類	数
1	1743	周木西	三瓶	周木	220	35	26	28		
2	1744	コテイ島	三瓶	周木	160	45	19	22	郵便局	
3	1745	周木	三瓶	周木	220	55	20	32		
4	1746	中ノ浦B	三瓶	長早	115	50	15	21		
5	1747	長早西	三瓶	長早	290	45	10	9		
6	1748	長早東	三瓶	長早	185	65	19	18		
7	1749	ツボ井	三瓶	二及	200	50	8	21		
8	1750	二及	三瓶	二及	150	50	12	31		

番号	箇所番号	箇所名	位置		地形			被災地域戸数	公共的建物及び施設	
			町名	地区	延長(m)	傾斜度	高さ(m)		種類	数
9	1751	二及南	三瓶	二及	290	55	15	34	郵便局	
10	1752	シカタキ	三瓶	二及	100	35	8	7		
11	1753	小浦A	三瓶	垣生	45	50	10	6		
12	1754	シモ	三瓶	垣生	210	45	8	7		
13	1755	カキウチ	三瓶	垣生	230	55	7	18		
14	1756	向新地	三瓶	垣生	200	60	8	8		
15	1757	永井A	三瓶	朝立	130	50	8	6		
16	1758	永井	三瓶	朝立	130	45	18	12		
17	1759	貝貝院	三瓶	朝立	410	50	15	26		
18	1760	屋敷	三瓶	朝立	740	45	25	42		
19	1761	火打岩	三瓶	朝立	110	65	30	7		
20	1762	和泉	三瓶	和泉	135	65	20	8		
21	1763	朴	三瓶	朝立	120	55	15	9		
22	1764	日の地	三瓶	津布理	300	55	20	31		
23	1765	谷A	三瓶	津布理	110	50	7	7		
24	1766	久勝寺A	三瓶	津布理	100	60	8	6		
25	1767	新屋敷	三瓶	津布理	160	40	10	15		
26	1768	栄浜A	三瓶	安土	150	55	10	15		
27	1769	栄浜B	三瓶	安土	90	45	10	8		
28	1770	中ノ浦	三瓶	有網代	520	60	17	66		
29	1771	カワラ	三瓶	有太刀	50	50	10	5		
30	1772	片山	三瓶	蔵貫	150	40	16	18		
31	1773	オキ	三瓶	蔵貫	120	40	8	7		
32	1774	脇	三瓶	皆江	265	40	24	18		
33	1775	ショウシダ	三瓶	皆江	300	60	7	11		
34	1776	向新田	三瓶	皆江	270	55	17	10		
35	1777	枯井	三瓶	皆江	150	55	10	12		
36	1778	中須賀	三瓶	下泊	200	40	30	15		
37	1779	カケハエ	三瓶	下泊	310	40	35	28		
38	1780	泊	三瓶	下泊	180	60	15	16		
39	1781	岡市	三瓶	朝立	170	60	20	8		
40	1782	和泉A	三瓶	和泉	50	60	20	8		
41	1783	客	三瓶	朝立	120	45	15	6		
42	1784	有太刀	三瓶	有太刀	60	45	7	5		
43	1785	嶋山	三瓶	嶋山	60	50	8	6		
44	2736	谷B	三瓶	津布理	40	60	8	5		
45	2737	ナカスジ	三瓶	蔵貫浦	35	50	8	1		
46	140	名切	三瓶	垣生	90	45	15	6		
47	213	谷C	三瓶	津布理	80	55	8	5		

② 5戸未満（Ⅱ）

番号	箇所番号	箇所名	位置		地形			被災地域戸数	公共的建物及び施設	
			町名	地区	延長(m)	傾斜度	高さ(m)		種類	数
1	1	ツボ井A	三瓶	二及	40	50	10	2		
2	2	ジョウヤマ	三瓶	二及	40	55	8	2		
3	3	小浦C	三瓶	垣生	110	60	8	3		
4	5	ムカイ	三瓶	垣生	20	50	15	1		
5	6	かやのおく	三瓶	嶋山	30	60	6	1		
6	7	だいもん	三瓶	嶋山	15	50	8	1		
7	8	大久保C	三瓶	和泉	25	65	10	1		
8	9	松尾A	三瓶	和泉	50	50	10	1		
9	10	松尾B	三瓶	和泉	45	65	10	1		
10	11	松尾C	三瓶	和泉	30	65	10	1		
11	12	本村	三瓶	和泉	40	55	10	3		
12	13	朴A	三瓶	朝立	30	55	15	1		
13	14	向山	三瓶	朝立	30	50	30	2		
14	16	久勝寺B	三瓶	津布理	15	65	5	1		
15	17	松ノ木	三瓶	津布理	60	40	8	3		
16	18	石崎	三瓶	津布理	20	60	8	1		
17	19	神ヶ谷	三瓶	津布理	70	50	8	3		
18	20	祝谷	三瓶	津布理	40	50	7	3		
19	21	御手洗	三瓶	安土	40	50	15	2		
20	22	トヨウラB	三瓶	有太刀	100	50	7	2		
21	24	片山B	三瓶	蔵貫	40	50	8	4		
22	26	谷平	三瓶	蔵貫	20	55	10	1		
23	27	ホコノウラA	三瓶	皆江	40	55	6	2		
24	28	コウラ	三瓶	皆江	55	55	8	3		
25	29	ドウノシロ	三瓶	皆江	10	55	7	2		
26	30	神子之浦	三瓶	下泊	60	65	7	4		
27	31	本浦A	三瓶	下泊	80	55	7	2		
28	32	ツボ井B	三瓶	二及	15	50	12	1		
29	33	ツボ井C	三瓶	二及	15	55	12	1		
30	34	詠山	三瓶	朝立	70	50	8	4		
31	35	樋ノ口	三瓶	朝立	60	40	15	2		
32	36	朴B	三瓶	朝立	80	35	5	4		
33	37	天神畑A	三瓶	朝立	45	40	6	2		
34	38	天神畑B	三瓶	朝立	55	35	7	4		
35	39	脇ノ前	三瓶	津布理	55	40	8	4		
36	40	久勝寺C	三瓶	津布理	60	45	7	4		
37	41	小浦B	三瓶	垣生	60	60	12	4		
38	42	ホコノウラB	三瓶	皆江	15	70	8	1		
39	1	アカハタケ	三瓶	垣生	30	65	10	2		
40	2	下組B	三瓶	和泉	30	55	10	1		
41	4	谷D	三瓶	津布理	90	55	8	4		
42	5	トビガウラ	三瓶	有太刀	50	75	12	1		
43	6	トヨウラA	三瓶	有太刀	110	65	12	4		
44	7	アカハへB	三瓶	下泊	15	60	6	1		
45	8	本浦B	三瓶	下泊	20	70	8	1		

3-4 河川・海岸危険箇所一覧 [消防総務課、農業水産課、建設課]

令和5年4月

河川・海岸名	重要水防区域		関係区域			避難		備考
	左右岸	延長(m)	集落名	戸数(戸)	人口(人)	避難場所	収容能力(人)	
東川	左右	200 200	高山	172	311	高山地区体育館 旧明浜西中体育館	271 529	橋 6
西川	左右	220 220	高山	130	233	高山地区体育館 旧明浜西中体育館	271 529	橋 10
西川	左右	280 180	俵津	316	658	俵津保育所 俵津地域づくり 活動センター	150 289	橋 7
肱川	左右	270 720	瀬戸	87	178	瀬戸公会堂	200	橋 3 堰 3
肱川	左右	4,800 4,800	石久保 本町3丁目	356	688	野村地域づくり 活動センター	614	
岩瀬川	左右	765 85	鬼窪	10	32	大本集会所	50	橋 1 堰 2
魚成川～ 田穂川	左右	1,720 1,160	魚成	184	429	魚成地域づくり 活動センター	416	橋 8 堰 2
俵津海岸 (漁)		100	俵津	179	359	俵津地域づくり 活動センター 俵津保育所	289 150	
渡江海岸 (漁)		120	渡江	74	170	渡江集会所	125	
狩江海岸 (漁)		125	狩浜	225	395	かりえ笑学校	1,119	
河川	左 右	(7) 8,255 (7) 7,365						
計		(14) 15,620						
海岸		(3) 345						
合計		(17) 15,965						

3-5 土砂災害（特別）警戒区域一覧 [建設課]

(1) 急傾斜地の崩壊

番号	所在地		区域名・番号		警戒区域	特別警戒区域
					指定年月日	指定年月日
1	三瓶町	蔵貫浦	ナカスジ	445-1-2737(1)	平成23年3月29日	平成23年3月29日
2	明浜町	宮野浦	宮野浦	461-1-1807(1)	平成23年3月29日	平成23年3月29日
3	明浜町	田之浜	田之浜東	461-1-1808(1)	平成23年3月29日	平成23年3月29日
4	明浜町	田之浜	田之浜B	461-1-1809(1)	平成23年3月29日	平成23年3月29日
5	明浜町	田之浜	田之浜西	461-1-1810(1)	平成23年3月29日	平成23年3月29日
6	明浜町	俵津	伊ノ浦	461-1-2740(1)	平成23年3月29日	平成23年3月29日
7	明浜町	高山	高山B	461-1-2744(1)	平成23年3月29日	平成23年3月29日
8	明浜町	宮野浦	中浦	461-1-2745(1)	平成23年3月29日	平成23年3月29日
9	宇和町	新城	自由ヶ市	462-1-1823(1)	平成24年12月18日	平成24年12月18日
10	野村町	惣川	宮城	463-1-1860(1)	平成24年12月18日	平成24年12月18日
11	野村町	惣川	天神	463-1-1862(1)	平成24年12月18日	平成24年12月18日
12	野村町	舟戸	知野	463-1-1867(1)	平成24年12月18日	平成24年12月18日
13	野村町	予子林	堂野窪上	463-1-1872(1)	平成24年12月18日	平成24年12月18日
14	野村町	予子林	河成A	463-1-1874(1)	平成24年12月18日	平成24年12月18日
15	野村町	坂石	河成B	463-1-1876(1)	平成24年12月18日	平成24年12月18日
16	野村町	坂石	坂石	463-1-1877(1)	平成24年12月18日	平成24年12月18日
17	野村町	鎌田	鎌田	463-1-1880(1)	平成24年12月18日	平成24年12月18日
18	野村町	釜川	植木	463-1-1883(1)	平成24年12月18日	平成24年12月18日
19	野村町	野村	竹之内	463-1-1885(1)	平成24年12月18日	平成24年12月18日
20	野村町	蔵良	本村	463-1-1886(1)	平成24年12月18日	平成24年12月18日
21	野村町	高瀬	舟坂	463-1-1887(1)	平成24年12月18日	平成24年12月18日
22	野村町	富野川	富野川	463-1-1888(1)	平成24年12月18日	平成24年12月18日
23	野村町	富野川	杉山	463-1-1889(1)	平成24年12月18日	平成24年12月18日
24	野村町	長谷	長谷C	463-1-1894(1)	平成24年12月18日	平成24年12月18日
25	野村町	舟戸	中久保B	463-1-1896(1)	平成24年12月18日	平成24年12月18日
26	野村町	野村	愛宕	463-1-1897(1)	平成24年12月18日	平成24年12月18日
27	野村町	旭	旭	463-1-2616(1)	平成24年12月18日	平成24年12月18日
28	野村町	惣川	三島	463-1-141(2)	平成24年12月18日	平成24年12月18日
29	野村町	坂石	高丸	463-1-142(2)	平成24年12月18日	平成24年12月18日
30	城川町	野井川	竜泉	464-1-1899(1)	平成24年12月18日	平成24年12月18日
31	城川町	野井川	重谷	464-1-1900(1)	平成24年12月18日	平成24年12月18日
32	城川町	遊子谷	日浦	464-1-1903(1)	平成24年12月18日	平成24年12月18日
33	城川町	遊子谷	下遊子	464-1-1906(1)	平成24年12月18日	平成24年12月18日

番号	所在地		区域名・番号		警戒区域	特別警戒区域
					指定年月日	指定年月日
34	城川町	遊子谷	南平	464-1-1909(1)	平成24年12月18日	平成24年12月18日
35	城川町	窪野	男地上	464-1-1913(1)	平成24年12月18日	平成24年12月18日
36	城川町	窪野	片平	464-1-1917(1)	平成24年12月18日	平成24年12月18日
37	城川町	川津南	保野	464-1-1926(1)	平成24年12月18日	平成24年12月18日
38	城川町	川津南	今井	464-1-1927(1)	平成24年12月18日	平成24年12月18日
39	城川町	下相	安家谷	464-1-1937(1)	平成24年12月18日	平成24年12月18日
40	城川町	魚成	今田	464-1-1943(1)	平成24年12月18日	平成24年12月18日
41	城川町	魚成	町中B	464-1-1947(1)	平成24年12月18日	平成24年12月18日
42	城川町	魚成	中津川	464-1-1948(1)	平成24年12月18日	平成24年12月18日
43	城川町	古市	伏越A	464-1-2753(1)	平成24年12月18日	平成24年12月18日
44	城川町	高野子	菊野谷	464-1-200(2)	平成24年12月18日	平成24年12月18日
45	城川町	古市	西古市	464-1-2617(2)	平成24年12月18日	平成24年12月18日
46	三瓶町	周木	周木西(2)	445-1-5001(1)	平成24年12月18日	平成24年12月18日
47	三瓶町	二及	二及(2)	445-1-5002(1)	平成24年12月18日	平成24年12月18日
48	三瓶町	嶋山	嶋山(2)	445-1-5003(1)	平成24年12月18日	平成24年12月18日
49	三瓶町	蔵貫浦	蔵貫浦	445-1-5004(1)	平成24年12月18日	平成24年12月18日
50	三瓶町	蔵貫浦	ナカスジ(2)	445-1-5005(1)	平成24年12月18日	平成24年12月18日
51	三瓶町	下泊	下泊(1)	445-1-5006(1)	平成24年12月18日	平成24年12月18日
52	三瓶町	下泊	下泊(2)	445-1-5007(1)	平成24年12月18日	平成24年12月18日
53	明浜町	田之浜	田之浜西(2)	461-1-5001(1)	平成24年12月18日	平成24年12月18日
54	明浜町	高山	中浦(2)	461-1-5002(1)	平成24年12月18日	平成24年12月18日
55	明浜町	狩浜	狩浜	461-1-5003(1)	平成24年12月18日	平成24年12月18日
56	三瓶町	周木	周木西	445-I-1743(1)	平成28年7月12日	平成28年7月12日
57	三瓶町	周木	コテイ島	445-I-1744(1)	平成28年7月12日	平成28年7月12日
58	三瓶町	周木	周木	445-I-1745(1)	平成28年7月12日	平成28年7月12日
59	三瓶町	長早	長早東	445-I-1748(1)	平成28年7月12日	平成28年7月12日
60	三瓶町	二及	シカタキ	445-I-1752(1)	平成28年7月12日	平成28年7月12日
61	三瓶町	垣生	シモ	445-I-1754(1)	平成28年7月12日	平成28年7月12日
62	三瓶町	垣生	向新地	445-I-1756(1)	平成28年7月12日	平成28年7月12日
63	三瓶町	津布理	日の地	445-I-1764(1)	平成28年7月12日	平成28年7月12日
64	三瓶町	安土	栄浜A	445-I-1768(1)	平成28年7月12日	平成28年7月12日
65	三瓶町	安土	栄浜B	445-I-1769(1)	平成28年7月12日	平成28年7月12日
66	三瓶町	有太刀	カワラ	445-I-1771(1)	平成28年7月12日	平成28年7月12日
67	三瓶町	蔵貫	片山	445-I-1772(1)	平成28年7月12日	平成28年7月12日

番号	所在地		区域名・番号		警戒区域	特別警戒区域
					指定年月日	指定年月日
68	三瓶町	蔵貫	オキ	445-I-1773(1)	平成28年7月12日	平成28年7月12日
69	三瓶町	皆江	脇	445-I-1774(1)	平成28年7月12日	平成28年7月12日
70	三瓶町	下泊	カケハエ	445-I-1779(1)	平成28年7月12日	平成28年7月12日
71	三瓶町	有太刀	有太刀	445-I-1784(2)	平成28年7月12日	平成28年7月12日
72	三瓶町	津布理	谷B	445-I-2736(1)	平成28年7月12日	平成28年7月12日
73	三瓶町	津布理	谷C	445-I-213(2)	平成28年7月12日	平成28年7月12日
74	三瓶町	皆江	皆江	445-I-5008(1)	平成28年7月12日	平成28年7月12日
75	明浜町	高山	城の森	461-I-1801(1)	平成28年7月12日	平成28年7月12日
76	明浜町	高山	高山C	461-I-1802(1)	平成28年7月12日	平成28年7月12日
77	宇和町	明間	平野	462-I-1812(1)	平成28年7月12日	平成28年7月12日
78	宇和町	明間	田中	462-I-1813(1)	平成28年7月12日	平成28年7月12日
79	宇和町	伊崎	淵の上	462-I-1824(1)	平成28年7月12日	平成28年7月12日
80	宇和町	伊延	院内	462-I-1835(1)	平成28年7月12日	平成28年7月12日
81	宇和町	岩木	尾ノ瀬	462-I-1847(1)	平成28年7月12日	平成28年7月12日
82	宇和町	西山田	木ノ下	462-I-1853(1)	平成28年7月12日	平成28年7月12日
83	宇和町	山田	和田	462-I-1857(1)	平成28年7月12日	平成28年7月12日
84	宇和町	岡山	サコC	462-I-2747(1)	平成28年7月12日	平成28年7月12日
85	宇和町	西山田	小鹿B	462-I-2748(1)	平成28年7月12日	平成28年7月12日
86	野村町	惣川	色納	463-I-1858(1)	平成28年7月12日	平成28年7月12日
87	野村町	惣川	寺上	463-I-1861(1)	平成28年7月12日	平成28年7月12日
88	野村町	惣川	稲谷	463-I-1863(1)	平成28年7月12日	平成28年7月12日
89	野村町	惣川	竹崎	463-I-2749(1)	平成28年7月12日	平成28年7月12日
90	野村町	惣川	藤の内	463-I-1864(1)	平成28年7月12日	平成28年7月12日
91	野村町	惣川	中久保A	463-I-1865(1)	平成28年7月12日	平成28年7月12日
92	野村町	予子林	小振	463-I-1869(1)	平成28年7月12日	平成28年7月12日
93	野村町	野村	大暮	463-I-1884(1)	平成28年7月12日	平成28年7月12日
94	野村町	白髭	中間	463-I-1890(1)	平成28年7月12日	平成28年7月12日
95	野村町	河西	河西	463-I-1891(1)	平成28年7月12日	平成28年7月12日
96	野村町	大西	大西	463-I-2615(1)	平成28年7月12日	平成28年7月12日
97	野村町	栗木	川平下	463-I-143(2)	平成28年7月12日	平成28年7月12日
98	城川町	野井川	下陰	464-I-1901(1)	平成28年7月12日	平成28年7月12日
99	城川町	遊子谷	上川	464-I-1904(1)	平成28年7月12日	平成28年7月12日
100	城川町	遊子谷	上川下	464-I-1905(1)	平成28年7月12日	平成28年7月12日
101	城川町	嘉喜尾	窪ヶ市	464-I-1907(1)	平成28年7月12日	平成28年7月12日

番号	所在地		区域名・番号		警戒区域	特別警戒区域
					指定年月日	指定年月日
102	城川町	嘉喜尾	岩本	464-I-1908(1)	平成28年7月12日	平成28年7月12日
103	城川町	窪野	寺野	464-I-1910(1)	平成28年7月12日	平成28年7月12日
104	城川町	窪野	寺野橋下	464-I-1911(1)	平成28年7月12日	平成28年7月12日
105	城川町	窪野	中野川	464-I-1912(1)	平成28年7月12日	平成28年7月12日
106	城川町	窪野	男地下	464-I-1914(1)	平成28年7月12日	平成28年7月12日
107	城川町	窪野	河内	464-I-1915(1)	平成28年7月12日	平成28年7月12日
108	城川町	窪野	河内下	464-I-1916(1)	平成28年7月12日	平成28年7月12日
109	城川町	古市	中久保	464-I-1923(1)	平成28年7月12日	平成28年7月12日
110	城川町	川津南	安尾	464-I-1928(1)	平成28年7月12日	平成28年7月12日
111	城川町	川津南	成	464-I-1929(1)	平成28年7月12日	平成28年7月12日
112	城川町	高野子	菊之谷上	464-I-1930(1)	平成28年7月12日	平成28年7月12日
113	城川町	高野子	池野々	464-I-1932(1)	平成28年7月12日	平成28年7月12日
114	城川町	高野子	杖野々	464-I-1933(1)	平成28年7月12日	平成28年7月12日
115	城川町	下相	坂本下	464-I-1935(1)	平成28年7月12日	平成28年7月12日
116	城川町	下相	本村	464-I-1936(1)	平成28年7月12日	平成28年7月12日
117	城川町	下相	奈良ノ木	464-I-1938(1)	平成28年7月12日	平成28年7月12日
118	城川町	田穂	下組	464-I-1951(1)	平成28年7月12日	平成28年7月12日
119	宇和町	明間	四道	462-I-1814	平成28年7月12日	平成28年7月12日
120	宇和町	明間	横内	462-I-1815(1)	令和3年3月23日	令和3年3月23日
121	宇和町	明間	藤ノソフ	462-I-1816(1)	令和3年3月23日	令和3年3月23日
122	宇和町	下川	富ノ谷	462-I-1818(1)	令和3年3月23日	
123	宇和町	下川	瀬戸	462-I-1819(1)	令和3年3月23日	令和3年3月23日
124	宇和町	明石 卯之町5丁目 稲生	福吉	462-I-1822(1)	令和3年3月23日	令和3年3月23日
125	宇和町	窪	南谷	462-I-1825(1)	令和3年3月23日	令和3年3月23日
126	宇和町	卯之町4丁目	山本	462-I-1826(1)	令和3年3月23日	
127	宇和町	卯之町4丁目	雨山	462-I-1827(1)	令和3年3月23日	
128	宇和町	卯之町3丁目	坪ヶ谷	462-I-1828(1)	令和3年3月23日	
129	宇和町	卯之町2丁目 卯之町3丁目	経の森	462-I-1829(1)	令和3年3月23日	令和3年3月23日
130	宇和町	野田 小野田	寺下	462-I-1831(1)	令和3年3月23日	令和3年3月23日
131	宇和町	久枝	成瀬	462-I-1832(1)	令和3年3月23日	令和3年3月23日
132	宇和町	田苗真土	西谷(1)	462-I-1834(1)	令和3年3月23日	令和3年3月23日

番号	所在地		区域名・番号		警戒区域	特別警戒区域
					指定年月日	指定年月日
		杵所				
133	宇和町	伊延	上吉信	462-I-1836(1)	令和3年3月23日	令和3年3月23日
134	宇和町	東多田 河内	千世	462-I-1841(1)	令和3年3月23日	令和3年3月23日
135	宇和町	信里	平野	462-I-1842(1)	令和3年3月23日	令和3年3月23日
136	宇和町	久保	肱川	462-I-1843(1)	令和3年3月23日	令和3年3月23日
137	宇和町	岩木	山崎	462-I-1845(1)	令和3年3月23日	令和3年3月23日
138	宇和町	岩木	地中	462-I-1846(1)	令和3年3月23日	令和3年3月23日
139	宇和町	郷内	今西	462-I-1848(1)	令和3年3月23日	令和3年3月23日
140	宇和町	郷内	庵ノ谷	462-I-1849(1)	令和3年3月23日	令和3年3月23日
141	宇和町	郷内	山ノ下	462-I-1850(1)	令和3年3月23日	令和3年3月23日
142	宇和町	西山田	山崎B	462-I-1851(1)	令和3年3月23日	令和3年3月23日
143	宇和町	明間	シロタキB	462-II-1(1)	令和3年3月23日	令和3年3月23日
144	宇和町	明間	松森	462-II-2(1)	令和3年3月23日	令和3年3月23日
145	宇和町	明間	クララ	462-II-3(1)	令和3年3月23日	令和3年3月23日
146	宇和町	明間	天羽	462-II-4(1)	令和3年3月23日	令和3年3月23日
147	宇和町	明石	大坊山	462-II-5(1)	令和3年3月23日	令和3年3月23日
148	宇和町	明石	大久保	462-II-6(1)	令和3年3月23日	令和3年3月23日
149	宇和町	田野中	檉生	462-II-8(1)	令和3年3月23日	令和3年3月23日
150	宇和町	伊賀上 卯之町4丁目	山の神	462-II-9(1)	令和3年3月23日	令和3年3月23日
151	宇和町	坂戸	徳蔵	462-II-10(1)	令和3年3月23日	令和3年3月23日
152	宇和町	杵所	片山	462-II-11(1)	令和3年3月23日	令和3年3月23日
153	宇和町	田苗真土	高市	462-II-12(1)	令和3年3月23日	令和3年3月23日
154	宇和町	瀬戸	横山	462-II-14(1)	令和3年3月23日	令和3年3月23日
155	宇和町	伊延	鳥越	462-II-15(1)	令和3年3月23日	令和3年3月23日
156	宇和町	久保	中塚	462-II-19(1)	令和3年3月23日	令和3年3月23日
157	宇和町	岩木	河内谷	462-II-20(1)	令和3年3月23日	令和3年3月23日
158	宇和町	岩木	西谷(2)	462-II-21(1)	令和3年3月23日	令和3年3月23日
159	宇和町	郷内	久保	462-II-22(1)	令和3年3月23日	令和3年3月23日
160	宇和町	山田	仁土A	462-II-24(1)	令和3年3月23日	令和3年3月23日
161	宇和町	山田	仁土B	462-II-25(1)	令和3年3月23日	令和3年3月23日
162	宇和町	明間	天羽B	462-II-26(1)	令和3年3月23日	令和3年3月23日
163	宇和町	明間	中駄馬	462-II-27(1)	令和3年3月23日	令和3年3月23日
164	宇和町	明間	御ノ鼻	462-II-28(1)	令和3年3月23日	令和3年3月23日

番号	所在地		区域名・番号		警戒区域	特別警戒区域
					指定年月日	指定年月日
165	宇和町	永長	常居寺	462-II-29(1)	令和3年3月23日	令和3年3月23日
166	宇和町	岩木	土居	462-II-30(1)	令和3年3月23日	
167	宇和町	岩木	城(1)	462-II-31(1)	令和3年3月23日	令和3年3月23日
168	宇和町	清沢	石崎A	462-II-33(1)	令和3年3月23日	令和3年3月23日
169	宇和町	清沢	石崎B	462-II-34(1)	令和3年3月23日	令和3年3月23日
170	宇和町	奎所	立石	462-II-35(1)	令和3年3月23日	令和3年3月23日
171	宇和町	伊延	門の前	462-II-40(1)	令和3年3月23日	令和3年3月23日
172	宇和町	伊延	立石C	462-II-42(1)	令和3年3月23日	令和3年3月23日
173	宇和町	久保	樋ノ口(1)	462-II-43(1)	令和3年3月23日	令和3年3月23日
174	宇和町	大江	後田	462-II-44(1)	令和3年3月23日	令和3年3月23日
175	宇和町	加茂	加茂	462-II-45(1)	令和3年3月23日	令和3年3月23日
176	宇和町	坂戸	寺下	462-II-46(1)	令和3年3月23日	令和3年3月23日
177	宇和町	明間	上落蔵	462-II-47(1)	令和3年3月23日	令和3年3月23日
178	宇和町	下川	金生A	462-II-48(1)	令和3年3月23日	令和3年3月23日
179	宇和町	下川	富谷	462-II-49(1)	令和3年3月23日	令和3年3月23日
180	宇和町	下川	金生B	462-II-50(1)	令和3年3月23日	令和3年3月23日
181	宇和町	下川	金生C	462-II-51(1)	令和3年3月23日	令和3年3月23日
182	宇和町	皆田	日向屋敷A	462-II-54(1)	令和3年3月23日	令和3年3月23日
183	宇和町	神領 卯之町2丁目	神領	462-II-56(1)	令和3年3月23日	令和3年3月23日
184	宇和町	岩木	城(2)	462-II-57(1)	令和3年3月23日	令和3年3月23日
185	宇和町	岩木	坪内	462-II-58(1)	令和3年3月23日	令和3年3月23日
186	宇和町	田苗真土	西谷(3)	462-II-60(1)	令和3年3月23日	令和3年3月23日
187	宇和町	伊延	立石A	462-II-62(1)	令和3年3月23日	令和3年3月23日
188	宇和町	伊延	立石B	462-II-63(1)	令和3年3月23日	令和3年3月23日
189	宇和町	明間	四道	462-II-65(1)	令和3年3月23日	令和3年3月23日
190	宇和町	明間	松森B	462-II-66(1)	令和3年3月23日	令和3年3月23日
191	宇和町	田野中	檜生B	462-II-67(1)	令和3年3月23日	令和3年3月23日
192	宇和町	田野中	檜生C	462-II-68(1)	令和3年3月23日	令和3年3月23日
193	宇和町	田野中	檜生D	462-II-69(1)	令和3年3月23日	令和3年3月23日
194	宇和町	伊賀上	山の神B	462-II-70(1)	令和3年3月23日	令和3年3月23日
195	宇和町	伊賀上	山の神C	462-II-71(1)	令和3年3月23日	令和3年3月23日
196	宇和町	伊賀上	山の神D	462-II-72(1)	令和3年3月23日	令和3年3月23日
197	宇和町	伊賀上	山の神E	462-II-73(1)	令和3年3月23日	令和3年3月23日
198	宇和町	伊賀上	山の神F	462-II-74(1)	令和3年3月23日	令和3年3月23日

番号	所在地		区域名・番号		警戒区域	特別警戒区域
					指定年月日	指定年月日
199	宇和町	伊賀上	山の神G	462-II-75(1)	令和3年3月23日	令和3年3月23日
200	宇和町	岡山	サコB	462-II-76(1)	令和3年3月23日	令和3年3月23日
201	宇和町	加茂	加茂B	462-II-77(1)	令和3年3月23日	令和3年3月23日
202	宇和町	皆田	日向屋敷C	462-II-78(1)	令和3年3月23日	令和3年3月23日
203	宇和町	下川	瀬戸B	462-II-80(1)	令和3年3月23日	令和3年3月23日
204	宇和町	下川	瀬戸C	462-II-81(1)	令和3年3月23日	令和3年3月23日
205	宇和町	信里	平野B	462-II-82(1)	令和3年3月23日	令和3年3月23日
206	宇和町	山田	和田B	462-II-83(1)	令和3年3月23日	
207	宇和町	明間	シロタキA	462-II-1811(1)	令和3年3月23日	令和3年3月23日
208	宇和町	明間	平吾谷	462-II-1817(1)	令和3年3月23日	令和3年3月23日
209	宇和町	下川	拝立	462-II-1820(1)	令和3年3月23日	令和3年3月23日
210	宇和町	野田	中村	462-II-1830(1)	令和3年3月23日	令和3年3月23日
211	宇和町	清沢	五右衛門谷	462-II-1833(1)	令和3年3月23日	令和3年3月23日
212	宇和町	伊延	伊延谷	462-II-1837(1)	令和3年3月23日	令和3年3月23日
213	宇和町	河内	小川	462-II-1838(1)	令和3年3月23日	令和3年3月23日
214	宇和町	河内	樋ノ口(2)	462-II-1839(1)	令和3年3月23日	令和3年3月23日
215	宇和町	河内	山角	462-II-1840(1)	令和3年3月23日	令和3年3月23日
216	宇和町	久保	尾花	462-II-1844(1)	令和3年3月23日	令和3年3月23日
217	宇和町	西山田	小鹿	462-II-1852(1)	令和3年3月23日	令和3年3月23日
218	宇和町	山田	永尾	462-II-1855(1)	令和3年3月23日	令和3年3月23日
219	宇和町	山田	叶松	462-II-1856(1)	令和3年3月23日	令和3年3月23日
220	宇和町	西山田	小鹿C	462-III-2(1)	令和3年3月23日	令和3年3月23日
221	宇和町	東多田	千世B	462-III-3(1)	令和3年3月23日	令和3年3月23日
222	宇和町	瀬戸	横山B	462-III-4(1)	令和3年3月23日	令和3年3月23日
223	宇和町	窪	南谷B	462-III-6(1)	令和3年3月23日	令和3年3月23日
224	三瓶町	垣生	名切	445-I-140(2)	令和3年6月4日	令和3年6月4日
225	三瓶町	長早	中ノ浦B	445-I-1746(1)	令和3年6月4日	令和3年6月4日
226	三瓶町	長早	長早西	445-I-1747(1)	令和3年6月4日	令和3年6月4日
227	三瓶町	二及	ツボ井	445-I-1749(1)	令和3年6月4日	令和3年6月4日
228	三瓶町	二及	二及	445-I-1750(1)	令和3年6月4日	令和3年6月4日
229	三瓶町	二及	二及西	445-I-1751(1)	令和3年6月4日	令和3年6月4日
230	三瓶町	垣生	小浦A	445-I-1753(1)	令和3年6月4日	令和3年6月4日
231	三瓶町	朝立	永井A	445-I-1757(1)	令和3年6月4日	令和3年6月4日
232	三瓶町	朝立	永井	445-I-1758(1)	令和3年6月4日	令和3年6月4日

番号	所在地		区域名・番号		警戒区域	特別警戒区域
					指定年月日	指定年月日
233	三瓶町	朝立	ケイ隔 (貝貝院)	445-I-1759(1)	令和3年6月4日	令和3年6月4日
234	三瓶町	朝立	屋敷	445-I-1760(1)	令和3年6月4日	令和3年6月4日
235	三瓶町	朝立	火打岩	445-I-1761(1)	令和3年6月4日	令和3年6月4日
236	三瓶町	和泉	和泉	445-I-1762(1)	令和3年6月4日	令和3年6月4日
237	三瓶町	朝立	朴	445-I-1763(1)	令和3年6月4日	令和3年6月4日
238	三瓶町	津布理	新屋敷	445-I-1767(1)	令和3年6月4日	令和3年6月4日
239	三瓶町	皆江	ショウシダ	445-I-1775(1)	令和3年6月4日	令和3年6月4日
240	三瓶町	皆江	向新田	445-I-1776(1)	令和3年6月4日	令和3年6月4日
241	三瓶町	皆江	枯井	445-I-1777(1)	令和3年6月4日	令和3年6月4日
242	三瓶町	下泊	中須賀	445-I-1778(1)	令和3年6月4日	令和3年6月4日
243	三瓶町	下泊	泊	445-I-1780(1)	令和3年6月4日	令和3年6月4日
244	三瓶町	朝立	岡市	445-I-1781(1)	令和3年6月4日	令和3年6月4日
245	三瓶町	和泉	和泉A	445-I-1782(1)	令和3年6月4日	令和3年6月4日
246	三瓶町	朝立	客	445-I-1783(1)	令和3年6月4日	令和3年6月4日
247	三瓶町	鳴山	鳴山	445-I-1785(1)	令和3年6月4日	令和3年6月4日
248	三瓶町	二及	ツボ井A	445-II-1(1)	令和3年6月4日	令和3年6月4日
249	三瓶町	垣生	アカハタケ	445-II-1(2)	令和3年6月4日	
250	三瓶町	和泉	ジョワヤマ	445-II-2(2)	令和3年6月4日	令和3年6月4日
251	三瓶町	垣生	小浦C	445-II-3(1)	令和3年6月4日	令和3年6月4日
252	三瓶町	有太刀	トビガウラ	445-II-5(2)	令和3年6月4日	令和3年6月4日
253	三瓶町	有太刀	トヨウラA	445-II-6(2)	令和3年6月4日	令和3年6月4日
254	三瓶町	鳴山	だいもん	445-II-7(1)	令和3年6月4日	令和3年6月4日
255	三瓶町	下泊	アカハへB	445-II-7(2)	令和3年6月4日	令和3年6月4日
256	三瓶町	和泉	大久保C	445-II-8(1)	令和3年6月4日	令和3年6月4日
257	三瓶町	下泊	本浦B	445-II-8(2)	令和3年6月4日	令和3年6月4日
258	三瓶町	和泉	松尾A	445-II-9(1)	令和3年6月4日	令和3年6月4日
259	三瓶町	和泉	松尾B	445-II-10(1)	令和3年6月4日	令和3年6月4日
260	三瓶町	和泉	松尾C	445-II-11(1)	令和3年6月4日	令和3年6月4日
261	三瓶町	和泉	本村	445-II-12(1)	令和3年6月4日	令和3年6月4日
262	三瓶町	朝立	朴A	445-II-13(1)	令和3年6月4日	令和3年6月4日
263	三瓶町	朝立	向山	445-II-14(1)	令和3年6月4日	令和3年6月4日
264	三瓶町	津布理	久勝寺C	445-II-16(1)	令和3年6月4日	令和3年6月4日
265	三瓶町	津布理	松ノ木	445-II-17(1)	令和3年6月4日	令和3年6月4日
266	三瓶町	津布理	石崎	445-II-18(1)	令和3年6月4日	令和3年6月4日

番号	所在地		区域名・番号		警戒区域	特別警戒区域
					指定年月日	指定年月日
267	三瓶町	津布理	神ヶ谷	445-II-19(1)	令和3年6月4日	令和3年6月4日
268	三瓶町	有太刀	トヨノウラB	445-II-22(1)	令和3年6月4日	令和3年6月4日
269	三瓶町	蔵貫 蔵貫浦	片山B	445-II-24(1)	令和3年6月4日	令和3年6月4日
270	三瓶町	蔵貫	谷平	445-II-26(1)	令和3年6月4日	令和3年6月4日
271	三瓶町	皆江	ホコノウラA	445-II-27(1)	令和3年6月4日	令和3年6月4日
272	三瓶町	皆江	こうら	445-II-28(1)	令和3年6月4日	令和3年6月4日
273	三瓶町	皆江	ドウノシロ	445-II-29(1)	令和3年6月4日	令和3年6月4日
274	三瓶町	下泊	神子之浦	445-II-30(1)	令和3年6月4日	令和3年6月4日
275	三瓶町	下泊	本浦A	445-II-31(1)	令和3年6月4日	令和3年6月4日
276	三瓶町	二及	ツボ井B	445-II-32(1)	令和3年6月4日	令和3年6月4日
277	三瓶町	二及	ツボ井C	445-II-33(1)	令和3年6月4日	令和3年6月4日
278	三瓶町	朝立	詠山	445-II-34(1)	令和3年6月4日	令和3年6月4日
279	三瓶町	朝立	樋ノ口	445-II-35(1)	令和3年6月4日	令和3年6月4日
280	三瓶町	朝立	朴B	445-II-36(1)	令和3年6月4日	令和3年6月4日
281	三瓶町	朝立	天神畑A	445-II-37(1)	令和3年6月4日	令和3年6月4日
282	三瓶町	朝立	天神畑B	445-II-38(1)	令和3年6月4日	令和3年6月4日
283	三瓶町	津布理	脇ノ前	445-II-39(1)	令和3年6月4日	令和3年6月4日
284	三瓶町	垣生	小浦B	445-II-41(1)	令和3年6月4日	令和3年6月4日
285	三瓶町	津布理	永坂橋	445-III-1(1)	令和3年6月4日	令和3年6月4日
286	三瓶町	津布理	大黒橋	445-III-2(1)	令和3年6月4日	令和3年6月4日
287	三瓶町	朝立	的場橋	445-III-3(1)	令和3年6月4日	令和3年6月4日
288	明浜町	俵津	網干	461-I-1786(1)	令和3年6月4日	令和3年6月4日
289	明浜町	俵津	大浦西	461-I-1788(1)	令和3年6月4日	令和3年6月4日
290	明浜町	俵津	俵津B	461-I-1789(1)	令和3年6月4日	令和3年6月4日
291	明浜町	俵津	新田	461-I-1790(1)	令和3年6月4日	令和3年6月4日
292	明浜町	渡江	渡江東	461-I-1792(1)	令和3年6月4日	令和3年6月4日
293	明浜町	渡江	渡江西	461-I-1793(1)	令和3年6月4日	令和3年6月4日
294	明浜町	狩浜	アジロ	461-I-1795(1)	令和3年6月4日	令和3年6月4日
295	明浜町	狩浜	ハシロリ	461-I-1796(1)	令和3年6月4日	令和3年6月4日
296	明浜町	狩浜	下南	461-I-1797(1)	令和3年6月4日	令和3年6月4日
297	明浜町	高山	小早津	461-I-1798(1)	令和3年6月4日	令和3年6月4日
298	明浜町	高山	高山東	461-I-1800(1)	令和3年6月4日	令和3年6月4日
299	明浜町	高山	高山A	461-I-1803(1)	令和3年6月4日	令和3年6月4日
300	明浜町	高山	小浦	461-I-1804(1)	令和3年6月4日	令和3年6月4日

番号	所在地		区域名・番号		警戒区域	特別警戒区域
					指定年月日	指定年月日
301	明浜町	宮野浦	トーマン	461-I-1805(1)	令和3年6月4日	令和3年6月4日
302	明浜町	渡江	渡江	461-I-2743(1)	令和3年6月4日	令和3年6月4日
303	明浜町	田之浜	田之浜A	461-I-2746(1)	令和3年6月4日	令和3年6月4日
304	明浜町	俵津	俵津2区	461-II-1(1)	令和3年6月4日	令和3年6月4日
305	明浜町	俵津	大山神社	461-II-2(1)	令和3年6月4日	令和3年6月4日
306	明浜町	俵津	俵津9区北	461-II-3(1)	令和3年6月4日	令和3年6月4日
307	明浜町	俵津	俵津7区	461-II-4(2)	令和3年6月4日	令和3年6月4日
308	明浜町	狩浜	大狩浜	461-II-6(1)	令和3年6月4日	令和3年6月4日
309	明浜町	高山	高山4区	461-II-8(1)	令和3年6月4日	令和3年6月4日
310	明浜町	宮野浦	高山6区	461-II-9(1)	令和3年6月4日	令和3年6月4日
311	明浜町	宮野浦	宮野浦1区	461-II-11(1)	令和3年6月4日	令和3年6月4日
312	明浜町	宮野浦	宮野浦3区南	461-II-12(1)	令和3年6月4日	令和3年6月4日
313	明浜町	渡江	渡江中央	461-II-14(1)	令和3年6月4日	令和3年6月4日
314	明浜町	高山	高山1区	461-II-15(1)	令和3年6月4日	令和3年6月4日
315	明浜町	俵津	俵津9区南	461-II-16(1)	令和3年6月4日	令和3年6月4日
316	明浜町	俵津	宮野浦3区北	461-II-17(1)	令和3年6月4日	令和3年6月4日
317	明浜町	狩浜	田之浜2区	461-II-18(1)	令和3年6月4日	令和3年6月4日
318	明浜町	宮野浦	田之浜3区	461-II-19(1)	令和3年6月4日	令和3年6月4日
319	明浜町	田之浜	門之脇	461-II-20(1)	令和3年6月4日	令和3年6月4日
320	明浜町	田之浜	俵津9区中央	461-II-21(1)	令和3年6月4日	令和3年6月4日
321	明浜町	狩浜	狩浜上組	461-II-22(1)	令和3年6月4日	令和3年6月4日
322	城川町	窪野	串屋下	464-I-1919(1)	令和3年6月4日	令和3年6月4日
323	城川町	窪野	福田	464-I-1920(1)	令和3年6月4日	令和3年6月4日
324	城川町	窪野・土居	下里	464-I-1921(1)	令和3年6月4日	令和3年6月4日
325	城川町	土居	田中	464-I-1922(1)	令和3年6月4日	令和3年6月4日
326	城川町	高野子	菊之谷B	464-I-1931(1)	令和3年6月4日	令和3年6月4日
327	城川町	高野子	本村	464-I-1934(1)	令和3年6月4日	令和3年6月4日
328	城川町	嘉喜尾	下五味	464-I-1939(1)	令和3年6月4日	令和3年6月4日
329	城川町	男河内	棟	464-I-1940(1)	令和3年6月4日	令和3年6月4日
330	城川町	男河内	本村組	464-I-1941(1)	令和3年6月4日	令和3年6月4日
331	城川町	男河内	大阪	464-I-1942(1)	令和3年6月4日	令和3年6月4日
332	城川町	魚成	成穂	464-I-1944(1)	令和3年6月4日	令和3年6月4日
333	城川町	魚成	古市	464-I-1945(1)	令和3年6月4日	令和3年6月4日
334	城川町	魚成	町中A	464-I-1946(1)	令和3年6月4日	令和3年6月4日

番号	所在地		区域名・番号		警戒区域	特別警戒区域
					指定年月日	指定年月日
335	城川町	田穂	下組	464-I-1949(1)	令和3年6月4日	令和3年6月4日
336	城川町	田穂	中組	464-I-1950(1)	令和3年6月4日	令和3年6月4日
337	城川町	野井川	竜泉A	464-II-1(1)	令和3年6月4日	令和3年6月4日
338	城川町	野井川	竜泉B	464-II-2(1)	令和3年6月4日	令和3年6月4日
339	城川町	野井川	竜泉C	464-II-3(1)	令和3年6月4日	令和3年6月4日
340	城川町	野井川	竜泉D	464-II-4(1)	令和3年6月4日	令和3年6月4日
341	城川町	野井川	上影	464-II-5(1)	令和3年6月4日	令和3年6月4日
342	城川町	野井川	泉田A	464-II-6(1)	令和3年6月4日	令和3年6月4日
343	城川町	野井川	泉田B	464-II-7(1)	令和3年6月4日	令和3年6月4日
344	城川町	野井川	泉田C	464-II-8(1)	令和3年6月4日	令和3年6月4日
345	城川町	野井川	泉田D	464-II-9(1)	令和3年6月4日	令和3年6月4日
346	城川町	野井川	重谷A	464-II-10(1)	令和3年6月4日	令和3年6月4日
347	城川町	野井川	重谷B	464-II-11(1)	令和3年6月4日	令和3年6月4日
348	城川町	遊子谷	柳沢	464-II-12(1)	令和3年6月4日	令和3年6月4日
349	城川町	遊子谷	平岩	464-II-13(1)	令和3年6月4日	令和3年6月4日
350	城川町	遊子谷	ダンゴ	464-II-14(1)	令和3年6月4日	令和3年6月4日
351	城川町	遊子谷	泉川A	464-II-15(1)	令和3年6月4日	令和3年6月4日
352	城川町	遊子谷	泉川B	464-II-16(1)	令和3年6月4日	令和3年6月4日
353	城川町	遊子谷	泉川C	464-II-17(1)	令和3年6月4日	令和3年6月4日
354	城川町	遊子谷	大屋敷	464-II-18(1)	令和3年6月4日	令和3年6月4日
355	城川町	遊子谷	泉川	464-II-19(1)	令和3年6月4日	令和3年6月4日
356	城川町	遊子谷	日浦A	464-II-20(1)	令和3年6月4日	令和3年6月4日
357	城川町	遊子谷	中畦	464-II-21(1)	令和3年6月4日	令和3年6月4日
358	城川町	遊子谷	日浦B	464-II-22(1)	令和3年6月4日	令和3年6月4日
359	城川町	遊子谷	日浦D	464-II-24(1)	令和3年6月4日	令和3年6月4日
360	城川町	遊子谷	上川A	464-II-25(1)	令和3年6月4日	令和3年6月4日
361	城川町	遊子谷	上川B	464-II-26(1)	令和3年6月4日	令和3年6月4日
362	城川町	遊子谷	下遊子A	464-II-27(1)	令和3年6月4日	令和3年6月4日
363	城川町	遊子谷	下遊子B	464-II-28(1)	令和3年6月4日	令和3年6月4日
364	城川町	遊子谷	棟遊子	464-II-29(1)	令和3年6月4日	令和3年6月4日
365	城川町	遊子谷	古屋敷	464-II-30(1)	令和3年6月4日	令和3年6月4日
366	城川町	遊子谷	南平	464-II-31(1)	令和3年6月4日	令和3年6月4日
367	城川町	窪野	大茅	464-II-32(1)	令和3年6月4日	令和3年6月4日
368	城川町	窪野	長崎B	464-II-34(1)	令和3年6月4日	令和3年6月4日

番号	所在地		区域名・番号		警戒区域	特別警戒区域
					指定年月日	指定年月日
369	城川町	窪野	寺野 A	464-II-35(1)	令和3年6月4日	令和3年6月4日
370	城川町	窪野	寺野 B	464-II-36(1)	令和3年6月4日	令和3年6月4日
371	城川町	窪野	寺野 C	464-II-37(1)	令和3年6月4日	令和3年6月4日
372	城川町	窪野	寺野 E	464-II-38(1)	令和3年6月4日	令和3年6月4日
373	城川町	窪野	桂 A	464-II-39(1)	令和3年6月4日	令和3年6月4日
374	城川町	窪野	桂 B	464-II-40(1)	令和3年6月4日	令和3年6月4日
375	城川町	窪野	桂 C	464-II-41(1)	令和3年6月4日	令和3年6月4日
376	城川町	窪野	程野 A	464-II-42(1)	令和3年6月4日	令和3年6月4日
377	城川町	窪野	程野 B	464-II-43(1)	令和3年6月4日	令和3年6月4日
378	城川町	窪野	程野 C	464-II-44(1)	令和3年6月4日	令和3年6月4日
379	城川町	窪野	程野 D	464-II-45(1)	令和3年6月4日	令和3年6月4日
380	城川町	窪野	程野 E	464-II-46(1)	令和3年6月4日	令和3年6月4日
381	城川町	窪野	程野 F	464-II-47(1)	令和3年6月4日	令和3年6月4日
382	城川町	窪野	程野 G	464-II-48(1)	令和3年6月4日	令和3年6月4日
383	城川町	窪野	程野 H	464-II-49(1)	令和3年6月4日	令和3年6月4日
384	城川町	窪野	程野 I	464-II-50(1)	令和3年6月4日	令和3年6月4日
385	城川町	窪野	河内 B	464-II-52(1)	令和3年6月4日	令和3年6月4日
386	城川町	窪野	窪川 A	464-II-53(1)	令和3年6月4日	令和3年6月4日
387	城川町	窪野	窪川 B	464-II-54(1)	令和3年6月4日	令和3年6月4日
388	城川町	窪野	片平	464-II-55(1)	令和3年6月4日	令和3年6月4日
389	城川町	窪野	串屋 A	464-II-56(1)	令和3年6月4日	令和3年6月4日
390	城川町	窪野	串屋 B	464-II-57(1)	令和3年6月4日	令和3年6月4日
391	城川町	窪野	井谷寺	464-II-58(1)	令和3年6月4日	令和3年6月4日
392	城川町	土居	呉野々	464-II-59(1)	令和3年6月4日	令和3年6月4日
393	城川町	土居	新開	464-II-60(1)	令和3年6月4日	令和3年6月4日
394	城川町	古市	中津川 A1	464-II-61(1)	令和3年6月4日	令和3年6月4日
395	城川町	古市	中津川 B1	464-II-62(1)	令和3年6月4日	令和3年6月4日
396	城川町	古市	中津川 C1	464-II-63(1)	令和3年6月4日	令和3年6月4日
397	城川町	古市	三島	464-II-64(1)	令和3年6月4日	令和3年6月4日
398	城川町	古市	西古市 A	464-II-65(1)	令和3年6月4日	令和3年6月4日
399	城川町	川津南	安尾 B	464-II-69(1)	令和3年6月4日	令和3年6月4日
400	城川町	川津南	安尾 C	464-II-70(1)	令和3年6月4日	令和3年6月4日
401	城川町	川津南	今井下	464-II-71(1)	令和3年6月4日	令和3年6月4日
402	城川町	川津南	程野 A1	464-II-72(1)	令和3年6月4日	令和3年6月4日

番号	所在地		区域名・番号		警戒区域	特別警戒区域
					指定年月日	指定年月日
403	城川町	川津南	程野 B1	464-II-73(1)	令和3年6月4日	令和3年6月4日
404	城川町	川津南	程野 C1	464-II-74(1)	令和3年6月4日	令和3年6月4日
405	城川町	川津南	シミズ	464-II-75(1)	令和3年6月4日	令和3年6月4日
406	城川町	川津南	成陰	464-II-76(1)	令和3年6月4日	令和3年6月4日
407	城川町	川津南	成 A	464-II-77(1)	令和3年6月4日	令和3年6月4日
408	城川町	川津南	カヤバ	464-II-79(1)	令和3年6月4日	令和3年6月4日
409	城川町	川津南	下組 A	464-II-80(1)	令和3年6月4日	令和3年6月4日
410	城川町	川津南	下組 B	464-II-81(1)	令和3年6月4日	令和3年6月4日
411	城川町	川津南	大門 A	464-II-82(1)	令和3年6月4日	令和3年6月4日
412	城川町	川津南	大門 B	464-II-83(1)	令和3年6月4日	令和3年6月4日
413	城川町	高野子	太郎原 A	464-II-84(1)	令和3年6月4日	令和3年6月4日
414	城川町	高野子	太郎原 B	464-II-85(1)	令和3年6月4日	令和3年6月4日
415	城川町	高野子	太郎原 D	464-II-87(1)	令和3年6月4日	令和3年6月4日
416	城川町	高野子	太郎原 E	464-II-88(1)	令和3年6月4日	令和3年6月4日
417	城川町	高野子	太郎原 F	464-II-89(1)	令和3年6月4日	令和3年6月4日
418	城川町	高野子	太郎原 H	464-II-90(1)	令和3年6月4日	令和3年6月4日
419	城川町	高野子	太郎原 I	464-II-91(1)	令和3年6月4日	令和3年6月4日
420	城川町	高野子	太郎原 J	464-II-92(1)	令和3年6月4日	令和3年6月4日
421	城川町	高野子	太郎原 K	464-II-93(1)	令和3年6月4日	令和3年6月4日
422	城川町	高野子	太郎原 L	464-II-94(1)	令和3年6月4日	令和3年6月4日
423	城川町	高野子	六十 A	464-II-95(1)	令和3年6月4日	令和3年6月4日
424	城川町	高野子	六十 B	464-II-96(1)	令和3年6月4日	令和3年6月4日
425	城川町	高野子	六十 C	464-II-97(1)	令和3年6月4日	令和3年6月4日
426	城川町	高野子	六十 E	464-II-99(1)	令和3年6月4日	令和3年6月4日
427	城川町	高野子	六十 F	464-II-100(1)	令和3年6月4日	令和3年6月4日
428	城川町	高野子	杖野々上	464-II-101(1)	令和3年6月4日	令和3年6月4日
429	城川町	高野子	本村 A	464-II-102(1)	令和3年6月4日	令和3年6月4日
430	城川町	高野子	本村 B	464-II-103(1)	令和3年6月4日	令和3年6月4日
431	城川町	高野子	本村 C	464-II-104(1)	令和3年6月4日	令和3年6月4日
432	城川町	高野子	本村 D	464-II-105(1)	令和3年6月4日	令和3年6月4日
433	城川町	高野子	本村 E	464-II-106(1)	令和3年6月4日	令和3年6月4日
434	城川町	高野子	本村 F	464-II-107(1)	令和3年6月4日	令和3年6月4日
435	城川町	高野子	本村 G	464-II-108(1)	令和3年6月4日	令和3年6月4日
436	城川町	高野子	本村 H	464-II-109(1)	令和3年6月4日	

番号	所在地		区域名・番号		警戒区域	特別警戒区域
					指定年月日	指定年月日
437	城川町	高野子	菊の谷 B	464-II-111(1)	令和3年6月4日	令和3年6月4日
438	城川町	高野子	菊の谷 C	464-II-112(1)	令和3年6月4日	令和3年6月4日
439	城川町	高野子	菊の谷 D	464-II-113(1)	令和3年6月4日	令和3年6月4日
440	城川町	高野子	菊の谷 E	464-II-114(1)	令和3年6月4日	令和3年6月4日
441	城川町	高野子	菊の谷 F	464-II-115(1)	令和3年6月4日	令和3年6月4日
442	城川町	高野子	菊の谷 G	464-II-116(1)	令和3年6月4日	令和3年6月4日
443	城川町	高野子	菊の谷 H	464-II-117(1)	令和3年6月4日	令和3年6月4日
444	城川町	高野子	菊の谷 J	464-II-118(1)	令和3年6月4日	令和3年6月4日
445	城川町	高野子	菊の谷 K	464-II-119(1)	令和3年6月4日	令和3年6月4日
446	城川町	高野子	菊の谷 L	464-II-120(1)	令和3年6月4日	令和3年6月4日
447	城川町	高野子	菊の谷 M	464-II-121(1)	令和3年6月4日	令和3年6月4日
448	城川町	高野子	池野々A	464-II-122(1)	令和3年6月4日	令和3年6月4日
449	城川町	高野子	池野々B	464-II-123(1)	令和3年6月4日	令和3年6月4日
450	城川町	高野子	池野々C	464-II-124(1)	令和3年6月4日	令和3年6月4日
451	城川町	高野子	池野々D	464-II-125(1)	令和3年6月4日	令和3年6月4日
452	城川町	高野子	池野々E	464-II-126(1)	令和3年6月4日	令和3年6月4日
453	城川町	下相	日の浦	464-II-127(1)	令和3年6月4日	令和3年6月4日
454	城川町	下相	下惣川 A	464-II-128(1)	令和3年6月4日	令和3年6月4日
455	城川町	下相	下惣川 B	464-II-129(1)	令和3年6月4日	令和3年6月4日
456	城川町	下相	下惣川 C	464-II-130(1)	令和3年6月4日	令和3年6月4日
457	城川町	下相	下惣川 D	464-II-131(1)	令和3年6月4日	令和3年6月4日
458	城川町	下相	安家谷 A	464-II-132(1)	令和3年6月4日	令和3年6月4日
459	城川町	下相	安家谷 B	464-II-133(1)	令和3年6月4日	令和3年6月4日
460	城川町	下相	安家谷 C	464-II-134(1)	令和3年6月4日	令和3年6月4日
461	城川町	下相	安家谷 D	464-II-135(1)	令和3年6月4日	令和3年6月4日
462	城川町	嘉喜尾	岩本	464-II-136(1)	令和3年6月4日	令和3年6月4日
463	城川町	嘉喜尾	辰ノ口	464-II-137(1)	令和3年6月4日	令和3年6月4日
464	城川町	嘉喜尾	吉之沢 A	464-II-138(1)	令和3年6月4日	令和3年6月4日
465	城川町	嘉喜尾	吉之沢 C	464-II-139(1)	令和3年6月4日	令和3年6月4日
466	城川町	嘉喜尾	本村 A1	464-II-140(1)	令和3年6月4日	令和3年6月4日
467	城川町	嘉喜尾	本村 B1	464-II-141(1)	令和3年6月4日	令和3年6月4日
468	城川町	嘉喜尾	本村 C1	464-II-142(1)	令和3年6月4日	令和3年6月4日
469	城川町	嘉喜尾	本村 D1	464-II-143(1)	令和3年6月4日	令和3年6月4日
470	城川町	嘉喜尾	本村 E1	464-II-144(1)	令和3年6月4日	令和3年6月4日

番号	所在地		区域名・番号		警戒区域	特別警戒区域
					指定年月日	指定年月日
471	城川町	嘉喜尾	魚成橋	464-II-145(1)	令和3年6月4日	令和3年6月4日
472	城川町	男河内	中組A	464-II-146(1)	令和3年6月4日	令和3年6月4日
473	城川町	男河内	中組B	464-II-147(1)	令和3年6月4日	令和3年6月4日
474	城川町	男河内	中組C	464-II-148(1)	令和3年6月4日	令和3年6月4日
475	城川町	男河内	中組D	464-II-149(1)	令和3年6月4日	令和3年6月4日
476	城川町	男河内	松尾瀬A	464-II-150(1)	令和3年6月4日	令和3年6月4日
477	城川町	男河内	松尾瀬B	464-II-151(1)	令和3年6月4日	令和3年6月4日
478	城川町	魚成	コリザコ	464-II-152(1)	令和3年6月4日	令和3年6月4日
479	城川町	魚成	ダバA	464-II-153(1)	令和3年6月4日	令和3年6月4日
480	城川町	魚成	今田	464-II-155(1)	令和3年6月4日	令和3年6月4日
481	城川町	魚成	杉の瀬	464-II-156(1)	令和3年6月4日	令和3年6月4日
482	城川町	魚成	古市B	464-II-157(1)	令和3年6月4日	令和3年6月4日
483	城川町	魚成	弁天	464-II-159(1)	令和3年6月4日	令和3年6月4日
484	城川町	魚成	川向B	464-II-161(1)	令和3年6月4日	令和3年6月4日
485	城川町	魚成	川向C	464-II-162(1)	令和3年6月4日	令和3年6月4日
486	城川町	魚成	川向D	464-II-163(1)	令和3年6月4日	令和3年6月4日
487	城川町	魚成	川向E	464-II-164(1)	令和3年6月4日	令和3年6月4日
488	城川町	魚成	蔭の地A	464-II-165(1)	令和3年6月4日	令和3年6月4日
489	城川町	魚成	蔭の地B	464-II-166(1)	令和3年6月4日	令和3年6月4日
490	城川町	魚成	中津川A	464-II-167(1)	令和3年6月4日	令和3年6月4日
491	城川町	魚成	中津川B	464-II-168(1)	令和3年6月4日	令和3年6月4日
492	城川町	魚成	中津川C	464-II-169(1)	令和3年6月4日	令和3年6月4日
493	城川町	魚成	中津川D	464-II-170(1)	令和3年6月4日	令和3年6月4日
494	城川町	魚成	中津川E	464-II-171(1)	令和3年6月4日	令和3年6月4日
495	城川町	魚成	中津川F	464-II-172(1)	令和3年6月4日	令和3年6月4日
496	城川町	田穂	タブチ	464-II-173(1)	令和3年6月4日	令和3年6月4日
497	城川町	田穂	吉之坂	464-II-174(1)	令和3年6月4日	令和3年6月4日
498	城川町	田穂	田穂西C	464-II-176(1)	令和3年6月4日	令和3年6月4日
499	城川町	田穂	田穂西D	464-II-177(1)	令和3年6月4日	令和3年6月4日
500	城川町	田穂	田穂岡A	464-II-178(1)	令和3年6月4日	令和3年6月4日
501	城川町	田穂	田穂岡B	464-II-179(1)	令和3年6月4日	令和3年6月4日
502	城川町	田穂	田穂岡D	464-II-181(1)	令和3年6月4日	令和3年6月4日
503	城川町	田穂	ゴマジリ	464-II-182(1)	令和3年6月4日	令和3年6月4日
504	城川町	野井川	サギヤブ	464-II-183(1)	令和3年6月4日	令和3年6月4日

番号	所在地		区域名・番号		警戒区域	特別警戒区域
					指定年月日	指定年月日
505	城川町	野井川	泉田 E	464-Ⅱ-184(1)	令和3年6月4日	令和3年6月4日
506	城川町	野井川	重谷 C	464-Ⅱ-185(1)	令和3年6月4日	令和3年6月4日
507	城川町	遊子谷	下陰 A	464-Ⅱ-186(1)	令和3年6月4日	令和3年6月4日
508	城川町	遊子谷	下陰 B	464-Ⅱ-187(1)	令和3年6月4日	令和3年6月4日
509	城川町	野井川	下陰 C	464-Ⅱ-188(1)	令和3年6月4日	令和3年6月4日
510	城川町	遊子谷	平岩 B	464-Ⅱ-189(1)	令和3年6月4日	令和3年6月4日
511	城川町	遊子谷	平岩 C	464-Ⅱ-190(1)	令和3年6月4日	令和3年6月4日
512	城川町	遊子谷	日浦 E	464-Ⅱ-191(1)	令和3年6月4日	令和3年6月4日
513	城川町	遊子谷	日浦 F	464-Ⅱ-192(1)	令和3年6月4日	令和3年6月4日
514	城川町	遊子谷	日浦 G	464-Ⅱ-193(1)	令和3年6月4日	令和3年6月4日
515	城川町	遊子谷	日浦 I	464-Ⅱ-194(1)	令和3年6月4日	令和3年6月4日
516	城川町	遊子谷	下遊子 C	464-Ⅱ-196(1)	令和3年6月4日	令和3年6月4日
517	城川町	窪野	川後石	464-Ⅱ-197(1)	令和3年6月4日	令和3年6月4日
518	城川町	古市	古市 D	464-Ⅱ-198(1)	令和3年6月4日	令和3年6月4日
519	城川町	土居・古市	新開 B	464-Ⅱ-199(1)	令和3年6月4日	令和3年6月4日
520	城川町	川津南	安尾 A	464-Ⅱ-200(1)	令和3年6月4日	令和3年6月4日
521	城川町	高野子	太郎原 G	464-Ⅱ-201(1)	令和3年6月4日	令和3年6月4日
522	城川町	高野子	太郎原 M	464-Ⅱ-202(1)	令和3年6月4日	令和3年6月4日
523	城川町	高野子	六十 G	464-Ⅱ-203(1)	令和3年6月4日	令和3年6月4日
524	城川町	高野子	本村 I	464-Ⅱ-204(1)	令和3年6月4日	令和3年6月4日
525	城川町	高野子	本村 J	464-Ⅱ-205(1)	令和3年6月4日	令和3年6月4日
526	城川町	下相	社神子	464-Ⅱ-206(1)	令和3年6月4日	令和3年6月4日
527	城川町	嘉喜尾	本村 F1	464-Ⅱ-207(1)	令和3年6月4日	令和3年6月4日
528	城川町	嘉喜尾	杭	464-Ⅱ-208(1)	令和3年6月4日	令和3年6月4日
529	城川町	男河内	中組 E	464-Ⅱ-209(1)	令和3年6月4日	令和3年6月4日
530	城川町	嘉喜尾 下相	杉の瀬 B	464-Ⅱ-210(1)	令和3年6月4日	令和3年6月4日
531	城川町	魚成	川向 F	464-Ⅱ-211(1)	令和3年6月4日	令和3年6月4日
532	城川町	魚成	中津川 G	464-Ⅱ-212(1)	令和3年6月4日	令和3年6月4日
533	城川町	窪野	寺野 F	464-Ⅱ-213(1)	令和3年6月4日	令和3年6月4日
534	城川町	嘉喜尾	吉之沢 B	464-Ⅱ-214(2)	令和3年6月4日	令和3年6月4日
535	城川町	田穂	田穂西 A	464-Ⅱ-215(2)	令和3年6月4日	令和3年6月4日
536	城川町	野井川	重谷	464-Ⅱ-216(2)	令和3年6月4日	令和3年6月4日
537	城川町	野井川	竜泉 E	464-Ⅱ-217(2)	令和3年6月4日	令和3年6月4日
538	城川町	遊子谷	日浦 H	464-Ⅱ-218(2)	令和3年6月4日	令和3年6月4日

番号	所在地		区域名・番号		警戒区域	特別警戒区域
					指定年月日	指定年月日
539	城川町	古市	西古市中	464-Ⅱ-1924(1)	令和3年6月4日	令和3年6月4日
540	城川町	古市	東古市	464-Ⅱ-1925(1)	令和3年6月4日	令和3年6月4日
541	城川町	舟戸	竜徳	463-I-1866(1)	令和3年6月11日	令和3年6月11日
542	城川町	舟戸	大窪	463-I-1868(1)	令和3年6月11日	令和3年6月11日
543	城川町	予子林	横山	463-I-1870(1)	令和3年6月11日	令和3年6月11日
544	野村町	予子林	堂野窪下	463-I-1871(1)	令和3年6月11日	令和3年6月11日
545	野村町	予子林	河成	463-I-1875(1)	令和3年6月11日	令和3年6月11日
546	野村町	坂石	汗嵐	463-I-1878(1)	令和3年6月11日	令和3年6月11日
547	野村町	中通川	中通川B-1	463-I-1882(1)	令和3年6月11日	令和3年6月11日
548	野村町	長谷	長谷A	463-I-1892(1)	令和3年6月11日	令和3年6月11日
549	野村町	長谷	長谷B	463-I-1893(1)	令和3年6月11日	令和3年6月11日
550	野村町	予子林	堂野窪下B	463-I-2750(1)	令和3年6月11日	令和3年6月11日
551	野村町	坂石	長谷D	463-I-2751(1)	令和3年6月11日	令和3年6月11日
552	野村町	野村	岩村	463-I-2752(1)	令和3年6月11日	令和3年6月11日
553	野村町	小松	大久保A	463-Ⅱ-1(1)	令和3年6月11日	令和3年6月11日
554	野村町	小松	通	463-Ⅱ-3(1)	令和3年6月11日	令和3年6月11日
555	野村町	小松	川久保A	463-Ⅱ-5(1)	令和3年6月11日	令和3年6月11日
556	野村町	小松	都B	463-Ⅱ-8(1)	令和3年6月11日	令和3年6月11日
557	野村町	小松	都C	463-Ⅱ-9(1)	令和3年6月11日	令和3年6月11日
558	野村町	小松	都D	463-Ⅱ-10(1)	令和3年6月11日	令和3年6月11日
559	野村町	小松	都E	463-Ⅱ-11(1)	令和3年6月11日	令和3年6月11日
560	野村町	小松	都F	463-Ⅱ-12(1)	令和3年6月11日	令和3年6月11日
561	野村町	惣川	宮成A	463-Ⅱ-13(1)	令和3年6月11日	令和3年6月11日
562	野村町	惣川	宮成B	463-Ⅱ-14(1)	令和3年6月11日	令和3年6月11日
563	野村町	惣川	宮成C	463-Ⅱ-15(1)	令和3年6月11日	令和3年6月11日
564	野村町	惣川	宮成D	463-Ⅱ-16(1)	令和3年6月11日	令和3年6月11日
565	野村町	惣川	寺下	463-Ⅱ-21(1)	令和3年6月11日	令和3年6月11日
566	野村町	惣川	平野	463-Ⅱ-23(1)	令和3年6月11日	令和3年6月11日
567	野村町	惣川・舟戸	中久保B	463-Ⅱ-26(1)	令和3年6月11日	令和3年6月11日
568	野村町	舟戸	中久保C	463-Ⅱ-27(1)	令和3年6月11日	令和3年6月11日
569	野村町	舟戸	千代田A	463-Ⅱ-28(1)	令和3年6月11日	令和3年6月11日
570	野村町	舟戸	千代田B	463-Ⅱ-29(1)	令和3年6月11日	令和3年6月11日
571	野村町	舟戸	台A	463-Ⅱ-31(1)	令和3年6月11日	令和3年6月11日
572	野村町	舟戸	台B	463-Ⅱ-32(1)	令和3年6月11日	令和3年6月11日

番号	所在地		区域名・番号		警戒区域	特別警戒区域
					指定年月日	指定年月日
573	野村町	舟戸	台 C	463-II-33(1)	令和3年6月11日	令和3年6月11日
574	野村町	舟戸	台 D	463-II-34(1)	令和3年6月11日	令和3年6月11日
575	野村町	舟戸	鍵山 B	463-II-36(1)	令和3年6月11日	令和3年6月11日
576	野村町	舟戸	鍵山 C	463-II-37(1)	令和3年6月11日	令和3年6月11日
577	野村町	舟戸	鍵山 D	463-II-38(1)	令和3年6月11日	令和3年6月11日
578	野村町	舟戸	鍵山 E	463-II-39(1)	令和3年6月11日	令和3年6月11日
579	野村町	舟戸	鍵山 F	463-II-40(1)	令和3年6月11日	令和3年6月11日
580	野村町	舟戸	鍵山 G	463-II-41(1)	令和3年6月11日	令和3年6月11日
581	野村町	予子林	大成 A	463-II-42(1)	令和3年6月11日	令和3年6月11日
582	野村町	予子林	大成 B	463-II-43(1)	令和3年6月11日	令和3年6月11日
583	野村町	予子林	大成 C	463-II-44(1)	令和3年6月11日	令和3年6月11日
584	野村町	予子林	大成 D	463-II-45(1)	令和3年6月11日	令和3年6月11日
585	野村町	予子林	大成 E	463-II-46(1)	令和3年6月11日	令和3年6月11日
586	野村町	予子林	大成 F	463-II-47(1)	令和3年6月11日	令和3年6月11日
587	野村町	予子林	大成 G	463-II-48(1)	令和3年6月11日	令和3年6月11日
588	野村町	予子林	奈良野 C	463-II-52(1)	令和3年6月11日	
589	野村町	予子林	奈良野 E	463-II-54(1)	令和3年6月11日	令和3年6月11日
590	野村町	予子林	奈良野 F	463-II-55(1)	令和3年6月11日	令和3年6月11日
591	野村町	予子林	堂野窪 A	463-II-56(1)	令和3年6月11日	令和3年6月11日
592	野村町	予子林	名古谷	463-II-66(1)	令和3年6月11日	令和3年6月11日
593	野村町	予子林	野地 A	463-II-67(1)	令和3年6月11日	令和3年6月11日
594	野村町	予子林	松尾	463-II-69(1)	令和3年6月11日	令和3年6月11日
595	野村町	坂石	長谷 B	463-II-72(1)	令和3年6月11日	令和3年6月11日
596	野村町	坂石	長谷 D	463-II-74(1)	令和3年6月11日	令和3年6月11日
597	野村町	予子林 遊子谷	辰の口	463-II-75(1)	令和3年6月11日	
598	野村町	西	小西 A	463-II-76(1)	令和3年6月11日	令和3年6月11日
599	野村町	西	小西 B	463-II-77(1)	令和3年6月11日	令和3年6月11日
600	野村町	栗木	川平	463-II-78(1)	令和3年6月11日	令和3年6月11日
601	野村町	鎌田	鎌田 A	463-II-79(1)	令和3年6月11日	令和3年6月11日
602	野村町	大西	大西 B	463-II-82(1)	令和3年6月11日	令和3年6月11日
603	野村町	大西	大西 D	463-II-84(1)	令和3年6月11日	令和3年6月11日
604	野村町	中通川	中通川 A-1	463-II-85(1)	令和3年6月11日	令和3年6月11日
605	野村町	中通川	中通川 B-2	463-II-86(1)	令和3年6月11日	令和3年6月11日
606	野村町	中通川	中通川 C	463-II-87(1)	令和3年6月11日	令和3年6月11日

番号	所在地		区域名・番号		警戒区域	特別警戒区域
					指定年月日	指定年月日
607	野村町	中通川	中通川 D	463-Ⅱ-88(1)	令和3年6月11日	令和3年6月11日
608	野村町	釜川	植木 A	463-Ⅱ-90(1)	令和3年6月11日	令和3年6月11日
609	野村町	釜川	植木 C	463-Ⅱ-92(1)	令和3年6月11日	令和3年6月11日
610	野村町	釜川	宮本	463-Ⅱ-94(1)	令和3年6月11日	令和3年6月11日
611	野村町	蔵良・大西	大和田 B	463-Ⅱ-96(1)	令和3年6月11日	令和3年6月11日
612	野村町	阿下	前石 A	463-Ⅱ-97(1)	令和3年6月11日	令和3年6月11日
613	野村町	阿下	前石 B	463-Ⅱ-98(1)	令和3年6月11日	令和3年6月11日
614	野村町	阿下	阿下 A	463-Ⅱ-100(1)	令和3年6月11日	令和3年6月11日
615	野村町	阿下	阿下 B	463-Ⅱ-101(1)	令和3年6月11日	令和3年6月11日
616	野村町	高瀬	舟坂 A	463-Ⅱ-102(1)	令和3年6月11日	令和3年6月11日
617	野村町	高瀬	舟坂 C	463-Ⅱ-104(1)	令和3年6月11日	令和3年6月11日
618	野村町	高瀬	小滝 A	463-Ⅱ-106(1)	令和3年6月11日	令和3年6月11日
619	野村町	高瀬	小滝 B	463-Ⅱ-107(1)	令和3年6月11日	令和3年6月11日
620	野村町	高瀬	小滝 C	463-Ⅱ-108(1)	令和3年6月11日	令和3年6月11日
621	野村町	高瀬	金集 A	463-Ⅱ-109(1)	令和3年6月11日	令和3年6月11日
622	野村町	高瀬	金集 B	463-Ⅱ-110(1)	令和3年6月11日	令和3年6月11日
623	野村町	高瀬	更生 A	463-Ⅱ-111(1)	令和3年6月11日	令和3年6月11日
624	野村町	高瀬	更生 B	463-Ⅱ-112(1)	令和3年6月11日	令和3年6月11日
625	野村町	高瀬	更生 D	463-Ⅱ-114(1)	令和3年6月11日	令和3年6月11日
626	野村町	高瀬	更生 E	463-Ⅱ-115(1)	令和3年6月11日	令和3年6月11日
627	野村町	高瀬	更生 F	463-Ⅱ-116(1)	令和3年6月11日	令和3年6月11日
628	野村町	高瀬	更生 G	463-Ⅱ-117(1)	令和3年6月11日	令和3年6月11日
629	野村町	高瀬	更生 H	463-Ⅱ-118(1)	令和3年6月11日	令和3年6月11日
630	野村町	高瀬	保堂 A	463-Ⅱ-119(1)	令和3年6月11日	令和3年6月11日
631	野村町	高瀬	保堂 C	463-Ⅱ-121(1)	令和3年6月11日	令和3年6月11日
632	野村町	富野川 高瀬	成穂 A	463-Ⅱ-122(1)	令和3年6月11日	令和3年6月11日
633	野村町	富野川	成穂 B	463-Ⅱ-123(1)	令和3年6月11日	令和3年6月11日
634	野村町	富野川	成穂 C	463-Ⅱ-124(1)	令和3年6月11日	令和3年6月11日
635	野村町	富野川	成穂 D	463-Ⅱ-125(1)	令和3年6月11日	令和3年6月11日
636	野村町	富野川	成穂 E	463-Ⅱ-126(1)	令和3年6月11日	令和3年6月11日
637	野村町	富野川	岡 B	463-Ⅱ-128(1)	令和3年6月11日	令和3年6月11日
638	野村町	富野川	岡 C	463-Ⅱ-129(1)	令和3年6月11日	令和3年6月11日
639	野村町	富野川	成城 A	463-Ⅱ-131(1)	令和3年6月11日	令和3年6月11日
640	野村町	富野川	成城 B	463-Ⅱ-132(1)	令和3年6月11日	令和3年6月11日

番号	所在地		区域名・番号		警戒区域	特別警戒区域
					指定年月日	指定年月日
641	野村町	富野川	成城D	463-II-134(1)	令和3年6月11日	令和3年6月11日
642	野村町	富野川	杉山A	463-II-138(1)	令和3年6月11日	令和3年6月11日
643	野村町	富野川	杉山B	463-II-139(1)	令和3年6月11日	令和3年6月11日
644	野村町	富野川	榎A	463-II-142(1)	令和3年6月11日	令和3年6月11日
645	野村町	富野川	榎B	463-II-143(1)	令和3年6月11日	令和3年6月11日
646	野村町	富野川	榎C	463-II-144(1)	令和3年6月11日	令和3年6月11日
647	野村町	高瀬	滝山A	463-II-145(1)	令和3年6月11日	令和3年6月11日
648	野村町	高瀬	滝山B	463-II-146(1)	令和3年6月11日	令和3年6月11日
649	野村町	平野	惣財久	463-II-147(1)	令和3年6月11日	令和3年6月11日
650	野村町	平野	沖成A	463-II-148(1)	令和3年6月11日	令和3年6月11日
651	野村町	平野	手都合A	463-II-151(1)	令和3年6月11日	令和3年6月11日
652	野村町	平野	手都合B	463-II-152(1)	令和3年6月11日	令和3年6月11日
653	野村町	平野	手都合C	463-II-153(1)	令和3年6月11日	令和3年6月11日
654	野村町	野村	古市	463-II-154(1)	令和3年6月11日	令和3年6月11日
655	野村町	片川	次の川A	463-II-155(1)	令和3年6月11日	令和3年6月11日
656	野村町	片川	次の川B	463-II-156(1)	令和3年6月11日	令和3年6月11日
657	野村町	片川	片川	463-II-157(1)	令和3年6月11日	令和3年6月11日
658	野村町	野村	山本A	463-II-159(1)	令和3年6月11日	令和3年6月11日
659	野村町	野村	山本B	463-II-160(1)	令和3年6月11日	令和3年6月11日
660	野村町	野村	中村	463-II-161(1)	令和3年6月11日	令和3年6月11日
661	野村町	野村	深山	463-II-162(1)	令和3年6月11日	令和3年6月11日
662	野村町	野村・田穂	伊勢井谷B	463-II-164(1)	令和3年6月11日	令和3年6月11日
663	野村町	野村	伊勢井谷C	463-II-165(1)	令和3年6月11日	
664	野村町	野村	伊勢井谷D	463-II-166(1)	令和3年6月11日	令和3年6月11日
665	野村町	白髭	白髭A	463-II-169(1)	令和3年6月11日	令和3年6月11日
666	野村町	白髭	白髭B	463-II-170(1)	令和3年6月11日	令和3年6月11日
667	野村町	白髭	市木A	463-II-171(1)	令和3年6月11日	令和3年6月11日
668	野村町	白髭	市木B	463-II-172(1)	令和3年6月11日	令和3年6月11日
669	野村町	白髭	市木C	463-II-173(1)	令和3年6月11日	令和3年6月11日
670	野村町	白髭	奥白髭A	463-II-174(1)	令和3年6月11日	令和3年6月11日
671	野村町	白髭	奥白髭B	463-II-175(1)	令和3年6月11日	令和3年6月11日
672	野村町	白髭	奥白髭C	463-II-176(1)	令和3年6月11日	令和3年6月11日
673	野村町	白髭	奥白髭D	463-II-177(1)	令和3年6月11日	令和3年6月11日
674	野村町	白髭	奥白髭E	463-II-178(1)	令和3年6月11日	令和3年6月11日

番号	所在地		区域名・番号		警戒区域	特別警戒区域
					指定年月日	指定年月日
675	野村町	白髭	奥白髭 F	463-II-179(1)	令和3年6月11日	令和3年6月11日
676	野村町	白髭	奥白髭 G	463-II-180(1)	令和3年6月11日	令和3年6月11日
677	野村町	白髭	奥白髭 J	463-II-183(1)	令和3年6月11日	令和3年6月11日
678	野村町	白髭	奥白髭 K	463-II-184(1)	令和3年6月11日	令和3年6月11日
679	野村町	白髭	中間 B	463-II-185(1)	令和3年6月11日	令和3年6月11日
680	野村町	白髭	中間 C	463-II-186(1)	令和3年6月11日	令和3年6月11日
681	野村町	白髭	中間 D	463-II-187(1)	令和3年6月11日	令和3年6月11日
682	野村町	白髭	中間 E	463-II-188(1)	令和3年6月11日	令和3年6月11日
683	野村町	白髭	中間 F	463-II-189(1)	令和3年6月11日	令和3年6月11日
684	野村町	白髭	中間 G	463-II-190(1)	令和3年6月11日	令和3年6月11日
685	野村町	白髭	中間 H	463-II-191(1)	令和3年6月11日	令和3年6月11日
686	野村町	白髭	中間 J	463-II-193(1)	令和3年6月11日	令和3年6月11日
687	野村町	白髭	中間 L	463-II-195(1)	令和3年6月11日	令和3年6月11日
688	野村町	白髭	中間 N	463-II-197(1)	令和3年6月11日	令和3年6月11日
689	野村町	白髭	白岩 A	463-II-199(1)	令和3年6月11日	令和3年6月11日
690	野村町	白髭	白岩 B	463-II-200(1)	令和3年6月11日	令和3年6月11日
691	野村町	松溪・白髭	松溪 A	463-II-201(1)	令和3年6月11日	令和3年6月11日
692	野村町	松溪	松溪 B	463-II-202(1)	令和3年6月11日	令和3年6月11日
693	野村町	松溪	松溪 C	463-II-203(1)	令和3年6月11日	令和3年6月11日
694	野村町	松溪	松溪 D	463-II-204(1)	令和3年6月11日	令和3年6月11日
695	野村町	松溪	松溪 E	463-II-205(1)	令和3年6月11日	令和3年6月11日
696	野村町	松溪	松溪 F	463-II-206(1)	令和3年6月11日	令和3年6月11日
697	野村町	松溪	松溪 G	463-II-207(1)	令和3年6月11日	令和3年6月11日
698	野村町	松溪	松溪 H	463-II-208(1)	令和3年6月11日	令和3年6月11日
699	野村町	松溪	松溪 I	463-II-209(1)	令和3年6月11日	令和3年6月11日
700	野村町	松溪	松溪 J	463-II-210(1)	令和3年6月11日	令和3年6月11日
701	野村町	松溪	松溪 M	463-II-213(1)	令和3年6月11日	令和3年6月11日
702	野村町	松溪	松溪 O	463-II-215(1)	令和3年6月11日	令和3年6月11日
703	野村町	鳥鹿野	鳥鹿野 A	463-II-217(1)	令和3年6月11日	令和3年6月11日
704	野村町	鳥鹿野	鳥鹿野 B	463-II-218(1)	令和3年6月11日	令和3年6月11日
705	野村町	鳥鹿野	鳥鹿野 D	463-II-220(1)	令和3年6月11日	令和3年6月11日
706	野村町	鳥鹿野	鳥鹿野 E	463-II-221(1)	令和3年6月11日	令和3年6月11日
707	野村町	鳥鹿野	鳥鹿野 F	463-II-222(1)	令和3年6月11日	令和3年6月11日
708	野村町	鳥鹿野	鳥鹿野 G	463-II-223(1)	令和3年6月11日	令和3年6月11日

番号	所在地		区域名・番号		警戒区域	特別警戒区域
					指定年月日	指定年月日
709	野村町	旭	旭 A	463-Ⅱ-224(1)	令和3年6月11日	令和3年6月11日
710	野村町	旭	旭 B	463-Ⅱ-225(1)	令和3年6月11日	令和3年6月11日
711	野村町	旭	旭 C	463-Ⅱ-226(1)	令和3年6月11日	令和3年6月11日
712	野村町	旭	旭 E	463-Ⅱ-228(1)	令和3年6月11日	令和3年6月11日
713	野村町	旭	旭 F	463-Ⅱ-229(1)	令和3年6月11日	令和3年6月11日
714	野村町	旭	旭 G	463-Ⅱ-230(1)	令和3年6月11日	令和3年6月11日
715	野村町	旭	旭 H	463-Ⅱ-231(1)	令和3年6月11日	令和3年6月11日
716	野村町	旭	旭 M	463-Ⅱ-236(1)	令和3年6月11日	令和3年6月11日
717	野村町	四郎谷	日之地 A	463-Ⅱ-238(1)	令和3年6月11日	令和3年6月11日
718	野村町	四郎谷	日之地 B	463-Ⅱ-239(1)	令和3年6月11日	令和3年6月11日
719	野村町	四郎谷	日之地 C	463-Ⅱ-240(1)	令和3年6月11日	令和3年6月11日
720	野村町	四郎谷	四郎谷上組 A	463-Ⅱ-241(1)	令和3年6月11日	令和3年6月11日
721	野村町	四郎谷	四郎谷上組 B	463-Ⅱ-242(1)	令和3年6月11日	令和3年6月11日
722	野村町	四郎谷	四郎谷上組 C	463-Ⅱ-243(1)	令和3年6月11日	令和3年6月11日
723	野村町	四郎谷	四郎谷上組 D	463-Ⅱ-244(1)	令和3年6月11日	令和3年6月11日
724	野村町	四郎谷	古谷 A	463-Ⅱ-248(1)	令和3年6月11日	令和3年6月11日
725	野村町	四郎谷	古谷 B	463-Ⅱ-249(1)	令和3年6月11日	令和3年6月11日
726	野村町	四郎谷	古谷 C	463-Ⅱ-250(1)	令和3年6月11日	令和3年6月11日
727	野村町	四郎谷	古谷 D	463-Ⅱ-251(1)	令和3年6月11日	令和3年6月11日
728	野村町	四郎谷	古谷 E	463-Ⅱ-252(1)	令和3年6月11日	令和3年6月11日
729	野村町	四郎谷	古谷 F	463-Ⅱ-253(1)	令和3年6月11日	令和3年6月11日
730	野村町	四郎谷	古谷 H	463-Ⅱ-255(1)	令和3年6月11日	令和3年6月11日
731	野村町	四郎谷	古谷 I	463-Ⅱ-256(1)	令和3年6月11日	令和3年6月11日
732	野村町	四郎谷	古谷 K	463-Ⅱ-258(1)	令和3年6月11日	令和3年6月11日
733	野村町	長谷	長谷 A	463-Ⅱ-259(1)	令和3年6月11日	令和3年6月11日
734	野村町	長谷	長谷 C	463-Ⅱ-261(1)	令和3年6月11日	令和3年6月11日
735	野村町	河西	河西 B	463-Ⅱ-263(1)	令和3年6月11日	令和3年6月11日
736	野村町	小松	都 G	463-Ⅱ-264(1)	令和3年6月11日	令和3年6月11日
737	野村町	小松	都 H	463-Ⅱ-265(1)	令和3年6月11日	令和3年6月11日
738	野村町	惣川	宮成 I	463-Ⅱ-266(1)	令和3年6月11日	令和3年6月11日
739	野村町	惣川	西上	463-Ⅱ-267(1)	令和3年6月11日	令和3年6月11日
740	野村町	舟戸	台 E	463-Ⅱ-268(1)	令和3年6月11日	令和3年6月11日
741	野村町	舟戸	台 F	463-Ⅱ-269(1)	令和3年6月11日	令和3年6月11日
742	野村町	舟戸	大窪 A	463-Ⅱ-270(1)	令和3年6月11日	令和3年6月11日

番号	所在地		区域名・番号		警戒区域	特別警戒区域
					指定年月日	指定年月日
743	野村町	舟戸	大窪 B	463-II-271(1)	令和3年6月11日	令和3年6月11日
744	野村町	舟戸	鍵山 H	463-II-272(1)	令和3年6月11日	令和3年6月11日
745	野村町	舟戸	鍵山 I	463-II-273(1)	令和3年6月11日	令和3年6月11日
746	野村町	中通川	中通川 F	463-II-274(1)	令和3年6月11日	令和3年6月11日
747	野村町	阿下	前石 D	463-II-275(1)	令和3年6月11日	令和3年6月11日
748	野村町	富野川	成城 H	463-II-276(1)	令和3年6月11日	令和3年6月11日
749	野村町	富野川	杉山 E	463-II-277(1)	令和3年6月11日	令和3年6月11日
750	野村町	富野川	榎 D	463-II-278(1)	令和3年6月11日	令和3年6月11日
751	野村町	平野	惣財久 B	463-II-279(1)	令和3年6月11日	令和3年6月11日
752	野村町	平野	手都合 D	463-II-280(1)	令和3年6月11日	令和3年6月11日
753	野村町	松溪	松溪 R	463-II-281(1)	令和3年6月11日	令和3年6月11日
754	野村町	松溪	松溪 S	463-II-282(1)	令和3年6月11日	令和3年6月11日
755	野村町	鳥鹿野	鳥鹿野 H	463-II-283(1)	令和3年6月11日	令和3年6月11日
756	野村町	小松	大和	463-II-1859(1)	令和3年6月11日	令和3年6月11日
757	野村町	予子林	佐須	463-II-1873(1)	令和3年6月11日	令和3年6月11日
758	野村町	中通川	中通川 A-2	463-II-1881(1)	令和3年6月11日	令和3年6月11日
759	三瓶町	有網代	中ノ浦	445-I-1770(1)	令和4年12月27日	令和4年12月27日
760	明浜町	俵津	下ノ谷 A	461-I-2741(1)	令和4年12月27日	令和4年12月27日

(2) 土石流

番号	所在地		区域名・番号		警戒区域	特別警戒区域
					指定年月日	指定年月日
1	三瓶町	周木	坂本川	445-1293	平成23年3月29日	平成23年3月29日
2	三瓶町	周木	上伊崎川	445-1294	平成23年3月29日	平成23年3月29日
3	三瓶町	周木	中伊崎川	445-1295	平成23年3月29日	平成23年3月29日
4	三瓶町	長早	北中之浦川	445-1296	平成23年3月29日	平成23年3月29日
5	三瓶町	長早	西中之浦川	445-1297	平成23年3月29日	平成23年3月29日
6	三瓶町	長早	中之浦川	445-1298	平成23年3月29日	平成23年3月29日
7	三瓶町	長早	西前浜川	445-1299	平成23年3月29日	平成23年3月29日
8	三瓶町	二及	西川	445-1301	平成23年3月29日	平成23年3月29日
9	三瓶町	二及	スナハチ川	445-1302	平成23年3月29日	平成23年3月29日
10	三瓶町	二及	東川	445-1303	平成23年3月29日	平成23年3月29日
11	三瓶町	二及	ハンバタケ川	445-1304	平成23年3月29日	平成23年3月29日
12	三瓶町	二及	マメアジロ川	445-1305 a	平成23年3月29日	平成23年3月29日
13	三瓶町	二及	マメアジロ川	445-1305 b	平成23年3月29日	平成23年3月29日

番号	所在地		区域名・番号		警戒区域	特別警戒区域
					指定年月日	指定年月日
14	三瓶町	垣生	上西川	445-1306	平成23年3月29日	平成23年3月29日
15	三瓶町	垣生	南下川	445-1307	平成23年3月29日	平成23年3月29日
16	三瓶町	垣生	南川	445-1309	平成23年3月29日	平成23年3月29日
17	三瓶町	垣生	西川	445-1310	平成23年3月29日	平成23年3月29日
18	三瓶町	垣生	河原川	445-1311 a	平成23年3月29日	平成23年3月29日
19	三瓶町	垣生	河原川	445-1311 b	平成23年3月29日	平成23年3月29日
20	三瓶町	垣生	松尾川	445-1312 a	平成23年3月29日	平成23年3月29日
21	三瓶町	垣生	松尾川	445-1312 b	平成23年3月29日	平成23年3月29日
22	三瓶町	垣生	東松岡川	445-1313	平成23年3月29日	平成23年3月29日
23	三瓶町	朝立	永井川	445-1315 b	平成23年3月29日	平成23年3月29日
24	三瓶町	朝立	中永井川	445-1317	平成23年3月29日	平成23年3月29日
25	三瓶町	朝立	台川	445-1318	平成23年3月29日	平成23年3月29日
26	三瓶町	朝立	屋敷川	445-1319	平成23年3月29日	平成23年3月29日
27	三瓶町	朝立	上朴川	445-1321	平成23年3月29日	平成23年3月29日
28	三瓶町	和泉	和泉谷川	445-1322	平成23年3月29日	平成23年3月29日
29	三瓶町	和泉	北和泉川	445-1323	平成23年3月29日	平成23年3月29日
30	三瓶町	和泉	下和泉川	445-1324	平成23年3月29日	平成23年3月29日
31	三瓶町	津布理	西津布理川	445-1332	平成23年3月29日	平成23年3月29日
32	三瓶町	津布理	新屋敷川	445-1336	平成23年3月29日	平成23年3月29日
33	三瓶町	津布理	祝谷川	445-1337	平成23年3月29日	平成23年3月29日
34	三瓶町	安土	安土川	445-1338	平成23年3月29日	平成23年3月29日
35	三瓶町	有網代	有網代	445-1339	平成23年3月29日	平成23年3月29日
36	三瓶町	蔵貫浦	脇川	445-1344	平成23年3月29日	平成23年3月29日
37	三瓶町	蔵貫	シンデン川	445-1346	平成23年3月29日	平成23年3月29日
38	三瓶町	蔵貫	川原川	445-1347	平成23年3月29日	平成23年3月29日
39	三瓶町	蔵貫	東谷平川	445-1348	平成23年3月29日	平成23年3月29日
40	三瓶町	蔵貫浦	西蔵貫浦川	445-1350	平成23年3月29日	平成23年3月29日
41	三瓶町	下泊	中ノ浦川	445-1355	平成23年3月29日	平成23年3月29日
42	三瓶町	下泊	大野川	445-1356	平成23年3月29日	平成23年3月29日
43	三瓶町	下泊	宮久保川	445-1357 a	平成23年3月29日	平成23年3月29日
44	三瓶町	下泊	宮久保川	445-1357 b	平成23年3月29日	平成23年3月29日
45	三瓶町	下泊	本浦川	445-1358	平成23年3月29日	平成23年3月29日
46	明浜町	宮野浦	蛇滝川	461-1003	平成23年3月29日	平成23年3月29日
47	明浜町	宮野浦	中浦川	461-1006	平成23年3月29日	平成23年3月29日

番号	所在地		区域名・番号		警戒区域	特別警戒区域
					指定年月日	指定年月日
48	明浜町	高山	小浦川	461-1007	平成23年3月29日	平成23年3月29日
49	明浜町	高山	西河内川	461-1008	平成23年3月29日	平成23年3月29日
50	明浜町	高山	北川	461-1009	平成23年3月29日	平成23年3月29日
51	明浜町	高山	影平川	461-1011 b	平成23年3月29日	平成23年3月29日
52	明浜町	高山	中滝川	461-1012	平成23年3月29日	平成23年3月29日
53	明浜町	高山	南川	461-1013	平成23年3月29日	平成23年3月29日
54	明浜町	狩浜	蔵の谷川	461-1014	平成23年3月29日	平成23年3月29日
55	明浜町	狩浜	大神谷川	461-1015	平成23年3月29日	平成23年3月29日
56	明浜町	狩浜	河原川	461-1017	平成23年3月29日	平成23年3月29日
57	明浜町	狩浜	山口川	461-1019	平成23年3月29日	平成23年3月29日
58	明浜町	狩浜	網代川	461-1020	平成23年3月29日	平成23年3月29日
59	明浜町	渡江	西谷川	461-1021	平成23年3月29日	平成23年3月29日
60	明浜町	渡江	中ノ谷川	461-1022	平成23年3月29日	平成23年3月29日
61	明浜町	渡江	東谷川	461-1023	平成23年3月29日	平成23年3月29日
62	明浜町	俵津	脇川	461-1026	平成23年3月29日	平成23年3月29日
63	明浜町	俵津	西川	461-1027	平成23年3月29日	平成23年3月29日
64	明浜町	俵津	網干川	461-1029	平成23年3月29日	平成23年3月29日
65	明浜町	俵津	伊ノ浦川	461-1030 a	平成23年3月29日	平成23年3月29日
66	明浜町	俵津	伊ノ浦川	461-1030 b	平成23年3月29日	
67	三瓶町	周木	堀田川	445-1292	平成23年3月29日	
68	三瓶町	垣生	向新地川	445-1314	平成23年3月29日	
69	三瓶町	朝立	永井川	445-1315 a	平成23年3月29日	
70	三瓶町	朝立	西永井川	445-1316	平成23年3月29日	
71	三瓶町	朝立	下三十峰川	445-1328	平成23年3月29日	
72	三瓶町	津布理	津布理川	445-1333	平成23年3月29日	
73	三瓶町	津布理	東神ヶ谷川	445-1334	平成23年3月29日	
74	三瓶町	蔵貫浦	南蔵貫浦川	445-1342	平成23年3月29日	
75	三瓶町	皆江	下皆江川	445-1352	平成23年3月29日	
76	三瓶町	皆江	山前川	445-1353	平成23年3月29日	
77	明浜町	俵津	福岡川	461-1025	平成23年3月29日	
78	宇和町	皆田	皆田川	462-1036	平成24年12月18日	平成24年12月18日
79	宇和町	皆田	御堂ノ奥川	462-1037	平成24年12月18日	平成24年12月18日
80	宇和町	小野田	北川	462-1042	平成24年12月18日	平成24年12月18日
81	宇和町	山田	山田川	462-1043	平成24年12月18日	平成24年12月18日

番号	所在地		区域名・番号		警戒区域	特別警戒区域
					指定年月日	指定年月日
82	宇和町	山田	堂中川	462-1044	平成24年12月18日	平成24年12月18日
83	宇和町	西山田	薬師谷川	462-1046-1	平成24年12月18日	平成24年12月18日
84	宇和町	西山田	薬師谷川	462-1046-2	平成24年12月18日	平成24年12月18日
85	宇和町	西山田	永田川	462-1047	平成24年12月18日	平成24年12月18日
86	宇和町	西山田	古谷川	462-1048	平成24年12月18日	平成24年12月18日
87	宇和町	郷内	阿附谷上川	462-1049	平成24年12月18日	平成24年12月18日
88	宇和町	郷内	寺池川	462-1050	平成24年12月18日	平成24年12月18日
89	宇和町	郷内	西郷内川	462-1052	平成24年12月18日	平成24年12月18日
90	宇和町	郷内	四反田川	462-1053	平成24年12月18日	平成24年12月18日
91	宇和町	郷内	今西上川	462-1054	平成24年12月18日	平成24年12月18日
92	宇和町	岩木	清床川	462-1057	平成24年12月18日	平成24年12月18日
93	宇和町	岩木	土居川	462-1058	平成24年12月18日	平成24年12月18日
94	宇和町	岩木	福田川	462-1059	平成24年12月18日	平成24年12月18日
95	宇和町	小原	内小原川	462-1060-1	平成24年12月18日	平成24年12月18日
96	宇和町	小原	内小原川	462-1060-2	平成24年12月18日	平成24年12月18日
97	宇和町	小原	外小原川	462-1061-2	平成24年12月18日	平成24年12月18日
98	宇和町	清沢	清沢下川	462-1062	平成24年12月18日	平成24年12月18日
99	宇和町	柰所	柰所川	462-1064	平成24年12月18日	平成24年12月18日
100	宇和町	田苗真土	田苗川	462-1065-1	平成24年12月18日	平成24年12月18日
101	宇和町	田苗真土	田苗川	462-1065-2	平成24年12月18日	平成24年12月18日
102	宇和町	伊延	院内川	462-1067-1	平成24年12月18日	平成24年12月18日
103	宇和町	伊延	院内川	462-1067-2	平成24年12月18日	平成24年12月18日
104	宇和町	伊延	瀬の川	462-1069	平成24年12月18日	平成24年12月18日
105	宇和町	伊延	伊延谷下川	462-1070	平成24年12月18日	平成24年12月18日
106	宇和町	伊延	伊延川	462-1071	平成24年12月18日	平成24年12月18日
107	宇和町	伊延	火の口川	462-1072-1	平成24年12月18日	平成24年12月18日
108	宇和町	伊延	火の口川	462-1072-2	平成24年12月18日	平成24年12月18日
109	宇和町	久保	正信川	462-1081	平成24年12月18日	平成24年12月18日
110	宇和町	久保	大鳥坂川	462-1083	平成24年12月18日	平成24年12月18日
111	宇和町	信里	南鳥坂川	462-1085	平成24年12月18日	平成24年12月18日
112	宇和町	瀬戸	南ケンコ川	462-1090	平成24年12月18日	平成24年12月18日
113	宇和町	下松葉	下ノ谷川	462-1095	平成24年12月18日	平成24年12月18日
114	宇和町	卯之町3丁目	中ノ町川	462-1097-1	平成24年12月18日	平成24年12月18日
115	宇和町	卯之町3丁目	中ノ町川	462-1097-2	平成24年12月18日	平成24年12月18日

番号	所在地		区域名・番号		警戒区域	特別警戒区域
					指定年月日	指定年月日
116	宇和町	田野中	中田野中川	462-1101	平成24年12月18日	平成24年12月18日
117	宇和町	平野	平野川	462-1103	平成24年12月18日	平成24年12月18日
118	野村町	坂石	下長谷川	463-1112	平成24年12月18日	平成24年12月18日
119	野村町	予子林	奈良野下川	463-1114	平成24年12月18日	平成24年12月18日
120	野村町	予子林	大成川	463-1116	平成24年12月18日	平成24年12月18日
121	野村町	小松	浮穴川	463-1118	平成24年12月18日	平成24年12月18日
122	野村町	小松	松久保川	463-1121	平成24年12月18日	平成24年12月18日
123	野村町	釜川	井森川	463-1125	平成24年12月18日	平成24年12月18日
124	野村町	野村	伊勢井谷北川	463-1126-1	平成24年12月18日	平成24年12月18日
125	野村町	野村	伊勢井谷北川	463-1126-2	平成24年12月18日	平成24年12月18日
126	野村町	野村	伊勢井谷北川	463-1126-3	平成24年12月18日	平成24年12月18日
127	野村町	長谷	東長谷川	463-1133	平成24年12月18日	平成24年12月18日
128	野村町	長谷	中長谷川	463-1134	平成24年12月18日	平成24年12月18日
129	野村町	鳥鹿野	駕谷川	463-1137	平成24年12月18日	平成24年12月18日
130	野村町	鳥鹿野	寺谷川	463-1138-1	平成24年12月18日	平成24年12月18日
131	野村町	松溪	鳥鹿野東川	463-1145	平成24年12月18日	平成24年12月18日
132	野村町	富野川	柿ノ木下川	463-1160	平成24年12月18日	平成24年12月18日
133	野村町	高瀬	舟坂北川	463-1161	平成24年12月18日	平成24年12月18日
134	野村町	高瀬	小滝中川	463-1162	平成24年12月18日	平成24年12月18日
135	野村町	高瀬	頭王上川	463-1164	平成24年12月18日	平成24年12月18日
136	城川町	遊子谷	西川	464-1172-1	平成24年12月18日	平成24年12月18日
137	城川町	遊子谷	西川	464-1172-2	平成24年12月18日	平成24年12月18日
138	城川町	野井川	重谷川	464-1173	平成24年12月18日	平成24年12月18日
139	城川町	嘉喜尾	岩本川	464-1177	平成24年12月18日	平成24年12月18日
140	城川町	嘉喜尾	吉野沢南川	464-1179	平成24年12月18日	平成24年12月18日
141	城川町	下相	日の浦東川	464-1181	平成24年12月18日	平成24年12月18日
142	城川町	下相	中尾田川	464-1182	平成24年12月18日	平成24年12月18日
143	城川町	窪野	串屋北川	464-1189	平成24年12月18日	平成24年12月18日
144	城川町	窪野	三滝下川	464-1192	平成24年12月18日	平成24年12月18日
145	城川町	窪野	三滝川	464-1193	平成24年12月18日	平成24年12月18日
146	城川町	窪野	中野下川	464-1194	平成24年12月18日	平成24年12月18日
147	城川町	窪野	中野川	464-1195-1	平成24年12月18日	平成24年12月18日
148	城川町	窪野	中野川	464-1195-2	平成24年12月18日	平成24年12月18日
149	城川町	窪野	中野川	464-1195-3	平成24年12月18日	平成24年12月18日

番号	所在地		区域名・番号		警戒区域	特別警戒区域
					指定年月日	指定年月日
150	城川町	窪野	井谷川	464-1196	平成24年12月18日	平成24年12月18日
151	城川町	古市	古市川	464-1199	平成24年12月18日	平成24年12月18日
152	城川町	高野子	杖野野川	464-1202	平成24年12月18日	平成24年12月18日
153	城川町	川津南	成組川	464-1206	平成24年12月18日	平成24年12月18日
154	城川町	川津南	大麦川	464-1209	平成24年12月18日	平成24年12月18日
155	城川町	高野子	六十川	464-1213	平成24年12月18日	平成24年12月18日
156	城川町	高野子	本村川	464-1214	平成24年12月18日	平成24年12月18日
157	城川町	高野子	上高野子川	464-1215	平成24年12月18日	平成24年12月18日
158	城川町	魚成	滝沢川	464-1221	平成24年12月18日	平成24年12月18日
159	城川町	魚成	カカヤン川	464-1222	平成24年12月18日	平成24年12月18日
160	城川町	田穂	田穂南川	464-1225-1	平成24年12月18日	平成24年12月18日
161	城川町	田穂	田穂南川	464-1225-2	平成24年12月18日	平成24年12月18日
162	城川町	田穂	田穂西川	464-1226	平成24年12月18日	平成24年12月18日
163	城川町	田穂	寺谷川	464-1230	平成24年12月18日	平成24年12月18日
164	城川町	田穂	岡組川	464-1231	平成24年12月18日	平成24年12月18日
165	城川町	魚成	中川原川	464-1235	平成24年12月18日	平成24年12月18日
166	城川町	魚成	成穂川	464-1238	平成24年12月18日	平成24年12月18日
167	城川町	魚成	魚成川	464-1239-1	平成24年12月18日	平成24年12月18日
168	城川町	魚成	魚成川	464-1239-2	平成24年12月18日	平成24年12月18日
169	宇和町	岩木	深ヶ川	462-1056	平成24年12月18日	
170	宇和町	小原	外小原川	462-1061-1	平成24年12月18日	
171	宇和町	久保	大江川	462-1084	平成24年12月18日	
172	宇和町	卯之町3丁目	鬼窪川	462-1096	平成24年12月18日	
173	宇和町	明石	明石川	462-1098	平成24年12月18日	
174	野村町	鳥鹿野	鳥鹿野南下川	463-1136	平成24年12月18日	
175	城川町	遊子谷	下遊子上川	464-1171	平成24年12月18日	
176	城川町	田穂	上組川	464-1228	平成24年12月18日	
177	三瓶町	垣生	名切川	445-1308	平成28年7月12日	平成28年7月12日
178	三瓶町	朝立	岡市川	445-1320	平成28年7月12日	平成28年7月12日
179	三瓶町	朝立	上朴川	445-1325	平成28年7月12日	平成28年7月12日
180	三瓶町	朝立	朴川	445-1326	平成28年7月12日	平成28年7月12日
181	三瓶町	皆江	国王川	445-5008	平成28年7月12日	平成28年7月12日
182	明浜町	宮野浦	岩井川	461-1004	平成28年7月12日	平成28年7月12日
183	宇和町	伊賀上	銚岩川	462-1038	平成28年7月12日	平成28年7月12日

番号	所在地		区域名・番号		警戒区域	特別警戒区域
					指定年月日	指定年月日
184	宇和町	清沢	清沢上川	462-1063	平成28年7月12日	平成28年7月12日
185	宇和町	河内	下梶尾谷川	462-1074-1	平成28年7月12日	平成28年7月12日
186	宇和町	河内	下梶尾谷川	462-1074-2	平成28年7月12日	平成28年7月12日
187	宇和町	河内	十丁川	462-1075	平成28年7月12日	平成28年7月12日
188	宇和町	河内	上供養谷川	462-1076	平成28年7月12日	平成28年7月12日
189	宇和町	河内	河内中川	462-1077	平成28年7月12日	平成28年7月12日
190	宇和町	河内	ケンコ川	462-1078	平成28年7月12日	平成28年7月12日
191	宇和町	久保	古川上川	462-1080	平成28年7月12日	平成28年7月12日
192	宇和町	信里	丸穂川	462-1086	平成28年7月12日	平成28年7月12日
193	宇和町	信里	芝川	462-1087	平成28年7月12日	平成28年7月12日
194	宇和町	東多田	ゴヲト川	462-1088	平成28年7月12日	平成28年7月12日
195	宇和町	大江	エゲ川	462-1092-1	平成28年7月12日	平成28年7月12日
196	宇和町	大江	エゲ川	462-1092-2	平成28年7月12日	平成28年7月12日
197	宇和町	大江	エゲ川	462-1092-3	平成28年7月12日	平成28年7月12日
198	宇和町	田野中	田野中東川	462-1102	平成28年7月12日	平成28年7月12日
199	宇和町	明石	下の谷川	462-1105	平成28年7月12日	平成28年7月12日
200	宇和町	下川	ドウドウ川	462-1107	平成28年7月12日	平成28年7月12日
201	宇和町	明間	ケンコウ川	462-1111	平成28年7月12日	平成28年7月12日
202	野村町	予子林	カツネガ坂川	463-1123	平成28年7月12日	平成28年7月12日
203	野村町	長谷	西長谷川	463-1132	平成28年7月12日	平成28年7月12日
204	野村町	松溪	松溪中川	463-1142	平成28年7月12日	平成28年7月12日
205	野村町	松溪	松溪中川	463-1144	平成28年7月12日	平成28年7月12日
206	野村町	高瀬	コイデ川	463-1163	平成28年7月12日	平成28年7月12日
207	野村町	高瀬	頭王下川	463-1165-1	平成28年7月12日	平成28年7月12日
208	野村町	高瀬	頭王下川	463-1165-2	平成28年7月12日	平成28年7月12日
209	野村町	中通川	中泉川	463-1169-1	平成28年7月12日	平成28年7月12日
210	野村町	中通川	中泉川	463-1169-2	平成28年7月12日	平成28年7月12日
211	城川町	野井川	重谷川	464-1174	平成28年7月12日	平成28年7月12日
212	城川町	野井川	泉田川	464-1175	平成28年7月12日	平成28年7月12日
213	城川町	嘉喜尾	日ノ谷川	464-1180-1	平成28年7月12日	平成28年7月12日
214	城川町	嘉喜尾	日ノ谷川	464-1180-2	平成28年7月12日	平成28年7月12日
215	城川町	嘉喜尾	日ノ谷川	464-1180-3	平成28年7月12日	平成28年7月12日
216	城川町	下相	源光川	464-1185	平成28年7月12日	平成28年7月12日
217	城川町	窪野	後谷川	464-1188-1	平成28年7月12日	平成28年7月12日

番号	所在地		区域名・番号		警戒区域	特別警戒区域
					指定年月日	指定年月日
218	城川町	窪野	後谷川	464-1188-2	平成28年7月12日	平成28年7月12日
219	城川町	窪野	後谷川	464-1188-3	平成28年7月12日	平成28年7月12日
220	城川町	窪野	後谷川	464-1188-4	平成28年7月12日	平成28年7月12日
222	城川町	窪野	後谷川	464-1188-5	平成28年7月12日	平成28年7月12日
223	城川町	窪野	後谷川	464-1188-6	平成28年7月12日	平成28年7月12日
224	城川町	窪野	河内川	464-1191	平成28年7月12日	平成28年7月12日
225	城川町	窪野	木屋川	464-1197	平成28年7月12日	平成28年7月12日
226	城川町	古市	不動川	464-1200	平成28年7月12日	平成28年7月12日
227	城川町	高野子	池野々田川	464-1201	平成28年7月12日	平成28年7月12日
228	城川町	古市	清元川	464-1216	平成28年7月12日	平成28年7月12日
229	城川町	古市	中伏越川	464-1217	平成28年7月12日	平成28年7月12日
230	城川町	魚成	川井谷川	464-1232	平成28年7月12日	平成28年7月12日
231	城川町	魚成	鍛冶屋畑川	464-1233-1	平成28年7月12日	平成28年7月12日
232	城川町	魚成	鍛冶屋畑川	464-1233-2	平成28年7月12日	平成28年7月12日
233	城川町	魚成	下畑川	464-1236-1	平成28年7月12日	平成28年7月12日
234	城川町	魚成	下畑川	464-1236-2	平成28年7月12日	平成28年7月12日
235	城川町	魚成	下畑川	464-1236-3	平成28年7月12日	平成28年7月12日
236	城川町	魚成	古市川	464-1237	平成28年7月12日	平成28年7月12日
237	宇和町	明間	板ヶ谷川	462-1031	令和3年3月23日	令和3年3月23日
238	宇和町	明間	東明間川	462-1032-1	令和3年3月23日	令和3年3月23日
239	宇和町	明間	東明間川	462-1032-2	令和3年3月23日	令和3年3月23日
240	宇和町	明間	土居川	462-1033	令和3年3月23日	令和3年3月23日
241	宇和町	皆田	北平川	462-1034-1	令和3年3月23日	
242	宇和町	皆田	北平川	462-1034-2	令和3年3月23日	
243	宇和町	皆田	奥ノ谷川	462-1035	令和3年3月23日	
244	宇和町	卯之町2丁目 神領	梶原川	462-1039	令和3年3月23日	
245	宇和町	久枝	別所川	462-1040	令和3年3月23日	
246	宇和町	野田	松の元川及び右 支川	462-1041	令和3年3月23日	
247	宇和町	山田	大谷川	462-1045	令和3年3月23日	
248	宇和町	郷内	堂の元川	462-1051-1	令和3年3月23日	
249	宇和町	郷内	堂の元川	462-1051-2	令和3年3月23日	
250	宇和町	郷内	今西川	462-1055	令和3年3月23日	
251	宇和町	伊延	鳥越川	462-1066	令和3年3月23日	

番号	所在地		区域名・番号		警戒区域	特別警戒区域
					指定年月日	指定年月日
252	宇和町	伊延	吉信川	462-1068-1	令和3年3月23日	
253	宇和町	伊延	吉信川	462-1068-2	令和3年3月23日	
254	宇和町	河内	龍吐川及び大窪川	462-1073-1	令和3年3月23日	
255	宇和町	河内	龍吐川及び大窪川	462-1073-2	令和3年3月23日	令和3年3月23日
256	宇和町	久保	蔵谷川	462-1079	令和3年3月23日	令和3年3月23日
257	宇和町	久保	久保川(1)	462-1082	令和3年3月23日	令和3年3月23日
258	宇和町	瀬戸	ケンコ川	462-1089	令和3年3月23日	
259	宇和町	瀬戸 大江	瀬戸南川	462-1091	令和3年3月23日	令和3年3月23日
260	宇和町	加茂	加茂川	462-1093	令和3年3月23日	
261	宇和町	上松葉 下松葉	金藪川	462-1094	令和3年3月23日	
262	宇和町	新城	島田川	462-1099	令和3年3月23日	
263	宇和町	伊崎	朝日川	462-1100	令和3年3月23日	
264	宇和町	明石	小田川	462-1104-1	令和3年3月23日	
265	宇和町	明石	小田川	462-1104-2	令和3年3月23日	令和3年3月23日
266	宇和町	皆田	新川	462-1106	令和3年3月23日	
267	宇和町	下川・稲生	滝山川	462-1108-1	令和3年3月23日	令和3年3月23日
268	宇和町	下川・稲生	滝山川	462-1108-2	令和3年3月23日	令和3年3月23日
269	宇和町	下川	滝山川	462-1108-3	令和3年3月23日	令和3年3月23日
270	宇和町	明間	カラ谷川	462-1109	令和3年3月23日	令和3年3月23日
271	宇和町	明間	平吾谷川	462-1110	令和3年3月23日	
272	宇和町	明間	板ヶ谷上川	462-2004	令和3年3月23日	令和3年3月23日
273	宇和町	明間	赤川(1)	462-2005-1	令和3年3月23日	令和3年3月23日
274	宇和町	明間	赤川(1)	462-2005-2	令和3年3月23日	令和3年3月23日
275	宇和町	明間	赤川(1)	462-2005-3	令和3年3月23日	令和3年3月23日
276	宇和町	明間	赤川(2)	462-2006-1	令和3年3月23日	令和3年3月23日
277	宇和町	明間	赤川(2)	462-2006-2	令和3年3月23日	令和3年3月23日
278	宇和町	下川	緑川	462-2007	令和3年3月23日	令和3年3月23日
279	宇和町	野田	根笹川	462-2008-1	令和3年3月23日	令和3年3月23日
280	宇和町	野田	根笹川	462-2008-2	令和3年3月23日	令和3年3月23日
281	宇和町	小野田	舟川	462-2009	令和3年3月23日	令和3年3月23日
282	宇和町	西山田	永田川	462-2010	令和3年3月23日	令和3年3月23日
283	宇和町	郷内	今西下川	462-2011	令和3年3月23日	令和3年3月23日
284	宇和町	岩木	神谷川	462-2012	令和3年3月23日	

番号	所在地		区域名・番号		警戒区域	特別警戒区域
					指定年月日	指定年月日
285	宇和町	河内	河内中川	462-2013	令和3年3月23日	令和3年3月23日
286	宇和町	河内	河内下川	462-2014	令和3年3月23日	令和3年3月23日
287	宇和町	信里	信里川	462-2015	令和3年3月23日	令和3年3月23日
288	宇和町	久保	久保川(2)	462-2016	令和3年3月23日	
289	宇和町	久保	鳥坂川	462-2017	令和3年3月23日	
290	宇和町	久保	東鳥坂川	462-2018	令和3年3月23日	令和3年3月23日
291	宇和町	東多田 信里	芝上川	462-2019	令和3年3月23日	令和3年3月23日
292	宇和町	坂戸	徳蔵川	462-2020	令和3年3月23日	令和3年3月23日
293	宇和町	田野中	上田野中川	462-2021	令和3年3月23日	令和3年3月23日
294	宇和町	田野中	田野中川	462-2022	令和3年3月23日	令和3年3月23日
295	宇和町	瀬戸	岩瀬川	462-2023-1	令和3年3月23日	令和3年3月23日
296	宇和町	田野中 瀬戸	岩瀬川	462-2023-2	令和3年3月23日	令和3年3月23日
297	宇和町	田野中 瀬戸	岩瀬川	462-2023-3	令和3年3月23日	令和3年3月23日
298	宇和町	田野中 瀬戸	岩瀬川	462-2023-4	令和3年3月23日	令和3年3月23日
299	宇和町	田野中 瀬戸	岩瀬川	462-2023-5	令和3年3月23日	令和3年3月23日
300	宇和町	瀬戸	岩瀬川	462-2023-6	令和3年3月23日	令和3年3月23日
301	宇和町	田野中 瀬戸	深山川	462-2024	令和3年3月23日	
302	宇和町	田野中 平野	治郎川	462-2025	令和3年3月23日	
303	宇和町	稲生 卯之町5丁目	稲生上組川	462-2026	令和3年3月23日	令和3年3月23日
304	宇和町	明間	倉谷川	462-2027	令和3年3月23日	令和3年3月23日
305	宇和町	明間	東谷川	462-2028	令和3年3月23日	令和3年3月23日
306	宇和町	下川 皆田	城ヶ滝川	462-J002	令和3年3月23日	令和3年3月23日
307	宇和町	伊賀上	尾首川	462-J003	令和3年3月23日	
308	宇和町	伊賀上	池尻川1号谷	462-J004	令和3年3月23日	令和3年3月23日
309	宇和町	伊賀上 野田	池尻川2号谷	462-J005	令和3年3月23日	令和3年3月23日

番号	所在地		区域名・番号		警戒区域	特別警戒区域
					指定年月日	指定年月日
310	宇和町	信里	蔵谷川2号谷	462-J006	令和3年3月23日	令和3年3月23日
311	宇和町	久保	久保川2号谷	462-J007	令和3年3月23日	令和3年3月23日
312	宇和町	久保	久保川3号谷	462-J008	令和3年3月23日	令和3年3月23日
313	宇和町	久保	久保川4号谷	462-J009	令和3年3月23日	令和3年3月23日
314	宇和町	常定寺	鳥田川	462-J013	令和3年3月23日	令和3年3月23日
315	宇和町	田野中 瀬戸 大江	屋形川	462-J014	令和3年3月23日	令和3年3月23日
316	宇和町	平野 常定寺 窪	藤川	462-J015	令和3年3月23日	令和3年3月23日
317	宇和町	新城 常定寺 明石	瀬戸川	462-J016	令和3年3月23日	令和3年3月23日
318	宇和町	明石	大谷川1号谷	462-J017	令和3年3月23日	令和3年3月23日
319	宇和町	新城・明石	大谷川2号谷	462-J018-1	令和3年3月23日	令和3年3月23日
320	宇和町	新城・明石	大谷川2号谷	462-J018-2	令和3年3月23日	令和3年3月23日
321	宇和町	明石	大谷川3号谷	462-J019-1	令和3年3月23日	令和3年3月23日
322	宇和町	明石	大谷川3号谷	462-J019-2	令和3年3月23日	令和3年3月23日
323	宇和町	稲生	赤滝川1号谷	462-J020	令和3年3月23日	令和3年3月23日
324	宇和町	稲生	赤滝川2号谷	462-J021	令和3年3月23日	令和3年3月23日
325	三瓶町	長早	長早川	445-1300-1	令和3年6月4日	令和3年6月4日
326	三瓶町	長早	長早川	445-1300-2	令和3年6月4日	令和3年6月4日
327	三瓶町	津布理	谷川	445-1329	令和3年6月4日	令和3年6月4日
328	三瓶町	津布理	松ノ木川	445-1330	令和3年6月4日	令和3年6月4日
329	三瓶町	津布理	南谷川	445-1331	令和3年6月4日	
330	三瓶町	津布理	神ヶ谷川	445-1335	令和3年6月4日	令和3年6月4日
331	三瓶町	有太刀	釜床川	445-1340	令和3年6月4日	
332	三瓶町	有太刀	中須賀川	445-1341	令和3年6月4日	
333	三瓶町	蔵貫浦	蔵貫浦川	445-1343	令和3年6月4日	
334	三瓶町	蔵貫 蔵貫浦	片山川	445-1345-1	令和3年6月4日	令和3年6月4日
335	三瓶町	蔵貫 蔵貫浦	片山川	445-1345-2	令和3年6月4日	令和3年6月4日
336	三瓶町	蔵貫	谷平川	445-1349	令和3年6月4日	令和3年6月4日

番号	所在地		区域名・番号		警戒区域	特別警戒区域
					指定年月日	指定年月日
		蔵貫浦				
337	三瓶町	皆江	脇川	445-1351-1	令和3年6月4日	令和3年6月4日
338	三瓶町	皆江	脇川	445-1351-2	令和3年6月4日	
339	三瓶町	皆江	脇川	445-1351-3	令和3年6月4日	令和3年6月4日
340	三瓶町	皆江	脇川	445-1351-4	令和3年6月4日	令和3年6月4日
341	三瓶町	下泊	神子浦川	445-1354-1	令和3年6月4日	
342	三瓶町	下泊	神子浦川	445-1354-2	令和3年6月4日	令和3年6月4日
343	三瓶町	長早	オンテン川	445-2066	令和3年6月4日	令和3年6月4日
344	三瓶町	和泉	西和泉川	445-2067	令和3年6月4日	令和3年6月4日
345	三瓶町	鳴山・和泉	宮奥川	445-2068	令和3年6月4日	令和3年6月4日
346	三瓶町	鳴山・和泉	下宮奥川	445-2069-1	令和3年6月4日	令和3年6月4日
347	三瓶町	鳴山・和泉	下宮奥川	445-2069-2	令和3年6月4日	令和3年6月4日
348	三瓶町	鳴山・和泉	上宮奥川	445-2070	令和3年6月4日	令和3年6月4日
349	三瓶町	鳴山・和泉	奥谷川	445-2071-1	令和3年6月4日	令和3年6月4日
350	三瓶町	鳴山・和泉	奥谷川	445-2071-2	令和3年6月4日	令和3年6月4日
351	三瓶町	鳴山・和泉	奥谷川	445-2071-3	令和3年6月4日	令和3年6月4日
352	三瓶町	和泉 八幡浜市谷	東和泉谷川	445-2072	令和3年6月4日	令和3年6月4日
353	三瓶町	和泉・朝立	上和泉川	445-2073-1	令和3年6月4日	
354	三瓶町	和泉・朝立	上和泉川	445-2073-2	令和3年6月4日	令和3年6月4日
355	三瓶町	和泉	上長滝川	445-2074	令和3年6月4日	
356	三瓶町	津布理	岸ノ上川	445-2075	令和3年6月4日	令和3年6月4日
357	明浜町	田之浜	西奥川	461-1001	令和3年6月4日	令和3年6月4日
358	明浜町	田之浜	東川(1)	461-1002	令和3年6月4日	
359	明浜町	宮野浦	堂面川	461-1005	令和3年6月4日	令和3年6月4日
360	明浜町	高山	西河内川	461-1010	令和3年6月4日	
361	明浜町	狩浜	南川	461-1016	令和3年6月4日	令和3年6月4日
362	明浜町	狩浜	大川	461-1018	令和3年6月4日	令和3年6月4日
363	明浜町	俵津	多聞時川	461-1024	令和3年6月4日	令和3年6月4日
364	明浜町	俵津	東川(2)	461-1028-1	令和3年6月4日	令和3年6月4日
365	明浜町	俵津	東川(2)	461-1028-2	令和3年6月4日	令和3年6月4日
366	明浜町	俵津	東川(2)	461-1028-3	令和3年6月4日	令和3年6月4日
367	明浜町	俵津	東川(2)	461-1028-4	令和3年6月4日	令和3年6月4日
368	明浜町	俵津	西峰川	461-2001	令和3年6月4日	令和3年6月4日
369	明浜町	俵津	宮崎川	461-2002	令和3年6月4日	

番号	所在地		区域名・番号		警戒区域	特別警戒区域
					指定年月日	指定年月日
370	明浜町	俵津	東赤滝川	461-2003	令和3年6月4日	令和3年6月4日
371	城川町	野井川	奥山川	464-1176	令和3年6月4日	令和3年6月4日
372	城川町	嘉喜尾 男河内	吉の沢川	464-1178	令和3年6月4日	令和3年6月4日
373	城川町	下相	下相川	464-1183	令和3年6月4日	令和3年6月4日
374	城川町	下相	中尾田川	464-1184	令和3年6月4日	
375	城川町	土居	久井川	464-1187	令和3年6月4日	
376	城川町	窪野	片平川	464-1190	令和3年6月4日	令和3年6月4日
377	城川町	土居・窪野	呉野々南川	464-1198	令和3年6月4日	令和3年6月4日
378	城川町	高野子	ゴボノオク川	464-1203	令和3年6月4日	
379	城川町	高野子	東ゴボノオク川	464-1204	令和3年6月4日	
380	城川町	高野子	菊野谷下川	464-1205	令和3年6月4日	令和3年6月4日
381	城川町	川津南	今井谷川A	464-1207	令和3年6月4日	令和3年6月4日
382	城川町	川津南	安尾川A	464-1208	令和3年6月4日	令和3年6月4日
383	城川町	高野子	太郎原川	464-1210-1	令和3年6月4日	令和3年6月4日
384	城川町	高野子	太郎原川	464-1210-2	令和3年6月4日	令和3年6月4日
385	城川町	高野子	太郎原東上川	464-1211	令和3年6月4日	令和3年6月4日
386	城川町	高野子	太郎原東下川	464-1212	令和3年6月4日	令和3年6月4日
387	城川町	下相	安家谷川	464-1219	令和3年6月4日	
388	城川町	下相	下惣川	464-1220	令和3年6月4日	令和3年6月4日
389	城川町	魚成	カカヤン下川	464-1223	令和3年6月4日	令和3年6月4日
390	城川町	田穂	中組川	464-1224	令和3年6月4日	令和3年6月4日
391	城川町	田穂	風登川	464-1227	令和3年6月4日	令和3年6月4日
392	城川町	田穂	窪前川	464-1229	令和3年6月4日	令和3年6月4日
393	城川町	魚成	北谷川	464-1234	令和3年6月4日	令和3年6月4日
394	城川町	男河内	杖ノ窪川	464-1240	令和3年6月4日	令和3年6月4日
395	城川町	遊子谷	松葉川	464-2091	令和3年6月4日	令和3年6月4日
396	城川町	遊子谷	松葉北川	464-2092	令和3年6月4日	令和3年6月4日
397	城川町	遊子谷	下遊子川	464-2093	令和3年6月4日	令和3年6月4日
398	城川町	遊子谷	平岩川	464-2094	令和3年6月4日	令和3年6月4日
399	城川町	野井川	サギヤブ川	464-2095	令和3年6月4日	令和3年6月4日
400	城川町	野井川	恵美須田川	464-2096	令和3年6月4日	令和3年6月4日
401	城川町	野井川	滝泉下川	464-2097	令和3年6月4日	令和3年6月4日
402	城川町	野井川	滝泉中川	464-2098	令和3年6月4日	令和3年6月4日
403	城川町	野井川	野井川A	464-2099	令和3年6月4日	令和3年6月4日

番号	所在地		区域名・番号		警戒区域	特別警戒区域
					指定年月日	指定年月日
404	城川町	遊子谷	泉川北川	464-2100	令和3年6月4日	令和3年6月4日
405	城川町	遊子谷	泉川	464-2101	令和3年6月4日	令和3年6月4日
406	城川町	遊子谷	トチギ西川	464-2102	令和3年6月4日	令和3年6月4日
407	城川町	遊子谷	トチギ川	464-2103	令和3年6月4日	令和3年6月4日
408	城川町	遊子谷 嘉喜尾	上川谷川	464-2104	令和3年6月4日	令和3年6月4日
409	城川町	嘉喜尾	野井川B	464-2105	令和3年6月4日	令和3年6月4日
410	城川町	嘉喜尾	藤木川	464-2106	令和3年6月4日	令和3年6月4日
411	城川町	嘉喜尾	吉野沢北川	464-2107	令和3年6月4日	令和3年6月4日
412	城川町	嘉喜尾	日ノ谷川支川	464-2108	令和3年6月4日	令和3年6月4日
413	城川町	嘉喜尾	杭川	464-2109	令和3年6月4日	令和3年6月4日
414	城川町	下相	日の浦川	464-2110-1	令和3年6月4日	令和3年6月4日
415	城川町	下相	日の浦川	464-2110-2	令和3年6月4日	令和3年6月4日
416	城川町	古市・土居	古市川	464-2111	令和3年6月4日	令和3年6月4日
417	城川町	土居	中尾川	464-2112	令和3年6月4日	
418	城川町	窪野	下里南川	464-2113	令和3年6月4日	令和3年6月4日
419	城川町	窪野	下里北川	464-2114	令和3年6月4日	令和3年6月4日
420	城川町	窪野	東の奥川	464-2115	令和3年6月4日	令和3年6月4日
421	城川町	窪野	片平上川	464-2116	令和3年6月4日	令和3年6月4日
422	城川町	窪野	程野上川	464-2117-1	令和3年6月4日	令和3年6月4日
423	城川町	窪野	程野上川	464-2117-2	令和3年6月4日	令和3年6月4日
424	城川町	窪野	寺野下川	464-2118-1	令和3年6月4日	令和3年6月4日
425	城川町	窪野	寺野下川	464-2118-2	令和3年6月4日	令和3年6月4日
426	城川町	窪野	寺野下川	464-2118-3	令和3年6月4日	令和3年6月4日
427	城川町	窪野	寺野北川	464-2119	令和3年6月4日	
428	城川町	窪野	寺野川	464-2120	令和3年6月4日	令和3年6月4日
429	城川町	窪野	寺野南川	464-2121	令和3年6月4日	令和3年6月4日
430	城川町	窪野	程野川A	464-2122	令和3年6月4日	令和3年6月4日
431	城川町	窪野	板取川	464-2123	令和3年6月4日	令和3年6月4日
432	城川町	窪野	呉野々川	464-2124	令和3年6月4日	令和3年6月4日
433	城川町	土居	呉野川	464-2125	令和3年6月4日	令和3年6月4日
434	城川町	古市	中津下川	464-2126	令和3年6月4日	令和3年6月4日
435	城川町	古市	中津川	464-2127	令和3年6月4日	令和3年6月4日
436	城川町	古市	中津上川	464-2128	令和3年6月4日	令和3年6月4日
437	城川町	古市	白谷川	464-2129	令和3年6月4日	

番号	所在地		区域名・番号		警戒区域	特別警戒区域
					指定年月日	指定年月日
438	城川町	高野子	菊野谷上川	464-2130	令和3年6月4日	令和3年6月4日
439	城川町	川津南	下組川A	464-2131	令和3年6月4日	令和3年6月4日
440	城川町	川津南	今井谷川B	464-2132	令和3年6月4日	
441	城川町	川津南	安尾谷下川	464-2133	令和3年6月4日	令和3年6月4日
442	城川町	川津南	安尾谷川	464-2134	令和3年6月4日	令和3年6月4日
443	城川町	川津南	安尾川B	464-2135-1	令和3年6月4日	令和3年6月4日
444	城川町	川津南	安尾川B	464-2135-2	令和3年6月4日	令和3年6月4日
445	城川町	川津南	程野川B	464-2136	令和3年6月4日	令和3年6月4日
446	城川町	川津南	程野川C	464-2137	令和3年6月4日	令和3年6月4日
447	城川町	川津南	成川	464-2138	令和3年6月4日	令和3年6月4日
448	城川町	川津南	下組川B	464-2139	令和3年6月4日	令和3年6月4日
449	城川町	高野子	太郎原西上川	464-2140	令和3年6月4日	令和3年6月4日
450	城川町	高野子	太郎原西下川	464-2141	令和3年6月4日	令和3年6月4日
451	城川町	高野子	本村川	464-2142	令和3年6月4日	令和3年6月4日
452	城川町	高野子	中高野子川	464-2143	令和3年6月4日	令和3年6月4日
453	城川町	高野子	北野野川	464-2144	令和3年6月4日	令和3年6月4日
454	城川町	下相	下惣上川	464-2145	令和3年6月4日	令和3年6月4日
455	城川町	下相	下惣下川	464-2146	令和3年6月4日	令和3年6月4日
456	城川町	田穂	中祖川	464-2147	令和3年6月4日	令和3年6月4日
457	城川町	田穂	吉の坂川	464-2148	令和3年6月4日	令和3年6月4日
458	城川町	田穂	清水川	464-2149	令和3年6月4日	令和3年6月4日
459	城川町	魚成	城ヶ谷川	464-2150-1	令和3年6月4日	令和3年6月4日
460	城川町	魚成	城ヶ谷川	464-2150-2	令和3年6月4日	令和3年6月4日
461	城川町	魚成	ジイ谷川	464-2151	令和3年6月4日	令和3年6月4日
462	野村町	坂石	長谷川(1)	463-1113	令和3年6月11日	
463	野村町	予子林	予子林川	463-1115-1	令和3年6月11日	令和3年6月11日
464	野村町	予子林	予子林川	463-1115-2	令和3年6月11日	令和3年6月11日
465	野村町	惣川	柳沢川	463-1117-1	令和3年6月11日	令和3年6月11日
466	野村町	惣川	柳沢川	463-1117-2	令和3年6月11日	令和3年6月11日
467	野村町	小松	船戸川	463-1119	令和3年6月11日	令和3年6月11日
468	野村町	小松	高戸川	463-1120-1	令和3年6月11日	令和3年6月11日
469	野村町	小松	高戸川	463-1120-2	令和3年6月11日	令和3年6月11日
470	野村町	惣川・小松	カイソウ川	463-1122-1	令和3年6月11日	令和3年6月11日
471	野村町	惣川・小松	カイソウ川	463-1122-2	令和3年6月11日	令和3年6月11日

番号	所在地		区域名・番号		警戒区域	特別警戒区域
					指定年月日	指定年月日
472	野村町	惣川	カイソウ川	463-1122-3	令和3年6月11日	令和3年6月11日
473	野村町	坂石	中山川	463-1124	令和3年6月11日	
474	野村町	野村	青野川	463-1127	令和3年6月11日	令和3年6月11日
475	野村町	野村	清水田川	463-1128-1	令和3年6月11日	
476	野村町	野村	清水田川	463-1128-2	令和3年6月11日	令和3年6月11日
477	野村町	野村	木落川	463-1129	令和3年6月11日	令和3年6月11日
478	野村町	河西	河西川	463-1130	令和3年6月11日	
479	野村町	長谷	長谷川(2)	463-1131-1	令和3年6月11日	令和3年6月11日
480	野村町	長谷	長谷川(2)	463-1131-2	令和3年6月11日	令和3年6月11日
481	野村町	鳥鹿野	南鳥鹿野川	463-1135	令和3年6月11日	
482	野村町	白髭	白髭中川	463-1139	令和3年6月11日	
483	野村町	松溪・白髭	横松川	463-1140	令和3年6月11日	
484	野村町	松溪	松溪川	463-1141	令和3年6月11日	令和3年6月11日
485	野村町	松溪	松溪下川	463-1143	令和3年6月11日	
486	野村町	旭	樽川	463-1146	令和3年6月11日	令和3年6月11日
487	野村町	四郎谷	ニウド谷川	463-1147	令和3年6月11日	
488	野村町	四郎谷	外場川	463-1148	令和3年6月11日	
489	野村町	四郎谷	四郎谷川	463-1149	令和3年6月11日	
490	野村町	四郎谷	内場北川	463-1150-1	令和3年6月11日	
491	野村町	四郎谷	内場北川	463-1150-2	令和3年6月11日	
492	野村町	四郎谷	内場東川	463-1151	令和3年6月11日	令和3年6月11日
493	野村町	野村	岡川	463-1152	令和3年6月11日	
494	野村町	野村	吾水谷川	463-1153-1	令和3年6月11日	令和3年6月11日
495	野村町	野村	吾水谷川	463-1153-2	令和3年6月11日	令和3年6月11日
496	野村町	野村	馬地川	463-1154	令和3年6月11日	
497	野村町	富野川	妙門川	463-1155	令和3年6月11日	
498	野村町	富野川	杉山南下川	463-1156	令和3年6月11日	令和3年6月11日
499	野村町	富野川	成城川	463-1157	令和3年6月11日	令和3年6月11日
500	野村町	富野川	榎川	463-1158	令和3年6月11日	
501	野村町	富野川	柿の木上川	463-1159	令和3年6月11日	
502	野村町	蔵良	本村川	463-1166	令和3年6月11日	令和3年6月11日
503	野村町	大西 中通川	カ子ノコ川	463-1167-1	令和3年6月11日	
504	野村町	大西 中通川	カ子ノコ川	463-1167-2	令和3年6月11日	令和3年6月11日

番号	所在地		区域名・番号		警戒区域	特別警戒区域
					指定年月日	指定年月日
505	野村町	大西 中通川	カ子ノコ川	463-1167-3	令和3年6月11日	令和3年6月11日
506	野村町	中通川	泉川	463-1168-1	令和3年6月11日	
507	野村町	中通川	泉川	463-1168-2	令和3年6月11日	令和3年6月11日
508	野村町	西	西川	463-1170	令和3年6月11日	
509	野村町	野村	山本川	463-1241	令和3年6月11日	
510	野村町	高瀬	金集西川	463-1242	令和3年6月11日	
511	野村町	坂石	長谷東川	463-2029-1	令和3年6月11日	令和3年6月11日
512	野村町	坂石	長谷東川	463-2029-2	令和3年6月11日	令和3年6月11日
513	野村町	予子林	奈良野中川	463-2030	令和3年6月11日	令和3年6月11日
514	野村町	予子林	奈良野下川	463-2031	令和3年6月11日	令和3年6月11日
515	野村町	舟戸	カウリウ川	463-2032-1	令和3年6月11日	令和3年6月11日
516	野村町	舟戸	カウリウ川	463-2032-2	令和3年6月11日	令和3年6月11日
517	野村町	舟戸	岩崎川	463-2033	令和3年6月11日	令和3年6月11日
518	野村町	舟戸	中久保下川	463-2034	令和3年6月11日	令和3年6月11日
519	野村町	惣川・舟戸	谷川	463-2035	令和3年6月11日	令和3年6月11日
520	野村町	惣川	烏帽子川	463-2036	令和3年6月11日	令和3年6月11日
521	野村町	小松	大久保川	463-2037	令和3年6月11日	令和3年6月11日
522	野村町	小松	都上川	463-2038	令和3年6月11日	令和3年6月11日
523	野村町	小松	都中川	463-2039	令和3年6月11日	令和3年6月11日
524	野村町	惣川	宮成上川	463-2040	令和3年6月11日	令和3年6月11日
525	野村町	惣川	ウツキ川	463-2041	令和3年6月11日	令和3年6月11日
526	野村町	舟戸	協和川	463-2042	令和3年6月11日	令和3年6月11日
527	野村町	予子林	キタゴ川	463-2043	令和3年6月11日	令和3年6月11日
528	野村町	阿下	オソゲ坂川	463-2044	令和3年6月11日	
529	野村町	阿下	大暮東川	463-2045	令和3年6月11日	令和3年6月11日
530	野村町	阿下	大暮西川	463-2046	令和3年6月11日	令和3年6月11日
531	野村町	野村	戸石川	463-2047	令和3年6月11日	令和3年6月11日
532	野村町	野村	深山川-1	463-2048-1	令和3年6月11日	
533	野村町	野村	深山川-1	463-2048-2	令和3年6月11日	令和3年6月11日
534	野村町	野村	深山川-2	463-2049	令和3年6月11日	令和3年6月11日
535	野村町	四郎谷	狭谷川	463-2050	令和3年6月11日	令和3年6月11日
536	野村町	長谷	萩原川	463-2051-1	令和3年6月11日	令和3年6月11日
537	野村町	長谷	萩原川	463-2051-2	令和3年6月11日	令和3年6月11日
538	野村町	長谷	萩原川	463-2051-3	令和3年6月11日	令和3年6月11日

番号	所在地		区域名・番号		警戒区域	特別警戒区域
					指定年月日	指定年月日
539	野村町	長谷	下長谷川	463-2052	令和3年6月11日	令和3年6月11日
540	野村町	旭	南旭川	463-2053	令和3年6月11日	令和3年6月11日
541	野村町	旭	西旭川	463-2054	令和3年6月11日	令和3年6月11日
542	野村町	旭	奥谷川	463-2055	令和3年6月11日	令和3年6月11日
543	野村町	鳥鹿野	鳥鹿野川	463-2056	令和3年6月11日	令和3年6月11日
544	野村町	鳥鹿野	鳥鹿野北川	463-2057	令和3年6月11日	令和3年6月11日
545	野村町	松溪	鍛冶屋川	463-2058	令和3年6月11日	令和3年6月11日
546	野村町	白髭	白岩中川	463-2059	令和3年6月11日	
547	野村町	白髭	カラ谷川	463-2060	令和3年6月11日	令和3年6月11日
548	野村町	白髭	中組川	463-2061	令和3年6月11日	令和3年6月11日
549	野村町	白髭	奥白髭川	463-2062	令和3年6月11日	令和3年6月11日
550	野村町	白髭	奥白髭下川	463-2063	令和3年6月11日	令和3年6月11日
551	野村町	白髭	中間川(1)	463-2064	令和3年6月11日	令和3年6月11日
552	野村町	白髭	中間川(2)	463-2065	令和3年6月11日	
553	野村町	白髭	中間下川	463-2066	令和3年6月11日	令和3年6月11日
554	野村町	白髭	白岩上川	463-2067	令和3年6月11日	令和3年6月11日
555	野村町	白髭	白岩下川	463-2068	令和3年6月11日	令和3年6月11日
556	野村町	松溪	鍛冶屋下川	463-2069	令和3年6月11日	令和3年6月11日
557	野村町	四郎谷	古谷下川	463-2070	令和3年6月11日	
558	野村町	四郎谷	古谷川	463-2071	令和3年6月11日	
559	野村町	片川	次の川下川	463-2072	令和3年6月11日	令和3年6月11日
560	野村町	片川	上次ノ川	463-2073	令和3年6月11日	令和3年6月11日
561	野村町	平野	手都合下川	463-2074-1	令和3年6月11日	令和3年6月11日
562	野村町	平野	手都合下川	463-2074-2	令和3年6月11日	令和3年6月11日
563	野村町	平野	手都合下川	463-2074-3	令和3年6月11日	令和3年6月11日
564	野村町	平野	手都合川	463-2075	令和3年6月11日	令和3年6月11日
565	野村町	平野	惣財久川	463-2076	令和3年6月11日	令和3年6月11日
566	野村町	富野川	下富野川	463-2077	令和3年6月11日	令和3年6月11日
567	野村町	富野川	杉山南下川	463-2078	令和3年6月11日	令和3年6月11日
568	野村町	高瀬 富野川	富野川	463-2079	令和3年6月11日	
569	野村町	富野川	杉山北下川	463-2080	令和3年6月11日	令和3年6月11日
570	野村町	富野川	岡組下川	463-2081	令和3年6月11日	令和3年6月11日
571	野村町	富野川	成穂下川	463-2082	令和3年6月11日	令和3年6月11日
572	野村町	高瀬	金集川	463-2083-1	令和3年6月11日	令和3年6月11日

番号	所在地		区域名・番号		警戒区域	特別警戒区域
					指定年月日	指定年月日
573	野村町	高瀬	金集川	463-2083-2	令和3年6月11日	令和3年6月11日
574	野村町	高瀬	舟坂南川	463-2084	令和3年6月11日	令和3年6月11日
575	野村町	高瀬	小滝上川	463-2085	令和3年6月11日	令和3年6月11日
576	野村町	蔵良	上蔵良川	463-2086	令和3年6月11日	令和3年6月11日
577	野村町	蔵良	下蔵良川	463-2087	令和3年6月11日	令和3年6月11日
578	野村町	中通川	中通川	463-2088	令和3年6月11日	令和3年6月11日
579	野村町	鎌田	七百川	463-2089-1	令和3年6月11日	令和3年6月11日
580	野村町	鎌田	七百川	463-2089-2	令和3年6月11日	令和3年6月11日
581	野村町	西	小西川	463-2090	令和3年6月11日	令和3年6月11日
582	野村町	高瀬	金集東川	463-2152	令和3年6月11日	令和3年6月11日
583	野村町	阿下	十夜野川	463-J022	令和3年6月11日	令和3年6月11日
584	野村町	野村	山瀬川	463-J023	令和3年6月11日	令和3年6月11日
585	三瓶町	朝立	三十峯川	445-1327	令和4年12月27日	令和4年12月27日

(3) 地すべり

番号	所在地		区域名・番号		警戒区域	特別警戒区域
					指定年月日	指定年月日
1	宇和町	山田	仁土	462-J-441	令和3年3月23日	
2	宇和町	窪・平野	窪	462-J-543	令和3年3月23日	
3	三瓶町	蔵貫	蔵貫	445-J-417	令和3年6月4日	
4	三瓶町	皆江	皆江東	445-J-418	令和3年6月4日	
5	三瓶町	皆江	皆江中	445-J-419	令和3年6月4日	
6	三瓶町	皆江	皆江西	445-J-420	令和3年6月4日	
7	三瓶町	和泉	和泉	445-J-536	令和3年6月4日	
8	三瓶町	垣生	垣生	445-J-537	令和3年6月4日	
9	三瓶町	津布理	津布理中	445-J-538	令和3年6月4日	
10	明浜町	田之浜	田之浜	461-J-544	令和3年6月4日	
11	城川町	遊子谷	泉川	464-J-434	令和3年6月4日	
12	城川町	嘉喜尾 男河内	嘉喜尾	464-J-435	令和3年6月4日	
13	城川町	嘉喜尾	本村	464-J-436	令和3年6月4日	
14	城川町	男河内	棟組	464-J-437	令和3年6月4日	
15	城川町	川津南	安尾	464-J-438	令和3年6月4日	
16	城川町	窪野	桂	464-J-439	令和3年6月4日	
17	城川町	窪野	窪野	464-J-440	令和3年6月4日	

番号	所在地		区域名・番号		警戒区域	特別警戒区域
					指定年月日	指定年月日
18	城川町	遊子谷	日浦	464-J-542	令和3年6月4日	
19	三瓶町	和泉	和泉北	445-NK-337	令和3年6月4日	
20	三瓶町	垣生	下ノ上	445-NS-93	令和3年6月4日	
21	三瓶町	安土 津布理	安土	445-NS-120	令和3年6月4日	
22	三瓶町	下泊	下泊	445-NS-132	令和3年6月4日	
23	三瓶町	和泉	和泉	445-NS-152	令和3年6月4日	
24	三瓶町	朝立	屋敷	445-NS-157	令和3年6月4日	
25	三瓶町	垣生	垣生	445-NS-183	令和3年6月4日	
26	城川町	窪野	寺野	464-NK-362	令和3年6月4日	
27	城川町	窪野	上高地	464-NK-363	令和3年6月4日	
28	城川町	窪野	男地	464-NK-364	令和3年6月4日	
29	城川町	野井川	上影	464-NK-365	令和3年6月4日	
30	城川町	窪野	串屋	464-NK-366	令和3年6月4日	
31	城川町	遊子谷	平岩	464-NK-367	令和3年6月4日	
32	城川町	嘉喜尾	岩本	464-NK-368	令和3年6月4日	
33	城川町	嘉喜尾	窪が市	464-NK-369	令和3年6月4日	
34	城川町	窪野	片平	464-NK-370	令和3年6月4日	
35	城川町	嘉喜尾	吉野沢	464-NK-371	令和3年6月4日	
36	城川町	遊子谷	日浦	464-NK-372	令和3年6月4日	
37	城川町	野井川 遊子谷	下蔭	464-NK-373	令和3年6月4日	
38	城川町	野井川	重谷	464-NK-374	令和3年6月4日	
39	城川町	窪野	長崎	464-NS-104	令和3年6月4日	
40	野村町	栗木・坂石	栗の木	463-J-421	令和3年6月11日	
41	野村町	釜川・鎌田	釜川	463-J-422	令和3年6月11日	
42	野村町	高瀬	高瀬	463-J-423	令和3年6月11日	
43	野村町	坂石 予子林 栗木	坂石	463-J-424	令和3年6月11日	
44	野村町	予子林	河成	463-J-425	令和3年6月11日	
45	野村町	舟戸	台組	463-J-427	令和3年6月11日	
46	野村町	惣川・舟戸	藤の内	463-J-428	令和3年6月11日	
47	野村町	惣川	寺組	463-J-429	令和3年6月11日	
48	野村町	惣川・小松	伊予の地	463-J-430	令和3年6月11日	

番号	所在地		区域名・番号		警戒区域	特別警戒区域
					指定年月日	指定年月日
49	野村町	小松	今久保	463-J-431	令和3年6月11日	
50	野村町	小松	川久保	463-J-432	令和3年6月11日	
51	野村町	小松	松久保	463-J-433	令和3年6月11日	
52	野村町	予子林 坂石	佐須	463-J-541	令和3年6月11日	
53	野村町	舟戸	竜徳	463-NK-344	令和3年6月11日	
54	野村町	予子林	小振	463-NK-345	令和3年6月11日	
55	野村町	高瀬	広生	463-NK-346	令和3年6月11日	
56	野村町	河西	河西	463-NK-347	令和3年6月11日	
57	野村町	釜川	植木	463-NK-348	令和3年6月11日	
58	野村町	高瀬	金集	463-NK-350	令和3年6月11日	
59	野村町	舟戸	大窪	463-NK-351	令和3年6月11日	
60	野村町	舟戸	中久保	463-NK-352	令和3年6月11日	
61	野村町	阿下	久保谷	463-NK-355	令和3年6月11日	
62	野村町	阿下	下野	463-NK-357	令和3年6月11日	
63	野村町	阿下	前石	463-NK-359	令和3年6月11日	
64	野村町	野村	双津野	463-NK-360	令和3年6月11日	
65	野村町	栗木	栗木本村	463-NK-361	令和3年6月11日	
66	野村町	予子林	奈良野	463-NS-106	令和3年6月11日	

3-6 山地災害危険地区一覧 [林業課 (産業建設課)]

1 崩壊土砂流出危険地区

①明浜町

番号	位置		保安林等	地すべり防止区域指定	他の法令等の指定	荒廃状況	危険地区の危険度	面積 (ha)	公共施設等			被災危険度	崩壊土砂流出区間溪流延長 (m)	崩壊土砂流出危険度
	町名	地区							戸数	公共施設数	道路			
1	明浜町	高山(1)	有	無	無	無	B	0.79	50	3	国道	a 2	330	c 1
2	明浜町	高山(2)	有	無	無	無	A	0.79	50	3	国道	a 2	330	b 1
3	明浜町	高山(3)	無	無	無	無	A	1.32	50	2	国道	a 2	550	a 1
4	明浜町	本浦	無	無	無	無	A	1.42	40	2	国道	a 2	590	a 1
5	明浜町	枝浦	有	無	無	有	A	2.06	20	2	国道	a 2	860	a 1
6	明浜町	田之浜	有	無	無	無	A	0.89	30	2	国道	a 2	330	b 1
7	明浜町	新田(1)	有	無	無	無	A	1.94	30	2	国道	a 2	810	a 1
8	明浜町	新田(2)	有	無	無	無	A	1.85	30	2	国道	a 2	770	a 1
9	明浜町	新田(3)	有	無	無	無	A	2.93	30	2	国道	a 2	1,220	a 1
10	明浜町	俵津	有	無	無	無	A	1.27	50	1	市道	a 2	530	a 1

②宇和町

番号	位置		保安林等	地すべり防止区域指定	他の法令等の指定	荒廃状況	危険地区の危険度	面積 (ha)	公共施設等			被災危険度	崩壊土砂流出区間溪流延長 (m)	崩壊土砂流出危険度
	町名	地区							戸数	公共施設数	道路			
1	宇和町	鬼窪	無	無	無	無	B	1.02	50	4	県道	a 2	340	c 1
2	宇和町	別所	無	無	無	無	A	1.62	30	1	県道	a 2	540	b 1
3	宇和町	伊延(1)	有	無	無	無	A	1.59	7		市道	b 2	530	a 1
4	宇和町	伊延(2)	有	無	無	有	B	1.50	9		市道	b 2	500	b 1
5	宇和町	伊延東	有	無	無	無	A	0.29	10		県道	a 2	320	b 1
6	宇和町	伊賀上(1)	有	無	無	無	A	2.64	25	1	国道 県道	a 2	880	a 1
7	宇和町	伊賀上(2)	無	無	無	無	A	1.71	12	0		a 2	570	b 1
8	宇和町	稲生	有	無	無	無	A	2.81	5	2	市道	a 2	1,170	a 1
9	宇和町	下川	有	無	無	無	A	1.80	7	1	林道	a 2	750	a 1
10	宇和町	下川(1)	有	無	無	無	A	2.02		1	市道	a 2	840	a 1
11	宇和町	下川(2)	有	無	無	無	C	0.60			市道	c 2	200	c 1
12	宇和町	下川(3)	有	無	無	無	B	2.28			市道	c 2	760	a 1
13	宇和町	齒長	有	無	無	無	B	3.30	4		県道 林道	c 2	1,100	a 1
14	宇和町	朝日谷	有	無	無	無	C	1.26			市道	c 2	840	b 1
15	宇和町	加茂	無	無	無	無	B	1.44	25	1	市道	a 2	480	c 1
16	宇和町	皆田	有	無	無	無	A	2.55	70		県道 市道	a 2	850	b 1
17	宇和町	久保	有	無	無	有	A	1.03	15		市道	a 2	430	a 1
18	宇和町	久保(A)	有	無	無	有	A	0.01	15		国道 県道	a 2	10	b 1
19	宇和町	郷内	有	無	無	有	A	1.81	50	4	県道	a 2	430	b 1
20	宇和町	窪(1)	有	無	無	有	A	3.28	10		市道	a 2	910	a 1
21	宇和町	窪(2)	有	無	無	無	A	2.23	10		市道	a 2	930	a 1
22	宇和町	坂戸	有	無	無	無	A	1.18	35	1	県道	a 2	490	b 1

番号	位置		保安林等	地すべり防止区域指定	他の法令等の指定	荒廃状況	危険地区の危険度	面積 (ha)	公共施設等			被災危険度	崩壊土砂流出区間 渓流延長 (m)	崩壊土砂流出危険度
	町名	地区							戸数	公共施設数	道路			
23	宇和町	山田(1)	有	無	無	無	A	3.18	5		県道	b 2	1,060	a 1
24	宇和町	山田(2)	無	無	無	無	A	2.34	20	1	市道	a 2	650	a 1
25	宇和町	山田(3)	有	無	無	無	A	2.37	25	2	県道	a 2	790	b 1
26	宇和町	仁土	有	無	無	無	A	3.56	6		県道	b 2	990	a 1
27	宇和町	仁土	無	無	無	無	C	1.18	2		県道 林道	c 2	490	b 1
28	宇和町	小原	有	無	無	無	A	0.41	20		市道	a 2	230	b 1
29	宇和町	上松葉	有	無	無	無	A	0.62	55	2	国道 市道	a 2	260	b 1
30	宇和町	信里	無	無	無	無	C	0.18	1		市道	c 2	60	c 1
31	宇和町	新城	有	無	無	無	A	1.22	13	1	市道	a 2	510	a 1
32	宇和町	清沢	有	無	無	無	A	1.70	20		市道	a 2	710	b 1
33	宇和町	狭間	有	無	無	無	B	0.96	17	1	県道	a 2	320	c 1
34	宇和町	西山田	有	無	無	無	C	0.12			県道 市道 林道	c 2	50	c 1
35	宇和町	薬師谷	有	無	無	無	B	1.08	14	3	市道	a 2	450	c 1
36	宇和町	田野中(1)	有	無	無	無	A	1.71	10	1	市道	a 2	570	a 1
37	宇和町	田野中(2)	有	無	無	無	A	2.22	10	1	市道	a 2	740	a 1
38	宇和町	東多田(1)	無	無	無	無	A	2.46	20	2	市道	a 2	820	b 1
39	宇和町	東多田(2)	無	無	無	有	A	1.56	15		国道 市道	a 2	520	a 1
40	宇和町	東多田(3)	有	無	無	無	A	1.22	39	1	国道 市道	a 2	450	b 1
41	宇和町	東多田(4)	有	無	無	無	C	1.49			市道	c 2	620	c 1
42	宇和町	東多田(5)	有	無	無	無	C	2.10			市道	c 2	700	b 1
43	宇和町	平野	有	無	無	無	A	1.44	5	2		a 2	600	a 1
44	宇和町	平野(1)	無	無	無	無	C	0.57	6		県道	b 2	190	c 1
45	宇和町	明間(1)	有	無	無	無	B	2.43	3		市道 林道	c 2	810	a 1
46	宇和町	明間(2)	有	無	無	無	C	1.08	3		市道	c 2	360	b 1
47	宇和町	明間(3)	有	無	無	無	B	2.31	3		市道	c 2	770	a 1
48	宇和町	明間(4)	有	無	無	無	A	2.34	9	1	市道	a 2	780	a 1
49	宇和町	明間(5)	無	無	無	無	B	1.68			市道	c 2	560	a 1
50	宇和町	明間(6)	無	無	無	無	B	3.12	1		市道	c 2	1,040	a 1
51	宇和町	明間(7)	無	無	無	無	A	3.69	5		市道	b 2	1,230	a 1
52	宇和町	明間(8)	無	無	無	無	B	6.88			市道	c 2	1,910	a 1
53	宇和町	明石	有	無	無	有	C	1.66			県道	c 2	460	b 1
54	宇和町	明石(1)	有	無	無	無	A	2.43	10		市道	a 2	810	a 1
55	宇和町	昭和	無	無	無	無	B	0.00	5		市道	b 2	150	b 1
56	宇和町	岩木	有	無	無	無	B	0.00	8		市道	b 2	260	b 1
57	宇和町	上成(3)	有	無	無	無	B	7.74			県道	c 2	860	a 1
58	宇和町	滝山	有	無	無	無	B	2.45			林道	c 2	1,020	a 1
59	宇和町	板ヶ谷	無	無	無	無	C	0.05	2		市道	c 2	90	b 1

③野村町

番号	位置		保安林等	地すべり防止区域指定	他の法令等の指定	荒廃状況	危険地区の危険度	面積 (ha)	公共施設等			被災危険度	崩壊土砂流出区間 溪流延長 (m)	崩壊土砂流出危険度
	町名	地区							戸数	公共施設数	道路			
1	野村町	阿下	有	無	無	無	B	1.41	4	1	林道	a 2	470	c 1
2	野村町	前石	有	無	無	有	C	0.18	7		市道	b 2	100	c 1
3	野村町	旭	有	無	無	有	B	1.98	5		市道 林道	b 2	660	b 1
4	野村町	河成	有	無	無	無	B	0.14	1	1	市道	a 2	60	c 1
5	野村町	河西(1)	有	無	無	無	B	2.52			県道	c 2	840	a 1
6	野村町	高瀬(1)	有	無	無	無	C	0.27	2		県道	c 2	90	c 1
7	野村町	高瀬(2)	有	無	無	無	B	0.89	2		県道	c 2	370	a 1
8	野村町	高瀬(3)	有	無	無	無	B	0.45	6		県道	b 2	150	b 1
9	野村町	高瀬(4)	有	無	無	無	A	1.27	17		県道 市道	a 2	530	b 1
10	野村町	高瀬(5)	無	無	無	無	C	0.84	5		県道 市道	b 2	280	c 1
11	野村町	高瀬(6)	有	無	無	有	A	2.22	6		県道	b 2	740	a 1
12	野村町	高瀬(7)	有	無	無	有	A	1.44	20		県道 市道	a 2	600	a 1
13	野村町	舟坂(1)	有	無	無	無	A	2.31		2	県道	a 2	770	a 1
14	野村町	舟坂(2)	有	無	無	有	A	2.97		1	県道	a 2	990	a 1
15	野村町	小滝	有	無	無	無	A	1.51	12		県道 市道	a 2	840	a 1
16	野村町	坂石(2)	無	無	無	無	C	2.76	4		県道	c 2	920	b 1
17	野村町	坂石	無	無	無	無	A	2.19	11		市道	a 2	730	a 1
18	野村町	四郎谷(1)	有	無	無	有	B	1.40	15		市道	a 2	390	c 1
19	野村町	四郎谷(2)	有	無	無	有	C	3.57			市道	c 2	1190	b 1
20	野村町	四郎谷(3)	有	無	無	無	A	2.13	12		市道	a 2	710	a 1
21	野村町	四郎谷(4)	有	無	無	無	A	1.05	10	1	市道	a 2	350	b 1
22	野村町	四郎谷(5)	無	無	無	無	A	1.47	15	1	市道	a 2	490	b 1
23	野村町	四郎谷(6)	有	無	無	無	B	0.81	15	1	市道	a 2	270	c 1
24	野村町	四郎谷(7)	無	無	無	無	B	4.17			県道	c 2	1,390	a 1
25	野村町	鍵山	無	無	無	無	C	0.18	2		市道	c 2	100	c 1
26	野村町	舟戸(1)	有	無	無	有	C	2.73			市道	c 2	910	b 1
27	野村町	舟戸(2)	無	無	無	無	B	1.98			市道	c 2	660	a 1
28	野村町	舟戸(3)	無	無	無	無	C	0.77			市道	c 2	320	b 1
29	野村町	舟戸(4)	無	無	無	無	C	0.30	7		市道	b 2	100	c 1
30	野村町	舟戸(5)	有	無	無	無	B	2.01			県道	c 2	670	a 1
31	野村町	舟戸(6)	有	無	無	有	A	3.15	8		県道	b 2	1,050	a 1
32	野村町	舟戸(7)	有	無	無	有	A	4.02	10		県道	a 2	1,340	a 1
33	野村町	舟戸(8)	有	無	無	無	B	5.36			県道 市道	c 2	1,490	a 1
34	野村町	舟戸(9)	有	無	無	無	A	1.82	6		市道	b 2	760	a 1
35	野村町	大久保(3)	有	無	無	有	B	0.36			県道 市道	c 2	200	a 1
36	野村町	知野	無	無	無	無	A	0.70	10	1	市道	a 2	290	b 1
37	野村町	小屋(1)	無	無	無	無	B	1.89			県道	c 2	630	a 1
38	野村町	小屋(2)	無	無	無	無	B	3.60	2		県道	c 2	1,000	a 1
39	野村町	小屋(3)	無	無	無	無	B	2.37	3		県道	c 2	790	a 1
40	野村町	小屋(4)	有	無	無	無	B	2.46	2		市道	c 2	820	a 1
41	野村町	小屋(5)	有	無	無	無	C	3.57	2		市道	c 2	1,190	b 1
42	野村町	小屋(6)	有	無	無	無	C	3.96	2		市道	c 2	1,320	b 1
43	野村町	小屋(7)	有	無	無	無	B	2.77	2		市道	c 2	770	a 1

番号	位置		保安林等	地すべり防止区域指定	他の法令等の指定	荒廃状況	危険地区の危険度	面積 (ha)	公共施設等			被災危険度	崩壊土砂流出区間溪流延長 (m)	崩壊土砂流出危険度
	町名	地区							戸数	公共施設数	道路			
44	野村町	小松	有	無	無	有	B	0.93	6		県道	b 2	310	b 1
45	野村町	大久保	有	無	無	無	B	4.47	3		県道	c 2	1,490	a 1
46	野村町	大久保(2)	有	無	無	無	B	4.50	3		県道	c 2	1,500	a 1
47	野村町	松溪(1)	有	無	無	無	B	2.25	4		県道 市道	c 2	750	a 1
48	野村町	松溪(2)	無	無	無	無	A	1.42	15		国道	a 2	590	a 1
49	野村町	松溪(3)	無	無	無	無	A	1.11	13		国道 市道	a 2	370	b 1
50	野村町	松溪(4)	有	無	無	無	B	2.81	5		県道	b 2	780	b 1
51	野村町	松溪(5)	無	無	無	無	B	0.36	25		国道	a 2	150	c 1
52	野村町	松溪(6)	無	無	無	無	B	1.14	25		国道	a 2	380	c 1
53	野村町	宮成	有	無	無	無	A	5.88	15		県道	a 2	1,960	a 1
54	野村町	惣川(1)	無	無	無	無	C	2.58	3		市道	c 2	860	b 1
55	野村町	惣川(2)	有	無	無	無	C	0.14			県道	c 2	60	c 1
56	野村町	惣川(4)	無	無	無	無	C	0.24	3		市道	c 2	100	c 1
57	野村町	惣川(5)	有	無	無	有	B	4.59			市道	c 2	1,530	a 1
58	野村町	大野ヶ原(1)	有	無	無	有	B	2.78	3		市道	c 2	1,160	a 1
59	野村町	大野ヶ原(2)	有	無	無	有	B	1.03			市道	c 2	430	a 1
60	野村町	大野ヶ原(3)	有	無	無	有	B	3.96			市道	c 2	1,320	a 1
61	野村町	大野ヶ原(4)	有	無	無	有	B	3.60			市道	c 2	1,200	a 1
62	野村町	大野ヶ原(5)	有	無	無	有	C	7.98			市道	c 2	2,660	b 1
63	野村町	中通川(1)	有	無	無	無	A	2.28	8		市道	b 2	760	a 1
64	野村町	中通川(2)	有	無	無	無	B	0.72	8		市道	b 2	240	b 1
65	野村町	中通川(3)	有	無	無	無	C	0.10	1		県道	c 2	40	c 1
66	野村町	古谷	有	無	無	無	B	0.91	7	1	市道 市道 林道	a 2	380	c 1
67	野村町	長谷 A	有	無	無	無	B	0.08	12		市道	a 2	140	c 1
68	野村町	長谷 B	有	無	無	無	B	0.06	8		市道	b 2	100	b 1
69	野村町	長谷 C	有	無	無	無	C	0.11			市道	c 2	190	c 1
70	野村町	長谷 D	有	無	無	無	B	0.77			市道 林道	c 2	850	a 1
71	野村町	長谷 E	有	無	無	無	B	0.45			市道 林道	c 2	500	a 1
72	野村町	長谷 F	有	無	無	無	C	0.20			市道 林道	c 2	220	b 1
73	野村町	長谷(1)	有	無	無	無	B	2.09	3		市道	c 2	870	a 1
74	野村町	長谷(2)	有	無	無	無	A	1.18	10		市道	a 2	490	b 1
75	野村町	長谷(3)	有	無	無	無	A	1.80	10		市道	a 2	750	a 1
76	野村町	長谷(4)	有	無	無	無	C	1.86			市道	c 2	620	b 1
77	野村町	長谷(5)	有	無	無	有	A	1.77	12	2	市道 林道	a 2	590	a 1
78	野村町	長谷(6)	有	無	無	有	A	2.09	12	2	市道 林道	a 2	870	a 1
79	野村町	鳥鹿野(2)	有	無	無	無	A	1.44	8	1	県道	a 2	600	a 1
80	野村町	鳥鹿野(3)	有	無	無	無	A	2.04	10	1	市道	a 2	850	a 1
81	野村町	鳥鹿野(1)	有	無	無	無	A	2.01	25	1	県道	a 2	670	b 1
82	野村町	鳥鹿野(4)	有	無	無	無	A	1.50	10	1	市道	a 2	500	a 1
83	野村町	鳥鹿野(5)	有	無	無	無	A	1.83	15	5	市道 林道	a 2	610	a 1
84	野村町	奥白髭	有	無	無	無	C	0.41	7		市道	b 2	170	c 1
85	野村町	奥白髭(2)	有	無	無	無	B	0.22	12		市道	a 2	90	c 1
86	野村町	奥白髭(3)	有	無	無	無	C	0.34	8		市道	b 2	140	c 1

番号	位置		保安林等	地すべり防止区域指定	他の法令等の指定	荒廃状況	危険地区の危険度	面積 (ha)	公共施設等			被災危険度	崩壊土砂流出区間溪流延長 (m)	崩壊土砂流出危険度
	町名	地区							戸数	公共施設数	道路			
87	野村町	白岩(1)	無	無	無	無	B	0.13	10		国道	a 2	60	c 1
88	野村町	白岩(2)	有	無	無	無	A	1.80	11		市道	a 2	750	a 1
89	野村町	白髭(1)	無	無	無	無	A	2.10	12		国道 市道	a 2	700	a 1
90	野村町	白髭(2)	有	無	無	無	B	1.32	10		市道	a 2	440	c 1
91	野村町	白髭(3)	有	無	無	無	C	0.31	4		県道 市道	c 2	130	c 1
92	野村町	白髭(4)	無	無	無	無	A	1.99	8		県道	b 2	830	a 1
93	野村町	白髭(5)	有	無	無	無	B	0.99	7		林道	b 2	330	b 1
94	野村町	白髭(6)	有	無	無	無	B	1.71	2		県道 市道	c 2	570	a 1
95	野村町	白髭(7)	有	無	無	有	A	2.02	12	1	国道	a 2	360	b 1
96	野村町	白髭(8)	有	無	無	無	A	2.40	12		国道 市道	a 2	800	a 1
97	野村町	奥白髭(4)	有	無	無	有	A	0.94	15		市道	a 2	390	b 1
98	野村町	白髭奥組	有	無	無	無	B	0.26	2		市道	c 2	290	a 1
99	野村町	中間	有	無	無	無	A	0.68	12		国道 市道	a 2	750	a 1
100	野村町	杉山	有	無	無	無	A	0.48	16		県道	a 2	200	b 1
101	野村町	成城	有	無	無	無	A	1.15	20		県道	a 2	480	b 1
102	野村町	富野川(1)	無	無	無	無	A	1.37	10		市道	a 2	570	a 1
103	野村町	富野川(2)	無	無	無	無	A	1.80	15		市道	a 2	600	a 1
104	野村町	富野川(3)	無	無	無	無	A	1.62	15		市道	a 2	540	b 1
105	野村町	富野川(4)	無	無	無	無	A	1.73	15		国道 県道	a 2	720	a 1
106	野村町	富野川(5)	有	無	無	有	A	0.94	10		市道	a 2	390	b 1
107	野村町	富野川(6)	有	無	無	無	A	1.59	10		市道	a 2	530	a 1
108	野村町	富野川(4)	有	無	無	無	A	1.65	10		市道	a 2	550	a 1
109	野村町	平野(1)	無	無	無	無	B	1.86	6		市道	b 2	620	b 1
110	野村町	平野(2)	無	無	無	無	C	0.29			市道	c 2	330	c 1
111	野村町	平野(3)	無	無	無	無	C	0.72	4		県道	c 2	300	c 1
112	野村町	野村	有	無	無	無	A	1.08		1		a 2	720	a 1
113	野村町	野村	有	無	無	無	B	1.06			林道	c 2	710	a 1
114	野村町	野村(1)	有	無	無	無	C	1.74			市道	c 2	580	c 1
115	野村町	野村(2)	有	無	無	無	A	2.52	5	1	市道	a 2	840	b 1
116	野村町	野村(3)	有	無	無	有	C	4.71			市道	c 2	1,570	b 1
117	野村町	野村(4)	有	無	無	無	A	2.49	6		市道	b 2	830	a 1
118	野村町	野村(5)	有	無	無	無	A	2.19	6		市道	b 2	730	a 1
119	野村町	野村(6)	有	無	無	有	A	3.39	6		市道	b 2	1,130	a 1
120	野村町	野村(7)	有	無	無	有	B	4.95	4		林道	c 2	1,650	a 1
121	野村町	野村(8)	有	無	無	無	B	0.72	5		市道	b 2	300	b 1
122	野村町	野村(9)	有	無	無	無	B	6.03			市道	c 2	2,010	a 1
123	野村町	野村(10)	有	無	無	無	B	1.51	4		市道	c 2	630	a 1
124	野村町	野村(11)	有	無	無	無	A	1.39		1		a 2	580	a 1
125	野村町	野村(12)	有	無	無	有	C	2.93			県道	c 2	1,220	b 1
126	野村町	松尾	有	無	無	無	C	0.05			市道	c 2	100	c 1
127	野村町	大成	有	無	無	無	A	1.44	2	1	県道 市道	a 2	480	b 1
128	野村町	大成(2)	有	無	無	無	A	1.25	2	1	県道	a 2	520	a 1
129	野村町	予子林(1)	有	無	無	有	B	1.89	2		県道	c 2	630	a 1
130	野村町	予子林(2)	有	無	無	無	B	1.89	3		県道	c 2	630	a 1
131	野村町	予子林(3)	有	無	無	無	C	0.36	2		県道	c 2	100	c 1

番号	位置		保安林等	地すべり防止区域指定	他の法令等の指定	荒廃状況	危険地区の危険度	面積 (ha)	公共施設等			被災危険度	崩壊土砂流出区間溪流延長 (m)	崩壊土砂流出危険度
	町名	地区							戸数	公共施設数	道路			
132	野村町	予子林(4)	有	無	無	無	C	0.86			県道	c 2	360	b 1
133	野村町	予子林(5)	無	無	無	無	C	0.46	5		県道	b 2	190	c 1
134	野村町	予子林(6)	有	無	無	無	B	2.85			県道	c 2	950	a 1
135	野村町	予子林(7)	無	無	無	無	C	0.72	5		市道	b 2	300	c 1
136	野村町	予子林(8)	有	無	無	無	C	1.23			市道	c 2	410	b 1
137	野村町	予子林(8)-1	無	無	無	無	A	0.79	15		市道	a 2	330	b 1
138	野村町	予子林(9)	無	無	無	無	C	1.11			市道	c 2	370	b 1
139	野村町	予子林(10)	無	無	無	無	B	0.07	1	1	県道	a 2	30	c 1
140	野村町	予子林(11)	有	無	無	無	B	1.75			国道	c 2	730	a 1
141	野村町	予子林(12)	有	無	無	無	C	0.74			国道	c 2	310	b 1
142	野村町	河西 1	有	無	無	無	B	2.52	1		県道	c 2	470	a 1
143	野村町	保堂	有	無	無	無	B	0.82	3		県道 市道	c 2	680	a 1
144	野村町	平野	有	無	無	無	A	1.44	5	1		a 2	600	a 1

④城川町

番号	位置		保安林等	地すべり防止区域指定	他の法令等の指定	荒廃状況	危険地区の危険度	面積 (ha)	公共施設等			被災危険度	崩壊土砂流出区間溪流延長 (m)	崩壊土砂流出危険度
	町名	地区							戸数	公共施設数	道路			
1	城川町	安家谷	有	無	無	有	A	5.58	12		市道	a 2	1,860	a 1
2	城川町	下惣川	無	無	無	無	B	2.11	3		市道	c 2	880	a 1
3	城川町	下相(1)	有	無	無	有	A	4.71	10		県道 市道	a 2	1,570	a 1
4	城川町	下相(2)	無	無	無	無	A	1.30	15		県道	a 2	540	a 1
5	城川町	上下相	無	無	無	無	C	0.06			国道	c 2	100	c 1
6	城川町	日の浦(1)	無	無	無	無	B	0.50	8		県道	b 2	210	b 1
7	城川町	日の浦(2)	無	無	無	無	A	1.51	12	3	県道 市道	a 2	630	a 1
8	城川町	魚成(1)	有	無	無	有	B	3.99	5		市道	b 2	1,330	b 1
9	城川町	魚成(2)	有	無	無	無	C	0.24	3		市道	c 2	100	c 1
10	城川町	魚成(3)	有	無	無	有	B	1.97	1		市道	c 2	820	a 1
11	城川町	魚成(4)	有	無	無	有	B	1.39	1		市道	c 2	580	a 1
12	城川町	魚成(5)	有	無	無	無	C	0.58	1		市道	c 2	240	c 1
13	城川町	魚成(6)	有	無	無	無	B	3.75	1		市道	c 2	1,250	a 1
14	城川町	魚成(7)	無	無	無	有	B	0.34	15		市道	a 2	140	c 1
15	城川町	魚成(8)	有	無	無	無	B	1.02	5		林道	b 2	340	b 1
16	城川町	魚成駄場	有	無	無	無	B	2.85		2	市道 林道	c 2	950	a 1
17	城川町	川向(1)	無	無	無	無	A	2.31	20		県道 市道	a 2	770	a 1
18	城川町	川向(2)	無	無	無	無	A	1.74	13		県道	a 2	580	b 1
19	城川町	駄場	有	無	無	無	B	2.04		2	市道 林道	c 2	680	a 1
20	城川町	竜沢寺	有	無	無	無	C	0.96	2		市道	c 2	400	c 1

番号	位置		保安林等	地すべり防止区域指定	他の法令等の指定	荒廃状況	危険地区の危険度	面積 (ha)	公共施設等			被災危険度	崩壊土砂流出区間 渓流延長 (m)	崩壊土砂流出危険度
	町名	地区							戸数	公共施設数	道路			
21	城川町	河内	無	無	無	無	A	1.30	15		県道	a 2	540	b 1
22	城川町	串屋	無	無	無	無	A	3.27	14		市道	a 2	1,090	a 1
23	城川町	窪川	有	無	無	無	A	2.54	6		市道	b 2	1,060	a 1
24	城川町	桂	有	無	無	有	B	0.02	15		市道 林道	a 2	40	c 1
25	城川町	桂(1)	有	無	無	無	A	1.92	9		県道	b 2	800	a 1
26	城川町	桂(2)	有	無	無	無	B	0.94	6		県道	b 2	390	b 1
27	城川町	寺野(1)	有	無	無	有	A	2.94	10		県道	a 2	980	a 1
28	城川町	寺野(2)	有	無	無	無	B	2.91	4		県道	c 2	970	a 1
29	城川町	寺野(3)	有	無	無	無	B	1.27	4		県道	c 2	530	a 1
30	城川町	寺野(4)	有	無	無	無	C	0.03	4		県道	c 2	10	c 1
31	城川町	川後岩	無	無	無	無	A	2.31	12		市道	a 2	770	a 1
32	城川町	大茅	有	無	無	無	A	2.64	5		県道	b 2	1,100	a 1
33	城川町	男地(1)	有	無	無	無	A	0.50	10		市道	a 2	210	b 1
34	城川町	男地(2)	有	無	無	無	B	1.73			県道	c 2	720	a 1
35	城川町	男地(3)	無	無	無	無	C	0.34	5		県道	b 2	140	c 1
36	城川町	男地(4)	無	無	無	無	C	0.22	1			c 2	90	c 1
37	城川町	長崎(1)	有	無	無	有	A	1.59	6		県道 市道	b 2	530	a 1
38	城川町	長崎(2)	有	無	無	無	C	1.32	3		市道	c 2	440	b 1
39	城川町	板取川(1)	有	無	無	無	B	1.49	2		林道	c 2	620	a 1
40	城川町	板取川(2)	有	無	無	無	C	1.41	2		林道	c 2	470	b 1
41	城川町	福田(1)	無	無	無	無	A	1.18	5		県道	b 2	490	a 1
42	城川町	福田(2)	無	無	無	無	C	0.06	1		県道	c 2	20	c 1
43	城川町	古市	有	無	無	無	B	2.88			林道	c 2	1,600	a 1
44	城川町	古市(1)	無	無	無	無	B	0.43	20	1	県道	a 2	180	c 1
45	城川町	古市(2)	無	無	無	無	B	0.31	10		県道	a 2	130	c 1
46	城川町	古市(3)	有	無	無	有	A	0.72	30	1	国道 市道	a 2	300	a 1
47	城川町	西古市	無	無	無	無	A	0.63	10		県道	a 2	210	b 1
48	城川町	中久保(1)	無	無	無	無	B	1.80			市道	c 2	750	a 1
49	城川町	中久保(2)	無	無	無	無	C	1.75			市道	c 2	730	c 1
50	城川町	中津川	無	無	無	有	A	1.44	7		県道	b 2	600	a 1
51	城川町	東古市	無	無	無	無	A	2.93	5	1	県道	a 2	1,220	a 1
52	城川町	菊之谷	有	無	無	無	B	0.72	7	1	市道	a 2	240	c 1
53	城川町	菊之谷(2)	無	無	無	無	C	0.96	2		市道	c 2	320	c 1
54	城川町	杖野々	無	無	無	無	C	1.01	4		国道	c 2	420	b 1
55	城川町	杖野々(2)	無	無	無	無	C	0.38	7		国道 市道	b 2	160	c 1
56	城川町	杖野々(3)	無	無	無	無	C	0.18	6		国道 市道	b 2	100	c 1
57	城川町	杖野々(4)	無	無	無	無	A	1.03	25		国道 市道	a 2	430	a 1
58	城川町	太郎原(1)	有	無	無	有	A	1.92	6		市道	b 2	800	a 1
59	城川町	太郎原(2)	有	無	無	有	A	2.01	5		市道	b 2	670	a 1
60	城川町	池野々	無	無	無	無	A	2.21	14	1	県道	a 2	920	a 1
61	城川町	本村(1)	無	無	無	無	A	1.30	6		農道	b 2	540	a 1
62	城川町	本村(2)	無	無	無	無	C	0.53	4		国道 市道	c 2	220	c 1
63	城川町	本村(3)	有	無	無	無	A	2.71	5		市道	b 2	1,130	a 1
64	城川町	本村(4)	有	無	無	無	C	1.23			市道	c 2	410	b 1

番号	位置		保安林等	地すべり防止区域指定	他の法令等の指定	荒廃状況	危険地区の危険度	面積 (ha)	公共施設等			被災危険度	崩壊土砂流出区間 渓流延長 (m)	崩壊土砂流出危険度
	町名	地区							戸数	公共施設数	道路			
65	城川町	六十	有	無	無	無	C	0.84	3		市道	c 2	280	c 1
66	城川町	安尾(1)	有	無	無	無	B	2.93			県道	c 2	1,220	a 1
67	城川町	安尾(2)	有	無	無	無	A	0.60	11		県道	a 2	200	b 1
68	城川町	安尾谷(1)	有	無	無	有	A	1.66	7	1	市道 林道	a 2	690	a 1
69	城川町	安尾谷(2)	有	無	無	無	A	1.75	7	1	市道	a 2	730	a 1
70	城川町	安尾谷(3)	有	無	無	無	A	1.82	7	1	市道	a 2	760	a 1
71	城川町	今井谷	無	無	無	無	A	2.50	20		市道	a 2	1,040	a 1
72	城川町	成組	無	無	無	無	C	0.48	4		市道	c 2	160	c 1
73	城川町	川津南	有	無	無	無	A	1.08	13	1		a 2	600	a 1
74	城川町	川津南(1)	有	無	無	無	A	1.80	5		県道	b 2	600	a 1
75	城川町	川津南(2)	有	無	無	無	A	1.20	16		県道	a 2	500	b 1
76	城川町	川津南大 麦	有	無	無	無	A	0.74	2	1	県道 林道	a 2	310	b 1
77	城川町	大麦(1)	有	無	無	無	B	2.16	3		林道	c 2	900	a 1
78	城川町	大麦(2)	有	無	無	無	B	1.34			林道	c 2	560	a 1
79	城川町	大麦(3)	有	無	無	無	B	1.10			林道	c 2	460	a 1
80	城川町	大麦(4)	有	無	無	無	B	1.59			林道	c 2	530	a 1
81	城川町	大麦(5)	有	無	無	有	C	0.42			林道	c 2	140	c 1
82	城川町	大麦(6)	有	無	無	有	C	1.02			林道	c 2	340	b 1
83	城川町	程野	有	無	無	無	A	2.67	8		県道	b 2	890	a 1
84	城川町	下組	無	無	無	無	B	0.72	7		県道	b 2	300	b 1
85	城川町	桜ヶ峠	有	無	無	無	B	1.37			国道	c 2	760	a 1
86	城川町	上組	無	無	無	無	C	0.03	6		県道	b 2	10	c 1
87	城川町	田徳西(1)	有	無	無	無	A	3.51	5		県道	b 2	1,170	a 1
88	城川町	田徳西(2)	有	無	無	無	A	3.24	6		県道	b 2	1,080	a 1
89	城川町	田徳東(1)	無	無	無	無	B	0.96	8		県道 農道	b 2	400	b 1
90	城川町	田徳東(2)	無	無	無	無	B	1.53	1		県道	c 2	510	a 1
91	城川町	葛籠	無	無	無	無	B	1.29	6		県道	b 2	430	b 1
92	城川町	重谷(1)	有	無	無	有	A	2.71	10		県道	a 2	1,130	a 1
93	城川町	重谷(2)	有	無	無	無	B	1.73	2		県道	c 2	720	a 1
94	城川町	上影	有	無	無	無	A	1.34	7		県道	b 2	560	a 1
95	城川町	泉田	有	無	無	有	A	4.59	20	1	県道	a 2	1,530	b 1
96	城川町	平岩	有	無	無	無	A	2.63	10	1	県道	a 2	730	a 1
97	城川町	野井川	有	無	無	無	B	1.80			市道	c 2	1,000	a 1
98	城川町	竜泉	有	無	無	無	A	2.94	1			c 2	980	a 1
99	城川町	竜泉(1)	有	無	無	無	B	2.16	6		県道	b 2	900	a 1
100	城川町	竜泉(2)	有	無	無	有	A	3.54	12		県道	a 2	1,180	a 1
101	城川町	竜泉(3)	有	無	無	無	A	1.63	12		林道	a 2	680	a 1
102	城川町	竜泉(4)	有	無	無	無	A	2.46	12		県道	a 2	820	a 1
103	城川町	下遊子(1)	有	無	無	無	A	2.49	14		市道	a 2	830	a 1
104	城川町	下遊子(2)	有	無	無	無	A	0.62	10		市道	a 2	260	b 1
105	城川町	下遊子(3)	有	無	無	無	A	3.02	10		市道	a 2	840	a 1
106	城川町	下遊子(4)	有	無	無	無	A	1.03	14		市道	a 2	430	b 1
107	城川町	下遊子(5)	有	無	無	無	A	1.13	15		市道	a 2	470	b 1
108	城川町	岩木	無	無	無	無	B	0.14	15		市道	a 2	60	c 1
109	城川町	上川	有	有	無	無	A	2.31	7		市道	b 2	770	a 1
110	城川町	須田	有	無	無	無	C	0.24	5		市道	b 2	80	c 1
111	城川町	泉川	有	無	無	有	A	5.94	7		市道	b 2	1,980	a 1

番号	位置		保安林等	地すべり防止区域指定	他の法令等の指定	荒廃状況	危険地区の危険度	面積 (ha)	公共施設等			被災危険度	崩壊土砂流出区間 溪流延長 (m)	崩壊土砂流出危険度
	町名	地区							戸数	公共施設数	道路			
112	城川町	南平	有	無	無	無	A	1.39	10		県道 市道	a 2	580	a 1
113	城川町	南平(2)	有	無	無	無	A	1.34	10		県道 市道	a 2	560	a 1
114	城川町	日浦	有	無	無	無	A	2.95	10		県道	a 2	1,230	a 1
115	城川町	日浦(2)	有	無	無	無	C	0.24	1		市道	c 2	100	c 1
116	城川町	遊子谷	有	無	無	無	A	0.93	8	5	県道 林道	a 2	1,030	a 1
117	城川町	小狭	有	無	無	無	B	0.67			林道	c 2	1,120	a 1
118	城川町	菊野谷(3)	無	無	無	無	B	1.16			市道 林道	c 2	970	a 1
119	城川町	中津川	有	無	無	無	B	1.36	1		市道	c 2	1,510	a 1
120	城川町	日の浦(3)	無	無	無	無	C	0.00	5		国道 市道	b 2	90	c 1

⑤三瓶町

番号	位置		保安林等	地すべり防止区域指定	他の法令等の指定	荒廃状況	危険地区の危険度	面積 (ha)	公共施設等			被災危険度	崩壊土砂流出区間 溪流延長 (m)	崩壊土砂流出危険度
	町名	地区							戸数	公共施設数	道路			
1	三瓶町	安土	有	無	無	無	B	0.10	40		県道 市道	a 2	170	c 1
2	三瓶町	下泊	無	無	無	無	B	0.17	20		国道 市道	a 2	140	c 1
3	三瓶町	下泊	無	無	無	無	A	0.49		1	国道	a 2	540	a 1
4	三瓶町	神子之浦	有	無	無	無	A	0.20	25	1	国道 市道	a 2	130	b 1
5	三瓶町	アカノタ	有	無	無	無	B	1.33			県道 林道	c 2	740	a 1
6	三瓶町	ゴウトウ	有	無	無	無	A	0.17	20		市道	a 2	140	b 1
7	三瓶町	コベットウ	有	無	無	無	A	1.62	20		市道	a 2	770	a 1
8	三瓶町	セバヒラ	有	無	無	無	A	2.45	20		県道	a 2	1,360	a 1
9	三瓶町	皆江	有	無	無	無	A	0.69	25		県道	a 2	460	b 1
10	三瓶町	皆江桜谷	有	無	無	無	B	0.48	13		市道	a 2	320	c 1
11	三瓶町	皆江桜谷	有	無	無	無	A	1.02	13		市道	a 2	680	b 1
12	三瓶町	下久保(1)	有	無	無	無	A	0.72	15		市道	a 2	480	a 1
13	三瓶町	下久保(2)	有	無	無	無	A	0.70	15		国道	a 2	470	a 1
14	三瓶町	下久保(3)	有	無	無	無	A	0.32	15		市道	a 2	270	b 1
15	三瓶町	垣生(1)	有	無	無	無	A	0.43	25		市道 農道	a 2	290	b 1
16	三瓶町	垣生(2)	有	無	無	無	A	0.93	20		市道	a 2	620	a 1
17	三瓶町	垣生(3)	有	無	無	無	B	0.45	20		市道	a 2	300	c 1
18	三瓶町	垣生(4)	無	無	無	無	A	0.41	20		市道	a 2	340	a 1
19	三瓶町	垣生(5)	無	無	無	無	A	0.26	20		市道	a 2	220	b 1
20	三瓶町	鳴山	無	無	無	無	B	0.35	18		市道	a 2	290	c 1
21	三瓶町	周木	有	無	無	無	B	0.08	15		国道 市道	a 2	90	c 1

番号	位置		保安林等	地すべり防止区域指定	他の法令等の指定	荒廃状況	危険地区の危険度	面積 (ha)	公共施設等			被災危険度	崩壊土砂流出区間 溪流延長 (m)	崩壊土砂流出危険度
	町名	地区							戸数	公共施設数	道路			
22	三瓶町	周木(1)	有	無	無	無	A	0.84	15		市道	a 2	700	a 1
23	三瓶町	周木(2)	有	無	無	無	A	1.00	15		市道	a 2	830	a 1
24	三瓶町	クロイワ(1)	有	無	無	無	A	0.83	15		県道 市道 林道	a 2	460	b 1
25	三瓶町	クロイワ(2)	無	無	無	無	A	0.50	15		県道 市道	a 2	420	a 1
26	三瓶町	梶ヶ平	有	無	無	無	A	1.43	15		県道 市道	a 2	950	b 1
27	三瓶町	蔵貫村(1)	無	無	無	無	A	0.80	30	1	県道	a 2	530	a 1
28	三瓶町	蔵貫村(2)	有	無	無	無	A	0.75	30		県道 市道	a 2	500	a 1
29	三瓶町	谷平(1)	有	無	無	無	B	0.12	20		市道	a 2	100	c 1
30	三瓶町	谷平(2)	有	無	無	無	A	1.58	50		県道 市道 林道	a 2	880	a 1
31	三瓶町	野木	有	無	無	無	A	3.33	15	1	県道 市道 林道	a 2	1,850	a 1
32	三瓶町	屋敷	無	無	無	無	B	0.42	15		県道	a 2	280	c 1
33	三瓶町	客	有	無	無	無	B	0.09	10	1	県道	a 2	100	c 1
34	三瓶町	客	有	無	無	無	B	0.07	20		県道 林道	a 2	80	c 1
35	三瓶町	朝立	有	無	無	無	A	0.77	20		県道 市道	a 2	510	a 1
36	三瓶町	朝立(1)	無	無	無	無	A	0.56	30		県道	a 2	470	a 1
37	三瓶町	朝立(2)	有	無	無	無	A	0.23	25		国道 市道	a 2	150	b 1
38	三瓶町	朴	無	無	無	無	B	1.19	5		県道 市道	b 2	790	b 1
39	三瓶町	朴	有	無	無	無	C	0.07	7		市道	b 2	80	c 1
40	三瓶町	朴	有	無	無	無	B	0.14	40		市道	a 2	150	c 1
41	三瓶町	津布理	無	無	無	無	A	0.51	50	2	県道 市道	a 2	340	b 1
42	三瓶町	新池	有	無	無	無	C	0.21	2		県道	c 2	140	b 1
43	三瓶町	新池(1)	有	無	無	無	A	2.70	20		県道 市道	a 2	1,500	a 1
44	三瓶町	新池(2)	有	無	無	無	A	0.68	20		県道	a 2	450	b 1
45	三瓶町	神ヶ谷	有	無	無	無	A	0.53	30		県道 市道 林道	a 2	350	b 1
46	三瓶町	津布理(1)	有	無	無	無	B	0.12	15		市道	a 2	100	c 1
47	三瓶町	津布理(2)	有	無	無	無	A	0.55	15		市道	a 2	460	b 1
48	三瓶町	二及	有	無	無	無	B	0.14	50	1	国道 市道	a 2	150	c 1
49	三瓶町	二及(1)	無	無	無	無	A	0.63	20	1	市道	a 2	420	a 1
50	三瓶町	二及(1)	無	無	無	無	B	0.12	15		国道 市道	a 2	100	c 1
51	三瓶町	二及(2)	有	無	無	無	A	0.12	20	1	市道	a 2	100	b 1
52	三瓶町	二及(2)	有	無	無	無	A	0.09	20	1	市道	a 2	100	b 1
53	三瓶町	二及(2)	無	無	無	無	B	0.38	15		国道	a 2	320	c 1
54	三瓶町	有太刀(1)	有	無	無	無	A	0.99	30		国道 県道	a 2	550	a 1

番号	位置		保安林等	地すべり防止区域指定	他の法令等の指定	荒廃状況	危険地区の危険度	面積 (ha)	公共施設等			被災危険度	崩壊土砂流出区間延長 (m)	崩壊土砂流出危険度
	町名	地区							戸数	公共施設数	道路			
55	三瓶町	有網代(2)	有	無	無	無	A	0.24	15		国道	a 2	200	b 1
56	三瓶町	立石	有	無	無	無	B	0.12	15		国道	a 2	100	c 1
57	三瓶町	和泉(1)	無	無	無	無	A	0.45	20		県道	a 2	300	b 1
58	三瓶町	和泉(2)	有	無	無	無	A	0.69	10	1	県道	a 2	460	a 1
59	三瓶町	和泉(3)	有	無	無	無	A	0.81	10	1	県道	a 2	450	b 1
60	三瓶町	津布理	無	無	無	無	A	0.00	15		市道 林道	a 2	310	a 1

2 山腹崩壊危険地区

①明浜町

番号	位置		保安林等	他の法令等の指定	荒廃状況	危険地区の危険度	面積		公共施設等			被災危険度	山腹崩壊危険度
	町名	地区					調査地区	危険地区(85点以上のメッシュ)	戸数	公共施設数	道路		
1	明浜町	枝浦	無	無	無	B	2	1	25	1	国道	a 2	b 1
2	明浜町	本浦	無	無	無	B	1	1	15		国道	a 2	c 1
3	明浜町	宮野浦(1)	無	無	無	B	2	1	25	1	国道	a 2	c 1
4	明浜町	宮野浦(2)	無	無	無	A	4	3	20		国道 市道	a 2	a 1
5	明浜町	宮野浦(3)	無	無	無	B	2	2	10	1	国道	a 2	c 1
6	明浜町	高山(1)	無	無	無	B	2	1	11		国道	a 2	c 1
7	明浜町	高山(2)	無	無	無	A	2	1	5		国道	b 2	a 1
8	明浜町	田之浜	無	無	無	A	4	4	30	1	国道	a 2	a 1

②宇和町

番号	位置		保安林等	他の法令等の指定	荒廃状況	危険地区の危険度	面積		公共施設等			被災危険度	山腹崩壊危険度
	町名	地区					調査地区	危険地区(85点以上のメッシュ)	戸数	公共施設数	道路		
1	宇和町	薬師谷	無	無	無	A	6	5	20		市道	a 2	a 1
2	宇和町	江良	無	無	無	A	4	2	10		市道	a 2	a 1
3	宇和町	下川(1)	有	無	無	A	10	9	30		県道	a 2	a 1
4	宇和町	下川(2)	有	無	無	A	8	4	12	1	市道	a 2	a 1
5	宇和町	下川(3)	有	無	無	A	4	4	15		国道	a 2	b 1
6	宇和町	下川(4)	有	無	無	B	4	4	2		市道	c 2	a 1
7	宇和町	日之地	有	無	無	A	4	4	10		県道 市道	a 2	b 1
8	宇和町	正信(1)	無	無	無	B	1	1	10		市道	a 2	c 1
9	宇和町	正信(2)	無	無	無	A	2	2	5		市道	b 2	a 1
10	宇和町	窪	無	無	無	B	2	1	20	1	県道	a 2	c 1
11	宇和町	常定寺(2)	無	無	無	B	2	2	4		県道	c 2	a 1
12	宇和町	常定寺(3)	無	無	無	A	2	1	6		県道	b 2	a 1
13	宇和町	信里	無	無	無	B	5	3			県道	c 2	a 1
14	宇和町	信里(1)	無	無	無	A	2	1	15		市道	a 2	a 1
15	宇和町	信里(2)	無	無	無	B	2	1	10		市道	a 2	c 1
16	宇和町	新城	無	無	無	C	2	1	6		市道	b 2	c 1
17	宇和町	瀬戸(1)	無	無	無	B	6	4	8		国道 農道	b 2	b 1
18	宇和町	岡山(1)	無	無	無	A	4	3	20	1	県道	a 2	a 1
19	宇和町	岡山(2)	無	無	無	A	4	3	30	2	県道	a 2	a 1
20	宇和町	四道	無	無	無	A	6	6	15	1	県道	a 2	b 1
21	宇和町	上成	有	無	無	B	6	3			県道	c 2	a 1
22	宇和町	上成	無	無	無	B	2	2	14	1	市道	a 2	c 1
23	宇和町	倉谷(1)	無	無	無	B	2	2	3	1	市道	a 2	c 1
24	宇和町	倉谷(2)	無	無	無	A	4	4	17	1	市道	a 2	a 1
25	宇和町	倉谷(3)	無	無	無	B	3	3	4		市道	c 2	a 1
26	宇和町	中組(1)	無	無	無	B	2	2	11	1	市道	a 2	c 1
27	宇和町	中組(2)	無	無	無	B	4	4	4		県道	c 2	a 1
28	宇和町	常定寺(1)	無	無	無	A	5	5	17	1	県道	a 2	a 1

番号	位置		保安林等	他の法令等の指定	荒廃状況	危険地区の危険度	面積		公共施設等			被災危険度	山腹崩壊危険度
	町名	地区					調査地区	危険地区(85点以上のメッシュ)	戸数	公共施設数	道路		
29	宇和町	野田(1)	無	無	無	A	3	3	6		市道	b 2	a 1
30	宇和町	野田(2)	無	無	無	B	2	1	18		市道	a 2	c 1
31	宇和町	野田(3)	無	無	無	B	2	1	12		市道	a 2	c 1
32	宇和町	白水	有	無	無	C	5	4			市道 林道	c 2	c 1

③野村町

番号	位置		保安林等	他の法令等の指定	荒廃状況	危険地区の危険度	面積		公共施設等			被災危険度	山腹崩壊危険度
	町名	地区					調査地区	危険地区(85点以上のメッシュ)	戸数	公共施設数	道路		
1	野村町	次之川(1)	無	無	無	C	2	1	2		市道	c 2	c 1
2	野村町	次之川(2)	無	無	無	A	1	1	5	1	市道	a 2	b 1
3	野村町	今久保	無	無	無	A	4	4	6		市道	b 2	a 1
4	野村町	古谷(1)	無	無	無	C	3	1	7		国道	b 2	c 1
5	野村町	古谷(2)	無	無	無	C	2	1	3			c 2	c 1
6	野村町	内場(1)	無	無	無	C	2	1	6		市道	b 2	c 1
7	野村町	内場(2)	無	無	無	A	4	1	10		市道	a 2	b 1
8	野村町	伊予之地(1)	有	無	無	B	8	8	4		市道	c 2	a 1
9	野村町	伊予之地(2)	無	無	無	A	5	5	11	1	市道	a 2	a 1
10	野村町	天神	無	無	無	B	7	5	4		県道 市道	c 2	a 1
11	野村町	金集	無	無	無	C	3	1	7		市道	b 2	c 1
12	野村町	舟坂	無	無	無	C	1	1	2		市道	c 2	c 1
13	野村町	頭王	無	無	無	C	2	2	1		県道	c 2	c 1
14	野村町	榎(1)	無	無	無	A	2	2	7		市道	b 2	a 1
15	野村町	榎(2)	無	無	無	C	1	1	3		市道	c 2	c 1
16	野村町	榎(3)	無	無	無	A	5	5	8		県道	b 2	a 1
17	野村町	柿ノ木(1)	無	無	無	A	1	1	7		国道	b 2	a 1
18	野村町	成穂	無	無	無	C	1	1	4		国道	c 2	c 1
19	野村町	鳥鹿野(1)	有	無	無	B	2	1	4		国道	c 2	a 1
20	野村町	鳥鹿野(2)	有	無	無	B	7	7	4		県道	c 2	a 1
21	野村町	鳥鹿野(3)	有	無	無	A	5	5	11		県道	a 2	a 1
22	野村町	鳥鹿野(4)	無	無	無	C	2	2	7		市道	b 2	c 1
23	野村町	手都合	無	無	無	A	8	7	8			b 2	a 1
24	野村町	鍵山(1)	無	無	無	B	2	2	3		市道	c 2	a 1
25	野村町	鍵山(2)	無	無	無	B	4	2	2		市道	c 2	a 1
26	野村町	台組	無	無	無	B	6	6			市道	c 2	a 1
27	野村町	滝	無	無	無	B	2	2	3		市道	c 2	a 1
28	野村町	知野	無	無	無	C	2	2	3		県道	c 2	b 1
29	野村町	中久保	無	無	無	B	6	5	2		県道	c 2	a 1
30	野村町	松尾	無	無	無	B	1	1	10		県道	a 2	c 1
31	野村町	大成	無	無	無	A	2	2	3	1	県道	a 2	b 1
32	野村町	大成	有	無	無	C	2	1	6		県道	b 2	c 1
33	野村町	奈良野	無	無	無	A	2	1	1	1	市道	a 2	a 1
34	野村町	阿下	有	無	無	A	3	2		1	市道	a 2	a 1
35	野村町	旭(1)	有	無	無	B	5	5	4		県道	c 2	a 1

番号	位置		保安林等	他の法令等の指定	荒廃状況	危険地区の危険度	面積		公共施設等			被災危険度	山腹崩壊危険度
	町名	地区					調査地区	危険地区(85点以上のメッシュ)	戸数	公共施設数	道路		
36	野村町	旭(1)	無	無	無	B	1	1	10		市道	a 2	c 1
37	野村町	旭(2)	有	無	無	A	3	3	6		国道	b 2	a 1
38	野村町	坂石	無	無	無	B	2	2	12		国道	a 2	c 1
39	野村町	坂石(2)	無	無	無	A	2	2	25		国道	a 2	a 1
40	野村町	坂石(3)	無	無	無	A	2	1	20		国道	a 2	b 1
41	野村町	下中組	無	無	無	A	4	1	10		国道 市道	a 2	b 1
42	野村町	松溪	無	無	無	B	3	1	25	1	国道	a 2	c 1
43	野村町	上中組	無	無	無	B	2	1	15		国道 市道	a 2	c 1
44	野村町	蔵良	有	無	無	C	1	1			県道	c 2	c 1
45	野村町	中通川(1)	有	無	無	A	2	2	5		市道	b 2	a 1
46	野村町	中通川(2)	有	無	無	B	2	1	3		市道	c 2	a 1
47	野村町	奥白髭(1)	有	無	無	C	1	1	4		市道	c 2	c 1
48	野村町	奥白髭(2)	有	無	無	B	1	1	2		市道	c 2	a 1
49	野村町	奥白髭(3)	有	無	有	A	2	2	5		市道	b 2	a 1
50	野村町	白岩	無	無	無	C	2	1	3		県道	c 2	c 1
51	野村町	白岩	無	無	無	A	3	3	5		国道	b 2	a 1
52	野村町	白髭(1)	無	無	無	C	2	1	4		国道	c 2	c 1
53	野村町	白髭(2)	有	無	無	B	3	2	3		国道	c 2	a 1
54	野村町	深山	有	無	無	C	1	1			市道	c 2	b 1
55	野村町	木落	有	無	有	—	1	0			県道	c 2	—
56	野村町	野村	有	無	無	B	4	2				a 2	c 1

④城川町

番号	位置		保安林等	他の法令等の指定	荒廃状況	危険地区の危険度	面積		公共施設等			被災危険度	山腹崩壊危険度
	町名	地区					調査地区	危険地区(85点以上のメッシュ)	戸数	公共施設数	道路		
1	城川町	中津水(1)	無	無	無	C	4	4	3		市道	c 2	b 1
2	城川町	中津水(2)	無	無	無	A	7	7	5		市道	b 2	a 1
3	城川町	中津川(1)	無	無	無	C	1	1	4		市道	c 2	b 1
4	城川町	中津川(2)	無	無	無	B	3	3	2		県道	c 2	a 1
5	城川町	安家谷	無	無	無	A	5	2	9	1	市道	a 2	a 1
6	城川町	下惣川(1)	有	無	無	A	6	4	5		市道	b 2	a 1
7	城川町	下惣川(2)	無	無	無	A	6	4	7	1	市道	a 2	a 1
8	城川町	下惣川(3)	無	無	無	B	4	4	1		市道	c 2	a 1
9	城川町	上下相	無	無	無	B	2	2	10		市道	a 2	c 1
10	城川町	奈良本	無	無	無	C	3	2	4		県道	c 2	b 1
11	城川町	クボガイチ	無	無	無	A	5	5	8		市道	b 2	a 1
12	城川町	竜口	無	無	無	A	3	3	15		市道	a 2	a 1
13	城川町	今井谷	無	無	無	A	4	3	15		県道	a 2	b 1
14	城川町	成組(1)	無	無	無	A	5	4	25		県道	a 2	a 1
15	城川町	成組(2)	無	無	無	C	2	2	3		県道	c 2	b 1
16	城川町	成組(3)	無	無	無	B	2	2	7		市道	b 2	b 1
17	城川町	程野(1)	有	無	無	A	7	6	15		県道	a 2	a 1
18	城川町	程野(3)	有	無	無	B	2	2	5		市道	b 2	b 1

番号	位置		保安林等	他の法令等の指定	荒廃状況	危険地区の危険度	面積		公共施設等			被災危険度	山腹崩壊危険度
	町名	地区					調査地区	危険地区(85点以上のメッシュ)	戸数	公共施設数	道路		
19	城川町	程野(4)	有	無	無	B	3	3	1		市道	c 2	a 1
20	城川町	河内(1)	無	無	無	A	5	5	9		県道	b 2	a 1
21	城川町	河内(2)	無	無	無	A	3	3	10		県道	a 2	a 1
22	城川町	大茅(1)	有	無	無	B	2	2	7		市道	b 2	b 1
23	城川町	大茅(2)	有	無	無	A	3	2	7		市道	b 2	a 1
24	城川町	男地(1)	無	無	無	C	1	1	3		市道	c 2	c 1
25	城川町	男地(2)	有	無	無	A	4	3	7	1	市道	a 2	a 1
26	城川町	男地(3)	有	無	無	A	10	10	6	1	県道	a 2	a 1
27	城川町	片平	無	無	無	C	1	1	6		市道	b 2	c 1
28	城川町	菊之谷(1)	無	無	無	A	5	5	10		県道	a 2	a 1
29	城川町	菊之谷(2)	無	無	無	B	2	2	15		県道	a 2	c 1
30	城川町	杖野々(1)	無	無	無	A	3	3	15		国道 県道	a 2	a 1
31	城川町	杖野々(2)	無	無	無	A	6	3	18		県道	a 2	b 1
32	城川町	杖野々(3)	無	無	無	C	2	2	4			c 2	b 1
33	城川町	太郎原(1)	無	無	無	C	4	3	1		市道	c 2	c 1
34	城川町	太郎原(2)	無	無	無	A	2	2	1	1	県道	a 2	b 1
35	城川町	太郎原(3)	無	無	無	C	1	1	7		県道	b 2	c 1
36	城川町	大門下	無	無	無	C	1	1	5		市道	b 2	c 1
37	城川町	大門峠	無	無	無	C	2	2	2		県道	c 2	b 1
38	城川町	六十	無	無	無	B	2	1	5	1	県道	a 2	c 1
39	城川町	下組(1)	無	無	無	A	2	1	6		県道	b 2	a 1
40	城川町	下組(2)	無	無	無	A	4	2	5		県道	b 2	a 1
41	城川町	下組(3)	無	無	無	A	2	2	6		県道	b 2	a 1
42	城川町	新開(1)	無	無	無	A	5	5	5	1	国道	a 2	a 1
43	城川町	新開(2)	無	無	無	A	2	1	5		市道	b 2	a 1
44	城川町	重谷	無	無	無	B	2	1	6		県道	b 2	b 1
45	城川町	上影(1)	有	無	無	A	4	4	6		県道	b 2	a 1
46	城川町	上影(2)	有	無	無	B	1	1	3		市道	c 2	a 1
47	城川町	泉田(1)	有	無	無	B	2	1	2		市道	c 2	a 1
48	城川町	泉田(2)	有	無	無	B	6	6	3		市道	c 2	a 1
49	城川町	竜泉	有	無	無	B	3	3	4		県道	c 2	a 1
50	城川町	下遊子	有	無	無	B	4	2	5		県道	b 2	b 1
51	城川町	日浦(2)	無	無	無	A	6	6	15	1	市道	a 2	a 1
52	城川町	日浦(3)	無	無	無	C	2	1	4		県道	c 2	b 1
53	城川町	平岩(1)	有	無	無	B	2	2	3		県道	c 2	a 1
54	城川町	平岩(2)	有	無	無	A	4	3	5		県道	b 2	a 1
55	城川町	平岩(3)	有	無	無	A	2	2	6		県道	b 2	a 1
56	城川町	平岩(3)	有	無	無	B	5	5	4		市道	c 2	a 1
57	城川町	古市(1)	無	無	無	C	1	1	6		県道	b 2	c 1
58	城川町	古市(2)	無	無	無	A	2	1	15		県道	a 2	a 1
59	城川町	古市(3)	無	無	無	B	2	2	4		県道	c 2	a 1
60	城川町	古市(4)	無	無	無	A	3	2	25		県道	a 2	b 1
61	城川町	古市(5)	無	無	無	A	2	2	20	1	国道 市道	a 2	a 1
62	城川町	古市(6)	無	無	無	B	3	3	4		国道	c 2	a 1
63	城川町	古市(7)	無	無	無	A	5	5	10		国道	a 2	a 1
64	城川町	古市(8)	無	無	無	A	6	5	25	1		a 2	b 1
65	城川町	中津川(3)	無	無	無	C	1	1	2		市道	c 2	c 1
66	城川町	伏越	無	無	無	A	5	5	3	1	国道	a 2	b 1
67	城川町	大麦1	有	無	無	B	2	2			県道	c 2	a 1

番号	位置		保安林等	他の法令等の指定	荒廃状況	危険地区の危険度	面積		公共施設等			被災危険度	山腹崩壊危険度
	町名	地区					調査地区	危険地区(85点以上のメッシュ)	戸数	公共施設数	道路		
68	城川町	程野(2)	無	無	有	A	4	4	8		県道	b 2	a 1
69	城川町	長崎	無	無	無	A	2	1	6		県道 市道	b 2	a 1

⑤三瓶町

番号	位置		保安林等	他の法令等の指定	荒廃状況	危険地区の危険度	面積		公共施設等			被災危険度	山腹崩壊危険度
	町名	地区					調査地区	危険地区(85点以上のメッシュ)	戸数	公共施設数	道路		
1	三瓶町	下泊(1)	無	無	無	A	2	1	15		国道	a 2	a 1
2	三瓶町	下泊(2)	無	無	無	A	2	1	20		市道	a 2	a 1
3	三瓶町	皆江(1)	無	無	無	B	2	1	23		市道	a 2	c 1
4	三瓶町	皆江(2)	無	無	無	A	2	1	15		国道	a 2	b 1
5	三瓶町	下久保	無	無	無	C	2	2	4		市道	c 2	b 1
6	三瓶町	垣生(1)	有	無	無	A	4	4	20		国道	a 2	a 1
7	三瓶町	垣生(2)	有	無	無	A	3	2	15		国道	a 2	a 1
8	三瓶町	周木	有	無	無	A	2	1	35		市道	a 2	a 1
9	三瓶町	蔵貫村(1)	有	無	無	A	4	3	25		県道 市道	a 2	a 1
10	三瓶町	蔵貫浦	無	無	無	A	5	3	30	1	県道	a 2	a 1
11	三瓶町	蔵貫浦(2)	無	無	無	A	2	2	20		県道 市道	a 2	b 1
12	三瓶町	屋敷	無	無	無	B	1	1	20		県道 市道	a 2	c 1
13	三瓶町	台	有	無	無	B	4	2	50		県道 市道	a 2	c 1
14	三瓶町	朝立	有	無	無	B	2	1	12		国道	a 2	c 1
15	三瓶町	長早(1)	有	無	無	C	2	2	3		国道	c 2	c 1
16	三瓶町	長早(2)	有	無	無	A	4	3	11		国道	a 2	a 1
17	三瓶町	長早(3)	無	無	無	B	2	1	20		市道	a 2	c 1
18	三瓶町	長早(4)	有	無	無	B	1	1	9		国道	b 2	b 1
19	三瓶町	松ノ木	無	無	無	A	3	2	20		県道 市道	a 2	a 1
20	三瓶町	石崎(1)	無	無	無	B	1	1	30		国道 市道	a 2	c 1
21	三瓶町	石崎(2)	無	無	無	A	2	2	10		市道	a 2	a 1
22	三瓶町	谷	有	無	無	A	4	2	30	1	市道	a 2	a 1
23	三瓶町	有太刀(1)	有	無	無	A	4	3	20		国道	a 2	b 1
24	三瓶町	有太刀(2)	無	無	無	B	2	1	11		国道	a 2	c 1
25	三瓶町	有網代	有	無	無	A	11	8	30		県道	a 2	a 1
26	三瓶町	長滝(1)	無	無	無	B	1	1	3		県道	c 2	a 1
27	三瓶町	長滝(2)	無	無	無	C	2	2	3		県道 市道	c 2	b 1
28	三瓶町	和泉(1)	有	無	無	B	3	2	20		市道 林道	a 2	c 1
29	三瓶町	和泉(2)	無	無	無	A	2	2	9		県道	b 2	a 1

3-7 防災重点ため池一覧〔農業水産課（産業建設課）〕

1 宇和町

番号	ため池名	所在地	ため池管理者	設置年	かんがい	ため池諸元		
					面積	水田 (ha)	貯水量 (m ³)	堤高 (m)
1	小姓寺池	久保	久保第一水利組合	不明	7.4	5,000	6.5	88.0
2	森ノ奥池	久保	久保第一水利組合	1622	5.0	5,000	5.9	60.0
3	林池（奥池）	河内	河内区長	1662	2.0	46,000	9.1	70.0
4	供養谷池	河内	河内区長	1862	24.8	2,800	4.4	91.0
5	用藤池	河内	用藤池水利組合	1662	2.0	1,000	5.9	36.0
6	蔵谷上池	信里	東多田水利組合	1622	7.0	12,000	4.5	60.0
7	蔵谷下池	信里	東多田水利組合	1662	6.0	26,000	7.5	81.5
8	関地池	信里	関地池管理運営委員会	1951	470.0	1,000,000	22.5	155.0
9	戸徳池	東多田	東多田水利組合	1662	6.4	10,000	5.9	86.7
10	谷池	伊延東	伊延東区長	1662	1.0	1,100	4.5	35.0
11	丸山池	伊延東	伊延東区長	1662	181.0	16,900	5.1	190.0
12	寺池（伊延東）	伊延東	伊延東区長	1662	8.0	8,000	5.2	96.0
13	院内池	伊延西	伊延西水利組合	不明	14.0	22,000	8.4	103.0
14	西又池	伊延西	伊延西水利組合	1622	6.0	10,000	5.3	79.0
15	大谷池	伊延西	伊延西水利組合	1622	3.2	3,500	6.0	100.0
16	上山田池	岡山	岡山部落区長	1662	3.0	2,000	4.1	81.0
17	馬渡池	岡山	岡山部落区長	1622	8.0	18,000	5.8	137.3
18	客池（横池）	岡山	岡山部落区長	1622	12.0	12,000	5.0	31.0
19	早稲田池	岡山	岡山部落区長	1622	15.0	40,000	4.6	204.0
20	フケ上池	大江	大江区長	1622	5.0	7,200	7.6	50.0
21	フケ下池	大江	大江区長	1622	5.0	14,200	6.0	116.0
22	エゲ池	大江	大江区長	1662	13.0	39,000	6.0	300.0
23	客池	大江	大江区長	1662	5.0	8,700	8.5	50.0
24	フウガ谷上池	田苗真土	田苗区長	1662	24.0	11,000	6.2	47.0
25	フウガ谷中池	田苗真土	田苗区長	1662	30.0	10,000	6.2	49.0
26	フウガ谷下池	田苗真土	田苗区長	1662	30.0	12,800	9.6	50.0
27	城ヶ原池	田苗真土	田苗区長	1662	5.0	3,000	4.6	51.0
28	長惣池（千歳池）	田苗真土	真土西区長	1662	6.0	2,500	3.3	45.0
29	梶田池	田苗真土	真土西区長	1662	42.0	4,900	3.9	174.0
30	馬塚池	加茂	加茂区長	1662	5.0	22,000	3.8	164.0
31	拝床池	加茂	加茂区長	1662	15.0	52,000	7.9	223.0
32	滝ノ奥上池	岩木	岩木区長	1662	8.0	4,000	5.2	53.0
33	滝ノ奥下池	岩木	岩木区長	1662	25.5	25,100	9.1	108.0
34	地中池	岩木	岩木区長	1662	30.0	35,000	5.1	218.5
35	大祭池	岩木	岩木区長	1662	20.0	28,000	5.3	260.0
36	神谷池	岩木	岩木区長	1662	20.0	16,200	6.2	226.0
37	河内池	岩木	岩木区長	不明	25.0	28,000	5.2	171.0
38	宮前池（柰所）	柰所	柰所区長	1662	14.0	3,000	3.5	83.5
39	門田池（柰所）	柰所	柰所区長	1662	18.0	9,000	6.6	83.5
40	立石池	柰所	柰所区長	1662	13.0	35,000	5.8	159.0
41	狭子池	柰所	柰所区長	1662	6.5	8,500	7.1	137.0
42	土橋上池	清沢	清沢区長	1662	30.0	17,000	5.8	101.0
43	土橋下池	清沢	清沢区長	1662	58.0	45,000	6.8	167.0
44	清水池	清沢	清沢区長	1662	12.0	7,000	4.0	94.0
45	庄屋池	小原	自然人	1662	3.0	1,800	4.4	38.0
46	定広池	小原	小原区長	1662	24.0	48,000	6.0	316.0
47	谷川池	小原	小原区長	1662	24.0	12,000	5.3	90.0
48	滝和田池	小原	小原区長	1662	15.0	31,500	5.5	265.0
49	上池（坂戸）	坂戸	坂戸区長	1678	30.0	17,000	9.2	135.0
50	中池（坂戸）	坂戸	坂戸区長	1662	5.7	22,500	7.1	185.7
51	下池（坂戸）	坂戸	坂戸区長	1662	7.0	41,000	6.2	280.0

番号	ため池名	所在地	ため池管理者	設置年	かんがい 面積	ため池諸元		
					水田 (ha)	貯水量 (m ³)	堤高 (m)	堤長 (m)
52	新池(郷内)	郷内	郷内区長	1662	6.0	8,600	6.2	71.0
53	寺池(郷内)	郷内	郷内区長	1662	6.0	2,500	3.0	64.0
54	今西池	郷内	郷内区長	1662	38.0	75,000	7.1	278.0
55	薬師池	西山田	西山田区長	1662	6.0	17,300	7.0	147.7
56	中池(西山田)	西山田	西山田区長	1662	45.0	56,000	6.4	197.0
57	狭間池	西山田	西山田区長	1762	15.0	20,000	8.0	143.0
58	奥上池	山田	山田区長	1862	6.0	5,000	5.0	36.0
59	奥下池	山田	山田区長	1662	15.0	8,900	7.5	56.0
60	大池(山田)	山田	山田区長	不明	80.0	207,400	9.6	202.0
61	大林西池	山田	山田区長	1662	5.0	8,000	5.5	91.0
62	大林東池	山田	山田区長	1662	5.0	8,500	5.1	113.0
63	新池(上松葉)	上松葉	上松葉区長	1662	12.0	25,000	5.3	222.0
64	奥池(上松葉)	上松葉	上松葉区長	1662	14.0	14,500	6.8	213.0
65	上池(下松葉)	下松葉	下松葉水利組合	1662	20.0	17,000	6.4	221.0
66	下池(下松葉)	下松葉	下松葉水利組合	1462	5.1	45,000	6.1	313.0
67	谷ヶ内中池	小野田	小野田地区保全班	1662	18.0	6,000	3.0	142.0
68	乙六池	小野田	小野田地区保全班	1662	10.0	8,200	4.0	161.5
69	堂ノ奥池	小野田	小野田地区保全班	不明	25.1	5,600	4.4	137.0
70	新池(野田)	野田	野田区長	1662	7.0	12,000	4.8	108.0
71	古池(野田)	野田	野田区長	不明	15.1	21,000	6.0	153.0
72	浜城池	野田	野田区長	1662	3.0	2,500	4.4	37.0
73	孫惣池(久枝)	久枝	上沖水利組合	1662	37.0	37,000	6.8	289.0
74	尾上池	久枝	久枝尾上組	1662	12.0	28,000	5.8	235.0
75	門田池(伊賀上)	伊賀上	伊賀上区長	1622	15.0	30,600	7.5	202.0
76	芝池	伊賀上	伊賀上区長	1622	7.0	4,000	3.9	75.0
77	寺池(伊賀上)	伊賀上	伊賀上区長	1622	3.0	3,000	2.9	86.0
78	奥池(伊賀上)	伊賀上	伊賀上区長	1662	40.0	70,000	7.0	230.0
79	新池(伊賀上)	伊賀上	伊賀上区長	1662	7.0	6,500	5.9	112.0
80	寺池(田野中)	田野中	田野中区長	1662	5.0	2,500	5.4	29.0
81	松蔭池	田野中	松蔭池管理運営委員会	不明	35.0	16,900	14.1	100.0
82	拝床上池	田野中	田野中区長	1662	10.0	8,800	9.0	92.0
83	拝床下池	田野中	田野中区長	1662	10.0	5,000	4.1	36.0
84	丸山上池	平野・田野中	平野区長	1762	5.0	8,000	6.6	96.0
85	丸山下池	平野	平野区長	1762	5.0	3,000	3.5	91.0
86	谷ノ奥池	平野	平野区長	1662	5.0	5,000	2.5	25.0
87	御亀池	伊崎	御亀池水利組合	1662	5.0	14,000	5.5	74.0
88	山ノ神池	窪	窪区長	1662	5.0	5,000	3.3	94.0
89	新池(常定寺)	常定寺	須合田水利組合	1662	0.5	1,000	4.0	32.0
90	須合田池	常定寺	須合田水利組合	1662	10.0	12,000	5.6	202.0
91	上池(新城)	新城	新城区長	1662	17.8	28,000	6.3	217.0
92	下池(新城)	新城	新城区長	1662	25.0	11,000	5.6	179.0
93	四反田池	明石	明石部落農事部	1662	30.0	14,000	7.3	214.0
94	住吉池	明石	明石部落農事部	1662	8.0	8,000	5.1	83.0
95	越前池	明石	明石部落農事部	1652	15.0	28,000	7.8	105.0
96	小田池	明石	明石部落農事部	1662	20.0	15,000	4.7	75.0
97	オツボ池	稲生	稲生水利組合	1662	2.0	5,000	3.2	84.0
98	北田池	稲生	稲生水利組合	1662	6.0	6,000	5.7	37.0
99	赤滝池	稲生	稲生水利組合	1662	30.0	60,000	12.0	176.0
100	笹池	稲生	稲生水利組合	1662	6.0	7,000	5.7	244.0
101	新池(稲生)	稲生	稲生水利組合	1812	6.0	6,000	5.1	191.0
102	御堂池	皆田	御堂池水利組合	1762	3.0	10,500	4.8	50.0
103	下組池	皆田	下組池水利組合	1662	15.0	5,000	6.1	123.0
104	上池(明間)	明間	上池水利組合	1662	7.0	2,500	2.3	46.0
105	中池(明間)	明間	中池水利組合	1662	16.0	15,000	9.3	122.0

番号	ため池名	所在地	ため池管理者	設置年	かんがい 面積	ため池諸元		
						水田 (ha)	貯水量 (m3)	堤高 (m)
106	下池(明間)	明間	明間下池水利組合	1662	5.0	5,000	5.3	47.0
107	明見池	伊延東	立石水利組合	不明	0.1	600	2.1	29.6
108	伊延谷池(寺の奥池)	伊延東	伊延東区長	1662	3.0	700	4.9	38.0

2 野村町

番号	ため池名	所在地	ため池管理者	設置年	かんがい 面積	ため池諸元		
						水田 (ha)	貯水量 (m3)	堤高 (m)
1	大田池	野村	大田池水利組合	1900	2.0	2,000	7.0	32.0
2	芝駄場池	野村	木落水利組合	1827	12.0	8,000	4.0	41.0
3	石アゴ池	野村	双津野水利組合	不明	1.0	12,000	12.0	97.0
4	城前池	野村	馬地組	1870	10.0	4,300	5.1	146.0
5	十文田池	野村	岩村水利組合	1882	14.0	15,000	8.6	84.0
6	五水谷池	野村	五水谷水利組合	1877	3.0	1,000	3.4	39.0
7	家ヶ谷池	野村	岡水利組合	1900	2.0	1,200	3.1	47.0
8	三所田池	野村	岩村水利組合	1892	5.0	10,000	7.1	59.0
9	板坂池	野村	自然人	不明	4.8	3,300	5.4	52.0
10	寺尾新池	阿下	寺尾水利組合	1870	1.0	3,000	8.0	10.0
11	田中池	阿下	前石組	1930	12.0	22,000	4.3	66.0
12	十夜野新池	阿下	自然人	1880	2.0	1,500	3.2	37.0
13	笠松池	阿下	阿下本村水利組合	1857	10.0	14,000	6.6	59.0
14	修験行池	阿下	阿下本村水利組合	1842	10.0	22,500	7.9	65.0
15	修験行第二池	阿下	阿下本村水利組合	1857	10.0	14,000	4.5	90.0
16	七百池	阿下	前石組	1857	4.0	4,000	5.1	63.0
17	柳間池	阿下	自然人	1895	3.0	5,000	3.8	62.0
18	大太郎池	阿下	阿下本村水利組合	1882	15.0	12,000	7.7	68.0
19	中西池	釜川	釜川上組水利組合	1912	1.0	1,000	3.0	30.0
20	大久保池	片川	片川水利組合	1895	2.0	16,000	8.5	50.0
21	フルヤ池	白髭	自然人	1890	2.0	2,000	3.5	47.0
22	川口池	高瀬	川口池水利組合	1875	5.0	2,000	5.0	35.0
23	小屋ヶ谷池	高瀬	自然人	1882	8.0	4,000	3.4	40.0
24	笹の上池	高瀬	笹の上池水利組合	1882	5.0	700	5.1	36.0
25	一ツ内池	高瀬	一ツ内池水利組合	1900	2.0	3,000	5.0	30.0
26	大池(高瀬)	高瀬	自然人	1882	5.0	6,000	5.3	34.0
27	河野池	高瀬	自然人	1900	3.0	1,000	4.0	30.0
28	下池(高瀬)	高瀬	下池水利組合	1880	5.0	1,500	4.8	32.0
29	前池(高瀬)	高瀬	前池水利組合	1882	5.4	3,000	4.2	143.0
30	下池(高瀬)	高瀬	金集水利組合	1912	3.0	2,000	4.6	32.0
31	奥池	高瀬	金集水利組合	1850	6.2	2,900	5.9	45.5
32	前池(平野)	平野	前池水利組合	1902	13.0	800	3.3	51.0
33	後池	平野	自然人	1912	18.0	800	4.8	50.0
34	沖池	平野	沖池水利組合	1892	6.0	1,200	5.0	84.0
35	茗ヶ谷池	蔵良	道野々水利組合	1912	10.0	10,000	9.6	60.0
36	新池	鎌田	自然人	1900	5.5	5,100	7.8	73.0
37	カイダニ池	西	西集落協定	1890	3.1	1,500	8.7	41.0
38	上池(西下池)	惣川	西下水利組合	1857	5.0	2,500	2.9	65.0
39	入舟池	西	西集落協定	不明	2.0	3,700	7.7	46.0

3 城川町

番号	ため池名	所在地	ため池管理者	設置年	かんがい 面積	ため池諸元		
					水田 (ha)	貯水量 (m3)	堤高 (m)	堤長 (m)
1	田穂大池	田穂	田穂総務区長	1612	17.0	35,000	6.3	175.0
2	河原池	魚成	河原池水利組合	1862	1.0	900	2.9	40.0
3	関ヶ平池	魚成	自然人	1862	1.0	800	2.7	27.0
4	中津川池	魚成	城川町魚成土地改良区	1950	10.0	20,000	8.9	48.0
5	新池(魚成)	魚成	今田新田組合	1800	7.8	18,000	11.5	85.0
6	夫婦池	魚成	自然人	1800	15.0	30,300	6.5	93.8
7	成穂大池	魚成	成穂大池水利組合	1857	3.0	9,600	7.7	40.0
8	竜沢寺池	魚成	城川町魚成土地改良区	1955	42.0	100,000	22.3	99.0
9	新池(魚成)	魚成	自然人	1935	3.2	25,000	3.7	53.0
10	日ノ浦池	下相	社神子池水道組合	1912	2.0	1,000	3.1	43.0
11	日ノ浦下池	下相	自然人	1912	1.0	19,000	4.0	19.0
12	社神子池	下相	寺池水利組合	1662	7.0	10,000	3.8	148.0
13	入船池	嘉喜尾	自然人	1762	3.0	900	5.0	30.0
14	寺池(嘉喜尾)	嘉喜尾	本村区長	1902	1.0	2,800	4.0	56.0
15	面田池	嘉喜尾	自然人	1827	2.0	12,000	4.0	31.0
16	壺芋池(本村区)	嘉喜尾	面田池水利組合	1937	2.0	20,000	7.1	60.0
17	成池	嘉喜尾	シウチ池水利組合	1812	4.0	7,000	4.8	55.0
18	面田池(嘉喜尾)	嘉喜尾	自然人	不明	7.3	9,000	8.3	104.4
19	シウチ池	嘉喜尾	自然人	不明	1.8	7,000	15.0	40.0
20	新池(嘉喜尾)	嘉喜尾	自然人	1827	2.0	3,000	4.0	30.0
21	松尾瀬池	男河内	大池水利組合	1800	3.0	3,000	4.0	59.0
22	山中池	男河内	黒松池水利組合	1800	2.0	14,000	5.2	73.0
23	大池(男河内)	男河内	祓川池水利組合	1612	11.0	21,000	6.2	37.0
24	黒松池	土居	八幡上水利組合	1842	7.0	13,000	6.2	52.0
25	祓川池	土居	八幡下水利組合	1662	7.0	19,000	7.1	82.0
26	八幡上池	高野子	自然人	1662	3.0	6,000	5.0	100.0
27	八幡下池	高野子	城川町魚成土地改良区	1662	3.0	7,500	4.1	74.0

4 明浜町

番号	ため池名	所在地	ため池管理者	設置年	かんがい 面積	ため池諸元		
					水田 (ha)	貯水量 (m3)	堤高 (m)	堤長 (m)
1	大道池(主谷池)	渡江	渡江共同防除灌水組合	1650	44.4	1,200	4.7	78.0
2	西谷池	渡江	渡江共同防除灌水組合	1650	3.0	2,100	8.0	39.0

5 三瓶町

番号	ため池名	所在地	ため池管理者	設置年	かんがい 面積	ため池諸元		
					水田 (ha)	貯水量 (m3)	堤高 (m)	堤長 (m)
1	垣生大池	垣生	垣生田持ち組合	1827	1.7	12,000	9.5	60.7
2	周木大池	周木	周木青果部	1877	56.0	11,000	6.1	144.0
3	上戸谷池	津布理	津布理水利組合	1827	9.0	6,000	8.0	55.0
4	新池(津布理)	津布理	津布理水利組合	1877	3.0	13,000	4.5	100.0
5	龍王池	蔵貫	蔵貫水利組合	1877	3.0	9,000	5.0	138.0

3-8 文化財一覧 [まなび推進課]

	種別記 ・番号	指定	種別1	種別2	文化財の名称	員数	地区	文化財の 所在地	指定 年月日
1	02337	国	有形文化財	建造物	旧開明学校校舎 附 銘札1枚	1棟	宇和	卯之町三丁目 110	H9. 5. 29
2	01388	国	有形文化財	書跡	紙本墨書齒長寺縁起	1冊	宇和	伊賀上	S11. 5. 6
3	—	国	記念物	史跡	八幡浜街道笠置峠越	—	宇和	岩木	H29. 10. 13
4	—	国	記念物	史跡	伊予遍路道（明石寺境 内、大寶寺道）	—	宇和	明石、卯之町	R02. 2. 27
5	—	国選択	無形文化財	工芸技術	泉貨紙	—	野村	高瀬	S55. 4. 4
6	—	国選択 県	民俗文化財	無形 民俗文化財	窪野の八つ鹿踊り	—	城川	窪野	S43. 3. 8
									S49. 12. 4
									S52. 1. 11
7	—	国選択	民俗文化財	無形 民俗文化財	伊予の茶堂の習俗	—	—	—	S53. 3. 25
8	—	国選択	民俗文化財	無形 民俗文化財	城川遊子谷の神仏講の 習俗	—	城川	遊子谷	S56. 12. 24
9	38-0076	国登録	有形文化財	建築物	明石寺本堂	1棟	宇和	明石 明石寺	H19. 10. 2
10	38-0077	国登録	有形文化財	建築物	明石寺大師堂	1棟	宇和	明石 明石寺	H19. 10. 2
11	38-0078	国登録	有形文化財	工作物	明石寺鐘楼堂	1棟	宇和	明石 明石寺	H19. 10. 2
12	38-0079	国登録	有形文化財	建築物	明石寺地藏堂	1棟	宇和	明石 明石寺	H19. 10. 2
13	38-0080	国登録	有形文化財	建築物	明石寺仁王門	1棟	宇和	明石 明石寺	H19. 10. 2
14	38-0081	国登録	有形文化財	工作物	明石寺手水舎	1棟	宇和	明石 明石寺	H19. 10. 2
15	38-0082	国登録	有形文化財	建築物	明石寺客殿	1棟	宇和	明石 明石寺	H19. 10. 2
16	38-0083	国登録	有形文化財	工作物	明石寺石垣及び塀	1ヶ 所	宇和	明石 明石寺	H19. 10. 2
17	38-0084	国登録	有形文化財	工作物	明石寺石段及び石垣	1ヶ 所	宇和	明石 明石寺	H19. 10. 2
18	38-0098	国登録	有形文化財	土木構造物	三瓶隧道		宇和	郷内	H23. 7. 25
19	—	国	重要伝統的建造物群 保存地区		西予市宇和町卯之町伝 統的建造物群保存地区	—	宇和	卯之町	H21. 12. 8
20	—	国	重要文化的景観		宇和海狩浜の段畑と農 漁村景観	—	明浜	狩浜	H31. 2. 26
21	—	県	有形文化財	彫刻	木造阿弥陀如来坐像	1軀	宇和	小野田	S32. 12. 14
22	—	県	有形文化財	絵画	絹本着色虎関師鍊像	1幅	宇和	県歴博	S40. 4. 2
23	—	県	有形文化財	絵画	絹本着色回塘和尚像	1幅	宇和	県歴博	S40. 4. 2
24	—	県	有形文化財	絵画	絹本着色熊野曼荼羅図	1幅	宇和	明石 明石寺	S40. 4. 2
25	—	県	有形文化財	工芸品	金幣	1振	宇和	神領	S30. 11. 4
26	—	県	有形文化財	古文書	顕手院文書	2通	城川	魚成	S46. 4. 6
27	—	県	有形文化財	古文書	嶋山菊池家文書	124 点	宇和	県歴博	H21. 3. 31
28	—	県	民俗文化財	有形 民俗文化財	朝日文楽人形頭、衣 裳、道具一式	—	三瓶	朝立	S34. 3. 31
29	—	県	民俗文化財	有形 民俗文化財	俵津文楽人形頭、衣 裳、道具一式	—	明浜	俵津	S34. 3. 31
30	—	県	民俗文化財	無形 民俗文化財	朝日文楽	—	三瓶	朝立（朝日文 楽会館）	S39. 3. 27
									S52. 1. 11

資料編

	種別記 ・番号	指定	種別 1	種別 2	文化財の名称	員数	地区	文化財の 所在地	指定 年月日
31	—	県	民俗文化財	無形 民俗文化財	俵津文楽	—	明浜	俵津	S39. 3. 27 S52. 1. 11
32	—	県	民俗文化財	無形 民俗文化財	遊子谷の七鹿踊り	—	城川	遊子谷	S43. 3. 8 S52. 1. 11
33	—	県	民俗文化財	無形 民俗文化財	土居の御田植神事	—	城川	土居	H12. 4. 18
34	—	県	記念物	史跡	高野長英の隠れ家	—	宇和	卯之町	S23. 10. 28
35	—	県	記念物	史跡	泉貨居士の墓	—	野村	野村	S24. 9. 17
36	—	県	記念物	史跡	三滝城跡	—	城川	窪野	S43. 3. 8
37	—	県	記念物	史跡	穴神洞遺跡	—	城川	川津南	S51. 4. 16
38	—	県	記念物	史跡	中津川洞穴遺跡	—	城川	古市	H23. 3. 31
39	—	県	記念物	史跡	笠置峠古墳	1 基	宇和	岩木 2101 他	R4. 2. 15
40	—	県	記念物	名勝	三滝城跡	—	城川	窪野	S43. 3. 8
41	—	県	記念物	天然記念物	大イチョウ	—	城川	窪野	S26. 11. 27
42	—	県	記念物	天然記念物	ゴトランド紀石炭岩	—	城川	窪野	S28. 2. 13
43	—	県	記念物	天然記念物	田穂の石灰岩	—	城川	田穂	S28. 10. 21
44	—	県	記念物	天然記念物	小屋の羅漢穴	—	野村	小松	S36. 3. 30
45	—	県	記念物	天然記念物	客人神社のアコウ	—	明浜	宮野浦	S52. 4. 15
46	建 第 1 号	市	有形文化財	建造物	藩政時代の庄屋本宅 (土居家)	1 棟	野村	天神	S43. 10. 30
47	建 第 2 号	市	有形文化財	建造物	船渡の森三島神社本殿	1 棟	野村	惣川	S43. 10. 30
48	建 第 3 号	市	有形文化財	建造物	妙見寺本堂	1 棟	城川	窪野	S44. 10. 8
49	建 第 4 号	市	有形文化財	建造物	大師堂	1 棟	宇和	明間 1668	S58. 12. 9
50	建 第 5 号	市	有形文化財	建造物	大洲藩鳥坂口留番所	1 棟	宇和	久保 1-338	S58. 12. 9
51	建 第 6 号	市	有形文化財	建造物	申義堂	1 棟	宇和	卯之町三 110	S59. 5. 16
52	建 第 7 号	市	有形文化財	建造物	宇和町小学校講堂	1 棟	宇和	卯之町二	S62. 3. 27
53	建 第 8 号	市	有形文化財	建造物	宇和町小学校第 1 校舎	1 棟	宇和	卯之町二	S62. 3. 27
54	建 第 9 号	市	有形文化財	建造物	宇和町小学校第 2 校舎	1 棟	宇和	卯之町二	S62. 3. 27
55	建 第 10 号	市	有形文化財	建造物	善福寺薬師堂	1 棟	宇和	西山田 1892	S62. 6. 11
56	建 第 11 号	市	有形文化財	建造物	鳥居門	1 棟	宇和	卯之町四丁目 331	S62. 6. 11
57	建 第 12 号	市	有形文化財	建造物	御成門	1 棟	宇和	卯之町四丁目 331	S62. 6. 11
58	建 第 13 号	市	有形文化財	建造物	西林寺阿弥陀堂内厨子	1 基	宇和	郷内	S62. 6. 11
59	建 第 14 号	市	有形文化財	建造物	林底院	1 棟	城川	窪野	H1. 2. 21
60	建 第 15 号	市	有形文化財	建造物	龍澤寺	1 棟	城川	魚成	H15. 3. 25
61	建 第 16 号	市	有形文化財	建造物	末光邸住宅	1 棟	宇和	卯之町三丁目 179-2	H15. 10. 28
62	建 第 17 号	市	有形文化財	建造物	善福寺山門	1 棟	宇和	西山田 1892	H17. 10. 25
63	建 第 18 号	市	有形文化財	建造物	善福寺厨子	1 棟	宇和	西山田 1892	H17. 10. 25
64	建 第 19 号	市	有形文化財	建造物	松の窪堂	1 棟	野村	平野 509	H22. 3. 18

資料編

	種別記 ・番号	指定	種別1	種別2	文化財の名称	員数	地区	文化財の 所在地	指定 年月日
65	石 第1号	市	石造美術	石造美術	高橋玄藩五輪塔	1基	野村	予子林 松尾	S39.12.12
66	石 第2号	市	石造美術	石造美術	お姫様の塚	1基	三瓶	鴨山	S45.2.1
67	石 第3号	市	石造美術	石造美術	大塚源十郎五輪塔	1基	野村	野村 中村	S48.7.3
68	石 第4号	市	石造美術	石造美術	一字一石像	—	野村	坂石 クラノ ウネ	S48.7.3
69	石 第5号	市	石造美術	石造美術	岩本将監の墓	1基	野村	栗木 小込	S48.7.3
70	石 第6号	市	石造美術	石造美術	五輪塔群像	—	野村		S48.7.3
71	石 第7号	市	石造美術	石造美術	松溪経塚	—	野村	松溪	S48.7.3
72	石 第8号	市	石造美術	石造美術	五輪塔群像	—	野村	西	S48.7.3
73	石 第9号	市	石造美術	石造美術	河童の狛犬	1対	明浜	高山甲 1315	S49.10.1
74	石 第10号	市	石造美術	石造美術	五輪塔群像	—	野村	平野 惣財久	S51.2.25
75	石 第11号	市	石造美術	石造美術	泉貨居士の墓	1基	野村	竹ノ内	S51.2.25
76	石 第12号	市	石造美術	石造美術	紀貫之の墓	1基	城川	土居	S57.3.26
77	石 第13号	市	石造美術	石造美術	ハシロリの五輪塔群	4基	明浜	狩浜 3の145 の2	S57.5.1
78	石 第14号	市	石造美術	石造美術	広福寺の宝篋印塔	1基	明浜	狩浜 本浦 3 の248	S57.5.1
79	石 第15号	市	石造美術	石造美術	青石経塚	1基	明浜	俵津 新田	S57.5.1
80	石 第16号	市	石造美術	石造美術	享保の供養地蔵	1基	明浜	俵津 大浦	S57.5.1
81	石 第17号	市	石造美術	石造美術	天満神社狛犬	1対	明浜	田之浜甲 1123 の1	S57.5.1
82	石 第18号	市	石造美術	石造美術	大浦の五輪塔群	14基	明浜	俵津	S59.2.24
83	石 第19号	市	石造美術	石造美術	威徳院源界法印の墓	1基	明浜	狩浜	S59.2.24
84	石 第20号	市	石造美術	石造美術	賀茂神社常夜燈	2基	明浜	高山甲 1471の 1	S62.10.1
85	石 第21号	市	石造美術	石造美術	馬頭観音像	1基	明浜	俵津	S62.10.7
86	石 第22号	市	石造美術	石造美術	回国供養地蔵塔	1基	明浜	俵津 脇	S62.10.7
87	石 第23号	市	石造美術	石造美術	春日神社鳥居	2基	明浜	狩浜	S62.10.7
88	石 第24号	市	石造美術	石造美術	広福寺開山塔	1基	明浜	狩浜 3の248	S62.10.7
89	石 第25号	市	石造美術	石造美術	広福寺一石五輪塔	2基	明浜	狩浜 3の248	S62.10.7
90	絵 第1号	市	有形文化財	絵画	十二天画幅	1幅	宇和	河内 589	S58.12.9
91	彫 第1号	市	有形文化財	彫刻	如意輪観音像 (立像及び座像)	2躯	城川	魚成長善寺	S38.3.22
92	彫 第2号	市	有形文化財	彫刻	阿弥陀如来坐像	1躯	三瓶	朝立地福寺	S38.4.16
93	彫 第3号	市	有形文化財	彫刻	薬師如来坐像	1躯	宇和	河内 589	S40.12.15
94	彫 第4号	市	有形文化財	彫刻	阿弥陀如来坐像	1躯	宇和	田苗真土	S40.12.15
95	彫 第5号	市	有形文化財	彫刻	毘沙門天	1躯	宇和	河内 589	S58.12.9
96	彫 第6号	市	有形文化財	彫刻	十一面観音立像及び脇侍	3躯	野村	片川 次の川	S43.1.22
97	彫 第7号	市	有形文化財	彫刻	御神像	3躯	野村	白髭	S47.12.2
98	彫 第8号	市	有形文化財	彫刻	阿弥陀如来坐像	1躯	野村	長谷	S51.2.25
99	彫 第9号	市	有形文化財	彫刻	大黒天坐像	1躯	野村	阿下 権現	S55.7.31

資料編

	種別記 ・番号	指定	種別 1	種別 2	文化財の名称	員数	地区	文化財の 所在地	指定 年月日
100	彫 第 10 号	市	有形文化財	彫刻	恵比須坐像	1 軀	野村	野村 山本	S55. 7. 31
101	彫 第 11 号	市	有形文化財	彫刻	釈迦如来立像	1 軀	明浜	狩浜	S57. 5. 1
102	彫 第 12 号	市	有形文化財	彫刻	阿弥陀如来立像	1 軀	明浜	田之浜甲 1379	S57. 5. 1
103	彫 第 13 号	市	有形文化財	彫刻	薬師如来坐像	1 軀	宇和	西山田 1892	S58. 12. 9
104	彫 第 14 号	市	有形文化財	彫刻	阿弥陀如来立像および 脇仏	立像 1 軀 脇物 16 軀	明浜	高山甲 2010	S59. 2. 24
105	彫 第 15 号	市	有形文化財	彫刻	阿弥陀如来立像	1 軀	宇和	伊延東	S62. 6. 11
106	彫 第 16 号	市	有形文化財	彫刻	阿弥陀如来坐像	1 軀	宇和	郷内	S62. 6. 11
107	彫 第 17 号	市	有形文化財	彫刻	西林寺阿弥陀堂内光背	1 基	宇和	郷内	S62. 6. 11
108	芸 第 1 号	市	有形文化財	工芸品	藍文丸鉢	1 口	明浜	高山	S49. 10. 1
109	芸 第 2 号	市	有形文化財	工芸品	寛文の金幣	1 振	明浜	高山甲 1349	S49. 10. 1
110	芸 第 3 号	市	有形文化財	工芸品	鰐口	1 個	宇和	明間 1668	S58. 12. 9
111	芸 第 4 号	市	有形文化財	工芸品	熊野本地懸仏	3 面	宇和	瀬戸?	S62. 3. 27
112	芸 第 5 号	市	有形文化財	工芸品	須弥壇、台座	1 括	宇和	西山田 1892	S62. 6. 11
113	書 第 1 号	市	有形文化財	書跡	乃木將軍揮毫の軸	1 幅	野村		S51. 2. 25
114	書 第 2 号	市	有形文化財	書跡	「朝立十二勝」屏風	1 双	三瓶	西予市 三瓶文化会館	H16. 3. 11
115	典 第 1 号	市	有形文化財	典籍	大般若経	1 括	宇和	神領	S30. 12. 16
116	典 第 2 号	市	有形文化財	典籍	大般若経	600 巻	城川	魚成	S38. 3. 22
117	典 第 3 号	市	有形文化財	典籍	大般若経	600 巻	三瓶	朝立	S38. 4. 16
118	典 第 4 号	市	有形文化財	典籍	大般若経	600 巻	明浜	高山甲 2010	S49. 10. 1
119	古 第 2 号	市	有形文化財	古文書	天保時代の卯之町全景図	1 幅	宇和	卯之町三丁目	S52. 7. 18
120	古 第 3 号	市	有形文化財	古文書	極山境界絵図及び裁定 書	1 幅	三瓶	朝立	H4. 7. 1
121	古 第 4 号	市	有形文化財	古文書	旧三瓶村鳥瞰図	1 幅	三瓶	三瓶文化会館	H16. 3. 11
122	古 第 5 号	市	有形文化財	古文書	須崎神社棟札	1 面	三瓶	長早	S48. 5. 31
123	古 第 6 号	市	有形文化財	古文書	棟札	1 面	城川	魚成	H13. 9. 18
124	歴 第 1 号	市	有形文化財	歴史資料	関の太鼓	1 個	野村	前石	S48. 7. 3
125	歴 第 2 号	市	有形文化財	歴史資料	木彫立体地図	1 組	明浜	高山	S49. 10. 1
126	歴 第 3 号	市	有形文化財	歴史資料	打掛	1 本	城川	嘉喜尾	S53. 5. 27
127	歴 第 4 号	市	有形文化財	歴史資料	陣旗	1 旒	宇和	伊延東	S62. 6. 11
128	歴 第 5 号	市	有形文化財	歴史資料	若宮神社棟札	1 面	明浜	高山	S62. 10. 7
129	歴 第 6 号	市	有形文化財	歴史資料	傍示石	1 基	宇和	信里 934	S63. 11. 22
130	歴 第 7 号	市	有形文化財	歴史資料	開明学校扁額	1 面	宇和	卯之町三丁目 110	H6. 5. 13
131	歴 第 8 号	市	有形文化財	歴史資料	申義堂記	1 面	宇和	卯之町三丁目 110	H6. 7. 14
132	考 第 1 号	市	有形文化財	考古資料	中広銅牙	1 口	宇和	卯之町三丁目 110	S30. 12. 16
133	考 第 2 号	市	有形文化財	考古資料	平形銅剣	1 口	宇和	卯之町三丁目 110	S30. 12. 16
134	考 第 3 号	市	有形文化財	考古資料	金環	1 括	宇和	卯之町三丁目 110	S30. 12. 16

資料編

	種別記 ・番号	指定	種別 1	種別 2	文化財の名称	員数	地区	文化財の 所在地	指定 年月日
135	考 第 4 号	市	有形文化財	考古資料	土器	1 括	宇和	卯之町三丁目 110	S30.12.16
136	考 第 5 号	市	有形文化財	考古資料	弥生土器	1 括	宇和	卯之町三丁目 110	S30.12.16
137	考 第 6 号	市	有形文化財	考古資料	石斧	1 括	宇和	卯之町三丁目 110	S30.12.16
138	考 第 7 号	市	有形文化財	考古資料	高坏	1 括	宇和	卯之町三丁目 110	S30.12.16
139	考 第 8 号	市	有形文化財	考古資料	台付椀	1 括	宇和	卯之町三丁目 110	S30.12.16
140	考 第 9 号	市	有形文化財	考古資料	はそう	1 括	宇和	卯之町三丁目 110	S30.12.16
141	考 第 10 号	市	有形文化財	考古資料	短頸壺	1 括	宇和	卯之町三丁目 110	S30.12.16
142	考 第 11 号	市	有形文化財	考古資料	環頭柄頭	1 口	宇和	卯之町三丁目 110	S40.12.15
143	考 第 12 号	市	有形文化財	考古資料	須恵器と石皿	各 1 口	三瓶	朝立	S51.2.25
144	考 第 13 号	市	有形文化財	考古資料	中広銅矛	1 口	野村	四郎谷	S51.2.25
145	考 第 14 号	市	有形文化財	考古資料	和鏡	2 面	城川	嘉喜尾	S53.5.27
146	考 第 15 号	市	有形文化財	考古資料	縄文の石斧	2 個	明浜	高山	S57.5.1
147	考 第 16 号	市	有形文化財	考古資料	縄文のツリバリ	1 個	明浜	高山	S59.10.1
148	考 第 17 号	市	有形文化財	考古資料	弥生の石斧	2 個	明浜	高山	S59.10.1
149	考 第 18 号	市	有形文化財	考古資料	石斧	1 個	三瓶	西予市 三瓶文化会館	H3.10.1
150	考 第 19 号	市	有形文化財	考古資料	蕨手刀	1 口	宇和	卯之町三丁目 110	H6.5.13
151	技 第 2 号	市	無形文化財	工芸技術	泉貨紙製造技術伝承者 菊地孝	—	野村	高瀬 小滝	H13.3.22
152	有民 第 1 号	市	民俗文化財	有形 民俗文化財	(伊予の里神楽道具)	1 式	野村	西	S44.8.11
153	有民 第 2 号	市	民俗文化財	有形 民俗文化財	木彫りの獅子頭	2 頭	明浜	狩浜	S49.10.1
154	有民 第 3 号	市	民俗文化財	有形 民俗文化財	祭事用天狗古面	2 面	明浜	狩浜 3 の 1	S49.10.1
155	有民 第 4 号	市	民俗文化財	有形 民俗文化財	箸ノ手の鯨塚	1 基	明浜	高山乙 283	S49.10.1
156	有民 第 5 号	市	民俗文化財	有形 民俗文化財	楠の浦の鯨塚	1 基	明浜	俵津 楠ノ浦	S49.10.1
157	有民 第 6 号	市	民俗文化財	有形 民俗文化財	子持岩の鯨塚	1 基	明浜	宮野浦甲 308	S49.10.1
158	有民 第 7 号	市	民俗文化財	有形 民俗文化財	鹿面	6 個	城川	下相	S50.10.22
159	有民 第 8 号	市	民俗文化財	有形 民俗文化財	五(ツ)鹿の古面	3 頭	明浜	狩浜	S57.5.1
160	有民 第 9 号	市	民俗文化財	有形 民俗文化財	江戸期の天秤針口	1 基	明浜	高山	S57.5.1
161	有民 第 10 号	市	民俗文化財	有形 民俗文化財	春日神社絵馬	3 点	明浜	狩浜 3 の 1	S62.10.1
162	有民 第 11 号	市	民俗文化財	有形 民俗文化財	天満神社発句献額	1 組	明浜	田之浜甲 1123 の 1	S62.10.1
163	有民 第 12 号	市	民俗文化財	有形 民俗文化財	阿下歌舞伎衣装	1 式	野村	阿下	H6.6.27
164	有民 第 14 号	市	民俗文化財	有形 民俗文化財	百人一首絵馬	—	野村	杉山	H12.3.25
165	有民 第 15 号	市	民俗文化財	有形 民俗文化財	絵馬	8 枚	野村	四郎谷	H13.1.25
166	有民 第 18 号	市	民俗文化財	有形 民俗文化財	鹿頭	5 頭	宇和	小原	H25.7.29

資料編

	種別記 ・番号	指定	種別 1	種別 2	文化財の名称	員数	地区	文化財の 所在地	指定 年月日
167	無民 第 1 号	市	民俗文化財	無形 民俗文化財	川津南楽念仏	—	城川	川津南 (西方寺)	S38. 3. 22
168	無民 第 2 号	市	民俗文化財	無形 民俗文化財	花取り踊り	—	野村	岡成	S40. 12. 12
169	無民 第 3 号	市	民俗文化財	無形 民俗文化財	小踊り	—	野村	小松	S40. 12. 12
170	無民 第 4 号	市	民俗文化財	無形 民俗文化財	伊予の里神楽	—	野村	西	S44. 8. 11
171	無民 第 5 号	市	民俗文化財	無形 民俗文化財	花とり踊り	—	城川	下相	S44. 10. 8
172	無民 第 7 号	市	民俗文化財	無形 民俗文化財	五ツ鹿踊り	—	野村	片川	S47. 12. 2
173	無民 第 8 号	市	民俗文化財	無形 民俗文化財	五ツ鹿踊り	—	野村	次の川	S47. 12. 2
174	無民 第 9 号	市	民俗文化財	無形 民俗文化財	五ツ鹿踊り	—	野村	鳥鹿野・旭	S47. 12. 2
175	無民 第 10 号	市	民俗文化財	無形 民俗文化財	五ツ鹿踊り	—	野村	高瀬	S47. 12. 2
176	無民 第 11 号	市	民俗文化財	無形 民俗文化財	五ツ鹿踊り	—	野村	富野川	S47. 12. 2
177	無民 第 12 号	市	民俗文化財	無形 民俗文化財	六ツ鹿踊り	—	野村	西	S47. 12. 2
178	無民 第 13 号	市	民俗文化財	無形 民俗文化財	八ツ鹿踊り	—	野村	惣川	S47. 12. 2
179	無民 第 14 号	市	民俗文化財	無形 民俗文化財	大窪新四国八十八ヶ所	—	野村	舟戸・大窪	S49. 6. 28
180	無民 第 15 号	市	民俗文化財	無形 民俗文化財	子供ねり相撲甚句	—	野村	惣川	S51. 2. 25
181	無民 第 16 号	市	民俗文化財	無形 民俗文化財	野村四国八十八ヶ所	—	野村	野村 (山本・ 岡)	S51. 2. 25
182	無民 第 17 号	市	民俗文化財	無形 民俗文化財	実盛送り	—	城川	田穂・魚成	S57. 3. 26
183	無民 第 18 号	市	民俗文化財	無形 民俗文化財	浦安の舞	—	城川	遊子谷	S57. 3. 26
184	無民 第 19 号	市	民俗文化財	無形 民俗文化財	春日神社お船練り	—	明浜	狩浜 門之脇	S57. 5. 1
185	無民 第 20 号	市	民俗文化財	無形 民俗文化財	賀茂神社宵宮潮垢離	—	明浜	高山	S57. 5. 1
186	無民 第 21 号	市	民俗文化財	無形 民俗文化財	坂戸五ツ鹿踊り	—	宇和	坂戸	S58. 4. 7
187	無民 第 22 号	市	民俗文化財	無形 民俗文化財	渡江の盆踊り	—	明浜	渡江	S62. 10. 1
188	無民 第 23 号	市	民俗文化財	無形 民俗文化財	魚成新四国	—	城川	魚成	H1. 2. 21
189	無民 第 24 号	市	民俗文化財	無形 民俗文化財	成龍寺念仏踊り	—	野村	富野川	H5. 10. 27
190	無民 第 25 号	市	民俗文化財	無形 民俗文化財	お伊勢踊	—	三瓶	二及	H6. 11. 1
191	無民 第 26 号	市	民俗文化財	無形 民俗文化財	揚神楽	—	三瓶	朝立	H10. 7. 1
192	無民 第 27 号	市	民俗文化財	無形 民俗文化財	八幡神楽 (垣生神楽 部)	—	三瓶	垣生	H10. 7. 1
193	無民 第 28 号	市	民俗文化財	無形 民俗文化財	周木地区盆踊り きそ ん節・高松踊	—	三瓶	周木	H12. 12. 14
194	無民 第 29 号	市	民俗文化財	無形 民俗文化財	皆江地区盆踊り 歌舞 伎くずし	—	三瓶	皆江	H12. 12. 14
195	無民 第 30 号	市	民俗文化財	無形 民俗文化財	渡江の竹綱	—	明浜	渡江	H14. 10. 9
196	無民 第 31 号	市	民俗文化財	無形 民俗文化財	朝立地区の秋祭	—	三瓶	朝立	H16. 3. 11
197	無民 第 32 号	市	民俗文化財	無形 民俗文化財	蔵貫三島神社の秋祭	—	三瓶	蔵貫浦	H16. 3. 11
198	無民 第 33 号	市	民俗文化財	無形 民俗文化財	小原の五つ鹿踊り	—	宇和	小原	H25. 7. 29

資料編

	種別記 ・番号	指定	種別1	種別2	文化財の名称	員数	地区	文化財の 所在地	指定 年月日
199	史 第1号	市	記念物	史跡	二宮敬作住居跡	—	宇和	卯之町三丁目	S30.12.16
200	史 第2号	市	記念物	史跡	小森古墳	1基	宇和	山田	S30.12.16
201	史 第3号	市	記念物	史跡	龍澤寺	—	城川	魚成	S38.3.22
202	史 第5号	市	記念物	史跡	白岩城跡	—	城川	遊子谷	S47.8.28
203	史 第6号	市	記念物	史跡	甲ヶ森城跡	—	城川	土居	S47.8.28
204	史 第7号	市	記念物	史跡	黄幡城跡	—	城川	高野子	S47.8.28
205	史 第8号	市	記念物	史跡	隆ヶ森城跡	—	城川	魚成	S47.8.28
206	史 第9号	市	記念物	史跡	白木ヶ城跡	—	野村	野村 古市 平野 手都合	S48.7.3
207	史 第10号	市	記念物	史跡	龍ヶ森城跡	—	野村	阿下 前石	S48.7.3
208	史 第11号	市	記念物	史跡	御番所跡	—	野村	高瀬 大成	S48.7.3
209	史 第12号	市	記念物	史跡	御番所跡	—	野村	白髭 中組	S48.7.3
210	史 第13号	市	記念物	史跡	上城跡	—	野村	松溪	S49.6.28
211	史 第14号	市	記念物	史跡	鎌田ヶ城跡	—	野村	鳥鹿野	S49.6.28
212	史 第15号	市	記念物	史跡	大審院長児島惟謙苦学 之地	—	野村	本町二丁目	S49.6.28
213	史 第16号	市	記念物	史跡	檜木駄場古墳	1基	宇和	坂戸	S49.12.9
214	史 第17号	市	記念物	史跡	松ノ本古墳	1基	宇和	田苗真土	S49.12.9
215	史 第18号	市	記念物	史跡	妙法寺裏山古墳	1基	宇和	田苗真土	S49.12.9
216	史 第19号	市	記念物	史跡	河内奥ナルタキ1号墳	1基	宇和	岩木	S49.12.9
217	史 第20号	市	記念物	史跡	東大谷古墳	1基	宇和	岩木	S49.12.9
218	史 第21号	市	記念物	史跡	粟尻1号墳	1基	宇和	山田	S49.12.9
219	史 第22号	市	記念物	史跡	谷ヶ内古墳	1基	宇和	小野田	S49.12.9
220	史 第24号	市	記念物	史跡	宇都宮正綱廟	1基	明浜	高山甲 1315	S57.5.1
221	史 第25号	市	記念物	史跡	大崎狼煙場	1基	明浜	田之浜乙 567 の5	S57.5.1
222	史 第26号	市	記念物	史跡	渡江の主谷池	—	明浜	渡江	S59.2.24
223	名 第1号	市	記念物	名勝	前嶽溝	—	野村	上野・山本	S56.2.13
224	名 第2号	市	記念物	名勝	桂川溪谷	—	野村	野村	S56.2.13
225	名 第3号	市	記念物	名勝	樽滝	—	野村	旭(溪筋)	S56.2.13
226	天 第1号	市	記念物	天然記念物	ビャクシン(柏木)	—	城川	田穂	S38.3.22
227	天 第2号	市	記念物	天然記念物	三島神社のイブキビャクシン	1本	三瓶	蔵貫浦	S38.4.16
228	天 第3号	市	記念物	天然記念物	とげなしバラ(テリハ ノイバラ)	—	野村	阿下 十夜野	S39.12.12
229	天 第4号	市	記念物	天然記念物	客神社社叢	—	野村	坂石	S39.12.12
230	天 第5号	市	記念物	天然記念物	オオシラカシ(大白 檜)	1本	野村	小松 都	S39.12.12
231	天 第6号	市	記念物	天然記念物	国造神社の樹叢	—	三瓶	朝立	S43.12.25
232	天 第7号	市	記念物	天然記念物	天満神社の這いアスナ ロ(あすなろ)	1本	野村	中通川	S44.8.11
233	天 第8号	市	記念物	天然記念物	穴神鍾乳洞	—	城川	川津南	S47.8.28

資料編

	種別記 ・番号	指定	種別 1	種別 2	文化財の名称	員数	地区	文化財の 所在地	指定 年月日
234	天 第 9 号	市	記念物	天然記念物	宝泉坊オオカシ (大 檜) 群	—	城川	高野子	S48.9.29
235	天 第 10 号	市	記念物	天然記念物	ナギ	1 本	三瓶	蔵貫	S49.6.25
236	天 第 11 号	市	記念物	天然記念物	岩井のアコウジュ (樹)	1 本	明浜	宮野浦	S49.10.1
237	天 第 12 号	市	記念物	天然記念物	黒瀬川鍾乳洞	—	城川	下相	S50.10.22
238	天 第 13 号	市	記念物	天然記念物	リュウキュウマメガキ (黒柿)	1 本	城川	魚成	S55.3.14
239	天 第 14 号	市	記念物	天然記念物	ツバキ (椿)	1 本	城川	高野子	S55.3.14
240	天 第 16 号	市	記念物	天然記念物	大山神社のモガシ・ム クの木	2 本	明浜	俵津脇	S57.5.1
241	天 第 17 号	市	記念物	天然記念物	春日神社社叢	—	明浜	狩浜 3 の 1	S57.5.1
242	天 第 18 号	市	記念物	天然記念物	イヌマキ	1 本	宇和	常定寺	S58.12.9
243	天 第 19 号	市	記念物	天然記念物	ホソバタブ	1 本	宇和	下松葉	S58.12.9
244	天 第 20 号	市	記念物	天然記念物	金剛寺の夫婦イチョウ (銀杏)	2 本	明浜	高山	S59.2.24
245	天 第 21 号	市	記念物	天然記念物	客人神社社叢	—	明浜	宮野浦甲 825	S62.10.7
246	天 第 22 号	市	記念物	天然記念物	カツラギ (桂木)	1 本	城川	野井川	H1.2.21
247	天 第 23 号	市	記念物	天然記念物	ニューサマーオレンジ	3 本	三瓶	垣生	H4.7.1
248	天 第 24 号	市	記念物	天然記念物	オオスギ (大杉)	1 本	野村	松溪	H7.10.24
249	天 第 25 号	市	記念物	天然記念物	トウファ	—	城川	古市	H18.4.21
250	-	市	伝統的建造 物群保存地 区	—	中町町並み	宇和	卯之 町	H15.12.11	—

3-9 浸水想定区域内にある要配慮者関連施設一覧 [危機管理課・建設課・教育総務課・子育て支援課・長寿介護課・医療対策室]

河川名：肱川（宇和川）

No.	施設名	所在地	施設種別	想定浸水深	電話
1	ななほし中川	宇和町田苗真土 1994-1	通所介護 短期入所生活介護	0.5m～ 3.0m	(0894) 62-7714
2	グループホームもみの木	宇和町上松葉 165-1	認知症対応型 共同生活介護	0.5m～ 3.0m	(0894) 62-7720
3	シルバーハウス西予	宇和町上松葉 164-1	有料老人ホーム	0.5m未満	(0894) 69-1133
4	松葉学園	宇和町神領 534	障害者支援施設	0.5m～ 3.0m	(0894) 62-0471
5	夢の家（なごみ）	宇和町上松葉 90-5	共同生活援助	0.5m～ 3.0m	(0894) 62-7751
6	中川保育園	宇和町田苗真土 1617	児童福祉施設（保育所）	0.5m～ 3.0m	(0894) 62-2329
7	宇和保育園	宇和町下松葉 177-1	児童福祉施設（保育所）	0.5m～ 3.0m	(0894) 62-2588
8	下宇和保育園	宇和町皆田 1105	児童福祉施設（保育所）	0.5m～ 3.0m	(0894) 62-1530
9	中川小学校	宇和町田苗真土 1614-1	学校	0.5m～ 3.0m	(0894) 62-0357
10	皆田小学校	宇和町皆田 1115-1	学校	0.5m～ 3.0m	(0894) 62-0551
11	宇和児童館	宇和町神領 529-1	児童福祉施設	0.5m～ 3.0m	(0894) 62-7331
12	西予市民病院	宇和町永長 147-1	病院	0.5m～ 3.0m	(0894) 62-1121
13	土居内科	宇和町上松葉 145-1	病院	0.5m～ 3.0m	(0894) 69-1285
14	デイサービスセンターふれあい	野村町野村 12-446	高齢者福祉施設	3.0m～ 5.0m	(0894) 72-3750
15	共同生活事業所 かぜ	野村町野村 12-446	障がい者福祉施設	3.0m～ 5.0m	(0894) 89-4165
16	宇都宮内科	野村町野村 11-428	病院	3.0m～ 5.0m	(0894) 72-3333

※想定浸水深は想定最大規模による。

3-10 土砂災害（特別）警戒区域にある要配慮者関連施設一覧

文科省関係 [危機管理課・建設課・教育総務課・子育て支援課]

No.	施設名	所在地	施設種別	電話
1	明浜中学校	西予市明浜町俵津8-316-1	学校	0894-65-0004
2	愛媛県立宇和特別支援学校 聴覚障害部門	西予市宇和町卯之町 3-85	特別支援学校	0894-62-0061
3	卯之町幼稚園	西予市宇和町卯之町 3-104	幼稚園	0894-62-2050
4	惣川小学校	西予市野村町惣川 3888	学校	0894-76-0120
5	惣川幼稚園	西予市野村町惣川 3888	幼稚園	0894-76-0004
6	三瓶中学校	西予市三瓶町津布理 48	学校	0894-33-0041
7	愛媛県立宇和高等学校三瓶分校	西予市三瓶町津布理 3463	学校	0894-33-0033

厚労省関係 [危機管理課・建設課・健康づくり推進課・長寿介護課・福祉課・子育て支援課・市民課・野村病院・つくし苑・医療対策室]

No.	施設名	所在地	施設種別	電話
1	あじき医院	西予市明浜町高山甲 3630	医療提供機関	0894-64-0331
2	特別養護老人ホームあけはま荘	西予市明浜町狩浜 2-1177	老人福祉施設	0894-65-0137
3	短期入所生活介護事業所 あけはま荘	西予市明浜町狩浜 2-1177	老人福祉施設	0894-65-0137
4	明浜デイサービスセンター	西予市明浜町狩浜 2-1177	老人福祉施設	0894-65-0036
5	住宅型有料老人ホームさくら	西予市宇和町山田 1558	老人福祉施設	0894-62-8061
6	デイサービスさくら	西予市宇和町山田 1558	老人福祉施設	0894-62-8061
7	吉見歯科医院	西予市宇和町卯之町 3-162	医療提供機関	0894-62-6200
8	惣川高齢者生活福祉センター	西予市野村町舟戸 2097	老人福祉施設	0894-76-0275
9	養護老人ホーム奥伊予荘	西予市城川町古市 1773-1	老人福祉施設	0894-83-0136
10	老人保健施設・在宅介護支援センター みのり園	西予市三瓶町朝立 1-386-1	老人福祉施設	0894-33-1080
11	養護老人ホーム三楽園	西予市三瓶町蔵貫浦 5-19	老人福祉施設	0894-34-0631
12	樋口内科皆江診療所	西予市三瓶町皆江 1856-28	医療提供機関	0894-34-0090
13	特別養護老人ホーム皆楽園	西予市三瓶町皆江 2598-1	老人福祉施設	0894-20-5710

資料編

14	デイサービスセンター皆楽園	西予市三瓶町皆江 2598-1	老人福祉施設	0894-20-5710
15	樋口内科下泊診療所	西予市三瓶町下泊 785-1	医療提供機関	0894-34-0161
16	西予市国民健康保険周木診療所	西予市三瓶町周木 6-229-1	医療提供機関	0894-33-0291
17	認定こども園しろかわ保育所	西予市城川町下相 938	児童福祉施設	0894-82-0001
18	西予市地域共生型交流拠点施設（なごみかん）	西予市三瓶町津布理 2843-1	障害者支援施設	0894-89-3333
19	ケアハウスはまゆう	西予市明浜町狩浜 2-1208-4	老人福祉関係施設	0894-65-0066
20	高山保育園	西予市明浜町高山甲 3402	児童福祉施設	0894-64-0256
21	田之浜診療所（田之浜あじき医院）	西予市明浜町田之浜甲 1108-3	医療提供機関	0894-64-1443
22	デイサービスねぶの花（認知症対応型）	西予市宇和町卯之町 5-1-4	老人福祉関係施設	0894-62-8018
23	デイサービスねぶの花	西予市宇和町卯之町 5-1-4	老人福祉関係施設	0894-62-8018
24	グループホームひねもす	西予市宇和町卯之町 5-1-4	老人福祉関係施設	0894-62-1177
25	特別養護老人ホーム法正園	西予市野村町野村 13-288	老人福祉関係施設	0894-72-2851
26	短期入所生活介護事業所 法正園	西予市野村町野村 13-288	老人福祉関係施設	0894-72-2851
27	特別養護老人ホーム寿楽苑	西予市城川町魚成 7026-1	老人福祉関係施設	0894-82-0021
28	短期入所生活介護事業所 寿楽苑	西予市城川町魚成 7026-1	老人福祉関係施設	0894-82-0021
29	デイサービスセンター寿楽苑	西予市城川町魚成 7026-1	老人福祉関係施設	0894-82-0021
30	西予市国民健康保険土居診療所	西予市城川町土居 578	医療提供機関	0894-83-0031
31	西予市野村介護老人保健施設つくし苑	西予市野村町野村 9-47-3	老人福祉施設	0894-72-3820
32	西予市野村病院	西予市野村町野村 9-51	病院	0894-72-0180
33	野村保育所	西予市野村町野村 11-9-1	児童福祉施設	0894-72-0050
34	野村地域教育福祉複合施設（ゆめちやんこ）	西予市野村町野村 11-35-1	児童福祉施設	0894-72-1225

3-11 津波災害警戒区域にある要配慮者関連施設一覧 [危機管理課・建設課・学校教育課・長寿介護課・子育て支援課・医療対策室・三瓶支所地域生活課]

No.	施設名	所在地	施設種別	電話
1	三瓶小学校	西予市三瓶町朝立1番耕地 337-2	学校	0894-33-0035
2	明浜小学校	西予市明浜町俵津 8-316-1	学校	0894-65-0007
3	三瓶中学校	西予市三瓶町津布理 48	学校	0894-33-0041
4	明浜中学校	西予市明浜町俵津 8-316-1	学校	0894-65-0004
5	宇和高等学校三瓶分校	西予市三瓶町津布理 3463	学校	0894-33-0033
6	俵津保育所	西予市明浜町俵津 3-274	児童福祉施設	0894-65-0042
7	三瓶ひまわり保育園	西予市三瓶町朝立 1 番耕地 337-1	児童福祉施設	0894-33-0079
8	三瓶幼稚園	西予市三瓶町津布理 40 番地	児童福祉施設	0894-33-0314
9	有料老人ホームめぐみの里	西予市明浜町俵津 4 番耕地 44 番地	高齢者福祉施設	0894-69-3101
10	デイサービスセンターめぐみの里	西予市明浜町俵津 4 番耕地 44 番地	高齢者福祉施設	0894-69-3101
11	有料老人ホーム海里	西予市明浜町俵津 4 番耕地 69 番地 1	高齢者福祉施設	0894-65-0122
12	デイサービスセンター海里	西予市明浜町俵津 4 番耕地 69 番地 2	高齢者福祉施設	0894-65-0122
13	デイサービスセンターこはるの里	西予市明浜町俵津 4 番耕地 45 番地	高齢者福祉施設	0894-89-3146
14	特別養護老人ホームあけはま荘	西予市明浜町狩浜 2 番耕地 1177 番地	高齢者福祉施設	0894-65-0137
15	ケアハウスはまゆう	西予市明浜町狩浜 2 番耕地 1208 番地 4	高齢者福祉施設	0894-65-0066
16	デイサービスセンターだんだん三瓶	西予市三瓶町垣生丙 11 番地 1	高齢者福祉施設	0894-33-2121
17	老人保健施設みのり園	西予市三瓶町朝立 1 番耕地 386-1	高齢者福祉施設	0894-33-1080
18	グループホームまほろば	西予市三瓶町朝立 2 番耕地 1 番地 7	高齢者福祉施設	0894-33-2877
19	デイサービスセンターまほろば	西予市三瓶町朝立 2 番耕地	高齢者福祉施設	0894-33-2877

資料編

		1 番地 7		
20	グループホームアクティブライフ三瓶	西予市三瓶町朝立 7 番耕地 84 番地 1	高齢者福祉施設	0894-29-5260
21	特別養護老人ホーム皆楽園	西予市三瓶町皆江 2598 番地 1	高齢者福祉施設	0894-20-5710
22	デイサービスセンター皆楽園	西予市三瓶町皆江 2598 番地 1	高齢者福祉施設	0894-20-5711
23	サービス付き高齢者向け住宅さくら通り	西予市三瓶町朝立 2 番耕地 1 番地 7	高齢者福祉施設	0894-33-1200
24	樋口内科下泊診療所	西予市三瓶町下泊 785-1	医療施設	0894-34-0161
25	樋口内科皆江診療所	西予市三瓶町皆江 1856-28	医療施設	0894-34-0090
26	樋口内科蔵貫診療所	西予市三瓶町蔵貫浦 674-1	医療施設	0894-34-0089
27	西予市国民健康保険周木診療所	西予市三瓶町周木 6-229-1	医療施設	0894-33-0291
28	西予市国民健康保険二及診療所	西予市三瓶町二及 2-684-1	医療施設	0894-33-3140
29	たんぼぼ俵津診療所	西予市明浜町俵津 3-228	医療施設	0894-65-0026
30	あじき医院	西予市明浜町高山甲 3630	医療施設	0894-64-0331
31	狩江あじき医院	西予市明浜町狩浜 2-1321-4	医療施設	0894-65-0302
32	田之浜あじき医院	西予市明浜町田之浜甲 1108-3	医療施設	0894-64-1443
33	三瓶病院	西予市三瓶町朝立 2-1-18	医療施設	0894-33-1200
34	笹田循環器科内科医院	西予市朝立 1-310-41	医療施設	0894-33-3320
35	上松歯科医院	西予市三瓶町朝立 1-544-15	医療施設	0894-33-3192
36	菊池歯科医院	西予市三瓶町朝立 1-310-48	医療施設	0894-33-2466
37	松本歯科医院	西予市三瓶町朝立 1-438-98	医療施設	0894-33-2515
38	みよし歯科医院	西予市三瓶町朝立 8-852-1	医療施設	0894-33-3633

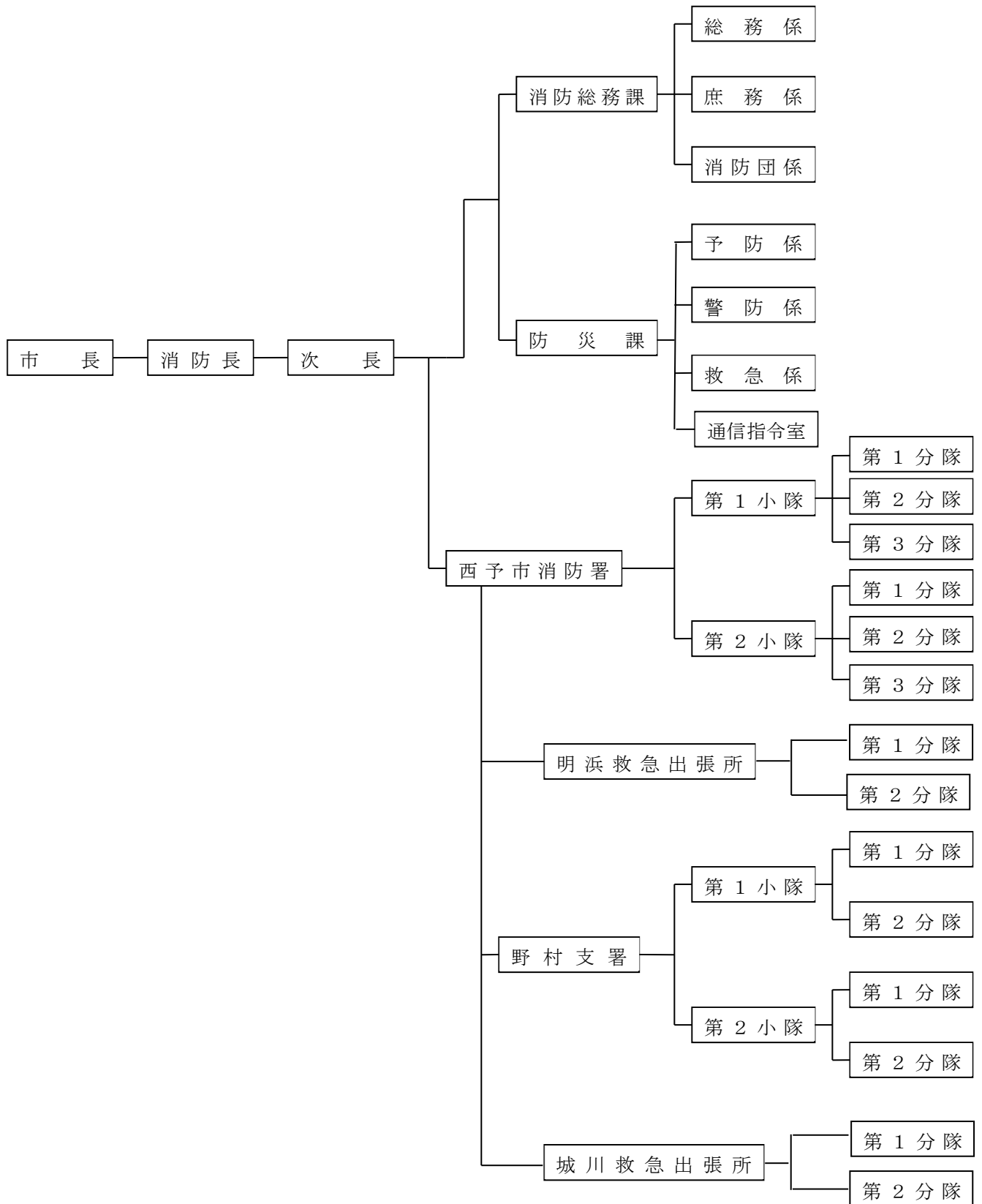
3-12 高潮災害警戒区域にある要配慮者関連施設一覧

[危機管理課・建設課・学校教育課・長寿介護課・医療対策室]

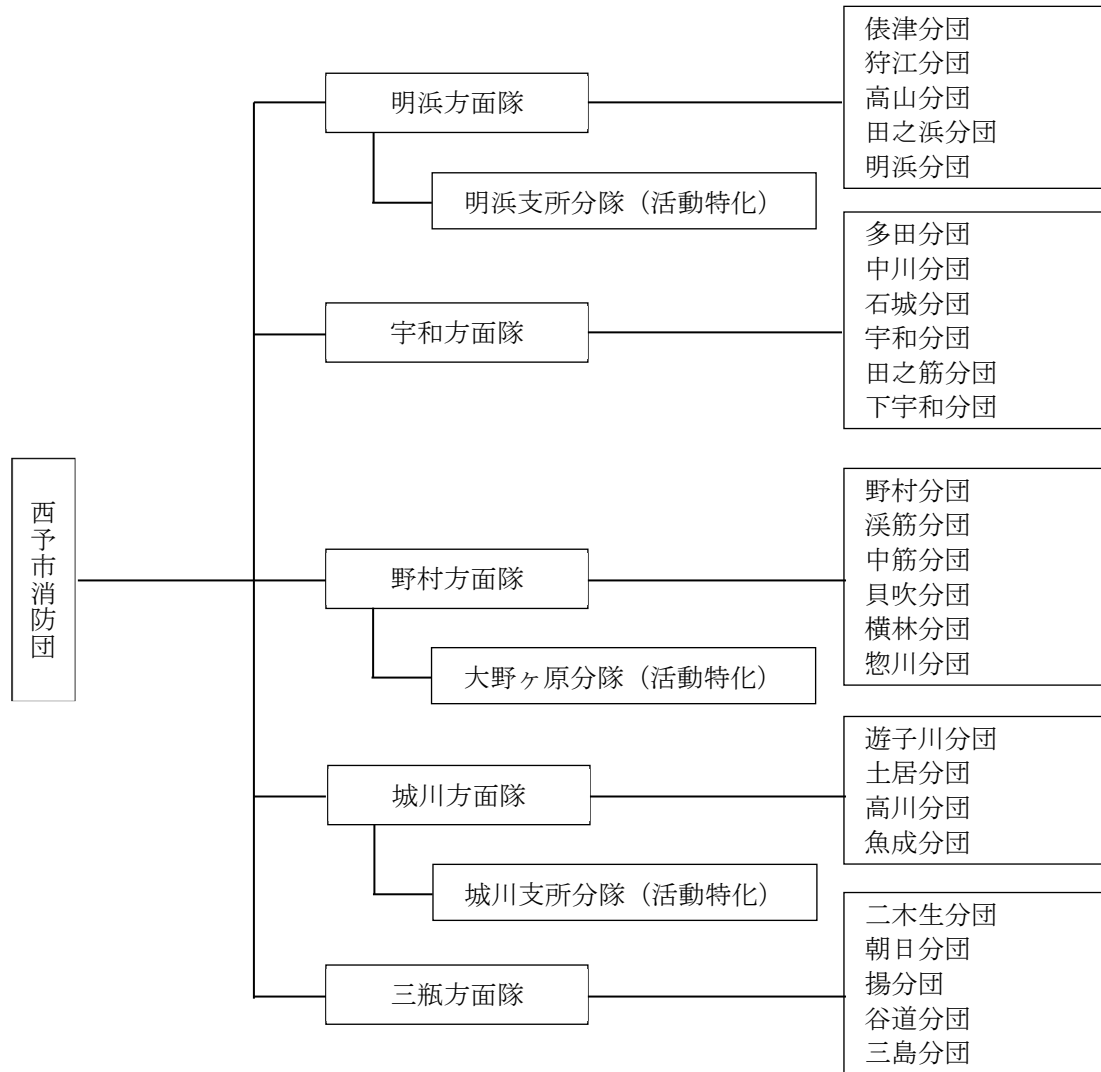
No.	施設名	所在地	施設種別	電話
1	たんぼぼ俵津診療所	西予市明浜町俵津3-228	医療施設	0894-65-0026
2	明浜小学校	西予市明浜町俵津 8-316-1	学校	0894-65-0007
3	明浜中学校	西予市明浜町俵津 8-316-1	学校	0894-65-0004
4	三瓶小学校	西予市三瓶町朝立 1-337-2	学校	0894-33-0035
5	三瓶中学校	西予市三瓶町津布理48	学校	0894-33-0041
6	宇和高等学校三瓶分校	西予市三瓶町津布理3463	学校	0894-33-0033
7	樋口内科皆江診療所	西予市三瓶町皆江 1856-28	医療施設	0894-34-0090
8	三瓶幼稚園	西予市三瓶町津布理 40	児童福祉施設	0894-33-0314
9	デイサービスセンターだんだん三瓶	西予市三瓶町垣生丙 11- 1	高齢者福祉施設	0894-33-2121
10	老人保健施設みのり園	西予市三瓶町朝立 1-386-1	高齢者福祉施設	0894-33-1080
11	西予市国民健康保険二及診療所	西予市三瓶町二及 2-684-1	医療施設	0894-33-3140
12	樋口内科蔵貫診療所	西予市三瓶町蔵貫浦 674-1	医療施設	0894-34-0089
13	狩江あじき医院	西予市明浜町狩浜 2-1321-4	医療施設	0894-65-0302
14	田之浜あじき医院	西予市明浜町田之浜甲 1108-3	医療施設	0894-64-1443
15	笹田循環器科内科医院	西予市朝立 1-310-41	医療施設	0894-33-3320
16	上松歯科医院	西予市三瓶町朝立 1-544-15	医療施設	0894-33-3192
17	菊池歯科医院	西予市三瓶町朝立 1-310-48	医療施設	0894-33-2466
18	松本歯科医院	西予市三瓶町朝立 1-438-98	医療施設	0894-33-2515
19	みよし歯科医院	西予市三瓶町朝立 8-852-1	医療施設	0894-33-3633

4 消防水防関係

4-1 西予市消防本部・署・支署組織図 [消防総務課]



4-2 西予市消防団組織図〔消防総務課〕



4-3 常備消防機械器具整備状況〔消防総務課〕

種別	西予市消防署	西予市消防署 野村支署	明浜 救急出張所	城川 救急出張所	備考
消防ポンプ自動車	4	1			水槽車
救助工作車	1	1			救助工作車Ⅰ・Ⅱ型
救急自動車	3	1	1	1	高規格救急自動車
その他	4	2			指揮車、広報運搬車、資機材搬送車
合計	12	5	1	1	19

4-4 非常備消防機械器具整備状況〔消防総務課〕

種別	消防ポンプ車	小型動力ポンプ	小型動力ポンプ積載車	備考
明浜方面隊	2	12	9	
宇和方面隊	2	24	22	指揮車1
野村方面隊	5	26	23	
城川方面隊	4	16	11	指揮車1
三瓶方面隊	3	14	13	指揮車1
計	16	92	78	

4-5 消防水利の状況〔消防本部防災課・三瓶支所地域生活課〕

令和6年1月1日

区分		町名						三瓶町
		明浜町	宇和町	野村町	城川町			
消火栓	226 1	372	277	18		241	241	1,133
		129	50	9		6	6	195
	12 0	93	0	8		92	92	205
		1	1	2		17	17	21
防火水槽	3 2	54	108	55		33	33	253
		43	25	22		4	4	96
	3 0	0	0	0		6	6	9
		31	69	16		0	0	116
	2		28	30	16		1	74
その他	1		11	7	1		2	22
	1		60	50	33		4	148
	2		60	77	63		0	202
	0		0	5	0		0	5
	14		1	0	1		0	16
	0		0	0	0		0	0
	9		0	0	0		8	17
合計			276	883	699	244		414

4-6 水防資機材保有状況一覧 [消防本部防災課・建設課・総務課・農業水産課 (産業建設課)]

令和6年1月1日

品名	単位	明浜	宇和	野村	城川	三瓶	合計
(消防倉庫兼用) 倉庫棟数		0	(1) 1	(5) 1	(0)	(0) 1	(6) 3
空俵	俵						
かます	枚						
むしろ	〃			22			22
麻袋	〃						
ビニール土のう袋	〃	2,000	4,500	350	1,800	1,500	10,150
杭・丸太1m	本		288	40		180	508
〃 2m	〃			30		100	130
〃 3m	〃						
〃 4m	〃			30			30
〃 5m	〃			3			3
縄	巻			2			2
鉄線	kg			35	1		36
ロープ	巻	3	5	10	5		23
釘	kg						
かすがい	本						
つるはし	丁	4	3	3	3	9	22
スコップ	〃	16	2	16	17	9	60
くわ	〃	9	2	2	3	1	17
雁爪	〃		13	2			15
じょれん	〃		2				2
掛矢	〃	2	4	2	3	3	14
ハンマー	〃	7	2	9	5		23
ペンチ	〃	4		4	5	3	16
チェーンソー	台	1		3	3	1	8
鎌	丁	9	25	7	5	7	53
鋸	〃	6	5	3	5		19
おの・なた	〃	2	3	4	5	25	39
羽口	〃						0
クリッパー	〃						0
ざるかご	ケ			30			30
手箕	ケ		2	13			15
防水ビニールシート	枚		18	12	3	6	39
照明灯	〃		2 (隊指令車)		2 (支所倉庫)	5 (消防倉庫兼用)	9
発電機	台	1 (支所倉庫)	3 (本庁倉庫2) (隊指令車1)	2 (支所倉庫)	3 (支所倉庫)	7 (消防倉庫兼用)	16
ガソリン携行缶 (20ℓ)	缶	1 (支所倉庫)	25		3 (支所倉庫)	3 (消防倉庫兼用)	32
ハンドマイク	台	2 (支所事務室)	3 (隊指令車)		1 (隊積載車)	2 (消防倉庫兼用)	8
吸着マット	枚		400 (消防署)	298 (野村支署)	100	1,467 (第三分署)	2,265
吸着剤 (凝固剤)	—					90 (三瓶漁協)	90
オイルフェンスA型	m	75 (明浜漁協)				60 (三瓶漁協)	135

4-7 水防計画 [消防総務課]

第1章 総則**1 目的**

この計画は、水防法（昭和24年法律第193号。以下「法」という。）第4条の規定に基づき、愛媛県知事から指定された指定水防管理団体たる西予市が、同第32条の規定に基づき、洪水又は高潮による水害を警戒防止するとともに、これによる被害を軽減するため、市内の海岸、港湾、河川、ため池等に対する水防上必要な監視、警戒、通信連絡及び輸送、水門等の操作、水防のための消防機関の活動、避難の誘導、応援並びに水防に必要な器具、資材、施設の整備と運用について実施の大綱を定め、もって水防の万全を期するものとする。

2 水防の責任と義務**(1) 市の責任（法第3条）**

市は、その区域における水防を十分に果たすべき責任を有する。

また、市長は水防体制と組織の確立強化を図るとともに、消防機関等の水防活動が充分に行われるよう指導と水防能力の確保に努める。

(2) 地元住民の義務（法第24条）

水防管理者、水防（消防）団長又は消防機関の長から出動を命ぜられた場合は、直ちにこれに協力し、水防に従事しなければならない。

また、水防区域内に居住する者は、常に気象状況、出水状況等に注意し、水害が予想される場合は、進んで水防活動に協力しなければならない。

(3) 発見者の義務

災害が発生する恐れがある異常な現象を発見した者は、遅滞なくその旨を市長又は警察官に通報しなければならない。

第2章 水防組織等**1 水防本部の組織等****(1) 水防本部の設置時期**

水防法第12条の規定により、県知事から気象状況による通知を受け、市長が洪水又は高潮等に対する危険があると認めたとときに、水防本部を設置し、水防活動を迅速かつ積極的に推進するものとする。

(2) 水防本部の組織、事務分掌及び配備体制等

水防本部の組織、事務分掌及び配備体制等は、西予市地域防災計画風水害等対策編第3編第2章「災害対策活動体制の整備」、第3章「職員動員の整備」及び第13章「水防活動」1「水防組織」を準用する。

2 水防団（消防団）の体制

消防団を水防団とし、編成も同様とする。

水防団は、次の4段階に分け、あらかじめその体制を整備し、水防活動に万全を期するよう努めるものとする。

(1) 待 機 水防団の足留を行う体制

(2) 出動準備 水防資器材の整備、点検、水門等の開閉の準備と幹部が出動する体制

(3) 出 動 水防団が出動する体制

(4) 解除 水防活動の終了

3 水防定員

指定水防管理団体である西予市の水防定員は、愛媛県の「指定水防管理団体の水防団員定員基準条例」(昭和25年条例第45号)によると、次のとおりである。

- | | |
|---|---|
| 1 | 指定水防管理団体の水防定員は、特に重要な河川、海岸は堤防の長さ 20mにつき 1 人の基準とする。 |
| 2 | 上記以外のその他の河川、海岸 50mにつき 1 人の基準とする。 |

4 水防区域等の状況

水防区域等の状況は、次のとおりである。

水防区域延長 (m)	6,785
特に危険な箇所延長 (m)	0

また、水防危険箇所は、資料編に掲げるとおりである。

資料 1 河川・海岸危険箇所一覧

第 3 章 水防施設等

1 水防倉庫及び資器材

(1) 水防倉庫及び資器材の整備

ア 水防管理者(市長)は、河川の状況、堤防護岸の状況及び過去の水害の状況を勘案して、市の実情に即応した資器材を備蓄し、常に整備しておくものとする。

イ 水防管理者(市長)は、常に資器材の在庫員数を調査し、員数が不足した場合には、補充するとともに、その受払を明確にしておくものとする。また、緊急に際し不足する場合には、県(西予土木事務所)に依頼するものとする。

(2) 水防倉庫及び資器材の保有状況

水防倉庫及び資器材の保有状況は、資料編に掲載のとおりである。

2 通信連絡

通信連絡体制は、西予市地域防災計画風水害等対策編第 3 編第 4 章「通信連絡体制の整備」を準用する。

3 非常輸送

(1) 輸送の確保

本部長(市長)は、非常の際の輸送を確保するため、あらゆる想定のもとに万全の措置を講じ、国土交通省四国地方整備局大洲河川国道事務所、愛媛県八幡浜地方局西予土木事務所、水防管理団体相互の連絡経路及び資器材の機動確保等について事前に調査し、具体策を立案しておくものとする。

(2) 水防資器材、応援の輸送等

水防本部において水防現地に対する水防資器材の輸送、応援人員の輸送等については、市所有公用車・借上貨物自動車、消防車等をもって充て、西予市地域防災計画風水害等対策編第 3 編第 9 章「緊急輸送活動」によるものとする。

資料 2 水防資器材保有状況一覧

第4章 予報及び警報

1 気象通報

松山地方気象台が発表する気象通報のうち、水防上必要な通知が県の水防本部に通報され、土木事務所等を通じ、水防管理者（市長）に通知されたとき、自ら災害に関する予報若しくは警報を知ったとき、又は法令の規定により自ら災害に関する警報をしたときは、住民、関係機関等に市防災行政無線、電話又は広報車等により通知するものとする。

(1) 注意報

大雨注意報	大雨によって被害が起こる恐れがある場合で、具体的には次のいずれかの条件に該当するとき。	
	表面雨量 指数基準	9
	土壌雨量 指数基準	81
高潮注意報	台風等による海面の異常上昇について、一般の注意を喚起する必要がある場合で、具体的には次の条件に該当するとき。 潮位が東京湾平均海面(TP)上、西予市で1.4m以上になると予想される場合。	
浸水注意報	大雨、長雨、融雪等の現象に伴う浸水によって被害が起こる恐れがあると予想される場合。 ※1	
洪水注意報	洪水によって被害が起こる恐れがある場合で、具体的には次のいずれかの条件に該当するとき。	
	流域雨量 指数基準	肱川流域=29.7, 岩瀬川流域=9.6 西川流域=2.6, 谷道川流域=3.6 皆江大川流域=7
	複合基準	肱川流域=(7, 23.8) 岩瀬川流域=(7, 7.1)
波浪注意報	風波、うねり等によって被害が起こる恐れがある場合で、具体的には、次の条件に該当するとき。 有義波高が、2.0m以上になると予想される場合。※2	
風雪注意報	風雪によって被害が起こる恐れがある場合で、具体的には、雪を伴い平均風速が陸上で12m/s以上（瀬戸、南東～南西15m/s以上）、海上では15m/s以上になると予想される場合。	
強風注意報	強風によって被害が起こる恐れがある場合で、具体的には、平均風速が陸上で12m/s以上（瀬戸、南東～南西15m/s以上）、海上では15m/s以上になると予想される場合。	

※1 この注意報は標題には用いないで、注意報の内容に含めて行う

※2 有義波高とは、ある地点で一定時間(例えば 20 分間)に観測される波のうち、高い方から順に 1/3 の個数までの波について平均した波高

(2) 警報

大雨警報	大雨によって重大な災害が起こる恐れがある場合で、具体的には、次のいずれかの条件に該当するとき。	
	表面雨量 指数基準	13
	土壌雨量 指数基準	116
高潮警報	台風などによる海面の異常上昇によって、重大な災害が起こる恐れがある場合で、具体的には次の条件に該当するとき。 潮位が東京湾平均海面(TP)上、西予市で1.7mになると予想される場合。	
浸水警報	大雨、長雨、融雪等の現象に伴う浸水によって重大な災害が起こる恐れがあると予想される場合。※3	
洪水警報	洪水によって重大な災害が起こる恐れがある場合で、具体的には次のいずれかの条件に該当するとき。	

	流域雨量 指数基準	肱川流域=37.2, 岩瀬川流域=12.1 西川流域=3.3, 谷道川流域=5.2 皆江大川流域=10
	複合基準	平地 R3=80かつ宇和川流域=13
波浪警報	風波、うねり等によって重大な災害が起こる恐れがある場合で、具体的には、次の条件に該当するとき。 有義波高が、4.0m以上が予想される場合。	
暴風雪警報	暴風雪によって重大な災害が起こる恐れがある場合で、具体的には、雪を伴い平均風速が陸上で20m/s以上（瀬戸、南東～南西25m/s以上）、海上では25m/s以上になると予想される場合。	
暴風警報	暴風によって重大な災害が起こる恐れがある場合で、具体的には、平均風速が陸上で20m/s以上（瀬戸、南東～南西25m/s以上）、海上では25m/s以上になると予想される場合。	

※3 この警報は標題には用いないで、警報の内容に含めて行う

(3) 特別警報

大雨 特別警報	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合。
暴風 特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合。
暴風雪 特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合。
波浪 特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高波になると予想される場合。
高潮 特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合。

(4) 気象情報

気象の予報などについて、一般及び関係機関に対して発表する情報をいう場合と、気象庁が保有する情報を総称している場合とがある。予報に関する気象情報は目的別に次のように分けられる。

ア 注意報、警報に先立って注意を喚起するためのもの。(台風や大雨などに関する情報)

イ 注意報、警報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説するもの。

ウ 記録的短時間大雨情報

数年に1回程度しか発生しないような激しい短時間の大雨を観測、または解析した時に発表する情報。
具体的には1時間雨量100mm以上の場合に発表する。

エ 土砂災害警戒情報

大雨警報の発表後、大雨による土砂災害の危険度が高まった時、市町名を特定して発表する情報（愛媛県と松山地方気象台が協議のうえ共同で発表）。

オ 少雨、長雨、低温、梅雨など比較的長期にわたる現象について注意を喚起したり、解説したりするためのもの。

カ その他の気象情報の種類としては、潮位に関する情報、指定河川洪水予報、竜巻注意情報などがある。また、対象とする予報区により全般、地方、府県気象情報に分けられる。

2 水防警報

(1) 水防警報を行う河川及び海岸

ア 国土交通大臣が行う水防警報の指定河川

西予市には該当無し。

イ 知事が行う水防警報の指定河川

法第16条第1項の規定による国土交通大臣の指定した河川以外で相当な損害を生じる恐れがあるもので知事が指定した河川は次のとおりである。

① 知事が水防警報を行う河川とその区域

河川名	左右岸	区 域	延長(m)	関係水防管理 団体
肱川 (宇和)	左岸	自 西予市宇和町 大江(大江橋) 至 西予市宇和町 皆田(皆田橋)	10,000	西予市
	右岸	自 西予市宇和町 大江(大江橋) 至 西予市宇和町 皆田(下宇和橋)	9,000	
肱川 (野村)	左岸	自 西予市野村町 野村 (新天神橋上流500m) 至 西予市野村町 野村 (権現橋下流500m)	4,800	
	右岸	自 西予市野村町 野村 (新天神橋上流500m) 至 西予市野村町 野村 (権現橋下流500m)	4,800	

② 知事が行う水防警報の対象とする基準水位観測所及び水防警報の通知

河川名	基準 水位 観測 所	水防 団待 機水 位(m)	氾濫注 意水位 (m)	水防警報の通知		
				発報担当者	受報担当関係者	連絡方法
肱川 (宇和)	神領	2.50	3.00	県河川課長	南予地方局西予土木事務所長を 通じ西予市長。県警本部警備課 長、松山地方気象台長、NHK松山 放送局報道課長、南海放送報道 部長、テレビ愛媛、あいテレビ、愛媛 朝日テレビ報道部長、愛媛県CATV 協議会、陸上自衛隊第14特科隊 長、(財)河川情報センター高松センター 長。	FAX及び メール
肱川 (野村)	荒瀬	2.60	3.70			

(2) 水防警報発令の基準

ア 水防警報発令の基準

水防警報発令の基準は、基準水位観測所の水位が氾濫注意水位に達するか、又は氾濫注意水位を超え、なお増水し災害が発生する恐れがあると認めるとき。

イ 知事指定河川・・・愛媛県知事が発令する。

河川名	基準水位観測所	待機	準備	出動	解除
肱川 (宇和)	神領	氾濫注意水位以上に達すると思われるとき	水位2.50mに達しなお上昇の恐れがあるとき	水位3.00mに達しなお上昇の恐れがあるとき	水防作業を必要としなくなったとき
肱川 (野村)	荒瀬	水防団待機水位(通常水位)以上に達すると思われるとき	水位2.60mに達しなお上昇の恐れがあるとき	水位3.70mに達しなお上昇の恐れがあるとき	水防作業を必要としなくなったとき

上記の他、必要に応じて水防警報連絡システムにより情報を提供する。

3 水位情報の通知及び周知

(1) 水位情報の通知及び周知を行う河川

水防法第13条の規定により国土交通大臣及び知事が水位情報の通知及び周知を行う河川（以下「水位情報周知河川」という。）

ア 国土交通大臣が指定する水位情報周知河川

西予市には該当無し。

イ 知事が指定する水位情報周知河川

① 知事が指定する水位情報周知河川の区域

水系名	河川名	左右岸	区域	延長(m)
肱川	肱川 (宇和)	左岸	水防警報河川と同じ	10,000
		右岸		9,000
	肱川 (野村)	左岸	水防警報河川と同じ	4,800
		右岸		4,800

② 知事が指定する水位情報周知河川の基準観測所

河川名	基準水位観測所	水防団待機水位(m)	氾濫注意水位(m)	避難判断水位(m)	水位情報の通知及び周知		
					発報担当者	受報担当者	連絡方法
肱川 (宇和)	神領	2.50	3.00	3.30	県河川課長	水防警報と同じ	多重無線(FAX)又は一般加入電話 防災行政無線
肱川 (野村)	荒瀬	2.60	3.70	4.00	同上	同上	同上

(2) 水位情報の通知及び周知の基準

水位情報周知河川の基準観測所の水位が特別氾濫注意水位に達したとの通知を受けた場合は、関係機関に伝達するとともに、必要に応じ、これを一般に周知する。

資料5 肱川（西予市）の水防警報連絡システム図

資料7 気象等警報・注意報の伝達システム

第5章 水防活動

西予市地域防災計画風水害等対策編第3編第13章「水防活動」を準用する。

1 予報及び警報に対する措置

建設部建設課は、西予土木事務所から水防に関する通報を受けたときは、速やかに産業建設部長に報告し、防

災計画の定めるところによりその状況に応じ万全の体制をしくとともに、次の場合、直ちに西予土木事務所に通知するものとする。

- (1) 水防（消防）団が水防のために出動したとき。
- (2) 堤防等に異常を発見したとき。
- (3) 水防作業を開始したとき。
- (4) 応援を求めるとき。
- (5) 避難を指示したとき。
- (6) 水防本部を設置したとき。

2 雨量、水位の通報

(1) 雨量、水位の通報

ア 水防本部は気象状況により、相当の降雨があると認めるときは、関係機関及び現場対応職員と緊密な連絡をとり、必要に応じ各地区の雨量及び水位の状況を把握する。

なお、水防本部で入手した情報は、西予土木事務所に通報する。

イ 本部長（市長）は、西予土木事務所と連絡をとり、的確な気象状況の把握に努めるとともに、市内の関係団体からの水防に関する情報の収集に努めるものとする。

(2) 雨量、水位観測所

雨量及び水位の観測所は、資料編に掲載のとおりである。

3 ダム放流等の通報

野村ダム管理所からの放流量、放流開始時刻等についての通報は、本庁、野村支所、西予市消防署及び西予市消防署野村支署にて受けるものとする。

4 潮位の通報

水防本部は異常高潮の恐れがあるときは、潮位観測を行い、異常高潮を認めた場合は、西予土木事務所に報告するものとする。

〈通報の主な事項〉

- ・ 風向及び風速の概要
- ・ 潮位
- ・ 波高（推定）及び波頭より防潮堤天端までの余裕

5 水門等の操作及び通報

水門等の操作及び通報については、次のとおりである。

- (1) 水門等の管理者は、水防上必要な気象等の状況の通知を受けたときは、直ちに水門等の操作責任者に連絡しなければならない。
- (2) 水門等の操作責任者は、気象等の状況の通知を受けた後は、水位の変動を監視し、必要な操作を行うとともに、水門等及び附近に異常を認めるとき、又は操作等に人員を要するときは、直ちに管理者に報告しなければならない。
- (3) 水門等の管理者は、毎年出水期に先立ち、操作に支障のないように点検整備を行わなければならない。

6 水防（消防）団の出動

本部長（市長）は、次に示す基準により、水防（消防）団に出動の命令を出し、水防活動を適切に行わなければならない。

(1) 出動準備

本部長（市長）は、次の場合、水防（消防）団に出動準備をさせる。

- ア 河川の水位が水防団待機水位に達し、なお、上昇の恐れがあり、かつ、出動の必要が予想される時。
- イ 豪雨等により破堤、漏水、崖崩れ等の恐れがあり、出動の必要が予想される時。
- ウ 気象予報、洪水予報、水防警報等により、洪水、高潮等の危険が予想される時。

(2) 出動

本部長（市長）は、市職員のみでの対応では困難であると判断した次の場合、水防（消防）団を出動させる。

- ア 河川の水位が氾濫注意水位に達した時。
- イ 潮位が異常を示し、高潮の恐れがある時。
- ウ 台風が本県若しくはその近くを通過する恐れがある時。
- エ その他気象予報、洪水予報、水防警報等により水防団の出動を要すると認められた時。

7 河川、堤防等の巡視及び警戒

(1) 常時監視

本部長（市長）からあらかじめ巡視員として指名された職員は、区域内の河川、海岸、堤防等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、水防本部に連絡するものとする。水防本部は、直ちに西予土木事務所に連絡して必要な措置を求めるものとする。

(2) 非常警戒

巡視員に指名された職員は、水防（消防）団の協力のもと、水防区域の監視及び警戒を厳重にし、既往の被害箇所、その他特に重要な箇所を中心として巡回し、次のような異常を発見した場合は、直ちに水防本部及び西予土木事務所に連絡するとともに、水防作業を開始する。

- ア 裏法の漏水又は飽水による亀裂及び欠け崩れ
- イ 表法で水当たりの強い場所の亀裂及び欠け崩れ
- ウ 天端の亀裂又は沈下
- エ 堤防の越水状況
- オ 樋門の両袖又は底部からの漏水と扉の締め具合
- カ 橋梁その他の構造物と堤防との取付部分の異常
- キ 高潮等における越波状況の異常

(3) 警戒区域の設定

本部長は、法第 21 条の規定により水防活動上緊急の必要がある場合は警戒区域を設定し、無用の者の立入を禁止し、若しくは制限し、あるいはその区域から退去を命ずることがある。

なお、法第 21 条第 2 項の規定により、水防機関又は消防機関に属する者がいないとき、又は前記機関の要求により警察官は同項に規定するものの職権を行使することができる。

また、水防のため必要と認めるときは、警察署長に対して警察官の出動を求めるものとする。

(4) 応援要請

本部長は、水防上必要あるときは、別途締結している消防応援協定に基づき応援を要請するものとする。

8 水防作業

(1) 水防工法

ア 工法はその選定を誤らなければ、一種類の工法を施行するだけで成果を上げる場合が多い。しかし、時に

は数種の工法を併用し、はじめてその目的を達成するときがあるから、当初施行の工法で効果が認められないときは、これに代わるべき工法を次々と行い、適切な水防に努めなければならない。

イ 工法を選ぶにあたっては、堤防の組成材料、流速、法面、護岸の状態等を考慮し、最も有効で、しかも使用材料がその付近で得やすい工法を施行する。

ウ 水防作業を必要とする異常状態を大別して、それに適する工法は、概ね資料編に掲げるとおりである。

(2) 水防作業上の心得

ア 水防従事者は、命令なくして部所を離れたり、勝手な行動をとってはならない。

イ 作業中は私語を慎み、終始懸命に努めること。

ウ 夜間などは特に言動に注意し、みだりに「越水」とか「破堤」等の想像による言動をしてはならない。

エ 命令及び情報の伝達は、特に迅速・正確・慎重に期し、みだりに人心を動揺せしめたり、いたずらに水防従事者を緊張によって疲れさせないように留意し、最悪時に最大の水防能力を発揮できるように心がけること。

オ 洪水時において堤防に異常の起こる時期は、滞水時間にもよるが、大体水位が最大の時又はその前後である。しかし、法崩れ・陥落等は、通常減水時に生ずる場合が多い（水位が最大洪水位の4分の3位に減少したときが最も危険）から、洪水が最盛時を過ぎても完全に流過するまで警戒を解いてはならない。

(3) 水防資器材の補充

本部長（市長）は、市保有の資器材を使用して、なお不足したとき、又は不足が予測されるときは、県及び近隣市町に備蓄資器材の応援を求めるものとする。

9 決壊の通報及び避難

(1) 決壊の通報

堤防その他の施設が決壊したときは、本部長又は消防長は、直ちにその旨を西予土木事務所長、氾濫の及ぶ恐れのある隣接水防管理者等に通報するものとする。

(2) 避難

災害による避難の指示、勧告等は、次に定めるもののほかは、西予市地域防災計画風水害等対策編第3編第8章「避難活動」の定めるところによる。

ア 本部長（市長）の措置（法第29条）

① 本部長は、自ら防御する堤防等が破堤した場合又は破堤の危険に瀕した場合には、直ちに必要と認める区域の居住者に対し、避難又はその準備を指示しなければならない。

② 本部長は、当該区域を管轄する警察署長と協議のうえ、西予市地域防災計画の定めるところにより、必要な措置を講じなければならない。

③ 本部長は、①の避難又はその準備を指示した場合は、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない。

④ 本部長は、避難を指示した場合は、その状況を県水防本部（県災害対策本部）に速やかに報告しなければならない。

イ 避難場所

一時避難場所及び避難収容施設は、資料編に掲げるとおりである。

ウ 避難の誘導

避難誘導にあたる職員、水防（消防）団員等は、関係住民に対し、次の事項について周知徹底するよう努めるものとする。

- ① 避難の勧告、指示があった場合に備え、いつでも避難できるよう準備しておくこと。
- ② 高齢者、幼児、障害者等災害時要援護者は早めに避難させること。
- ③ 避難の時は、まず火を始末し、戸締まりを完全にすること。
- ④ 単独行動は避け、家族又は隣近所が揃って避難すること。
- ⑤ 職員及び警察官等避難誘導者の指示に従って行動すること。

10 水防解除

本部長は、水位が氾濫注意水位以下に減じ、かつ、危険がなくなったときは水防解除を命じ、一般住民に周知するとともに、西予土木事務所長にその旨報告するものとする。

資料1 河川・海岸危険箇所一覧

資料3 雨量観測所一覧

資料4 水位観測所一覧

資料6 野村ダム水防連絡系統図

資料9 水防工法一覧

第6章 水防費用と公用負担

1 費用負担

西予市の管轄区域の水防に要する費用は、市が負担する。

ただし、他の水防管理団体に対する応援のために要する費用の額及び負担の方法は、応援を求めた水防管理団体との協議によって定める。

また、水防管理団体の水防によって、当該水防管理団体の区域の関係市町が著しく利益を受けるときは、当該水防に要した費用の一部は、当該水防により著しく利益を受ける市町が負担するものとする。ただし、その費用の額及び負担の方法は、両者の協議によって定める。

2 公用負担

(1) 公用負担の権限

水防管理者（市長）、水防（消防）団長又は消防長は水防のため必要あるときは、次の権限を行使することができる。

- ア 必要な土地の一時使用
- イ 土石、竹木、その他の資材の使用
- ウ 土地、土石、竹木、その他の資材の収用
- エ 車両その他の運搬用機器の使用
- オ 工作物その他の障害物の処分

(2) 公用負担権限証明書

公用負担の権限を行使する者は、水防管理者（市長）、水防（消防）団長又は消防長にあってはその身分を示す証明書、その他これらの者の命を受けた者にあっては、資料編に掲げる証明書を携行し、必要ある場合にはこれを呈示しなければならない。

(3) 公用負担の証票

公用負担の権限を行使したときは、資料編に掲げる証票を2通作成してその1通を目的物所有者、管理者又はこれに準ずべき者に手渡さなければならない。

(4) 損失補償

公用負担の権限行使によって損失を受けた者に対しては、時価によりその損失を補償するものとする。

資料10 公用負担権限証明書

資料11 公用負担証

第7章 水防報告及び水防訓練

1 水防活動実施報告

水防本部長（市長）は、水防活動を実施したときは、水防活動実施の翌月の5日までに資料編に掲げる水防活動実施報告書を2部作成し、西予土木事務所に提出しなければならない。

2 水防訓練

(1) 実施要領

水防管理者（市長）は、次の項目について十分訓練を行い、一般住民の参加を求め、水防思想の高揚に努めるものとする。なお、水防訓練の実施にあたっては、県の水防担当職員の指導を努めて受けるものとする。

ア 観測（水位、雨量、風速）

イ 通報（職員及び消防団の動員、居住者の応援）

ウ 輸送（資材、機材、人員）

エ 工法（各水防工法）

オ 樋門（操作）

カ 避難、立退（危険区域居住者の避難）

(2) 実施時期

水防訓練の実施は、最も効果のある時期を選び、随時、単独又は関係団体との連合あるいは合同で実施するものとする。

資料12 水防活動実施報告書

第8章 水防協力団体

1 水防協力団体の指定

水防管理団体は、下記に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これらに準ずるものとして国土交通省で定める団体を、その申請により、水防協力団体として指定することができる。

2 水防協力団体の業務

(1) 水防上必要な監視、警戒その他の水防活動の協力

(2) 水防に必要な器具、資材又は設備の保管、提供

- (3) 水防に関する情報又は資料の収集、提供
- (4) 水防に関する調査研究
- (5) 水防に関する知識の普及、啓発
- (6) 前各号に附帯する業務

3 水防協力団体と水防団等の連携

水防協力団体は、水防団との密接な連携の下に前項の業務を行わなければならない。また、水防協力団体は、毎年水防団及び消防機関が行う水防訓練に参加するものとする。

津波災害警戒区域に係わる水防協力団体は、津波防災地域づくりに関する法律に規定された津波避難訓練に参加する。(法第32条の3)

4 水防協力団体の申請・指定及び運用

水防協力団体の申請があった場合は、水防協力団体活動実施要領を基に指定することとする。また、指定の際は、合わせて水防協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示するものとする。

水防協力団体の業務の運用にあたっては、業務が適正かつ確実に行われるよう、同要領によるものとする。

西予市水防協力団体活動実施要領

令和6年3月12日

西予市告示第35号

(目的)

第1条 この告示は、西予市における水防協力団体の指定及びその活動の実施に関し、水防法(昭和24年法律第193号。以下「法」という。)、水防法施行規則(平成12年建設省令第44号。以下「省令」という。)その他の法令及び西予市水防計画(地域防災計画)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(水防協力団体の要件)

第2条 水防協力団体の対象となるものは、法第36条に基づき、第6条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして省令で定める団体(以下「法人等」という。)であり、かつ、反社会的勢力でないものとする。

(水防協力団体の申請方法)

第3条 水防協力団体の要件を満たす者で、西予市水防協力団体の指定を受けようとする者は、西予市水防協力団体指定申請書(様式第1号)に水防協力団体協力活動業務計画書(様式第2号)及び関係書類を添えて市長に申請するものとする。

(水防協力団体の指定)

第4条 市長は、前項の申請があったときは、必要な審査を行い、業務を適正かつ確実にすることができる法人等であると認められる場合は、水防協力団体として指定することができる。

2 市長は、前項の指定をしたときは、当該水防協力団体に対し、西予市水防協力団体認定書(様式第3号)を交付するとともに、当該水防協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示するものとする。

(水防協力団体の変更)

第5条 水防協力団体は、その名称、住所、事務所の所在地、業務内容、組織体制の変更をする場合は、市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の変更の届出があったときは、当該届出に係る事項を公示するものとする。

(水防協力団体の業務)

第6条 水防協力団体の業務は、水防団又は水防活動を行う消防機関(以下「水防団等」という。)による水防活動に対する協力業務とし、次に掲げる業務の範囲内で行うものとする。

(1) 河川巡視、土のうの袋詰め及び運搬、避難支援などの水防団又は消防機関が行う水防上必要な監視、警戒その他の水防活動の協力であって、構成員の安全を確保した上で行うことが可能な活動

(2) 水防に必要な器具、資材又は設備の保管及びその提供

(3) 水防協力団体の業務や活動を含む水防に関する広報活動、水防に関する情報の収集及びその提供

(4) 水防に関する意識調査、実態調査等の水防に関する調査研究

(5) 講習会や研修会等の実施等の水防に関する知識の普及及び啓発

(6) 水防意識の高揚を図るための自主的なパンフレットの作成、各種行事等の開催等の前各

号に掲げる業務に附帯する業務

2 前項に掲げる業務は、西予市からの情報提供や指導、助言を受け、水防団等と密接に連携して行うものとする。

(活動報告書の提出)

第7条 市長は、水防団等と連携して行われる水防の効果が最大限発揮されるよう、水防協力団体に対し、水防活動の活動記録についてその内容を明記した水防協力団体活動報告書(様式第4号)を提出させることができる。

(情報提供等)

第8条 市長は、水防協力団体協力活動業務計画書及び水防協力団体活動報告書で示された活動内容について、その活動の実施に関し、必要な情報の提供や指導、助言を行うものとする。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年3月13日から施行する。

様式第1号(第3条関係)

西予市水防協力団体指定申請書

年 月 日

西予市長
管 家 一 夫 様

住 所
(事務所所在地)
団体の名称
代表者氏名

水防法(昭和24年法律第193号)第36条第1項及び西予市水防協力団体活動実施要領第3条の規定に基づき、西予市水防協力団体の指定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

添付書類

- ・水防協力団体協力活動業務計画書(様式第2号)
- ・水防協力団体組織体制一覧表(連絡先)(任意様式)

様式第2号(第3条関係)

年 月 日

西予市長
管 家 一 夫 様

住所
(事務所所在地)
団体の名称
代表者氏名

水防協力団体協力活動業務計画書

西予市の実施する水防活動に協力するため、以下の業務を実施します。

(自由記載)

【記載例】

平時の活動事例

- ・ 土のう袋など水防資器材や設備等の保管場所の提供
- ・ 水防団員・消防団員の募集ポスターや水防に関する動画等の広報資料を水防協力団体のオフィスや店舗等に掲示
- ・ 講習会や研修会の実施を通じた水防知識の普及啓発
- ・ 小中学校や自治会に対する出前講座等の実施
- ・ 水防意識高揚のためのパンフレット作成や各種行事の開催
- ・ 水防演習や避難訓練への参加、物資提供、ブース出展 など

災害時の活動事例

- ・ 土のうの袋詰めや運搬
- ・ 子どもやお年寄りなどの救護
- ・ 住民の避難誘導、避難所開設・運営への支援
- ・ 土のう袋など水防資器材の設備等の提供
- ・ 水防団員・消防団員の休憩場所の提供 など

◎その他ご協力いただける活動がありましたら、具体的に内容をご記入ください。

(自由記載)

様式第3号(第4条関係)

西予市水防協力団体認定書

年 月 日

住 所

(事務所所在地)

団体の名称

代 表 者 様

西予市長

管 家 一 夫

水防法(昭和24年法律第193号)第36条第1項及び西予市水防協力団体活動実施要領第4条の規定に基づき、貴団体を西予市水防協力団体に指定します。

様式第4号(第7条関係)

西予市水防協力団体協力活動報告書

年 月 日

西予市長

管 家 一 夫 様

住 所
(事務所所在地)
団体の名称
代表者氏名

別紙のとおり水防協力活動を実施したので、西予市水防協力団体活動実施要領第7条の規定に基づき提出します。

5 情報収集・報告

5-1 災害発生報告様式 [危機管理課]

様式1

災 害 発 生 報 告

受 信 時 刻	市(町村)
発 信 者	月 日 時 分
受 信 者	

1	災害発生の日時	年	月	日	時	分	
2	災害発生場所						
3	災害発生原因						
4	災害 の 概 況	(1) 状況					
		(2) 死傷者	氏名	年齢	職業	住所	備考
		(3) 被害家屋	世帯主	年齢	職業	所在地	被害状況
5	災害 に 対 し て 取 ら れ た 措 置	(1) 主な措置					
		(2) 避難状況	地区名	世帯数	人員	避難先	命令、勧告、自主の別、その他
		(3) 消防機関の活動状況	ア 出動人員 消防職員 _____ 名、消防団員 _____ 名、計 _____ 名				
		イ 主な活動内容 (使用した機材を含む)					

5-2 被害認定基準 [危機管理課]

別表 災害の被害認定基準

分類	用語	被害程度の判定基準	
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体を確認することができないが、死亡したことが確実な者	
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いがある者	
	負傷者	重傷者	当該災害により負傷し、1月以上の治療を要する見込みの者
		軽傷者	当該災害により負傷し、1月未満で治療できる見込みの者
住家の被害	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。	
	世帯	生計を一つにしている実際の生活単位をいうが、同一家屋内の親子夫婦であっても生活の実態が別々であれば当然2世帯となる。また、主として学生等を宿泊させている寄宿舎、下宿、その他これに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいるものについては原則としてその宿泊者等を1世帯として取扱う。	
	全壊、全焼または流失	住家が滅失したもので、具体的には住家の損壊、若しくは、流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の50%以上に達した程度のものとする。報告については棟数ならびに世帯数及び人員とする。	
	半壊または半焼	住家の損壊がはなはだしいが、補修すれば元通りに使用できる程度のもので、具体的には損壊部分とその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のものとする。	
	床上浸水	全壊及び半壊に該当しない場合において、住家の床より上に浸水したもの及び土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものをいう。	
	床下浸水	床上浸水にいたらぬ程度に浸水したものをいう。	
	一部破損	損壊の程度が半壊焼にいたらぬ程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものである。（床上浸水及び床下浸水に該当するものを除く）ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。	
非住家の被害	非住家	住家以外の建物で、この報告中、他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。	
	公共建物	例えば、役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は、公共の用に供する建物とする。	
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。	
	非住家被害	全壊又は半壊の被害を受けたもの	
田畑被害	流失・埋没	耕土が流失し、又は砂利等の堆積のため、耕作が不能となったもの	
	冠水	植付作物の先端が見えなくなる程度に水につかったもの	
その他被害	道路決壊	高速自動車道、一般国道、県及び市町道（道路法第2条第1項に規定する道路、以下同じ）の一部が損壊し、車両の通行が不能となった程度の被害をいう。ただし、橋りょうを除いたものとする。	
	橋りょう流失	市町道以上の道路に架設した橋が一部又は全部流失、一般の渡橋が不能になった程度の被害をいう。	
	河川決壊	河川法にいう1級河川及び2級河川（河川法の適用もしくは準用される河川）の堤防あるいは溜池、かんがい用水路の堤防が決壊し、復旧工事を要する程度の被害をいう。	
	鉄道不通	汽車、電車の運行が不能となった程度の被害をいう。	
	被害船舶	ろ、かいのみをもって運行する舟以外の船で、船体が没し、航行不能になったもの、及び流失し所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害をいう。	
	電話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。	

分類	用語	被害程度の判定基準
その他被害	電気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
	水道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
	ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
	ブロック塀	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
被災世帯数	被災世帯	災害により被害を受けて通常の生活を維持できなくなった世帯で全壊半壊、床上浸水により被害を受けた世帯をいう。
	被災者	被災世帯の構成員をいう。
火災発生	火災	地震又は火山噴火の場合のみとすること。
	建物	土地に定着する工作物のうち屋根及び柱若しくは壁を有するもの、観覧のための工作物又は地下若しくは高架の工作物に設けた事務所、店舗、倉庫、その他これらに類する施設をいい、貯蔵そうその他これに類する施設を除く。
	危険物	消防法第11条に起因する市町長等が許可した製造所等
	その他	建物及び危険物以外のもの
その他の公用語の解説	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、ろう学校養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
	港湾被害	港湾法第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設で復旧工事を要する程度の被害をいう。
	砂防被害	砂防法第1条の規定による砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸で復旧工事を要する程度の被害をいう。
	清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。
	公立文教施設	公立の文教施設とする。
	農林水産業施設	農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には河川、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路及び漁港とする。
	その他の公共施設	公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。	
商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。	

5-3 中間報告・最終報告様式 [危機管理課]

様式2の(1)

中間報告・最終報告（共用）

発信機関			区 分		被害	区 分		被害									
報 告 第 報			11	(1) 流失、埋没	h a	34	公共文教施設	千円									
番号 (月 日 時現在)				田	(2) 冠水		h a	35	農林水産業施設	千円							
報告者名			12	(1) 流失、埋没	h a	36	公共土木施設	千円									
受領者名				畑	(2) 冠水		h a	37	その他の公共施設	千円							
区 分			13	文教施設	箇所	38	小 計	千円									
人 的 被 害	1	死者		人	14		病院	箇所	39	公共施設被害市町村数	団体						
	2	行方不明者	人	15		道路	箇所	40		農産被害	千円						
	3	(1) 重症	人			16	橋りょう			箇所	41	林産被害	千円				
		負傷者 (2) 軽症	人				17			河川		箇所	42	畜産被害	千円		
住 家 被 害	4	全壊	棟		18				港湾	箇所		43		水産被害	千円		
			世帯	19				砂防	箇所	44				商工被害	千円		
			人			20		清掃施設	箇所		45			その他	千円		
	5	半壊	棟				21	崖くずれ	箇所				46	被害総額	千円		
			世帯					22	鉄道普通					箇所	23	被害船舶	隻
			人						24					水道		戸	人的被害者の住所氏名等
6	一部破損	棟	25		電話							回線		今後の見とおし			
		世帯		26	電気					戸							
		人			27	ガス				戸							
7	床上浸水	棟				28	ブロック塀等			箇所	消防機関の活動状況						
		世帯					29	り災世帯数		世帯							
		人						30	り災者数	人							
8	床下浸水	棟	31						建物	件							
		世帯		32					危険物	件							
		人			33				その他	件							
非 住 家	9	公共建物				棟			火災発生								
	10	その他				棟											

災 害 名							
発 生 年 月 日							
発 生 場 所							
災害の概要							
47 市町村災害対策本部の設置状況							
48 災害救助法の適用状況							
避難状況							
応急措置及び救助活動の状況							
出動状況	49 消防団	人	51 警察官	人	53 自衛隊	人	
	50 消防吏員	人	52 その他の応援者	人	計	人	
文教施設・公共建物の名称、被害程度			不通道路橋りょう名				

様式2の2

被害状況内訳書

区 分		符号	被害量	被害額(千円)	備考	
一般被害	人的被害	死者	1	人		
		行方不明者	2	人		
		負傷者	重症	3	人	
			軽症	4	人	
			小計	5	人	
	住家被害	全壊	棟数	6	棟	
			世帯	7	世帯	
			人員	8	人	
		半壊	棟数	9	棟	
			世帯	10	世帯	
			人員	11	人	
		一部破損	棟数	12	棟	
			世帯	13	世帯	
			人員	14	人	
		床上浸水	棟数	15	棟	
			世帯	16	世帯	
			人員	17	人	
		床下浸水	棟数	18	棟	
			世帯	19	世帯	
			人員	20	人	
非住家被害	全壊及び半壊	21	棟			
り災世帯	り災世帯	22	世帯			
	り災者	23	人			
県有施設	他の項目に掲げるものを除く	庁舎等	24	箇所		
		その他の行政財産	25	箇所		
		普通財産	26	箇所		
		県立大学	27	箇所		
		その他	28	箇所		
小計	29	箇所				
市町村有施設	他の項目に掲げるものを除く	庁舎等	30	箇所		
		その他の行政財産	31	箇所		
		普通財産	32	箇所		
		県立大学	33	箇所		
		その他	34	箇所		
小計	35	箇所				
厚生関係被害	社会福祉施設	生活保護施設	36	箇所		
		身障更生保護施設	37	箇所		
		老人福祉施設	38	箇所		
		児童福祉施設	39	箇所		
		婦人反故施設	40	箇所		
		その他	41	箇所		
	小計	42	箇所			
	医療施設	伝染病棟	43	棟		
		伝染病舎	44	棟		
		公的病院	45	箇所		
私的病院		46	箇所			
その他		47	箇所			
小計	48	箇所				
環境衛生施設	水道施設	49	箇所			
	下水道施設	50	箇所			
	清掃施設	51	箇所			
	その他	52	箇所			
	小計	53	箇所			
計		54				
商工労働関係被害	中小企業	建物(住宅部除く)	55	棟		
		機械設備	56	箇所		
		商品、原材料、仕掛品	57	箇所		
		その他	58	箇所		
		小計	59	箇所		
	鉱工業	建物	60	箇所		
		機械設備	61	箇所		
		商品、原材料、仕掛品	62	箇所		
		その他	63	箇所		
		小計	64	箇所		
	観光施設	ホテル・旅館	65	箇所		
		観光施設	66	箇所		
		その他	67	箇所		
		小計	68	箇所		
		計		69		

様式2の2

被害状況内訳書

区 分		符号	被 害 量	被害額(千円)	備 考	
施設関係	共同利用施設	畜産関係	70		箇所	
		蚕糸関係	71		箇所	
		園芸関係	72		箇所	
		入植関係	73		箇所	
		その他	74		箇所	
		小計	75		箇所	
	非共同利用施設	畜産関係	76		箇所	
		蚕糸関係	77		箇所	
		園芸関係	78		箇所	
		入植関係	79		箇所	
		その他	80		箇所	
		小計	81		箇所	
	牧野地		82		h a	
	牧野施設		83			
	果樹、桑樹、茶樹、の樹体被害		84		h a	
	地方公共団体等の施設	畜産関係	85		箇所	
		蚕糸関係	86		箇所	
		園芸関係	87		箇所	
		入植関係	88		箇所	
		その他	89		箇所	
小計		90		箇所		
計		91				
農畜産物等	農畜産物関係	水陸稲	92	h a	t	
		麦類	93	h a	t	
		野菜	94	h a	t	
		果物	95	h a	t	
		園芸作物	96	h a	t	
		茶	97	h a	t	
		桑	98	h a	t	
		飼料作物	99	h a	t	
		その他	100	h a	t	
		小計	101	h a	t	
	家畜等	家畜	102			
		畜産物	103			
		繭	104			
		その他	105			
小計		106				
貯蔵物、加工品		107				
計		108		箇所		
水産関係	漁港	109		隻		
	漁船	110		件		
	船具	111		箇所		
	共同利用施設	112		箇所		
	非共同利用施設	113		箇所		
	養殖施設	114		箇所		
	養殖物	115				
	漁協(連合会)在庫物	116				
	その他	117				
	小計		118			
耕地関係	農地	田	流失埋没	119	h a	
			冠水	120	h a	
			小計	121	h a	
		畑	流失埋没	122	h a	
			冠水	123	h a	
			小計	124	h a	
	農業用施設	ため池	125		箇所	
		頭首工	126		箇所	
		水路	127		箇所	
		堤とう	128		箇所	
		道路	129		箇所	
		橋りょう	130		箇所	
		揚水機	131		箇所	
		その他	132		箇所	
		小計	133		箇所	
	計		134			
	林業関係	山地崩壊		135		h a
		林道	道路	136		箇所
橋架			137		箇所	
小計			138		m2	
林産物		木材	139		m2	
		立木	140		h a	
		木炭	141		kg	
		薪	142		kg	
		その他	143			
		小計	144			
一般林道施設		145		箇所		
木炭施設		146		箇所		
その他		147				
計		148				
合計		149				

様式2の2

被害状況内訳書

		区 分	符号	被 害 量	被害額(千円)	備 考
土木関係被害	国庫負担工事	県工事	河 川	150	箇所	
			砂 防	151	箇所	
			道 路	152	箇所	
			橋 り よ う	153	箇所	
			港 湾	154	箇所	
			漁 港	155	箇所	
			小 計	156	箇所	
		市町村工事	河 川	157	箇所	
			砂 防	158	箇所	
			道 路	159	箇所	
			橋 り よ う	160	箇所	
			港 湾	161	箇所	
			漁 港	162	箇所	
			小 計	163	箇所	
	単独工事	県工事	河 川	164	箇所	
			砂 防	165	箇所	
			道 路	166	箇所	
			橋 り よ う	167	箇所	
			港 湾	168	箇所	
漁 港			169	箇所		
小 計			170	箇所		
一 般 都 市 施 設			171	箇所		
そ の 他			172	箇所		
計			173	箇所		
文教関係被害	学校関係	幼 稚 園	174	件		
		小 学 校	175	校		
		中 学 校	176	校		
		高 等 学 校	177	校		
		そ の 他 の 学 校	178	校		
		小 計	179			
	育社 施会 設教	公 民 館	180	箇所		
		そ の 他	181	箇所		
		小 計	182	箇所		
	文化財関係	国 宝	183	件		
		重 文	184	件		
		県 指 定 文 化 財	185	件		
		史 跡 名 勝	186	箇所		
		天 然 記 念 物	187	箇所		
		小 計	188			
	計			189		
	総 合 計			190		

6 通信関係

6-1 市防災行政無線の現況 [危機管理課]

1 明浜町

同報系 (デジタル)

区分	設置場所	設置数
遠隔制御局	明浜支所	1
再送信子局		6
子局 (アンサーバック付)		18
子局 (アンサーバックなし)		7
戸別受信機	全世帯、公共施設、事業所	1,300

2 宇和町

同報系 (デジタル)

区分	設置場所	設置数
親局	西予市役所	1
遠隔制御局	西予市消防本部、各地区地域づくり活動センター (宇和地域づくり活動センターを除く)、本庁宿直室、危機管理課	9
再送信子局		2
子局 (アンサーバック付)		19
子局 (アンサーバックなし)		45
戸別受信機	全世帯、公共施設、事業所	5,800

3 野村町

同報系 (デジタル)

区分	設置場所	設置数
遠隔制御局	野村支所、各地区地域づくり活動センター	6
再送信子局 (子局併用含む)		10
子局 (アンサーバック付)		57
子局 (アンサーバックなし)		28
戸別受信機	全世帯、公共施設、事業所	3,500

4 城川町

同報系 (デジタル)

区分	設置場所	設置数
遠隔制御局	城川支所、各地区地域づくり活動センター	5
再送信子局		4
子局 (アンサーバック付)		63
子局 (アンサーバックなし)		2
戸別受信機	全世帯、公共施設、事業所	1,500

5 三瓶町

同報系 (デジタル)

区分	設置場所	設置数
遠隔制御局	三瓶支所、八幡浜地区施設事務組合消防署第三分署	2
再送信子局		3
子局 (アンサーバック付)		19
子局 (アンサーバックなし)		23
戸別受信機	全世帯、公共施設、事業所	2,200

6-2 非常通信ルート [危機管理課]

総務部危機管理課

県防災 電話：防災電話機 610-22～24、610-31～34 FAX：610-21

N T T 電話：0894-62-1111、0894-62-6491 FAX：0894-62-6514

- ① —— 愛媛県庁（防災危機管理課）
- ② ----- 西予警察署 ～～ 県警本部 ----- 愛媛県庁（防災危機管理課）
- ③ ----- 西予市消防本部 —— 松山市消防局 ----- 愛媛県庁（防災危機管理課）

※記号 —— 無線区間 ～～ 有線区間 ----- 使送区間

【関係機関連絡先】

□西予警察署（警務課） 電話：0894-62-0110

□西予市消防本部 電話：0894-62-0119

- ①は、通常通信ルート：西予市と県庁間に構築されている愛媛県防災行政無線回線を指します。
- ②以降は、非常通信ルート：通常通信ルートが使用不可の場合、愛媛県非常通信協議会の構成員の通信システムを利用するルートを指します。

6-3 災害時優先電話一覧 [財政課・政策推進課]

令和5年4月1日現在

	使用箇所	電話番号	回線種別	備考
1	上下水道課	62-6411	STNet 光	本庁 2F
2	秘書室	62-5000	STNet 光	本庁 4F
3	総務課	62-6400	STNet 光	本庁 4F
4	多田地域づくり活動センター	66-0300	STNet 光	
5	石城地域づくり活動センター	62-9445	STNet 光	
6	田之筋地域づくり活動センター	62-0033	STNet 光	
7	俵津地域づくり活動センター	65-0001	STNet 光	
8	狩江地域づくり活動センター	65-0301	STNet 光	
9	野村支所代表	72-1111	STNet 光	
10	湊筋地域づくり活動センター	75-0111	STNet 光	
11	中筋地域づくり活動センター	72-0801	STNet 光	
12	大和田地域づくり活動センター	72-1185	STNet 光	
13	横林地域づくり活動センター	77-0111	STNet 光	
14	惣川地域づくり活動センター	76-0111	STNet 光	
15	野村消防署	72-0119	STNet 光	
16	野村消防署	72-1162	STNet 光	
17	遊子川地域づくり活動センター	85-0111	STNet 光	
18	土居地域づくり活動センター	83-1111	STNet 光	
19	高川地域づくり活動センター	83-1001	STNet 光	
20	魚成地域づくり活動センター	82-0015	STNet 光	
21	二木生・周木地域づくり活動センター	33-0054	STNet 光	
22	蔵貫地域づくり活動センター	34-0133	STNet 光	
23	本庁舎	62-3300	NTT アナログ	PBX バックアップ用
24	(災害対策本部設置時のみ使用)	62-3302	NTT アナログ	PBX バックアップ用
25		62-3303	NTT アナログ	PBX バックアップ用
26		62-3306	NTT アナログ	PBX バックアップ用
27		62-3307	NTT アナログ	PBX バックアップ用
28		宇和中学校	62-1266	NTT アナログ
29	多田小学校	66-0202	NTT アナログ	
30	中川小学校	62-0357	NTT アナログ	
31	石城小学校	62-9714	NTT アナログ	
32	宇和町小学校	62-5606	NTT アナログ	
33	田之筋小学校	62-0474	NTT アナログ	
34	皆田小学校	62-0551	NTT アナログ	

資料編

35	宇和福祉センター	62-2600	NTT アナログ	
36	明浜中学校	65-0004	NTT アナログ	
37	明浜小学校	65-0007	NTT アナログ	
38	俵津保育所	65-0042	NTT アナログ	
39	野村中学校	72-0026	NTT アナログ	
40	野村小学校	72-0027	NTT アナログ	
41	惣川小学校	76-0120	NTT アナログ	
42	大野ヶ原小学校	76-0360	NTT アナログ	
43	野村幼稚園	72-0373	NTT アナログ	
44	惣川幼稚園	76-0004	NTT アナログ	
45	市立野村病院	72-0182	NTT アナログ	
46	市立野村病院	72-0183	NTT アナログ	
47	つくし苑	72-3822	NTT アナログ	
48	城川中学校	82-0029	NTT アナログ	
49	城川小学校	82-0017	NTT アナログ	
50	認定こども園しろかわ保育所	82-0001	NTT アナログ	
51	土居診療所	83-0031	NTT アナログ	
52	三瓶中学校	33-0042	NTT アナログ	
53	三瓶小学校	33-0035	NTT アナログ	
54	三瓶保育園	33-0079	NTT アナログ	
55	周木診療所	33-0291	NTT アナログ	
56	二及診療所	33-3140	NTT アナログ	
57	津布理水源地	33-1118	NTT アナログ	
58	西予市消防本部	62-2129	NTT アナログ	

6-4 衛星携帯電話一覧 [危機管理課]

令和6年1月1日現在

配 備 先		衛星携帯電話番号	機種
本 庁 ・ 支 所	西予市危機管理課（1）	080-2851-1317	ワイドスターⅡ
	西予市危機管理課（2） ※	870-776302610	IsatPhonePRO 2
	西予市危機管理課（3） ※	870-776747048	IsatPhonePRO 2
	西予市明浜支所	080-8639-7715	ワイドスターⅡ
	西予市野村支所	080-8639-7716	ワイドスターⅡ
	西予市城川支所	080-6886-0585	ワイドスターⅡ
	西予市三瓶支所	080-8639-7717	ワイドスターⅡ
外 部 機 関	西予市消防署（本署） ※	080-2854-6653	ワイドスターⅡ
	西予市消防署（野村支署） ※	080-2854-6654	ワイドスターⅡ
	市立西予市民病院	080-2984-1887	ワイドスターⅡ
	市立野村病院	080-2851-1612	ワイドスターⅡ
孤 立 想 定 地 区	俵津地区自主防災会	080-2851-1307	ワイドスターⅡ
	狩江自主防災クラブ	080-2851-1308	ワイドスターⅡ
	高山自主防災クラブ	080-2851-1309	ワイドスターⅡ
	宮野浦自主防災クラブ	080-2851-1310	ワイドスターⅡ
	田之浜自主防災クラブ	080-2851-1311	ワイドスターⅡ
	窪野総務区	080-2851-1312	ワイドスターⅡ
	川津南総務区	090-6886-2583	ワイドスターⅡ
	野井川総務区	090-6886-0584	ワイドスターⅡ
	二木生地域づくり活動センター	080-2851-1313	ワイドスターⅡ
	蔵貫地域づくり活動センター	080-2851-1314	ワイドスターⅡ
	西予市消防団三瓶方面隊 三島分団第5部	080-2851-1315	ワイドスターⅡ
	西予市消防団三瓶方面隊 二木生分団第4部	080-2851-1316	ワイドスターⅡ
	惣川地区自治振興会	090-6886-0581	ワイドスターⅡ
	大野ヶ原地域づくり活動センター	090-6886-0582	ワイドスターⅡ

※県が原子力災害時の緊急連絡用として整備し、配備したもの

6-5 IPトランシーバー・デジタル簡易無線一覧 [消防本部総務課・危機管理課]

令和3年12月1日現在

○消防本部管理分

No.	配備先	No.	配備先
1	西予市消防団本部	34	石城分団第2部
2	西予市消防団本部	35	宇和分団本部
3	明浜方面隊本部	36	宇和分団第1部
4	俵津分団本部	37	宇和分団第2部
5	俵津分団第1部	38	宇和分団第3部
6	俵津分団第2部	39	宇和分団第4部
7	俵津分団第3部	40	宇和分団第5部
8	狩江分団本部	41	宇和分団第6部
9	狩江分団第1部	42	宇和分団第7部
10	狩江分団第2部	43	田之筋分団本部
11	狩江分団第3部	44	田之筋分団第1部
12	高山分団本部	45	田之筋分団第2部
13	高山分団第1部	46	田之筋分団第3部
14	高山分団第2部	47	下宇和分団本部
15	高山分団第3部	48	下宇和分団第1部
16	田之浜分団本部	49	下宇和分団第1部
17	田之浜分団第1部	50	下宇和分団第2部
18	田之浜分団第2部	51	野村方面隊本部
19	宇和方面隊本部	52	野村分団本部
20	宇和方面隊本部指揮班	53	野村分団第1部
21	多田分団本部	54	野村分団第2部
22	多田分団第1部	55	野村分団第3部
23	多田分団第1部	56	野村分団第4部
24	多田分団第2部	57	野村分団第5部
25	多田分団第2部	58	溪筋分団本部
26	中川分団本部	59	溪筋分団第1部
27	中川分団第1部	60	溪筋分団第2部
28	中川分団第2部	61	溪筋分団第3部
29	中川分団第3部	62	溪筋分団第4部
30	石城分団本部	63	溪筋分団第4部
31	石城分団第1部	64	溪筋分団第5部
32	石城分団第1部	65	中筋分団本部
33	石城分団第2部	66	中筋分団第1部

No.	配備先	No.	配備先
67	中筋分団第2部	100	魚成分団第6部
68	中筋分団第3部	101	三瓶方面隊本部
69	中筋分団第4部	102	二木生分団本部
70	貝吹分団本部	103	二木生分団第1部
71	貝吹分団第1部	104	二木生分団第2部
72	貝吹分団第1部	105	二木生分団第3部
73	貝吹分団第2部	106	二木生分団第4部
74	貝吹分団第3部	107	朝日分団本部
75	横林分団本部	108	朝日分団第1部
76	横林分団第1部	109	朝日分団第2部
77	横林分団第2部	110	揚分団本部
78	惣川分団本部	111	揚分団第1部
79	惣川分団第1部	112	揚分団第2部
80	惣川分団第2部	113	揚分団第3部
81	惣川分団第3部	114	谷道分団本部
82	惣川分団第4部	115	谷道分団第1部
83	城川方面隊本部	116	谷道分団第2部
84	遊子川分団本部	117	三島分団本部
85	遊子川分団第1部	118	三島分団第1部
86	遊子川分団第2部	119	三島分団第2部
87	土居分団本部	120	三島分団第3部
88	土居分団第1部	121	三島分団第4部
89	土居分団第2部	122	三島分団第5部
90	土居分団第3部	123	西予市消防署
91	高川分団本部	124	西予市消防署野村支署
92	高川分団第1部	125	西予市消防署明浜救急出張所
93	高川分団第2部	126	西予市消防署城川救急出張所
94	魚成分団本部	127	八幡浜地区施設事務組合消防署第三分署
95	魚成分団第1部		
96	魚成分団第2部		
97	魚成分団第3部		
98	魚成分団第4部		
99	魚成分団第5部		

○危機管理課管理分

No.	配備先
128	危機管理課 1
129	危機管理課 2
130	危機管理課 3
131	危機管理課 4
132	危機管理課 5
133	危機管理課 6
134	危機管理課 7
135	消防本部 1
136	消防本部 2
137	明浜支所 1
138	明浜支所 2
139	野村支所 1
140	野村支所 2
141	城川支所 1
142	城川支所 2
143	三瓶支所 1
144	三瓶支所 2

☆携帯電話の通話エリア（au の 4G LTE）ならどこでも通話エリアとなる IP トランシーバーと、デジタル簡易無線が使用できるハイブリッド IP トランシーバーです。

6-6 特設公衆電話一覧 [危機管理課]

令和5年4月現在

NO.	建物名	利用場所	設置台数
1	宇和中学校	事務室・管理室	2
2	石城小学校	職員室	1
3	旧明間小学校	体育館	1
4	三瓶周木地区体育館	職員室	1
5	三瓶蔵貫地区体育館	グラウンド	1
6	三瓶文化会館	事務室・管理室	2
7	三瓶体育館	事務室・管理室	3
8	三瓶二及地区体育館	職員室	1
9	城川中学校	事務室・管理室	1
10	城川小学校	体育館	1
11	旧高川小学校	玄関ホール	1
12	旧土居小学校	体育館	1
13	旧遊子川小学校	体育館	1
14	高山地区体育館（明浜支所）	1F 事務所	1
15	旧狩江小学校（かりえ笑学校）	職員室	1
16	旧田之浜小学校	職員室	1
17	野村中学校	事務室・管理室	2
18	旧中筋小学校	事務室・管理室	1
19	惣川小学校	職員室	1
20	乙亥の里	ホール	2
21	明浜中学校	職員室	1
22	多田小学校	職員室	1
23	中川小学校	体育館	1
24	皆田小学校	体育館	1
25	田之筋小学校	体育館	1
26	野村小学校	職員室	1
27	三瓶下泊地区体育館	玄関ホール	1
28	明浜小学校	職員室	1

☆特設公衆電話は、大規模災害発生時（災害救助法適用時）等において、通信手段の確保のために被災者等が無料で使用することができます。

7 医療救護関係

7-1 医療機関等収容施設一覧 [医療対策室、県医療対策課]

1 救護病院等

機 関 名	所 在 地	電話番号	病 床 数 (うち一般又は療養)
西予市立西予市民病院	西予市宇和町永長 147 番地 1	0894-62-1121	154 (152)
西予市立野村病院	西予市野村町野村 9 号 53 番地	0894-72-0180	88 (88)
三瓶病院	西予市三瓶町朝立 2 番耕地 1	0894-33-1200	47 (47)

2 災害拠点病院

名 称	所 在 地	電話番号	病 床 数 (うち一般又は療養)
市立宇和島病院	宇和島市御殿町 1 - 1	0895-25-1111	435 (426)
市立八幡浜総合病院	八幡浜市大平 1 番耕地 638	0894-22-3211	256 (254)

3 災害基幹拠点病院

名 称	所 在 地	電話番号	病 床 数 (うち一般又は療養)
県立中央病院	松山市春日町 83	089-947-1111	827 (824)

8 食料等の備蓄、調達関係

8-1 緊急物資備蓄一覧 [危機管理課]

令和5年4月1日現在

物資名	明浜支所	本 庁	野村支所	城川支所	三瓶支所	合計
保存パン	480 食	2,592 食	648 食	384 食	324 食	4,428 食
乾燥米飯	1,400 食	3,950 食	1,300 食	1,400 食	1,400 食	9,450 食
おかゆ	500 食	2,690 食	300 食	400 食	550 食	4,400 食
ミルク（粉・液体）	0 缶	136 缶	0 缶	0 缶	0 缶	136 缶
ビスケット等	0 食	3,220 食	0 食	0 食	0 食	3,220 食
飲料水	2,784 ㍴	3,420 ㍴	1,864 ㍴	2,292 ㍴	2,412 ㍴	12,772 ㍴
生理用品	72 セット	342 セット	36 セット	88 セット	72 セット	610 セット
毛布	1,618 枚	675 枚	750 枚	750 枚	1,804 枚	5,597 枚
日用品セット	0 セット	100 セット	59 セット	0 セット	39 セット	198 セット
ポリタンク	0 個	20 個	0 個	0 個	0 個	20 個
給水タンク	8 台	3 台	0 台	0 台	4 台	15 台
非常用飲用水袋	0 枚	1,260 枚	0 枚	0 枚	0 枚	1,260 枚

8-2 物資等の一時集積場所一覧 [危機管理課]

施設名	所在地	電話番号
道の駅 どんぶり館	宇和町稲生118番地	62-5778
俵津地域づくり活動センター （センター倉庫含む）	明浜町俵津3番耕地283号	65-0001
乙亥会館	野村町野村12号10番地	72-1006
城川総合運動公園 農業者トレーニングセンター	城川町土居30番地2	83-1155
三瓶共選柑橘撰果場	三瓶町朝立1番耕地546番地39	0894-33-3311

8-3 重要給水施設一覧 [上下水道課]

機関名	所在地	電話番号
西予市立西予市民病院	西予市宇和町永長147番地1	62-1121
西予市立野村病院	西予市野村町野村9番耕地53	72-0180

9 交通・輸送関係

9-1 市有車両の状況 [財政課]

1 本庁

令和6年1月1日現在

番号	管理部署	ナンバー			登録年月日	車 種			
		種別	かな	番号		種 別	駆動方式	メーカー	名 称
1	財政課	300	や	5007	H30.2	普通乗用	2WD	トヨタ	カムリ(※)
2	財政課	300	ひ	5494	H22.2	普通乗用	2WD	トヨタ	プリウス(※)
3	財政課	501	の	7673	H29.7	小型乗用	2WD	スズキ	スイフト(※)
4	財政課	581	え	4348	H29.7	軽乗用	2WD	スズキ	アルト(※)
5	財政課	300	み	1755	H25.10	普通乗用	2WD	ホンダ	ハイエースワゴンDX(※)
6	財政課	300	や	8877	H30.6	普通乗用	2WD	日産	キャラバン(※)
7	財政課	22	さ	4105	H9.6	普通乗合	2WD	トヨタ	コースター(※)
8	財政課	200	さ	5825	H28.11	普通乗合	2WD	日野	リエッセII(※)
9	財政課	500	な	5619	H13.9	小型乗用	2WD	トヨタ	ファンカーゴ(※)
10	財政課	41	に	6734	H12.5.11	軽貨物	2WD	ダイハツ	ハイゼットカーゴ(※)
11	財政課	400	た	7239	H20.9	小型貨物	4WD	トヨタ	プロボックス(※)
12	財政課	581	く	7338	H30.8	軽乗用	2WD	ダイハツ	タント(※)
13	財政課	300	も	1691	H28.11	普通乗用	4WD	ニッサン	エクストレイル(※)
14	財政課	480	と	1763	R2.7	軽貨物	4WD	ダイハツ	ハイゼットカーゴ(※)
15	財政課	480	せ	4713	H26.8	軽貨物	4WD	スバル	サンバー(※)
16	財政課	300	む	672	H26.8	普通乗用	4WD	スバル	フォレスター(※)
17	財政課	400	て	2973	R1.7	小型貨物	4WD	日産	ADバン(※)
18	財政課	300	み	6718	H26.3.14	普通乗用	4WD	日産	エクストレイル(※)
19	財政課	480	そ	3529	H27.6	軽貨物	4WD	スズキ	エブリィ(※)
20	財政課	480	か	7444	H20.5	軽貨物	4WD	スズキ	エブリィ(※)
21	財政課	480	す	6926	H25.10	軽貨物	4WD	ダイハツ	ハイゼット(※)
22	財政課	580	み	9055	H26.5	軽乗用	4WD	スズキ	ワゴンR(※)
23	財政課	500	ね	4238	H14.10	小型乗用	2WD	トヨタ	プロボックス(※)
24	財政課	41	ほ	6938	H16.6	軽貨物	4WD	ダイハツ	ハイゼットカーゴデラックス(※)
25	財政課	501	は	8623	H30.6	小型乗用	2WD	日産	セレナ(※)

資料編

番号	管理部署	ナンバー			登録年月日	車 種			
		種別	かな	番号		種 別	駆動方式	メーカー	名 称
26	財政課	480	て	1938	R1.6	軽貨物	2WD	ダイハツ	ハイゼットカーゴ (※)
27	財政課	400	て	6400	R3.1	小型貨物	2WD	日産	A Dバン (※)
28	総務課	400	て	7437	R3.6	小型貨物	2WD	ニッサン	ステーションワゴン (ADバン)
29	まちづくり推進課	200	さ	5824	H28.11	普通乗合	4WD	トヨタ	ハイエース (※)
30	まちづくり推進課	200	さ	6132	R4.9	普通乗合	4WD	トヨタ	ハイエースコミュニタ ー
31	まちづくり推進課	301	た	360	R6.1	普通乗合	4WD	トヨタ	ハイエース (※)
32	まちづくり推進課	200	さ	6051	R2.10	普通乗合	4WD	トヨタ	ハイエースコミュニタ ー (※)
33	まちづくり推進課	宇和町	ほ	359	H9.8	小型特殊			スポーツトラクター
34	まちづくり推進課	41	ほ	9524	H16.8	軽貨物	4WD	ホンダ	アクティトラックSDX (※)
35	税務課	581	え	1948	H29.6	軽乗用	2WD	スズキ	スぺーシア
36	環境衛生課	480	た	2357	H28.5	軽貨物	4WD	スズキ	キャリー
37	環境衛生課	580	む	625	H26.6	軽乗用	4WD	ホンダ	バモス
38	環境衛生課	城川町	ひ	202	H9.2	小型特殊	2WD	T C M	フォークリフト
39	環境衛生課	45	せ	1090	H10.6	小型貨物	2WD	トヨタ	2トンダンプ
40	環境衛生課				H22.3	小型特殊	2WD	コマツ	フォークリフト (FD20C-17/301649)
41	環境衛生課				H22.3	小型特殊	2WD	コマツ	フォークリフト (FD20C-17/301650)
42	環境衛生課	100	す	8914	H28.12	普通貨物	2WD	日野	アームロールトラック
43	環境衛生課				H5.12	大型特殊	2WD	三菱	ホイローダー (WS500A II 17LT)
44	環境衛生課	41	ち	3463	H9.3	軽貨物	4WD	ユニキャ リア	キャブオーバー
45	環境衛生課	100	さ	3825	H13.9	普通貨物	2WD	いすゞ	アームロールトラック
46	環境衛生課				H29.10	小型特殊	2WD	ロジネク スト	フォークリフト (KF- 17D-20737)
47	環境衛生課	100	さ	991	H11.3	普通貨物	2WD	日野	レンジャー
48	環境衛生課				H12.2	小型特殊	2WD	T C M	フォークリフト (FD25Z3T)

資料編

番号	管理部署	ナンバー			登録年月日	車 種			
		種別	かな	番号		種別	駆動方式	メーカー	名称
49	環境衛生課				H28.8	小型特殊	2WD	三菱	フォークリフト (KFGE20T1 KF17D- 20586)
50	福祉課	581	あ	1538	H28.5	軽乗用	2WD	スズキ	アルト
51	長寿介護課	41	ね	4291	H12.-	軽貨物	2WD	ホンダ	アクティ
52	長寿介護課	581	く	7972	H30.8	軽乗用	2WD	ダイハツ	ミライース
53	長寿介護課	480	い	5947	H23.11	軽貨物	4WD	スズキ	アルトバン
54	健康づくり推進課	200	さ	5226	H18.10	普通乗合	2WD	日産	シビリアン
55	健康づくり推進課	581	あ	5021	H28.6	軽乗用	2WD	ダイハツ	ミライース
56	健康づくり推進課	480	な	1282	R3.7	軽貨物	4WD	ダイハツ	ハイゼットカーゴ
57	農業水産課	000	る	1129	H22.2	大型特殊	4WD	コマツ	ショベル・ローダ (※)
58	農業水産課	581	て	750	H18.8	軽乗用	2WD	ホンダ	ザッツ (※)
59	農業水産課	480	な	7114	H21.5	軽貨物	4WD	ホンダ	バモス (※)
58	シルク博物館	581	き	6052	H17.1	軽乗用	2WD	マツダ	AZワゴン (※)
59	エコセンター	100	さ	9108	H16.10	普通貨物	4WD	いすゞ	エルフ (※)
60	大野ヶ原育成牧場	100	さ	9926	H17.7	普通貨物	4WD	日野	ヒノレンジャー (※)
61	林業課	580	ほ	2864	H25.8	軽乗用	4WD	スズキ	ジムニー (※)
62	林業課	480	と	537	R2.5	軽貨物	4WD	ダイハツ	ハイゼットカーゴ (※)
63	建設課	480	な	2285	R3.8	軽貨物	4WD	スズキ	エブリィ・ジョイン
64	建設課	480	た	2272	H28.5	軽貨物	4WD	ダイハツ	ハイゼットカーゴ
65	建設課	480	ち	1909	H29.5	軽貨物	2WD	スズキ	キャリィ
66	建設課	480	ち	1910	H29.5	軽貨物	2WD	スズキ	キャリィ
67	上下水道課	480	さ	9170	H25.2	軽貨物	4WD	スズキ	キャリー
68	上下水道課	41	ひ	2824	H15.4	軽貨物	4WD	スズキ	キャリーダンプ
69	上下水道課	480	す	3870	H25.7	軽貨物	4WD	スズキ	エブリィ ハイルーフ PC
70	上下水道課	480	ち	2946	H29.6	軽貨物	4WD	ホンダ	アクティ
71	上下水道課	西予市	あ	1	H30.4	原付バイク		ホンダ	タクト
72	上下水道課	西予市	あ	2	H28.4	原付バイク		ホンダ	トゥデイ

資料編

番号	管理部署	ナンバー			登録年月日	車 種			
		種別	かな	番号		種 別	駆動方式	メーカー	名 称
73	上下水道課	西予市	あ	3	H29.4	原付バイク		ホンダ	タクト
74	上下水道課	480	つ	2455	H30.6	軽貨物	4WD	スズキ	エブリイ
75	上下水道課	800	す	9424	R3.3	普通特種	4WD	三菱	キャンター(※)
76	経済振興課	501	そ	2355	H24.4	小型乗用	4WD	トヨタ	サクシードワゴン
77	経済振興課	580	ち	9390	H24.4	軽乗用	2WD	ダイハツ	タント
78	経済振興課	501	ほ	4522	H21.3	小型乗用	2WD	トヨタ	カローラ
79	危機管理課	501	と	727	H25.2	小型乗用	2WD	日産	セレナ
80	危機管理課	501	に	8133	H27.3	小型乗用	2WD	日産	セレナ(※)
81	危機管理課	501	に	8134	H27.3	小型乗用	2WD	日産	セレナ(※)
82	議会事務局	300	ひ	5495	H22.2	普通乗用	2WD	トヨタ	プリウス
83	教育総務課	501	の	5860	H29.5	小型乗用	2WD	トヨタ	カローラアクシオ(※)
84	教育総務課	200	さ	5921	H30.3	普通乗合	2WD	三菱	ローザ
85	教育総務課	200	は	5075	H22.3	普通乗合	2WD	日野	メルファデラックス
86	教育総務課	200	は	5076	H22.3	普通乗合	2WD	日野	メルファデラックス
87	教育総務課	200	は	5114	H26.3	普通乗合	2WD	いすゞ	M-1
88	教育総務課	200	は	5115	H26.3	普通乗合	2WD	いすゞ	M-1
89	教育総務課	200	さ	5391	H21.5.28	普通乗合	4WD	トヨタ	ハイエース
90	教育総務課	200	さ	244	H13.3	普通乗合	2WD	三菱	ローザ(代替バス)
91	教育総務課	200	さ	5717	H27.3	普通乗合	2WD	三菱	ローザ
92	教育総務課	200	は	5123	H27.3	普通乗合	2WD	いすゞ	ガーラミオ
93	教育総務課	200	は	5124	H27.3	普通乗合	2WD	いすゞ	ガーラミオ
94	教育総務課	200	は	5125	H27.3	普通乗合	2WD	いすゞ	ガーラミオ
95	教育総務課	200	は	5126	H27.3	普通乗合	2WD	いすゞ	ガーラミオ
96	教育総務課	200	さ	5716	H27.3	普通乗合	2WD	三菱	ローザ
97	教育総務課	200	さ	5712	H27.3	普通乗合	2WD	トヨタ	ハイエース
98	教育総務課	200	さ	5713	H27.3	普通乗合	2WD	トヨタ	ハイエース
99	教育総務課	200	さ	5714	H27.3	普通乗合	2WD	トヨタ	ハイエース
100	教育総務課	200	さ	5782	H28.3	普通乗合	2TR	トヨタ	
101	教育総務課	200	は	5128	H28.3	普通乗合	2WD	いすゞ	
102	教育総務課	200	さ	5788	H28.3	普通乗合	2WD	三菱	
103	教育総務課	200	さ	5789	H28.3	普通乗合	2WD	三菱	
104	教育総務課	200	さ	5783	H28.3	普通乗合	2WD	トヨタ	

資料編

番号	管理部署	ナンバー			登録年月日	車 種			
		種別	かな	番号		種 別	駆動方式	メーカー	名 称
105	教育総務課	200	さ	5855	H29. 3	普通乗合	2WD	三菱	ローザ ハイルーフ
106	教育総務課	200	さ	5886	H29. 10	普通乗合	2WD	三菱	ローザ
107	教育総務課	200	さ	435	H15. 9	普通乗合	2WD	三菱	ローザ
108	せいよ西学校給食センター	100	す	3782	H21. 9	普通貨物	2WD	いすゞ	ELF ナロー
109	せいよ西学校給食センター	100	す	3034	H20. 8	普通貨物	2WD	いすゞ	ELF ナロー
110	せいよ西学校給食センター	480	き	6236	H21. 2	軽貨物	2WD	ダイハツ	ハイゼット
111	せいよ西学校給食センター	480	く	2276	H21. 9	軽貨物	2WD	ダイハツ	ハイゼット
112	せいよ西学校給食センター	100	す	9147	H29. 3	普通貨物	2WD	いすゞ	エルフ
113	せいよ西学校給食センター	100	す	9148	H29. 3	普通貨物	2WD	いすゞ	エルフ
114	せいよ東学校給食センター	100	せ	439	H30. 10	普通貨物	2WD	いすゞ	エルフ
115	せいよ東学校給食センター	100	せ	440	H30. 10	普通貨物	2WD	いすゞ	エルフ
116	せいよ東学校給食センター	480	つ	3601	H30. 8	軽貨物	4WD	ダイハツ	ハイゼットカーゴ
117	せいよ東学校給食センター	480	と	8616	R3. 3. 29	軽貨物	2WD	ダイハツ	ハイゼットトラック
118	せいよ東学校給食センター	41	た	7374	H9. 2	軽貨物	2WD	ダイハツ	パネルバン
119	三瓶学校給食センター	100	す	3845	H21. 10	普通貨物	2WD	いすゞ	エルフナロー
120	まなび推進課	480	そ	2822	H25. 4	軽貨物	4WD	スバル	サンバー
121	まなび推進課	501	そ	3360	H21. 10	小型乗用	2WD	ホンダ	エアウェーブ
122	市民病院	501	そ	3459	H21. 10	小型乗用	2WD	ホンダ	インサイト
123	市民病院	500	ぬ	9890	H14. 8	小型乗用	2WD	トヨタ	カローラフィールダー
124	市民病院	480	す	1018	H25. 3. 29	軽貨物	4WD	スズキ	キャリイ
125	市民病院	501	の	7453	H29. 7. 13	小型乗用	2WD	日産	セレナ
126	野村病院	300	ふ	3400	H22. 10	普通乗用	4WD	トヨタ	ノア (※)

資料編

番号	管理部署	ナンバー			登録年月日	車 種			
		種別	かな	番号		種別	駆動方式	メーカー	名称
127	野村病院	480	こ	5185	H23.9	軽貨物	4WD	ダイハツ	ダンプ
128	野村病院	580	く	6969	H19.1	軽乗用	4WD	ダイハツ	ムーブL(※)
129	野村病院	580	く	6933	H19.1	軽乗用	4WD	ダイハツ	ムーブL(※)
130	野村病院	501	そ	4485	H21.11	小型乗用	4WD	トヨタ	カローラフィールダー(※)
131	野村病院	480	て	2038	R1.6	軽貨物	2WD	ダイハツ	ハイゼットカーゴ(※)
132	野村病院	580	ほ	6245	H25.9	軽乗用	2WD	ダイハツ	ミライース(※)
133	野村病院	580	ゆ	8145	H27.12	軽乗用	2WD	ダイハツ	ミライース(※)
134	医療対策室	800	す	7813	H30.6	普通特種	2WD	日野	リエッセII(※)
135	つくし苑	41	ね	1907	H13.4	軽貨物	4WD	ホンダ	アクティバン
136	つくし苑	580	み	9427	H26.5	軽乗用	4WD	ダイハツ	アトレー
137	つくし苑	580	は	7981	H24.10	軽乗用	4WD	ダイハツ	アトレー
138	つくし苑	800	す	3940	H23.11	普通特種	4WD	トヨタ	ハイエース
139	つくし苑	580	み	8574	H26.5	軽乗用	2WD	スズキ	ワゴンR
140	つくし苑	880	あ	97	H17.7	軽特種	4WD	ダイハツ	ハイゼット スローパー
141	つくし苑	800	す	7316	H29.10	普通特種	2WD	日産	キャラバン
142	つくし苑	800	す	7317	H29.10	普通特種	2WD	日産	キャラバン

2 明浜支所

番号	管理部署	ナンバー			登録年月日	車 種			
		種別	かな	番号		種別	駆動方式	メーカー	名称
1	地域生活課	400	て	2652	R1.6	小型貨物	2WD	日産	NV150AD(※)
2	地域生活課	400	て	435	H30.7	小型貨物	2WD	日産	ADバン(※)
3	地域生活課	480	え	4939	H19.6	軽貨物	4WD	三菱	ミニキャブトラック(※)
4	地域生活課	300	る	1035	R1.7	普通乗用	2WD	トヨタ	ハイエースワゴン(※)
5	地域生活課	480	な	871	R3.6	軽貨物	2WD	ダイハツ	ハイゼットカーゴ(※)
6	産業建設課	400	た	1757	H18.12	小型貨物	2WD	トヨタ	プロボックス(※)
7	産業建設課	41	た	9961	H9.2	軽貨物	2WD	ダイハツ	ハイゼット(※)

番号	管理部署	ナンバー			登録年月日	車 種			
		種別	かな	番号		種別	駆動方式	メーカー	名称
8	産業建設課	480	と	1895	R2.7	軽貨物	4WD	ダイハツ	ハイゼットカーゴ (※)
9	産業建設課	480	せ	8399	H7	軽貨物	2WD	ホンダ	アクティ (※)

3 野村支所

番号	管理部署	ナンバー			登録年月日	車 種			
		種別	かな	番号		種別	駆動方式	メーカー	名称
1	地域生活課	480	く	2995	H19.4	軽貨物	4WD	スバル	サンバー
2	地域生活課	300	む	1439	H26.9	普通乗用	2WD	トヨタ	ハイエースワゴンD X (※)
3	地域生活課	50	ゆ	4178	H14.4	軽乗用	2WD	ダイハツ	アトレイワゴン
4	地域生活課	480	う	6334	H18.10	軽貨物	4WD	ダイハツ	ハイゼット
5	地域生活課	581	え	3044	H29.6	軽乗用	2WD	スズキ	アルト
6	地域生活課	581	さ	2353	R1.6	軽乗用	2WD	ダイハツ	ミライース
7	地域生活課	51	う	201	H16.3	軽乗用	2WD	ホンダ	ライフ
8	地域生活課	480	と	9024	H16.6	軽貨物	4WD	スズキ	キャリィ
9	地域生活課	33	ぬ	2884	H9.9	普通乗用	2WD	トヨタ	ハイエース
10	産業建設課	480	て	2037	R1.6	軽貨物	4WD	ダイハツ	ハイゼットカーゴ
11	産業建設課	300	や	8960	H30.6	普通乗用	4WD	ホンダ	ヴェゼル (※)
12	産業建設課	501	ね	7298	H28.10	小型乗用	4WD	ホンダ	シャトル (※)
13	産業建設課	41	ほ	366	H16.1	軽貨物	4WD	スバル	サンバー
14	産業建設課	480	つ	5148	H12	軽貨物	4WD	スズキ	キャリィ
15	産業建設課	480	さ	8135	H24.12	軽貨物	4WD	ダイハツ	ハイゼットカーゴ
16	産業建設課	480	え	7055	H19.8	軽貨物	4WD	ホンダ	アクティ
17	乙亥の里	41	ち	6275	H11.4	軽貨物	4WD	ホンダ	アクティ
18	惣川公民館	480	ち	5348	H29.10	軽貨物	4WD	ダイハツ	ハイゼットカーゴ

4 城川支所

番号	管理部署	ナンバー			登録年月日	車 種			
		種別	かな	番号		種別	駆動方式	メーカー	名称
1	地域生活課	581	え	1861	H29.6	軽乗用	2WD	スズキ	スペーシア
2	地域生活課	501	の	7538	H29.7	小型乗用	2WD	日産	ノート

資料編

番号	管理部署	ナンバー			登録年月日	車 種			
		種別	かな	番号		種別	駆動方式	メーカー	名称
3	地域生活課	51	う	202	H16.3	軽乗用	2WD	ホンダ	ライフ
4	地域生活課	41	ほ	2891	H16.3	軽貨物	4WD	ホンダ	アクティ
5	地域生活課	41	ほ	2550	H16.3	軽貨物	4WD	ホンダ	アクティバン
6	地域生活課	301	さ	3826	R2.9	普通乗用	2WD	トヨタ	ハイエースワゴン
7	土居診療所	58	に	6392	H7.6	小型乗用	2WD	トヨタ	コロナ
8	産業建設課	480	な	2282	R3.8	軽貨物	4WD	ダイハツ	ハイゼット(※)
9	産業建設課	480	せ	34	H26.2	軽貨物	4WD	ダイハツ	ハイゼット(※)
10	産業建設課	300	と	5056	H16.3	普通乗用	4WD	トヨタ	ヴォルツ(※)
11	産業建設課	300	と	4950	H16.3	普通乗用	4WD	日産	エクストレイル(※)
12	産業建設課	480	ち	1910	H29.5	軽貨物	2WD	スズキ	キャリィ
13	産業建設課	000	る	1001	H15.11	大型特殊	4WD	ホイルローダー	ホイルローダー(※)

5 三瓶支所

番号	管理部署	ナンバー			登録年月日	車 種			
		種別	かな	番号		種別	駆動方式	メーカー	名称
1	地域生活課	581	せ	276	R2.2	軽乗用	4WD	ダイハツ	ミライース(※)
2	地域生活課	501	の	8517	H29.8	小型乗用	2WD	トヨタ	シエンタ(※)
3	地域生活課	480	ち	4137	H29.8	軽貨物	2WD	スズキ	キャリィ(※)
4	地域生活課	88	す	1119	H6.3	普通特種	2WD	トヨタ	タウンエース(※)
5	地域生活課	300	ほ	2384	H23.10	普通乗用	2WD	トヨタ	ハイエース(※)
6	地域生活課	480	せ	2854	H26.5	軽貨物	2WD	ダイハツ	ハイゼット(※)
7	地域生活課	501	ひ	1779	H30.9	小型乗用	2WD	トヨタ	カローラフィールダー(※)
8	地域生活課	41	て	3277	H10.5	軽貨物	2WD	スズキ	キャリー
9	地域生活課	500	な	2239	H13.7	小型乗用	2WD	ニッサン	ウィングロード(※)
10	産業建設課	480	け	1601	H22.6	軽貨物	4WD	ダイハツ	ハイゼットダンプ(※)
11	産業建設課	480	う	2814	H18.7	軽貨物	4WD	スズキ	エヴリィ(※)

資料編

番号	管理部署	ナンバー			登録年月日	車 種			
		種別	かな	番号		種別	駆動方式	メーカー	名称
12	産業建設課	480	え	5662	H19.6	軽貨物	2WD	スズキ	エブリィバン (※)
13	二及診療所	500	と	6000	H13.4	小型乗用	2WD	ニッサン	ウィングロード (※)
14	周木診療所	480	う	3710	H18.8	軽貨物	2WD	スズキ	エブリィ (※)

名称に (※) マークがある車両は、緊急通行車両として登録済み

市有車両の状況 [消防本部]

1令和5年4月1日現在

1 消防本部

番号	管理部署	ナンバー			登録年月日	車 種			
		種別	かな	番号		種別	駆動方式	メーカー	名称
1	西予市消防署	800	す	4580	H25. 1	消防	4WD	三菱	キャンター
2	西予市消防署	830	ち	2001	R2. 3	消防	4WD	いすゞ	エルフ
3	西予市消防署	800	さ	3847	H13. 09	消防	2WD	トヨタ	カロラ
4	西予市消防署	41	す	8239	H07. 07	普通	4WD	スズキ	キャリイ
5	西予市消防署	831	た	119	H28. 3	消防	4WD	日野	
6	西予市消防署	830	ね	14	H31. 3	消防	4WD	日野	デュトロ
7	西予市消防署	100	さ	5924	H15. 08	貨物車	2WD	マツダ	タイタン
8	西予市消防署	800	す	2524	H21. 06	消防	2WD	トヨタ	ノア
9	西予市消防署	800	さ	8309	H16. 03	消防	4WD	日野	デュトロ
10	西予市消防署	800	す	5603	H26. 09	救急車	4WD	トヨタ	ハイメディック
11	西予市消防署	830	さ	997	H29. 11	救急車	4WD	トヨタ	ハイエース
12	西予市消防署	830	す	996	H29. 3	救急車	4WD	トヨタ	ハイメディック
13	西予市消防署	800	す	4632	H25. 02	救急車	4WD	トヨタ	ハイメディック
14	西予市消防署	800	さ	995	R4. 11	救急車	4WD	トヨタ	ハイメディック
15	西予市消防署	800	さ	283	H10. 9	普通	2WD	三菱	ローザ
16	西予市消防署	800	は	5559	H22. 05	消防	2WD	日野	レンジャー
17	西予市消防署	800	す	3452	H22. 12	救急車	4WD	日産	エルブランド
18	西予市消防署	800	す	4175	H24. 3	消防	4WD	日野	デュトロ
19	西予市消防署	800	は	5783	H26. 3. 7	消防	2WD	日野	
20	西予市消防署	501	な	5356	H26. 3. 16	普通	2WD	日産	セレナ

2 明浜方面隊

番号	管理部署	ナンバー			登録年月日	車 種			
		種別	かな	番号		種別	駆動方式	メーカー	名称
1	大浦	800	す	202	H18. 03. 16	積載車	4WD	日産	
2	脇	800	す	9464	R03. 03. 16	ポンプ車	4WD	いすゞ	エルフ
3	新田	800	す	8126	H30. 12. 26	積載車		トヨタ	トヨエース
4	渡江	800	す	2628	H21. 09. 08	積載車		トヨタ	トヨエース
5	枝浦	800	す	8172	H31. 01. 25	積載車		トヨタ	トヨエース
6	本浦	800	さ	9319	H17. 03. 10	積載車		日産	アトラス

番号	管理部署	ナンバー			登録年月日	車 種			
		種別	かな	番号		種 別	駆動方式	メーカー	名 称
7	高山ポンプ車	800	す	5863	H27.03.05	ポンプ車		日野	デュトロ
8	高山積載車	880	あ	2311	H31.02.27	積載車		ダイハツ	デッキバン
9	宮野浦	800	す	3023	H22.03.12	積載車		トヨタ	トヨエース
10	田之浜	800	す	2627	H21.09.08	積載車		トヨタ	トヨエース
11	本部指揮班	800	せ	593	H10.10.16	積載車		トヨタ	

3 宇和方面隊

番号	管理部署	ナンバー			登録年月日	車 種			
		種別	かな	番号		種 別	駆動方式	メーカー	名 称
1	指揮車	831	つ	100	H29.02.15	指揮車		三菱	デリカ
2	久保	883	あ	110	H21.08.03	積載車		スズキ	キャリイ
3	東多田	800	は	111	H21.08.04	積載車		トヨタ	トヨエース
4	河内	830	そ	120	H29.02.22	積載車		トヨタ	トヨエース
5	伊延東	830	さ	121	H26.02.25	積載車		トヨタ	トヨエース
6	大江	830	た	210	H27.02.27	積載車		トヨタ	トヨエース
7	杵所	830	す	220	H26.02.25	積載車		トヨタ	トヨエース
8	坂戸	830	そ	230	H25.03.18	積載車		トヨタ	ダイナ
9	岩木	800	す	1010	H19.03	積載車	—	日産	アトラス
10	郷内	883	あ	311	H21.06.29	積載車		ダイハツ	ハイゼット
11	山田	830	さ	320	H21.07.29	積載車		トヨタ	トヨエース
12	西山田	830	そ	321	H25.03.18	積載車		トヨタ	ダイナ
13	卯之町	830	さ	410	H18.03.16	ポンプ車	2WD	日野	
14	鬼窪	830	せ	420	H31.01.17	ポンプ車		いすゞ	エルフ
15	伊賀上	830	せ	430	H27.02.27	積載車		トヨタ	トヨエース
16	下松葉	830	さ	440	H21.08.04	積載車		トヨタ	トヨエース
17	小野田	830	た	450	H26.02.25	積載車		トヨタ	トヨエース
18	永長	830	さ	460	H25.03.18	積載車		トヨタ	ダイナ
19	上松葉	883	あ	470	H21.06.29	積載車		ダイハツ	ハイゼット
20	明石	830	つ	510	H26.02.25	積載車		トヨタ	トヨエース
21	新城	830	せ	520	H21.07.29	積載車		トヨタ	トヨエース
22	平野	830	せ	530	H25.03.18	積載車		トヨタ	ダイナ
23	皆田	830	す	610	H27.02.27	積載車		トヨタ	トヨエース
24	下川	883	あ	611	H21.06.29	積載車		ダイハツ	ハイゼット

番号	管理部署	ナンバー			登録年月日	車 種			
		種別	かな	番号		種 別	駆動方式	メーカー	名 称
25	明間	800	す	2439	H21.05.21	積載車		日産	アトラス

4 野村方面隊

番号	管理部署	ナンバー			登録年月日	車 種			
		種別	かな	番号		種 別	駆動方式	メーカー	名 称
1	中村	800	す	5226	H26.03.04	ポンプ車		日野	デュトロ
2	本二	800	さ	1625	H12.02.02	ポンプ車		三菱	
3	氏宮	800	す	191	H18.03.14	ポンプ車		日野	
4	阿下	800	ぬ	1111	H28.02.23	積載車			
5	宮本	880	あ	805	H21.07.24	積載車		スズキ	キャリイ
6	白髭	800	す	6339	H28.02.23	積載車			
7	松溪	800	に	333	H27.01.20	積載車		トヨタ	ダイナ
8	鳥鹿野	800	さ	4832	H14.11	積載車	全自動	トヨタ	
9	旭	830	す	1106	R02.01.29	積載車	4WD	トヨタ	ダイナ
10	長谷	800	す	989	H19.03	積載車		日産	アトラス
11	四郎谷	800	す	2562	H21.07.23	積載車		日産	アトラス
12	富野川	800	す	2561	H21.07.23	積載車		日産	アトラス
13	金集	880	あ	2162	H30.03.22	積載車		ダイハツ	ハイゼットトラック
14	頭王	800	さ	8340	H16.03.12	ポンプ車		三菱	
15	道野々	800	す	6340	H28.02.23	積載車		トヨタ	
16	平野	800	す	6341	H28.02.23	積載車		トヨタ	
17	中通川	830	せ	710	H31.02.27	積載車		トヨタ	トヨエース
18	大西	880	あ	757	H21.04.20	積載車		日産	クリッパー
19	西	800	す	7651	H30.03.22	積載車		トヨタ	トヨエース
20	栗木	880	あ	2465	R02.01.28	軽積載車	4WD	日産	クリッパー
21	鎌田	800	す	2563	H21.07.23	積載車		日産	アトラス
22	高丸	880	あ	2938	R05.03.28	軽積載車		日産	クリッパー
23	河成	800	さ	9322	H17.03.11	積載車	全自動	日産	アトラス
24	奈良野	880	あ	2939	R05.03.28	軽積載車		日産	クリッパー
25	天神	800	さ	1592	H12.01.18	積載車		トヨタ	
26	三島	800	す	7647	H30.03.22	ポンプ車		日野	デュトロ
27	舟戸	880	あ	1344	H25.03.13	積載車		ダイハツ	
28	小松	80	あ	1704	H12.11.15	積載車		スバル	

5 城川方面隊

番号	管理部署	ナンバー			登録年月日	車 種			
		種別	かな	番号		種 別	駆動方式	メーカー	名 称
1	遊子谷	800	す	992	H19.03	ポンプ車	4WD	日野	デュトロ
2	野井川	883	あ	102	R5.3	軽積載車	4WD	ダイハツ	ハイゼット
3	土居	803	ぬ	1	H29.03	ポンプ車	4WD	日野	デュトロ
4	古市	800	さ	5084	H15.01	積載車	4WD	トヨタ	ハイエース
5	窪野	800	さ	3016	H13.02	積載車	4WD	トヨタ	トヨエース
6	高野子	804	ち	1	R04.03	ポンプ車	4WD	いすゞ	エルフ
7	川津南	800	さ	604	H11.01	積載車	4WD	トヨタ	トヨエース
8	魚成	803	と	1	H28.03	ポンプ車	4WD	日野	デュトロ
9	魚成	830	た	405	R5.3	積載車	4WD	トヨタ	トヨエース
10	下相	800	さ	4133	H14.01	積載車	4WD	トヨタ	ハイエース
11	男河内	800	あ	403	R5.3	積載車	4WD	ダイハツ	ハイゼット
12	田穂	800	さ	4134	H14.01	積載車	4WD	トヨタ	ハイエース
13	魚成	800	さ	1651	H12.01	積載車	4WD	トヨタ	トヨエース
14	嘉喜尾	883	あ	406	R5.3	積載車	4WD	ダイハツ	ハイゼット
15	本部	880	あ	1111	H29.02	軽積載車	4WD	ダイハツ	デッキバン
16	本部	800	す	8103	H30.12	普通特種	4WD	三菱	デリカ

6 三瓶方面隊

番号	管理部署	ナンバー			登録年月日	車 種			
		種別	かな	番号		種 別	駆動方式	メーカー	名 称
1	垣生	800	さ	9292	H17.02.28	積載車		トヨタ	タウンエース
2	二及	800	さ	9291	H17.02.28	積載車		トヨタ	タウンエース
3	長早	800	す	2496	H21.06.15	積載車		日産	アトラス
4	周木	800	せ	19	R04.03.11	積載車		トヨタ	トヨエース
5	浜	801	と	2	R02.03.18	ポンプ車	4WD	いすゞ	エルフ
6	中央	800	す	7006	H29.03.21	積載車		トヨタ	トヨエース
7	揚	800	す	5763	H27.01.14	ポンプ車		いすゞ	エルフ
8	和泉	800	す	2440	H21.05.21	積載車		日産	アトラス
9	嶋山	880	あ	2461	R02.01.21	軽積載車	4WD	ダイハツ	ハイゼットトラック
10	津布理	800	す	8660	R01.11.08	積載車	4WD	トヨタ	トヨエース
11	安土	800	す	4696	H25.03.19	ポンプ車		日野	デュトロ
12	有太刀	831	の	119	R04.03.11	積載車		トヨタ	トヨエース

資料編

番号	管理部署	ナンバー			登録年月日	車種			
		種別	かな	番号		種別	駆動方式	メーカー	名称
13	蔵貫浦	800	す	9335	R03.01.13	積載車		トヨタ	ダイナ
14	蔵貫	800	す	2497	H21.06.15	積載車		日産	アトラス
15	皆江	800	す	1533	H19.12.17	積載車		日産	アトラス
16	下泊	800	す	7650	H30.03.22	積載車		トヨタ	トヨエース
17	本部	830	そ	8810	H29.02.05	本部指揮車		三菱	デリカ

9-2 緊急輸送道路 [県道路建設課・道路維持課]

緊急輸送路の確保とともに、これらと交通拠点を有機的に連結させた緊急輸送ネットワークの形成

① 道 路

(1) 一次緊急輸送道路

- ・ 主要な都市間及び他県と連絡する広域的な幹線道路
- ・ 諸活動の拠点と上記の道路を結ぶ道路及び拠点を相互に連絡する道路

(2) 二次緊急輸送道路

- ・ 一次緊急輸送道路を補完する道路

一次緊急輸送道路

管理区分	路 線 名	区 間	備 考
西日本高速 国	四国横断自動車道	宇和島北～大洲北只 I C	
国	一般国道 5 6 号	高知県境～松山市二番町 4 丁目	
県	一般国道 1 9 7 号	高知県境～伊方町三崎	
県	一般国道 3 7 8 号	伊予市下吾川～大洲市長浜町長浜	
		八幡浜市江戸岡 1 丁目～八幡浜市矢野町	
		西予市明浜町高山～西予市明浜町俵津	
		宇和島市吉田町立間尻～宇和島市吉田町立間尻	
県	一般国道 4 4 1 号	西予市野村町河西～西予市城川町田穂	
		鬼北町近永～鬼北町出目	
県	(主) 八幡浜宇和線	八幡浜市矢野町～西予市宇和町上松葉	
県	(主) 八幡浜三瓶線	八幡浜市布喜川～西予市三瓶町朝立	
県	(主) 宇和野村線	西予市宇和町卯之町～西予市野村町河西	
		西予市野村町野村～西予市野村町栗木	
		西予市宇和町卯之町～西予市宇和町卯之町	
県	(主) 宇和三瓶線	西予市宇和町下松葉～西予市三瓶町朝立	
県	(主) 野村城川線	西予市城川町田穂～西予市城川町嘉喜尾	
県	(主) 宇和明浜線	西予市宇和町卯之町～西予市宇和町伊賀上	
		西予市宇和町伊賀上～西予市明浜町俵津	
県	(一) 鳥坂宇和線	西予市宇和町卯之町～西予市宇和町卯之町 4 丁目	
市	(市) 湯の川・くらぬ き線	西予市明浜町高山～西予市明浜町高山	
市	(市) 昭和線	西予市野村町野村～西予市野村町野村	
市	(市) 坂本中組線	西予市城川町下相～西予市城川町下相	
市	(市) 朝立 53 号線	西予市三瓶町朝立～西予市三瓶町朝立	
市	(市) 朝立 55 号線	西予市三瓶町朝立～西予市三瓶町朝立	
市	(市) 旧町地区 223 号 線	西予市宇和町卯之町 4 丁目～西予市宇和町卯之町 4 丁目	
市	(市) 2 級路線 24 号線	西予市宇和町卯之町 4 丁目～西予市宇和町卯之町 3 丁目	

資料編

市	(市) 旧町地区 175 号線	西予市宇和町卯之町 3 丁目～西予市宇和町卯之町 3 丁目	
県	(一) 鳥坂宇和線	西予市宇和町卯之町～西予市宇和町卯之町 4 丁目	

二次緊急輸送道路

管理区分	路線名	区間	備考
県	一般国道 3 7 8 号	大洲市長浜町長浜～八幡浜市保内町宮内	
		八幡浜市矢野町～西予市明浜町高山	
		西予市明浜町俵津～宇和島市吉田町立間尻	
県	一般国道 4 4 1 号	大洲市大洲～西予市野村町河西	
		西予市城川町田穂～鬼北町近永	
県	(主) 宇和三間線	西予市宇和町下川～宇和島市三間町務田	
県	(一) 宇和高山線	西予市宇和町卯之町～西予市明浜町宮野浦	

9-3 緊急通行車両の標章並びに証明書 [県警本部・危機管理課]

緊急通行車両の標章

災害対策基本法施行規則（別記様式第3）

別記様式第3（第6条関係）（平7総府令39・全改、平8総府令1・旧様式第2様下）



- 備考
- 1 色彩は、記号を黄色、緑色及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を吟色とする。
 - 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
 - 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

別記様式第3（第6条関係）

		年 月 日
愛媛県公安委員会 殿		緊急通行車両確認申出書
		申出者 住所
		氏名
番号標に表示されている番号		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）		
活動地域		
車両の 使用者	住所	() 局 番
	氏名又は 名称	
緊急 連絡先	住所	() 局 番
	氏名	
備考		

備考 用紙は、日本産業規格A4とする。

9-4 ヘリコプターの飛行場外離着陸場一覧 [消防本部防災課・三瓶支所地域生活課]

名 称	所在地	管理者	連絡先		広さ 長さ×幅 (m)
明浜運動場	明浜町俵津 9 番耕地 136 番地	西予市	0894-62-6403	まちづくり推進課	100×80
狩江地区グラウンド	明浜町狩浜 2 番耕地 1350 番地	西予市	0894-62-6403	まちづくり推進課	65×60
田之浜地区グラウンド	明浜町田之浜甲 1234-1	西予市	0894-62-6403	まちづくり推進課	40×20
宇和運動公園陸上競技場	宇和町卯之町三丁目 517 番地	西予市	0894-62-6403	まちづくり推進課	90×50
宇和球場	宇和町卯之町五丁目 118 番地	西予市	0894-62-6403	まちづくり推進課	120×90
歴博場外	西予市宇和町明石 256 -2	西予市	0894-62-6402 0894-62-6222	財政課 歴博	15×15
野村球場	野村町野村 13 号 366 番地	西予市	0894-62-6403	まちづくり推進課	90×100
大野ヶ原小学校	野村町大野ヶ原 217 番 地	西予市 教育委員会	0894-62-6430	教育総務課	55×70
西予市野村惣財久地区グ ラウンド	野村町平野 23 番地	西予市	0894-62-6403	まちづくり推進課	82×63
西予市野村貝吹地区グラ ウンド	野村町鎌田 613 番地	西予市	0894-62-6403	まちづくり推進課	65×70
西予市野村横林地区グラ ウンド	野村町予子林 5557 番 地	西予市	0894-62-6403	まちづくり推進課	60×50
西予市野村溪筋地区グラ ウンド	野村町鳥鹿野 870 番地	西予市	0894-62-6403	まちづくり推進課	90×50
惣川ヘリポート	野村町惣川 367 番地	西予市	0894-72-1112	野村支所 地域生活課	20×20
野村畜産総合振興センター	野村町阿下 6 号 126 番 地	西予市	0894-72-1100	野村畜産総合振 興センター	50×130
城川運動公園	城川町土居 30-2 番地	西予市	0894-62-6403	まちづくり推進課	140×100
野井川農村広場/テニスコ ート	城川町野井川 2868-2 番地	西予市	0894-82-1113	城川支所 地域生活課	45×41
川津南高齢者等生活支援 促進施設	城川町川津南 2027-1 番地	西予市	0894-82-1113	城川支所 地域生活課	48×44
城川ふるさと交流館	城川町窪野 2560	西予市	0894-82-1116	城川支所 産業建設課	27×33
城川小学校北側駐車場	城川町魚成 5673-1	西予市 教育委員会	0894-62-6430	教育総務課	60×60
城川農業者トレーニング センター駐車場	西予市城川町土居 30-2	西予市	0894-82-1113	城川支所 地域生活課	70×30
港湾ふ頭用地	三瓶町朝立 1-546-45	西予市	0894-33-1115	三瓶支所 産業建設課	140×45
大野ヶ原ヘリポート	野村町大野ヶ原 399 番 513 番 2	西予市	0894-62-0119	西予市消防署	20×25
高山ヘリポート	明浜町高山 461-1	西予市	0894-64-1280	明浜支所 地域生活課	34×34

10 避難、救助関係

10-1 災害救助法による救助の程度、方法及び期間について [福祉事務所 (福祉課)]

令和6年1月1日現在

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
避難所の供与	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者	1 (基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり 340円以内 高齢者等の要配慮者を収容する「福祉避難所」を設置した場合は、日常生活上の支援を行うために必要な消耗器材費などを加算できる。	災害発生の日から7日以内	費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費
福祉避難所の設置	上記のうち、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、病弱者等避難所において何らかの特別な配慮を必要とする者	左に加えて、下記対象経費の通常の実費を加算	同上	上に加えて、 1 おおむね10人の対象者に1人の生活に関する相談等に当たる職員等の配置経費 2 高齢者、障害者等に配慮した簡易洋式トイレ等の器物の費用 3 日常生活上の支援を行うために必要な消耗器材費などを加算できる。
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失した者であって、自らの資力では住宅を確保できない者	【建設型応急住宅】 1 住宅の規模 実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 限度額 1戸当たり平均6,775,000円以内 3 集会施設の設置 おおむね50戸に1施設設置可 【賃貸型応急住宅】 1 住宅の規模 建設型応急住宅に準じ、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険その他民間企業賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なものとし、当該地域の実情に応じた額	【建設型応急住宅】 災害発生の日から20日以内 着工 【賃貸型応急住宅】 災害発生の日以後速やかに民間賃貸を借り上げ提供	救助期間 完成の日から最長2年以内
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に避難している者 2 住家に被害を受け、または災害により現に炊事のできない者	1人1日当たり 1,230円以内	災害発生の日から7日以内	主食費、副食費、燃料費、炊飯器・鍋等の使用謝金又は、借上費、消耗器材費、雑費

資料編

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考																																							
飲料水の供給	災害により現に飲料水を得ることができない者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	<ol style="list-style-type: none"> 水の購入費 給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上げ費、修繕費及び燃料費 浄水に必要な薬品又は資材費であって、当該地域における通常の実費 																																							
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	住家の全半壊(焼)、流失、床上浸水により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は損傷等により使用することが出来ず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	<ol style="list-style-type: none"> 夏季(4月～9月) 冬季(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 下記金額の範囲内 	災害発生の日から10日以内	<ol style="list-style-type: none"> 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 現物給付に限ること 																																							
		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>1人世帯</th> <th>2人世帯</th> <th>3人世帯</th> <th>4人世帯</th> <th>5人世帯</th> <th>6人以上1人増すごとに加算</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">全壊 全焼 流失</td> <td>夏</td> <td>19,200</td> <td>24,600</td> <td>36,500</td> <td>43,600</td> <td>55,200</td> <td>8,000</td> </tr> <tr> <td>冬</td> <td>31,800</td> <td>41,100</td> <td>57,200</td> <td>66,900</td> <td>84,300</td> <td>11,600</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">半壊 半焼 床上 浸水</td> <td>夏</td> <td>6,300</td> <td>8,400</td> <td>12,600</td> <td>15,400</td> <td>19,400</td> <td>2,700</td> </tr> <tr> <td>冬</td> <td>10,100</td> <td>13,200</td> <td>18,800</td> <td>22,300</td> <td>28,100</td> <td>3,700</td> </tr> </tbody> </table>			区分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算	全壊 全焼 流失	夏	19,200	24,600	36,500	43,600	55,200	8,000	冬	31,800	41,100	57,200	66,900	84,300	11,600	半壊 半焼 床上 浸水	夏	6,300	8,400	12,600	15,400	19,400	2,700	冬	10,100	13,200	18,800	22,300	28,100	3,700	
		区分			1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算																																	
		全壊 全焼 流失			夏	19,200	24,600	36,500	43,600	55,200	8,000																																
					冬	31,800	41,100	57,200	66,900	84,300	11,600																																
半壊 半焼 床上 浸水	夏	6,300	8,400	12,600	15,400	19,400	2,700																																				
	冬	10,100	13,200	18,800	22,300	28,100	3,700																																				
医療	災害により医療の途を失った者	<ol style="list-style-type: none"> 救護班…使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具の修繕費等の実費 病院又は診療所…国民健康保険診療報酬の額以内 施術者…協定料金の額以内 	災害発生の日から14日以内																																								
助産	災害発生の日以前又は以後の7日以内に分べんした者であって、災害のため助産の途を失った者	<ol style="list-style-type: none"> 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額 	災害発生の日から7日以内																																								
被災者の救出	<ol style="list-style-type: none"> 災害のため現に生命若しくは身体が危険な状態にある者 生死不明な状態にある者 	舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日(72時間)以内 (死体の捜索の場合は10日以内)	通常、3日間経過以降は「死体の捜索」に移行																																							

資料編

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
住宅の応急修理 【大規模半壊・中規模半壊・半壊】	1 災害のため住家が半壊（焼）し、自らの資力では応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難な程度に住家が半壊（焼）した者	居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対して、 1世帯当たり 706,000 円以内	災害発生の日から3カ月以内に完了 （ただし、国の災害対策本部が設置された場合は、災害発生の日から6カ月以内に完了）	1 特別基準の設定はなし 2 1世帯当たり平均ではなく各世帯ごとの基準額
住宅の応急修理 【準半壊】	災害のため住家が半壊に準じる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者	居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対して、 1世帯当たり 343,000 円以内	災害発生の日から3カ月以内に完了 （ただし、国の災害対策本部が設置された場合は、災害発生の日から6カ月以内に完了）	1 住家の延床面積の10%以上 20%未満の損傷を受けたもの、または、住家の主要な構成要素の経済的被害（＝損害割合）が10%以上 20%未満のものを指す 2 特別基準の設定はなし 3 1世帯当たり平均ではなく各世帯ごとの基準額
住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理	災害のため住家が半壊、半壊又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者	住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対して、 1世帯当たり 50,000 円以内 合成樹脂シート、ロープ、土のう等を用いて行う	災害発生の日から10日以内に完了	
学用品の給与	災害により住家の全壊（焼）流失半壊（焼）又は床上浸水による喪失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒（幼稚園児、専門学校生、大学生等は対象外）	1 教科書、正規の教材は実費 2 文房具及び通学用品及びその他の学用品 小学校児童 1人当たり 4,800 円 中学校生徒 1人当たり 5,100 円 高等学校等生徒 1人当たり 5,600 円	災害発生の日から （教科書、教材） 1ヵ月以内 （文房具及び通学用品及びその他の学用品） 15日以内	
埋葬	災害の際死亡した者を対象に、実際に埋葬を実施する者に支給	1体当たり 大人（12歳以上） 219,100 円以内 小人（12歳未満） 175,200 円以内	災害発生の日から10日以内	火葬場が被災で使用できない等で他の市町村に運ぶ必要がある等の特殊な事情がある場合に限る

資料編

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
死体の捜索・処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	1 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置：1体当たり3,500円以内 2 死体の一時保存 死体一時収容施設利用時：通常の実費 上記が利用できない場合：1体当たり5,500円以内（注）ドライアイス購入の実費加算可 3 検案：救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 通常死体の発見から埋葬に移る過程において行われる 既存施設利用の場合は、借上費。 2 既存施設を利用できない場合は、賃金職員雇上費及び輸送費 3 救護班の場合は特別の費用は生じない。それ以外の場合も、遺族等がいる場合は当該遺族等が負担
障害物の除去	半壊（焼）又は床上浸水した住家であって、住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で一時的に居住できない状態にあり、自力では除去することのできない者	1世帯当たり 138,700円以内	災害発生の日から10日以内	1 スコップその他除去のために必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費及び賃金職員等雇上費 2 雪害の場合は、屋根に積もった雪なども放置すれば住家がつぶされるような場合に対象となる
避難所・福祉避難所の供与	災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者	避難所：1人1日当たり340円以内 福祉避難所：避難所限度額に加えて、通常の実費を加算	法第2条第2項による救助を開始した日から、災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間	災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金や光熱水費等
要配慮者の輸送	高齢者や障害者等で避難行動が困難な要配慮者、自ら避難することが困難な状況にある者	地域の実情に応じた額（実費）	法第2条第2項による救助を開始した日から、災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間	1 避難所へ輸送するためのバス借上げ等に係る費用 2 避難者がバス等に乗降するための補助員など、避難支援のために必要となる賃金職員等雇上費

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、愛媛県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

10-2 指定避難所一覧 [危機管理課]

番号	名称	所在地	連絡先		管理担当窓口		収容人員 (人)	施設面積 (㎡)	給食施設の有無	災害種別毎の使用有無 ※△二階以上可等			
			(電話) (FAX)		部署名	連絡先				(教室等) (体育館)	(教室等) (体育館)	土石流	崖崩れ・地すべ
1	明浜小学校	明浜町俵津 8-316-1	0894650007 0894650717		教育部 教育総務課	0894626430 0894621115	1,420 654	2,840 1,308	有	○	○	○	×
2	かりえ笑学校 (旧狩江小学校)	明浜町狩浜 2-1350	—		(体育館管理) 政策企画部 まちづくり推進課	0894626403 0894626501	779 340	1,558 680	有	△	○	○	×
3	高山地区体育館	明浜町高山甲 3420	—		教育部 地域生活課	0894641280 0894641550	0 271	0 542	無	×	×	○	×
4	旧田之浜小学校	明浜町田之浜 1234-1	—		(体育館管理) 政策企画部 まちづくり推進課	0894626403 0894626501	496 229	992 458	有	△	△	○	×
5	明浜中学校	明浜町俵津 8-316-1	0894650004 0894650040		教育部 教育総務課	0894626430 0894621115	1,330 645	2,659 1,289	有	△	△	○	×
6	明浜西体育館	明浜町宮野浦 甲 27	—		政策企画部 まちづくり推進課	0894626403 0894626501	0 529	0 1,058	無	×	×	○	×
7	俵津地域づくり活動センター	明浜町俵津 3-283	0894650001 0894650852		明浜支所 地域生活課	0894641280 0894641550	289 0	577 0	有	○	○	○	×
8	俵津文楽会館	明浜町俵津 2-996-2	—		明浜支所 地域生活課	0894641280 0894641550	109 0	218 0	無	×	○	○	×
9	渡江集会所	明浜町渡江 217	—		明浜支所 地域生活課	0894641280 0894641550	125 0	250 0	有	×	○	○	×
10	狩江地域づくり活動センター	明浜町狩浜 3-202-7	0894650301 0894650853		明浜支所 地域生活課	0894641280 0894641550	175 0	350 0	有	○	△	○	×
11	高山・宮野浦地域づくり活動センター	明浜町高山甲 3678	0894641292 0894641564		明浜支所 地域生活課	0894641280 0894641550	610 0	1,219 0	有	○	○	○	×
12	明浜歴史民俗資料館	明浜町高山甲 461-1	0894641171 —		教育部 まなび推進課	0894626415 0894621115	298 0	596 0	無	×	○	○	○
13	宮野浦集会所	明浜町宮野浦 甲 306	—		明浜支所 地域生活課	0894641280 0894641550	95 0	190 0	有	×	×	○	×
14	岩井集会所	明浜町宮野浦 甲 1666	—		明浜支所 地域生活課	0894641280 0894641550	48 0	96 0	有	×	○	×	×
15	田之浜地域づくり活動センター	明浜町田之浜 甲 117-3	0894641620 0894641620		明浜支所 地域生活課	0894641280 0894641550	125 0	249 0	有	△	○	○	×
16	俵津保育所	明浜町俵津 3-274	0894650042 0894650042		福祉事務所 子育て支援課	0894626551 0894626564	150 0	300 0	有	○	○	○	×
17	明浜支所	明浜町高山甲 3420	0894641280 0894641550		明浜支所 地域生活課	0894641280 0894641550	49 0	99 0	有	△	△	○	○
18	多田小学校	宇和町河内 171-1	0894660202 0894695012		教育部 教育総務課	0894626430 0894621115	875 340	1,750 680	有	○	○	○	—
19	中川小学校	宇和町田苗真土 1614-1	0894620357 0894627253		教育部 教育総務課	0894626430 0894621115	875 340	1,750 680	有	○	○	△	—
20	石城小学校	宇和町西山田 164-1	0894629714 0894691126		教育部 教育総務課	0894626430 0894621115	899 340	1,797 680	有	○	○	○	—
21	宇和町小学校	宇和町卯之町 二丁目 145	0894620158 0894627251		教育部 教育総務課	0894626430 0894621115	2,393 460	4,785 919	有	○	○	○	—
22	皆田小学校	宇和町皆田 1115-1	0894620551 0894691092		教育部 教育総務課	0894626430 0894621115	650 340	1,299 680	有	○	○	△	—

資料編

番号	名称	所在地	連絡先		管理担当窓口		収容人員 (人)	施設面積 (㎡)	給食施設の有無	災害種別毎の使用有無 ※△二階以上可等			
			(電話) (FAX)	部署名	連絡先	(教室等) (体育館)				(教室等) (体育館)	土石流	崖崩れ・地すべ	洪水
23	旧明間小学校	宇和町明間 1065-1	-	(体育館管理) 政策企画部 まちづくり推進課	0894626403 0894626501	816 340	1,632 680	有	○	○	△	-	
24	田之筋小学校	宇和町新城 982-1	0894620474 0894627252	教育部 教育総務課	0894626430 0894621115	837 340	1,674 680	有	○	○	○	-	
25	宇和中学校	宇和町下松葉 629-1	0894621265 0894621266	教育部 教育総務課	0894626430 0894621115	3,812 1,229	7,624 2,458	有	○	○	○	-	
26	県立宇和高等学校	宇和町卯之町 四丁目 190-1	0894621321 0894626127	宇和高等学校	0894621321 0894626127	6,121 728	12,241 1,456	有	○	○	○	-	
27	県立宇和特別 支援学校	宇和町永長 1287-1	0894625135 0894626938	宇和 養校舎	0894625135 0894626938	1,376 314	2,751 627	有	○	○	△	-	
28	西予市宇和 文化会館	宇和町卯之町 三丁目 444	0894626111 0894626053	政策企画部 まちづくり推進課	0894626403 0894626501	1,660 0	3,321 0	無	○	○	△	-	
29	西予市教育保健セ ンター(宇和地域づ くり活動センター)	宇和町卯之町 三丁目 439-1	0894626415 0894620692	政策企画部 まちづくり推進課	0894626403 0894626501	293 0	586 0	有	○	○	△	-	
30	多田地域づくり活 動センター	宇和町河内 91-1	0894660300 0894660300	政策企画部 まちづくり推進課	0894626403 0894626501	166 0	332 0	有	○	○	○	-	
31	中川地域づくり活 動センター	宇和町田苗真 土 2032	0894620072 0894620072	政策企画部 まちづくり推進課	0894626403 0894626501	140 0	281 0	有	○	○	△	-	
32	石城地域づくり活 動センター	宇和町西山田 423-1	0894629445 0894629445	政策企画部 まちづくり推進課	0894626403 0894626501	115 0	230 0	有	○	○	○	-	
33	田之筋地域づくり 活動センター	宇和町新城 979	0894620033 0894620033	政策企画部 まちづくり推進課	0894626403 0894626501	145 0	291 0	有	○	○	○	-	
34	下宇和地域づくり 活動センター	宇和町皆田 1234-1	0894620155 0894620155	政策企画部 まちづくり推進課	0894626403 0894626501	137 0	275 0	有	○	○	△	-	
35	明間地域づくり活 動センター	宇和町明間 3071-4	0894670011 0894670011	政策企画部 まちづくり推進課	0894626403 0894626501	119 0	239 0	有	○	○	△	-	
36	宇和児童館	宇和町神領 529-1	0894627331 0894627335	福祉事務所 子育て支援課	0894626551 0894626564	374 0	748 0	有	○	○	×	-	
37	多田保育園	宇和町河内 168	0894660303 0894660303	西予総合 福祉会	0894626428 0894623055	210 0	420 0	有	○	○	○	-	
38	石城保育園	宇和町西山田 164-1	0894629238 0894629238	西予総合 福祉会	0894626428 0894623055	219 0	437 0	有	○	○	○	-	
39	中川保育園	宇和町田苗真 土 1617	0894622329 0894622329	西予総合 福祉会	0894623773 0894622136	204 0	408 0	有	○	○	×	-	
40	宇和保育園	宇和町下松葉 177-1	0894622588 0894622588	西予総合 福祉会	0894623773 0894622136	205 0	410 0	有	○	○	×	-	
41	田之筋保育園	宇和町新城 983	0894620744 0894620744	西予総合 福祉会	0894623773 0894622136	204 0	407 0	有	○	○	○	-	
42	下宇和保育園	宇和町皆田 1105	0894621530 0894621530	西予総合 福祉会	0894623773 0894622136	175 0	350 0	有	○	○	×	-	
43	明間保育園	宇和町明間 1068	0894670303 0894670303	西予総合 福祉会	0894623773 0894622136	159 0	318 0	有	○	○	×	-	
44	野村小学校	野村町野村 11号 43-1	0894720027 0894721058	教育部 教育総務課	0894626430 0894621115	2,613 538	5,226 1,075	有	○	○	○	-	
45	旧大和田小学校	野村町阿下 2号 428	-	(体育館管理) 政策企画部	0894626403 0894626501	870 323	1,739 645	有	○	○	×	-	

資料編

番号	名称	所在地	連絡先		管理担当窓口	収容人員 (人)	施設面積 (㎡)	給食施設の 有無	災害種別毎の 使用有無 ※△二階以上可等					
			(電話) (FAX)	部署名					連絡先	(教室等) (体育館)	(教室等) (体育館)	土石流	崖崩れ・地すべ	洪水
					まちづくり推進課									
46	旧溪筋小学校	野村町鳥鹿野 870	—		(体育館管理) 政策企画部 まちづくり推進課	0894626403 0894626501	890 254	1,780 508	有	×	○	○	—	
47	旧中筋小学校	野村町高瀬 4098	—		(体育館管理) 政策企画部 まちづくり推進課	0894626403 0894626501	816 320	1,632 639	有	○	○	○	—	
48	大野ヶ原小学校	野村町大野ヶ 原 217-1	0894760360 0894760370		教育部 教育総務課	0894626430 0894621115	212 260	423 520	有	○	○	○	—	
49	惣川小学校	野村町惣川 3888	0894760120 0894760160		教育部 教育総務課	0894626430 0894621115	426 273	852 546	有	○	△	○	—	
50	野村中学校	野村町阿下 7号 147	0894720026 0894721060		教育部 教育総務課	0894626430 0894621115	3,191 923	6,382 1,846	有	○	○	○	—	
51	県立 野村高等学校	野村町阿下 6号 2	0894720102 0894720367		野村高等学校	0894720102 0894720367	3,859 829	7,718 1,657	有	○	○	○	—	
52	旧河成小学校 体育館	野村町予子林 5192-1	—		政策企画部 まちづくり推進課	0894626403 0894626501	0 292	0 585	有	○	×	○	—	
53	乙亥の里	野村町野村 12号 10	0894721006 0894721972		野村支所 地域生活課	0894721112 0894722323	2,703 0	5,406 0	有	○	○	×	—	
54	野村保健福祉 センター	野村町野村 12号 15	0894722306 0894720018		野村支所 地域生活課	0894721113 0894722323	171 0	242 0	有	○	○	×	—	
55	野村地域づくり活 動センター	野村町野村 12号 619-1	0894721117 0894723956		野村支所 地域生活課	0894721113 0894722323	614 0	1,228 0	有	○	○	△	—	
56	溪筋地域づくり活 動センター	野村町鳥鹿野 862	0894750111 0894750112		野村支所 地域生活課	0894721113 0894722323	316 0	632 0	有	×	○	○	—	
57	中筋地域づくり活 動センター	野村町高瀬 4107	0894720801 0894720006		野村支所 地域生活課	0894721113 0894722323	323 0	646 0	有	○	○	○	—	
58	大和田地域づくり 活動センター	野村町阿下 2号 440	0894721185 0894723162		野村支所 地域生活課	0894721113 0894722323	433 0	865 0	有	○	○	×	—	
59	横林地域づくり活 動センター	野村町坂石 2571	0894770111 0894770112		野村支所 地域生活課	0894721113 0894722323	202 0	403 0	有	○	×	○	—	
60	惣川地域づくり活 動センター	野村町惣川 288	0894760111 0894760877		野村支所 地域生活課	0894721113 0894722323	326 0	652 0	有	×	○	○	—	
61	野村幼稚園	野村町野村 12号 576-1	0894720373 0894720373		福祉事務所 子育て支援課	0894626551 0894626564	362 0	724 0	有	○	○	○	—	
62	旧溪筋幼稚園	野村町鳥鹿野 870	—		野村支所 地域生活課	0894721113 0894722323	172 0	343 0	有	×	○	○	—	
63	旧中筋幼稚園	野村町高瀬 4098	—		野村支所 地域生活課	0894721113 0894722323	172 0	343 0	有	○	○	○	—	
64	惣川幼稚園	野村町惣川 3888	0894760004 0894760004		福祉事務所 子育て支援課	0894626551 0894626564	109 0	218 0	有	○	△	○	—	
65	野村保育所	野村町野村 11号 9-1	0894720050 0894720050		福祉事務所 子育て支援課	0894626551 0894626564	639 0	1,279 0	有	×	△	○	—	
66	旧遊子川小学校 体育館	城川町遊子谷 3160	—		政策企画部 まちづくり推進課	0894626403 0894626501	678 266	1,355 532	有	○	○	○	—	
67	旧土居小学校 体育館	城川町土居 86	—		政策企画部 まちづくり推進課	0894626403 0894626501	823 225	1,645 450	有	○	○	○	—	

資料編

番号	名称	所在地	連絡先		管理担当窓口		収容人員 (人)	施設面積 (㎡)	給食施設の有無	災害種別毎の使用有無 ※△二階以上可等			
			(電話) (FAX)	部署名	連絡先	(教室等) (体育館)				(教室等) (体育館)	土石流	崖崩れ・地すべ	洪水
68	旧高川小学校 体育館	城川町高野子 806	—	政策企画部 まちづくり推進課	0894626403 0894626501	735 266	1,470 532	有	○	○	○	—	
69	城川小学校	城川町魚成 5673-1	0894820017 0894821007	教育部 教育総務課	0894626430 0894621115	1,400 349	2,799 697	有	○	○	○	—	
70	城川中学校	城川町下相 1237	0894820029 0894820485	教育部 教育総務課	0894626430 0894621115	1,855 805	3,709 1,609	有	○	○	○	—	
71	遊子川地域づくり 活動センター	城川町遊子谷 2372-1	0894850111 0894850355	城川支所 地域生活課	0894821113 0894820349	159 0	317 0	有	×	×	○	—	
72	土居地域づくり活 動センター	城川町土居 86	0894831111 0894830154	城川支所 地域生活課	0894821113 0894820349	138 0	276 0	有	○	○	○	—	
73	魚成地域づくり活 動センター	城川町魚成 3680	0894820015 0894820168	城川支所 地域生活課	0894821113 0894820349	416 0	832 0	有	○	○	○	—	
74	高川地域づくり活 動センター	城川町高野子 75-1	0894831001 0894830120	城川支所 地域生活課	0894821113 0894820349	531 0	1,061 0	有	×	○	○	—	
75	野井川高齢者活 動促進施設	城川町野井川 831-1	0894850217 —	城川支所 地域生活課	0894821113 0894830349	132 0	264 0	有	×	○	○	—	
76	川津南高齢者等 活動生活支援 促進施設	城川町川津南 2027-1	—	城川支所 地域生活課	0894821113 0894830349	100 0	200 0	有	○	○	○	—	
77	ふるさと交流館	城川町窪野 2560	—	城川支所 産業建設課	0894821116 0894830349	100 0	200 0	有	×	×	○	—	
78	嘉喜尾集会所	城川町嘉喜尾 3960	0894820249 —	城川支所 地域生活課	0894821113 0894830349	68 0	135 0	無	×	○	○	—	
79	田穂集会所	城川町田穂 765	0894820009 —	城川支所 地域生活課	0894821113 0894830349	100 0	200 0	無	○	○	○	—	
80	男河内集会所	城川町男河内 1817	0894820011 —	城川支所 地域生活課	0894821113 0894830349	100 0	200 0	無	×	○	○	—	
81	三瓶小学校	三瓶町朝立 1-337-2	0894330035 0894333710	教育部 教育総務課	0894626430 0894621115	2,402 575	4,803 1,150	有	○	○	○	×	
82	三瓶下泊地区体育 館(旧下泊小学校)	三瓶町下泊 779-1	—	政策企画部 まちづくり推進課	0894626403 0894626501	579 299	1,157 597	有	△	×	○	×	
83	三瓶蔵貫地区体 育館(旧蔵貫小 学校)	三瓶町蔵貫浦 491	—	政策企画部 まちづくり推進課	0894626403 0894626501	943 443	1,885 886	有	○	×	○	×	
84	三瓶周木地区体育 館(旧周木小学 校)	三瓶町周木 6-247-1	—	政策企画部 まちづくり推進課	0894626403 0894626501	993 365	1,986 729	有	△	×	○	○	
85	三瓶二及地区体 育館(旧二木生小 学校)	三瓶町二及 2-466	—	三瓶支所 地域生活課	0894331111 0894332394	1,220 449	2,439 897	有	△	×	○	○	
86	三瓶中学校	三瓶町津布理 48	0894330041 0894333713	教育部 教育総務課	0894626430 0894621115	3,448 677	6,895 1,353	有	△	○	○	×	
87	県立宇和高等学校 三瓶分校	三瓶町津布理 3463	0894330033 0894330538	三瓶高等学校	0894330033 0894330538	2,718 1,029	5,436 2,058	有	△	○	○	×	
88	三瓶体育館	三瓶町津布理 37-1	—	政策企画部 まちづくり推進課	0894626403 0894626501	0 2,056	0 4,112	無	○	○	○	×	

資料編

番号	名称	所在地	連絡先	管理担当窓口		収容人員 (人)	施設面積 (㎡)	給食施設の 有無	災害種別毎の 使用有無 ※△二階以上可等			
			(電話) (FAX)	部署名	連絡先				(教室等) (体育館)	(教室等) (体育館)	土石流	崖崩れ・地すべ
89	三瓶文化会館	三瓶町朝立 1-337-13	0894332470 0894332930	三瓶支所 地域生活課	0894331111 0894332394	2,142 0	4,284 0	有	△	○	○	×
90	旧三瓶東公民館 第1分館	三瓶町朝立 6-215-4	—	政策企画部 まちづくり推進課	0894626403 0894626501	194 0	388 0	有	△	○	○	○
91	旧三瓶東公民館 第2分館	三瓶町朝立 1-544-1	—	政策企画部 まちづくり推進課	0894626403 0894626501	106 0	212 0	有	○	○	○	×
92	旧三瓶東公民館 第3分館	三瓶町朝立 1-438-115	—	政策企画部 まちづくり推進課	0894626403 0894626501	200 0	400 0	有	○	○	○	×
93	旧三瓶東公民館 第4分館	三瓶町津布理 102	—	政策企画部 まちづくり推進課	0894626403 0894626501	216 0	431 0	有	○	○	○	×
94	旧三瓶東公民館 第5分館	三瓶町安土 536-1	—	政策企画部 まちづくり推進課	0894626403 0894626501	281 0	562 0	有	○	○	○	×
95	旧三瓶東公民館 第7分館	三瓶町津布理 11-1	—	政策企画部 まちづくり推進課	0894626403 0894626501	101 0	201 0	有	○	○	○	×
96	旧三瓶東公民館 第8分館	三瓶町朝立 2-35-3	—	政策企画部 まちづくり推進課	0894626403 0894626501	118 0	231 0	有	○	○	○	×
97	蔵貫地域づくり活動センター	三瓶町蔵貫浦 672	0894340133 0894340113	三瓶支所 地域生活課	0894331111 0894332394	336 0	671 0	有	○	○	○	×
98	旧三瓶南公民館 蔵貫分館	三瓶町蔵貫 472-1	—	政策企画部 まちづくり推進課	0894626403 0894626501	143 0	286 0	有	○	○	○	×
99	旧三瓶南公民館 皆江分館	三瓶町皆江 1755-10	—	政策企画部 まちづくり推進課	0894626403 0894626501	217 0	433 0	有	△	○	○	×
100	下泊地域づくり活動センター	三瓶町下泊 779-1	0894897560	三瓶支所 地域生活課	0894331111 0894332394	150 0	300 0	有	△	×	○	×
101	二木生地域づくり活動センター	三瓶町二及 2-683-1	0894330054 0894333610	三瓶支所 地域生活課	0894331111 0894332394	177 0	353 0	有	○	○	○	×
102	旧三瓶北公民館 垣生分館	三瓶町垣生 丙 13-2	—	政策企画部 まちづくり推進課	0894626403 0894626501	226 0	452 0	有	○	○	○	×
103	旧三瓶北公民館 周木分館	三瓶町周木 1-321-18	—	三瓶支所 地域生活課	0894331111 0894332394	181 0	362 0	有	×	○	○	×
104	旧三瓶東公民館 第6分館	三瓶町有網代 377-9	—	政策企画部 まちづくり推進課	0894626403 0894626501	100 0	199 0	有	×	×	○	×
105	旧三瓶南公民館 有太刀分館	三瓶町有太刀 字 741-5	—	政策企画部 まちづくり推進課	0894626403 0894626501	83 0	165 0	有	×	○	○	×
106	旧三瓶北公民館 長早分館	三瓶町長早 3-722-4	—	政策企画部 まちづくり推進課	0894626403 0894626501	92 0	184 0	有	×	○	○	×

10-3 指定緊急避難場所一覧 [危機管理課]

地区	番号	名称	所在地	連絡先 (電話) (FAX)	管理担当窓口		収容 人員 (人)	グラウン ド面積 (㎡)	備考
					部署名	連絡先			
明浜	1	明浜小学校	明浜町俵津 8-316-1	0894650007 0894650717	教育部 教育総務課	0894626430 0894621115	2,169	4,338	
	2	かりえ笑学校 (旧狩江小学校)	明浜町狩浜 2-1350	—	政策企画部 まちづくり推 進課	0894626403 0894626501	1,890	3,780	
	3	明浜支所屋上	明浜町高山 甲 3420	0894641111 0894641550	明浜支所 地域生活課	0894641280 0894641550	100	—	
	4	旧田之浜小学校	明浜町田之浜 甲 1234	—	政策企画部 まちづくり推 進課	0894626403 0894626501	1,348	2,695	
	5	西予市明浜運動 場	明浜町俵津 9-136-1	—	明浜支所 地域生活課	0894641280 0894641550	2,806	5,612	
宇和	6	多田小学校	宇和町河内 171-1	0894660202 0894695012	教育部 教育総務課	0894626430 0894621115	3,879	7,758	
	7	中川小学校	宇和町田苗真 土 1614-1	0894620357 0894627253	教育部 教育総務課	0894626584 0894621115	2,419	4,838	
	8	石城小学校	宇和町西山田 164-1	0894629714 0894691126	教育部 教育総務課	0894626430 0894621115	3,101	6,202	
	9	宇和町小学校	宇和町卯之町 二丁目 145	0894620158 0894627251	教育部 教育総務課	0894626430 0894621115	4,965	9,929	
	10	皆田小学校	宇和町皆田 1115-1	0894620551 0894691092	教育部 教育総務課	0894626430 0894621115	1,743	3,485	
	11	旧明間小学校	宇和町明間 1065-1	—	政策企画部 まちづくり推 進課	0894626403 0894626501	1,692	3,384	
	12	田之筋小学校	宇和町新城 982-1	0894620474 0894627252	教育部 教育総務課	0894626430 0894621115	2,963	5,925	
	13	宇和中学校	宇和町下松葉 629-1	0894621265 0894621266	教育部 教育総務課	0894626430 0894621115	11,256	22,512	
	14	県立 宇和高等学校	宇和町卯之町 四丁目 190-1	0894621321 0894626127	宇和高等学校	0894621321 0894626127	7,450	14,900	
	15	県立宇和 特別支援学校	宇和町永長 1287-1	0894625135 0894626938	宇和養校舎	0894625135 0894626938	4,096	8,191	
	16	西予市図書交流 館 (まなびあん)	宇和町卯之町 一丁目 245-1	0894626420 0894626579	教育部 まなび推進課	0894626415 0894621115	649	1,297 (広場)	
野村	17	野村小学校	野村町野村 11-43-1	0894720027 0894721058	教育部 教育総務課	0894626430 0894621115	3,342	6,683	
	18	旧大和田小学校	野村町阿下 2-428	—	政策企画部 まちづくり推 進課	0894626403 0894626501	1,829	3,657	
	19	旧溪筋小学校	野村町鳥鹿野 870	—	政策企画部 まちづくり推 進課	0894626403 0894626501	3,058	6,116	
	20	旧中筋小学校	野村町高瀬 4098	—	政策企画部 まちづくり推 進課	0894626403 0894626501	2,414	4,828	
	21	旧河成小学校	野村町予子林 5192-2	—	政策企画部 まちづくり推 進課	0894626403 0894626501	2,391	4,781	
	22	大野ヶ原小学校	野村町大野ヶ	0894760360	教育部	0894626430	2,967	5,934	

資料編

地区	番号	名称	所在地	連絡先 (電話) (FAX)	管理担当窓口		収容 人員 (人)	グラウン ド面積 (㎡)	備考
					部署名	連絡先			
城川			原 217-1	0894760370	教育総務課	0894621115			
	23	惣川小学校	野村町惣川 3888	0894760120 0894760160	教育部 教育総務課	0894626430 0894621115	2,188	4,375	
	24	野村中学校	野村町阿下 7- 147	0894720026 0894721060	教育部 教育総務課	0894626430 0894621115	9,395	18,790	
	25	県立 野村高等学校	野村町阿下 6- 2	0894720102 0894720367	野村高等学校	0894720102 0894720367	2,713	5,425	
	26	西予市野村 少年自然の家	野村町惣川 1160	0894760137 0894760137	野村支所 地域生活課	0894721113 0894722323	500	1,000	
	27	旧遊子川小学校	城川町遊子谷 3160	—	政策企画部 まちづくり推 進課	0894626403 0894626501	2,164	4,328	
28	旧土居小学校	城川町土居 86	—	政策企画部 まちづくり推 進課	0894626403 0894626501	2,850	5,700		
29	旧高川小学校	城川町高野子 806	—	政策企画部 まちづくり推 進課	0894626403 0894626501	2,886	5,772		
30	城川小学校	城川町魚成 5673-1	0894820017 0894821007	教育部 教育総務課	0894626430 0894621115	3,759	7,518		
31	城川中学校	城川町下相 1237	0894820029 0894820485	教育部 教育総務課	0894626430 0894621115	6,838	13,675		
三瓶	32	三瓶小学校	三瓶町朝立 1- 337-2	0894330035 0894333710	教育部 教育総務課	0894626430 0894621115	2,995	5,989	
	33	三瓶下泊地区 グラウンド	三瓶町下泊 779-1	—	政策企画部 まちづくり推 進課	0894626403 0894626501	1,283	2,565	
	34	三瓶蔵貫地区 グラウンド	三瓶町蔵貫浦 491	—	政策企画部 まちづくり推 進課	0894626403 0894626501	3,696	7,392	
	35	三瓶二及地区 グラウンド	三瓶町二及 2- 466	—	政策企画部 まちづくり推 進課	0894626403 0894626501	2,958	5,916	
	36	三瓶周木地区 グラウンド	三瓶町周木 6- 247-1	—	政策企画部 まちづくり推 進課	0894626403 0894626501	2,270	4,540	
	37	三瓶中学校	三瓶町津布理 48	0894330041 0894333713	教育部 教育総務課	0894626430 0894621115	11,215	22,439	
	38	県立宇和高等学校 三瓶分校	三瓶町津布理 3463	0894330033 0894330538	三瓶高等学校	0894330033 0894330538	6,563	13,126	
その他	野村緑地広場 (仮称)	野村町野村 4 号 7 番地付近(仮)	—	建設部 建設課	0894626410 0894626571	3,600	7,200	今後整 備予定	

【津波災害】指定緊急避難場所

地区名	番号	名称	所在地	海拔 (m)	備考
明 浜	1	伊之浦農道	明浜町俵津 1-177-4	23	
	2	東谷農道	明浜町俵津 1-418 付近	15	
	3	天満神社	明浜町俵津 2-1	8	
	4	元小学校跡	明浜町俵津 2-767-1 付近	12	
	5	福岡農道	明浜町俵津 3-505-1	12	
	6	大山農道	明浜町俵津 4-282-2 付近	14	
	7	新田奥	明浜町俵津 5-231-3	11	
	8	下の谷農道	明浜町俵津 9-52-1 付近	11	
	9	ボラ小屋	明浜町俵津 9-412-2 付近	10	
	10	畑岡農道	明浜町俵津 8-214 付近	13	
	11	龍泉寺	明浜町渡江 869	11	
	12	トンネル上	明浜町渡江 84-2 付近	16	
	13	漁協奥	明浜町狩浜 1-198 付近	10	
	14	山口	明浜町狩浜 2-459	41	
	15	枝浦農道記念碑	明浜町狩浜 2-1125-1 付近	29	
	16	枝浦農道	明浜町狩浜 2-1504-3 付近	19	
	17	春日神社下	明浜町狩浜 4-698-1	11	
	18	狩浜 J A 上	明浜町狩浜 4-69-2	17	
	19	狩浜農道三叉路	明浜町狩浜 3-378 付近	33	
	20	本浦農道	明浜町狩浜 3-902-1	30	
	21	狩浜防災倉庫前	明浜町狩浜 3-1307	14	
	22	お伊勢山前	明浜町狩浜 3-1479-2	19	
	23	小僧都	明浜町高山甲 686-1	10	
	24	東水源地	明浜町高山甲 1214 付近	29	
	25	小坂	明浜町高山甲 1871-2	25	
	26	西水源地	明浜町高山甲 2066-1 付近	18	
	27	銀行社宅付近	明浜町高山甲 3180-1 付近	8	
	28	小浦	明浜町高山甲 2891-2	12	
	29	明浜支所屋上	明浜町高山甲 3420	18	屋上の海拔
	30	中浦避難場所	明浜町宮野浦甲 75-10	10	
	31	1 区避難場所	明浜町宮野浦甲 417-1	12	
	32	2 区避難場所	明浜町宮野浦甲 825-1	17	
	33	2・3 区避難場所	明浜町宮野浦甲 909 付近	10	
	34	3 区第 1 避難場所	明浜町宮野浦甲 1208 付近	27	
	35	3 区第 2 避難場所	明浜町宮野浦		

地区名	番号	名称	所在地	海拔 (m)	備考
	36	宮ノ串避難場所	明浜町宮野浦甲 1469	11	
	37	岩井避難場所	明浜町宮野浦甲 1857	13	
	38	1区避難場所	明浜町田之浜甲 553-4 付近	25	
	39	2区避難場所	明浜町田之浜甲 656-2	33	
	40	3区避難場所	明浜町田之浜甲 1316-1	13	
	41	4区避難場所	明浜町田之浜甲 1195-1 付近	10	
三瓶	42	大元様	三瓶町朝立 8-702-2	30	
	43	シデノキ農道	三瓶町朝立 2-491-2 付近	53	
	44	東公民館第1分館	三瓶町朝立 6-215-4	12	
	45	地福寺	三瓶町朝立 2-261-1	14	
	46	宇都宮様	三瓶町朝立 2-281-2	31	
	47	国造神社(朝立)	三瓶町朝立 1-71	18	
	48	2区農道(朝立山口線)	三瓶町朝立 1-250 付近	28	
	49	三瓶浄水場	三瓶町津布理 556-6 付近	76	2次避難場所
	50	市道津布理10号線(桜谷線)	三瓶町津布理 770-2 付近	37	
	51	金刀比羅神社	三瓶町津布理 3569 付近	63	2次避難場所
	52	県道宇和三瓶線、市道津布理39号線の合流点	三瓶町津布理 2631-1	41	
	53	宇和高等学校 三瓶分校	三瓶町津布理 3442-1	3 (建物 15.4m)	
	54	津布理神ヶ谷	三瓶町津布理 3085 付近	19	
	55	釈迦堂上	三瓶町津布理 3573-1	17	
	56	谷上駐車場(谷口)	三瓶町津布理 525-1	19	
	57	三瓶中学校	三瓶町津布理 29	3 (建物 16.5m)	
	58	市道安土13号線	三瓶町安土 281-2 付近	28	
	59	安土西	三瓶町安土 246-1	13	
	60	国造神社(有網代)	三瓶町有網代 59	23	
	61	有網代墓地	三瓶町有網代 30-1 付近	26	
	62	朝田邸裏山	三瓶町朝立 8-845-16	8	
	63	サイレン山避難所	三瓶町朝立 7-282-15	17	
	64	やぐらの下団地	三瓶町朝立 2-35-3	4 (建物 24m)	津波避難ビル
	65	垣生グラウンド	三瓶町垣生甲 1252-2	22	
66	薬師山公園	三瓶町垣生乙 549-1	48		
67	垣生小浦	三瓶町垣生甲 9 付近	10		
68	垣生西	三瓶町垣生甲 161-3	13		
69	二及豆網代川上	三瓶町二及 1-48 付近	23		
70	二及東川上流	三瓶町二及 1-565-4 付近	27		

地区名	番号	名称	所在地	海拔 (m)	備考
三 瓶	71	二及農村公園	三瓶町二及 2-452	33	
	72	お伊勢山	三瓶町二及 2-897-3 付近	55	
	73	長早越	三瓶町二及 2-836-1	18	
	74	道安寺	三瓶町長早 3-44-1	16	
	75	国造神社 (長早)	三瓶町長早 3-486	13	
	76	二及越	三瓶町長早 3-37-2	24	
	77	旧周木小学校	三瓶町周木 6-247-1	6 (建物 8.9m)	
	78	光勝寺	三瓶町周木 2-208	8	
	79	西側一時避難場所	三瓶町有太刀 108 付近	22	
	80	中央一時避難場所	三瓶町有太刀 166	11	
	81	東側一時避難場所	三瓶町有太刀 654 付近	23	
	82	あらパーク	三瓶町有太刀 16	76	2次避難場所
	83	三楽園	三瓶町蔵貫浦 5-19	11	
	84	金光寺	三瓶町蔵貫浦 135	13	
	85	農道蔵貫浦新田線	三瓶町蔵貫浦 1124-4 付近	44	
	86	市道蔵貫 2 号線終点付近	三瓶町蔵貫 32-2 付近	17	
	87	神明神社付近高台	三瓶町蔵貫 634-2 付近	14	
	88	川原集会所上	三瓶町蔵貫 966-3 付近	17	
	89	善福禅寺上	三瓶町蔵貫 3663 付近	12	
	90	蔵王公園付近	三瓶町蔵貫 3172-1 付近	21	
	91	見光寺	三瓶町皆江 1825	13	
	92	農道皆江国王線	三瓶町皆江 2635 付近	41	
	93	国道 378 号 (枯井バス停付近)	三瓶町皆江 83-7 付近	31	
	94	農道下泊神子之浦線	三瓶町下泊 331-2 付近	18	
	95	神子之浦墓地	三瓶町下泊 109-1	20	
	96	お薬師	三瓶町下泊 481	10	
	97	旧下泊小学校屋上	三瓶町下泊 779-1	3 (建物 12.9m)	
	98	農道下泊中ノ浦線	三瓶町下泊 914-1 付近	25	
	99	お墓	三瓶町下泊 656-1	35	
	100	アンデラ	三瓶町下泊 1834-1	10	
	101	三瓶公園	三瓶町朝立 8-1-2	55	
	102	新池前	三瓶町津布理 2759-1	23	

10-4 福祉避難所一覧 [福祉事務所 (福祉課)]

No.	施設名	所在地	電話
1	特別養護老人ホーム あけはま荘	明浜町狩浜 2 番耕地 1177 番地	0894-65-0137
2	ケアハウス はまゆう	明浜町狩浜 2 番耕地 1208 番地 4	0894-65-0066
3	宇和町特別養護老人ホーム 松葉寮	宇和町久枝甲 1434 番地 1	0894-62-2111
4	ケアハウス れんげ	宇和町久枝甲 1434 番地 1	0894-62-7116
5	障害者支援施設 希望の森	宇和町小野田 1295 番地	0894-62-0055
6	障害者支援施設 松葉学園	宇和町神領 534 番地	0894-62-0471
7	特別養護老人ホーム開明の杜	宇和町卯之町一丁目 246-6	0894-89-3232
8	特別養護老人ホーム しいのき園	野村町野村 8 号 467 番地	0894-72-3554
9	特別養護老人ホーム 法正園	野村町野村 13 号 288 番地	0894-72-2851
10	西予市野村介護老人保健施設 つくし苑	野村町野村 9 号 47 番地 3	0894-72-3820
11	障害者支援施設 野村育成園	野村町野村 8 号 479 番地 1	0894-72-0826
12	障害者支援施設 野村学園	野村町野村 16 号 488 番地	0894-72-0488
13	惣川高齢者生活福祉センター	野村町舟戸 2097 番地	0894-76-0275
14	養護老人ホーム 奥伊予荘	城川町古市 1773 番地 1	0894-83-0136
15	特別養護老人ホーム 寿楽苑	城川町魚成 7026 番地 1	0894-82-0021
16	養護老人ホーム 三楽園	三瓶町蔵貫浦 5 番地 19	0894-34-0631
17	特別養護老人ホーム 皆楽園	三瓶町皆江 2598 番地 1	0894-20-5710
18	俵津保育所	明浜町俵津 3 番耕地 274 番地	0894-65-0042
19	野村保育所	野村町野村 11 号 9 番地 1	0894-72-0050
20	認定こども園しろかわ保育所	城川町下相 938 番地	0894-82-0001

10-5 主要避難路一覧 [建設課]

※指定緊急避難場所へ通じる道路や避難路として整備した道路を掲載

地区	路線名	備考
明浜町	宮崎川西線	市道
	下の谷宮崎線	市道
	脇宮崎線	市道
	正月田線	市道
	門之脇小学校線	市道
	小学校線	市道
	西集会所線	市道
	湯の川・くらぬき線	市道
	一本松2号線	市道
	伊ノ浦線	市道
	東谷線	市道
	大神田線	市道
	中村線	市道
	神田坂本線	市道
	新田小谷線	市道
	一本松2号線	市道
	柿浦ボラ小屋線	市道
	畑岡線	市道
	渡江線	市道
	アジロ線	市道
	西木戸線	市道
	門之脇線	市道
	大狩浜線	市道
	宮の下線	市道
	春日線	市道
	本村線	市道
	ヤブ線	市道
	スノサキ線	市道
	大早津東水源地線	市道
	小坂線	市道
西水源地線	市道	
大河内線	市道	
西の田線	市道	

	中学校線	市道
	客人線	市道
	中村佐古線	市道
	東線	市道
	イブミダ線	市道
	西奥線	市道
宇和町	1-1号線	市道
	2-4号線	市道
	中川地区123号線	市道
	石城地区136号線	市道
	旧町地区189号線	市道
	旧町地区210号線	市道
	旧町地区202号線	市道
	2-12号線	市道
	下宇和地区28号線	市道
	下宇和地区70号線	市道
	田之筋地区53号線	市道
	田之筋地区59号線	市道
	旧町地区183号線	市道
	旧町地区71号線	市道
	旧町地区238号線	市道
	1-7号線	市道
	2-11号線	市道
	旧町地区162号線	市道
	旧町地区185号線	市道
	旧町地区186号線	市道
	旧町地区187号線	市道
旧町地区188号線	市道	
旧町地区328号線	市道	
野村町	駄馬線	市道
	丸山支線	市道
	本町中村線	市道
	大和田前石線	市道
	溪筋田之筋線	市道
	橋詰線	市道
	五反田線	市道

	古味宮成線	市道
	阿下釜川線	市道
	権現峰線	市道
	中学校線	市道
	石久保線	市道
	石久保権現線	市道
	石久保権現支線	市道
	権現荷刺線	市道
	昭和線	市道
	山王線	市道
	徳城線	市道
	野村城川線	市道
	千代田三島線	市道
	三島氏宮線	市道
	法正運動公園線	市道
城川町	古市土居線	市道
	魚成小学校線	市道
	今田中学校線	市道
	社神子線	市道
	日の浦坂本線	市道
	坂本中組線	市道
	安尾線	市道
	下高野子線	市道
	平岩線	市道
三瓶町	朝立53号線	市道
	朝立18号線	市道
	朝立20号線	市道
	下泊5号線	市道
	下泊11号線	市道
	蔵貫浦15号線	市道
	二及10号線	市道
	二及12号線	市道
	二及15号線	市道
	二及16号線	市道
	二及18号線	市道
	周木1号線	市道

周木31号線	市道
津布理1号線	市道
津布理4号線	市道
津布理5号線	市道
津布理6号線	市道
安土1号線	市道
安土3号線	市道
安土7号線	市道
朝立22号線	市道
津布理28号線	市道
津布理29号線	市道
朝立47号線	市道
朝立45号線	市道
朝立39号線	市道
朝立7号線	市道
朝立44号線	市道
津布理34号線	市道
津布理10号線	市道
津布理39号線	県道宇和三瓶線、市道津布理39号線の合流点
津布理40号線	県道宇和三瓶線、市道津布理39号線の合流点
津布理23号線	市道
津布理33号線	市道
津布理9号線	市道
安土13号線	市道
有網代2号線	市道
有網代1号線	市道
朝立34号線	市道
朝立25号線	市道
朝立31号線	市道
朝立32号線	市道
朝立36号線	市道
朝立20号線	市道
垣生34号線	市道
二及1号線	市道
二及32号線	市道

二及3号線	市道
長早1号線	市道
周木16号線	市道
有太刀2号線	市道
有太刀1号線	市道
有太刀5号線	市道
蔵貫浦20号線	市道
蔵貫浦21号線	市道
蔵貫浦2号線	市道
蔵貫浦1号線	市道
蔵貫2号線	市道
蔵貫3号線	市道
蔵貫4号線	市道
蔵貫10号線	市道
蔵貫17号線	市道
蔵貫11号線	市道
皆江6号線	市道
皆江7号線	市道
下泊2号線	市道
下泊4号線	市道
下泊8号線	市道
下泊11号線	市道
下泊5号線	市道
下泊9号線	市道
下泊13号線	市道
朝立1号線	市道

令和5年6月1日
危機管理課作成

避難情報の判断・伝達マニュアル

□高齢者等避難、避難指示の発令基準

災害区分	警戒LV	発令基準
土砂災害	警戒レベル3 高齢者等避難	1：大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報「土砂災害」）が発表され、かつ、土砂キキクル（土砂災害の危険度分布）が「警戒」（赤）（警戒レベル3相当情報「土砂災害」）となった場合 ■2時間以内に大雨警報の基準に到達（防災情報提供システム） 2：数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合 3：警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報「土砂災害」）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合など）（夕刻時点で発令）
	警戒レベル4 避難指示	1：土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報「土砂災害」）が発表された場合 2：土砂キキクル（土砂災害の危険度分布）で「危険（紫）」（警戒レベル4相当情報「土砂災害」）となった場合 ■2時間以内に土砂災害警戒情報の基準に到達（防災情報提供システム） 3：警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） 4：警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風雨を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることのないよう暴風警報の発表後速やかに発令） 5：土砂災害の前兆現象（山鳴り・湧き水・地下水の濁り・溪流の水量の変化等）が発見された場合
	警戒レベル5 緊急安全確保	（災害が発生直前又は既に発生しているおそれ） 1：大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル5相当情報「土砂災害」）が発表された場合 2：土砂キキクル（土砂災害の危険度分布）で「災害切迫（黒）」（警戒レベル5相当情報「土砂災害」）が発表された場合 （災害発生を確認） 3：土砂災害の発生が確認された場合
	※上記種類の発令基準のいずれか1つに該当する場合に、発令対象とする。 ※避難指示等の解除は、当該地域の大雨警報（土砂災害）が解除された段階とする。 <高齢者等避難> ※大雨警報（土砂災害）は市町単位を基本として発表されるが、警戒レベル3高齢者等避難の発令対象区域は適切に絞り込むこと。） <避難指示> ※土砂災害警戒情報は市町単位を基本として発表されるが、警戒レベル4避難指示の発令対象区域は適切に絞り込むこと。） ※夜間・未明であっても、発令基準1～2又は5に該当する場合は、躊躇なく警戒レベル	

	<p>4 避難指示を発令する。</p> <p><緊急安全確保></p> <p>※大雨特別警報（土砂災害）は市町単位を基本として発表されるが、警戒レベル5緊急安全確保の発令対象区域は適切に絞り込むこと。）</p> <p>※「立退き避難」を中心とした行動から「緊急安全確保」を中心とした行動変容を特に促したい場合に発令すること。ただし、1～2のいずれかに該当した場合に必ず発令しなければならないわけではなく、また、これら以外の場合においても居住者等に行動変容を求めるために発令することは考えられる。</p> <p>※発令基準1を理由に警戒レベル5緊急安全確保を発令済みの場合、発令基準2の災害発生を確認しても、警戒レベル5緊急安全確保を再度発令しない。具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とり得る行動等を可能な限り居住者等に伝達することに注力すること。</p>
--	--

災害区分	警戒LV	発令基準
土砂災害（坂石・栗木地区地すべり）	警戒レベル3 高齢者等避難	<p>1：鹿野川ダム管理傾斜計により、地すべり変位速度 0.4mm/1 時間以上が観測され、鹿野川ダムが対応レベル 3（警戒体制）となった場合</p> <p>2：鹿野川ダム管理傾斜計により、地すべり変位速度 1mm/1 日以上が観測され、鹿野川ダムが対応レベル 2（注意体制）で、今後、夜間や早朝に更に地すべり変位速度が強まる可能性がある場合</p>
	警戒レベル4 避難指示	1：鹿野川ダム管理傾斜計により、地すべり変位速度 2mm/1 時間以上が観測され、鹿野川ダムが対応レベル 4（非常体制）となった場合
	警戒レベル5 緊急安全確保	1：地すべりの発生が確認された場合
	<p>※上記種類の発令基準のいずれか1つに該当する場合に、発令対象とする。</p> <p>※鹿野川ダムが対応レベル 2（注意体制）【地すべり変位速度 1mm/1 日以上】の場合は道路の通行止め対応を行う。</p> <p>※避難指示等の発令は、異常を観測した傾斜計がある地区を対象とする。（坂石地区設置の傾斜計で異常を観測した場合、坂石地区のみ発令）</p> <p>※夜間・未明であっても、避難指示を発令する。</p> <p>※避難指示等の解除は、鹿野川ダムの巡視により安全が確保された段階とする。</p>	

災害区分	警戒LV	発令基準
津波災害	警戒レベル対象外 避難指示	<p>1：大津波警報、津波警報、津波注意報の発表（ただし、避難の対象区域が異なる）</p> <p>2：停電、通信途絶等により、津波警報等を適時に受けることができない状況において、強い揺れを感じた場合、あるいは、揺れは弱くとも1分程度以上の長い揺れを感じた場合</p>
	警戒レベル対象外 遠地地震の場合 の避難指示等	気象庁が発表する「遠地地震に関する情報」の後に津波警報等が発表される可能性があることを認識し、高齢者等避難、避難指示の発令を検討するものとする。
	<p>※上記種類の発令基準のいずれか1つに該当する場合に、発令対象とする。</p> <p>※避難指示の解除については、当該地域の大津波警報、津波警報、津波注意報が全て解除された段階を基本とする。</p>	

災 害 区 分	警戒LV	発 令 基 準
洪 水 災 害 (神 領 水 位 観 測 所)	警戒レベル3 高齢者等避難	1：指定河川洪水予報により、肱川の神領水位観測所の水位が避難判断水位である3.30m（レベル3水位）に到達し、かつ、水位予測において引き続きの水位が上昇する予測が発表されている場合 2：指定河川洪水予報により、肱川の神領水位観測所の水位が氾濫危険水位である3.50m（レベル4水位）に到達する予測が発表されている場合（急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合） 3：国管理河川の洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「氾濫警戒情報（赤）」や、水害リスクラインで「避難判断水位の超過に相当（赤）」になった場合 4：堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合 5：警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）
	警戒レベル4 避難指示	1：指定河川洪水予報により、肱川の神領水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）である3.50mに到達したと発表された場合 2：肱川の神領水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）である3.50mに到達していないものの、指定河川洪水、神領水位観測所の水位が堤防天端高を超えることが予想される場合 3：国管理河川の洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「氾濫危険情報（紫）」や、水害リスクラインで「氾濫危険水位の超過に相当（紫）」になった場合 4：堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合 5：警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） 6：警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）
	警戒レベル5 緊急安全確保	（災害が発生直前又は既に発生しているおそれ） 1：肱川の神領水位観測所の水位が、氾濫危険水位である3.50mを超えた状態で、指定河川洪水予報の水位観測により、堤防天端高に到達するおそれが高い場合（越水のおそれのある場合） 2：国管理河川の洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「氾濫発生情報（黒）」や、災害リスクラインで「氾濫している可能性（黒）」になった場合 3：堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合 （災害発生を確認） 4：堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合（指定河川洪水予報のはん濫発生情報（警戒レベル5相当情報「洪水」）、水防団からの報告により把握できた場合）
※上記種類の発令基準のいずれか1つに該当する場合に、発令対象とする。 ※避難指示等の解除は、当該地域の洪水警報等が解除された段階とする。 <避難指示> ※夜間・未明であっても、発令基準1～4に該当する場合は、躊躇なく警戒レベル4避難指示を発令すること。 <緊急安全確保>		

<p>※「立退き避難」を中心とした行動から「緊急安全確保」を中心とした行動変容を特に促したい場合に発令すること。ただし、1～4のいずれかに該当した場合に必ず発令しなければならないわけではなく、また、これら以外の場合においても居住者等に行動変容を求めるために発令することは考えられる。</p> <p>※発令基準1～3を理由に警戒レベル5緊急安全確保を発令済みの場合、発令基準4の災害発生を確認しても、警戒レベル5緊急安全確保を再度発令しない。具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とり得る行動等を可能な限り居住者等に伝達することに注力すること。</p>
--

災 害 区 分	警戒LV	発 令 基 準
洪 水 災 害 (野村ダム下流域)	警戒レベル3 高齢者等避難	1：洪水警報の発表 2：指定河川洪水予報により、肱川の荒瀬水位観測所の水位が避難判断水位である4.00m（レベル3水位）に到達し、かつ、水位予測において引き続きの水位が上昇する予測が発表されている場合 3：指定河川洪水予報により、肱川の荒瀬水位観測所の水位が氾濫危険水位である5.00m（レベル4水位）に到達する予測が発表されている場合（急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合） 4：国管理河川の洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「氾濫警戒情報（赤）」や、水害リスクラインで「避難判断水位の超過に相当（赤）」になった場合 5：野村ダム管理事務所より放流量増加通知（300→400m ³ /s）が発出され、さらに増加が見込まれる場合 6：堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合 7：警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）
	警戒レベル4 避難指示	1：指定河川洪水予報により、肱川の荒瀬水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）である5.00mに到達したと発表された場合 2：肱川の荒瀬水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）である5.00mに到達していないものの、指定河川洪水、荒瀬水位観測所の水位が堤防天端高を超えることが予想される場合 3：国管理河川の洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「氾濫危険情報（紫）」や、水害リスクラインで「氾濫危険水位の超過に相当（紫）」になった場合 4：堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合 5：野村ダム管理事務所より緊急放流に関する事前通知が発出された場合（操作開始の5時間前・3時間前） 6：ダムからの流下量が500m ³ /sに達し、さらに増加が見込まれている場合 7：警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） 8：警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）
	警戒レベル5 緊急安全確保	（災害が発生直前又は既に発生しているおそれ） 1：ダムからの流下量が1000m ³ /sに達し、さらに増加が見込まれている

		<p>場合</p> <p>2：異常洪水時防災操作が開始されたとき</p> <p>3：肱川の荒瀬神領水位観測所の水位が、氾濫危険水位である5.00mを超えた状態で、指定河川洪水予報の水位観測により、堤防天端高に到達するおそれが高い場合（越水のおそれのある場合）</p> <p>4：国管理河川の洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「氾濫発生情報（黒）」や、災害リスクラインで「氾濫している可能性（黒）」になった場合</p> <p>5：堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合 （災害発生を確認）</p> <p>6：堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合（指定河川洪水予報のはん濫発生情報（警戒レベル5相当情報「洪水」）、水防団からの報告により把握できた場合</p>
<p>※上記種類の発令基準のいずれか1つに該当する場合に、発令対象とする。</p> <p>※避難指示等の解除は、野村ダム管理事務所における洪水対応操作の終了及び当該地域の洪水警報等が解除された段階とする。</p> <p>＜避難指示＞</p> <p>※夜間・未明であっても、発令基準1～6に該当する場合は、躊躇なく警戒レベル4避難指示を発令すること。</p> <p>＜緊急安全確保＞</p> <p>※「立退き避難」を中心とした行動から「緊急安全確保」を中心とした行動変容を特に促したい場合に発令すること。ただし、1～5のいずれかに該当した場合に必ず発令しなければならないわけではなく、また、これら以外の場合においても居住者等に行動変容を求めるために発令することは考えられる。</p> <p>※発令基準1～5を理由に警戒レベル5緊急安全確保を発令済みの場合、発令基準6の災害発生を確認しても、警戒レベル5緊急安全確保を再度発令しない。具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とり得る行動等を可能な限り居住者等に伝達することに注力すること。</p>		

災害区分	警戒LV	発令基準
洪水災害（その他河川）	警戒レベル3 高齢者等避難	<p>1：指定河川洪水予報により、肱川の神領水位観測所の水位が避難判断水位である3.30m（レベル3水位）に到達し、次の①～③のいずれかにより、引き続き水位上昇のおそれがある場合</p> <p>① 各水位観測所の水位が上昇している場合</p> <p>② 肱川の流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に到達する場合</p> <p>③ 上流域で大量又は強い降雨が見込まれる場合</p> <p>2：指定河川洪水予報により、肱川の神領水位観測所の水位が氾濫危険水位である3.50m（レベル4水位）に到達する予測が発表されている場合（急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合）</p> <p>3：国管理河川の洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「氾濫警戒情報（赤）」や、水害リスクラインで「避難判断水位の超過に相当（赤）」になった場合</p> <p>4：堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合</p> <p>5：警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）</p>
	警戒レベル4 避難指示	<p>1：指定河川洪水予報により、肱川の神領水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）である3.50mに到達し、次の①～③のいずれかにより、引き続き水位上昇のおそれがある場合</p> <p>① 各水位観測所の水位が上昇している場合</p> <p>② 肱川の洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「危険」（紫）が出現した場合（流域雨量指数の予測値が洪水警報基準を大きく超過する場合）</p> <p>③ 上流域で大量又は強い降雨が見込まれる場合</p> <p>2：肱川の神領水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）である3.50mに到達していないものの、神領水位観測所の水位が堤防天端高を超えることが予想される場合</p> <p>3：国管理河川の洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「氾濫危険情報（紫）」や、水害リスクラインで「はん濫危険水位の町かに相当（紫）」になった場合</p> <p>4：堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合</p> <p>5：警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）</p> <p>6：警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）</p>
	警戒レベル5 緊急安全確保	<p>（災害が発生直前又は既に発生しているおそれ）</p> <p>1：肱川の神領水位観測所の水位が、氾濫危険水位である3.50mを超えた状態で、指定河川洪水予報の水位観測により、堤防天端高に到達するおそれが高い場合（越水のおそれのある場合）</p> <p>2：国管理河川の洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「氾濫発生情報（黒）」や、災害リスクラインで「氾濫している可能性（黒）」になった場合</p>

	<p>3：堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合 (災害発生を確認)</p> <p>4：堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合(指定河川洪水予報のはん濫発生情報(警戒レベル5相当情報「洪水」)、水防団からの報告により把握できた場合)</p>
	<p>※上記種類の発令基準のいずれか1つに該当する場合に、発令対象とする。</p> <p>※避難指示等の解除は、当該地域の洪水警報等が解除された段階とする。</p> <p><避難指示></p> <p>※夜間・未明であっても、発令基準1～4に該当する場合は、躊躇なく警戒レベル4避難指示を発令すること。</p> <p><緊急安全確保></p> <p>※「立退き避難」を中心とした行動から「緊急安全確保」を中心とした行動変容を特に促したい場合に発令すること。ただし、1～4のいずれかに該当した場合に必ず発令しなければならないわけではなく、また、これら以外の場合においても居住者等に行動変容を求めるために発令することは考えられる。</p> <p>※発令基準1～3を理由に警戒レベル5緊急安全確保を発令済みの場合、発令基準4の災害発生を確認しても、警戒レベル5緊急安全確保を再度発令しない。具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とり得る行動等を可能な限り居住者等に伝達することに注力すること。</p>

災害区分	警戒LV	発令基準
高潮災害	警戒レベル3 高齢者等避難	1：高潮注意報の発表において警報に切り替える可能性が高い旨に言及された場合（数時間先に高潮警報が発表される状況の時に発表） 2：高潮注意報が発表されている状況において、台風情報で、台風の暴風域が市域にかかると予想されている、又は、台風が市域に接近することが見込まれる場合 3：警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） 4：「伊勢湾台風」級の台風が接近し、上陸24時間前に、特別警報発表の可能性が高い旨、府県気象情報や気象庁の記者会見等により周知された場合
	警戒レベル4 避難指示	1：高潮警報（警戒レベル4相当情報「高潮」）又は高潮特別警報（警戒レベル4相当情報「高潮」）が発表された場合 2：警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（高潮注意報が発表され、当該注意報において、夜間～翌日早朝までに警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合など（夕刻時点で発令） ※暴風警報等に記載されている警報級の時間帯（特に暴風の吹き始める時間帯）にも留意して、暴風で避難できなくなる前に発令する
	警戒レベル5 緊急安全確保	（災害が発生直前又は既に発生しているおそれ） 1：水門、陸閘等の異常が確認された場合 2：潮位が「危険潮位」を超え、浸水が発生したと推測される場合（災害発生を確認） 3：海岸堤防が倒壊した場合 4：異常な越波・越流が発生した場合
	※上記種類の発令基準のいずれか1つに該当する場合に、発令対象とする。 ※避難指示の解除は、当該地域の高潮警報等が解除された段階を基本とする。 <緊急安全確保> ※「立退き避難」を中心とした行動から「緊急安全確保」を中心とした行動変容を特に促したい場合に発令すること。ただし、1～4のいずれかに該当した場合に必ず発令しなければならないわけではなく、また、これら以外の場合においても居住者等に行動変容を求めるために発令することは考えられる。 ※発令基準1～2を理由に警戒レベル5緊急安全確保を発令済みの場合、発令基準3～4の災害発生を確認しても、警戒レベル5緊急安全確保を再度発令しない。具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とり得る行動等を可能な限り居住者等に伝達することに注力すること。	

11 危険物関係

11-1 危険物許可施設状況 [消防本部防災課・三瓶支所地域生活課]

令和6年1月1日現在

区分	製造所等	総 数	製 造 所	貯蔵所							取扱所	
				屋 内	屋 外 タンク	屋 内 タンク	地 下 タンク	簡 易 タンク	移 動 タンク	屋 外	給 油 取 扱 所	一 般 取 扱 所
町別 許可 施設 数	計	177		7	11	7	24	11	42	1	53	21
	明浜町	15		2	1		3	1	2		5	1
	宇和町	78		3	4	5	12		21		20	13
	野村町	48		1	3		5	5	16	1	14	3
	城川町	23		1	2		3	4	1		9	3
	三瓶町	12			1	2	1	1	1		5	1
許 可 数 量 別	5倍以下	83		7	5	3	12	11	32		2	11
	5～10倍以下	34			5	2	5		6	1	12	3
	10～50倍以下	33			1	2	7		2		14	7
	50～100倍以下	11							1		10	
	100～150倍以下	5									5	
	150～200倍以下	3									3	
	200～1,000倍以下	7									7	

11-2 防火対象物状況 [消防本部防災課・三瓶支所地域生活課]

令和6年1月1日現在

用途	町別	対 象 物						法第8条対象物						
		明浜町	宇和町	野村町	城川町	三瓶町	計	明浜町	宇和町	野村町	城川町	三瓶町	計	
1	イ	劇場、映画館	1	3	2			6	1	3	1			5
	ロ	公会堂、集会場	4	21	12	7	21	65	4	21	12	7	21	65
2	イ	キャバレー等						0						0
	ロ	遊技場等		3	0			3		3	1			4
	ハ	風俗関連等営業						0						0
	ニ	カラオケボックス等						0						0
3	イ	待合い、料理店等		2	1			3		1	1			2
	ロ	飲食店等		13	3		0	16		11	1			12
4		百貨店等	1	37	12	3	4	57		30	6	3	3	42
5	イ	旅館、ホテル	2	21	4	4	2	33	1	9	1	2	1	14
	ロ	共同住宅等	6	64	21		18	109		6	5		1	12
6	イ	病院、診療所	2	14	3	2	3	24		4	2		1	7
	ロ	各種福祉施設	3	17	14	1	4	39	3	16	13	1	3	36
	ハ	厚生施設等	3	34	14	1	2	54	1	16	8	1	1	27
	ニ	幼稚園等		12	1		1	14		12	1		0	13
7		学校	4	29	19	6	11	69	4	29	15	6	3	57
8		図書館等	1	3	1	4		9	1	3	1	4		9
9	イ													0
	ロ													0
10		車両の停車場			1			1						0
11		神社、寺院		4	1	1	2	8		1		1	1	3
12	イ		9	73	23	15	25	145	0	4		2	0	6
	ロ			1			0	1					0	0
13	イ			3	3		10	16		1	0		0	1
	ロ							0					0	0
14		倉庫	8	60	13	9	43	133	0	2				2
15		その他の事業所	10	51	45	15	69	190	4	13	10	9	7	43
16	イ	特定を含む複合	13	44	26	12	14	109	9	26	16	11	9	71
	ロ	その他の複合	2	23	7	2	14	48	2	3	1		2	8
16の2		地下街						0						0
17		重要文化財等		7	1			8		5	1			6
18		アーケード						0						0
合 計			69	539	227	82	243	1,160	30	219	96	47	53	445

12 復興・復旧関係

12-1 市内土木工事業者一覧 [建設課]

事業所名称	住 所	電話番号
有限会社大塚工務店	明浜町高山甲 1435 番地 4	64-0900
長山建設株式会社	明浜町俵津 3 番耕地 172 番地 26-2	65-0372
有限会社有田組	明浜町宮野浦甲 1694 番地 1	64-1235
平野建設株式会社	明浜町田之浜甲 1135 番地 2	64-0188
大東建設株式会社	宇和町上松葉 36 番地 2	62-5501
株式会社大塚組	宇和町伊延西 18 番地	66-0155
宇和土建株式会社	宇和町卯之町四丁目 514 番地	62-0091
三崎建設株式会社	宇和町伊賀上 348 番地	62-0496
堀部建設株式会社	宇和町岡山甲 1023 番地	66-0711
西村建設株式会社	宇和町下松葉 482 番地	62-2232
株式会社大塚組	野村町野村 11 号 23 番地 3	72-0028
株式会社西建設	野村町西 224 番地	77-0321
株式会社清水組	野村町四郎谷 1 号 1187 番地	75-0012
株式会社山下建設	野村町四郎谷 1 号 864 番地 1	75-0211
三協建設有限会社	野村町四郎谷 2 号 100 番地	75-0131
三和建設有限会社	野村町高瀬 2057 番地	72-3440
株式会社藤田建設	野村町高瀬 3569 番地	72-2200
株式会社河野建設	野村町高瀬 687 番地	72-0846
株式会社井石建設	野村町野村 12 号 592 番地	72-0054
株式会社東部総合建設	野村町野村 7 号 170 番地	72-2111
西森建設有限会社	野村町野村 3 号 82 番地	72-0224
有限会社大本組	野村町野村 1 号 508 番地	72-0363
株式会社だいわ	野村町野村 14 号 309 番地 2	72-2428
有限会社惣川	野村町惣川 283 番地 1	76-0006
株式会社サクラ建設	野村町惣川 1183 番地 1	090-1572-4305
貝吹土建有限会社	野村町鎌田 973 番地	72-3150
菊地建設株式会社	城川町高野子 336 番地	83-1014
株式会社土居原組	城川町魚成 5354 番地	82-0123
富永建設有限会社	城川町野井川 603 番地	85-0211
山本建設株式会社	城川町下相 114 番地	82-0061
白井建設有限会社	城川町窪野 7592 番地	83-0303
中野工業株式会社	三瓶町垣生甲 1265 番地	0894-33-0625
井上建設株式会社	三瓶町蔵貫 20 番地第 2	0894-34-0206
三瓶建設有限会社	三瓶町朝立 7 番耕地 292 番地第 1	0894-33-0394
三島建設有限会社	三瓶町下泊 2702 番地	0894-34-0848

12-2 市内給水工事指定業者一覧 [上下水道課 (産業建設課)]

令和5年4月24日現在

事業所名称	住 所	電話番号
有限会社大塚工務店	明浜町高山甲 1435 番地第 4	64-0900
株式会社 IR 明水電	明浜町俵津 10 番耕地 1104 番地	65-1458
平野建設株式会社	明浜町田之浜甲 1135 番地 2	64-0752
愛和技術サービス	宇和町信里 475 番地 3	62-4632
上田建築	宇和町稲生 215 番地	62-0629
株式会社宇和水道	宇和町稲生 48 番地 3	62-0275
株式会社大塚組	宇和町伊延西 18 番地	66-0155
株式会社源プロパン住宅設備	宇和町卯之町四丁目 462 番地	62-0262
有限会社小出設備	宇和町皆田 662 番地	62-3161
重松兄弟設備株式会社 西予営業所	宇和町れんげ 965 番地 40	89-1426
清水住設	宇和町下松葉 140 番地 28	62-3274
大一ガス株式会社南予営業所	宇和町下松葉 568 番地 1	62-1090
大東建設株式会社	宇和町上松葉 36 番地 2	62-5501
中野水道	宇和町明石 1017 番地 1	62-4102
株式会社南予都市開発	宇和町稲生 218 番地	62-1481
三崎建設株式会社	宇和町伊賀上 348 番地	62-0496
三好水道	宇和町岩木 1067 番地	62-9928
森川鉄工所	宇和町卯之町一丁目 513 番地	62-0325
ミヨシ設備	宇和町小原 804 番地 1	89-2740
薬師寺興業株式会社	宇和町卯之町三丁目 196 番地	090-5910-0077
井上水道	野村町野村阿下 8 号 314 番地	72-2217
有限会社クリーンホームテクノ	野村町野村 14 号 206 番地	72-0370
産光環境設備有限会社	野村町野村 3 号 259 番地	72-0340
三和建设有限会社	野村町高瀬 2057 番地	72-3440
上甲住設	野村町鳥鹿野 938 番地	75-0046
有限会社清家水道	野村町野村 12 号 759 番地 1	72-0267
有限会社土居原設備	野村町野村 2 号 205 番地 6	72-2071
株式会社西建設	野村町西 224 番地	77-0321
有限会社林建材水道	野村町野村 3 号 3 番地	72-0369
松本電気工事店	野村町野村 12 号 397 番地	72-0216
元野水道有限会社	野村町長谷 593 番地	75-0352
藤原建設	城川町古市 137 番地	83-0135
有限会社ライフシステム	城川町下相 674 番地 1	82-1133
宇都宮鉄工	三瓶町朝立 2 番耕地 262 番地	0894-33-2110
有限会社亀嶋設備	三瓶町二及 2 番耕地 344 番地 1	0894-33-2009
久保田水道有限会社	三瓶町津布理 2845 番地 1	0894-33-3087

12-3 市内下水道排水設備指定業者一覧 [上下水道課 (産業建設課)]

令和6年3月1日現在

No.	事業所名称	電話番号	住 所	指定給水装置 工事事業者
1	(有)大塚工務店	0894-64-0900	西予市明浜町高山甲1435番地第4	○
2	上田建築	0894-62-0629	西予市宇和町稲生526番地	○
3	(株)宇和水道	0894-62-0275	西予市宇和町稲生48番地3	○
4	(株)大塚組 (宇和)	0894-66-0155	西予市宇和町伊延西18番地	○
5	(有)小出設備	0894-62-3161	西予市宇和町皆田662番地	○
6	中野水道	0894-62-4102	西予市宇和町明石1017番地1	○
7	(株)南予都市開発	0894-62-1481	西予市宇和町稲生218番地	○
8	堀部建設(株)	0894-66-0711	西予市宇和町岡山甲1023番地	
9	三崎建設(株)	0894-62-0496	西予市宇和町伊賀上348番地	
10	三好水道	0894-62-0517	西予市宇和町小原804番地1	○
11	ミヨシ設備	0894-89-2740	西予市宇和町小原804番地1	○
12	森川鉄工所	0894-62-0325	西予市宇和町卯之町一丁目513番地	○
13	薬師寺興業(株)	0894-62-2857	西予市宇和町卯之町三丁目196番地	○
14	(株)井石建設	0894-72-0054	西予市野村町野村12号592番地	
15	井上水道	0894-72-2217	西予市野村町阿下8号314番地	○
16	(株)大塚組 (野村)	0894-72-0028	西予市野村町野村11号23番地3	
17	(有)クリーンホームテ クノ	0894-72-0370	西予市野村町野村14号206番地	○
18	(株)河野建設	0894-72-0846	西予市野村町高瀬687番地	
19	(有)土居原設備	0894-72-2071	西予市野村町野村2号205番地6	○
20	(株)東部総合建設	0894-72-2111	西予市野村町野村7号170番地	
21	(株)西建設	0894-77-0321	西予市野村町西224番地	○
22	(有)林建材水道	0894-72-0369	西予市野村町野村3号3番地	○
23	(株)山下建設	0894-75-0211	西予市野村町四郎谷1号864番地1	
24	(有)ライフシステム	0894-82-1133	西予市城川町下相674番地1	○
25	(有)亀嶋設備	0894-33-2009	西予市三瓶町二及2番耕地344番地1	○
26	久保田水道(有)	0894-33-3087	西予市三瓶町津布理2845番地1	○

12-4 災害援護資金貸付制度の概要 [福祉事務所 (福祉課)]

(1) 趣旨

自然災害により、住民や家財に被害を受けた場合並びに世帯主が負傷した場合に、その世帯の生活の立て直しを目的とする貸付制度

(2) 貸付の対象となる災害

県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害

(3) 貸付対象者

① 貸付の対象となる被害

(ア) 世帯主の療養に要する期間がおおむね1月以上の負傷

(イ) 住居の半壊以上または被害金額が家財の価額のおおむね3分の1以上である場合

② 貸付対象者

被害を受けた世帯の世帯主

③ 世帯の所得制限

世帯の所得の合計額が次の基準以下でなければならない

	世帯人員	市町村民税における総所得額
滅失世帯以外	1人	220万円
	2人	430万円
	3人	620万円
	4人	730万円
	5人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額
滅失世帯	—	1,270万円

(4) 貸付条件

① 貸付限度額

世帯主1ヶ月以上の負傷	150万円	
家財の1/3以上の損害	150万円	
住居の半壊	170万円(250万円)	
住居の全壊	250万円(350万円)	
住居の全体が滅失若しくは流出	350万円	
<p>※ ()内は被災した住居を建て直すに際し、その住居の残存部分を取り壊さざるをえない場合等特別の事情がある場合</p> <p>※ (住居の全壊とは、損壊部分の床面積が延面積の70%以上に達した場合、または被害額が住家の時価の50%に達したものをいう。)</p>		

② 償還期間 10年 (うち措置期間3年)

③ 償還方法 年賦、半年賦又は月賦

④ 利 率 保証人を立てる場合：無利子

保証人を立てない場合：年1.5% (措置期間は無利子)

12-5 災害復旧貸付制度の概要〔経済振興課（産業建設課）〕

1 融資制度

取扱機関	資金名	融資対象者	利率	融資期間 (据置期間)	融資限度額
愛媛県	緊急経済対策特別支援資金（通常枠）	<p>県内に事業所を有し、保証協会の定める保証対象業種を営む中小企業者及び組合で、次の要件のいずれかに該当する者</p> <p>(1) 最近3か月間の月平均売上高が過去3年間のいずれかの年の同期の月平均売上高と比較して3%以上減少している者</p> <p>(1)の2 為替変動、海外製品との競合、輸出関連企業との取引減少等（新型コロナウイルス感染症の影響を含む。）により、最近1か月間の売上高が過去3年間のいずれかの同期の売上高と比較して3パーセント以上減少している者</p> <p>(1)の3 知事が指定した災害等（以下「指定災害」という。）の影響を受けて事業活動に支障を生じ、次に掲げる要件のいずれかに該当する者</p> <p>ア 指定災害の影響により、営業、操業等を短縮し又は停止していること</p> <p>イ 指定災害の影響により、最近1か月間の売上高が前年同期の売上高と比較して3パーセント以上減少し、又は減少することが見込まれる者</p> <p>ウ 指定災害の被害を受けた企業に対する売掛金債権等が回収困難になるなど、緊急的な資金を必要としていること</p> <p>(2) 原油価格高騰等の影響により、最近3か月間の売上高に占める原材料、燃料等の費用の割合が、過去3年間のいずれかの年の同期に比して3ポイント以上増加している者</p> <p>(3) 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号、以下「信用保険法」という。）第2条第5項第1号の規定により経済産業大臣が指定した再生手続開始申立等事業者又は知事が指定した再生手続開始申立等事業者に対し、次のいずれかに該当する債権を有している者</p> <p>ア 50万円以上の売掛債権又は前渡金返還請求権</p> <p>イ 全取引規模のうち、当該再生手続開始申立等事業者との取引規模が20%以上である者が有する50万円未満の売掛金債権又は前渡金返還請求権</p> <p>(4) 信用保険法第2条第5項第2号から第8号のいずれかの規定に基づき市町長の認定を受けた者</p> <p>(5) 信用保険法第2条第6項の規定に基づき市町長の認定を受けた者</p> <p>(6) 愛媛県中小企業再生支援協議会の支援を受けて再生を図る者</p>	1.50%～ 1.65%	<p>運転資金 7年以内 (1年以内)</p> <p>設備資金 10年以内 (1年以内)</p>	<p>運転資金 企業：5千万円 組合：1億円</p> <p>設備資金 企業：8千万円 組合：1.6億円</p>

		(7) 雇用調整助成金に係る計画届を労働局長に提出した者			
	災害関連対策資金(取扱終了)	<p>県内に事業所を有し、愛媛県信用保証協会の定める保証対象業種に属する事業を引き続き6か月以上営む法人又は個人であって、次の各号いずれかに該当する者。ただし、いずれの場合も市町が発行する「り災証明書」又は「被災証明書」が必要。</p> <p>(1) 平成30年7月豪雨による災害(以下「災害」という。)の影響を受けて営業又は操業等を短縮し、若しくは停止していること。</p> <p>(2) 災害の影響を受けて最近1か月間の売上高が、前年同期の売上高に比して10%以上減少し、又は減少することが見込まれること。</p> <p>(3) その他、災害の対応策として、一時的に資金を必要としていること。</p>	1.00%	<p>運転資金 7年以内 (1年以内)</p> <p>設備資金 10年以内 (1年6か月以内)</p>	<p>運転資金 2,000万円</p> <p>設備資金 3,000万円</p>
日本政策 金融公庫	災害復旧貸付(取扱終了)	指定された災害により被害を被った中小企業者	基準利率	<p>運転資金 10年以内 (2年以内)</p> <p>設備資金 15年以内 (2年以内)</p>	1億5千万円(別枠)
	平成30年7月豪雨特別貸付(取扱終了)	① 被災都道府県内に事業所を有し、当該事業所が平成30年7月豪雨により直接被害を受けた者	基準利率(-0.5~0.9%)	<p>運転資金 15年以内 (5年以内)</p>	3億円(別枠)
		② ①に掲げる者の事業活動に依存し、間接的に被害を受けた者	基準利率		"
		③ 平成30年7月豪雨に起因する社会的要因による一時的な業況悪化により資金繰りに支障を来している又は来すおそれのある、中長期的に業況の回復が見込まれる者	基準利率	<p>設備資金 20年以内 (5年以内)</p>	7億2千万円(別枠)
	マル経融資(小規模事業者経営改善資金)	<p>商工会議所、商工会または都道府県商工会連合会の実施する経営指導を受けている小規模事業者であって、商工会議所等の長の推薦を受けた者</p>	<p>① 被災都道府県内に事業所を有し、当該事業所が平成30年7月豪雨による災害により直接被害を受けた者のうち、被害証明書等を提出できる者</p> <p>② ①の者の事業活動に相当程度依存している者(売上高が相当程度減少している者に限る)であって、被害証明書等を提出できる者</p>	<p>特別利率F -0.9% (当初3年)</p> <p>特別利率F -0.5% (当初3年)</p>	<p>運転資金 7年以内 (1年以内)</p> <p>設備資金 10年以内 (2年以内)</p>
一般貸付・特別貸付	別に指定された災害により被害を受けた事業者で、次のいずれかに該当する事業者 ①災害により直接被害を受けた事業 ②前①以外の方で、直接被害を受けた事業者との取引に起因する売上の減少、売掛金	各融資制度に定められた利率	【一般貸付】 運転資金： 10年以内 <うち据置期間2年以	各融資制度の融資限度額に1災害につき3,000万円を加えた額	

		債権の固定化等の間接的な被害を受けたと認められた事業者			内> 設備資金： 10年以内 <うち据置 期間2年以 内>	
	生活衛生改善貸付(取扱終了)	生活衛生関係の事業を営んでおり、生活衛生同業組合等の実施する経営指導を受けている小規模事業者であって、生活衛生同業組合等の長の推薦を受けた者	① 被災都道府県内に事業所を有し、当該事業所が平成30年7月豪雨による災害により直接被害を受けた者のうち、被害証明書等を提出できる者	特別利率F -0.9% (当初3年)	運転資金 7年以内 (1年以内) 設備資金 10年以内 (2年以内)	2,000万円 (別枠1,000万円)
			② ①の者の事業活動に相当程度依存している者(売上高が相当程度減少している者に限る)であって、被害証明書等を提出できる者	特別利率F -0.5% (当初3年)		
商工組合中央金庫	災害復旧資金(取扱終了)	平成30年7月豪雨による災害により、被害を受けた中小企業の方		1.0	運転資金 10年 (3年以内) 設備資金 20年 (3年以内)	必要に応じ一般限度額を超える額

2 利子補給制度

上記融資制度を利用した中小事業者等に対し、利子の一部を市が補給する。

実施機関	事業名	対象者	利率	補給期間	融資限度額
西予市	西予市中小企業者等災害関連対策資金等利子補給制度(新規受付終了)	<ul style="list-style-type: none"> 市内に住所又は事務所を有する中小企業者 平成30年7月豪雨で被害を受けた者 市税を完納している者 	1.36%以内	運転資金 7年 設備資金 10年	3000万円

毎年1月から12月末までに支払われた利息分を確認できる資料を添えて、翌年1月から申請書類をご提出いただき、内容確認ができたものから、3月末までに振込を完了する。

12-6 愛媛県災害関連対策資金の詳細 [経済振興課 (産業建設課)]

- 1 目的 災害の影響を受け、事業活動に支障を生じている県内中小企業者に対する融資を促進し、もってその経営の安定を図る。
- 2 融資条件等 災害等の発生の都度知事が定めるところによる。

(参考)

平成 30 年度実施の「災害関連対策資金 (平成 30 年 7 月豪雨)」の概要

1 融資対象者

県内に事業所を有し、愛媛県信用保証協会の定める保証対象業種に属する事業を引き続き 6 か月以上営む法人又は個人であって、次の各号いずれかに該当する者。ただし、いずれの場合も市町が発行する「り災証明書」又は「被災証明書」が必要。

- (1) 平成 30 年 7 月豪雨による災害 (以下「災害」という。) の影響を受けて営業又は操業等を短縮し、若しくは停止していること。
- (2) 災害の影響を受けて最近 1 か月間の売上高が、前年同期の売上高に比して 10% 以上減少し、又は減少することが見込まれること。
- (3) その他、災害の対応策として、一時的に資金を必要としていること。

2 融資条件

- (1) 資金用途 運転資金、設備資金
- (2) 融資利率 年 1.0%
- (3) 保証料率 年 0.35~1.80% (県負担)
- (4) 融資限度額 運転資金 2,000 万円
設備資金 3,000 万円
- (5) 融資期間 運転資金 7 年以内 (うち据置 1 年以内)
設備資金 10 年以内 (うち据置 1 年 6 か月以内)

3 取扱金融機関

伊予銀行、愛媛銀行、愛媛信用金庫、東予信用金庫、川之江信用金庫、宇和島信用金庫、商工組合中央金庫松山支店、中国銀行、広島銀行、山口銀行、阿波銀行、百十四銀行、四国銀行、徳島銀行、香川銀行、高知銀行、観音寺信用金庫、みずほ銀行、三井住友銀行

4 取扱期間

平成 30 年 7 月 20 日~令和 2 年 3 月 31 日 (取扱終了)

12-7 日本政策金融公庫災害資金等の概要 [農業水産課]

1 農林関係

(令和3年11月現在)

資金名	貸付対象事業	利率 (%)	償還期限 (据置期間)	貸付金額の最高限度額	備考	
日本政策金融公庫資金	農業基盤整備	0.16 ～ 0.20	25年 (10年)	受益者が負担する額		
	林業基盤整備	造林	0.16 ～ 0.20	30年 (20年)	事業費×80%～90%	
		樹苗養成施設の復旧	0.16 ～ 0.20	15年 (5年)	事業費×80%	
	林道	0.16 ～ 0.20	20年 (3年)	事業費×80%		
	農林漁業セーフティネット資金	災害により被害を受けた農林漁業経営の再建に必要な資金(対象とする災害は原則として、風水害、震災等の天災に限るものとするが、天災以外のものでも、通常の注意をもってしても避けられない物的損害で、農林漁業経営に著しい支障を及ぼすもの(火災、海洋汚染等)を含むものとする)	0.16	10年 (3年)	600万円 (特認：年間経営費の6/12又は粗収益の6/12に相当する額のいずれか低い額)	
	農林漁業施設(主務大臣指定施設)	農業・林業用施設の復旧 (農舎、畜舎、農作物育成管理用施設、農産物処理加工施設等の復旧。被害園地の果樹の改植・補植、地ごしらえ等の樹園地整備、果樹地整備、果樹棚の設置)	0.16 ～ 0.20	15年 (3年) 果樹改植 25年 (10年)	事業費×80%又は1施設あたり300万円(特認600万円)のいずれか低い額	
農業経営基盤強化資金	農地、農業用施設等の復旧	0.16 ～ 0.20	25年 (10年)	個人3億円 法人10億円		
農業近代化資金	損壊した農業用施設等の復旧、流失した果樹等の植栽、育成資金 (認定農業者及び集落営農組織に限る。)	0.16 ～ 0.200	7～20年 (2～7年)	通常残高が個人1,800万円 法人等2億円に達するまで	申請窓口 農協等	

2 漁業関係

(令和3年11月現在)

資金名		貸付対象事業	利率 (%)	償還期限 (据置期間)	貸付金額の最高限度額
日本政策金融公庫資金	漁業基盤整備	漁港	0.16 ～ 0.30	20年 (3年)	事業費×80%
		漁場整備	0.16 ～ 0.30	20年 (3年)	事業費×80%
	農林漁業施設	共同利用	0.16 ～ 0.30	20年 (3年)	事業費×80%
		主務大臣指定施設	0.16 ～ 0.30	15年 (3年)	事業費×80%又は1施設あたり300万円 (20ト未満の漁船は1,000万円、20ト以上の漁船は4億5,000万円)のいずれか低い額
漁業近代化資金		漁船の建造・取得、その他の施設、機具等の取得、種苗の購入・育成	0.30 ～ 0.35	20年 (3年)	9,000万円 (20ト未満の漁船を使用する漁船漁業者及び個人養殖業者) 3億6,000万円 (20ト以上の漁船を使用する漁船漁業者及び法人養殖業者)

12-8 天災資金の概要 [農業水産課 (産業建設課)]

事項	内容
天	1 天災融資法の発動基準 天災による被害が著しくかつ国民経済に及ぼす影響が大である場合 (具体的な基準についての規定はない。)
	2 特別被害地域の指定 (法第2条第5項) (農業) 政令で定める県において、旧市町村単位に $\frac{30 \text{ (減収量)}}{100 \text{ (平年収穫量)}}$ 以上で、かつ、 $\frac{50 \text{ (損失額)}}{100 \text{ (平年農業総収入額)}}$ 又は、樹体被害が $\frac{50 \text{ (損失額)}}{100 \text{ (被害時価額)}}$ 以上の特別被害農業者数が $\frac{10 \text{ (特別被害農業者)}}{100 \text{ (被害農業者)}}$ 以上の区域で、県が指定する区域 (林業及び漁業) 政令で定める県において、旧市町村単位に $\frac{50 \text{ (損失額)}}{100 \text{ (平年林漁業総収入額)}}$ 以上、又は $\frac{70 \text{ (施設損失額)}}{100 \text{ (被害時価額)}}$ 以上の特別被害林漁業者数が $\frac{10 \text{ (特別被害林漁業者)}}{100 \text{ (被害林漁業者)}}$ 以上の区域で、県が指定する区域
融	3 借受資格者 (法第2条第1項、第2項) (農業者) 県が特別被害地域の指定をした地域のものに限る。 $\frac{30 \text{ (減収量)}}{100 \text{ (平年収穫量)}}$ 以上で、かつ、 $\frac{50 \text{ (損失額)}}{100 \text{ (平年農業総収入額)}}$ 以上の場合 又は、樹体被害が $\frac{50 \text{ (損失額)}}{100 \text{ (被害時価額)}}$ 以上の場合 (林業者及び漁業者) $\frac{50 \text{ (損失額)}}{100 \text{ (平年林漁業総収入額)}}$ 以上の場合、又は $\frac{70 \text{ (施設損失額)}}{100 \text{ (被害時価額)}}$ 以上の場合
	① 3.0%以内資金 (農業者) $\frac{30 \text{ (減収量)}}{100 \text{ (平年収穫量)}}$ 以上で、かつ、 $\frac{30 \text{ (損失額)}}{100 \text{ (平年農業総収入額)}}$ 以上の場合 (林業者及び漁業者) $\frac{30 \text{ (損失額)}}{100 \text{ (平年林漁業総収入額)}}$ 以上の場合
	② 5.5%以内資金 (農業者) $\frac{30 \text{ (減収量)}}{100 \text{ (平年収穫量)}}$ 以上で、かつ、 $\frac{10 \text{ (損失額)}}{100 \text{ (平年農業総収入額)}}$ 以上の場合 又は、樹体被害が $\frac{30 \text{ (損失額)}}{100 \text{ (被害時価額)}}$ 以上の場合 (林業者及び漁業者) $\frac{10 \text{ (損失額)}}{100 \text{ (平年林漁業総収入額)}}$ 以上の場合、又は $\frac{50 \text{ (施設損失額)}}{100 \text{ (被害時価額)}}$ 以上の場合
資	③ 6.5%以内資金 (農業者) $\frac{30 \text{ (減収量)}}{100 \text{ (平年収穫量)}}$ 以上で、かつ、 $\frac{10 \text{ (損失額)}}{100 \text{ (平年農業総収入額)}}$ 以上の場合 又は、樹体被害が $\frac{30 \text{ (損失額)}}{100 \text{ (被害時価額)}}$ 以上の場合 (林業者及び漁業者) $\frac{10 \text{ (損失額)}}{100 \text{ (平年林漁業総収入額)}}$ 以上の場合、又は $\frac{50 \text{ (施設損失額)}}{100 \text{ (被害時価額)}}$ 以上の場合
	注：金利は天災融資法発動時に設定される
法	4 資金使途 (法第2条第4項) 経営資金 農業 種苗、肥料、飼料、薬剤、農機具(12万円以下)、家畜等の購入及びその他の農業経営に必要な資金(労賃、水利費、簡易な施設の復旧費、共済掛金等) 林業 種苗、肥料、薪炭原木、しいたけほだ木等の購入、炭がま構築資金及びその他林業経営に必要な資金(労賃、簡易な施設の復

	旧費) 漁業 稚魚、稚貝、餌料、漁具、漁業用燃油等の購入資金、漁船（5 トン未満）の建造又は取得資金その他漁業経営に必要な資金 （共済掛金等）
--	--

事 項		内 容													
天 災	5 利子補給率 の負担区分 (法第4条) (例：平成3年 台風19号)	(単位：%)													
		区分	基準 金利	利 子 補給率	負 担 率 区 分										
					国	県	計	市町村							
		3.0%資金	7.95	4.95	3.2175	0.86625	4.08375	0.86625							
5.0%資金	7.95	2.95	1.475	0.7375	2.2125	0.7375									
6.0%資金	7.95	1.95	0.975	0.4875	1.4625	0.4875									
融 資 法	6 貸付限度額及び償還期限														
	区 分	天 災 融 資 法						激 甚 災 害 法							
		貸付限度額			償還期限			貸付限度額			償還期限				
		A % (損失額)	B 万円		6.5%	5.5%	3%	A % (損失額)	B 万円		6.5%	5.5%	3%		
		個人	法人	資金	資金	資金		個人	法人	資金	資金	資金			
	被 害 農 林 漁 業 者	農 業 者	果樹栽培者	55	500	2500	5	5	6	80	600	2500	6	7	7
			家畜等飼育者	55	500	2500	5	5	6	80	600	2500	6	7	7
			一般農業者	45	200	2000	3	5	6	60	250	2000	4	6	7
		漁 業 者	林 業 者	45	200	2000	3	5	6	60	250	2000	4	6	7
			漁具購入資金	80	5000	5000	3		6	80	5000	5000	4		7
			漁船建造資金	80	500	2500	5		6	80	600	2500	6		7
			水産養殖資金	50	500	2500	5	5	6	60	600	2500	6	7	7
	一般漁業者	50	200	2000	3	5	6	60	250	2000	4	6	7		
	貸付限度額は、A %、B 万円のいずれか低い額														

12-9 被災者生活再建支援法の概要 [危機管理課]

1. 目的

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給することにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とする。

2. 制度の対象

(1) 対象となる自然災害

- ① 災害救助法の適用基準（災害救助法施行令第1条第1項）のうち1号又は2号を満たす自然災害が発生した市町村
- ② 自然災害により全壊10世帯以上の被害が発生した市町村
- ③ 自然災害により全壊100世帯以上の被害が発生した都道府県
- ④ ①又は②の被害が発生した都道府県内の他の市町村で、全壊5世帯以上の被害が発生したもの（人口10万未満のものに限る）
- ⑤ ③又は④の都道府県に隣接する都道府県内の市町村で、①、②、③のいずれかに隣接し、全壊5世帯以上の被害が発生したもの（人口10万未満のものに限る）
- ⑥ ①若しくは②の市町村を含む都道府県又は③の都道府県が2以上ある場合に、全壊5世帯以上の被害が発生した市町村（人口5万人以上10万人未満に限る）、全壊2世帯以上の被害が発生した市町村（人口5万人未満に限る）

(2) 支給対象世帯

上記の自然災害により

- ① 住宅が「全壊」した世帯
- ② 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- ③ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- ④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）
- ⑤ 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯（中規模半壊世帯）

3. 支給条件

(1) 支給金額

(※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額)

被災世帯の区分	損害割合	支援金の支給額		
		基礎支援金	加算支援金	
			住宅の再建手段	支給額
①全壊	50%以上	100万円	建設・購入	200万円
②解体	(全壊)		補修	100万円

③長期避難			賃借 (公営住宅を除く)	50 万円
④大規模半壊	40%台	50 万円	建設・購入	200 万円
			補修	100 万円
			賃借 (公営住宅を除く)	50 万円
⑤中規模半壊	30%台	—	建設・購入	100 万円
			補修	50 万円
			賃借 (公営住宅を除く)	25 万円

4. 支援金の支給申請

(申請窓口) 市町村

(申請時の添付書面) ①基礎支援金： 災証明書、住民票 等

②加算支援金： 契約書（住宅の購入、賃借等） 等

(申請期間) ①基礎支援金： 災害発生日から 13 月以内

②加算支援金： 災害発生日から 37 月以内

5. 基金と国の補助

○国の指定を受けた被災者生活再建支援法人（財団法人都道府県会館）が、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用し、支援金を支給。

○基金が支給する支援金の 1 / 2 に相当する額を国が補助。

12-10 局地激甚災害指定基準（昭和43年11月22日中央防災会議決定）〔危機管理課〕

改正 昭和 46 年 10 月 11 日
 同 56 年 10 月 14 日
 同 58 年 6 月 11 日
 平成 12 年 3 月 24 日
 同 19 年 2 月 27 日
 同 19 年 4 月 19 日
 同 20 年 7 月 3 日
 同 21 年 3 月 10 日
 同 23 年 1 月 13 日
 同 28 年 2 月 9 日

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号。以下「法」という。）第二条の激甚災害の指定及びこれに対し適用すべき措置の指定は、激甚災害指定基準（昭和三十七年十二月七日中央防災会議決定）によるもののほか、次の基準による。

次のいずれかに該当する災害があるときは、当該災害が激甚災害指定基準（昭和三十七年十二月七日中央防災会議決定）に該当しない場合に限り、（1）に掲げる市町村における（1）に掲げる災害については、法第三条第一項各号に掲げる事業のうち、当該市町村が当該災害によりその費用を負担するもの及び法第四条第五項に規定する地方公共団体以外の者が設置した施設に係るものについて法第二章の措置並びに当該市町村が当該災害について発行を許可された公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る地方債について法第二十四条第一項、第三項及び第四項の措置、（2）に掲げる市町村の区域における（2）に掲げる災害については、法第五条、第六条及び第二十四条第二項から第四項までの措置（ただし書に掲げる災害については、法第六条の措置（水産業共同利用施設に係るものに限る。）、（3）に掲げる市町村の区域における（3）に掲げる災害については、法第十一条の二の措置、（4）に掲げる市町村の区域における（4）に掲げる災害については、法第十二条の措置をそれぞれ適用すべき激甚災害とする。

（1）次のいずれかに該当する災害

- ① 当該市町村がその費用を負担する当該災害に係る公共施設災害復旧事業等（法第三条第一項第一号及び第三号から第十四号までに掲げる事業をいう。以下同じ。）の査定事業費の額が次のいずれかに該当する市町村が一以上ある災害（該当する市町村ごとの当該査定事業費の額を合算した額がおおむね一億円未満のものを除く。）
 - （イ）当該市町村の当該年度の標準税収入の 50%を超える市町村（当該査定事業費の額が 1,000 万円未満のものを除く。）
 - （ロ）当該市町村の当該年度の標準税収入が 50 億円以下であり、かつ、当該査定事業費の額が 2 億 5,000 万円を超える市町村にあつては、当該標準税収入の 20%を超える市町村
 - （ハ）当該市町村の当該年度の標準税収入が 50 億円を超え、かつ、100 億円以下の市町村にあつては、当該標準税収入の 20%に当該標準税収入から 50 億円を控除した額の 60%を加えた額を超える市町村
- ② ①の公共施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額からみて①に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害（当該災害に係る被害箇所の数がおおむね十未満のものを除く。）

(2) 次のいずれかに該当する災害

- ① 当該市町村の区域内における当該災害に係る農地等の災害復旧事業（法第五条第一項に規定する農地、農業用施設及び林道の災害復旧事業をいう。）に要する経費の額が当該市町村に係る当該年度の農業所得推定額の10%を超える市町村（当該経費の額が1,000万円未満のものを除く。）が一以上ある災害（上記に該当する市町村ごとの当該経費の額を合算した額がおおむね5,000万円未満である場合を除く。）

ただし、これに該当しない場合であっても、当該市町村の区域内における当該災害に係る漁業被害額が農業被害額を超え、かつ、当該市町村の区域内における当該災害に係る漁船等（漁船、漁具及び水産動植物の養殖施設をいう。）の被害額が当該市町村に係る当該年度の漁業所得推定額の10%を超える市町村（当該漁船等の被害額が1,000万円未満のものを除く。）が一以上ある災害（上記に該当する市町村ごとの当該漁船等の被害額を合算した額がおおむね5,000万円未満である場合を除く。）

- ② ①の農地等の災害復旧事業に要する経費の見込額からみて①に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害（当該災害に係る被害箇所の数がおおむね十未満のものを除く。）

(3) 当該市町村の区域内における当該災害に係る林業被害見込額（樹木に係るものに限る。

以下同じ。）が当該市町村に係る当該年度の生産林業所得（木材生産部門）推定額の1.5倍を超え（当該林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額のおおむね0.05%未満のものを除く。）、かつ、大火による災害にあつては、その災害に係る要復旧見込面積がおおむね300haを超える市町村、その他の災害にあつては、その災害に係る要復旧見込面積が当該市町村の民有林面積（人工林に係るものに限る。）のおおむね25%を超える市町村が一以上ある災害

(4) 当該市町村の区域内における当該災害に係る中小企業関係被害額が当該市町村に係る当該年度の中小企業所得推定額の10%を超える市町村（当該被害額が1,000万円未満のものを除く。）が一以上ある災害。ただし、上記に該当する市町村ごとの当該被害額を合算した額がおおむね5,000万円未満である場合を除く。

なお、この指定基準は、昭和43年1月1日以後に発生した災害について適用する。

注 昭和46年10月11日改正の指定基準は、昭和46年1月1日以後に発生した災害について適用。

昭和56年10月14日改正の指定基準は、昭和56年8月21日以後に発生した災害について適用。

昭和58年6月11日改正の指定基準は、昭和58年4月27日以後に発生した災害について適用。

平成12年3月24日改正の指定基準は、平成12年1月1日以後に発生した災害について適用。

平成19年2月27日改正の指定基準は、平成18年10月6日以後に発生した災害について適用。

平成19年4月19日改正の指定基準は、平成19年3月25日以後に発生した災害について適用。

平成20年7月3日改正の指定基準は、平成20年6月14日以後に発生した災害について適用。

平成21年3月10日改正の指定基準は、平成20年10月1日以後に発生した災害について適用。

平成23年1月13日改正の指定基準は、平成22年1月1日以後に発生した災害について適用。

平成28年2月9日改正の指定基準は、平成27年4月1日以後に発生した災害について適用。

12-11 大規模災害からの復興に関する法律の概要 [危機管理課]

1. 背景

東日本大震災を踏まえた法制上の課題のうち、緊急を要するものについて措置した平成 24 年 6 月の災害対策基本法の改正法の附則及び附帯決議で、引き続き検討すべきとされた復興の枠組みについて、中央防災会議「防災対策推進検討会議」の最終報告（平成 24 年 7 月）も踏まえ、あらかじめ法的に用意するもの。

2. 法律の概要

(1) 復興に関する組織等

① 復興対策本部の設置

内閣総理大臣は、大規模災害が発生した場合において、復興を推進するために特別の必要があると認めるときは、内閣府に復興対策本部を設置することができるものとする。

② 復興基本方針の策定

政府は、当該災害からの復興のための施策に関する基本的な方針を定めるものとする。

(2) 復興計画の作成等

① 大規模災害を受けた市町村が、土地利用の再編などによる円滑かつ迅速な復興を図るため、政府の復興基本方針等に即して、復興計画を作成できるものとする。

② 大規模災害を受けた都道府県が、復興基本方針に即して、都道府県復興方針を定めることができるものとする。

(3) 復興計画等における特別の措置

① 復興計画に関する協議会を設けて、そこでの協議等を経た復興計画を公表することで、土地利用基本計画の変更等をワンストップで処理できるものとする。

② 復興計画に記載された復興整備事業について、許認可等を緩和する特例を設けること。

③ 復興の拠点となる市街地を整備するため一団地の復興拠点市街地形成施設に関する都市計画を設けること。

④ 大規模災害を受けた市町村等からの要請により都道府県等が都市計画の決定等を代行できるものとする。

(4) 災害復旧事業に係る工事の国等による代行

① 大規模災害による被害を受けた地方公共団体を補完するため要請に基づいて、漁港、道路、海岸保全施設、河川等の災害復旧事業について国等が代行できるものとする。

(5) その他

① 国は、大規模災害が発生した場合、特別の必要があると認めるときは、別に法律で定めるところにより、復興のための財政上の措置等を速やかに講ずるものとする。

12-12 応急仮設住宅建設候補地 [福祉課]

No.	地区	名称	所在地
1	明浜	明浜小学校	明浜町俵津 8-316-1
2		明浜運動場	明浜町俵津 9-136-1
3		狩江地区グラウンド	明浜町狩浜 2-1350
4		明浜西運動場	明浜町宮野浦甲 27
5		田之浜地区グラウンド	明浜町田之浜甲 1234-1
6	宇和	多田小学校	宇和町河内 171-1
7		中川小学校	宇和町田苗真土 1614-1
8		石城小学校	宇和町西山田 164-1
9		宇和町小学校	宇和町卯之町二丁目 145
10		皆田小学校	宇和町皆田 1115-1
11		旧明間小学校	宇和町明間 1065-1
12		田之筋小学校	宇和町新城 982-1
13		宇和中学校	宇和町下松葉 629-1
14		宇和球場	宇和町卯之町 5-118
15		宇和高校実習田	宇和町明石 598-1、605、607-1
16	野村	野村小学校	野村町野村 11-43-1
17		野村中学校	野村町阿下 7-147
18		溪筋地区グラウンド	野村町鳥鹿野 870 番地
19		中筋地区グラウンド	野村町高瀬 4098 番地 1
20		惣財久地区グラウンド	野村町平野 23-1
21		貝吹地区グラウンド	野村町鎌田 613-1
22		横林地区グラウンド	野村町予子林 5557-1
23		野村球場	野村町野村 13-366
24	野村運動公園	野村町野村 13-366	
25	城川	城川小学校	城川町魚成 5673-1
26		城川中学校	城川町下相 1237
27		旧遊子川小学校	城川町遊子谷 3160
28		旧土居小学校	城川町土居 86
29		旧高川小学校	城川町高野子 806
30		城川総合運動公園	城川町土居 30-2
31	三瓶	三瓶小学校	三瓶町朝立 1-337-2
32		三瓶中学校	三瓶町津布理 48
33		支所前グラウンド	三瓶町朝立 1-360-1
34		三瓶南グラウンド	三瓶町皆江 329
35		三瓶下泊地区グラウンド	三瓶町下泊 779-1
36		三瓶蔵貫地区グラウンド	三瓶町蔵貫浦 491
37		三瓶周木地区グラウンド	三瓶町周木 6-247-1

13 災害対策本部関係

13-1 西予市災害対策本部条例〔危機管理課〕

西予市災害対策本部条例

平成 16 年 4 月 1 日

条例第 17 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき、西予市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第 3 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第 4 条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(委任)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 24 年 9 月 25 日条例第 34 号)

この条例は、公布の日から施行する。

13-2 西予市災害対策本部の組織及び運営に関する規程 [危機管理課]

西予市災害対策本部の組織及び運営等に関する規程

平成31年2月6日

西予市訓令第1号

(趣旨)

第1条 この訓令は、西予市災害対策本部条例(平成16年西予市条例第17号。以下「条例」という。)

第5条の規定に基づき、西予市災害対策本部(以下「本部」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(本部長、副本部長及び本部員)

第2条 本部に本部長、副本部長及び本部員を置く。

2 本部長は、市長をもって充てる。

3 副本部長は、副市長及び教育長をもって充てる。

4 本部員は、西予市部設置条例(平成16年西予市条例第5号)第1条に規定する各部の長並びに消防長、会計管理者、議会事務局長、教育部長、医療介護部長及び各支所長の職員をもって充てる。

5 本部長は、前項の規定にかかわらず、必要と認める者を本部員に指名することができる。

(本部の設置及び廃止)

第3条 本部は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条の2第1項の規定に基づき、市の地域に相当の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に設置する。

2 本部は、西予市役所本庁舎内に設置する。ただし、これにより難いと本部長が認める場合は、本部長が適当と認める場所に設置する。

3 本部の設置基準は、本部長が別に定める。

4 本部長は、次の要件に該当すると認めるときは本部を廃止する。

(1) 災害が発生するおそれ又は拡大するおそれがなくなったとき。

(2) 災害発生後における災害応急対策が概ね完了したとき。

(本部の所掌事務)

第4条 本部は、災害対策の推進に関し総合的かつ一元的体制を確立するとともに、西予市地域防災計画の定めるところにより、次に掲げる事務を処理する。

(1) 被害に関する諸情報を収集し、関係機関に報告すると同時にこれに基づく適切な処理を行うこと。

(2) 救助その他緊急措置に関する計画を樹立し、及び実施すること。

(3) 被害の防止及び応急復旧に必要な対策を樹立し、及び実施すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、応急対策実施のために必要なこと。

(部及び局等の設置)

第5条 前条に規定する本部の事務を分掌させるため、本部に部及び局を設置する。

2 局の事務を分掌するため、局に班を設置する。

3 部、局及び班の名称及び分担事務は、本部長が別に定める。

(本部会議)

第6条 本部長は、本部の基本方針を審議するため、必要に応じて本部会議を招集し、主宰する。

2 本部会議は、本部長、副本部長及び本部員で構成する。

3 本部長は、必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者を本部会議に出席させ、その意見又は説明を求めることができる。

(現地災害対策本部)

第7条 条例第4条に規定する現地災害対策本部(以下「現地本部」という。)は、支所における災害の予防対策及び応急対策を総合調整し、その迅速かつ的確な実施を図るものとする。

2 現地本部長は、支所長をもって充てる。

4 現地本部の組織体制及び所掌事務は、本部長が別に定める。

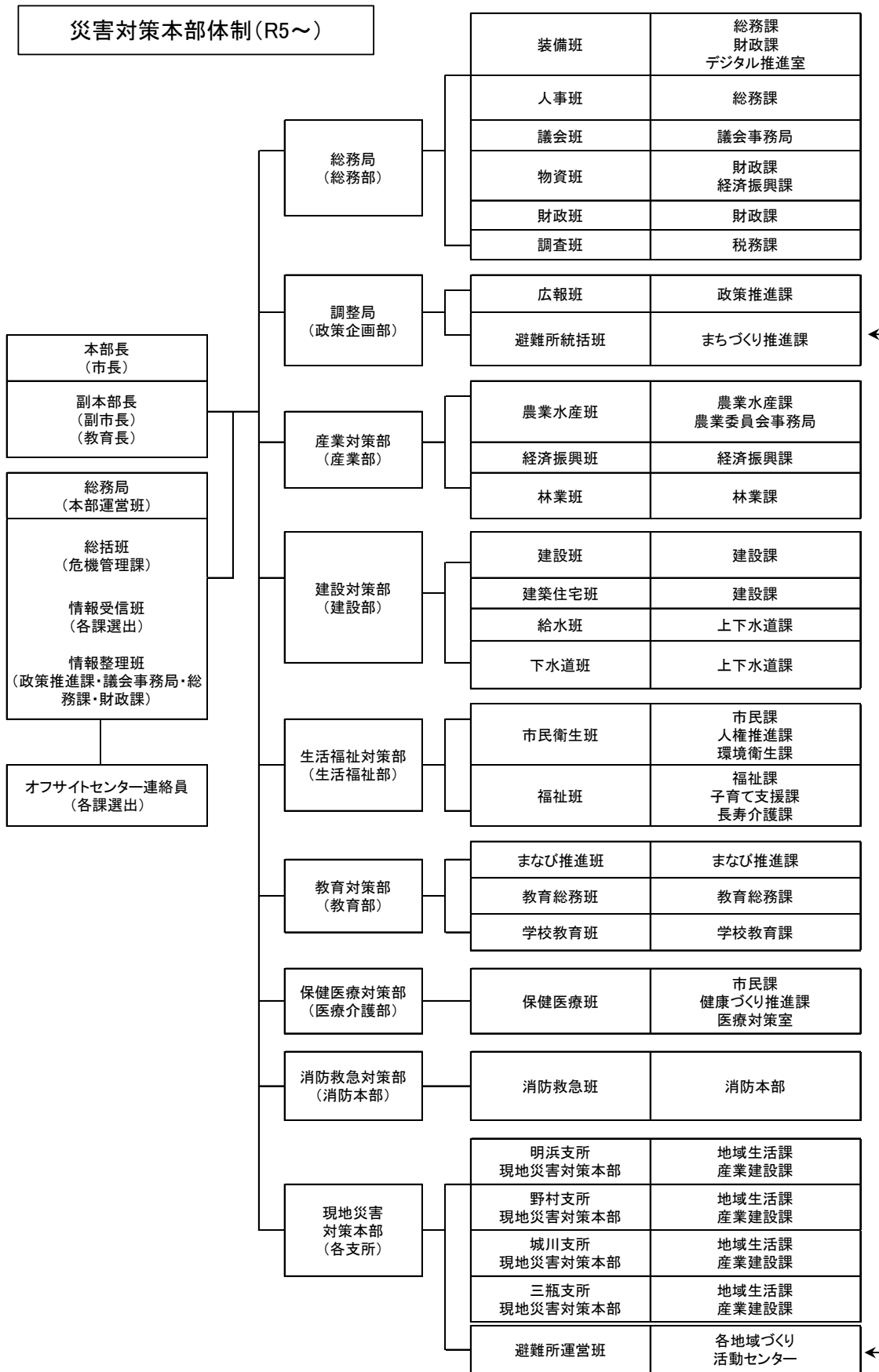
(委任)

第8条 この訓令に定めるもののほか、本部の組織及び運営等について必要な事項は、本部長が別に定める。

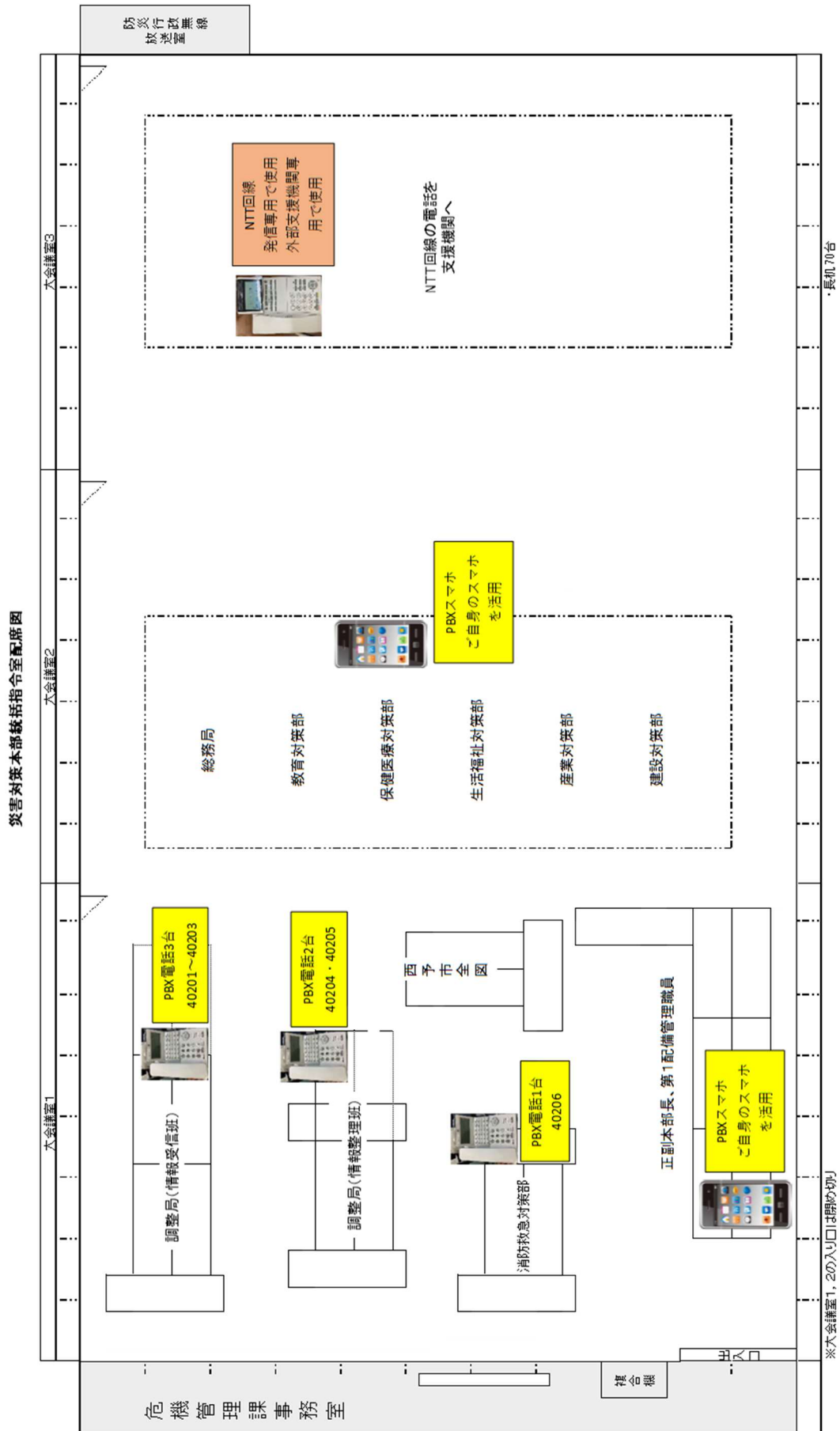
附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

13-3 災害対策本部組織図 [危機管理課]



13-4 災害対策本部統括指令室配置図 [危機管理課]



14 防災会議及び防災関係機関関係

14-1 西予市防災会議条例〔危機管理課〕

西予市防災会議条例

平成 16 年 4 月 1 日

条例第 16 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 16 条第 6 項の規定に基づき、西予市防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 西予市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 水防法(昭和 24 年法律第 193 号)第 33 条の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。
 - (1) 指定地方行政機関の職員
 - (2) 愛媛県の知事の部内の職員
 - (3) 愛媛県警察の警察官
 - (4) 市長の部内の職員
 - (5) 教育長
 - (6) 消防長及び消防団長
 - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員
 - (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者
 - (9) 前各号に掲げる者のほか、市長が防災に関し必要と認める機関の職員
- 6 前項の委員の定数は、35 人以内とする。
- 7 第 5 項第 7 号及び第 8 号の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の在任期間とする。

8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、愛媛県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解嘱され、又は解任されるものとする。

(幹事)

第5条 防災会議に幹事を置くことができる。

2 幹事は、防災会議の委員の属する機関の職員のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

3 幹事は、防災会議の所掌事務について、委員及び専門員を補佐する。

(議事等)

第6条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年6月30日条例第56号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成21年3月24日条例第2号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年9月25日条例第34号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年3月27日条例第3号)

この条例は、公布の日から施行する。

14-2 防災関係機関及び連絡窓口 [危機管理課]

1 県関係

機関名	連絡窓口	所在地	電話番号
愛媛県民環境部防災局	防災危機管理課	松山市一番町4丁目4-2	089-941-2111
	消防防災安全課	松山市一番町4丁目4-2	089-941-2111
	原子力安全対策課	松山市一番町4丁目4-2	089-941-2111
南予地方局八幡浜支局	総務県民室	八幡浜市北浜1丁目3-37	0894-22-4111
	八幡浜保健所	八幡浜市北浜1丁目3-37	0894-22-4111
	西予土木事務所	西予市宇和町卯之町五丁目175-3	0894-62-1331
愛媛県警察本部	西予警察署 警務課	西予市宇和町卯之町四丁目659	0894-62-0110

2 指定地方行政機関

機関名	連絡窓口	所在地	電話番号
中四国農政局 愛媛県拠点		松山市宮田町188 松山地方合同庁舎	089-932-1177
松山地方気象台	防災管理官室	松山市北持田町102	089-933-3610
四国地方整備局	大洲河川国道事務所	大洲市中村210	0893-24-5185
	肱川ダム統合管理事務所	西予市野村町野村8-153-1	0894-72-1211
第六管区海上保安本部	宇和島海上保安部	宇和島市住吉町3丁目1番3号	0895-22-1591
四国運輸局愛媛運輸支局	総務・企画観光部門	松山市森松町1070	089-956-9957

3 自衛隊

部隊名	所在地	電話番号
陸上自衛隊松山駐屯地中部方面特科隊	松山市南梅本町乙115	089-975-0911
海上自衛隊呉地方総監部	広島県呉市幸町8-1	0823-22-5511
航空自衛隊西部航空方面隊司令部	福岡県春日市原町3-1-1	092-581-4031

4 指定公共機関

機関名	連絡窓口	所在地	電話番号
西予郵便局		西予市宇和町皆田1226-2	0894-62-1324
西日本電信電話株式会社	四国支店 設備部災害対策室	松山市南江戸町1283-1 研修センタービルA棟2F	089-909-6033
四国電力送配電株式会社	八幡浜事業所	八幡浜若山1番耕地330番6	0894-22-2268
四国旅客鉄道株式会社	安全推進室	高松市浜ノ町8番33号	087-825-1666
日本貨物鉄道株式会社	松山営業所	伊予市上三谷字柿ノ木甲4256	089-984-6010
日本赤十字社愛媛県支部	事務局	松山市岩崎町2丁目3-40	089-921-8603
日本放送協会松山放送局	放送部	松山市堀之内5	089-921-1111
西日本高速道路株式会社	四国支社 保全サービス事業部	香川県高松市朝日町4-1-3	087-823-2111
日本通運株式会社	四国支店	松山市須賀町6番3号	089-942-0202
福山通運株式会社	大洲営業所	大洲市新谷乙325-1	0893-25-3700
佐川急便株式会社	宇和営業所	西予市宇和町野田字丸山400-7	0894-62-5003

ヤマト運輸株式会社	愛媛主管支店	松山市大橋町 466-1	089-963-5500
株式会社NTTドコモ	四国支社	高松市天神前 9-1	087-832-2143
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	四国支店	高松市観光通 1 丁目 8-2	0120-284446
KDDI 株式会社	四国支社	高松市番町 1-6-8 高松興銀ビル 7 F	087-823-6777
ソフトバンク株式会社	九州・中四国総務課	高松市寿町 2-2-7 いちご高松ビル 5 F	087-825-1801

5 指定地方公共機関

機関名	連絡窓口	所在地	電話番号
西予市医師会	事務局	西予市宇和町卯之町四丁目 319	0894-62-4654
一般社団法人 愛媛県医師会	総務課	松山市三番町 4-5-3	089-943-7582
一般社団法人 愛媛県歯科医師会	事務局	松山市柳井町 2-6-2	089-933-4371
一般社団法人 愛媛県薬剤師会	事務局	松山市三番町 7 丁目 6-9	089-941-4165
公益社団法人 愛媛県看護協会	事務局	松山市道後町二丁目 11-14	089-923-1287
西予CATV株式会社	総務課	西予市宇和町卯之町二丁目 449	0894-62-7811
南海放送株式会社	総務局総務部	松山市本町 1-1-1	089-915-3333
株式会社テレビ愛媛	総務部	松山市真砂町 119	089-943-1111
株式会社あいテレビ	総務部	松山市竹原町 1 丁目 5-25	089-921-2121
株式会社愛媛朝日テレビ	報道制作局	松山市和泉北 1 丁目 14-11	089-946-4600
株式会社エフエム愛媛	放送部	松山市竹原町 1-10-7	089-945-1111
株式会社愛媛新聞社	総務局総務部	松山市大手町 1 丁目 12-1	089-935-2132
一般社団法人 愛媛県バス協会	事務局	松山市大手町 1 丁目 7-4	089-931-4094
一般社団法人 愛媛県トラック協会	業務部業務課	松山市井門町 1081-1	089-957-1069
石崎汽船株式会社 (愛媛県旅客船協会)	海務部	松山市高浜町 5 丁目 2259-1 松山観光港ターミナル内	089-951-0128
社会福祉法人 愛媛県社会福祉協議会	総務企画部総務企画課	松山市持田町三丁目 8-15	089-921-8344

6 消防

機関名		所在地	電話番号
西予市消防本部	西予市消防署	西予市宇和町卯之町二丁目 377	0894-62-0119
	野村支署	西予市野村町野村 12 号 744	0894-72-0119
	明浜救急出張所	西予市明浜町高山甲 3420	0894-89-4119
	城川救急出張所	西予市城川町下相 1005-2	0894-89-5119
八幡浜地区施設事務組合 消防本部	八幡浜消防署	八幡浜市松柏丙 796	0894-22-0119
	第三分署	西予市三瓶町朝立 7-113	0894-33-3349

15 協定関係

15-1 災害時の医療救護に関する協定（一般社団法人愛媛県医師会）〔健康づくり推進課〕

災害時の医療救護に関する協定

愛媛県（以下「甲」という。）と市町村（以下「乙」という。）と一般社団法人愛媛県医師会（以下「丙」という。）とは、災害時において被災者の救助として行う医療及び助産（以下「医療救護」という。）の実施について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害基本法(昭和36年法律第223号)第40条第1項の規定による愛媛県地域防災計画及び同法第42条第1項の規定による市町村地域防災計画に基づき、甲又は乙が行う医療救護に対する丙の協力に関し必要な事項を定めるものとする。

（救護班の派遣）

第2条 甲又は乙は、医療救護を実施する必要が生じた場合は、丙に対し医療救護のための救護班(以下「救護班」という。)の派遣を要請するものとし、丙は、甲又は乙の要請に応じ救護班を派遣するものとする。

（医療救護計画）

第3条 丙は、甲又は乙の救護班の要請に対し、迅速かつ的確に対応するため、医療救護の計画(以下「医療救護計画」という。)を策定し、これを、甲が指定する期日までに、甲に提出するものとする。

2 医療救護計画には、次の事項を定めるものとする。

- (1) 救護班の編成計画
- (2) 救護班の医療救護活動計画
- (3) 郡市医師会その他関係機関との連絡体制
- (4) 医療救護訓練の計画
- (5) その他必要な事項

3 甲は、第1項の規定により提出された医療救護計画を乙に送付するものとする。

（救護班の派遣要請の手続）

第4条 甲又は乙は、第2条の規定に基づき救護班の派遣を丙に要請しようとするときは、次に掲げる事項を記載した書面を、乙にあっては甲を経由して、丙に提出しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、電話その他の方法により行うことができる。

- (1) 災害発生の日時及び場所
- (2) 災害の原因及び状況
- (3) 救護班の派遣先の場所
- (4) 派遣を要する班数
- (5) 救護班の派遣期間
- (6) その他必要な事項

2 事項の規定にかかわらず、乙は、緊急やむを得ない事情により、甲を経由しないで救護班の派遣を要請したときは、速やかに、その旨を甲に報告するものとする。

(救護班の派遣の方法)

第5条 第2条の規定に基づく救護班の派遣は、医療救護計画に基づいて行うものとする。

(要請によらない救護班の派遣)

第6条 丙は、緊急やむを得ない事情により、甲又は乙の要請によらないで救護班を派遣したときは、速やかにその旨を甲に報告するものとする。

(救護班に対する指揮)

第7条 医療救護活動の総合調整を図るため、救護班に対する指揮は、甲がその派遣を要請した場合にあっては甲が指定する者が、乙がその派遣を要請した場合にあっては乙が指定する者が行うものとする。

(救護班の業務)

第8条 救護班は、原則として、甲又は乙が避難所、災害現場等に設置する救護所(以下「救護所」という。)において、医療救護活動を行うものとする。

2 救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 傷病者の傷病の程度判断
- (2) 重症者の応急手当及び中等症者に対する処置
- (3) 後方医療機関への転送の要否及び転送順位の決定
- (4) 転送困難な傷病者及び避難所等における軽症者に対する医療
- (5) 助産活動
- (6) 死体の検案
- (7) 医療救護活動の記録及び市町村災害対策本部への収容状況等の報告

(薬剤等の供給)

第9条 救護班が使用する薬剤、治療材料及び医療器具は、当該救護班が携行するもののほか、甲又は乙が供給するものとする。

(救護班の輸送)

第10条 甲及び乙は、医療救護が円滑に実施できるよう、救護班の輸送について、必要な措置を講ずるものとする。

(医療費)

第11条 救護所における医療費は、無料とする。

(費用の弁償)

第12条 法令に定めがあるもののほか、甲又は乙の要請に基づき丙が救護班を派遣した場合(第6条の規定による報告があった場合を含む。)における次の費用は、別に定める基準に従い、甲又は乙が負担するものとする。

- (1) 救護班が携行した薬剤及び治療材料で使用したもの並びに医療器具の破損等にかかる費用
- (2) 救護班の編成及び派遣に要する費用

(3) 前2号に掲げる費用以外の費用で、この協定の実施のために要するもの
(医療救護に従事した者に対する損害補償)

第13条 甲又は乙の要請に基づき丙が派遣した救護班(第6条の規定による報告に係るものを含む。)の班員として医療救護活動に従事した者が、そのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、甲又は乙は、別に定める基準に従いその者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償するものとする。

(細則)

第14条 この協定に別に定めるもののほか、この協定の実施に関し必要な事項は、別に定める。
(協議)

第15条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲、乙及び丙が協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第16条 この協定の有効期間は、平成8年2月1日から同年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1月までに、甲、乙又は丙のいずれからも何らの意思表示がないときは、当該有効期間満了の日の翌日から起算して1年延長するものとし、以後もまた同様とする。

(雑則)

第17条 市町村と郡市医師会との間において、別に医療救護に関する協定を締結している場合は、当該協定は、この協定に優先するものとする。

この協定の締結を証するため、本書72通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成8年2月1日

甲 愛媛県知事

乙

松山市長	伯方町長	肱川町長
今治市長	魚島村長	河辺村長
宇和島市長	弓削町長	保内町長
八幡浜市長	生名村長	伊方町長
新居浜市長	岩城村長	瀬戸町長
西条市長	上浦町長	三崎町長
大洲市長	大三島町長	三瓶町長
川之江市長	関前村長	明浜町長
伊予三島市長	重信町長	宇和町長
伊予市長	川内町長	野村町長

北条市長	中島町長	城川町長
東予市長	久万町長	吉田町長
新宮村長	面河村長	三間町長
土居町長	美川村長	広見町長
別子山村長	柳谷村長	松野町長
小松町長	小田町長	日吉村長
丹原町長	松前町長	津島町長
朝倉町長	砥部町長	内海村長
玉川町長	広田村長	御荘町長
波方町長	中山町長	城辺町長
大西町長	双海町長	一本松町長
菊間町長	長浜町長	西海町長
吉海町長	内子町長	
宮窪町長	五十崎町長	

丙 社団法人愛媛県医師会 会長

災害時の医療救護に関する協定実施細則（一般社団法人愛媛県医師会）

愛媛県(以下「甲」という。)と市町村(以下「乙」という。)と一般社団法人愛媛県医師会(以下「丙」という。)とは、平成8年2月1日付けで締結した災害時の医療救護に関する協定(以下「協定」という。)の実施について、次のとおり細則を締結する。

(医療救護活動の報告)

第1条 丙は、協定第2条の規定に基づき救護班を派遣した場合（協定第6条の規定による報告があった場合を含む。）は、当該救護班の行う医療救護活動(以下「医療救護活動」という。)の終了後、速やかに、次に掲げる書類を甲又は乙に提出するものとする。

- (1) 医療救護活動報告書(様式第1号)
- (2) 救護班員名簿(様式第2号)
- (3) 薬剤等使用報告書(様式第3号)

(事故の報告)

第2条 協定第13条に規定する場合においては、丙は、事故報告書(様式第4号)により、速やかに甲又は乙に報告するものとする。

(費用弁償の額等)

第3条 協定第12条第1号及び第2号に規定する費用の弁償の額は、それぞれ災害救助法施行規則(昭和35年愛媛県規則第17号)別表第1及び別表2の規定の例により算出した額とする。

2 丙は、指定第12条に規定する費用の弁償を請求しようとするときは、費用弁償請求書(様式第5号)を甲又は乙に提出するものとする。

(損害補償の種類等)

第4条 協定第13条に規定する損害補償(以下「損害補償」という。)の種類は、療養補償金、休業補償金、障害補償金、葬祭補償金及び打切補償金とする。

2 損害補償の額は、次の表の左欄に掲げる損害補償の種類に応じ、当該右欄に掲げる扶助金(災害救助法(昭和22年法律第118号)第29条の規定により支給される扶助金をいう。)の額の算定の例により算定した額とする。

療養補償金	療養扶助金
休業補償金	休業扶助金
障害補償金	障害扶助金
遺族補償金	遺族扶助金
葬祭補償金	葬祭扶助金
打切補償金	打切扶助金

3 損害補償を受けようとする者は、損害補償支給申請書(様式第6号)に、次の表の左欄に掲げる損害補償の種類に応じ、当該右欄に掲げる書類を添えて、甲又は乙に提出するものとする。

療養補償金 休業補償金	医師の診断書及び療養費の領収書又は請求書 (1) 休業が必要と認められる期間を記載した医師の診断書 (2) 休業の期間を記載した事業所の証明書 (3) 事業主又は市町村長が発行する損害補償支給基礎額の算定の証明書(以下「支給基礎額算定証明書」という。)
障害補償金	(1) 障害の程度を記載した医師の診断書 (2) 支給基礎額算定証明書
遺族補償金	(1) 遺族補償金の受給順位を明らかにした書類 (2) 支給基礎額算定証明書
葬祭補償金	(1) 死亡診断書 (2) 支給基礎額算定証明書
打切補償金	(1) 療養経過を明らかにした医師の診断書 (2) 支給基礎額算定証明書

(支払)

第5条 甲又は乙は、第3条第2項又は前条第3項の規定による費用弁償又は損害補償の請求を受けた場合は、関係書類を確認し、速やかに丙に対し、これを支払うものとする。

この協定の締結を証するため、本書72通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成8年2月1日

甲 愛媛県知事

乙

松山市長	伯方町長	肱川町長
今治市長	魚島村長	河辺村長
宇和島市長	弓削町長	保内町長
八幡浜市長	生名村長	伊方町長
新居浜市長	岩城村長	瀬戸町長
西条市長	上浦町長	三崎町長
大洲市長	大三島町長	三瓶町長
川之江市長	関前村長	明浜町長
伊予三島市長	重信町長	宇和町長
伊予市長	川内町長	野村町長
北条市長	中島町長	城川町長

東予市長	久万町長	吉田町長
新宮村長	面河村長	三間町長
土居町長	美川村長	広見町長
別子山村長	柳谷村長	松野町長
小松町長	小田町長	日吉村長
丹原町長	松前町長	津島町長
朝倉町長	砥部町長	内海村長
玉川町長	広田村長	御荘町長
波方町長	中山町長	城辺町長
大西町長	双海町長	一本松町長
菊間町長	長浜町長	西海町長
吉海町長	内子町長	
宮窪町長	五十崎町長	

丙 一般社団法人愛媛県医師会 会長

15-2 災害時の医療救護に関する協定（公益社団法人愛媛県看護協会）〔健康づくり推進課〕

災害時の医療救護に関する協定

愛媛県（以下「甲」という。）と市町村（以下「乙」という。）と社団法人愛媛県看護協会（以下「丙」という。）とは、災害時において被災者の救助として行う医療及び助産（以下「医療救護」という。）の実施について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害基本法（昭和36年法律第223号）第40条第1項の規定による愛媛県地域防災計画及び同法第42条第1項の規定による市町村地域防災計画に基づき、甲又は乙が行う医療救護に対する丙の協力に関し必要な事項を定めるものとする。

（医療従事者の派遣）

第2条 甲又は乙は、医療救護を実施する必要が生じた場合は、丙に対し医療救護のための看護師等（以下「医療従事者」という。）の派遣を要請するものとし、丙は、甲又は乙の要請に応じ医療従事者を派遣するものとする。

（医療救護計画）

第3条 丙は、甲又は乙の医療従事者派遣要請に対し、迅速かつ的確に対応するため、医療救護の計画（以下「医療救護計画」という。）を策定し、これを、甲が指定する期日までに、甲に提出するものとする。

2 医療救護計画には、次の事項を定めるものとする。

- （1） 医療従事者の編成計画
- （2） 医療従事者の医療救護活動計画
- （3） 関係機関との連絡体制
- （4） 医療救護訓練の計画
- （5） その他必要な事項

3 甲は、第1項の規定により提出された医療救護計画を乙に送付するものとする。

（医療従事者の派遣要請の手続）

第4条 甲又は乙は、第2条の規定に基づき医療従事者の派遣を丙に要請しようとするときは、次に掲げる事項を記載した書面を、乙にあっては甲を経由して、丙に提出しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、電話その他の方法により行うことができる。

- （1） 災害発生の日時及び場所
- （2） 災害の原因及び状況
- （3） 医療従事者の派遣先の場所
- （4） 派遣を要する医療従事者数
- （5） 医療従事者の派遣期間
- （6） その他必要な事項

2 前項の規定にかかわらず、乙は、緊急やむを得ない事情により、甲を経由しないで医療従事

者の派遣を要請したときは、速やかに、その旨を甲に報告するものとする。

(医療従事者の派遣の方法)

第5条 第2条の規定に基づく医療従事者の派遣は、医療救護計画に基づいて行うものとする。

(要請によらない医療従事者の派遣)

第6条 丙は、緊急やむを得ない事情により、甲又は乙の要請によらないで医療従事者を派遣したときは、速やかにその旨を甲に報告するものとする。

(医療従事者に対する指揮)

第7条 医療救護活動の総合調整を図るため、医療従事者に対する指揮は、甲がその派遣を要請した場合にあっては甲が指定する者が、乙がその派遣を要請した場合にあっては乙が指定する者が行うものとする。

(医療従事者の業務)

第8条 医療従事者は、原則として、甲又は乙が避難所、災害現場等に設置する救護所(以下「救護所」という。)において、医療救護活動を行うものとする。

2 医療従事者の業務は、次のとおりとする。

- (1) 傷病者に対する応急看護及び看護
- (2) 傷病者の救護所、救護病院等への収容
- (3) その他状況に応じた必要な措置

(薬剤等の供給)

第9条 医療従事者が使用する薬剤、治療材料及び医療器具は、当該医療従事者が携行するもののほか、甲又は乙が供給するものとする。

(医療従事者の輸送)

第10条 甲及び乙は、医療救護が円滑に実施できるよう、医療従事者の輸送について、必要な措置を講ずるものとする。

(医療費)

第11条 救護所における医療費は、無料とする。

(費用の弁償)

第12条 法令に定めがあるもののほか、甲又は乙の要請に基づき丙が医療従事者を派遣した場合(第6条の規定による報告があった場合を含む。)における次の費用は、別に定める基準に従い、甲又は乙が負担するものとする。

- (1) 医療従事者が携行した薬剤及び治療材料で使用したもの並びに医療器具の破損等にかかる費用
 - (2) 医療従事者の編成及び派遣に要する費用
 - (3) 前2号に掲げる費用以外の費用で、この協定の実施のために要するもの
- (医療救護に従事した者に対する損害補償)

第13条 甲又は乙の要請に基づき丙が派遣した医療従事者(第6条の規定による報告に係るものを含む。)として医療救護に従事した者が、そのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、甲又は乙は、別に定める基準に従い、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償するものとする。

(細則)

第 14 条 この協定に別に定めるもののほか、この協定の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(協議)

第 15 条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲、乙及び丙が協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第 16 条 この協定の有効期間は、平成 15 年 4 月 9 日から平成 16 年 3 月 31 日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の 1 月前までに、甲、乙又は丙のいずれからも何らの意思表示がないときは、当該有効期間満了の日の翌日から起算して 1 年延長するものとし、以後もまた同様とする。

(雑則)

第 17 条 乙と丙との間において、別に医療救護に関する協定を締結した場合、当該協定は、この協定に優先するものとする。

この協定の締結を証するため、本書 71 通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

平成 15 年 4 月 9 日

甲 愛媛県知事

乙 松山市長	乙 久万町長
乙 今治市長職務執行者 今治市助役	乙 面河村長
乙 宇和島市長	乙 美川村長
乙 八幡浜市長	乙 柳谷村長
乙 新居浜市長	乙 織田町長
乙 西条市長	乙 松前町長
乙 大洲市長	乙 砥部町長
乙 川之江市長	乙 広田村長
乙 伊予三島市長	乙 中山町長
乙 伊予市長	乙 双海町長
乙 北条市長	乙 長浜町長
乙 東予市長	乙 内子町長
乙 新宮村長	乙 五十崎町長
乙 土居町長	乙 肱川町長
乙 小松町長	乙 川辺村長
乙 朝倉村長	乙 保内町長
	乙 瀬戸町長

- | | |
|---------|---------|
| 乙 玉川町長 | 乙 三崎町長 |
| 乙 波方町長 | 乙 三瓶町長 |
| 乙 大西町長 | 乙 明浜町長 |
| 乙 菊間町長 | 乙 宇和町長 |
| 乙 吉海町長 | 乙 野村町長 |
| 乙 宮窪町長 | 乙 城川町長 |
| 乙 伯方町長 | 乙 吉田町長 |
| 乙 魚島村長 | 乙 三間町長 |
| 乙 弓削町長 | 乙 広見町長 |
| 乙 生名村長 | 乙 松野町長 |
| 乙 岩城村長 | 乙 日吉村長 |
| 乙 上浦町長 | 乙 津島町長 |
| 乙 大三島町長 | 乙 内海村長 |
| 乙 関前村長 | 乙 御荘町長 |
| 乙 重信町長 | 乙 城辺町長 |
| 乙 川内町長 | 乙 一本松町長 |
| 乙 中島町長 | 乙 西海町長 |

丙 公益社団法人 愛媛県看護協会
会 長

災害時の医療救護に関する協定実施細則（公益社団法人愛媛県看護協会）

愛媛県(以下「甲」という。)と市町村(以下「乙」という。)と公益社団法人愛媛県看護協会(以下「丙」という。)とは、平成15年4月9日付けで締結した災害時の医療救護に関する協定(以下「協定」という。)の実施について、次のとおり細則を締結する。

(医療救護活動の報告)

第1条 丙は、協定第2条の規定に基づき医療従事者を派遣した場合（協定第6条の規定による報告があった場合を含む。）は、当該医療従事者の行う医療救護活動(以下「医療救護活動」という。)の終了後、速やかに、次に掲げる書類を甲又は乙に提出するものとする。

- (1) 医療救護活動報告書(様式第1号)
- (2) 医療従事者名簿(様式第2号)
- (3) 薬剤等使用報告書(様式第3号)

(事故の報告)

第2条 協定第13条に規定する場合においては、丙は、事故報告書(様式第4号)により、速やかに甲又は乙に報告するものとする。

(費用弁償の額等)

第3条 協定第12条第1号及び第2号に規定する費用の弁償の額は、それぞれ災害救助法施行規則(昭和35年愛媛県規則第17号)別表第1及び別表2の規定の例により算出した額とする。

2 丙は、指定第12条に規定する費用の弁償を請求しようとするときは、費用弁償請求書(様式第5号)を甲又は乙に提出するものとする。

(損害補償の種類等)

第4条 協定第13条に規定する損害補償(以下「損害補償」という。)の種類は、療養補償金、休業補償金、障害補償金、葬祭補償金及び打切補償金とする。

2 損害補償の額は、次の表の左欄に掲げる損害補償の種類に応じ、当該右欄に掲げる扶助金(災害救助法(昭和22年法律第118号)第29条の規定により支給される扶助金をいう。)の額の算定の例により算定した額とする。

療養補償金	療養扶助金
休業補償金	休業扶助金
障害補償金	障害扶助金
遺族補償金	遺族扶助金
葬祭補償金	葬祭扶助金
打切補償金	打切扶助金

3 損害補償を受けようとする者は、損害補償支給申請書(様式第6号)に、次の表の左欄に掲げる損害補償の種類に応じ、当該右欄に掲げる書類を添えて、甲又は乙に提出するものとする。

療養補償金	医師の診断書及び療養費の領収書又は請求書
休業補償金	(4) 休業が必要と認められる期間を記載した医師の診断書 (5) 休業の期間を記載した事業所の証明書 (6) 事業主又は市町村長が発行する損害補償支給基礎額の算定の証明書(以下「支給基礎額算定証明書」という。)
障害補償金	(3) 障害の程度を記載した医師の診断書 (4) 支給基礎額算定証明書
遺族補償金	(3) 遺族補償金の受給順位を明らかにした書類 (4) 支給基礎額算定証明書
葬祭補償金	(3) 死亡診断書 (4) 支給基礎額算定証明書
打切補償金	(3) 療養経過を明らかにした医師の診断書 (4) 支給基礎額算定証明書

(支払)

第5条 甲又は乙は、第3条第2項又は前条第3項の規定による費用弁償又は損害補償の請求を受けた場合は、関係書類を確認し、速やかに丙に対し、これを支払うものとする。

この細則の締結を証するため、本書71通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成15年4月9日

甲 愛媛県知事 加戸 守行

乙 松山市長 中村 時広

乙 今治市長職務執行者

今治市助役 白石 哲朗

乙 宇和島市長 石橋 寛久

乙 八幡浜市長 高橋 英吾

乙 新居浜市長 佐々木 龍

乙 西条市長 伊藤 宏太郎

乙 大洲市長 梶田 興一

乙 川之江市長 石津 隆敏

乙 伊予三島市長 篠永 善雄

乙 伊予市長 中村 佑

乙 北条市長 井手 順二

乙 久万町長 玉水 壽清

乙 面河村長 梅木 正一

乙 美川村長 木下 久敬

乙 柳谷村長 鶴井 國夫

乙 織田町長 大塚 雅教

乙 松前町長 白石 勝也

乙 砥部町長 中村 剛志

乙 広田村長 三好 晃二

乙 中山町長 市田 勝久

乙 双海町長 丸山 勇三

乙 長浜町長 西田 洋一

乙 内子町長 河内 紘一

- | | |
|---------|---------|
| 乙 東予市長 | 乙 五十崎町長 |
| 乙 新宮村長 | 乙 肱川町長 |
| 乙 土居町長 | 乙 川辺村長 |
| 乙 小松町長 | 乙 保内町長 |
| 乙 朝倉村長 | 乙 瀬戸町長 |
| 乙 玉川町長 | 乙 三崎町長 |
| 乙 波方町長 | 乙 三瓶町長 |
| 乙 大西町長 | 乙 明浜町長 |
| 乙 菊間町長 | 乙 宇和町長 |
| 乙 吉海町長 | 乙 野村町長 |
| 乙 宮窪町長 | 乙 城川町長 |
| 乙 伯方町長 | 乙 吉田町長 |
| 乙 魚島村長 | 乙 三間町長 |
| 乙 弓削町長 | 乙 広見町長 |
| 乙 生名村長 | 乙 松野町長 |
| 乙 岩城村長 | 乙 日吉村長 |
| 乙 上浦町長 | 乙 津島町長 |
| 乙 大三島町長 | 乙 内海村長 |
| 乙 関前村長 | 乙 御荘町長 |
| 乙 重信町長 | 乙 城辺町長 |
| 乙 川内町長 | 乙 一本松町長 |
| 乙 中島町長 | 乙 西海町長 |

丙 公益社団法人 愛媛県看護協会
会 長

15-3 災害時の医療救護に関する協定（一般社団法人愛媛県歯科医師会）〔健康づくり推進課〕

災害時の医療救護に関する協定

愛媛県（以下「甲」という。）と市町村（以下「乙」という。）と一般社団法人愛媛県歯科医師会（以下「丙」という。）とは、災害時において被災者の救助として行う医療（以下「医療救護」という。）の実施について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第40条第1項の規定による愛媛県地域防災計画及び同法第42条第1項の規定による市町村地域防災計画に基づき、甲又は乙が行う医療救護に対する丙の協力に関し必要な事項を定めるものとする。

（救護班の派遣）

第2条 甲又は乙は、医療救護を実施する必要が生じた場合は、丙に対し医療救護のための救護班（以下「救護班」という。）の派遣を要請するものとし、丙は、甲又は乙の要請に応じ救護班を派遣するものとする。

（医療救護計画）

第3条 丙は、甲又は乙の救護班の要請に対し、迅速かつ的確に対応するため、医療救護の計画（以下「医療救護計画」という。）を策定し、これを、甲が指定する期日までに、甲に提出するものとする。

2 医療救護計画には、次の事項を定めるものとする。

- （1） 救護班の編成計画
- （2） 救護班の医療救護活動計画
- （3） 郡市歯科医師会その他関係機関との連絡体制
- （4） 医療救護訓練の計画
- （5） その他必要な事項

3 甲は、第1項の規定により提出された医療救護計画を乙に送付するものとする。

（救護班の派遣要請の手続）

第4条 甲又は乙は、第2条の規定に基づき救護班の派遣を丙に要請しようとするときは、次に掲げる事項を記載した書面を、乙にあつては甲を経由して、丙に提出しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、電話その他の方法により行うことができる。

- （1） 災害発生の日時及び場所
- （2） 災害の原因及び状況
- （3） 救護班の派遣先の場所
- （4） 派遣を要する班数
- （5） 救護班の派遣期間
- （6） その他必要な事項

2 前項の規定にかかわらず、乙は、緊急やむを得ない事情により、甲を経由しないで救護班の

派遣を要請したときは、速やかに、その旨を甲に報告するものとする。

(救護班の派遣の方法)

第5条 第2条の規定に基づく救護班の派遣は、医療救護計画に基づいて行うものとする。

(要請によらない救護班の派遣)

第6条 丙は、緊急やむを得ない事情により、甲又は乙の要請によらないで救護班を派遣したときは、速やかにその旨を甲に報告するものとする。

(救護班に対する指揮)

第7条 医療救護活動の総合調整を図るため、救護班に対する指揮は、甲がその派遣を要請した場合にあっては甲が指定する者が、乙がその派遣を要請した場合にあっては乙が指定する者が行うものとする。

(救護班の業務)

第8条 救護班は、原則として、甲又は乙が避難所、災害現場等に設置する救護所(以下「救護所」という。)において、医療救護活動を行うものとする。

2 救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 歯科医療を必要とする傷病者に対する応急処置及び医療
- (2) 歯科医療を必要とする傷病者の受入医療機関への移送の要否及び移送順位の決定
- (3) 災害時における死体の戸別判別、検案等への協力
- (4) その他状況に応じた必要な措置

(薬剤等の供給)

第9条 救護班が使用する薬剤、治療材料及び医療器具は、当該救護班が携行するもののほか、甲又は乙が供給するものとする。

(救護班の輸送)

第10条 甲及び乙は、医療救護が円滑に実施できるよう、救護班の輸送について、必要な措置を講ずるものとする。

(医療費)

第11条 救護所における医療費は、無料とする。

(費用の弁償)

第12条 法令に定めがあるもののほか、甲又は乙の要請に基づき丙が救護班を派遣した場合(第6条の規定による報告があった場合を含む。)における次の費用は、別に定める基準に従い、甲又は乙が負担するものとする。

- (1) 救護班が携行した薬剤及び治療材料で使用したもの並びに医療器具の破損等にかかる費用
- (2) 救護班の編成及び派遣に要する費用
- (3) 前2号に掲げる費用以外の費用で、この協定の実施のために要するもの
(医療救護に従事した者に対する損害補償)

第13条 甲又は乙の要請に基づき丙が派遣した救護班(第6条の規定による報告に係るものを含む。)の班員として医療救護活動に従事した者が、そのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、甲又は乙は、別に定める基準に従い、その者又はその

者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償するものとする。

(細則)

第 14 条 この協定に別に定めるもののほか、この協定の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(協議)

第 15 条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲、乙及び丙が協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第 16 条 この協定の有効期間は、平成 15 年 4 月 9 日から平成 16 年 3 月 31 日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の 1 月前までに、甲、乙又は丙のいずれからも何らの意思表示がないときは、当該有効期間満了の日の翌日から起算して 1 年延長するものとし、以後もまた同様とする。

(雑則)

第 17 条 乙と丙又は郡市歯科医師会との間において、別に医療救護に関する協定を締結した場合は、当該協定は、この協定に優先するものとする。

この協定の締結を証するため、本書 71 通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

平成 15 年 4 月 9 日

甲 愛媛県知事

乙 松山市長

乙 今治市長職務執行者
今治市助役

乙 宇和島市長

乙 八幡浜市長

乙 新居浜市長

乙 西条市長

乙 大洲市長

乙 川之江市長

乙 伊予三島市長

乙 伊予市長

乙 北条市長

乙 東予市長

乙 新宮村長

乙 土居町長

乙 小松町長

乙 久万町長

乙 面河村長

乙 美川村長

乙 柳谷村長

乙 織田町長

乙 松前町長

乙 砥部町長

乙 広田村長

乙 中山町長

乙 双海町長

乙 長浜町長

乙 内子町長

乙 五十崎町長

乙 肱川町長

乙 川辺村長

乙 保内町長

- | | |
|---------|---------|
| 乙 朝倉村長 | 乙 瀬戸町長 |
| 乙 玉川町長 | 乙 三崎町長 |
| 乙 波方町長 | 乙 三瓶町長 |
| 乙 大西町長 | 乙 明浜町長 |
| 乙 菊間町長 | 乙 宇和町長 |
| 乙 吉海町長 | 乙 野村町長 |
| 乙 宮窪町長 | 乙 城川町長 |
| 乙 伯方町長 | 乙 吉田町長 |
| 乙 魚島村長 | 乙 三間町長 |
| 乙 弓削町長 | 乙 広見町長 |
| 乙 生名村長 | 乙 松野町長 |
| 乙 岩城村長 | 乙 日吉村長 |
| 乙 上浦町長 | 乙 津島町長 |
| 乙 大三島町長 | 乙 内海村長 |
| 乙 関前村長 | 乙 御荘町長 |
| 乙 重信町長 | 乙 城辺町長 |
| 乙 川内町長 | 乙 一本松町長 |
| 乙 中島町長 | 乙 西海町長 |

丙 一般社団法人 愛媛県歯科医師会
会 長

災害時の医療救護に関する協定実施細則（一般社団法人愛媛県歯科医師会）

愛媛県(以下「甲」という。)と市町村(以下「乙」という。)と一般社団法人愛媛県歯科医師会(以下「丙」という。)とは、平成 15 年 4 月 9 日付けで締結した災害時の医療救護に関する協定(以下「協定」という。)の実施について、次のとおり細則を締結する。

(医療救護活動の報告)

第 1 条 丙は、協定第 2 条の規定に基づき救護班を派遣した場合（協定第 6 条の規定による報告があった場合を含む。）は、当該救護班の行う医療救護活動(以下「医療救護活動」という。)の終了後、速やかに、次に掲げる書類を甲又は乙に提出するものとする。

- (1) 医療救護活動報告書(様式第 1 号)
- (2) 救護班員名簿(様式第 2 号)
- (3) 薬剤等使用報告書(様式第 3 号)

(事故の報告)

第 2 条 協定第 13 条に規定する場合においては、丙は、事故報告書(様式第 4 号)により、速やかに甲又は乙に報告するものとする。

(費用弁償の額等)

第 3 条 協定第 12 条第 1 号及び第 2 号に規定する費用の弁償の額は、それぞれ災害救助法施行規則(昭和 35 年愛媛県規則第 17 号)別表第 1 及び別表 2 の規定の例により算出した額とする。

2 丙は、指定第 12 条に規定する費用の弁償を請求しようとするときは、費用弁償請求書(様式第 5 号)を甲又は乙に提出するものとする。

(損害補償の種類等)

第 4 条 協定第 13 条に規定する損害補償(以下「損害補償」という。)の種類は、療養補償金、休業補償金、障害補償金、葬祭補償金及び打切補償金とする。

2 損害補償の額は、次の表の左欄に掲げる損害補償の種類に応じ、当該右欄に掲げる扶助金(災害救助法(昭和 22 年法律第 118 号)第 29 条の規定により支給される扶助金をいう。)の額の算定の例により算定した額とする。

療養補償金	療養扶助金
休業補償金	休業扶助金
障害補償金	障害扶助金
遺族補償金	遺族扶助金
葬祭補償金	葬祭扶助金
打切補償金	打切扶助金

3 損害補償を受けようとする者は、損害補償支給申請書(様式第 6 号)に、次の表の左欄に掲げる損害補償の種類に応じ、当該右欄に掲げる書類を添えて、甲又は乙に提出するものとする。

療養補償金	医師の診断書及び療養費の領収書又は請求書
休業補償金	(7) 休業が必要と認められる期間を記載した医師の診断書 (8) 休業の期間を記載した事業所の証明書 (9) 事業主又は市町村長が発行する損害補償支給基礎額の算定の証明書(以下「支給基礎額算定証明書」という。)
障害補償金	(5) 障害の程度を記載した医師の診断書 (6) 支給基礎額算定証明書
遺族補償金	(5) 遺族補償金の受給順位を明らかにした書類 (6) 支給基礎額算定証明書
葬祭補償金	(5) 死亡診断書 (6) 支給基礎額算定証明書
打切補償金	(5) 療養経過を明らかにした医師の診断書 (6) 支給基礎額算定証明書

(支払)

第5条 甲又は乙は、第3条第2項又は前条第3項の規定による費用弁償又は損害補償の請求を受けた場合は、関係書類を確認し、速やかに丙に対し、これを支払うものとする。

この細則の締結を証するため、本書71通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成15年4月9日

甲 愛媛県知事

乙 松山市長

乙 今治市長職務執行者

今治市助役

乙 宇和島市長

乙 八幡浜市長

乙 新居浜市長

乙 西条市長

乙 大洲市長

乙 川之江市長

乙 伊予三島市長

乙 伊予市長

乙 北条市長

乙 久万町長

乙 面河村長

乙 美川村長

乙 柳谷村長

乙 織田町長

乙 松前町長

乙 砥部町長

乙 広田村長

乙 中山町長

乙 双海町長

乙 長浜町長

乙 内子町長

- | | |
|---------|---------|
| 乙 東予市長 | 乙 五十崎町長 |
| 乙 新宮村長 | 乙 肱川町長 |
| 乙 土居町長 | 乙 川辺村長 |
| 乙 小松町長 | 乙 保内町長 |
| 乙 朝倉村長 | 乙 瀬戸町長 |
| 乙 玉川町長 | 乙 三崎町長 |
| 乙 波方町長 | 乙 三瓶町長 |
| 乙 大西町長 | 乙 明浜町長 |
| 乙 菊間町長 | 乙 宇和町長 |
| 乙 吉海町長 | 乙 野村町長 |
| 乙 宮窪町長 | 乙 城川町長 |
| 乙 伯方町長 | 乙 吉田町長 |
| 乙 魚島村長 | 乙 三間町長 |
| 乙 弓削町長 | 乙 広見町長 |
| 乙 生名村長 | 乙 松野町長 |
| 乙 岩城村長 | 乙 日吉村長 |
| 乙 上浦町長 | 乙 津島町長 |
| 乙 大三島町長 | 乙 内海村長 |
| 乙 関前村長 | 乙 御荘町長 |
| 乙 重信町長 | 乙 城辺町長 |
| 乙 川内町長 | 乙 一本松町長 |
| 乙 中島町長 | 乙 西海町長 |

丙 一般社団法人愛媛県歯科医師会
会 長

15-4 災害時の医療救護に関する協定（一般社団法人愛媛県薬剤師会）〔健康づくり推進課〕

災害時の医療救護に関する協定

愛媛県（以下「甲」という。）と市町村（以下「乙」という。）と一般社団法人愛媛県薬剤師会（以下「丙」という。）とは、災害時において被災者の救助として行う医療及び助産（以下「医療救護」という。）の実施について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第40条第1項の規定による愛媛県地域防災計画及び同法第42条第1項の規定による市町村地域防災計画に基づき、甲又は乙が行う医療救護に対する丙の協力に関し必要な事項を定めるものとする。

（医療従事者の派遣）

第2条 甲又は乙は、医療救護を実施する必要が生じた場合は、丙に対し医療救護のための薬剤師等（以下「医療従事者」という。）の派遣を要請するものとし、丙は、甲又は乙の要請に応じ医療従事者を派遣するものとする。

（医療救護計画）

第3条 丙は、甲又は乙の医療従事者派遣要請に対し、迅速かつ的確に対応するため、医療救護の計画（以下「医療救護計画」という。）を策定し、これを、甲が指定する期日までに、甲に提出するものとする。

2 医療救護計画には、次の事項を定めるものとする。

- （1） 医療従事者の編成計画
- （2） 医療従事者の医療救護活動計画
- （3） 関係機関との連絡体制
- （4） 医療救護訓練の計画
- （5） その他必要な事項

3 甲は、第1項の規定により提出された医療救護計画を乙に送付するものとする。

（医療従事者の派遣要請の手続）

第4条 甲又は乙は、第2条の規定に基づき医療従事者の派遣を丙に要請しようとするときは、次に掲げる事項を記載した書面を、乙にあっては甲を経由して、丙に提出しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、電話その他の方法により行うことができる。

- （1） 災害発生の日時及び場所
- （2） 災害の原因及び状況
- （3） 医療従事者の派遣先の場所
- （4） 派遣を要する医療従事者数
- （5） 医療従事者の派遣期間
- （6） その他必要な事項

2 前項の規定にかかわらず、乙は、緊急やむを得ない事情により、甲を経由しないで医療従事

者の派遣を要請したときは、速やかに、その旨を甲に報告するものとする。

(医療従事者の派遣の方法)

第5条 第2条の規定に基づく医療従事者の派遣は、医療救護計画に基づいて行うものとする。

(要請によらない医療従事者の派遣)

第6条 丙は、緊急やむを得ない事情により、甲又は乙の要請によらないで医療従事者を派遣したときは、速やかにその旨を甲に報告するものとする。

(医療従事者に対する指揮)

第7条 医療救護活動の総合調整を図るため、医療従事者に対する指揮は、甲がその派遣を要請した場合にあっては甲が指定する者が、乙がその派遣を要請した場合にあっては乙が指定する者が行うものとする。

(医療従事者の業務)

第8条 医療従事者は、原則として、甲又は乙が避難所、災害現場等に設置する救護所(以下「救護所」という。)において、医療救護活動を行うものとする。

2 医療従事者の業務は、次のとおりとする。

- (1) 傷病者に対する調剤業務
 - (2) 救護所における医薬品等の管理
 - (3) その他状況に応じた必要な措置
- (薬剤等の供給)

第9条 医療従事者が使用する薬剤、治療材料及び医療器具は、当該医療従事者が携行するもののほか、甲又は乙が供給するものとする。

(医療従事者の輸送)

第10条 甲及び乙は、医療救護が円滑に実施できるよう、医療従事者の輸送について、必要な措置を講ずるものとする。

(調剤費)

第11条 救護所における調剤費は、無料とする。

(費用の弁償)

第12条 法令に定めがあるもののほか、甲又は乙の要請に基づき丙が医療従事者を派遣した場合(第6条の規定による報告があった場合を含む。)における次の費用は、別に定める基準に従い、甲又は乙が負担するものとする。

- (1) 医療従事者が携行した薬剤及び治療材料で使用したもの並びに医療器具の破損等にかかる費用
 - (2) 医療従事者の編成及び派遣に要する費用
 - (3) 前2号に掲げる費用以外の費用で、この協定の実施のために要するもの
- (医療救護に従事した者に対する損害補償)

第13条 甲又は乙の要請に基づき丙が派遣した医療従事者(第6条の規定による報告に係るものを含む。)として医療救護に従事した者が、そのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、甲又は乙は、別に定める基準に従い、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償するものとする。

(細則)

第 14 条 この協定に別に定めるもののほか、この協定の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(協議)

第 15 条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲、乙及び丙が協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第 16 条 この協定の有効期間は、平成 15 年 4 月 9 日から平成 16 年 3 月 31 日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の 1 月前までに、甲、乙又は丙のいずれからも何らの意思表示がないときは、当該有効期間満了の日の翌日から起算して 1 年延長するものとし、以後もまた同様とする。

(雑則)

第 17 条 乙と丙との間において、別に医療救護に関する協定を締結した場合、当該協定は、この協定に優先するものとする。

この協定の締結を証するため、本書 71 通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

平成 15 年 4 月 9 日

甲 愛媛県知事

乙 松山市長

乙 今治市長職務執行者
今治市助役

乙 宇和島市長

乙 八幡浜市長

乙 新居浜市長

乙 西条市長

乙 大洲市長

乙 川之江市長

乙 伊予三島市長

乙 伊予市長 村 佑

乙 北条市長

乙 東予市長

乙 新宮村長

乙 土居町長

乙 小松町長

乙 朝倉村長

乙 久万町長

乙 面河村長

乙 美川村長

乙 柳谷村長

乙 織田町長

乙 松前町長

乙 砥部町長

乙 広田村長

乙 中山町長

乙 双海町長

乙 長浜町長

乙 内子町長

乙 五十崎町長

乙 肱川町長

乙 川辺村長

乙 保内町長

乙 瀬戸町長

- | | |
|---------|---------|
| 乙 玉川町長 | 乙 三崎町長 |
| 乙 波方町長 | 乙 三瓶町長 |
| 乙 大西町長 | 乙 明浜町長 |
| 乙 菊間町長 | 乙 宇和町長 |
| 乙 吉海町長 | 乙 野村町長 |
| 乙 宮窪町長 | 乙 城川町長 |
| 乙 伯方町長 | 乙 吉田町長 |
| 乙 魚島村長 | 乙 三間町長 |
| 乙 弓削町長 | 乙 広見町長 |
| 乙 生名村長 | 乙 松野町長 |
| 乙 岩城村長 | 乙 日吉村長 |
| 乙 上浦町長 | 乙 津島町長 |
| 乙 大三島町長 | 乙 内海村長 |
| 乙 関前村長 | 乙 御荘町長 |
| 乙 重信町長 | 乙 城辺町長 |
| 乙 川内町長 | 乙 一本松町長 |
| 乙 中島町長 | 乙 西海町長 |

丙 一般社団法人 愛媛県薬剤師会
会 長

災害時の医療救護に関する協定実施細則（一般社団法人愛媛県薬剤師会）

愛媛県(以下「甲」という。)と市町村(以下「乙」という。)と一般社団法人愛媛県薬剤師会(以下「丙」という。)とは、平成15年4月9日付けで締結した災害時の医療救護に関する協定(以下「協定」という。)の実施について、次のとおり細則を締結する。

(医療救護活動の報告)

第1条 丙は、協定第2条の規定に基づき医療従事者を派遣した場合（協定第6条の規定による報告があった場合を含む。）は、当該医療従事者の行う医療救護活動(以下「医療救護活動」という。)の終了後、速やかに、次に掲げる書類を甲又は乙に提出するものとする。

- (1) 医療救護活動報告書(様式第1号)
- (2) 医療従事者名簿(様式第2号)
- (3) 薬剤等使用報告書(様式第3号)

(事故の報告)

第2条 協定第13条に規定する場合においては、丙は、事故報告書(様式第4号)により、速やかに甲又は乙に報告するものとする。

(費用弁償の額等)

第3条 協定第12条第1号及び第2号に規定する費用の弁償の額は、それぞれ災害救助法施行規則(昭和35年愛媛県規則第17号)別表第1及び別表2の規定の例により算出した額とする。

2 丙は、指定第12条に規定する費用の弁償を請求しようとするときは、費用弁償請求書(様式第5号)を甲又は乙に提出するものとする。

(損害補償の種類等)

第4条 協定第13条に規定する損害補償(以下「損害補償」という。)の種類は、療養補償金、休業補償金、障害補償金、葬祭補償金及び打切補償金とする。

2 損害補償の額は、次の表の左欄に掲げる損害補償の種類に応じ、当該右欄に掲げる扶助金(災害救助法(昭和22年法律第118号)第29条の規定により支給される扶助金をいう。)の額の算定の例により算定した額とする。

療養補償金	療養扶助金
休業補償金	休業扶助金
障害補償金	障害扶助金
遺族補償金	遺族扶助金
葬祭補償金	葬祭扶助金
打切補償金	打切扶助金

3 損害補償を受けようとする者は、損害補償支給申請書(様式第6号)に、次の表の左欄に掲げる損害補償の種類に応じ、当該右欄に掲げる書類を添えて、甲又は乙に提出するものとする。

療養補償金	医師の診断書及び療養費の領収書又は請求書
休業補償金	(10) 休業が必要と認められる期間を記載した医師の診断書 (11) 休業の期間を記載した事業所の証明書 (12) 事業主又は市町村長が発行する損害補償支給基礎額の算定の証明書(以下「支給基礎額算定証明書」という。)
障害補償金	(7) 障害の程度を記載した医師の診断書 (8) 支給基礎額算定証明書
遺族補償金	(7) 遺族補償金の受給順位を明らかにした書類 (8) 支給基礎額算定証明書
葬祭補償金	(7) 死亡診断書 (8) 支給基礎額算定証明書
打切補償金	(7) 療養経過を明らかにした医師の診断書 (8) 支給基礎額算定証明書

(支払)

第5条 甲又は乙は、第3条第2項又は前条第3項の規定による費用弁償又は損害補償の請求を受けた場合は、関係書類を確認し、速やかに丙に対し、これを支払うものとする。

この細則の締結を証するため、本書71通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成15年4月9日

甲 愛媛県知事

乙 松山市長

乙 今治市長職務執行者

今治市助役

乙 宇和島市長

乙 八幡浜市長

乙 新居浜市長

乙 西条市長

乙 大洲市長

乙 川之江市長

乙 伊予三島市長

乙 伊予市長

乙 北条市長

乙 久万町長

乙 面河村長

乙 美川村長

乙 柳谷村長

乙 織田町長

乙 松前町長

乙 砥部町長

乙 広田村長

乙 中山町長

乙 双海町長

乙 長浜町長

乙 内子町長

- | | |
|---------|---------|
| 乙 東予市長 | 乙 五十崎町長 |
| 乙 新宮村長 | 乙 肱川町長 |
| 乙 土居町長 | 乙 川辺村長 |
| 乙 小松町長 | 乙 保内町長 |
| 乙 朝倉村長 | 乙 瀬戸町長 |
| 乙 玉川町長 | 乙 三崎町長 |
| 乙 波方町長 | 乙 三瓶町長 |
| 乙 大西町長 | 乙 明浜町長 |
| 乙 菊間町長 | 乙 宇和町長 |
| 乙 吉海町長 | 乙 野村町長 |
| 乙 宮窪町長 | 乙 城川町長 |
| 乙 伯方町長 | 乙 吉田町長 |
| 乙 魚島村長 | 乙 三間町長 |
| 乙 弓削町長 | 乙 広見町長 |
| 乙 生名村長 | 乙 松野町長 |
| 乙 岩城村長 | 乙 日吉村長 |
| 乙 上浦町長 | 乙 津島町長 |
| 乙 大三島町長 | 乙 内海村長 |
| 乙 関前村長 | 乙 御荘町長 |
| 乙 重信町長 | 乙 城辺町長 |
| 乙 川内町長 | 乙 一本松町長 |
| 乙 中島町長 | 乙 西海町長 |

丙 一般社団法人 愛媛県薬剤師会
会 長

15-5 愛媛県消防広域相互応援協定 [愛媛県内市町・消防一部事務組合]

愛媛県消防広域相互応援協定書

消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づき、愛媛県内の消防広域相互応援（消防団に関する事項を除く。）について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害の発生に際し、これの鎮圧及び被害の軽減を図るため、愛媛県内の市町及び消防一部事務組合（以下「市町等」という。）における消防の相互応援体制を確立し、もって不測の事態に対処することを目的とする。

（協定区域及び対象）

第2条 この協定の実施区域は、愛媛県全域とする。

（災害の種別及び規模）

第3条 この協定の対象とする災害は、被災地の市町等の消防力のみでは災害の防御が困難又は困難が予想される規模で、次に掲げる災害とする。

- （1）大規模な地震、風水害等の自然災害
- （2）林野火災、高層建築物火災、危険物施設火災等の大規模な火災
- （3）航空機災害、列車事故等の集団救急救助事故
- （4）前3号に掲げるもののほか、応援を必要とする特殊な災害事故等

（応援要請）

第4条 前条各号に掲げる災害が発生した場合は、被災地の市町等の長（以下「受援側の長」という。）は、他の市町等の長（以下「応援側の長」という。）に応援消火隊、救助隊、救急隊、化学隊その他必要な部隊（以下「応援隊」という。）の派遣を要請することができる。

2 前項の規定による要請を受けた応援側の長は、その管轄する地域の消防業務に支障のない範囲内において、要請に基づき必要な応援を迅速にしなければならない。

3 応援側の市町等の長が、近隣市町等の境界付近に発生した火災、救急救助事故等（以下「近隣火災等」という。）を覚知し、応援隊を派遣した場合は、これを第1項の規定による要請に基づく応援とみなす。

4 前項に規定する場合において、応援側の市長等の長が派遣する応援隊の数は、原則1隊（消防ポンプ自動車等1台及び必要な資機材）とする。ただし、近隣火災等の規模により適宜応援隊を増強することができるものとする。

（応援要請方法等）

第5条 応援の要請方法等は、愛媛県消防広域相互応援計画に基づくものとする。

（応援の体制）

第6条 応援の体制は、次に掲げるものとする。

- （1）第1次広域応援体制第3条各号に掲げる災害が発生した場合に、応援隊がおおむね30分以内に被災地に到着できるもの
- （2）第2次広域応援体制第3条各号に掲げる災害が発生した場合に、応援隊がおおむね60分以内に被災地に到着できるもの

(3) その他の広域応援体制前2号に掲げるもののほか、被害の状況に応じ、その都度要請に基づき派遣するも

の

(応援隊の派遣)

第7条 応援側の長は、受援側の長から第1次広域応援、第2次広域応援等の要請を受けたときは、第13条に定める消防力に基づき直ちに必要な応援隊を派遣しなければならない。この場合において、応援側の長は、次に掲げる事項を明確にして受援側の長に通報するものとする。

- (1) 応援隊の長（職・氏名）
- (2) 応援隊の出発日時及び到着（予定）日時
- (3) 応援隊の出動場所
- (4) 応援隊の人員、車両及び資機材の種別及び数量
- (5) その他必要な事項

2 応援隊を派遣した応援側の長は、事後、速やかに前項各号に掲げる事項を明記した文書を受援側の長に提出しなければならない。

(応援隊の指揮)

第8条 応援隊の指揮は、被災地の現場最高指揮者が応援隊の長を通じて行うものとする。ただし、緊急の場合は、被災地の現場最高指揮者は、直接応援隊を指揮することができるものとする。

(報告)

第9条 応援隊の長は、現場到着、引揚げ及び応援活動の状況を被災地の現場最高指揮者又は現場指揮本部に報告するものとする。

(経費の負担)

第10条 応援隊の応援に要する経費の負担は、法令その他別段の定めがあるものを除くほか、次のとおりとする。

- (1) 応援に要した人件費（応援隊員の手当、旅費、日当、宿泊費等）、車両及び資機材の燃料、機械器具の破損修理、被服の補修等の経費は、応援側の長の負担とする。ただし、資機材等（消火薬剤を含む。）で、受援側の要請により調達又は立て替えたもののほか、応援活動中の食料、燃料補給等の経費は、受援側の長の負担とする。
- (2) 応援隊員の公務災害補償費及び事故により生じた経費は、応援側の長の負担とする。ただし、被災地において行った救急治療費は、受援側の長の負担とする。
- (3) 応援隊員が、応援活動中に第三者又は土地・建物等に損害を与えた場合においては、受援側の長が、その賠償の責に任ずる。ただし、被災地への出動又は帰路途上において発生したものについては、この限りでない。
- (4) 応援隊員の重大な過失により発生した事故に要する損害は、応援側の長の負担とする。
- (5) 前各号に定めるもののほか、応援に要する経費の負担については、その都度当事者間において協議の上、負担区分を決定するものとする。

(情報等の交換)

第11条 市町等は、この協定の効率的な運用を図るため、毎年4月1日現在の消防力に関する必要な情報等を別に定める様式に取りまとめ、同月20日までに他の市長等と相互に交換するも

のとする。

(改廃)

第12条 この協定を改正し、又は廃止する場合は、協定者が協議の上、行うものとする。

(運用)

第13条 この協定に定めるもののほか、応援隊の消防力等必要な事項については、愛媛県消防長会において協議の上、決定する。

附則

- 1 この協定は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 平成18年3月1日付けで締結した愛媛県消防広域相互応援協定書は、令和2年3月31日をもって廃止する。
- 3 この協定の締結を証するため、本書25通を作成し、愛媛県知事、市町等の長が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年 月 日

愛媛県

愛媛県知事

松山市

松山市長

今治市

今治市長

宇和島市

宇和島市長

八幡浜市

八幡浜市長

新居浜市

新居浜市長

西条市

西条市長

大洲市

大洲市長

伊予市

伊予市長

四国中央市

四国中央市長

西予市

西予市長

東温市

東温市長
上島町
上島町長
久万高原町
久万高原町長
松前町
松前町長
砥部町
砥部町長
内子町
内子町長
伊方町
伊方町長
松野町
松野町長
鬼北町
鬼北町長
愛南町
愛南町長
宇和島地区広域事務組合
組合長
八幡浜地区施設事務組合
組合長
大洲地区広域消防事務組合
組合長
伊予消防等事務組合
組合長

愛媛県消防広域相互応援計画

第1章 総則

1 目的

この計画は、愛媛県内の市町において地震、水火災等による大規模な災害又は特殊な災害が発生した場合の愛媛県消防広域相互応援協定に基づく応援について必要な事項を定めるものとする。

2 用語の定義

この計画において、使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 災害発生市町長等

大規模災害又は特殊災害が発生した県内市町長（消防の一部事務組合長を含む。）をいう。

(2) 災害発生地消防本部

災害発生地を管轄する消防本部（局）をいう。

(3) 代表消防機関

松山市消防局をいう。ただし、松山市が被災等により、県内の消防機関の連絡調整を行うことができない場合は、代表消防機関代行がその任にあたる。

(4) 代表消防機関代行

新居浜市消防本部及び宇和島地区広域事務組合消防本部をいう。

(5) ブロック幹事

県内の消防機関を東・中・南予の各ブロックに分け、それぞれのブロックに幹事を置く。なお、各ブロックの構成消防機関及び幹事は、次のとおりとする。

○東予ブロック ・四国中央市消防本部

・新居浜市消防本部

・西条市消防本部

・今治市消防本部（幹事）

・上島町消防本部

○中予ブロック ・松山市消防局

・伊予消防等事務組合消防本部（幹事）

・久万高原町消防本部

・東温市消防本部

○南予ブロック ・大洲地区広域消防事務組合消防本部

・八幡浜地区施設事務組合消防本部

・西予市消防本部

・宇和島地区広域事務組合消防本部（幹事）

・愛南町消防本部

第2章 県内応援実施体制の確立

1 応援の要請

(1) 災害発生市町からの応援要請連絡

災害発生市町長等は、大規模な災害等に際し、愛媛県消防広域相互応援を受ける必要がある

と判断したときは、別記様式1-1により速やかに知事に連絡するものとする。

ただし、知事に連絡をとることができない場合は、別記様式1-2により代表消防機関又は、ブロック内幹事に連絡するものとする。

(2) 応援部隊が出動するまでに必要な情報

災害発生市町長等は、別記様式2により、知事等に対する第1報要請時に必要な情報を連絡後、引き続き必要な情報を速やかに連絡するものとする。

(3) 情報の共有化

知事は、災害発生市町長等からの応援要請連絡を受けた場合には、代表消防機関、代表消防機関代行及び各ブロック幹事に連絡するものとする。

また、代表消防機関が災害発生市町長等からの応援要請連絡を受けた場合には、知事、代表消防機関代行及び各ブロック幹事に連絡するものとし、ブロック内幹事が災害発生市町長等からの応援要請連絡を受けた場合には、知事、代表消防機関、代表消防機関代行及び他のブロック幹事に連絡するものとする。

2 応援の実施

(1) 愛媛県消防広域応援調整本部運営員

大規模災害が発生した場合の初動時における情報収集体制の強化及び県と代表消防機関との情報の共有化を図るため、愛媛県消防広域応援調整本部運営員（以下「県運営員」という。）及び代表消防機関消防広域応援調整本部運営員（以下「代表消防機関運営員」という。）を置くこととし、災害発生市町長等からの応援要請連絡を受けた場合には、県内応援の実施、緊急消防援助隊の出動の要否等について協議するものとし、運営員が必要と認めた場合には、代表消防機関代行及びブロック幹事の意見を聴くことができる。

運営員には、愛媛県県民環境部防災局消防防災安全課長及び松山市消防局警防課長をもって充てる。

なお、運営員に変更があった場合は、相互に通知する。

(2) 愛媛県消防広域応援調整本部の設置

県運営員は、愛媛県消防広域相互応援協定に基づく応援部隊（以下「県内応援部隊」という。）の出動が決定された場合には、愛媛県消防広域応援調整本部（以下「調整本部」という。）を設置し、関係災害対策本部、県内応援部隊を派遣した消防機関等との連絡調整等を行うものとする。

なお、調整本部は、県運営員及び代表消防機関運営員をもって組織することとし、県運営員を本部長とする。

また、本部長は、必要に応じ、災害発生市町、代表消防機関代行及びブロック幹事に、調整本部への参加を求めることができる。

(3) 調整本部の運営

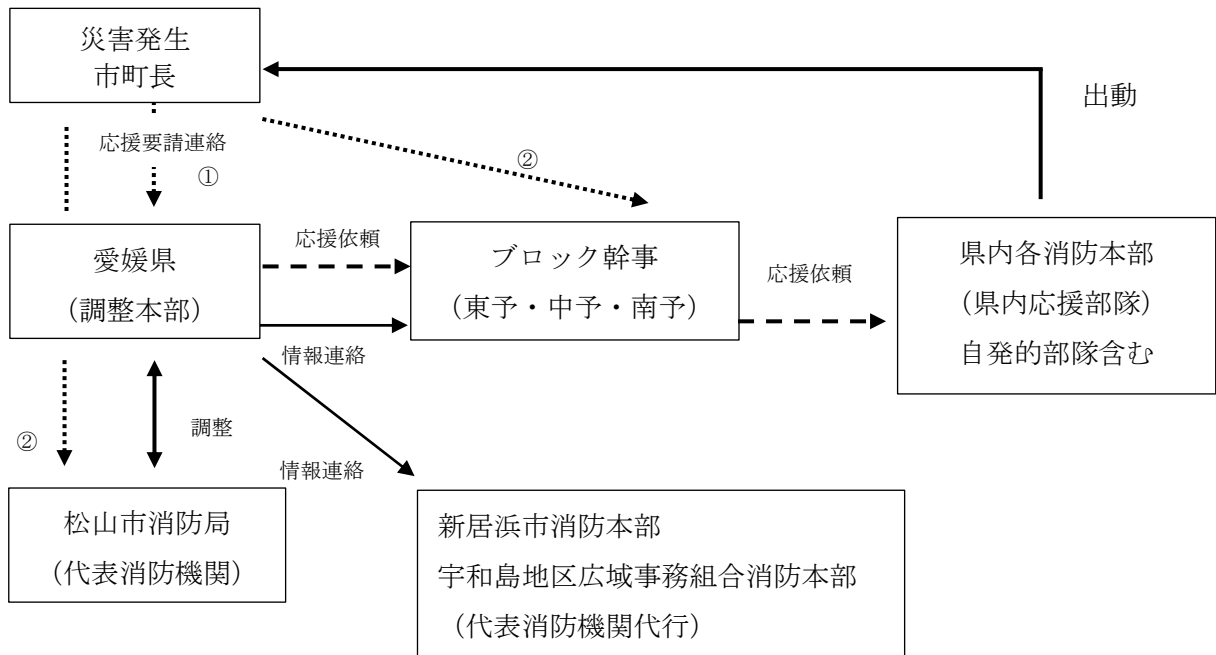
調整本部の運営等については、愛媛県緊急消防援助隊受援計画「消防応援活動調整本部」の規定を準用する。

なお、緊急消防援助隊の出動が決定され、消防応援活動調整本部が設置された場合には、当該消防広域応援調整本部がその機能を果たすことができる。

3 県内応援部隊の編成

- (1) 県内応援部隊は、各消防機関が応援可能な部隊により編成するものとし、災害発生市町長等の要請に基づき調整本部が調整し、ブロック幹事を通じ各消防本部に応援依頼を連絡する。
 なお、各消防本部は、業務に重大な支障がない限り応援依頼連絡を受けた部隊を直ちに出勤させなければならない。
- (2) 災害発生地が各ブロック境界付近の場合は、ブロックにとらわれることなく応援を実施するものとする。

応援部隊への情報連絡図



- 応援要請ルート ①
- 応援依頼ルート - - - - -
- 情報連絡ルート _____
- 調整・出動ルート _____

4 集結場所

- (1) 災害発生地消防本部は、応援依頼を受けた県内応援部隊の集結場所（航空部隊、水上部隊を除く。）として、地理的条件がよく、大部隊が集結できる場所（避難場所とは異なる場所）を確保し、速やかに調整本部へ連絡する。
- (2) 自発的に応援を決定した部隊については、現地に集結する。
- (3) 災害発生地消防本部は、誘導員を県内応援部隊の道案内のため、適宜配置する。
- (4) 県内応援部隊のうち、集結場所への参集の際、地理的な理由等から、直接、災害現場に出勤する部隊や交通渋滞等の理由で集合時間に遅れる部隊については、その旨を調整本部に報告し指示を受ける。

5 指揮体制

(1) 指揮本部の設置

- ① 災害発生地消防本部は県内応援部隊を円滑に運用し、消防活動を有効に行うため、管轄内に指揮本部を設置するものとする。
- ② 指揮本部には、指揮連絡班・連絡調整班・情報収集班・広報班・補給班等を配置するものとし、指揮本部要員については応援部隊からの受入れも考慮しておくものとする。

(2) 指揮系統

- ① 指揮本部長は、災害発生地消防本部の長とする。
- ② 県内応援部隊の指揮は、指揮本部長が県内応援部隊の指揮者に行う。
- ③ 県内応援部隊内の指揮は、指揮本部長の指揮内容に基づき県内応援部隊の指揮者が行う。

(3) 県内応援部隊の運用

- ① 県内応援部隊の運用は、応援側消防機関単位で運用する。
- ② 指揮本部長は、県内応援部隊の増強、交代等に備え、予備隊の確保に努める。

6 情報連絡体制

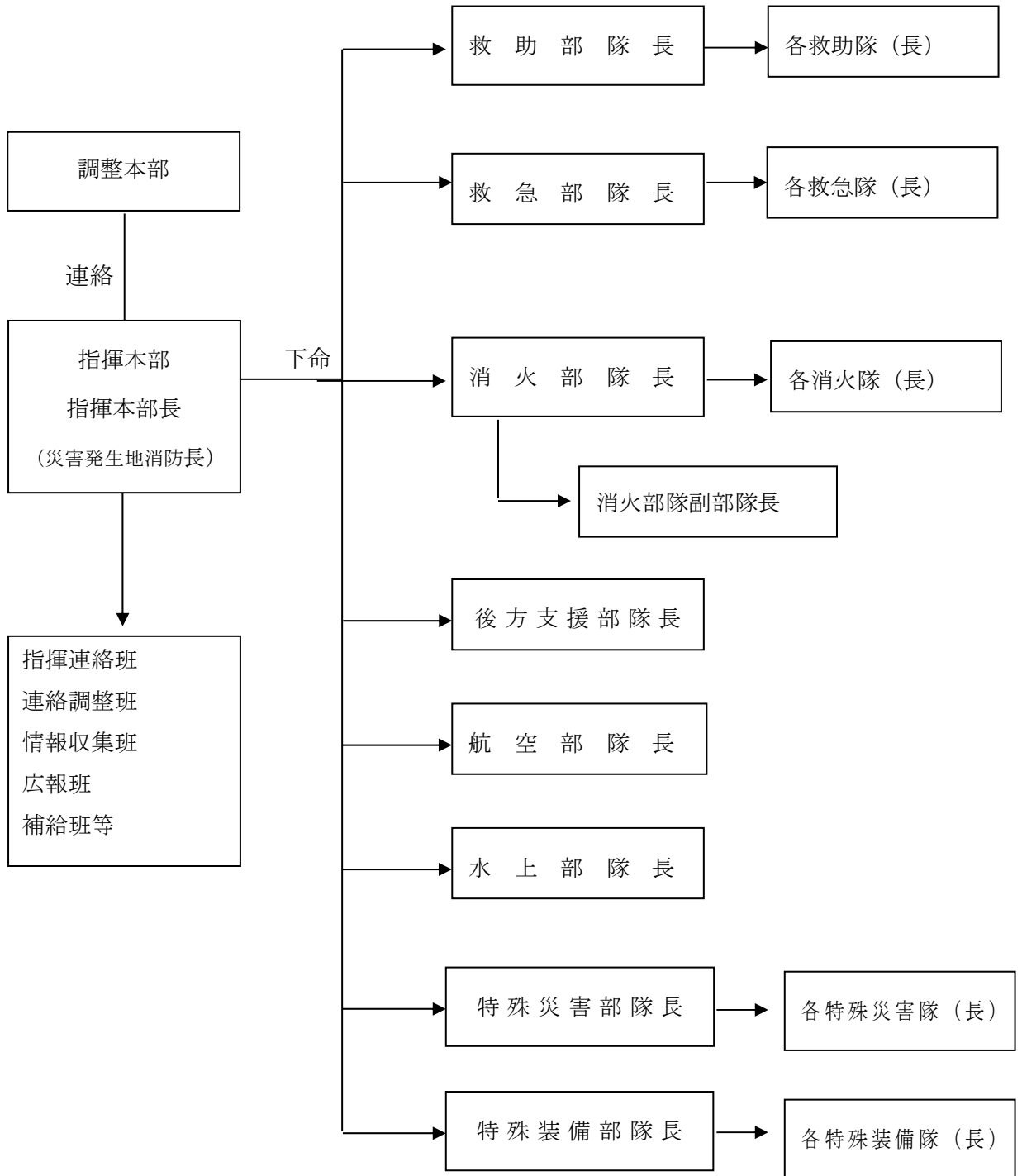
愛媛県内の情報連絡体制は、次のとおりとする。

- (1) 情報連絡の手段は、原則として電話又はファクシミリ（有線又は衛星回線）によるものとするが、これらが途絶している場合には、主運用波、地域衛星通信ネットワーク等により対応するものとする。

- (2) 情報連絡内容は次のとおりとする。

- ① 災害の発生日時
- ② 災害の発生場所
- ③ 災害の種別（地震、風水害、林野火災、コンビナート火災、航空機災害等）
- ④ 災害の状況
- ⑤ 応援要請の状況（他の協定による消防機関の応援等）
- ⑥ 被害の状況（人的、物的）
- ⑦ その他必要な事項

指揮系統



7 無線運用体制

県内応援部隊活動時の無線運用を円滑に行うため、県内における無線種別及び無線運用体制については次のとおりとする。

- (1) 統制波は、緊急消防援助隊の出動に備え、基本的に使用しない。
- (2) 県内応援部隊と調整本部、災害発生地消防本部及びブロック幹事との通信は、主運用波を使用し、統制は県内応援部隊が行う。

- (3) 県内応援部隊内の通信は、各消防本部保有の無線機等により、各部隊内で同一の周波数が確保できるよう努めることとする。
- (4) 災害発生地消防本部内の通信は、災害発生地消防本部の活動波を使用する。
- (5) 災害現場の状況により、上記によりがたい無線の運用を行う必要がある場合は、調整本部において調整するものとする。

8 資機材に関する事項

応援可能資機材は、緊急消防援助隊愛媛県隊応援等実施計画の規定のとおりである。

9 応援活動の報告

愛媛県消防広域相互応援協定第7条第2項の規定による報告は、別記様式3により行うものとする。

第3章 受援体制の確立

1 情報収集体制

ブロック幹事は、災害発生地消防本部に情報収集の余裕がないと判断した場合は、自ら職員を派遣し、あるいは、ブロック内の他の消防本部に職員派遣を要請するなどして情報収集にあたり、別記様式2により調整本部に報告するものとする。

2 消防本部単位の受援体制

- (1) 各消防本部は、この計画に基づき、県内応援部隊の応援を受ける場合に必要な次の事項について、市町防災担当部局と協議の上、受援に必要な情報等の収集整理を行うものとする。

(消防本部単位の確立すべき内容)

- ① 応援要請手続き
- ② 現地指揮本部の指揮者、要員及び設置場所
- ③ 消防本部と市町との連絡体制
- ④ 調整本部との連絡体制
- ⑤ その他受援に必要な事項

(受援に必要な情報等)

- ① 消防水利の情報
 - ア 水利種類（消火栓、防火水槽、プール、河川等）
 - イ 水利の所在地
 - ウ 管口径、貯水容量
 - エ 水利地図（広域地図・住宅地図）
- ② 医療機関の一覧表及び地図
- ③ 野営場所の一覧表及び地図
- ④ 燃料、食料、建設機械等の調達先の一覧表及び地図
- ⑤ その他受援に必要な事項

- (2) 県内応援部隊の出動決定の連絡を受けた災害発生地消防本部は、この計画に基づき直ちに受援体制を整える。

3 応援等サポート本部の設置

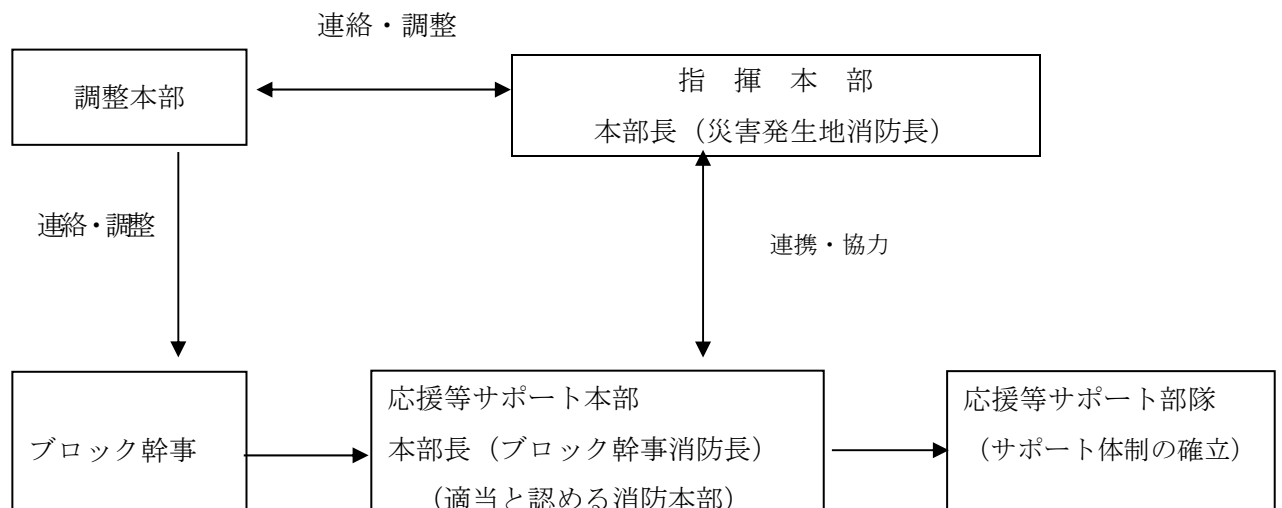
- (1) 県内応援部隊の出動決定の連絡を受けた災害発生地のブロック幹事は、被災状況等から判断し最も適当と認める消防本部内に、応援等サポート本部を設置するとともに、ブロック内消防本部からの派遣職員による応援等サポート部隊を編成する。

応援等サポート本部の本部長は、ブロック幹事消防長とし、指揮本部と連携・協力しながら県内応援部隊の活動のサポート体制を確立する。

(応援等サポート本部の任務)

- ① 集結場所への誘導及び集結場所の現地整理
 - ② 集結場所から活動場所への通路の確保及び誘導
 - ③ 緊急通路、消防水利等に関する情報の提供
 - ④ 燃料、食料、建設機械等に係る調達先の確保及び手配
 - ⑤ 野営場所の設置、運営
 - ⑥ 後方支援部隊のサポート
- (2) ブロック幹事が、管内災害対応等のため応援等サポート本部を設置することができないときは、調整本部において設置する消防本部を決定する。
- (3) ブロック幹事は、応援等サポート本部の設置・運営等について計画を策定するとともに、ブロック内消防本部の受援に関する計画及び情報等を整理保管し、県内応援部隊に速やかに提供できる体制を構築しておくものとする。

応援等サポート体制



4 補給体制

各消防本部は、災害活動が長期に及ぶ場合に備えて、次により県内応援部隊に対する食料、燃料等補給物資の円滑な補給体制を市町等と協議し、確立しておくものとする。

- (1) 指揮本部長は、消防活動が長期に及ぶと判断した場合、補給班に補給隊の編成を命じ、補給物資の調達、支給を行わせる。
- (2) 補給隊は、災害発生地消防本部の職員で編成する。
- (3) 緊急性のある補給物資から優先的に支給する。
- (4) 消防活動が長期化した場合に備えて、県内応援部隊の宿泊施設として、学校、体育館等多数の人員を収容することができる施設の確保を図るものとする。

5 愛媛県職員の派遣

調整本部は、必要と認めた場合には、下記の事項に対処させるため、進出拠点あるいは現地指揮本部に、県職員を派遣する。

- (1) 調整本部との連絡調整
- (2) 消防庁との連絡調整
- (3) 関係災害対策本部との連絡調整
- (4) その他必要な事項

6 緊急交通路の確保

調整本部は、愛媛県警察本部から緊急交通路に関する情報を入手し、県内応援部隊が通行する路線を決定のうえ、県内応援部隊、災害発生地消防本部、応援等サポート本部に連絡するとともに、愛媛県警察本部に対し、必要な交通規制等を依頼する。

第4章 その他

- 1 この計画に定めのない事項については、調整本部において協議の上、決定する。

附 則

- 1 この計画は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 平成7年10月1日付けで策定した「愛媛県消防広域応援実施計画」（旧計画）は、平成18年3月31日をもって廃止する。

附 則

- 1 この計画は、平成21年3月31日から施行する。

附 則

- 1 この計画は、令和2年4月1日から施行する。

愛媛県消防広域応援要請連絡表

第

年 月

(あて先)
愛 媛 県 知 事

○ ○ 市 町 長

愛媛県消防広域応援要請連絡について

次のとおり応援要請連絡を行います。

災害発生日時	年 月 日 時 分				
災害発生場所					
災害の種別・状況					
人的・物的 被害の状況					
応援要請日時	年 月 日 時 分				
必要応援部隊 (応援の必要がある 部隊名に○をし、 希望する部隊数を 記入する)	部 隊 種 別				
	消 火 部 隊	特 殊	毒 劇 物 等 対 応 隊		
	救 助 部 隊	災 害	N 災 害 対 応 隊		
	救 急 部 隊		B 災 害 対 応 隊		
	航 空 部 隊		C 災 害 対 応 隊		
	水 上 部 隊	部 隊	大規模危険物火災等対応		
	特 に 指 定 な し		密閉空間火災等対応		
	特 殊 装 備 部 隊	遠 距 離 大 量 送 水 隊			
		そ の 他 の 部 隊			
その他の情報 (必要資機材、装備等)					
連絡責任者	区 分	担 当 課	職	氏 名	電 話 ・ F A X 番 号
	市				TEL - - FAX - -

愛媛県消防広域応援要請連絡表

第
年 月

(あて先) 松山市消防局長

(あて先) ブロック幹事消防長

○ ○ 市 町 長

愛媛県消防広域応援要請連絡について

次のとおり応援要請連絡を行います。

災害発生日時	年 月 日 時 分				
災害発生場所					
災害の種別・状況					
人的・物的 被害の状況					
応援要請日時	年 月 日 時 分				
必要応援部隊 (応援の必要がある部隊名に○をし、希望する部隊数を記入する)	部 隊 種 別				
	消 火 部 隊	特殊	毒 劇 物 等 対 応 隊		
	救 助 部 隊	災害	N災害対応隊		
	救 急 部 隊		B災害対応隊		
	航 空 部 隊		C災害対応隊		
	水 上 部 隊	部隊	大規模危険物火災等対応隊		
	特に指定なし	特殊 装備 部隊	密閉空間火災等対応隊		
	遠距離大量送水隊				
	その他の部隊				
その他の情報 (必要資機材、装備等)					
連絡責任者	区 分	担 当 課	職	氏 名	電 話 ・ FAX 番 号
	市町				TEL - - FAX - -

代表消防本部
ブロック幹事消防本部 御中
愛媛県消防主管課

第 報 (消防本部)

災 害 状 況 報 告 書

(記入欄が不足する場合等は、別紙で記入すること。様式は任意でよい)

報告日時	年 月 日 時 分	
重大な被害が 発生している 地 域	地 区 の 説 明 (住所又は国道〇〇号沿い、〇〇駅周辺 等)	被 害 の 状 況 (該当する被害に○印を入れること。)
		建物倒壊多数 市街地火災 林野火災 地滑り 洪水 津波 毒劇物災害 その他 ()
		建物倒壊多数 市街地火災 林野火災 地滑り 洪水 津波 毒劇物災害 その他 ()
		建物倒壊多数 市街地火災 林野火災 地滑り 洪水 津波 毒劇物災害 その他 ()
		建物倒壊多数 市街地火災 林野火災 地滑り 洪水 津波 毒劇物災害 その他 ()
市域全体の 建物被害状況 (該当するものに○印)	鉄筋建造物の倒壊 (極めて多数・多数・何件か確認できる・少数・未確認) 一般家屋の倒壊 (極めて多数・多数・何件か確認できる・少数・未確認) 今後の被害予測 (拡大する見込み・拡大の見込みは少ない・不明)	
火災の発生 状 況 (該当するものに○印)	火災状況 (市街地大規模火災・同時多発火災・規模不明・未発生・未確認) 焼損面積 (概算) _____ 今後の被害予測 (拡大する見込み・拡大の見込みは少ない・不明)	
人 的 被 害 (該当するものに○印)	死傷者予測 (5万人以上・1万人以上・5千人以上・千人以上・不明) 現時点での死傷者数 死者 _____ 負傷者 _____ 今後の被害予測 (拡大する見込み・拡大の見込みは少ない・不明)	
現 在 の 対 応 状 況		
そ の 他 (どのようなことでもよいので災害に関する情報を記入すること)		

様

印

愛媛県消防広域応援活動報告書について

次のとおり報告します。

記

災害の種別			
災害の発生日時	年	月	日 時 分
災害の発生場所			
要 請 者 名			
応援要請受信日時	年	月	日 時 分
応援隊の出動種別			
応援隊の出発日時	年	月	日 時 分
応援隊の到着(予定)日時	年	月	日 時 分
応援隊の出動場所			
応援隊の長(職・氏名)			
応援隊の人員、車両及び 資機材の種別・数量	応援隊数、隊員名		
	車両の種別台数		
	資機材の種別数量		
	活動開始時刻	引揚げ時刻	
	時 分	時 分	
	帰署時刻	走行距離	
	時 分	k m	
応援隊の活動状況			
そ の 他 必 要 な 事 項			

15-6 愛媛県消防防災ヘリコプターの支援に関する協定 [愛媛県・県内市町・消防事務組合]

愛媛県消防防災ヘリコプターの支援に関する協定

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法(昭和22年法律第226号)第18条の3第2号の規定に基づき、愛媛県がその区域内の市町(消防の一部事務組合を含む。以下同じ。)の要請に応じ、愛媛県が所有する消防防災ヘリコプター(以下「航空機」という。)を用いて当該市町の消防を支援(以下「支援」という。)する場合に必要な事項を定めることを目的とする。

(支援の範囲)

第2条 愛媛県知事(以下「知事」という。)が行う支援の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 災害応急対策活動
- (2) 救急活動
- (3) 救助活動
- (4) 火災防御活動
- (5) 広域予防対策活動
- (6) 災害予防対策活動
- (7) 消防防災訓練活動

(支援の要請)

第3条 支援を必要とする市町長(市町長の委任を受けた消防長を含む。以下同じ。)は、愛媛県防災航空事務所に対し、電話等により、次の事項を明らかにして要請を行うものとする。

- (1) 災害等の発生日時、場所
- (2) 活動種別、状況
- (3) 発生現場の気象状況
- (4) 航空機が離着陸できる場所の所在地及び地上支援体制
- (5) 現場最高指揮者の職氏名及び連絡手段
- (6) 支援に要する資機材の種別・数量
- (7) その他必要な事項

(支援の実施)

第4条 知事は、市町長の要請に基づき、航空機が活動可能な場合で、航空機の特性を十分に活用することができ、かつ、航空機を活用する必要があると認められる場合には、消防防災航空隊を派遣する。

2 市町長の要請に応じることができない場合は、知事は、その旨を速やかに要請し町長に連絡するものとする。

(支援の始期及び終期並びに消防防災航空隊員の指揮)

第5条 支援は、市町長の要請により、航空機が定置場を出発したときに始まり、定置場に帰着したときに終わるものとする。ただし、航空機が定置場以外の場所にある場合に、市町長の要請により活動目的を変更すべき命令があったときは、その時から支援が始まり、支援活動中に愛媛県の業務に復帰する命令があったときは、そのときをもって支援が終わるものとする。

2 前条第1項の規定により支援する場合において、被災地における消防防災航空隊員の指揮は、要請市町長の定める現場最高指揮者が行うものとする。

この場合において、航空機に搭乗している消防防災航空隊長(消防防災航空隊長が航空機に搭乗していないときにあつては、当該航空機に搭乗する消防防災航空隊の副隊長又は隊員のうちから選任された者)が、航空機の活動に重大な支障があると認めるときは、その旨現場最奥指揮者に通告するものとする。

(経費負担)

第6条 この協定に基づく航空機の運航経費は、愛媛県が負担するものとする。

(市町の職員派遣)

第7条 消防防災航空隊を編成するため、市町は、別に定める職員派遣計画に基づき、市町の消防職員を県に派遣するものとする。

2 派遣職員にかかる人件費(航空手当、休日給及び超過勤務手当を除く。)については、別に定める職員派遣に関する協定書に基づき、派遣元の市町が負担するものとする。

(活動補助要員の確保等)

第8条 知事に支援要請を行った市町長は、消防防災航空隊と緊密な連携をとるとともに、次の事項を処理するものとする。

- (1) 離着陸場所の確保及び安全対策
- (2) 傷病者等の搬送先の離着陸場所及び病院への搬送手段の確保
- (3) 空中消火用資機材、空中消火基地の確保
- (4) その他航空機の活動に必要な事項

2 航空機の活動が長時間にわたり、また、長期間にわたることが予想される場合には、消防防災航空隊員の疲労を軽減するため、知事は、支援要請を行った市町長に対し、活動補助要員の確保を要請することができる。

3 知事から要請を受けた市町長は、愛媛県消防広域相互応援協定(以下「応援協定」という。)に基づき、他の市町長に対し、消防防災航空隊員の経験を有する職員等の派遣を要請することができる。

4 派遣要請を受けた市町長は、業務に特段の支障がない限り、職員を派遣しなければならない。

5 前項の派遣に要する経費の負担については、応援協定の定めるところによる。

(協定市町の変更に伴う取扱い)

第9条 市町の合併、消防体制の変更等により協定市町に変更が生じた場合においても、特段の申し出がない限り、変更後の市町がこの協定を継承するものとする。

(協定の改廃及び疑義)

第10条 この協定の改廃、あるいは協定に関する疑義については、その都度、愛媛県及び市町が協議のうえ決定するものとする。

附 則

1 この協定は、平成18年4月1日から施行する。

2 平成8年10月1日付けで締結した「愛媛県消防防災ヘリコプター応援協定」は、平成18

年3月31日をもって廃止する。

- 3 この協定の締結を証するため、本書25通を作成し、知事及び市町長が記名押印のうえ、各自その1通を保持する。

平成18年3月1日

愛媛県

愛媛県知事

松山市

松山市長

今治市

今治市長

宇和島市

宇和島市長

八幡浜市

八幡浜市長

新居浜市

新居浜市長

西条市

西条市長

大洲市

大洲市長

伊予市

伊予市長

四国中央市

四国中央市長

西予市

西予市長

東温市

東温市長

上島町

上島町長

久万高原町

久万高原町長

松前町

松前町長

砥部町

砥部町長

内子町

内子町長

伊方町

伊方町長職務執行者 助役

松前町

松前町長

鬼北町

鬼北町長

愛南町

愛南町長

宇和島地区広域事務組合

組合長

八幡浜地区施設事務組合
組合長

大洲地区広域消防事務組合
組合長

伊予消防等事務組合
組合長

15-7 大洲市、西予市、内子町広域消防相互応援協定〔関係市町・消防事務組合〕

大洲市、西予市、内子町広域消防相互応援協定書

(目的)

第1条 この協定は、大規模災害および産業災害等の予防、鎮圧に万全を期し、あわせて民心の安定を図るため、市町(消防事務組合を含む。以下同じ。)相互の協力体制を確立し、不測の事態に対処することを目的とする。

(区域および対象)

第2条 この協定の実施区域は、大洲市、西予市および内子町とする。

(災害の範囲)

第3条 この協定において、災害とは、大規模又は特殊火災および突発的災害で応援活動を必要とするものをいう。

(応援の種別)

第4条 この協定による応援は、次に掲げるとおりとする。

(1) 普通応援 協定市長に接する地域および当該地域および当該地域周辺部で災害が発生した場合には、発生地 of 消防管理者(以下「市町長」という。)の要請をまたずに出動する応援

(2) 特別応援 協定市長の区域内に災害が発生した場合に、発生地 of 市町長の要請に基づき出動する応援

(応援要請の方法)

第5条 応援の要請は、災害発生地市町長から電話その他の方法により、次の事項を明確にして応援市町長に対し行うものとする。

(1) 災害の種別

(2) 災害発生の場所

(3) 所要人員および機械器具、消火薬剤等の種別員数

(4) 応援隊受領(誘導員配置)場所

(5) その他必要事項

2 普通応援で出動した場合、応援側は直ちに受援側に連絡するものとする。

(応援隊の派遣)

第6条 前条の規定により応援要請を受けた市町長は、管轄区域内の警備に支障のない範囲において応援隊を派遣するものとする。

2 応援市町長は、応援隊を派遣したときは、出発時刻、出動人員、機械器具、消火薬剤等の員数、到着予定時刻を受援市町長に通報し、派遣しがたいときは、その旨を遅滞なく受援市町長に通報するものとする。

(応援隊の誘導)

第7条 受援市町の消防長および消防団長は、受領場所に誘導員を待機させ応援隊の誘導に努めるものとする。

(応援隊の指揮)

第8条 応援隊の指揮は、消防組織法第24条の4に基づき、受援市町の消防長又は消防団長が応

援隊の長にこれを行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、直接応援隊の隊員に対して行うことができる。

(費用の負担)

第9条 応援に要した費用については、次の区分により負担するものとする。

- (1) 機械器具の小破損の修理、燃料、消防職(団)員の手当等に関する費用は、応援側の負担とする。
- (2) 機械器具の大破損の修理および応援隊員の死傷による災害補償等重要事項については、当事者間において協議のうえ決定する。
- (3) 前各号以外の経費については、原則として受援市町の負担とする。

(改廃)

第10条 この協定の改廃は、協定者協議のうえ行うものとする。

(委任)

第11条 この協定に定めるもののほか、必要な事項は、関係市町の消防長および消防団長が協議のうえ定める。

附 則

- 1 この協定は、平成17年11月1日から施行する。
この協定の締結を証するため、本書4通を作成し、市町の長が記名押印のうえ、各自1通の保管するものとする。
- 2 「大洲市喜多東宇和郡広域消防相互応援協定書」(昭和58年7月1日締結)は廃止する。

平成17年11月1日

大洲市長

西予市長

内子町長

大洲地区消防等事務組合長

15-8 大洲・西予市・八幡浜地区消防相互応援協定〔関係市町・消防事務組合〕

大洲・西予市・八幡浜地区消防相互応援協定書

(目的)

第1条 この協定は、火災その他の災害に際し、消防相互応援により、大洲地区広域消防事務組合、西予市、八幡浜地区施設事務組合(以下「関係組合等」という。)、大洲市、八幡浜市、西予市(以下「関係市」という。)の消防力を最も有効に活用し、被災地における人的、物的被害を最小限に防止し、もって地域住民の安寧秩序に万全を期することを目的とする。

(応援部隊)

第2条 この協定により、出動する消防隊は関係組合等に属する消防署、支署、分署及び関係市の消防団とする。

(応援の種別)

第3条 消防相互応援は、普通応援と特別応援の2種とする。

(1) 普通応援とは、被災地側の要請によらないで消防隊を出動させ応援するものをいう。

(2) 特別応援とは、関係市に火災又はその他の災害が発生し、被災地の消防力では第1条の目的を完遂することができず、消防力の応援を特に必要とするときに、被災地の組合長又は関係市長等の要請に基づき出動し、応援するものをいう。

(応援部隊の派遣)

第4条 普通応援の場合の消防隊の数は、関係組合及び関係市等の警防計画に樹立された応援出動消防隊の数とする。

2 特別応援の場合の消防隊の数は、火災又はその他の災害の状況により、被災地の組合長又は関係市長等が要請した消防隊の数に基づき、非被災地の組合長又は関係市長等が判断し決定する。ただし、状況により応援の消防隊を減じ又は派遣しないことができる。

(要請と報告)

第5条 特別応援の要請は、被災地の組合長又は関係市長等が消防本部間の通信により、次の事項を明らかにし要請するものとする。

- (1) 災害の状況
- (2) 必要とする人員、車両、機械器具等の数
- (3) 災害場所及び応援消防隊の集合場所
- (4) その他必要な事項

2 特別応援の要請を受けた非被災地の組合長又は関係市長等が、応援消防隊を派遣するときは、消防本部間の通信により被災地の組合長又は関係市長等に対し、応援消防隊の数、出動時期等を通報するものとする。

また、応援消防隊の派遣がでないときは、その理由を速やかに通知するものとする。

3 応援消防隊の長は、現場(集合場所等)到着時及び引き揚げ時において、人員、機械器具等の異常の有無及び消防活動状況を被災地の組合長及び関係市長等に報告するものとする。

(応援消防隊の指揮)

第6条 応援消防隊は、全て被災地の組合長及び関係市長等の指揮の下に行動するものとする。

(応援に要する経費、損害負担)

第7条 この協定に基づき応援した場合に使用した燃料及びその他の諸経費並びに隊員の事故(出発地から帰署までの交通事故を含む)の補償及び機械器具の破損の修繕等は、次の各号によるものとする。

- (1) 燃料及びその他の諸経費並びに機械器具等の小破損の修繕費は応援側の負担とする。ただし、特別の事情があるときは関係者が協議して負担方法を定めるものとする。
- (2) 災害現場において使用した消防対象物並びに土地に対する補償は、受援者側の負担とする。
- (3) 長時間にわたる応援により、食糧及び燃料補給の必要を生じたときは、その経費は受援者側の負担とする。
- (4) 前各号に定めるもののほか隊員の事故に係る災害補償並びに機械器具等の大破損による修繕費等の重要な事項については、その都度関係当事者間において協議のうえ決定するものとする。ただし、応援消防隊の重大な過失に基づく場合の補償等は、応援側の負担とする。

(連絡会議)

第8条 協定事務の円滑な推進を図るため、必要に応じ連絡会議を開くものとする。

2 連絡会議は、次の各号について行うものとする。

- (1) 消防相互応援要領の円滑化に関すること。
- (2) 協定書等の実施上の疑義に関すること。
- (3) 消防現勢、消防事象、特殊災害等の資料の交換に関すること。
- (4) 医療機関の情報交換に関すること。
- (5) 消防資機材の開発、改良、改善、研究資料の交換に関すること。
- (6) その他必要な事項

(改廃)

第9条 この協定の改廃は、協定者協議のうえ行うものとする。

(委任)

第10条 この協定に定めるもののほか、必要な事項は県警する消防長及び消防団長が協議のうえ定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この協定は、平成17年12月1日から施行する。

この協定の締結を証するため、本書5通を作成し、関係市等の長が記名押印のうえ、各自1通を保管するものとする。

2 「大洲、東宇和、八幡浜地区消防相互応援協定書」(昭和60年6月1日締結)は廃止する。

平成17年12月1日

大洲地区広域消防事務組合長

八幡浜地区施設事務組合長

大洲市長

八幡浜市長

西予市長

15-9 松山自動車道(大洲北只 I C～西予宇和 I C) 消防広域相互応援協定〔関係市町・消防事務組合〕

松山自動車道(大洲北只 I C～西予宇和 I C) 消防広域相互応援協定書

消防組織法(昭和 22 年法律第 226 号)第 21 条の規定に基づき、大洲市、西予市及び大洲地区広域消防事務組合(以下「協定市等」という。)は、協定市等の行政区域のうち、松山自動車道及びその施設(以下「協定区域」という。)における消防に関する相互応援について、次のとおり協定する。

(目的)

第 1 条 この協定は、協定区域において火災、救急その他災害(以下「災害等」という。)が発生したとき、協定等の消防力を相互に活用して、その被害を最小限度に防止することを目的とする。

(応援)

第 2 条 前条の目的を達成するため、協定市等は出動区域を定め、その属する消防隊、救急隊その他必要な人員(以下「消防隊等」という。)を出動させ、又は資機材を調達して応援を行うものとする。

(出動・応援区域)

第 3 条 協定市等は、協定区域内の災害等について、別表に掲げる出動区域に基づき応援を行うものとする。

(指揮)

第 4 条 協定区域内の災害等における消防隊等の指揮は、現場先着隊の最高指揮者が行うものとする。ただし、これによりがたい場合は、受援地の現場最高指揮者とする。

(特別応援)

第 5 条 協定区域内において大規模災害が発生した場合の対応及び取扱要領は、愛媛県消防広域相互応援協定によるものとする。

(経費の負担)

第 6 条 応援に要する経費の負担は、法令その他に定めがあるものを除き、次のとおりとする。

(1) 応援のため要した経常的経費は、応援を行った協定市等の負担とする。ただし、機器資材等(化学消火薬剤を含む。)で要請により調達し、又は立替えたものについては、現物又はその経費を受援協定市等が負担するものとする。

(2) 応援出動した消防隊等の活動が長時間にわたり、燃料、機器資材の補給又は給食等を必要とする場合は、受援協定市等において現物により、又は経費を負担してこれを行うものとする。

(3) 応援隊員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、応援を行った協定市等の負担とする。ただし、災害地において受けた救急治療の経費は、受援協定市等の負担とする。

(4) 応援隊員が、応援業務を遂行中に第三者に損害を与えた場合においては、受援協定市等

がその賠償責任を負うものとする。ただし、災害地への出動又は帰路途上において発生したものについては、この限りでない。

(5) 前各号以外の経費については、協定市等の間において、その都度協議のうえ負担区分を決定するものとする。

(情報交換等)

第7条 協定市等は、この協定の適正な運用を期するために必要な各種消防情報を相互に交換するものとする。

(応援の実施及び委任)

第8条 この協定による応援は、当該消防機関の長が実施するものとし、この協定実施のために必要な事項は、協定市等の消防機関の長が協議のうえ決定するものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度協定者が協議のうえ決定するものとする。

(効力の発生)

第10条 この協定は、平成17年11月1日から効力を発生するものとする。

この協定を証するため、本書3通を作成し、記名押印のうえ各自1通を保有するものとする。

2 「松山自動車道(大洲北只IC～西予宇和IC)消防相互応援協定書」(平成16年2月24日締結)は廃止する。

平成17年11月1日

大洲市長

西予市長

大洲地区広域消防事務組合長

(別表)

出動 消防機関 応援	出動区域	応援区域	受援消防機関
西予市消防本部 西予市消防団	大洲北只IC から 西予宇和IC	大洲北只ICから西予宇和ICの間 の大洲市の区域	大洲地区広域消防事務組合消防本部 大洲市消防団
大洲地区広域消防事務組合消防本部 大洲市消防団		大洲北只ICから西予宇和ICの間 の西予市の区域	西予市消防本部 西予市消防団

IC：インターチェンジ

※ 『消防本部』は、災害等を覚知した場合、両消防本部は即時出動する。

※ 『消防団』は、受援地消防機関の長からの応援要請により出動する。

15-10 松山自動車道(大洲北只 I C～西予宇和 I C) 消防相互応援協定書に基づく覚書 [大洲地区広域消防事務組合]

松山自動車道(大洲北只 I C～西予宇和 I C) 消防相互応援協定書に基づく覚書

平成 17 年 11 月 1 日付けで、協定市等の中で締結した松山自動車道(大洲北只 I C～西予宇和 I C) 消防相互応援協定(以下「協定」という。)の実施については、次の要領により行うこととし、この覚書を交換する。

- 1 この覚書における用語の意義は、特別の定めがあるもののほか、協定書の用語の例によるものとする。
- 2 協定区域内における災害等の発生を覚知したときは、協定市等の消防本部に即報するとともに、相互にその状況について連絡をとりあうものとする。
- 3 協定書第 2 条に基づき、応援のために出動する消防隊等は、協定市等の各消防本部が別に定める出動計画によるものとする。ただし、災害の規模等により、災害発生地からの要請又は応援消防機関が必要と認めたときは、消防隊等を増加することができるものとする。
- 4 前項の出動計画は、協定市等の消防本部が協議して策定するものとする。なお、変更する場合も同様とする。
- 5 協定区域に消防隊等を出動させたときは、災害等の処理後その概要を第 1 号様式により、相互に協定市等の消防本部の長に報告するものとする。
- 6 協定区域に出動した消防隊等の無線連絡は、相互連絡のため県内共通波を使用するものとする。
- 7 消防業務の事務処理は、災害等の発生地を管轄する消防機関が行うものとする。ただし、救急事故の事務処理は、その救急事故を取り扱った消防機関が行うものとする。
- 8 協定市等の消防本部の長は、あらかじめ管轄直域内の医療機関のうちから協定区域における災害等による傷病者を搬送する救急医療機関を選定しておくものとする。
- 9 前項により、救急医療機関を選定したときは、その所在地、経路、その他救急活動に必要な事項を協定市等の消防本部の長に通報するものとする。なお、変更した場合も同様とする。
- 10 この覚書は、平成 17 年 11 月 1 日から効力を発生するものとする。
この覚書を証するため、本書 2 通を作成し、記名押印のうえ各自 1 通を保有するものとする。
なお、「松山自動車道(大洲北只 I C～西予宇和 I C) 消防相互応援協定書に基づく覚書」(平成 16 年 2 月 24 日締結)は廃止する。

平成 17 年 11 月 1 日

大洲地区広域消防事務組合消防本部

消 防 長

西予市消防本部

消 防 長

第1号様式

消防隊等活動報告書

消防機関名
報告者

災害種別	<input type="checkbox"/> 火災	<input type="checkbox"/> 救急	<input type="checkbox"/> 救助	<input type="checkbox"/> その他	発生場所							
発生日時	平成	年	月	日	時	分	頃	応援要請 受信時間	時	分	要請者	
消防隊等の活動・経過												
隊名 (車両等の種別)	人員 (人)	出動 時分	距離 (km)	到着 時分	活動時分			引揚 時間	帰署 時分	摘要		
		:		:	開始	終了	所要時間	:	:			
		:		:	:	:	:	:	:			
		:		:	:	:	:	:	:			
		:		:	:	:	:	:	:			
		:		:	:	:	:	:	:			
		:		:	:	:	:	:	:			
救急・救助	傷病者	氏名	性別	年令	職業	氏名	性別	年令	職業			
			男・女	才			男・女	才				
	住所											
	傷病程度	<input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> 重傷 <input type="checkbox"/> 中等症 <input type="checkbox"/> 軽傷				<input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> 重傷 <input type="checkbox"/> 中等症 <input type="checkbox"/> 軽傷						
	傷病名											
	応急措置											
	搬送先	名称										
	所在地											
事故種別	<input type="checkbox"/> 火災 <input type="checkbox"/> 自然災害 <input type="checkbox"/> 水難 <input type="checkbox"/> 交通 <input type="checkbox"/> 労働災害 <input type="checkbox"/> 運動競技											
	<input type="checkbox"/> 一般負傷 <input type="checkbox"/> 加害 <input type="checkbox"/> 自損行為 <input type="checkbox"/> 急病 <input type="checkbox"/> その他()											
資機材等	応援側のもの											
	受援側のもの											
消防隊等活動状況												
応援出動起因事故	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	事故摘要										
備考												

15-11 鳥坂隧道内における消防活動覚書〔大洲市消防団・大洲地区広域消防事務組合・西予市消防団〕

鳥坂隧道内における消防活動覚書

第1条 鳥坂隧道内の火災その他の災害に際し、大洲市、西予市、内子町広域消防相互応援協定第11条に基づく協議事項について、次のとおり覚書を交換する。

第2条 鳥坂隧道内で発生した災害については、次の各号により処理するものとする。

(1) 出動消防隊の数は、次のとおりとする。

ア 第1次出動

大洲地区広域消防事務組合	救急隊	1
西予市消防本部	消防隊	1

イ 第2次出動

大洲市	消防隊	1
大洲地区広域消防事務組合	消防隊	1
	救急隊	1
西予市	消防隊	1
西予市消防本部	消防隊	1
	救急隊	1

ウ 特命出動

消防長又は消防団長がそれぞれ支持する隊数

(2) 非常警報装置(モニター)により災害の発生を覚知したときは第1次出動し、大洲地区広域消防事務組合は直ちに西予市消防本部に通報するものとする。

(3) 電話により災害の発生を覚知したとき、または第1次出動隊からの現場速報により事故の種別、規模等が判明したときは、消防長は直ちに関係者に連絡をとり対応措置を講ずるものとする。

第3条 救急出動は原則として要請を受けた機関が出動し、その区域の如何にかかわらず救急業務を行うものとする。

2 多数傷者事故が発生した場合は、前項に定めるものにかかわらず、四者協力して措置を講ずるものとする。

第4条 応援隊の指揮は災害発生地消防長(消防署長)が指揮するものとする。

第5条 この覚書に定めるもののほか、必俚事項は関係者協議のうえ決定するものとする。なお、「鳥坂隧道内における消防活動覚書」(昭和58年7月1日締結)は廃止する。

平成17年11月1日

大洲市消防団長

大洲地区広域消防事務組合消防長

西予市消防団長

西予市消防本部消防長

15-12 白髭隧道内における消防活動覚書〔大洲市消防団・大洲地区広域消防事務組合・西予市消防団〕

白髭隧道内における消防活動覚書

第1条 白髭隧道内の火災その他の災害に際し、大洲市、西予市、内子町広域消防相互応援協定第11条に基づく協議事項について、次のとおり覚書を交換する。

第2条 白髭隧道内で発生した災害については、次の各号により処理するものとする。

(1) 出動消防隊の数は、次のとおりとする。

ア 第1次出動

大洲地区広域消防事務組合	救急隊	1
西予市消防本部	消防隊	1

イ 第2次出動

大洲市	消防隊	1
大洲地区広域消防事務組合	消防隊	1
	救急隊	1
西予市	消防隊	1
西予市消防本部	消防隊	1
	救急隊	1

ウ 特命出動

消防庁又は消防団長がそれぞれ支持する隊数

(2) 非常警報装置(モニター)により、災害の発生を覚知したときは、第1次出動とする。

(3) 電話により災害の発生を覚知したとき、または第1次出動隊からの現場速報により事故の種別、規模等が判明したときは、消防長は直ちに関係者に連絡をとり対応措置を講ずるものとする。

第3条 救急出動は原則として要請を受けた機関が出動し、その区域の如何にかかわらず救急業務を行うものとする。

2 多数傷者事故が発生した場合は、前項に定めるものにかかわらず、四者協力して措置を講ずるものとする。

第4条 応援隊の指揮は災害発生地の消防長(消防署長)が指揮するものとする。

第5条 この覚書に定めるもののほか、必俚事項は関係者協議のうえ決定するものとする。なお、「白髭隧道内における消防活動覚書」(昭和58年7月1日締結)は廃止する。

平成17年11月1日

大洲市消防団長

大洲地区広域消防事務組合消防長

西予市消防団長

西予市消防本部消防長

15-13 四国西南地域消防相互応援協定〔関係市町・消防事務組合〕

四国西南地域消防相互応援協定書

(目的)

第1条 この協定は、火災その他の災害に際し、消防相互の広域応援により、「愛媛県」宇和島地区広域事務組合消防本部、西予市消防本部、愛南町消防本部並びに「高知県」高幡消防組合消防本部、幡多中央消防組合消防本部、幡多西部消防組合消防本部、土佐清水市消防本部（以下「加盟消防本部」という。）が消防力を最も有効に活用し、被災地における人的、物的被害を最小限に防止し、もって地域住民の安寧秩序に万全を期することを目的とする。

(代表消防本部等)

第2条 代表消防本部及び代表消防本部代行は、愛媛県及び高知県にそれぞれ置くものとし、以下のとおり定める。

- (1) 愛媛県代表消防本部は、宇和島地区広域事務組合消防本部、愛媛県代表消防本部代行は、西予市消防本部とする。
 - (2) 高知県代表消防本部は、幡多中央消防組合消防本部、高知県代表消防本部代行は、高幡消防組合消防本部とする。
- 2 愛媛県代表消防本部及び高知県代表消防本部（以下「代表消防本部」という。）は、加盟消防本部の管轄地域内で大規模又は特殊な災害（以下「大規模災害等」という。）が発生した情報を入手したときは、被災地消防本部以外の加盟消防本部へ情報提供する。
- 3 代表消防本部は、必要により被災地消防本部以外の加盟消防本部の出動可能隊数等を取りまとめ、応援についての連絡、調整を行う。
- 4 代表消防本部が被災地の場合は、それぞれの県の代表消防本部代行がその任にあたる。

(情報の共有)

第3条 加盟消防本部は、自己の管轄地域内で大規模災害等が発生した場合は、その旨を代表消防本部へ連絡する。

- 2 応援出動した加盟消防本部は、その旨を代表消防本部へ連絡する。
- 3 いずれかの加盟消防本部の管轄地域内で、大規模災害等が発生していることをなんらかの情報で覚知した加盟消防本部は、その旨を代表消防本部へ連絡する。

(応援隊)

第4条 この協定により出動する消防隊は、加盟消防本部に属する消防署、支署、分署、出張所等とする。

(応援の種別)

第5条 消防相互応援は、普通応援、特別応援及びプッシュ型応援とする。

- (1) 普通応援とは、加盟消防本部の隣接した区域内で発生した火災又はその他の災害を非被災地消防本部がなんらかの情報で覚知したとき、被災地消防本部の要請によらないで応援出動するものをいう。
- (2) 特別応援とは、いずれかの加盟消防本部の管轄地域内に大規模災害等が発生し、被災地消防本部の消防力では第1条の目的を完遂することができず、消防力の応援を特に必要とする場合に被災地消防本部の消防長の要請に基づき応援出動するものをいう。
- (3) プッシュ型応援とは、第3条第3項により情報提供のあった災害に対して、被災地消防本部からの要請がなくても、代表消防本部からの要請に基づき、先行的な調査、情報収集を含めた先遣隊として応援出動するものをいう。

(応援隊の派遣)

第6条 普通応援の消防隊数は、非被災地消防本部の消防長が災害の種別、規模等の状況等を判断し決定する。

- 2 特別応援の消防隊数は、災害の状況により被災地消防本部の消防長が要請した消防隊数等に基づき、非被災地消防本部の消防長が判断し決定する。
ただし、状況により応援隊を減じ、又は派遣しないことができる。
- 3 プッシュ型応援の消防隊数は、代表消防本部の消防長とプッシュ型応援出動する消防本部の消防長が協議の上、決定する。

(要請と報告)

第7条 特別応援の要請は、被災地消防本部の消防長が、電話により速やかに直接、非被災地消防本部の消防長に行うものとする。詳細な災害の状況及び応援等に必要の隊の種別、規模等に関する書面による報告は、これらを把握した段階でファクシミリ等により速やかに行う（別紙様式1）。

- 2 特別応援の要請を受けた非被災地消防本部の消防長は、部隊を派遣できないときは、その理由を速やかに通知する。
- 3 代表消防本部の消防長は、被災地消防本部の消防長が応援要請できない、又は時間を要すると予想される場合、非被災地消防本部の消防長と協議の上、先遣隊を編成してプッシュ型応援を行うものとする。この場合において、他の加盟消防本部に対する出動要請は、ファクシミリ等により速やかに行う（別紙様式1）。
- 4 応援隊を出動させた消防本部の消防長は、被災地消防本部の消防長及び代表消防本部の消防長に対し、ファクシミリ等により速やかに出動報告する（別紙様式2）。
- 5 応援隊の長は、現場到着時及び引き揚げ時においては、人員、消防活動、機械器具の破損状況等を被災地消防本部の消防長に報告する。
- 6 応援隊を派遣した非被災地消防本部の消防長は、活動を終了し帰署後、被災地消

防本部の消防長及び代表消防本部の消防長に対し、速やかに活動報告する（別紙様式3）。

（応援隊の指揮）

第8条 応援隊は、すべて被災地消防本部の消防長の指揮の下に活動する。

（応援隊の再編と撤収）

第9条 各応援隊は、後に県隊が編成され到着したときは、各々の県隊の指揮下に入り活動を継続する。また、活動が収束したときは、被災地消防本部の消防長に報告し撤収する。

（応援に要する経費、損害負担）

第10条 この協定に基づき応援出動した場合の経費及び損害の負担については、次の各号による。

(1) 人件費（応援隊員の手当、旅費、日当、宿泊費等）、燃料費、食料費（朝食、昼食及び夕食）及びその他の諸経費並びに機械器具の小破損による修繕費は、応援側の負担とする。

ただし、特別の事情があるときは、関係者が協議して負担方法を定める。

(2) 災害現場において使用した消防対象物並びに土地に対する補償は、受援側の負担とする。

(3) 長時間にわたる応援により、食料（活動中の水分補給のための飲料水等）及び燃料補給の必要を生じたときは、その経費は受援側の負担とする。

(4) 出発地から災害現場までの交通事故の補償については、応援側の負担とする。

(5) 前各号に定めるもののほか隊員の事故に係る災害補償並びに機械器具の大破損による修繕費等の重要な事項については、その都度関係当事者間において協議の上、決定する。

ただし、応援隊の重大な過失に基づく場合の補償等は、応援側の負担とする。

（受援準備）

第11条 加盟消防本部の消防長は、受援時において支援を効率的に行うため、次の各号を記した一覧表をあらかじめ整備しておく。

- (1) 航空及び地上部隊の進出拠点
- (2) ヘリコプターの離着陸場
- (3) 燃料補給場所
- (4) 防火水槽、プール等水利位置図
- (5) 食料品等の補給可能場所
- (6) 宿営可能場所
- (7) 避難所（一時避難場所、緊急避難場所）
- (8) 医療機関

2 加盟消防本部の消防長は、受援時の貸与を考慮した次の各号の装備及び資器材の計画的な整備維持管理に努める。

- (1) 消火栓スピンドルドライバー
- (2) 管内地図

3 加盟消防本部の消防長は、次の各号の受援体制を整えておく。

- (1) 応援隊の誘導員の派遣
- (2) 応援隊との現場活動に係る調整等
- (3) 宿営場所の管理、運営等
- (4) 食料、燃料等の補給体制

(連絡会議)

第12条 協定事務の円滑な推進を図るため、毎年1回以上、連絡会議を開く。

(協議連絡事項)

第13条 連絡会議は、次の各号について行う。

- (1) 消防相互応援要領の円滑化に関すること。
- (2) 消防現勢、消防事象、特殊災害等の資料の交換に関すること。
- (3) 医療機関の情報交換に関すること。
- (4) 協定書等の実施上の疑義に関すること。
- (5) 消防資機材の開発、改良、改善、研究資料の交換に関すること。
- (6) その他必要な事項

(委任)

第14条 この協定に定めるもののほか、必要な事項は、協議又は覚書により決定する。

(期間)

第15条 この協定の有効期間は、施行の日から令和3年3月31日までの1年とし、期間満了の場合において加盟消防本部に異議のないときは、自動的に更新する。

2 この協定を証するため、協定書7通を作成し記名押印の上、各1通を保管する。

附 則

この協定は、平成17年11月1日から施行する。

附 則

この協定は、令和2年4月1日から施行する。

15-14 西部四国山地消防相互応援協定 [関係市町・消防事務組合]

西部四国山地消防相互応援協定書

(目的)

第1条 この協定書は、消防組織法第21条に規定する消防の相互応援協定について必要な事項を定めるものとする。

(協定町村の範囲)

第2条 この協定は、西部四国山地に所在する町村及び一部事務組合(以下「協定町村等」という。)をもって締結する。

ただし、一部事務組合については、協定町村の範囲内に所在する署所に限定する。

(相互応援)

第3条 協定町村等は、協定町村いずれかの町村の区域内に火災又は災害が発生した場合には、相互に応援するものとする。

(応援の種類)

第4条 応援は特別応援と普通応援とする。

(1) 特別応援とは、特に応援を必要とする場合に受援地町村長又は消防機関の長の要請若しくは命令により応援出動するものをいう。

(2) 普通応援とは、近隣町村が協定町村の区域内の火災を何らかの方法で認知又は覚知した場合に別命なく応援するものをいう。

(応援消防力)

第5条 この協定により応援出動する消防隊(以下「応援隊」という。)は原則として応援隊の属する町村等が有する消防力の三分の一以内を限度とする。

ただし、協定町村長若しくは消防機関の長は火災又は災害の規模等により、特にその町村等の消防体制上支障のない場合は応援しようとする協定町村の火災又は災害の鎮圧に必要な応援隊を出動させることができる。

(出動の方法)

第6条 応援隊の出動は、受援地町村長若しくは消防機関の長から応援の要請があった場合、応援地町村長又は消防機関の長が認定してこれを決定するほか、特に受援地町村長又は消防機関の長の要請がない場合においても応援地町村長又は消防機関の長が応援を必要と認めるときはこれを決定する。

ただし、普通応援の場合で別命なく応援した場合は、受援地町村長又は消防機関の長から応援の要請があったものとみなす。

(応援要請の手続)

第7条 受援地町村長若しくは消防機関の長が応援を要請しようとするときは、次に掲げる事項を明らかにして、とりあえず電話又はその他の方法で要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

ただし、普通応援の場合はこの限りでない。

(1) 被害の状況

- (2) 応援を要する人員
 - (3) 応援場所
 - (4) その他必要な事項
- (応援隊の指揮)

第8条 応援隊の指揮は受援地の現場最高指揮者が応援隊の長に対し行うものとする。

ただし、緊急を要する場合には直接応援隊の隊員に対して行うことができる。

(報告)

第9条 応援隊の長は、現場到着、ひきあげ及び消防活動の状況を現場最高指揮者に報告するものとする。

(費用負担)

第10条 応援に要した費用は次によるものとする。

- (1) 応援に際し、応援隊が重大な事故のため機械器具の破損による修理費若しくは建造物等の施設に対する補修費又は隊員及び一般の死傷による療養扶助等については、双方町村長及び一部事務組合長(以下「当事者」という。)が互譲の精神をもって協議決定するものとする。

なお、療養扶助費等については、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令(昭和31年政令第335号)及び地方公務員災害補償法(昭和42年8月1日法律第121号)を基本として協議するものとする。

- (2) 特に例外的な場合を除き燃料、出動手当、被服の損料等は、すべて応援地町村等の負担とする。

ただし、特殊な消火薬剤を使用した場合は、受援地町村等の負担とする。

- (3) 受援地町村は消防活動の状況に応じ、応援隊員についての給食の考慮を払うものとする。

(必要事項についての協議)

第11条 この協定に規定した事項以外のことについて必要な事項は当事者間において、その都度協議決定するものとする。

(運用の協議)

第12条 この協定による相互応援活動のため、協定町村等は適宜その消防力或いは、消防体制等について情報を交換するとともに応援活動に要する消防力の運用等については、協定町村等において協議するものとする。

(効力の発生)

第13条 この協定は昭和45年9月1日から効力を生ずるものとする。

第14条 この協定を証するため、協定町村長及び一部事務組合長は記名押印のうえ各1通を保有するものとする。

昭和45年9月1日

昭和50年11月27日一部改正

昭和60年11月12日一部改正

城川町長

日吉村長

美川村長

東津野村長

窪川町長

梶原町長

仁淀村長

池川町長

高幡消防組合長

上浮穴郡生活環境事務組合長

高吾北消防本部組合長

野村町長

柳谷村長

面河村長

大正町長

十和村長

大野見村長

吾川村長

葉山村長

東宇和事務組合長

高吾北広域町村事務組合

15-15 消防相互応援協定〔関係市町・消防事務組合・宇和島海上保安部〕

消防業務協定書

(目的)

第1条 この協定は、「海上保安庁の機関と消防機関との業務協定の締結に関する覚書」(昭和43年3月29日)に基づき、船舶(消防法(昭和23年7月24日法律第186号)第2条の「舟」を含む。以下同じ。)の火災について、西予市、愛南町、八幡浜地区施設事務組合及び宇和島地区広域事務組合(以下「甲」という。)と宇和島海上保安部(以下「乙」という。)の業務の責任を明らかにするとともに、甲及び乙(以下「両者」という。)が相互に協力し、自然災害、火災、水難事故等(以下「災害等」という。)における円滑な消火、救助、救急活動等(以下「消防活動」という。)を行うことを目的とする。

(区域)

第2条 この協定に基づく区域は乙の管内にある甲が管轄する沿岸、港湾及び河川とする。

(業務の調整)

第3条 次の各号に該当する船舶の消火活動は、主として甲が担任するものとし、乙はこれに協力するものとする。

(1) ふ頭又は岸壁に係留された船舶

(2) 上架又は入渠中の船舶

(3) 河川における船舶

2 前項各号に掲げる以外の船舶の消火活動は、主として乙が担任し、甲はこれに協力するものとする。

3 甲の担任にかかる船舶が火災発生後ふ頭若しくは岸壁を離れた場合又は、乙の担任にかかる船舶が火災発生後ふ頭若しくは岸壁に係留した場合は、前2項の規定にかかわらず相互に協力して消火に努めるものとする。

4 災害等における消防活動は、両者がそれぞれ保有する器材及び人員等を活用し、相互に協力してこれを行うものとする。

5 前各号に掲げる活動を行う場合において必要があるときは、両者が協議のうえ合同調整所を設けることができる。

(災害等の通報)

第4条 甲又は乙が船舶の火災又は災害等を知った場合は、相互に直ちにその旨を通報するものとする。

(火災原因等の調査)

第5条 船舶の火災の原因並びに火災及び消火等により受けた損害の調査は、両者が協議してこれを行うものとする。

(相互の連絡)

第6条 甲又は乙が単独で消防活動に従事したときは、速やかにその内容について相互に連絡するものとする。

(消防活動に要した経費の負担)

第7条 消防活動に要した経費は、出動した機関がそれぞれ負担するものとする。ただし、特に多額の経費を要した場合における当該特別に要した経費の負担は、その都度、両者が協議のうえ定めるものとする。

(情報の交換)

第8条 法令に定めるもののほか、入港船舶の危険物積載の状況、化学消火剤の備蓄状況等消防活動上あらかじめ掌握しておくことが必要と認められる資料及び情報については、相互に交換するものとする。

(大型タンカー等の事故対策)

第9条 大型タンカー等の事故の場合における消防活動を効果的に行うため、両者は地方防災会議等を活用して次の事項につき連絡調整を行うものとする。

- (1) 情報及び資料の交換
 - (2) 消防活動要領の作成
 - (3) 必要な器材、器具等の整備計画の作成及びその実施の推進
- (訓練・研修等)

第10条 両者は、協定区域における災害等への対応能力の向上を図るとともに、本協定の目的を達成するため、定期的に合同訓練・研修等を実施するものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めるもののほか、必要な事項があるときは、その都度甲乙が協議して定めるものとする。

附則

- 1 この協定は、締結の日から適用する。
- 2 消防相互応援協定書（昭和59年12月1日付）は廃止する。

上記の協定を証するため、本協定書5通を作成し、記名押印のうえ各自その1通を所持するものとする。

令和5年8月1日

西予市
市長

愛南町
町長

八幡浜地区施設事務組合
組合長

宇和島地区広域事務組合
組合長

宇和島海上保安部
部長

15-16 南予地区広域消防相互応援協定〔関係市町・消防事務組合〕

南予地区広域消防相互応援協定書

消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 39 条の規定に基づき、西予市、愛南町、八幡浜地区施設事務組合、宇和島地区広域事務組合及び大洲地区広域消防事務組合（以下「協定市町等」という。）は、常備消防の消防相互応援に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、災害の発生に際し、当該災害の発生地（以下「発生地」という。）以外の協定市町等（以下「応援協定市町等」という。）の消防力を活用して、発生地の属する協定市町等（以下「受援協定市町等」という。）の被害の軽減又は消防力の維持を図るため、消防相互応援に関して必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 応援隊

消防隊、救急隊その他災害対応に必要な部隊及び人員をいう。

(2) 応援活動

応援協定市町等が応援隊を派遣し、又は資機材を調達して受援協定市町等の災害対応を応援する活動をいう。

(3) 普通応援

隣接する協定市町等が境界周辺部において、災害を覚知した場合に、受援協定市町等の長の要請前に行う応援活動をいう。

(4) 特別応援（要請）

協定市町等の区域内に大規模な災害が発生し、又は前号に規定する応援以外の応援を必要とする場合において、応援協定市町等が受援協定市町等の長の要請に基づいて行う応援活動をいう。

(5) 特別応援（自動）

協定市町等の区域内に災害が発生したことを応援協定市町等が覚知した場合で、当該災害の規模等に照らし、緊急を要するとともに前号の要請を待ついとまがないと認められる場合に、応援協定市町等の長が受援協定市町等の長の要請前に行う応援活動をいう。

（協定区域）

第 3 条 この協定の実施区域は、宇和島市、八幡浜市、大洲市、西予市、喜多郡内子町、西宇和郡伊方町、北宇和郡松野町、北宇和郡鬼北町及び南宇和郡愛南町とする。

(対象とする災害の種別及び規模)

第4条 この協定の対象とする災害は、受援協定市町等の消防力のみでは災害の防ぎよが困難又は困難が予想される規模で、次に掲げる事象とする。

- (1) 大規模な地震、風水害等の自然災害
- (2) 林野火災、高層建築物火災、危険物施設火災等の大規模な火災
- (3) 航空機災害、列車事故等の集団救急救助事故
- (4) 前3号に掲げるもののほか、応援を必要とする特殊な災害事故等

2 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第1項に規定する感染症の流行により、常備消防において消防力の維持が困難となった場合

(応援の要請)

第5条 特別応援（要請）の要請は、受援協定市町等の長が応援協定市町等の長に対し、電話又はその他の方法により次の各号に掲げる事項を明らかにして行うものとし、速やかに要請書（別記様式1）を提出するものとする。

- (1) 災害の種別及び概況
- (2) 災害発生場所
- (3) 応援を要請する応援活動の種類及び数
- (4) 集結場所
- (5) その他必要な事項

(応援隊の派遣)

第6条 前条の規定により、応援要請を受けた応援協定市町等の長は、その区域の消防力に支障のない範囲において、要請に基づき、必要な応援を迅速に行わなければならない。

2 応援協定市町等の長は、応援隊を派遣しがたいときは、その旨を遅滞なく受援協定市町等の長に通報するものとする。

(応援隊の誘導)

第7条 受援協定市町等の消防長は、第5条第4号に規定する集結場所に誘導員を待機させ、応援隊の誘導に努めるものとする。

(応援活動の実施)

第8条 普通応援については、原則として1隊とする。ただし、災害の規模により適宜応援活動を増強することができる。

2 特別応援（要請）及び特別応援（自動）については、受援協定市町等の長からの要請内容や保有消防力等を検討の上、応援活動の規模を決定するものとする。

3 応援活動を開始した応援協定市町等の長は、受援協定市町等の長に電話その他の方法により、次の各号に掲げる事項を報告するとともに、速やかに報告書（別記様式2）を提出するものとする。

- (1) 応援隊の長

- (2) 応援活動の規模
- (3) 出発時刻及び到着予定時刻
- (4) その他必要な事項

(応援隊の指揮)

第9条 応援隊の指揮は、受援協定市町等の消防長が、応援隊の長を通じて行うものとする。ただし、緊急の場合は、直接応援隊の人員に対して行うことができるものとする。

(報告)

第10条 応援隊の長は、現場到着、応援活動及び引揚げの状況を受援協定市町等の消防長に報告するものとする。

- 2 応援活動を実施した応援協定市町等の長は、応援に従事した応援隊の最終帰署後、派遣期間中の応援活動の内容を受援協定市町等の長に報告（別記様式3）するものとする。

(経費の負担)

第11条 応援隊の応援に要する経費の負担は、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、次のとおりとする。

- (1) 応援に要した人件費（応援隊員の手当、旅費、日当、宿泊費等）、車両、資機材の燃料、機械器具の破損修理及び被服の補修等の経費は、応援協定市町等の長の負担とする。ただし、資機材等（消火薬剤を含む。）において、受援協定市町等の長の要請により調達又は立て替えたもののほか応援活動中の食料、燃料補給等の経費及び第4条第2項に係る応援に要した人件費（応援隊員の手当、旅費、日当、宿泊費等）は、受援協定市町等の長の負担とする。
- (2) 応援隊員の公務災害補償費、事故等により生じた経費は、応援協定市町等の長の負担とする。
- (3) 応援隊員が応援活動中に第三者又は土地・建物等に損害を与えた場合においては、受援協定市町等の長がその賠償の責に任ずる。ただし、発生地への出勤又は帰路途上において発生したものについては、この限りでない。
- (4) 応援隊員の重大な過失により発生した事故に要する損害は、応援協定市町等の長の負担とする。
- (5) 前各号に定めるもののほか、応援に要する経費の負担については、その都度当事者間において協議の上、負担区分を決定するものとする。

(協議)

第12条 この協定の実施のために必要な事項及びこの協定の改廃については、協定市町等の長が協議して定めるものとする。

- 2 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度関係する協定市町等の長が協議の上、決定するものとする。

附 則

- 1 この協定は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 南予地区広域消防相互応援協定書（平成7年6月1日締結）は、令和4年3月31日をもって廃止する。
- 3 この協定の締結を証するため、本書5通を作成し、協定市町等の長が記名押印の上、各1通を保管する。

令和4年3月31日

西予市

市 長

南宇和郡愛南町

町 長

八幡浜地区施設事務組合

組合長

宇和島地区広域事務組合

組合長

大洲地区広域消防事務組合

組合長

15-17 大地トンネル内における消防活動に関する覚書 [大洲市消防団・大洲地区広域消防事務組合・西予市消防団]

大地トンネル内における消防活動に関する覚書

第1条 大地トンネル内の火災その他の災害に際し、大洲市、西予市、内子町広域消防相互応援協定第11条の規定に基づく協議事項について、次のとおり覚書を交換する。

第2条 大地トンネル内で発生した災害については、次の各号により処理するものとする。

(1) 出動する消防隊の数は、次のとおりとする。

ア 第1次出動

大洲地区広域消防事務組合	救急隊	1
西予市消防本部	消防隊	1

イ 第2次出動

大洲市	消防隊	1
大洲地区広域消防事務組合	消防隊	1
	救急隊	1
西予市	消防隊	1
西予市消防本部	消防隊	1
	救急隊	1

ウ 特命出動

消防長又は消防団長がそれぞれ指示する隊数

(2) 非常警報装置（モニター）により災害の発生を覚知したときは、第1次出動とする。

(3) 電話により災害の発生を覚知したとき又は第1次出動隊からの現場速報により、事故の種類及び規模等が判明したときは、消防長は直ちに関係者に連絡を取り対応処置を講ずるものとする。

第3条 救急出動は、原則として要請を受けた機関が出動し、その区域の如何にかかわらず救急業務を行うものとする。

第4条 応援隊の指揮は災害発生地消防長又は消防署長が指揮するものとする。

第5条 この覚書に定めるもののほか、必要な事項は関係者協議のうえ決定する。

なお、「大地トンネル内における消防活動に関する覚書」（平成4年2月1日締結）は廃止する。

平成17年11月1日

大洲市消防団長

大洲地区広域消防事務組合消防長

西予市消防団長

西予市消防本部消防長

15-18 災害時における救援物資提供に関する協定[四国コカ・コーラボトリング株式会社]

災害時における救援物資提供に関する協定書

西予市（以下「甲」という。）と四国コカ・コーラボトリング株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における救援物資提供に関する協定を次のとおり締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における物資の協定に関し、乙の甲に対する協力について、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 市内に震度5弱以上の地震又は、同等以上の災害が発生若しくは発生するおそれがある場合において、甲の災害対策本部が設置され、その災害対策本部から物資の提供について要請があったときは、乙は次条に規定する内容により協力するものとする。

（協力の実施）

第3条 乙は、前条の要請を受けたときは、地域貢献型自動販売機（メッセージボード搭載型）の機内在庫の製品を甲に無償提供するとともに、速やかにフォロー態勢を調えるなど万全を期するものとする。この場合において、道路不通及び停電等により供給に支障が生じた場合は、甲との協議により対策を講ずるものとする。

（申請の手続）

第4条 甲は、この協定による要請を行うときは、救援物資提供要請書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等により要請することができるものとし、後日速やかに文書を提出するものとする。

（期間）

第5条 この協定の有効期間は、協定締結の日から5年間とし、甲乙いずれかから協定解消の申出がない限り同一内容をもって継続するものとする。

2 前項の解消の申出は、1か月前までに相手方に申し出るものとする。

（協議）

第6条 この協定に定めるもののほか、この協定の実施に関して必要な事項その他この協定に定めのない事項については、その都度甲乙間で協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するために、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上各1通を保有する。

平成18年7月28日

甲 愛媛県西予市宇和町卯之町三丁目 434 番地 1
西予市長

乙 香川県高松市春日町 1378 番地
四国コカ・コーラボトリング株式会社
専務取締役営業本部長

15-19 四国西南サミット災害時相互応援協定〔四国西南サミット加盟市町村〕

四国西南サミット災害時相互応援協定

(趣旨)

第1条 この協定は、地震等の大規模な災害時において、防災対策特に応急対策の一層の充実・強化を図ることを目的として、四国西南サミット加盟市町村（以下「協定市町村」という。）が協力して物資・労力等の相互応援を行うことについて定めるものとする。

(応援の種類)

第2条 応援の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資の供給並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救急活動に必要な車両及び舟艇等の提供
- (4) 被災者を一時収容するための施設の提供
- (5) 被災児童、生徒等の一時受入
- (6) 第1号から第4号までに規定する物資等の提供に係る職員及び災害対策本部の運営に必要な職員の派遣
- (7) 前各号に定めるもののほか特に要請があった事項

(応援要請の手続き)

第3条 応援を要する市町村（以下「被災市町村」という。）は、原則として次の事項を明らかにし、電話等による要請を行い、後日、速やかに当該事項を記載した文書を提出するものとする。

- (1) 災害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあつては、物資等の品名、規格、数量等
- (3) 前条第4号及び第5号に掲げる応援を要請する場合にあつては、収容等の人数、被災児童、生徒等の学年等
- (4) 前条第6号に掲げる応援を要請する場合にあつては、派遣職員の事務職、医療職、技術職、技能職等の職種別及び人員
- (5) 応援場所及び応援場所への経路
- (6) 応援を必要とする期間
- (7) 前各号に定めるもののほか必要な事項

(応援の実施)

第4条 応援を要請された市町村は、極力これに応じ救援を努めるものとする。

- 2 被災市町村以外の協定市町村は、通信の途絶等により被災市町村と連絡が不可能である場合において、災害の事態に照らし特に緊急を要し、被災市町村が応援の要請を行ういとまがないと認められるときは、被災市町村からの応援要請を待たないで、必要な応援を行うことができるものとする。この場合には、前条の要請があつたものとみなす。

(経費の負担)

第5条 応援に要した経費は、協定市町村が協議して別に定める。

(連絡責任者)

第6条 本協定に定める事項の連絡調整の確実及び円滑を図るため、協定市町村の防災担当課長等を連絡責任者としてあらかじめ定め、災害が発生したときは、速やかに情報を相互に連絡するものとする。

(協議)

第7条 この協定の実施に関し必要な事項及び協定に定めのない事項は、協定市町村が協議して定めるものとする。

(適用)

第8条 この協定は、締結の日から適用する。

(継承)

第9条 市町村合併等に伴い構成する協定市町村に再編成があった場合は、改めて協定を締結するまでの期間は、新市町村においてこの協定を引き継ぐものとする。

この協定を証するため、本書 14 通を作成し、各協定市町村は記名押印のうえ各 1 通を保有する。

平成 24 年 5 月 21 日

宇和島市	代表者	宇和島市長
八幡浜市	代表者	八幡浜市長
大洲市	代表者	大洲市長
西予市	代表者	西予市長
内子町	代表者	内子町長
松野町	代表者	松野町長
鬼北町	代表者	鬼北町長
愛南町	代表者	愛南町長
宿毛市	代表者	宿毛市長
土佐清水市	代表者	土佐清水市長
四万十市	代表者	四万十市長
大月町	代表者	大月町長
三原村	代表者	三原村長
黒潮長	代表者	黒潮町長

15-20 災害時における水道の応急給水及び復旧作業に関する協定 [西予市環境設備共同組合]

災害時における水道の応急給水及び復旧作業に関する協定書

西予市（以下「甲」という。）と西予市環境設備協同組合（以下「乙」という。）は、大規模な地震、風水害等による災害（以下「災害」という。）の発生時に乙が甲に協力して実施する水道の応急給水、復旧作業（以下「応急活動」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、西予市地域防災計画に基づき、災害発生時において給水機能を早期に回復するため、甲の要請により、乙が甲に協力して実施する応急活動に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害発生時において実施する応急活動に乙の協力が必要であると認めたときは、次の事項を明らかにし、文書により協力を要請するものとする。ただし、文書による要請を行うことが困難な場合は、電話等により要請し、事後文書を提出する。

- （1） 協力要請地区
- （2） 災害発生箇所
- （3） 被災の状況
- （4） 応急活動の内容
- （5） 応急活動に必要な資機材及び人員
- （6） 協力が必要な期間
- （7） その他協力に関して必要な事項

（協力の実施）

第3条 乙は、前条の規定により協力の要請を受けたときは、速やかに応急活動を行うための体制を確立し、必要な人員及び資機材等を出動させ、甲が行う応急活動に協力するものとする。

2 前項の規定により出動した乙の組合員は、甲の職員の指示に従い応急活動に従事するものとする。

（報告）

第4条 乙は、甲の要請に基づく応急活動を完了したときは、速やかに次に掲げる事項を記載した文書により甲に報告するものとする。

- （1） 応急活動の箇所
- （2） 応急活動の内容
- （3） 活動した人員及び使用した資機材
- （4） 協力期間
- （5） その他の事項

（費用負担）

第5条 第3条の規定により甲の要請する応急活動を実施した場合における乙が当該応急活動に要した費用については、災害等発生直前における適正な価格を基準とし、甲が負担するものと

する。

(災害補償・損害賠償)

第6条 応急活動により、乙の組合員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、乙の組合員の労働者災害補償保険により補償するものとする。

2 応急活動により、第三者に損害を与えた場合は、甲、乙協議のうえ対処するものとする。

(他市町村への応援)

第7条 甲が、被災した他の地方公共団体からの要請に応じ応急活動を行うため、乙に協力を要請した場合においても、乙はこの協定に準じて、可能な限り協力するものとする。

(連絡体制等)

第8条 この協定に関する連絡窓口は、甲においては西予市産業建設部上下水道課、乙においては西予市環境設備協同組合事務所とする。

2 甲及び乙は、応急活動に係る情報伝達を正確に行うため、あらかじめ連絡責任者を定めるものとする。

(協議)

第9条 この協定に疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲と乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定は、締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続する。

この協定を証するため、本書2通作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ1通保有する。

平成20年6月5日

甲 西予市宇和町卯之町三丁目 434 番地 1

西予市長

乙 西予市宇和町稲生 38 番地 1

西予市環境設備協同組合

代表理事

15-21 大規模災害時における応急対策業務に関する協定〔社団法人愛媛県建設業協会西予支部〕

大規模災害時における応急対策業務に関する協定書

西予市（以下「甲」という。）と社団法人愛媛県建設業協会西予支部（以下「乙」という。）は、大規模な地震、風水害等による災害（以下「災害」という。）が発生した場合の応急対策に係る業務（以下「応急対策業務」という。）の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲の管理する公共土木施設（以下「公共土木施設」という。）における災害時の応急対策業務の実施に関し、甲が乙に対して協力を求めるときの必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害発生時に、応急対策業務を実施する必要があると認めたときは、乙に協力を要請することができる。

2 前項の要請があった場合、乙は、特別の理由がない限り協力するものとする。

また、乙は、国及び県からの要請が甲からの要請と同時にあった場合には、その要請との調整を行い、協力するものとする。

3 甲は、第1項の規定により要請を行うときは、文書で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭、電話等により要請することができるものとし、後日速やかに文書を提出するものとする。

（応急対策業務）

第3条 甲が乙に対し協力を要請する応急対策業務は、次のとおりとする。

- （1） 公共土木施設の被害情報の収集及び報告
- （2） 公共土木施設に係る障害物の除去及び応急復旧
- （3） その他甲が必要とする業務

（応急対策業務施工者）

第4条 乙は、応急対策業務を実施する必要がある区域又は区間について、業務を取りまとめ指示する地区代表者、地区副代表者（以下「地区代表者」という。）及び応急対策業務施工者（以下「応急業務施工者」という。）を選定するものとする。

（応急対策業務の指示）

第5条 応急業務施工者は、応急対策業務の施工箇所を所管する西予市担当課（以下「所管担当課」という。）の指示を受けた地区代表者からの連絡により、応急対策業務を行うものとする。

ただし、特別な場合は、応急業務施工者の自主的判断により実施することができるものとする。

（応急対策業務の契約）

第6条 甲は、前条に規定する応急業務施工者が実施した業務について、実施設計書を作成し、当該応急業務施工者と契約を締結するものとする。

（応急対策業務の報告）

第7条 乙は、応急業務施工者が応急対策業務を実施したときは、当該業務の完了後速やかに業務内容等を記載した報告書を所管担当課に提出するものとする。

(応急対策業務の費用負担)

第8条 第3条に規定する応急対策業務の実施に要した費用は、甲が負担する。ただし、同条第1号の費用は除く。

(労働者災害補償保険等)

第9条 第2条の規定により、応急対策業務に従事した者が、負傷し疾病にかかり、又は死亡した場合の補償は、労働者災害補償保険法等を適用する。

2 応急対策業務により、第三者に損害を与えた場合は、甲乙協議のうえ対処するものとする。

(細目)

第10条 この協定に基づく応急対策業務を行うために必要な細部の事項については、別に細目を定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定は、締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙から文書による終了の通知がない限り、その効力を継続する。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成21年2月26日

甲 西予市宇和町卯之町三丁目 434 番地 1

西予市長

乙 西予市宇和町卯之町四丁目 700 番地

社団法人愛媛県建設業協会西予支部

支部長

15-22 大規模災害時における西予市庁舎の使用に関する協定書協定〔西予警察署〕

大規模災害時等における西予市役所庁舎の使用に関する協定書

大規模災害等の発生により、愛媛県西予警察署（以下「西予署」という。）庁舎が倒壊、水没等して使用できなくなった場合（以下「有事の際」という。）に、西予市役所庁舎（以下「西予市役所」という。）の一部を西予署災害警備本部（以下「西予署警備本部」という。）等の警察活動施設として使用することに関し、西予市長（以下「甲」という。）と西予署長（以下「乙」という。）との間で次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 甲は、大規模災害等の有事の際、乙が西予市役所の一部を西予署警備本部等施設として使用することを承諾する。

（使用箇所の指定）

第2条 前条により有事の際に、甲が乙に使用を承諾する西予市役所の一部とは、西予市役所5階大会議室（大規模災害時に西予市災害対策本部に転用）とする。

なお、乙は甲の承諾があれば、西予市役所内のその他の施設を使用することができる。

（使用期間）

第3条 使用期間は有事が発生した日を起算日とし、起算日から原則として2週間以内とする。

（使用申請）

第4条 乙は、有事の際に西予市役所を使用する場合には、別添「西予市役所使用許可申請書」を甲に提出するものとする。

（使用期限延長手続き）

第5条 使用期間の延長については、必要により、甲、乙双方が協議するものとする。

（使用料）

第6条 西予市役所の使用料は無償とする。ただし、乙が使用を終了した時には、これを原状に復する責務を負う。

（管理責任）

第7条 甲は、乙が西予市役所を使用するに当たり発生した事故等に対する責任は一切負わないものとする。

（使用箇所の変更及び解約等）

第8条 甲が乙に対し、本協定第2条に定める箇所の使用を承諾できない事態が生じた場合には、甲、乙双方が協議のうえ、使用承諾箇所の変更及び本協定の解約等について定めるものとする。

（協定事項）

第9条 この協定に規定するもののほか、必要な事項及び疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して決定するものとする。

（施行期日）

第10条 この協定は、平成23年5月9日から効力を生じる。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が署名押印のうえそれぞれ各1通を保有する。

平成22年12月22日

甲 西予市長

乙 愛媛県西予警察署長

別添

平成 年 月 日

西予市長 殿

申請者

愛媛県西予警察署長

氏 名 印

西予市役所使用許可申請書

下記により、西予市役所を使用したいので、「大規模災害時等における西予市役所庁舎の使用に関する協定」により申請します。

記

1 使用場所

2 使用内容

3 使用期間

平成 年 月 日 時 分から

平成 年 月 日 時 分まで

4 使用人員

5 その他

15-23 災害時における電気設備の応急送電及び復旧作業に関する協定〔西予光ファイバー工事
共同組合〕

災害時における電気設備の応急送電及び復旧作業に関する協定書

西予市（以下「甲」という。）と西予光ファイバー工事協同組合（以下「乙」という。）は、風水害、地震、その他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合における電気設備等の応急送電及び復旧作業（以下「応急活動」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、西予市地域防災計画に基づき、災害発生時において電気設備機能を早期に回復するため、甲の要請により、乙が甲に協力して実施する応急活動に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（支援協力の支援）

第2条 この協定により、甲が乙に支援協力を要請する応急活動は、次のとおりとする。

- (1) 公共施設及び防災拠点施設等における電気設備等の応急活動に関すること。
- (2) 市内における電気に係る事故防止に関すること。
- (3) 活動中における二次災害等を発見した場合の関係機関等への連絡・通報に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、甲が必要と認める応急活動に関すること。

2 甲は、前項に定めのない場合については、乙と協議のうえ支援協力を要請することができる。

（支援協力要請の手続き）

第3条 甲は、前条の規定の支援協力を受けようとする場合には、次の事項を記載した支援要請書（様式第1号）を作成し、乙に提出するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により要請し、事後速やかに支援要請書を提出するものとする。

- (1) 支援協力の種類
- (2) 支援協力の具体的な内容、施設名及び場所等
- (3) 支援協力を希望する期間
- (4) その他支援協力に関し必要な事項

（支援協力の実施）

第4条 乙は、前条の規定により甲から支援協力の要請を受けたときは、直ちに支援協力を実施するものとする。ただし、特別な事情により支援ができない場合には、その旨を速やかに電話等により連絡するものとする。

（復旧作業後の引渡し）

第5条 乙は、甲の要請による電気設備等が復旧した場合には、速やかに甲に業務完了報告書（様式第2号。以下「完了報告書」という。）により報告し、相互に作業内容を確認し、甲に引渡すものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により報告し、速やかに業務完了報告書を提出するものとする。

（費用負担）

第6条 第3条の規定により甲の要請する応急活動を実施した場合における乙が当該応急活動に

要した費用については、災害等発生直前における適正な価格を基準とし、甲、乙協議のうえ決定し、甲が負担するものとする。

(災害補償・損害賠償)

第7条 応急活動により、乙の組合員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、乙の組合員の労働者災害補償保険により補償するものとする。

2 応急活動により、第三者に損害を与えた場合は、甲、乙協議のうえ対処するものとする。

(他市町村への応援)

第8条 甲が、被災した他の地方公共団体からの要請に応じ応急活動を行うため、乙に協力を要請した場合においても、乙はこの協定に準じて、可能な限り協力するものとする。

(連絡体制等)

第9条 この協定に関する連絡窓口は、甲においては西予市総務企画部総務課危機管理室、乙においては西予光ファイバー工事協同組合事務局とする。

2 甲及び乙は、応急活動に係る情報伝達を正確に行うため、あらかじめ連絡責任者を定めるものとする。

(協議)

第10条 この協定に疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲と乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定は、締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続する。

この協定を証するため、本書2通作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ1通保有する。

平成23年10月26日

甲 西予市宇和町卯之町三丁目434番地1

西予市長

乙 西予市宇和町小野田239番地

西予光ファイバー工事協同組合

代表理事

(様式第1号)

平成 年 月 日

西予光ファイバー工事協同組合

代表理事 様

西予市長

支 援 要 請 書

平成23年10月26日付けで締結した「災害時における電気設備の応急送電及び復旧作業に関する協定書」第3条の規定に基づき、下記のとおり要請いたします。

記

1 支援協力の種類

- 電気設備等の被害復旧
- 市内における電気に係る事故防止に関すること。
- 活動中における二次災害等を発見した場合の関係機関等への連絡・通報に関すること。
- その他

2 支援協力の具体的な内容、施設名及び場所等

具体的な内容

施設名、場所及び連絡先

- 施設名 :
- 場所(住所) :
- 施設管理者 : (職名) (氏名)
- 電話番号 :

3 支援協力を希望する期間

平成 年 月 日 () から 平成 年 月 日 () まで

4 その他必要事項

(様式第2号)

平成 年 月 日

西予市長 様

西予光ファイバー工事協同組合
代表理事

業務完了報告書

「災害時における電気設備の応急送電及び復旧作業に関する協定書」第5条の規定により、業務が完了しましたので下記のとおり報告いたします。

記

要請年月日	平成 年 月 日	
復旧施設名		
復旧場所（住所）		
業務完了年月日	平成 年 月 日	
施設担当責任者		
作業内容		
作業実施業者名	会社名	
	担当者名	
	電話番号	

西予光ファイバー工事協同組合 役員名簿

役 職	氏 名	事 業 所 所 在 地
代表理事	大 塚 昭 則	西予市宇和町小野田239番地
理 事	三 好 隆 一	西予市宇和町下川979番地
理 事	上 窪 金 吾	西予市宇和町卯之町四丁目544番地
理 事	永 田 久仁夫	西予市宇和町西山田1342番地

協定協力会員

事業所名	代表者名	住 所
浅尾電気工事店	浅 尾 登	西予市明浜町俵津2-509
(有)二宮電工	二 宮 和 明	西予市野村町野村14-204
(有)セイシン電設	川 原 重 男	西予市宇和町常定寺225
イズミ電機(有)	竹 内 和 郎	西予市三瓶町二及1-318
河野電気	河 野 覚	西予市城川町魚成5855

15-24 災害時における情報交換及び支援に関する協定〔国土交通省四国地方整備局〕

災害時における情報交換及び支援に関する協定書

国土交通省四国地方整備局長（以下「甲」という。）と西予市長（以下「乙」という。）は、西予市の区域において災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害発生時等」という。）の情報交換及び支援について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害発生時等において、甲及び乙が連携を図り、西予市民の生命、身体及び財産の安全並びに生活を確保するための迅速かつ円滑な対応を図ることを目的とする。

（協力体制）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、災害発生時等の初動段階から緊密な情報交換が行えるように、相互に協力して必要な体制を整えるものとする。

（支援内容）

第3条 災害初動時に甲が実施する支援内容は、次のとおりとする。

- (1) 被害状況の把握及び提供
- (2) 情報連絡網の構築
- (3) 災害応急措置
- (4) その他必要と認められる事項

（現地情報連絡員の派遣）

第4条 甲は、災害発生時等の状況により、甲及び乙が行う応急対策並びに甲が行う支援の円滑な実施に資するため必要と認めるときは、西予市災害対策本部等に職員を現地情報連絡員として派遣し、情報交換にあたらせるものとする。

（支援の要請）

第5条 西予市の区域における国土交通省所管施設等に災害が発生し、又は発生の恐れがある場合は、必要に応じて、乙は甲に支援要請を行うものとする。なお、乙は、現地情報連絡員を経由して甲に支援要請が行えるものとする。

（支援の実施）

第6条 甲は乙からの支援要請に対し、災害対策用資機材及び人員の配備状況等を勘案し調整した上で、乙にその内容を伝え、可能な支援を行うものとする。なお、甲は、現地情報連絡員を通じて調整内容を乙に伝える場合がある。

（平常時の連携）

第7条 甲及び乙は、この協定の実施に関して必要となる連絡体制の整備その他必要と認められる事項について、訓練及び会議の開催等を通じて平常時から連携に努めるものとする。

（その他）

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

上記のとおり協定を締結した証として、本書 2 通を作成し、甲、乙押印の上、各自その 1 通を保有する。

平成 23 年 10 月 26 日

甲 香川県高松市サンポート高松 3 番 3 3 号
国土交通省 四国地方整備局長

乙 愛媛県西予市宇和町卯之町三丁目 4 3 4 番地 1
西予市長

15-25 災害時における物資等の輸送に関する協定 [愛媛県トラック協会東宇和支部]

災害時における物資等の輸送に関する協定書

西予市（以下「甲」という。）と愛媛県トラック協会東宇和支部（以下「乙」という。）は、地震その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における物資等の輸送に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時において物資の迅速かつ円滑な輸送を図るため、物資輸送等に関する協力について必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時に、次条に掲げる業務を遂行するため、乙の協力を得る必要があるときは、乙に対し貨物自動車、運転者等の提供及び救援物資の輸送の協力を要請することができるものとし、乙は、特別な理由がない限り、要請に協力するものとする。

2 前項の規定による要請は、様式第1号により業務の内容、期間等を指定して文書で行う。ただし、緊急を要する場合は、口頭で協力を要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

（業務の内容）

第3条 この協定により、甲が乙に対し協力を要請する業務は、次のとおりとする。

- (1) 災害救助に必要な生活必需品等の輸送業務
- (2) 災害緊急対策実施のために必要な資機材等の輸送業務
- (3) 甲が単独で支援する被災地への物資の輸送業務
- (4) その他甲が必要とする応急対策業務

（事故等）

第4条 乙の提供した貨物自動車、故障その他の理由により物資等の輸送を中断したときは、乙は、速やかに当該貨物自動車を交換してその輸送を継続しなければならない。

（業務報告）

第5条 乙は、第3条の業務を実施したときは、当該業務の終了後速やかに様式第2号により業務実施内容を甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第6条 乙が第3条の業務を実施した場合に要した費用は、甲が負担する。

2 前項の費用については、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第10条に基づき貨物自動車運送事業者が運送約款に定める運賃及び料金を基準として、甲乙双方が協議して定める。

（費用の請求及び支払い）

第7条 乙は、業務の終了後、当該業務に要した前条の費用について甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかにその費用を乙に支払うものとする。

（災害補償）

第8条 第3条に掲げる業務に従事した者が、当該業務に従事したことにより負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合には、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）を適用し補償するものとする。ただし、同法の適用がない場合においては、甲乙協議の上、決定するものとする。

（会員名簿の提出）

第9条 乙は、乙の会員名簿を毎年1回甲に提出するものとする。

（雑則）

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第11条 この協定は、締結の日からその効力を有するものとし、甲乙いずれからも文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成23年11月10日

（甲）西予市宇和町卯之町三丁目434番地1
西予市長

（乙）西予市明浜町宮野浦甲1693番地3
愛媛県トラック協会東宇和支部
支部長

様式第1号

第 号
平成 年 月 日愛媛県トラック協会東宇和支部
支部長 様

西予市長

災害時における物資等の輸送業務の協力要請について

このことについて、災害時の物資等の輸送に関する協定書第2号第2項の規定により次のとおり貴団体による協力を要請します。

なお、協力要請の業務終了後、速やかにその実施状況を様式第2号により報告願います。

記

1 災害の状況及び協力要請をする理由

2 災害救助に必要な生活必需品等の輸送業務

輸送物資	数量	輸送活動期間	輸送区間	備考
		平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	地先から 地先まで	

3 災害緊急対策実施のために必要な資機材等の輸送業務

輸送物資	数量	輸送活動期間	輸送区間	備考
		平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	地先から 地先まで	

4 甲が単独で支援する被災地への物資の輸送業務

輸送物資	数量	輸送活動期間	輸送区間	備考
		平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	地先から 地先まで	

5 その他甲が必要とする応急対策業務

業務内容	業務期間	業務場所	備考
	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	地先から 地先まで	

様式第2号

第 号

平成 年 月 日

西予市長

様

愛媛県トラック協会東宇和支部

支部長

災害時における物資等の輸送業務の実施状況の報告について

このことについて、災害時の物資等の輸送に関する協定書第5条の規定により次のとおり報告します。

記

1 災害救助に必要な生活必需品等の輸送業務

輸送業務 実施日	輸送 物資	数量	輸送区間	延べ輸 送回数	従事 人員数	従事 車両数	備考
年 月 日			地先から 地先まで				

2 災害緊急対策実施のために必要な資機材等の輸送業務

輸送業務 実施日	輸送 物資	数量	輸送区間	延べ輸 送回数	従事 人員数	従事 車両数	備考
年 月 日			地先から 地先まで				

3 甲が単独で支援する被災地への物資の輸送業務

輸送業務 実施日	輸送 物資	数量	輸送区間	延べ輸 送回数	従事 人員数	従事 車両数	備考
年 月 日			地先から 地先まで				

4 その他甲が必要とする応急対策業務

業務期日	業務内容	業務場所	延べ輸 送回数	従事 人員数	従事 車両数	備考
年 月 日		地先から 地先まで				

15-26 災害時における物資供給に関する協定 [NPO法人 コメリ災害対策センター]

災害時における物資供給に関する協定書

西予市（以下「甲」という。）とNPO法人コメリ災害対策センター（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発効）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が、災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（供給等の協力要請）

第3条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達可能な物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第4条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

（1）別表に掲げる物資

（2）その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第5条 第3条の要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（物資の供給の協力）

第6条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

（引渡し等）

第7条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

（費用の負担）

第8条 第6条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

(費用の支払い)

第9条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(情報交換)

第10条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成24年9月28日

愛媛県西予市宇和町卯之町二丁目434番地1

甲

西予市長

新潟県新潟市南区清水4501番地1

乙

NPO法人 コメリ災害対策センター
理事長

別表

災害時における緊急対応可能な物資

大分類	主な品種
作業関係	作業シート、標識ロープ ヘルメット、防塵マスク、簡易マスク、 長靴、軍手、ゴム手袋、皮手袋、 雨具、土のう袋、ガラ袋、 スコップ、ホースリール
日用品等	毛布、タオル、 割箸、使い捨て食器、 ポリ袋、ホイル、ラップ、 ウェットティッシュ、マスク、衛生用ポリ手袋（使い捨て） バケツ、水モップ、デッキブラシ、雑巾、 簡易ライター、使い捨てカイロ
水関係	飲料水（ペットボトル）、生活用水用ポリタンク
冷暖房機器等	大型石油ストーブ、木炭、木炭コンロ
電気用品等	投光器、懐中電灯、乾電池、 カセットコンロ、カセットボンベ
トイレ関係等	救急ミニトイレ

15-27 災害時における物資供給協力に関する協定 [生活協同組合コープえひめ]

災害時等における物資供給協力に関する協定書

西予市（以下「甲」という。）と生活協同組合コープえひめ（以下「乙」という。）は、西予市の区域内に地震、風水害等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）の食料品及び生活必需品（以下「生活物資」という。）の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時等に相互に協力して生活物資の安定供給を行うことにより、市民生活の早期安定を図ることを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時等において生活物資を必要とするときは、乙に対して乙の保有する生活物資の供給について、協力を要請することができる。

（協力実施）

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、保有する生活物資の優先供給に積極的に協力するものとする。

（生活物資の範囲）

第4条 甲が乙に要請する生活物資は、乙が保有又は調達可能な生活物資とする。

（要請手続き等）

第5条 第2条の要請は、供給協力要請書(別記様式)によるものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

2 要請については、甲乙それぞれ連絡責任者を定めて行うものとする。

（運搬及び引渡し）

第6条 生活物資の引渡し場所は甲が指定するものとし、引渡し場所までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙による運搬が困難なときは、甲の指定するものに行わせることができる。

（費用負担）

第7条 乙が生活物資の供給に要した費用については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、乙が物資の供給及び運搬終了後、乙の提出する納品書等に基づき、災害発生時直前における適正価格を基準として、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（代金の支払い）

第8条 甲が引き取った物資の代金は、乙から請求の後、速やかに支払うものとする。

（報告）

第9条 甲は、乙が保有する生活物資の在庫品目及び数量等について、報告を求めることができる。

（支援体制の整備）

第10条 乙は、災害時等における円滑な協力を図るため、社内及び各店舗間との広域応援体制並

びに情報連絡体制の整備に努めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、平成25年3月31日までとする。ただし、協定期間が満了する1月前までに、甲乙いずれからも相手方に対し文書による終了の意思表示がないときは、協定期間満了の日の翌日から1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、必要に応じて甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成24年11月26日

甲 愛媛県西予市宇和町卯之町三丁目434番地1
西予市
市長

乙 愛媛県松山市朝生田町3丁目1番12号
生活協同組合コープえひめ
理事長

(別紙様式)

平成 年 月 日

様

西予市長

災害時等における生活物資の供給協力要請書

次のとおり、生活物資の供給協力を要請します。

品 目	数 量	場 所	納 期

担当 西予市
担当者氏名

印

15-28 災害時における家屋被害認定調査に関する協定 [愛媛県土地家屋調査士会]

災害時における家屋被害認定調査に関する協定書

西予市（以下「甲」という。）と愛媛県土地家屋調査士会（以下「乙」という。）は、災害時における家屋被害認定調査（以下「認定調査」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（認定調査への協力）

第1条 甲は、西予市内に災害が発生した場合において、乙の協力が必要と認めるときは、乙に対し、認定調査の実施について協力を要請することができる。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、乙の会員を甲に派遣し、甲と協力して認定調査を実施する。

（認定調査の内容）

第2条 認定調査の内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 災害に係る住家の被害認定基準運用指針（平成13年6月28日府政防第518号内閣府政策統括官（防災担当）通知）に基づき、甲の職員と連携して、西予市内の家屋を調査すること。
- (2) 甲が発行したり災証明について、市民からの相談の補助をすること。

（費用の負担）

第3条 甲は、第1条第2項の規定により派遣された会員の人件費を負担しない。

2 甲は、認定調査に必要な資機材の費用を負担するものとする。

（研修会への参加）

第4条 甲又は乙は、認定調査に必要な知識を提供するため、必要に応じて研修会を開催するものとし、甲の職員又は乙の会員は、当該研修会に参加することができる。

（秘密の保持）

第5条 甲又は乙は、認定調査の実施により知り得た甲又は第三者の秘密を第三者に漏らしてはならない。認定調査の終了後も、また同様とする。

（従事者の災害補償）

第6条 乙は、認定調査に従事した乙の会員が当該調査のために負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、乙が別途加入する災害補償保険等により対応する。

（有効期間）

第7条 この協定の有効期限は、協定締結の日から平成25年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日までに甲又は乙から何らの意思表示がないときは、この協定は更に1年間延長

するものとし、以後も同様とする。

- 2 甲又は乙は、この協定の有効期間満了前にこの協定を解除しようとするときは、30日前までに解除の申入れをしなければならない。

(定めのない事項等の処理)

第8条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、法令（西予市の条例、規則等を含む。）の定めるもののほか、甲、乙協議の上処理するものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通を作成し、甲、乙双方記名押印の上各自1通を保有する。

平成25年2月27日

甲 西予市宇和町卯之町三丁目434番地1
西 予 市
市 長

乙 松山市南江戸一丁目4番14号
愛媛県土地家屋調査士会
会 長

15-29 姉妹市町災害時相互応援協定〔黒松内町〕

姉妹市町災害時相互応援協定書

西予市と黒松内町（以下「姉妹市町」という。）は、姉妹市町において災害が発生した場合における相互応援について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、姉妹市町の何れかの地域において地震等の大規模な災害が発生し、被災した姉妹市町（以下「被災市町」という。）が単独では十分な応急対策等が実施できない場合に、被災市町の要請による応援業務が円滑に実施できるよう、相互応援に関し必要事項を定めるものとする。

（応援の種類）

第2条 応援の種類は、次に掲げるとおりとする。

- （1）食糧、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供
- （2）被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- （3）救援活動に必要な車両等の提供
- （4）児童、生徒等を含む被災者の受入
- （5）第1号から第3号までに規定する物資等の提供に係る職員及び災害対策本部の運営に必要な職員の派遣
- （6）前各号に定めるもののほか特に要請があった事項

（応援要請の手続き）

第3条 応援を要する被災市町（以下「要請市町」という。）は、原則として次の事項を明らかにして、第9条第1項に定める連絡担当部局に対して電話電信により要請し、後日、速やかに文書を送付するものとする。

- （1）被害の状況
- （2）前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資、車輛、資機材の種類、品名、数量等
- （3）前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、学年、世帯数及び人数
- （4）前条第5号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人数及び業務内容
- （5）応援場所及び応援場所への経路
- （6）応援を必要とする期間
- （7）前各号に掲げるもののほか必要な事項

（応援の実施）

第4条 応援を要請された市町（以下「応援市町」という。）は、極力これに応じ、救援に努める

ものとする。

(応援のため派遣された職員の指揮)

第5条 応援のため派遣された職員は、要請市町の市町長の指揮のもとに活動するものとする。

(経費の負担)

第6条 応援に要する経費の負担区分は、法令その他別に定めるものを除くほか、次のとおりとする。

(1) 第2条第1号から第4号までに掲げる応援の経費については、原則として要請市町の負担とする。

(2) 第2条第5号に掲げる応援の経費については、応援市町の負担とする。

(損害賠償等)

第7条 応援活動に従事した職員が、その活動により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又はその活動による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害者となった場合は、本人又はその遺族に対する損害賠償は、応援市町が負担するものとする。

2 応援活動に従事した職員が、業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が要請市町への往復途中に生じたものを除き、要請市町がその賠償の責めを負うものとする。

(応援の自主出動)

第8条 災害が発生し、被災市町と連絡がとれない場合で、応援を行おうとする市町が必要と認めるときは、関係職員で構成する情報収集班を派遣し被災地の情報収集を行うとともに、当該情報に基づき必要な応援を行うものとする。

2 前項の応援に要した費用については、第6条の規定を準用する。ただし、被災地の情報収集活動に要する経費は、応援を行おうとする市町の負担とする。

(連絡担当部局)

第9条 姉妹市町は、相互応援のための窓口として、あらかじめ連絡担当部局を定めておくものとする。

2 連絡担当部局は、この協定に基づく応援の円滑化を図るため、災害が発生したときは、速やかに緊密な情報交換を行うものとする。

(資料の交換)

第10条 姉妹市町は、この協定による応援が円滑に行われるよう、地域防災計画その他必要な資料を相互に交換するものとする。

(協議)

第11条 この協定の実施に関し必要な事項及び協定の定めのない事項は、姉妹市町が協議して

定めるものとする。

(適用)

第12条 この協定は、締結の日から適用するものとし、姉妹市町双方が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続する。

この協定締結の証として本書2通を作成し、姉妹市町は記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成25年10月22日

愛媛県西予市宇和町卯之町三丁目 434 番地 1
西予市
市長

北海道寿都郡黒松内町字黒松内 302 番地 1
黒松内町
町長

15-30 災害時等における物資の供給協力等に関する協定 [ダイキ株式会社]

災害時等における物資の供給協力等に関する協定書

西予市（以下「甲」という。）とダイキ株式会社（以下「乙」という。）は、西予市域で地震、風水害等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）の物資供給等の協力について、次のとおり締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時等に相互に協力して物資の安定供給等を行うことにより、市民生活の早期安定を図ることを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時等において物資を必要とするときは、乙に対して乙の保有する物資の供給について協力を要請することができる。

2 甲は、乙が西予市域に有する店舗の駐車場を被災者の避難所として必要とするときは、乙に対して提供の協力を要請することができる。

（協力実施）

第3条 乙は、前条の規定による甲からの要請を受けたときは、保有物資の優先供給等に対する協力を積極的に努めるものとする。

（物資の範囲）

第4条 甲が乙に供給を要請する物資は、乙が保有する物資又は調達可能な物資とする。

（要請手続等）

第5条 第2条の要請は、文書によるものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（運搬及び引渡し）

第6条 物資の集積場所、運搬経路は、甲が状況に応じ、指定するものとし、集積場所までの物資の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、甲又は、甲の指定する者が行うものとする。

2 甲は、当該場所に職員を派遣し、物資を確認の上引き取るものとする。

（費用負担）

第7条 乙が提供した物資及び運搬等の費用については、甲が負担するものとする。

2 前項の費用は、乙が物資の提供及び運搬を終了した後、乙の提出する納品書等に基づき、災害発生直前における適正価格を基準として、甲乙協議の上決定するものとする。

（報告）

第8条 甲は、乙が保有する物資の在庫品目、数量等について報告を求めることができる。

（その他必要な支援）

第9条 この協定に定める事項のほか、生活物資等について被災者への支援が必要な場合は、甲乙協議の上決定する。

(支援体制の整備)

第10条 乙は、災害時等における円滑な協力を図るため、社内及び各店舗間との広域応援体制並びに情報連絡体制の整備に努めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間（以下「協定期間」という。）は、平成26年3月31日までとする。ただし、協定期間が満了する1ヶ月前までに、甲乙いずれからも相手方に対し文書による終了の意思表示がないときは、協定期間満了の日の翌日から1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成25年11月19日

甲 愛媛県西予市宇和町卯之町三丁目434番地1
西予市長

乙 愛媛県松山市美沢1-9-1
ダイキ株式会社
代表取締役社長執行役員

別記様式（第5条関係）

年 月 日

ダイキ株式会社 御中

西予市長 ㊟

災害時における協力要請書

災害時等における協力に関する西予市とダイキ株式会社との協定に基づいて、次のとおり協力を要請します。

連絡先	
口頭、電話等による連絡日時	年 月 日 時 分
要請理由	
要請内容 (内訳)	
要請期間	
適用	

15-31 災害時の協力に関する協定 [四国電力株式会社]

災害時の協力に関する協定書

西予市（以下、「甲」という。）と四国電力株式会社（以下、「乙」という。）とは、災害の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 甲、乙は、大規模地震および台風等の災害発生に伴い、大規模な停電等が発生した場合において、双方が緊密な連携を保ち、住民の生活の維持と安全を確保するために電力供給設備の迅速かつ円滑な復旧をはかるものとする。

（災害情報の提供）

第2条 甲、乙は、相互に、迅速に大規模地震および台風等による災害情報を提供するものとする。

（電力供給設備の復旧）

第3条 災害により大規模な停電が発生した場合、乙は、乙の供給管轄区域内の被害状況を総合的に判断したうえで、優先順位を見極めながら医療機関（総合病院など）、災害復旧対策の中核となる官公署、避難所等への電力供給設備の復旧を可能な限り優先して実施するものとする。

2 前項の電力供給設備復旧における電源車等の使用は、乙の判断によるものとする。

（復旧作業に対する協力）

第4条 災害により甲が管理する道路が使用不能となり、乙の電力復旧作業に支障をきたした場合、甲は当該区間の迅速な道路復旧作業に努めるものとする。

2 甲は、乙が電力復旧のために、甲の管理する土地、道路等に、仮設電柱、配電線等の電力供給設備（以下「仮設電柱等」という。）を設置することを承諾する。この場合、復旧の進捗により仮設電柱等が不要となった時は、乙の負担により原状に復するものとする。

3 災害により緊急に電力復旧作業を要する場合において、甲の許認可が必要なとき、甲は、申請書類の提出に先立ち、乙が口頭などの簡易な方法により許認可申請を行うことを認める。この場合、乙は事後、可能な限り速やかに申請書類を提出するものとする。

（復旧拠点・資材置場等の確保に対する協力）

第5条 災害時において、乙の電力復旧作業に必要な復旧拠点、資材置場、駐車場およびヘリポート等の確保にあたっては、甲は乙の要請に協力するよう努める。

(協 議)

第6条 本協定に定めのない事項および本協定の定めについて疑義が生じた場合、甲、乙は誠意をもって協議のうえ解決するものとする。

本協定締結の証として、本書2通を作成し、甲・乙記名捺印のうえ、各自その1通を保有する。

平成25年12月25日

甲 愛媛県西予市宇和町卯之町三丁目434番地1

西予市長

乙 愛媛県宇和島市鶴島町1番28号
四国電力株式会社 宇和島支店
支店長

15-32 災害時における応急対策業務の協力に関する協定 [一般社団法人愛媛県電設業協会]

災害時における応急対策業務の協力に関する協定

西予市（以下「甲」という。）と愛媛県電設業協会（以下「乙」という。）は、災害時において甲が行う応急対策に係る業務（以下「応急対策業務」という。）の実施に関する乙の協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における応急対策業務について、甲が乙の協力を得て、迅速かつ的確に実施できるよう、必要な基本的事項を定めることを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害対策本部を設置した場合、その他応急対策業務を実施する必要があると認めるときは、乙に対し、協力を要請することができる。

2 前項の要請があった場合、乙は可能な範囲内において、これに協力するものとする。

3 甲は、この協定による要請を行うときは、災害協力支援要請書（様式1）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等により要請することができるものとし、後日速やかに文書を提出するものとする。

（協力の内容）

第3条 乙は、第2条の要請を受けたときは、次に掲げる事項に関し、協力するものとする。

- (1) 避難場所に対する、乙が所有する電設資機材等の提供。
- (2) 避難所の電気設備の応急点検に関すること。
- (3) その他甲が必要と認める、乙の可能な応急対策業務に関すること。

（費用負担）

第4条 前条に規定する応急対策業務の実施に要した費用は、乙が負担するものとする。ただし、特異な事象が生じた場合は甲乙協議の上、費用負担について決定するものとする。

（災害補償）

第5条 第2条の規定により、応急対策業務に従事した者が、負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の補償は、「労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）」を適用するものとし、同法の適用がない場合には、次に掲げる場合を除き、その状況を調査し、適用を受ける法令等の規定により補償を行うものとする。

- (1) 当該従事者の故意又は重大な過失による場合
- (2) 当該負傷、疾病又は死亡が、第三者の行為による場合
- (3) その他応急対策業務の実施に起因しない負傷など、補償することが適当でない場合

(協議及び情報の交換)

第6条 この協定に定めのない事項、又はこの協定に関して疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議して決定するとともに、必要に応じて情報の交換をすることができる。

(有効期間)

第7条 この協定の有効期間は協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了日の1月前までに、双方いずれからも協定解消の申し出がないときは、当該有効期間満了日の翌日から起算して1年間延長するものとし、以後もまた同一内容をもって継続するものとする。

2 前項の解消の申し出は、有効期間満了日の1ヵ月前までに相手方に申し出るものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成26年7月2日

甲 愛媛県西予市宇和町卯之町三丁目434番地1

西予市長

乙 愛媛県松山市二番町四丁目4番地4

一般社団法人 愛媛県電設業協会

会長理事

副会長

南予地区代表理事

災 害 協 力 支 援 要 請 書

第 号
年 月 日

愛媛県電設業協会 様

西予市長

災害時における応急対策業務の協力要請について

「災害時における応急対策業務の協定に関する協定書」第2条の規定に基づき、下記のとおり要請します。

記

1 要請内容

2 要請場所

要請予定期間	要請資機材	数 量	要請人員
年 月 日 から 年 月 日 まで			

3 その他の必要事項

※（注）要請数量は、指定場所あたりの数量とする。

15-33 災害時における応急対策業務の協力に関する協定 [愛媛県電気工事工業組合]

災害時における応急対策業務の協力に関する協定

西予市（以下「甲」という。）と愛媛県電気工事工業組合八幡浜支部八幡浜電気工事組合（以下「乙」という。）及び愛媛県電気工事工業組合（以下「丙」という。）は、災害時において甲が行う応急対策に係る業務（以下「応急対策業務」という。）の実施に関する乙及び丙の協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における応急対策業務について、甲が乙及び丙の協力を得て、迅速かつ的確に実施できるよう、必要な基本的事項を定めることを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害対策本部を設置した場合、その他応急対策業務を実施する必要があると認めるときは、乙及び丙に対し、協力を要請することができる。

2 前項の要請があった場合、可能な限りにおいて、基本的に乙が対応し、困難な場合、丙がこれに協力支援するものとする。

3 甲は、この協定による要請を行うときは、災害協力支援要請書（様式1）をもって乙に行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等により要請することができるものとし、後日速やかに文書を提出するものとする。

4 乙は、甲から前項の要請があった時は、直ちに丙に連絡し、乙及び丙が協力してこれにあたるものとする。

（協力の内容）

第3条 乙及び丙は、第2条の要請を受けたときは、次に掲げる事項に関し、協力するものとする。

- (1) 避難場所に対する、乙及び丙が所有する電気関係資機材等の提供。
- (2) 避難場所の電気設備の応急点検に関すること。
- (3) その他甲が必要と認める、乙及び丙の可能な応急対策業務に関すること。

（費用負担）

第4条 前条に規定する応急対策業務の実施に要した費用は、甲、乙及び丙が協議のうえ決定し、災害の発生直前における適正な価格を基準として、甲が負担するものとする。ただし、特異な事象が生じた場合は甲乙丙協議の上、決定するものとする。

（災害補償）

第5条 第2条の規定により、応急対策業務に従事した者が、負傷し、疾病にかかり、又は死亡

した場合の補償は、「労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）」を適用するものとし、同法の適用がない場合には、次に掲げる場合を除き、その状況を調査し、適用を受ける法令等の規定により補償を行うものとする。

- (1) 当該従事者の故意又は重大な過失による場合
- (2) 当該負傷、疾病又は死亡が、第三者の行為による場合
- (3) その他応急対策業務の実施に起因しない負傷など、補償することが適当でない場合

(協議及び情報の交換)

第6条 この協定に定めのない事項、又はこの協定に関して疑義が生じた事項については、その都度、甲乙丙協議して決定するとともに、必要に応じて情報の交換をすることができる。

(有効期間)

第7条 この協定の有効期間は協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了日の1月前までに、甲乙丙いずれからも協定解消の申し出がないときは、当該有効期間満了日の翌日から起算して1年間延長するものとし、以後もまた同一内容をもって継続するものとする。

2 前項の解消の申し出は、有効期間満了日の1ヵ月前までに他の2者に申し出るものとする。

(旧協定書の失効)

第8条 甲乙丙間において平成26年7月2日に締結された「災害時における応急対策業務の協力に関する協定書」については、本協定書の締結に伴い、令和2年11月16日を以って失効する。

本協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙の3者が記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和2年11月17日

甲 愛媛県西予市宇和町卯之町三丁目 434 番地 1
西予市長

乙 愛媛県八幡浜市字川通 1460-125
愛媛県電気工事工業組合八幡浜支部
八幡浜電気工事組合
理事長

丙 愛媛県松山市三番町四丁目7番地7
愛媛県電気工事工業組合
理事長

災 害 協 力 支 援 要 請 書

第 号
年 月 日

愛媛県電気工事工業組合八幡浜支部
八幡浜電気工事組合 様

西予市長

災害時における応急対策業務の協力要請について

「災害時における応急対策業務の協定に関する協定書」第2条の規定に基づき、下記のとおり要請します。

記

1 要請内容

2 要請場所

要請予定期間	要請資機材	数 量	要請人員
年 月 日 から 年 月 日 まで			

3 その他の必要事項

※（注）要請数量は、指定場所あたりの数量とする。

15-34 大規模災害発生時における広域防災拠点に関する協定〔愛媛県〕

大規模災害発生時における広域防災拠点に関する協定書

愛媛県（以下「甲」という。）と西予市（以下「乙」という。）は、愛媛県内で県外等からの応援を必要とする規模の災害（以下「大規模災害」という。）が発生した際に、救命・救助活動等に従事する自衛隊、警察、消防等の広域支援部隊を速やかに参集させるとともに、国や他県等から提供される支援物資を効果的に集積、保管、搬送するため、広域的な防災拠点（以下「広域防災拠点」という。）の確保に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、大規模災害が発生した場合において、乙が所有する施設を、広域防災拠点として甲が優先的に使用する場合に必要な事項を定めるものとする。

（施設の名称）

第2条 この協定において、乙が甲に対し、優先的に使用させる施設は、次のとおりとする。

西予市宇和運動公園（所在地：西予市宇和町卯之町三丁目517番地）

（施設の使用）

第3条 大規模災害が発生した場合は、甲から乙に対し、要請を行ったうえで、前条に定める施設（以下「施設」という。）を優先的に使用できるものとする。

2 甲は乙に対し、可能な範囲で施設の職員に協力を求めることができるものとする。

（使用の条件）

第4条 甲が乙の施設を使用する場合の使用料等は、原則無償とする。ただし、施設を使用する期間の光熱水費等については、甲が負担する。

2 甲は、施設の使用が終了したときは、甲の責任により原状回復を行うものとする。

3 乙が、施設を指定管理者制度等により第三者へ管理運営を委任している場合であって、甲が施設を優先的に使用することにより当該第三者に損失が発生したときは、甲と乙は当該損失について協議の上、適切に対応するものとする。

（連絡体制等）

第5条 この協定を円滑に実施するため、甲及び乙はお互いの連絡先を交換するものとする。

2 乙は、施設の現況等を変更する場合は、甲へあらかじめ通知するものとする。

（平時からの連携・協力等）

第6条 甲及び乙は、この協定に基づく災害対応を円滑に実施するため、平時から緊密に連携するものとする。

- 2 甲は、乙と協議の上、大規模災害発生時に使用する資機材や設備等を施設に保管するものとする。
- 3 乙は、自衛隊等の関係機関による施設の現地調査等や、甲が実施する施設を活用した訓練の実施に、支障のない範囲で協力するものとする。

(有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、協定締結日から平成27年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1月前までに、甲または乙のいずれかが書面をもって協定終了の意思表示をしないときは、有効期間満了の翌日からさらに1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書2通作成し、甲、乙双方記名押印の上各自1通を保有する。

平成26年10月2日

松山市一番町四丁目4番地2

甲 愛媛県
知事

西予市宇和町卯之町三丁目434番地1

乙 西予市
市長

15-35 瀬戸内・海の路ネットワーク災害時相互応援に関する協定〔瀬戸内・海の路ネットワーク推進協議会構成市町村〕

瀬戸内・海の路ネットワーク災害時相互応援に関する協定

(目的)

第1条 この協定は、瀬戸内・海の路ネットワーク推進協議会（以下「海ネット」という。）を構成する会員のうち、この協定を締結した会員（以下「海ネット共助会員」という。）が、海ネット共助会員の地域において地震等による災害が発生し、被災会員独自では十分な応急対応ができない場合に、主に海の路を介した連携により、相互に救援協力し、被災会員の応急及び復旧対策を円滑に遂行することを目的に締結するものである。

(応援の種類)

第2条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 応急対策並びに応急復旧に必要な資機材及び物資の提供
- (2) 応急対策及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (3) 医療機関への被災傷者等の受入れ
- (4) 被災者への臨時的な居住施設の提供
- (5) 前各号に定めるもののほか、特に要請があった事項

(地域ブロックの設置)

第3条 災害の規模等に応じて応援を円滑に行うため、以下のとおり地域ブロックを設置する。

地域ブロック	海ネット共助会員
近畿・中国ブロック	大阪府堺市、大阪府岸和田市、大阪府貝塚市、大阪府高石市、大阪府忠岡町、大阪府岬町 兵庫県姫路市、兵庫県明石市、兵庫県洲本市、兵庫県南あわじ市、兵庫県淡路市、兵庫県播磨町 和歌山県海南市、和歌山県湯浅町、和歌山県由良町 岡山県玉野市、岡山県笠岡市、岡山県浅口市 広島県広島市、広島県呉市、広島県竹原市、広島県三原市、広島県尾道市、広島県福山市、広島県大竹市、広島県東広島市、広島県廿日市市、広島県江田島市、広島県海田町、広島県坂町 山口県下関市、山口県宇部市、山口県山口市、山口県防府市、山口県岩国市、山口県光市、山口県柳井市、山口県山陽小野田市、山口県周防大島町、山口県上関町
四国・九州ブロック	徳島県小松島市、徳島県松茂町 香川県高松市、香川県丸亀市、香川県坂出市、香川県観音寺市、香川県さぬき市、香川県東かがわ市、香川県三豊市、香川県土庄町、香川県小豆島町、香川県直島町、香川県宇多津町、香川県多度津町 愛媛県松山市、愛媛県今治市、愛媛県宇和島市、愛媛県八幡浜市、愛媛県新居浜市、愛媛県西条市、愛媛県大洲市、愛媛県伊予市、愛媛県四国中央市、愛媛県西予市、愛媛県上島町、愛媛県松前町、愛媛県伊方町、愛媛県愛南町 大分県中津市、大分県姫島村

(地域ブロックによる応援の連絡調整)

第4条 地域ブロックには地域ブロック幹事及び地域ブロック副幹事（以下「地域ブロック幹事等」という。）を置くものとし、海ネット共助会員から互選により選出するものとする。

2 地域ブロック幹事等の任期は、それぞれ1年とする。

3 地域ブロック幹事等は、被災会員に対する応援を速やかに行うため、地域ブロック内の総合調整を行うものとする。

(応援の要請)

第5条 被災会員は、応援が必要と判断したときは、次に掲げる事項を明らかにし、文書により所属する地域ブロック幹事等に対し要請するものとする。ただし、緊急の場合には、口頭、電話又は電信等により応援を要請することができる。この場合、当該要請後速やかに文書を提出するものとする。

(1) 災害の状況及び要請理由

(2) 必要とする物資等の種類、数量、搬入場所及び経路

(3) 必要とする職員の職種、活動内容、期間、人数及び派遣場所と経路

(4) 受入れを必要とする被災傷者等の人数及び診療科目

(5) 受入港及び受入港への海上経路

(6) 前各号に掲げるもののほか、特に必要な事項

2 要請を受けた地域ブロック幹事（応援とりまとめ幹事）という。）は、速やかに他の地域ブロック幹事等と協議を行い、被災会員を応援できる海ネット共助会員を決定し、その旨を被災会員及び他の地域ブロック幹事等並びに海ネット事務局に通知する。ただし、緊急の場合はこの限りでない。

3 通知を受けた海ネット事務局は、必要に応じて状況を関係機関に報告するものとする。

(応援の実施)

第6条 海ネット共助会員は、前条に規定する応援の要請を受けた場合、可能な範囲でこれを実施するものとする。

2 海ネット共助会員は、前条に規定する応援の要請がない場合でも、速やかに協議を行い、当該被災会員に応援が必要と判断したときは、応援を実施することができる。この場合は、前条に規定する応援の要請があったものとみなし、前条の規定を準用する。

3 応援とりまとめ幹事は、他の地域ブロック幹事等と緊密な連絡をとり、被災会員が必要とする応援を適切に実施できるよう努めるものとする。

(応援経費の負担)

第7条 応援に要した経費は、原則として被災会員が負担する。ただし、被災会員と応援を行う海ネット共助会員（以下「応援会員」という。）との間で協議した結果、合意が得られた場合については、この限りではない。

2 被災会員において経費を支弁するいとまがなく、かつ、被災会員から要請があった場合は、

応援会員は当該経費を一時繰替支弁するものとする。

3 前2項に定めるもののほか、経費負担等に関し必要な事項は別途調整を図る。

(協定運営協議会の設置)

第8条 この協定の運営を円滑に行うため、協定運営協議会を設置する。

- (1) 協定運営協議会は、地域ブロック幹事等で構成する。
- (2) 協定運営協議会には幹事及び副幹事を置くものとし、互選により選出するものとする。
- (3) 全豪の幹事及び副幹事の任期は、それぞれ1年とする。
- (4) 協定運営協議会の事務局は、幹事の担当課内におき、協議会の庶務を行う。

2 協定運営協議会の行う業務は、以下のとおりとする。

- (1) この協定に参加又は離脱を希望する海ネット共助会員への同意
- (2) 協定の実効性の確保に関する企画及び管理
- (3) この協定の運営に係る連絡及び調整
- (4) その他、この協定の運営に関し必要な事項の決定

(海ネット共助会員への参加及び離脱)

第9条 海ネット共助会員への参加及び離脱は、別紙様式の協定(参加・離脱)申請書を協定運営協議会へ提出し、当該申請書を協定運営協議会が受理したときをもって同意したものとみなす。

2 前条第1項第2号の幹事は、海ネット共助会員に異動があった場合は、速やかに他の海ネット共助会員及び海ネット事務局に通知する。

(他の協定との関係)

第10条 この協定は、海ネット共助会員が既に締結している協定及び個別に締結する災害時の相互応援に関する協定を妨げるものではない。

(通信体制の整備)

第11条 海ネット共助会員は、複数の通信体制を整備し、災害時における連絡手段の確保を図るよう努める。

2 海ネット共助会員は、相互応援のための窓口として、あらかじめ連絡担当部局を定めておくものとする。

(協定の実効性の確保)

第12条 海ネット共助会員は、平素より相互に海の路を通じた交流・連携の推進を図りつつ、この協定の実効性の確保に努めるものとする。

(協定に関する協議)

第13条 この協定に定めるもののほか、瀬戸内・海の路ネットワーク災害時相互応援に関し必要

な事項は、協定運営協議会が別に定める。

この協定締結の証として本書2通を作成し、姉妹市町は記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

附 則

この協定は、平成24年3月29日から施行する。
この協定は、平成24年10月29日から施行する。
この協定は、平成25年3月27日から施行する。
この協定は、平成25年5月22日から施行する。
この協定は、平成25年10月25日から施行する。
この協定は、平成25年12月27日から施行する。
この協定は、平成26年3月28日から施行する。
この協定は、平成26年5月29日から施行する。
この協定は、平成26年12月17日から施行する。

大阪府 堺市長	和歌山県 湯浅町長
大阪府 岸和田市長	和歌山県 由良町長
大阪府 貝塚市長	岡山県 玉野市長
大阪府 高石市長	岡山県 笠岡市長
大阪府 忠岡町長	岡山県 浅口市長
大阪府 岬町長	広島県 広島市長
兵庫県 姫路市長	広島県 呉市長
兵庫県 明石市長	広島県 竹原市長
兵庫県 洲本市長	広島県 三原市長
兵庫県 南あわじ市長	広島県 尾道市長
兵庫県 淡路市長	広島県 福山市長
兵庫県 播磨町長	広島県 大竹市長
和歌山県 海南市長	広島県 東広島市長

広島県 廿日市市長	香川県 小豆島町長
広島県 江田島市長	香川県 直島町長
広島県 海田町長	香川県 宇多津町長
広島県 坂町長	香川県 多度津町長
山口県 下関市長	愛媛県 松山市長
山口県 宇部市長	愛媛県 今治市長
山口県 山口市長	愛媛県 宇和島市長
山口県 防府市長	愛媛県 八幡浜市長
山口県 岩国市長	愛媛県 新居浜市長
山口県 光市長	愛媛県 西条市長
山口県 柳井市長	愛媛県 大洲市長
山口県 山陽小野田市長	愛媛県 伊予市長
山口県 周防大島町長	愛媛県 四国中央市長
山口県 上関町長	愛媛県 西予市長
徳島県 小松島市長	愛媛県 上島町長
徳島県 松茂町長	愛媛県 松前町長
香川県 高松市長	愛媛県 伊方町長
香川県 丸亀市長	愛媛県 愛南町長
香川県 坂出市長	大分県 中津市長
香川県 観音寺市長	大分県 姫島村長
香川県 さぬき市長	
香川県 東かがわ市長	
香川県 三豊市長	
香川県 土庄町長	

15-36 災害時の動物救護活動に関する協定 [公益社団法人愛媛県獣医師会]

災害時の動物救護活動に関する協定

西予市（以下「甲」という。）と公益社団法人愛媛県獣医師会（以下「乙」という。）とは、災害発生時において、地域住民が飼育する犬及び猫等が被災した際の治療をはじめ、飼育者と離ればなれになった犬及び猫等の保護管理等の救済措置を行うため、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第233号）第42条第1項の規定による西予市地域防災計画に基づき、甲が行う動物救護活動（以下「活動」という。）に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（対象動物）

第2条 活動の対象となる動物は、犬及び猫とする。

2 前項に定めのない動物を活動の対象とする場合は、甲と乙が協議の上、決定するものとする。

（活動場所）

第3条 乙は、甲が開設する動物救護施設、避難所又は甲が適当と認める施設において、活動を実施するものとする。

（活動内容）

第4条 活動の内容は、次に掲げる事項とする。

- (1) 負傷した動物の応急処置に関すること。
- (2) 被災動物の保護、収容及び健康管理（健康相談を含む。）に関すること。
- (3) 被災動物に関する情報の収集及び提供に関すること。
- (4) 動物救護施設の管理運営に関すること。
- (5) 施設、設備及び物資の提供、その他活動に係る必要な災害応急業務に関すること。

（協力要請等の手続）

第5条 甲が乙に活動の協力を要請する場合は、乙に対して次に掲げる事項を明らかにして、文書により通知するものとする。ただし、緊急の場合は、口頭その他の方法により要請を行い、事後、速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 要請理由
- (2) 要請内容
- (3) 活動場所
- (4) その他必要な事項

2 甲は、前項の規定による要請について、重要な変更が生じたときは、その都度乙に通知するものとし、また、その活動が必要でなくなったときは、速やかに乙に通知するものとする。

（連絡体制）

第6条 活動に関する連絡窓口は、甲にあつては、西予市生活福祉部環境衛生課とし、乙にあつては乙の事務局とする。

（活動の履行）

第7条 乙は、甲から第5条第1項の活動の協力要請を受けた場合は、速やかに活動場所に赴

き、可能な限りの誠意を持って活動を行うものとする。

2 甲と乙は、活動を円滑かつ効果的に遂行するために、適宜情報交換を行うものとする。

3 乙は、自ら活動を要すると判断した場合には、甲に活動の実施を促すことができるものとする。また、乙から活動の実施を促された甲は、遅滞なく実施の可否について判断し、乙に通知するものとする。

4 乙は、活動の終了後、その内容を甲に報告するものとする。なお、甲は活動の途中経過の報告を、随時、乙に求めることができるものとする。

(費用負担)

第8条 甲は、可能な限り、乙が活動のために必要とする用地、施設、設備その他を提供する。

2 甲の要請に基づき乙が行う活動の実施にあたり必要な物資、日当、旅費、宿泊費等の経費については、甲と乙が協議の上、甲又は乙が負担するものとする。なお、県が負担する経費については、この限りではない。

3 乙は、ボランティアの活用、寄附金の利用並びに企業、団体及び個人による寄附物品、備蓄品等を用いるなどの方法で、活動を行うものとする。

(資材等の調達・搬送)

第9条 甲は、乙が行う活動に必要な資材等の調達及び活動場所への円滑な搬送について、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(活動の停止等)

第10条 甲は、活動の継続が極めて困難または不可能と判断した場合は、乙と協議の上、活動を停止し、又は取りやめることができる。

(活動の終了と報告)

第11条 甲は、活動を継続する必要がなくなると判断したときは、乙と協議して活動を終了するものとする。

2 乙は、活動を終了したときは、速やかに次の事項を甲に文書により報告するものとする。

(1) 活動の具体的内容

(2) 活動の実施時期

(3) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(平常時の対応等)

第12条 乙は、平常時から乙の会員に対し本協定の周知及び啓発に努め、災害発生に乙の会員が円滑に活動を実施できるよう必要な調整を行うものとする。

2 甲及び乙は、活動の円滑な実施を図るため、必要に応じて連絡会議を開催する。

(協議)

第13条 この協定に関し、疑義又は定めのない事項が生じたときは、その都度甲乙協議して決定するものとする。

(協定の期間及び更新)

第14条 この協定は、締結の日から効力を有し、甲または乙から申し出のない限り継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有す

るものとする。

平成30年3月22日

(甲) 愛媛県西予市宇和町卯之町三丁目434番地1

西予市

市長

(乙) 愛媛県松山市三番町六丁目1番地8

公益社団法人 愛媛県獣医師会

会長

15-37 災害時における燃料の供給に関する覚書 [三原産業株式会社・有限会社岡田石油店]

災害時における燃料の供給に関する覚書

西予市消防本部（以下「甲」という。）と三原産業（株）D.D宇和れんげ店（以下「乙」という。）は、西予市内で災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に規定する災害（以下「災害」という。）が発生した場合における緊急車両等への燃料等（ガソリン、軽油、灯油、混合油及び重油をいう。以下同じ。）の優先供給に関し、次のとおり覚書を締結する。

（支援協力の要請）

第1条 この覚書により、甲が乙に支援協力を要請する業務は次のとおりとする。

- （1） 乙における、緊急車両等への燃料の優先供給に関すること。
- （2） 前号に掲げるもののほか、甲が必要と認める支援協力に関すること。

（支援協力要請の手続き）

第2条 甲は、前条に規定する支援協力を受けようとする場合には、電話等により要請するものとする。

（支援協力の実施）

第3条 乙は、前条の規定により甲から支援協力の要請を受けたときは、直ちに支援協力を実施するものとする。ただし、特別な事情により支援ができない場合には、その旨を速やかに電話等により連絡するものとする。

（連絡体制等）

第4条 甲及び乙は、支援協力に係る情報伝達を正確に行うため、あらかじめ連絡責任者を定めるものとする。

（費用負担）

第5条 第3条の規定により甲の要請する支援協力を実施した場合における乙が要した費用については、災害等発生直前における適正な価格を基準とし、甲、乙協議のうえ決定し甲が負担するものとする。

（協議）

第6条 この覚書に疑義が生じたとき又はこの覚書に定めのない事項については、その都度甲と乙が協議して定めるものとする。

（有効期間）

第7条 この覚書は、締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって覚書の終了を通知しない限りその効力を持続する。

この覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえそれぞれ1通を保有する。

平成26年11月7日

甲 愛媛県西予市宇和町卯之町二丁目377番地
西予市消防本部
消防長

- 乙 西予市宇和町卯之町1丁目520番地
三原産業（株）D.D宇和れんげ店
マネージャー

災害時における燃料の供給に関する覚書

西予市消防本部（以下「甲」という。）と有限会社 岡田石油店（以下「乙」という。）は、西予市内で災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に規定する災害（以下「災害」という。）が発生した場合における緊急車両等への燃料等（ガソリン、軽油、灯油、混合油及び重油をいう。以下同じ。）の優先供給に関し、次のとおり覚書を締結する。

（支援協力の要請）

第1条 この覚書により、甲が乙に支援協力を要請する業務は次のとおりとする。

- （1） 乙における、緊急車両等への燃料の優先供給に関すること。
- （2） 前号に掲げるもののほか、甲が必要と認める支援協力に関すること。

（支援協力要請の手続き）

第2条 甲は、前条に規定する支援協力を受けようとする場合には、電話等により要請するものとする。

（支援協力の実施）

第3条 乙は、前条の規定により甲から支援協力の要請を受けたときは、直ちに支援協力を実施するものとする。ただし、特別な事情により支援ができない場合には、その旨を速やかに電話等により連絡するものとする。

（連絡体制等）

第4条 甲及び乙は、支援協力に係る情報伝達を正確に行うため、あらかじめ連絡責任者を定めるものとする。

（費用負担）

第5条 第3条の規定により甲の要請する支援協力を実施した場合における乙が要した費用については、災害等発生直前における適正な価格を基準とし、甲、乙協議のうえ決定し甲が負担するものとする。

（協議）

第6条 この覚書に疑義が生じたとき又はこの覚書に定めのない事項については、その都度甲と乙が協議して定めるものとする。

（有効期間）

第7条 この覚書は、締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって覚書の終了を通知しない限りその効力を持続する。

この覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえそれぞれ1通を保有する。

平成26年11月7日

甲 愛媛県西予市宇和町卯之町二丁目377番地
西予市消防本部
消防長

乙 西予市野村町野村12号748番地
有限会社 岡田石油店
代表取締役

15-38 松山自動車道（西予宇和 I C～三間 I C）における災害活動等に関する覚書〔宇和島地区広域事務組合〕

松山自動車道(西予宇和 I C～三間 I C)における災害活動等に関する覚書

南予地区広域消防相互応援協定（以下「協定」という。）に基づく規定を補完するため、宇和島地区広域事務組合消防本部（以下「甲」という。）と西予市消防本部（以下「乙」という。）は、松山自動車道西予宇和インターチェンジから三間インターチェンジまでの区間における災害活動等に関し、次のとおり覚書を交換する。

- 1 この覚書は、協定の運用に必要な事項を定め、甲及び乙の消防力を有効に活用して被害を最小限度に防止し、もって消防任務の達成を図ることを目的とする。
- 2 上記区間内における災害等の発生を覚知したときは、甲又は乙の消防本部に速報するとともに、相互にその状況について連絡をとりあうものとする。
- 3 応援のために出動する消防隊等は、各消防本部が別に定める出動計画によるものとする。ただし、災害の規模等により、災害発生地からの要請又は応援消防機関が必要と認めるときは、消防隊等を増隊することができるものとする。
- 4 前項の出動計画は、甲及び乙が協議して策定するものとする。なお、変更する場合も同様とする。
- 5 上記区間内に出動した消防隊等の無線連絡は、相互連絡のため県内共通波を使用するものとする。
- 6 消防業務の事務処理は、災害等の発生地を管轄する消防機関が行うものとする。ただし、救急事故の事務処理は、その救急事故を取り扱った消防機関が行うものとする。
- 7 甲及び乙は、あらかじめ管轄区域内の医療機関のうちから上記区間内における災害等による傷病者を搬送する救急医療機関を選定しておくものとする。
- 8 前項により、救急医療機関を選定したときは、その所在地、経路、その他救急活動に必要な事項を甲又は乙に通報するものとする。なお、変更した場合も同様とする。
- 9 この覚書の適正な運用を期するため、必要な情報を相互に交換するものとする。
- 10 この覚書に定めのない事項及びこの覚書に関し疑義が生じたときは、甲及び乙の消防長が協議して定めるものとする。
- 11 この覚書は、平成24年3月10日から効力を発生するものとする。

この覚書を証するため、本書2通を作成し、記名押印の上各自1通を保有するものとする。

平成24年2月23日

甲 宇和島地区広域事務組合消防本部

消 防 長

乙 西予市消防本部

消 防 長

第1号様式

消防隊等活動報告書

消防機関名
報告者

災害種別	<input type="checkbox"/> 火災	<input type="checkbox"/> 救急	<input type="checkbox"/> 救助	<input type="checkbox"/> その他	発生場所	
発生日時	平成 年 月 日 時 分頃				応援要請 受信時間	時 分 要請者

消防隊等の活動・経過

隊名 (車両等の種別)	人員 (人)	出動 時分	距離 (km)	到着 時分	活動時分			引揚 時間	帰署 時分	摘要
					開始	終了	所要時間			
		:		:	:	:	:	:	:	
		:		:	:	:	:	:	:	
		:		:	:	:	:	:	:	
		:		:	:	:	:	:	:	
		:		:	:	:	:	:	:	
		:		:	:	:	:	:	:	
		:		:	:	:	:	:	:	

救急・救助	傷病者	氏名	性別	年令	職業	氏名	性別	年令	職業
			男・女	才			男・女	才	
	住所								
	傷病程度	<input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> 重傷 <input type="checkbox"/> 中等症 <input type="checkbox"/> 軽傷				<input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> 重傷 <input type="checkbox"/> 中等症 <input type="checkbox"/> 軽傷			
	傷病名								
	応急措置								
	搬送先	名称							
	所在地								

事故種別	<input type="checkbox"/> 火災	<input type="checkbox"/> 自然災害	<input type="checkbox"/> 水難	<input type="checkbox"/> 交通	<input type="checkbox"/> 労働災害	<input type="checkbox"/> 運動競技
	<input type="checkbox"/> 一般負傷 <input type="checkbox"/> 加害 <input type="checkbox"/> 自損行為 <input type="checkbox"/> 急病 <input type="checkbox"/> その他 ()					

資機材等	応援側のもの	
	受援側のもの	

消防隊等活動状況	
----------	--

応援出動起因事故	<input type="checkbox"/> 有	事故	
	<input type="checkbox"/> 無	摘要	

備考	
----	--

15-39 松山自動車道（西予宇和 I C～大洲北只 I C）における消防及び救急業務等に関する覚書〔西日本高速道路株式会社四国支社〕

松山自動車道(西予宇和 I C～大洲北只 I C)における
消防及び救急業務等に関する覚書

西予市消防本部（以下「消防本部」という。）と西日本高速道路株式会社四国支社（以下「四国支社」という。）とは、松山自動車道西予宇和インターチェンジから大洲北只インターチェンジまでの区間のうち、消防本部が担当する区間（以下「高速道路」という。）における消防・救急業務（以下「救急業務等」という。）を迅速かつ適切に実施するため、次のとおり覚書を交換する。

- 1 消防及び救急業務等の担当区分については別添のとおりとする。
- 2 消防本部は、高速道路において発生した救急業務等を行うものとする。
- 3 四国支社は、消防本部に出動を要請するにあたって、事故の状況、現場の位置等救急業務等に必要な情報を提供するものとする。
- 4 四国支社は、消防本部の消防隊又は救急隊が出動する場合、高速道路の施設の利用について積極的に協力するとともに、事故現場において迅速的確な交通規制、交通の整理に努め、消防隊又は救急隊の誘導を行い、救急業務等に協力するものとする。
- 5 消防本部及び四国支社は、高速道路における救急業務等の実施について必要な情報の交換を相互に行うものとする。
- 6 この覚書によるほか、高速道路における救急業務等の実施について必要のある時は、その都度協議のうえ決定するものとする。
- 7 この覚書は、平成24年3月10日から効力を発生するものとし、本覚書の効力発生の日をもって、平成16年2月26日付で取り交わした「松山自動車道（西予宇和 I C～大洲北只 I C）における消防・救急業務等に関する覚書」については廃止するものとする。

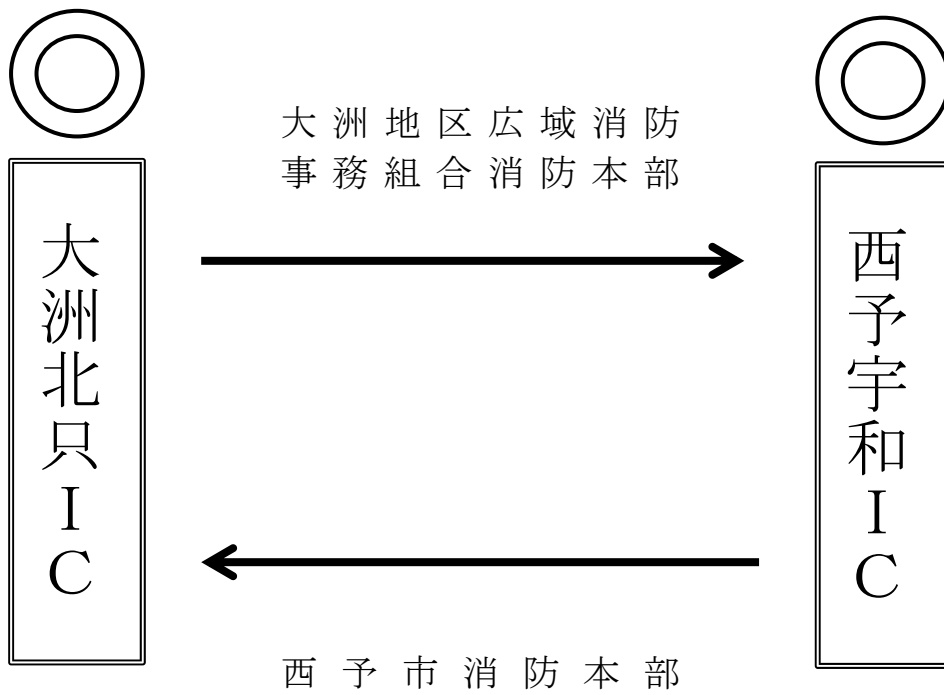
この覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成24年2月25日

西予市消防本部消防長

西日本高速道路株式会社四国支社
保全サービス事業部長

消防及び救急業務等担当区



15-40 災害時における情報交換及び支援に関する協定書 [鬼北町・梶原町]

災害時における情報交換及び支援に関する協定書

西予市・鬼北町・梶原町は、災害時における情報交換及び支援に関する協定を次のとおり締結する。

(目的)

第1条 この協定は、林道東津野城川線（以下「大規模林道」という。）において、災害が発生し、又は発生の恐れがある場合はの情報交換及び支援について、基本的事項を定めることを目的とする。

(区域及び対象)

第2条 この協定の実施区域は大規模倫朗に関係する、西予市、鬼北町、梶原町とする。

(協力体制)

第3条 第1条の目的を達成するため、災害時の初期段階から緊密な情報交換が行えるよう相互に協力して必要な体制を整えるものとする。

(支援内容)

第4条 災害等における支援内容は、次のとおりとする。

- (1) 被害状況の把握及び提供
- (2) 情報連絡網の構築
- (3) 災害等の応急処置
- (4) その他必要と認められる事項

(支援の実施)

第5条 大規模林道において災害が発生し、又は発生の恐れがある場合は、必要に応じて相互に支援を行うものとする。なお、支援要請を受けた市町は、可能な支援を行うものとする。

(平常時の連携)

第6条 この協定の実施に関して必要となる連絡体制の整備その他必要と認められる事項について、平常時から連携に努めるものとする。

(その他)

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、その都度関係市町が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、市町の長が記名押印のうえ、各自1通保有するものとする。

平成27年3月17日

愛媛県西予市宇和町卯之町三丁目434番地1
西予市長

愛媛県北宇和郡輝北町大字近永 800 番地 1
鬼北町長

高知県高岡郡梶原町梶原 1444 番地 1
梶原町長

15-41 災害発生時における西予市と西予市内郵便局の協力に関する協定書〔西予市内郵便局〕

災害発生時における西予市と西予市内郵便局の協力に関する協定書

西予市（以下「甲」という。）と西予市内郵便局（別表に掲げる郵便局、以下「乙」という。）は、西予市内で発生した地震その他による災害時において、甲及び乙が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するために次のとおり協定する。

（定義）

第1条 この協定において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害をいう。

（協力要請）

第2条 甲及び乙は、西予市内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

(1) 緊急車両等としての車両の提供

（車両を所有する場合に限る。ただし、郵便配達用車両は除く。）

(2) 甲又は乙が収集した被災者の避難所開設状況及び被災者の同意の上で作成した避難先リスト等の情報の提供

(3) 郵便局ネットワークを活用した広報活動

(4) 災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策

ア 災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付

イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除

ウ 被災地宛て救助用郵便物等の料金免除

エ 被災地宛て寄付金を内容とする郵便物の料金免除

(5) 乙が郵便物の配達等の業務中に発見した道路等の損傷状況の甲への情報提供

(6) 避難所における臨時の郵便差出箱の設置及び郵便局社員による郵便物の収集・交付等並びにこれらを実行するための必要な事項(注)

(7) 株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命の非常取扱い

(8) 前各号に掲げるもののほか、要請のあったもののうち協力できる事項

(注) 避難者情報カード(避難先届)又は転居届の配布・回収を含む。

（協力の実施）

第3条 甲及び乙は、前条の規定により要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、業務に支障のない範囲内において協力するものとする。

（経費の負担）

第4条 第2条に制定する協力要請に対して、協力した者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、適正な方法により算出した金額を、要請した者が負担する。

2 前項の規定により、負担すべき金額は、適正な方法により算出するものとし、甲乙協議の上、決定するものとする。

(災害情報連絡体制の整備)

第5条 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

(情報の交換)

第6条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報交換を行う。

(連絡責任者)

第7条 この協定に関する連絡責任者は、それぞれ次のとおりとする。

甲 西予市役所 総務部 総務部長

乙 日本郵便株式会社 西予郵便局 郵便部長

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、両者で協議し決定する。

(有効期間)

第9条 本協定の有効期間は、平成27年7月 日から平成28年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の1月前までに、甲又は乙から書面による解約の申し出がないときは、当該有効期間満了日の翌日から起算して1年間延長するものとし、以後もまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方が押印の上、各自1通を保有する。

平成27年7月22日

甲 西予市宇和町卯之町三丁目434番地1
西予市長

乙 西予市宇和町明間1178
西予市内郵便局
代表 日本郵便株式会社 下宇和郵便局長

15-42 災害時の医療救護に関する協定（一般社団法人西予市医師会）

災害時の医療救護に関する協定

西予市（以下「甲」という。）と一般社団法人西予市医師会（以下「乙」という。）とは、災害時において被災者の救助として行う医療及び助産（以下「医療救護」という。）の実施、及び防災訓練について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、西予市地域防災計画等（以下「防災計画等」という。）に基づき、甲が行う医療救護及び防災訓練に対する乙の協力に関し必要な事項を定めるものとする。

（計画の策定）

第2条 甲及び乙は、災害時における医療救護班（以下「救護班」という。）の行う医療救護活動を円滑にするため、次に掲げる事項について医療救護の計画（以下「医療救護計画」という。）を共同して策定するものとする。

（1） 救護班の編成体制

（2） 甲が避難所、災害現場等に設置する医療救護所（以下「救護所」という。）の運営に関する事項

（3） 前2号に掲げるもののほか必要な事項

（救護班の派遣協力等）

第3条 甲は、医療救護活動を実施する必要があるときは、防災計画等に基づき、乙に対し、救護班の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定による要請を受けたときは、医療救護計画に基づき、救護班の編成及び救護所における医療救護活動の実施に可能な限りの協力を行うものとする。

（救護班の派遣要請の手続）

第4条 甲は、前条の規定に基づき救護班の派遣を乙に要請しようとするときは、次に掲げる事項を記載した書面を、乙に提出しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、電話その他の方法により行うことができる。

（1） 災害発生の日時及び場所

（2） 災害の原因及び状況

（3） 救護班の派遣先の場所

（4） 派遣を要する班数

（5） 救護班の派遣期間

（6） その他必要な事項

（救護班の派遣の方法）

第5条 第3条の規定に基づく救護班の派遣は、医療救護計画に基づいて行うものとする。

（要請によらない救護班の派遣）

第6条 乙は、緊急その他やむを得ない事情により、甲の要請によらないで救護活動を行う必要があると判断したときは、第3条及び第5条の規定にかかわらず、自ら救護班を派遣すること

ができる。

2 前項の規定により乙が救護班を派遣したときは、速やかに甲にその旨を報告し、承認を得るものとする。

3 前項の承認を得た場合は、第1項の規定による派遣は、甲の要請に基づくものとみなし、甲は第4条に規定する書面を乙に提出するものとする。

(救護班に対する指揮)

第7条 救護班に対する指揮は、医療救護活動の総合調整を図るため、甲・乙双方の緊密な連携のもとに、甲が乙に依頼し、乙が行うものとする。

(救護班の業務)

第8条 救護班は、原則として、甲が設置する救護所において、医療救護活動を行うものとする。

2 救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 傷病者の傷病の程度判断
- (2) 重症者の応急手当及び中等症者に対する処置
- (3) 後方医療機関(救護所からの転送先受入機関)への転送の要否及び転送順位の決定
- (4) 転送困難な傷病者及び避難所等における軽症者に対する医療
- (5) 助産活動
- (6) 死体の検案
- (7) 医療救護活動の記録及び市災害対策本部への収容状況等の報告
- (8) 前各号に掲げるもののほか、状況に応じた必要な措置

(薬剤等の供給)

第9条 救護班が使用する薬剤、治療材料及び医療器具は、当該救護班が携行するもののほか、甲が供給するものとする。

(救護班の輸送)

第10条 甲又は乙は、医療救護が円滑に実施できるよう、救護班の移動について、必要な措置を講ずるものとする。

(医療費)

第11条 救護所における医療費は、無料とする。

2 後方医療機関における医療費は、患者負担とする。

(費用の弁償)

第12条 災害時において第3条及び第6条の規定により、甲の要請に基づき乙が救護班を派遣した場合における次の費用は、別に定める基準に従い、甲が負担するものとする。

- (1) 救護班が携行した薬剤及び治療材料で使用したもの並びに医療器具の破損した場合の原状回復に要する費用
- (2) 救護班の編成及び派遣に要した費用
- (3) 前2号に掲げる費用以外の費用で、この協定の実施のために要する費用

(医療救護に従事した者に対する損害補償)

第13条 甲の要請に基づき乙が派遣した救護班(第6条の規定による報告に係るものを含む。)の班員として医療救護活動に従事した者が、そのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、甲は、別に定める基準に従いその者又はその者の遺族若しく

は被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償するものとする。

(医事紛争の処理)

第14条 救護班が医療救護活動を行うに際し、患者との間に医事紛争が生じたときは、乙は直ちに甲に連絡するものとする。

2 甲は、前項の規定による連絡を受けたときは、速やかに調査し、乙と協議の上、誠意をもって解決のための適切な措置を講じるものとする。

(防災訓練)

第15条 乙は、甲から要請を受けたときは、甲が実施する防災訓練への参加に協力するものとする。

(細則)

第16条 この協定に定めるもののほか、この協定の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(協議)

第17条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第18条 この協定の有効期間は、平成27年11月2日から平成28年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1月前までに、甲、乙のいずれからも何らの意思表示がないときは、当該有効期間満了の日の翌日から起算して1年延長するものとし、以後もまた同様とする。

(雑則)

第19条 甲が要請した、愛媛県と市町村と社団法人愛媛県医師会との間で平成8年2月1日締結の災害時の医療救護に関する協定(以下「県医師会等協定」という。)に基づく救護班の派遣を受けている期間中は、県医師会等協定は本協定に優先するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成27年11月2日

甲 西予市宇和町卯之町三丁目434番地1
西予市長

乙 西予市宇和町卯之町四丁目319番地
一般社団法人西予市医師会
会 長

災害時の医療救護に関する協定実施細則

西予市(以下「甲」という。)と一般社団法人西予市医師会(以下「乙」という。)とは、平成 27 年 11 月 2 日付けで締結した災害時の医療救護に関する協定(以下「協定」という。)の実施について、次のとおり細則を締結する。

(救護班派遣の要請)

第 1 条 甲は、協定第 3 条の規定に基づき救護班を派遣する場合(協定第 6 条の規定による報告があった場合を含む。)は、協定第 4 条に規定する事項を記載した救護班派遣要請書(様式第 1-1 号)を乙に提出するものとする。

2 甲は、協定第 15 条の規定に基づき、防災訓練参加の要請を行う場合は、防災訓練参加要請書(様式第 1-2 号)を乙に提出するものとする。

(医療救護活動の報告)

第 2 条 乙は、協定第 3 条の規定に基づき救護班を派遣した場合(協定第 6 条の規定による報告があった場合を含む。)は、当該救護班の行う医療救護活動(以下「医療救護活動」という。)の終了後、速やかに、次に掲げる書類を甲に提出するものとする。

- (1) 医療救護活動報告書(様式第 2 号)
- (2) 医療救護活動実施者名簿(様式第 3 号)
- (3) 薬剤等使用報告書(様式第 4 号)

(事故の報告)

第 3 条 協定第 13 条に規定する場合においては、乙は、事故報告書(様式第 5 号)により、速やかに甲に報告するものとする。

(費用弁償の額等)

第 4 条 協定第 12 条第 1 号及び第 2 号に規定する費用の弁償の額は、それぞれ災害救助法施行細則(昭和 35 年愛媛県規則第 17 号)別表第 1 及び別表 2 の規定の例を準用し算出した額とする。

2 乙は、協定第 12 条に規定する費用の弁償を請求しようとするときは、費用弁償請求書(様式第 6 号)を甲に提出するものとする。

(損害補償の種類等)

第 5 条 協定第 13 条に規定する損害補償(以下「損害補償」という。)の種類は、療養補償金、休業補償金、障害補償金、葬祭補償金及び打切補償金とする。

2 損害補償の額は、次の表の左欄に掲げる損害補償の種類に応じ、当該右欄に掲げる扶助金(災害救助法(昭和 22 年法律第 118 号)第 29 条の規定により支給される扶助金をいう。)の額の算定の例を準用し算定した額とする。

療養補償金	療養扶助金
休業補償金	休業扶助金
障害補償金	障害扶助金
遺族補償金	遺族扶助金
葬祭補償金	葬祭扶助金
打切補償金	打切扶助金

3 損害補償を受けようとする者は、損害補償支給申請書(様式第7号)に、次の表の左欄に掲げる損害補償の種類に応じ、当該右欄に掲げる書類を添えて、甲に提出するものとする。

療養補償金	医師の診断書及び療養費の領収書又は請求書
休業補償金	(13) 休業が必要と認められる期間を記載した医師の診断書 (14) 休業の期間を記載した事業所の証明書 (15) 事業主又は市長が発行する損害補償支給基礎額の算定の証明 書(以下「支給基礎額算定証明書」という。)
障害補償金	(9) 障害の程度を記載した医師の診断書 (10) 支給基礎額算定証明書
遺族補償金	(9) 遺族補償金の受給順位を明らかにした書類 (10) 支給基礎額算定証明書
葬祭補償金	(9) 死亡診断書 (10) 支給基礎額算定証明書
打切補償金	(9) 療養経過を明らかにした医師の診断書 (10) 支給基礎額算定証明書

(支払)

第6条 甲は、第4条第2項又は前条第3項の規定による費用弁償又は損害補償の請求を受けた場合は、関係書類を確認し、速やかに乙に対し、これを支払うものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成27年11月2日

甲 西予市宇和町卯之町三丁目434番地1
西予市長

乙 西予市宇和町卯之町四丁目319番地
一般社団法人西予市医師会
会 長

様式第1-1号（第1条関係）

救護班派遣要請書

平成 年 月 日

一般社団法人西予市医師会

会長 様

発信者 西予市長 ㊟

事務担当者
TEL
FAX

発信日時 月 日 時 分

災害時の医療救護に関する協定第3条の規定に基づき、下記のとおり救護班の派遣を要請します。

派遣の可否について、下記※に記載し、折り返しご連絡ください。

記

災害発生日時	平成 年 月 日				
災害発生場所					
災害の原因					
災害の状況					
派遣先	要請する班数	派遣期間	移動手段・ 周囲の状況等	携行物・服装 特記事項等	※ 派遣の可否
	班 1班当たりの 希望構成員 医師 名 看護師 名	月 日 ） 月 日			可・否 班 1班当たりの 構成員 医師 名 看護師 名
	班 1班当たりの 希望構成員 医師 名 看護師 名	月 日 ） 月 日			可・否 班 1班当たりの 構成員 医師 名 看護師 名
	班 1班当たりの 希望構成員 医師 名 看護師 名	月 日 ） 月 日			可・否 班 1班当たりの 構成員 医師 名 看護師 名

様式第1-2号（第1条関係）

防災訓練参加要請書

平成 年 月 日

一般社団法人西予市医師会

会長 様

発信者 西予市長 ㊟

事務担当者

TEL

FAX

発信日時 月 日 時 分

災害時の医療救護に関する協定第11条の規定に基づき、下記のとおり医師等の参加協力を要請します。

派遣の可否について、下記※に記載し、折り返しご連絡ください。

記

防災訓練日時	平成 年 月 日			
防災訓練場所				
防災訓練概要				
防災訓練 派遣要請先	要請する班数	移動手段・ 周囲の状況等	携行物・服装 特記事項等	※ 派遣の可否
	班 1班当たりの 希望構成員 医師 名 名			可・否 班 1班当たりの 構成員 医師 名 名
	班 1班当たりの 希望構成員 医師 名 名			可・否 班 1班当たりの 構成員 医師 名 名
	班 1班当たりの 希望構成員 医師 名 名			可・否 班 1班当たりの 構成員 医師 名 名

様式第2号（第2条関係）

平成 年 第 月 号 日

西予市長 様

一般社団法人 西予市医師会

会長

㊞

医療救護活動の報告について

標記の件について、下記のとおり提出いたします。

記

- | | | | |
|--------|-------------|---|---|
| 1.提出書類 | 医療救護活動報告書 | 1 | 部 |
| | 医療救護活動実施者名簿 | 1 | 部 |
| | 薬剤等使用報告書 | 1 | 部 |

様式第2号（第2条関係）

医療救護活動報告書

班名	災害発生場所	医療救護活動場所	活動状況
			月 日 時 分から 月 月 時 分まで 取扱件数 件 移 送 件 死体処理 件
			月 日 時 分から 月 月 時 分まで 取扱件数 件 移 送 件 死体処理 件
			月 日 時 分から 月 月 時 分まで 取扱件数 件 移 送 件 死体処理 件
			月 日 時 分から 月 月 時 分まで 取扱件数 件 移 送 件 死体処理 件
			月 日 時 分から 月 月 時 分まで 取扱件数 件 移 送 件 死体処理 件

様式第5号（第3条関係）

事 故 報 告 書

平成 年 月 日から平成 年 月 日までの災害時の医療救護活動において、別紙のとおり事故傷病（死亡）者が発生したので、報告します。

平成 年 月 日

西予市長 様

一般社団法人 西予市医師会

会長

㊞

別紙

死亡事故（傷病）者概要

氏名		性別	男・女	年齢	歳
住所					
職種		勤務先		班名	
傷病名				程度	重症・中等症・軽症
外来・入院（月 日）	診療（入院）医療機関名				
受傷（発病）日時	平成	年	月	日	時 分
受傷（発病）場所					
死亡原因					
死亡日時	平成	年	月	日	時 分
死亡場所					
受傷（発病）・死亡時の状況					

様式第6号（第4条関係）

費 用 弁 償 請 求 書

平成 年 月 日

西予市長 様

一般社団法人 西予市医師会

会長

⑩

次の金額を請求します。

金 額 円

ただし、平成 年 月 日から平成 年 月 日までに
災害時の医療救護活動に対する費用弁償

添付書類 上記請求額の内訳の分かるもの

様式7号（第5条関係）

損害補償支給申請書

平成 年 月 日

西予市長 様

一般社団法人 西予市医師会

会長

印

負傷・疾病 又は死亡し た者の状況	氏名		性別	男・女	生年月日	年 月 日
	住所					
	職種		勤務先		救護班名	
	傷病名		受傷(発病)年月日		平成 年 月 日	
	死亡原因		死亡年月日		平成 年 月 日	
障害級別		療養開始年月日		平成 年 月 日		
休業日数	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 日間					
休業期間中における業務上の収入	有(円) ・ 無					
損害補償支給基礎額（災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第14条第2項 号該当）						
備考						

15-43 災害時における廃棄物処理の協力に関する協定 [平成産業有限会社]

災害時における廃棄物処理の協力に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、大規模な地震災害等が発生した場合（以下「災害等」という。）に、地震等により崩壊、焼失した建物の解体撤去に伴って発生する木くず・がれき類・廃プラスチック類・ゴムくず・ガラス及び陶磁器くず・がれき類（石綿含有廃棄物を含む。）（以下「災害廃棄物」という。）の仮置場及び処分の協力に関して、西予市（以下「甲」という。）と平成産業有限会社（以下「乙」という。）との協力事項について定めるものとする。

(協力要請の手続き)

第2条 災害等において、甲が所有者の意向を受け実施する次の各号の事業（以下「災害廃棄物の処理等」という。）について、乙に対して災害廃棄物の処理等の協力を要請するものとする。

- (1) 災害廃棄物の仮置き
- (2) 災害廃棄物の処理・処分
- (3) 前各号に伴う必要な事項

2 前項の要請は、次の各号に掲げる事項を文書をもって行うものとする。ただし、緊急の場合で、文書をもって要請することができないときは口頭で要請し、後日、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 協力内容
- (2) その他必要な事項

(協力内容等)

第3条 乙は、甲から前条の協力要請を受けたときは、必要な人員、車両、資機材を調達し、甲が実施する災害廃棄物の処理等に可能な限り協力するものとする。

2 乙は、甲の指示に従い、災害廃棄物の処理等を実施するものとする。なお、実施に当たっては、つぎの各号に掲げる自己に留意するものとする。

- (1) 周囲の生活環境を損なわないように十分に配慮すること。
- (2) 災害廃棄物の再利用及び再資源化に配慮し、その分別の徹底等に努めること。

(報告)

第4条 乙は、災害廃棄物の処理等が終了したときは、次の各号に掲げる事項を文書で、甲へ報告するものとする。

- (1) 協力内容
- (2) その他必要な事項

(費用)

第5条 第2条の要請に基づき、仮置きを除き、乙が実施した災害廃棄物の処理等に要した費用については災害発生直前における適正な価格を基準として、原則として甲が負担するものとする。

(災害補償)

第6条 第2条の要請に基づき、乙が実施した災害廃棄物の処理等により生じた災害補償につい

ては、乙と甲で協議するものとする。

(協議)

第7条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲及び乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第8条 この協定は、平成28年3月23日からこの効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限りその効力を持続する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し甲・乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成28年 3月23日

(甲) 愛媛県西予市宇和町卯之町三丁目434番地1
西予市
市長

(乙) 愛媛県西予市宇和町久保1号743番地
平成産業有限会社
代表取締役

15-44 災害時における愛媛県市町相互応援に関する協定書〔愛媛県・県内市町〕

災害時における愛媛県市町相互応援に関する協定書

愛媛県（以下「県」という。）及び愛媛県内の市町（以下「市町」という。）は、災害時における相互応援について、次のとおり、協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、市町において災害が発生し、被害を受けた市町（以下「被災市町」という。）が独自では十分な応急措置等が実施できない場合に、市町相互の応援措置等を迅速かつ円滑に実施するために必要な事項について定めるものとする。

（応援の内容）

第2条 この協定による応援の内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 食料、飲料水その他の生活必需物資の供給及びそれに必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資・資機材の提供
- (3) 救援活動に必要な車両等の提供
- (4) 応急復旧等に必要な職員の派遣
- (5) 被災者を一時収容するための施設の提供
- (6) 被災市町に代行しての情報の発信
- (7) 前各号に定めるもののほか、被災市町から特に要請のあった事項

（応援の要請）

第3条 応援を要請しようとする被災市町は、次に掲げる事項を明らかにして、県に要請するものとする。

- (1) 災害の状況
- (2) 応援を求める項目（物資・資機材については数量等、人的応援については職種、人数等）
- (3) 応援を求める期間及び場所
- (4) その他必要な事項

2 前項の規定にかかわらず、被災市町は、県に応援を要請するいとまがないときは、他の市町に直接要請できるものとし、事後において速やかに県に報告するものとする。

3 市町及び県は、通信の断絶等により被災市町と連絡が不可能であり、かつ、災害の事態に照らし特に緊急を要する場合は、被災市町からの要請を待たずに、市町は必要な応援を、県は市町の応援に係る調整を行うことができるものとする。

4 前項の規定により市町が応援を行う場合は、県にその旨を通知するものとする。

（要請を受けた県及び市町の役割）

第4条 要請を受けた県は、被災市町の被害状況や応急措置に必要な物資等の把握を行い、速やかに市町間の連絡調整を行った上で、応援可能な市町に応援を要請するものとする。

2 要請を受けた市町は、速やかに、被災市町に応援を行うものとする。

（経費の負担等）

第5条 応援に要した経費は、原則として応援を受けた市町の負担とする。

2 被災市町において応援に要した費用を支弁するいとまがない場合その他やむを得ない事情が

ある場合には、当該市町の要請により、応援を行った市町は、当該費用を一時繰替支弁するものとする。

3 前2項に定めるもののほか、経費の負担等に関し必要な事項は、別紙「応援経費の負担等基準」に定めるところによる。

(補則)

第6条 この協定は、愛媛県消防広域相互応援協定その他の災害時の応援に関する協定を妨げるものではない。

2 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、県及び各市町が協議の上、定めるものとする。

附 則

この協定は、平成28年2月17日から施行する。

この協定の締結を証するため、本協定書を21通作成し、愛媛県知事及び各市町長が署名押印して、各自その1通を保有する。

平成28年2月17日

愛 媛 県
知 事
松 山 市
市 長
今 治 市
市 長
宇 和 島 市
市 長
八 幡 浜 市
市 長
新 居 浜 市
市 長
西 条 市
市 長
大 洲 市
市 長
伊 予 市
市 長
四 国 中 央 市
市 長
西 予 市
市 長

東 温 市
市 長
上 島 町
町 長
久 万 高 原 町
町 長
松 前 町
町 長
砥 部 町
町 長
内 子 町
町 長
伊 方 町
町 長
松 野 町
町 長
鬼 北 町
町 長
愛 南 町
町 長

別 紙

応 援 経 費 の 負 担 等 基 準

1 応援職員の派遣に要する経費の負担等

第5条第1項の経費のうち、第2条第4号に定める応援職員の派遣に要する経費の負担については、次のとおりとする。

- ア 被災市町が負担する経費の額は、応援市町が定める規定により算定した当該応援職員の旅費の額及び諸手当の額の範囲内とする。
- イ 応援職員が応援業務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合における公務災害補償に要する経費は、応援市町の負担とする。
- ウ 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては被災市町が、応援市町への往復の途中において生じたものについては応援市町が、賠償の責めに任ずる。
- エ ア、イ及びウのほか、応援職員の派遣に要する経費については、被災市町及び応援市町が協議して定める。

2 経費の一時繰替支弁等

- (1) 応援市町は、第5条第2項の規定により応援に要した経費を一時繰替支弁した場合は、次に掲げる経費に相当する額を、被災市町に請求する。

区 分	経 費
第2条第1号及び第2号に係るもの	購入費及び輸送費
第2条第3号に係るもの	借上料、燃料費、輸送費、維持管理費及び破損又は故障が生じた場合の修理費
第2条第4号に係るもの	1に定める経費
第2条第5号に係るもの	借上料
第2条第6号及び第7号に係るもの	実施に要した経費

- (2) (1)の請求は、応援市町の市町長名による請求書により、被災市町に請求するものとする。
- (3) (1)及び(2)により難しいときは、被災市町及び応援市町が協議して定める。

15-45 災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定〔社会福祉法人西予市野城総合福祉協会〕

災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、大規模な地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）により要配慮者が避難を余儀なくされた場合に、西予市（以下「甲」という。）が社会福祉法人 西予市野城総合福祉協会（以下「乙」という。）に対し、福祉避難所の設置運営に関する協力を要請することについて、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この協定において「要配慮者」とは、つぎに掲げる者のうち、避難所の生活において特別な配慮を要する者をいう。

- (1) 介護保険の要介護認定を受けた者
- (2) 障害者手帳を有する者
- (3) 上記に準ずる者

(指定する施設)

第3条 乙が運営する施設のうち、福祉避難所として指定する施設は、別表のとおりとする。

(福祉避難所の開設要請)

第4条 甲は、災害が発生し、要配慮者避難のため福祉避難所を開設する必要がある場合は、乙に対して福祉避難所の開設を要請するものとする。

2 甲は、前項の規定により福祉避難所の開設を要請する場合は、事前に、乙に対してその旨を福祉避難所開設要請通知書（様式第1号）で通知するものとする。

3 甲は、前項の規定による通知ができない場合は、口頭により通知できるものとする。

(福祉避難所の開設及び受入れ)

第5条 乙は、甲から前条第1項の規定による要請を受けた場合は、対象施設の職員の参集状況及び対象施設の被災状況に応じて、福祉避難所を開設するものとする。

2 甲は、乙が福祉避難所を開設した場合は、速やかに担当職員等を福祉避難所に配置するものとする。

(避難者の移送)

第6条 福祉避難所への対象者の移送は、原則として当該対象者の家族等の介護者又は支援者（以下「支援者等」という。）が行うものとする。ただし、支援者等による移送が困難な場合は、乙は、甲の依頼により、可能な範囲で移送に協力するものとする。

(物資の調達及び介護支援者の確保)

第7条 甲は、要配慮者に係る日常生活用品、食糧及び医薬材料等の必要な物資の調達に努めるものとする。

2 甲は、乙が要配慮者を適切に介護・支援できるよう市社会福祉協議会等との連携により、ボランティア等も含めた介護支援者の確保に努めるものとする。

(費用負担)

第8条 福祉避難所の管理運営に係る費用は、甲が負担するものとし、経費の額は甲乙協議の上決定する。

(開設期間)

第9条 福祉避難所の開設期間は、災害発生日より7日以内とする。ただし、甲が必要と認めたときは、災害規模や被災状況に応じ、開設期間を延長することができる。延長期間については、甲乙協議の上、決定するものとする。

2 甲は、前項の規定により福祉避難所の延長を依頼する場合は、事前に乙に対しその旨を福祉避難所開設期限延長申請書(様式第2号)で通知するものとする。

(福祉避難所の閉鎖)

第10条 甲は、災害対応等が収束した場合は、速やかに福祉避難所を閉鎖する。

2 甲は、前項に基づき福祉避難所を閉鎖する場合は、乙に対し福祉避難所閉鎖届(様式第3号)を提出するとともに、その施設を現状に復し、乙の確認を受けるものとする。

(受け入れ可能人員等)

第11条 甲及び乙は、本協定締結後、受け入れ可能人員、介護支援者数、必要物資等について、あらかじめ協議するものとする。

(個人情報の保護)

第12条 乙は、福祉避難所の運営にあたり、業務上知り得た要配慮者又はその家族等の固有の情報を漏らしてはならない。

(協定の有効期限)

第13条 この協定の有効期限は、毎年度末とし、甲乙双方に異議がない場合は翌年度においても自動的に更新されるものとする。

(疑義の解決)

第14条 この協定に定め別にのらない事項及びこの協定について疑義が生じたときは、別に甲乙協議して定める。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保管するものとする。

平成29年2月23日

甲 西予市宇和町卯之町三丁目434番地1
西予市長

乙 西予市野村町野村12号446番地
社会福祉法人 西予市野城総合福祉協会
理事長

(別表)

災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定締結施設一覧

施設名	施設種別	所在地
しいのき園	特別養護老人ホーム	野村町野村8号467番地
法正園	特別養護老人ホーム	野村町野村13号288番地
寿楽苑	特別養護老人ホーム	城川町魚成7026番地1
奥伊予荘	養護老人ホーム	城川町古市1773番地1
惣川高齢者生活福祉センター	生活支援ハウス	野村町舟戸2097番地
野村育成園	障害者支援施設	野村町野村8号479番地1
野村学園	障害者支援施設	野村町野村16号448番地

15-46 災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定 [社会福祉法人西予総合福祉会]

災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、大規模な地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）により要配慮者が避難を余儀なくされた場合に、西予市（以下「甲」という。）が、社会福祉法人 西予総合福祉会（以下「乙」という。）に対し、福祉避難所の設置運営に関する協力を要請することについて、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この協定において「要配慮者」とは、次に掲げる者のうち、避難所の生活において特別な配慮を要する者をいう。

- (1) 介護保険の要介護認定を受けた者
- (2) 障害者手帳を有する者
- (3) 上記に準じる者

(指定する施設)

第3条 乙が運営する施設のうち、福祉避難所として指定する施設は、別表のとおりとする。

(福祉避難所の開設要請)

第4条 甲は、災害が発生し、要配慮者避難のため福祉避難所を開設する必要がある場合は、乙に対して福祉避難所の開設を要請するものとする。

2 甲は、前項の規定により福祉避難所の開設を要請する場合は、事前に、乙に対してその旨を福祉避難所開設要請通知書（様式第1号）で通知するものとする。

3 甲は、前項の規定による通知ができない場合は、口頭により通知できるものとする。

(福祉避難所の開設及び受入れ)

第5条 乙は、甲から前条第1項の規定による要請を受けた場合は、対象施設の職員の参集状況及び対象施設の被災状況に応じて、福祉避難所を開設するものとする。

2 甲は、乙が福祉避難所を開設した場合は、速やかに担当職員等を福祉避難所に配置するものとする。

(避難者の移送)

第6条 福祉避難所への対象者の移送は、原則として当該対象者の家族等の介護者又は支援者（以下「支援者等」という。）が行うものとする。ただし、支援者等による移送が困難な場合は、乙は、甲の依頼により、可能な範囲で移送に協力するものとする。

(物資の調達及び介護支援者の確保)

第7条 甲は、要配慮者に係る日常生活用品、食糧及び医薬材料等の必要な物資の調達に努めるものとする。

2 甲は、乙が要配慮者を適切に介護・支援できるよう市社会福祉協議会等との連携により、ボランティア等も含めた介護支援者の確保に努めるものとする。

(費用負担)

第8条 福祉避難所の管理運営に係る費用は、甲が負担するものとし、経費の額は甲乙協議の上

決定する。

(開設期間)

第9条 福祉避難所の開設期間は、災害発生日より7日以内とする。ただし、甲が必要と認めたときは、災害規模や被災状況に応じ、開設期間を延長することができる。延長期間については、甲乙協議の上、決定するものとする。

2 甲は、前項の規定により福祉避難所の延長を依頼する場合は、事前に乙に対しその旨を福祉避難所開設期限延長申請書(様式第2号)で通知するものとする。

(福祉避難所の閉鎖)

第10条 甲は、災害対応等が収束した場合は、速やかに福祉避難所を閉鎖する。

2 甲は、前項に基づき福祉避難所を閉鎖する場合は、乙に対し福祉避難所閉鎖届(様式第3号)を提出するとともに、その施設を現状に復し、乙の確認を受けるものとする。

(受け入れ可能人員等)

第11条 甲及び乙は、本協定締結後、受入れ可能人員、介護支援者数、必要物資等について、あらかじめ協議するものとする。

(個人情報の保護)

第12条 乙は、福祉避難所の運営にあたり、業務上知り得た要配慮者又はその家族等の固有の情報を漏らしてはならない。

(協定の有効期限)

第13条 この協定の有効期限は、毎年度末とし、甲乙双方に異議がない場合は翌年度においても自動的に更新されるものとする。

(疑義の解決)

第14条 この協定に定めのない事項及びこの協定について疑義が生じたときは、別に甲乙協議して定める。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保管するものとする。

平成 29年 2月 23日

甲 西予市宇和町卯之町三丁目 434 番地 1
西予市長

乙 西予市宇和町久枝甲 1434 番地 1
社会福祉法人 西予総合福祉会
理事長

(別表)

災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定締結施設一覧

施設名	施設種別	所在地
松葉寮	特別養護老人ホーム	宇和町久枝甲 1434 番地 1
あけはま荘	特別養護老人ホーム	明浜町狩浜 2 番耕地 1177 番地
皆楽園	特別養護老人ホーム	三瓶町皆江 2598 番地 1
三楽園	養護老人ホーム	三瓶町蔵貫浦 5 番地 19
ケアハウスれんげ	軽費老人ホーム	宇和町久枝甲 1434 番地 1
ケアハウスはまゆう	軽費老人ホーム	明浜町狩浜 2 番耕地 1208 番地 1
希望の森	障害者支援施設	宇和町小野田 1295 番地
松葉学園	障害者支援施設	宇和町神領 534 番地
開明の杜	特別養護老人ホーム	宇和町卯之町一丁目 246-6

15-47 大規模災害時における西予市営宇和球場の使用に関する協定〔西予警察署〕

大規模災害時等における西予市営宇和球場の使用に関する協定

地震等大規模災害の発生により、西予警察署（以下「西予署」という。）庁舎が倒壊、水没等して使用できなくなった場合及西予署管内に警察部隊の受入れが必要となった場合（以下「有事の際」という。）に西予市営宇和球場（以下「宇和球場」という。）の施設の一部を西予署の警察活動施設及び警察部隊の受入施設として使用することに関し、市予市長（以下「甲」という。）と西予署長（以下「乙」という。）との間で次のとおり協定を締結する。

（使用の承諾）

第1条 甲は、大規模災害等の有事の際、乙が宇和球場の施設の一部を西予署の警察活動施設及び警察部隊の受入施設として使用することを承諾するものとする。

（使用箇所の指定）

第2条 前条により使用を承諾する宇和球場の施設の一部とは、宇和球場の本部室、多目的室等の屋内施設（西予署の代替施設等に使用）及び駐車場（警察部隊の受入場所として使用）とする。

なお、乙は、甲の承諾があれば、宇和球場のその他の施設を使用することができるものとする。

（施設の使用）

第3条 大規模災害が発生した場合は、乙から甲に対し、要請を行った上で、宇和球場を優先的に使用できるものとする。

2 乙は甲に対し、可能な範囲で施設の職員に協力を求めることができるものとする。

（使用期間）

第4条 使用期間は、有事が発生した日から災害対応業務が完了するまでとする。ただし、甲にやむを得ない事情が生じた場合は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

（使用料）

第5条 宇和球場の使用料は、無償とする。ただし、乙は使用を終了した時には、これを原状に復する責務を負うものとする。

（管理責任）

第6条 甲は、乙が宇和球場を使用するに当たり発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。

2 施設使用中に発生した施設の損傷及び滅失並びに第三者への損失が発生した場合は、乙がその賠償の責めを負うものとする。

（使用箇所の変更、解約等）

第7条 甲が乙に対し、本協定第2条に定める箇所の使用を承諾できない事態が生じた場合には、甲及び乙が協議の上、使用承諾箇所の変更、本協定の解約等について定めるものとする。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が署名押印の上、各自その1通を保有する。

平成29年3月8日

甲 西予市長

乙 西予警察署長

15-48 災害時における被災者支援に関する協定〔愛媛県行政書士会〕

災害時における被災者支援に関する協定書

西予市（以下「甲」という。）と愛媛県行政書士会（以下「乙」という。）は、災害時における被災者支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、西予市内で地震、風水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、被災者支援のため、行政書士が関与できる業務（以下「行政書士業務」という。）を円滑に遂行することを目的とする。

（行政書士業務の範囲）

第2条 この協定において「行政書士業務」とは、次に掲げる事項とする。

- （1）罹災証明書申請書類に関する相談
- （2）相続関係書類に関する相談
- （3）許認可申請書類に関する相談
- （4）自動車登録申請書類に関する相談
- （5）その他行政書士法に定める業務に関する相談
- （6）その他甲が必要と認める業務

2 前項に規定する業務のほか、同業務の実施に必要な次に掲げる事項を行う。

- （1）乙による被災支援相談窓口の設置
- （2）西予市への乙の会員の派遣

（支援業務の要請）

第3条 甲は、災害時において、被災者支援のため甲が必要と認める場合は、乙に対して前条第1項に規定する行政書士業務の実施及び同条第2項に規定する同業務の実施に必要な事項を要請することができる。

2 前項の規定による要請は、原則として別に定める災害時支援要請書により行うものとする。ただし、緊急を要するときは電話、ファクシミリ等の方法により行い、後日速やかに災害時支援要請書を送付するものとする。

（協力の実施）

第4条 乙は、前条の規定により要請を受けた場合は、その要請を実施するための措置を行うとともに、その措置の状況を甲に通知するものとする。

（相談場所の調整及び広報）

第5条 甲は、災害時において乙に協力を要請する際には、行政書士業務を実施する場所の調整及び支援活動の広報等に努めるものとする。

（報告）

第6条 乙は、実施した行政書士業務相談の件数、対象者及び相談内容について、随時甲に書面で報告をするものとする。ただし、その具体的範囲は行政書士が法令上遵守すべき守秘義務に反しないものとする。

（災害時の体制整備等）

第7条 乙は、災害時又は西予市内で地震、風水害その他の災害が発生するおそれがある場合において必要と認めるときは、甲の要請に直ちに対応できる体制を確保するよう努めるものとする。

2 乙は、第3条の規定による要請を実施し、又は前項の体制を確保するため、連絡体制、連絡方法及び連絡手段について、あらかじめ業務責任者を定め、業務に支障をきたさないよう平時から連絡調整に努めるものとする。

(連絡責任者)

第8条 甲及び乙は、この協定に係る連絡責任者を選定し、相互に通知するものとし、変更があった場合も同様とする。

(費用負担)

第9条 行政書士業務は無料とし、被災者からは報酬を受け取らないものとする。ただし、実費が必要な場合は、被災者が負担するものとする。

2 行政書士業務の実施に必要な人件費等の経費は、乙が負担するものとする。

3 特別な経費が必要となる場合は、甲乙双方で協議し、決定するものとする。

(損害への対応)

第10条 この協定に基づく業務の実施において、乙又は乙の会員に損害が生じた場合、甲の責めに帰すべき事由によらないものについては、乙の責任において対処するものとする。

(情報交換)

第11条 甲及び乙は、この協定に基づく業務を円滑に推進するため、平時から情報を交換するとともに、必要に応じて協議を行うものとする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成29年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の1箇月前までにこの協定の解除又は変更について、甲及び乙のいずれからもなんらの意思表示がないときは、更に1年間延長されるものとし、その後においても同様とする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じた事項については、甲と乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙署名押印の上、各自その1通を保有する。

平成29年7月25日

愛媛県

甲 西予市宇和町卯之町三丁目434番地1

西予市長

松山市錦町98番地1

乙 愛媛県行政書士会

会長

15-49 災害時における地図製品等の供給等に関する協定 [株式会社ゼンリン]

災害時における地図製品等の供給等に関する協定書

西予市（以下「甲」という。）と株式会社ゼンリン（以下「乙」という。）とは、第1条第(1)号に定める災害時において、乙が、乙の地図製品等（第2条に定義される）を甲に供給すること等について、以下のとおり本協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、以下各号の事項を目的とする。

- (1) 甲の区域内で災害対策基本法第2条第1号に定める災害が発生し、又はそのおそれがある場合において、甲が災害対策基本法第23条の2に基づく災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置したときの、乙の地図製品等の供給及び利用等に関し必要な事項を定めること。
- (2) 甲乙間の平常時からの防災に関する情報交換を通じ、甲及び乙が連携して、防災・減災に寄与する地図の作成を検討・推進することにより、市民生活における防災力の向上に努めること。

（定義）

第2条 本協定において以下の用語はそれぞれ以下の意味を有するものとする。

- (1) 「住宅地図」とは、西予市全域を収録した乙の住宅地図帳を意味するものとする。
- (2) 「広域図」とは、西予市全域を収録した乙の広域地図を意味するものとする。
- (3) 「ZNET TOWN」とは、乙の住宅地図インターネット配信サービス「ZNET TOWN」を意味するものとする。
- (4) 「ID等」とは、ZNET TOWNを利用するための認証ID及びパスワードを意味するものとする。
- (5) 「地図製品等」とは、住宅地図、広域図及びZNET TOWNの総称を意味するものとする。

（地図製品等の供給の要請等）

第3条 乙は、甲が災害対策本部を設置したときは、甲からの要請に基づき、可能な範囲で地図製品等を供給するものとする。

- 2 甲は、地図製品等の供給を求めるときは、別途定める物資供給要請書（以下「要請書」という。）を乙に提出するものとする。但し、緊急を要する場合は、甲は、電話等により乙に対して要請できるものとし、事後、速やかに要請書を提出するものとする。
- 3 乙は、地図製品等を供給するときは、甲に、別途定める物資供給報告書を提出するものとする。
- 4 本条に基づく地図製品等の供給にかかる代金及び費用は、次のとおりとする。

- (1) 乙が供給した地図製品等の代金は、別途甲乙が合意した場合を除き有償とする。
- (2) 地図製品等の搬送にかかる費用は、乙が負担するものとする。

（地図製品等の貸与及び保管）

第4条 乙は、第3条第1項の規定に基づく地図製品等の供給とは別途、本協定締結後、甲乙別途定める時期、方法により乙が別途定める数量の住宅地図、広域図及びID等を甲に貸与するも

のとする。なお、当該貸与にかかる対価については無償とする。

2 甲は、前項に基づき乙が貸与した住宅地図、広域図及び ID 等を甲の事務所内において、善良なる管理者の注意義務をもって保管・管理するものとする。なお、乙が、住宅地図及び広域図の更新版を発行したときは、乙は、甲が保管している旧版の住宅地図及び広域図について、甲から当該住宅地図及び広域図を引き取りかつ更新版と差し替えることができるものとする。

3 乙は、必要に応じ、甲に対して事前に通知したうえで、甲による地図製品等の保管・管理状況等を確認することができるものとする。

(地図製品等の利用等)

第5条 甲は、第1条第(1)号に基づき災害対策本部を設置したときは、災害応急対策、災害復旧・復興にかかる資料として、第3条又は第4条に基づき乙から供給又は貸与された地図製品等につき、以下各号に定める利用を行うことができるものとする。

(1) 災害対策本部設置期間中の閲覧

(2) 災害対策本部設置期間中、甲乙間で別途協議のうえ定める期間及び条件の範囲内での複製

2 甲は、前項に基づき住宅地図の利用を開始したときは、速やかに別途定める乙の報告先に報告するものとする。また、当該住宅地図の利用を終了したときは、速やかに従前の保管場所にて保管・管理するものとする。

3 甲は、第1項にかかわらず、災害時以外の平常時において、防災業務を目的として、甲の当該防災業務を統括する部署内において、広域図及び ZNET TOWN を利用することができるものとする。なお、甲は、本項に基づき広域図を複製利用する場合は、別途乙の許諾を得るものとし、ZNET TOWN を利用する場合は、本協定添付別紙の ZNET TOWN 利用約款に記載の条件に従うものとする。

(情報交換)

第6条 甲及び乙は、平常時から防災に関する情報交換を行うとともに、相互の連携体制を整備し、災害時に備えるものとする。

(有効期間)

第7条 本協定の有効期間は、本協定末尾記載の締結日から1年間とする。但し、当該有効期間満了の3ヶ月前までに当事者の一方から相手方に対し書面による別段の意思表示がない限り、本協定は更に1年間同一条件にて更新されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第8条 甲乙間で本協定の解釈その他につき疑義又は紛争が生じた場合には、両当事者は誠意をもって協議し解決に努めるものとする。

以上、本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ各1通を保有する。

平成29年7月27日

甲) 愛媛県西予市宇和町卯之町三丁目 434 番地 1 乙) 香川県高松市上福岡町 816 番地 1

愛媛県西予市

株式会社ゼンリン 四国エリア統括部

市長

部長

【添付別紙】

ZNET TOWN利用約款

(定義)

第1条 本約款で次の各号に掲げる用語は、それぞれ当該各号に定める意味で用いるものとします。

(1) 「ID等」

本サービスを利用するための認証ID及びパスワードをいいます。

(2) 「アクセス権者」

対象機器を使用する甲の職員であり、かつ、ID等を使って本システムにアクセスする者をいいます。

(3) 「対象機器」

甲の庁内LANに接続された端末機器及び庁内業務での利用に限った端末機器をいいます。

(4) 「本サービス」

乙がアクセス権者からの要求に応じて本システムから対象機器に対して本データを送信するサービスをいいます。

(5) 「本システム」

本サービスを提供するための乙が第三者に管理・運用を委託するWWWサーバ、回線、周辺機器等の一連のシステムをいいます。

(6) 「本データ」

本サービスにおいて乙から提供される住宅地図データ、道路地図データ、別記データ、一般種アイコン、その他各種データをいいます。

(本約款の適用)

第2条 本約款は、本協定書の内容の一部を構成するものとし、本サービスを甲が利用することに関する一切に適用されるものとします。

(本サービスの内容)

第3条 乙は、本サービスの内容を任意に、甲に事前通知することなく変更することができるものとします。

(本サービスの中断・中止)

第4条 乙は、本サービスの改善などの理由により、甲に対する事前の通知なく本サービス内容の変更、追加、削除を行うことができるものとします。

2 乙は、乙の事情により本サービスを中止する場合は、甲に事前に通知するものとします。

3 乙は、甲が本約款に違反したときは、事前の催告を要することなく、本サービスの提供を中止することができるものとします。

(本データの使用許諾)

第5条 乙は、甲に対して、本データについて、以下の権利を非独占的に許諾します。

(1) 対象機器上で閲覧すること。

(2) 本サービスにおいて予め備えられた機能を用いて、対象機器にPDF形式でダウンロードし、当該ダウンロードした対象機器に保存し、当該保存した本データを甲の防災業務内で使

用すること。

- (3) 本サービスにおいて予め備えられた機能を用いて、前号所定の対象機器が設置された部署内における防災業務の目的において紙媒体に印刷出力すること（本号に基づき印刷出力した本データを以下「印刷地図」という。）。

(甲の遵守事項)

第6条 甲は、以下の事項を遵守するものとします。

- (1) アクセス権者に限り、乙に本データの送信を求めさせること。
- (2) ID等を、善良なる管理者の注意をもって保管・管理するものとし、第三者に使用又は利用させないこと。
- (3) 乙の指定する利用環境を確保・維持すること。
- (4) 本条第(1)号のために、アクセス権者の認証にあたり、その仕組み、システム等について現時点で取り得る技術的な対応等必要な措置を講ずること。
- (5) 本約款で明示的に許諾される場合を除き、本データの一部でも複製、加工、改変、出力、抽出、転記、送信その他の使用及び利用をしないこと。
- (6) 本約款で明示的に許諾される場合を除き、本データ（形態の如何を問わず、その全部又は一部の複製物、出力物、抽出物その他の利用物を含む。）の一部でも有償無償を問わず、又は譲渡・使用許諾、送信その他いかなる方法によっても第三者に使用させないこと。
- (7) 本データを印刷出力するにあたり以下の事項を遵守すること。但し、事前に乙の許諾を得た場合はこの限りではないものとします。
 - イ) 印刷地図を第5条第(3)号所定の目的以外の目的で使用又は利用しないこと。
 - ロ) 乙の指定する著作権表示等を印刷地図上に表示させること。
 - ハ) 印刷地図を製本、冊子、ファイリング等のまとめた形態又は印刷地図同士を貼り合わせた形態にして使用及び利用しないこと。
 - ニ) 印刷地図を第三者に配布しないこと。
 - ホ) 印刷地図のサイズはA3判以下とすること。
- (8) 本サービスの利用状況の記録（対象機器の台数、設置場所、アクセス権者の数等）を作成し、かつ、乙が要請した場合には、これを閲覧又はコピーさせること。

(不保証及び免責)

第7条 乙は、本サービス又は本データが完全性、正確性、非侵害等を有することを保証するものではないものとします。

- 2 乙は、甲の本サービスの利用に伴い、甲又は第三者が被った損害について免責されるものとします。

(権利の帰属)

第8条 本サービス及び本データに関する知的財産権は乙又は乙に権利を許諾した第三者に帰属するものとします。

(その他)

第9条 甲は、乙の書面による事前の承諾なくして、本約款に基づく本サービスの利用権を他に譲渡し又は担保に供してはならないものとします。

以 上

15-50 災害時における災害廃棄物等の処理等の協力に関する協定 [一般社団法人えひめ産業資源循環協会]

災害時における災害廃棄物等の処理等の協力に関する協定

愛媛県（以下「甲」という。）と市町（以下「乙」という。）と一般社団法人えひめ産業資源循環協会（以下「丙」という。）とは、災害廃棄物等の処理等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、愛媛県内において災害が発生した場合に、生活環境の保全及び速やかな復旧・復興を図るため、災害廃棄物等の処理等の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に規定する災害をいう。
- (2) 災害廃棄物等 大規模な災害の発生により生じた廃棄物及び被災者や避難者の生活に伴い発生する廃棄物をいう。
- (3) 処理等 撤去、収集、運搬、分別、保管、処分及び仮置場の管理並びにこれらに必要な業務をいう。

（協力体制）

第3条 甲、乙及び丙は、この協定に基づく災害時における具体的な協力の内容について継続的に協議を行い、実効性のある協力体制を構築していくものとする。

- 2 甲及び乙は、丙に対して、地域防災計画や災害廃棄物処理計画を提供するものとする。
- 3 丙は、災害時における災害廃棄物等の円滑な処理等が図られるよう、平時から丙の会員における協力体制及び情報等の収集・伝達体制の整備に努めるとともに、災害時には、丙の会員等の被災状況の把握に努めるものとする。
- 4 丙は、災害廃棄物等の処理等が円滑に行われるように、災害時に協力可能な丙の会員が保有する人員、車両及び資機材等の数量を把握し、甲及び乙にあらかじめ報告するものとし、変更が生じた場合は、その旨を報告するものとする。

（協力要請）

第4条 乙は、災害時に、丙に対して災害廃棄物等の処理等の実施について協力を要請することができる。

2 前項の協力の要請は、丙に対し、次に掲げる事項を記載した書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合等は、口頭で要請し、その後、速やかに書面を送付するものとする。

- (1) 被災の状況
- (2) 災害廃棄物等の処理等を行う場所
- (3) 災害廃棄物等の処理等の内容
- (4) 災害廃棄物等の処理等の期間
- (5) その他必要な事項

3 前2項の規定は、甲が乙から要請を受けて丙に対して当該協力を要請する場合について準用する。

(情報提供)

第5条 甲及び乙は、災害廃棄物等の処理等に円滑な協力が得られるよう、丙に被災、復旧の状況等の必要な情報を適宜提供するものとする。

(災害廃棄物等の処理等の実施)

第6条 丙は、第4条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。第11条第1項において同じ。）の要請を受けたときは、丙の会員の中から必要な人員、車両及び資機材等を調達し、乙の指示に従い、次に掲げる事項に留意し、可能な限り災害廃棄物等の処理等を実施するものとする。

(1) 周囲の生活環境を損なわないよう十分配慮すること。

(2) 災害廃棄物等の再利用及び再資源化に配慮し、その分別の徹底に努めること。2 丙は、災害廃棄物等の処理等を終了したときは、次に掲げる事項を記載した書面により、乙に報告するものとする。

(1) 災害廃棄物等の処理等を実施した場所

(2) 実施した災害廃棄物等の処理等の内容

(3) 災害廃棄物等の処理等に要した人員、車両及び資機材等

(4) 災害廃棄物等の処理等を実施した期間

(5) その他必要な事項

(費用負担)

第7条 前条第1項の災害廃棄物等の処理等に要した費用については、原則として乙が負担する。2 前項の費用の額は、災害発生直前における適正な価格を基準として、乙と丙が協議の上、決定するものとする。

(費用の請求及び支払)

第8条 乙は、第6条第2項の書面の提出があった場合は、速やかに関係書類を精査するとともに、必要に応じて現地を確認し、適当と認めたときは、前条第2項の規定により決定した金額を丙の請求に基づき支払うものとする。

(損害補償)

第9条 第6条第1項の規定による災害廃棄物等の処理等に伴い、当該処理等の従事者に損害が生じ、又は第三者に損害を及ぼした場合の補償については、乙と丙が協議して誠実に対応するものとする。ただし、丙の責めに帰すべき理由により損害が生じたときは、丙の責任と費用負担をもって誠実に対応するものとする。

(調整)

第10条 甲は、この協定による災害廃棄物等の処理等が円滑に行われるよう、乙及び丙との間並びに関係機関・団体との調整に努めるものとする

(協力会員)

第11条 第6条第1項の規定にかかわらず、丙は、第4条第1項の要請を受けたときに、丙の会員に災害廃棄物等の処理等の実施を行わせることができる。この場合においては、丙は、災害廃棄物等の処理等の実施を行わせる会員（以下「協力会員」という。）を乙に報告するものとする。ただし、緊急を要する場合等は、協力会員が乙に報告するものとする。

2 第6条から前条までの規定は、協力会員が災害廃棄物等の処理等の実施を行う場合について

準用する。この場合において、第6条第1項中「丙は、第4条第1項の要請を受けたときは、丙の会員の中から必要な人員、車両及び資機材を調達し、」とあるのは「第11条第1項に規定する協力会員（以下「協力会員」という。）は、」と、同条第2項及び第7条から前条までの規定中「丙」とあるのは「協力会員」と読み替えるものとする。

（事務委任等）

第12条 第4条（第3項を除く。）、第6条から第9条まで及び前条の規定は、甲が乙から地方自治法（昭和22年法律第67号）に基づく事務委任を受けて災害廃棄物等処理する場合その他必要な場合について準用する。

（連絡窓口）

第13条 この協定に関する連絡窓口は、甲及び乙においては災害廃棄物主管課、丙においては一般社団法人えひめ産業資源循環協会事務局とする。

（有効期間）

第14条 この協定は、令和元年6月24日から効力を有するものとし、甲、乙又は丙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、効力を持続する。

（前協定の廃止）

第15条 甲と丙とが平成15年4月9日に締結した「災害時における廃棄物処理の協力に関する協定」は、廃止する。

（他被災都道府県への応援）

第16条 甲が、他の都道府県における災害廃棄物等の処理等について応援を行うため、丙に協力要請を行った場合においても、丙は、この協定に準じて、可能な限り協力するものとする。

（協議）

第17条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書22通を作成し甲、乙及び丙が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和元年6月24日

松山市一番町四丁目4番地2

甲 愛媛県
知事

松山市二番町四丁目7番地2

乙 松山市
市長

今治市別宮町一丁目4番地1

乙 今治市

市 長

宇和島市曙町1番地

乙 宇和島市
市 長

八幡浜市北浜一丁目1番1号

乙 八幡浜市
市 長

新居浜市一宮町一丁目5番1号

乙 新居浜市
市 長

西条市明屋敷164番地

乙 西 条 市
市 長

大洲市大洲690番地の1

乙 大 洲 市
市 長

伊予市米湊820番地

乙 伊 予 市
市 長

四国中央市三島宮川四丁目6番55号

乙 四国中央市
市 長

西予市宇和町卯之町三丁目434番地1

乙 西 予 市
市 長

東温市見奈良530番地1

乙 東 温 市
市 長

越智郡上島町弓削下弓削210番地

乙 上 島 町

町 長

上浮穴郡久万高原町久万212番地

乙 久万高原町
町 長

伊予郡松前町大字筒井631番地

乙 松 前 町
町 長

伊予郡砥部町宮内1392番地

乙 砥 部 町
町 長

喜多郡内子町平岡甲168番地

乙 内 子 町
町 長

西宇和郡伊方町湊浦1993番地 1

乙 伊 方 町
町 長

北宇和郡松野町大字松丸343番地

乙 松 野 町
町 長

北宇和郡鬼北町大字近永800番地 1

乙 鬼 北 町
町 長

南宇和郡愛南町城辺甲2420番地・

乙 愛 南 町
町 長

松山市花園町 7 番地 3

丙 一般社団法人えひめ産業資源循環協会
会 長

15-51 災害時における復旧支援協力に関する協定 [公益社団法人日本下水道管路管理業協会]

災害時における復旧支援協力に関する協定

西予市（以下「甲」という。）と、公益社団法人日本下水道管路管理業協会（以下「乙」という。）とは、地震等の災害により甲の管理する下水道管路施設（以下「協定下水道施設」という。）が被災したときに行う復旧支援協力に関して以下のとおり、下水道法（昭和33年法律第79号）第15条の2の規定に基づいた協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、乙の甲に対する復旧支援協力に関して基本的な事項を定め、災害等により被災した協定下水道施設の機能の早期復旧を行うことを目的とする。

（復旧支援協力の要請）

第2条 甲は、乙に対し災害等により被災した協定下水道施設の復旧に関し次の業務の支援を要請することができる。

- （1）被災した協定下水道施設の応急復旧のために必要な業務（巡視、点検、調査、清掃、修繕）
- （2）その他甲乙間で協議し必要とされる業務

2 前項の復旧支援協力の要請に関する甲の連絡窓口は西予市建設部上下水道課とし、乙の連絡窓口は公益社団法人日本下水道管路管理業協会中国・四国支部愛媛県部会とする。

3 甲の乙に対する復旧支援協力要請は支援内容を明らかにした書面により乙の連絡窓口へ要請する。ただし、緊急時等で書面により難しいときは電話等で行うことができるものとし、この場合は事後において書面を提出するものとする。

4 乙は、前3項による甲の要請する業務を行うために、必要な人員・機材等をもって要請された業務を遂行しなければならない。

（費用）

第3条 この協定に基づき甲が乙に対し要請した業務にかかる費用は甲の負担とする。

（報告）

第4条 乙は、第2条により行った支援業務が終了したときは、すみやかに甲に対し書面をもって報告を行うものとする。

2 乙は、毎年3月31日現在において災害時の支援に備えて、支援協力が可能な会社、提供可能な車輛等の機器及び人員を甲に対して報告するものとする。

（下水道台帳データの提供）

第5条 甲は、協定下水道施設の調査に必要な下水道台帳の図面等をPDF等の電子データとして、乙へ提供する。

2 乙は提供を受けた電子データを適切に保管しなければならない。

3 甲は、下水道台帳に大幅な変更があった場合など、適宜、最新の電子データを提供するものとする。

（下水道台帳データの開示）

第6条 乙は、支援要請があったとき、支援出動する乙の会員に対し甲から提供を受けた必要な電子データを開示することができる。

2 乙及び支援出動した乙の会員は、提供を受けた電子データを支援業務並びに必要な報告等以外に使用してはならない。

3 甲と乙の合同訓練を実施する場合も、前2項を準用する。

(広域被災)

第7条 愛媛県において、公益社団法人日本下水道協会が制定した「下水道事業における災害時支援に関するルール」に基づく下水道対策本部が設置された場合には、下水道対策本部による活動を優先する。

(協定期間)

第8条 この協定の期間は、協定締結の日から令和2年3月31日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲乙から申出がない場合、この協定は1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

(その他)

第9条 この協定に定めのない事項や各条項に疑義が生じた場合には、甲乙による協議の上決定するものとする。

2 甲又は乙がこの協定の定めに違反した場合には、甲又は乙は、違反した相手方への書面による通告をもってこの協定を廃止することができる。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和元年5月22日

甲 西予市宇和町卯之町三丁目434番地1

西予市長

乙 東京都千代田区岩本町2丁目5番11号
公益社団法人日本下水道管路管理業協会

会長

15-52 災害時における下水道施設の技術支援協力に関する協定 [公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会中国・四国支部]

災害時における下水道施設の技術支援協力に関する協定

愛媛県（以下「甲」という。）及び県内17市町（乙1から乙17まで）（以下、乙1から乙17までを総称して「乙」という。）と公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会中国・四国支部（以下「丙」という。）は、乙の所管する下水道施設（以下「下水道施設」という。）が地震等の災害により被災した場合又は被災すると明らかに予見された場合（以下「災害時」という。）における丙の技術支援協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における丙の技術支援協力に関する基本的事項を定め、被害の拡大防止と被災した下水道施設の早期復旧を行うことを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において、災害とは、地震、津波、豪雨、洪水、その他異常な自然現象によるものとする。

（技術支援協力の範囲）

第3条 丙の技術支援協力の範囲は、災害時における被害状況の調査、応急復旧方法の検討、災害査定資料の作成等、乙が要請する業務とする。

（技術支援協力の要請）

第4条 乙の丙に対する技術支援協力の要請は、様式第1により第10条に規定する甲の事務局を経由して行うこととし、甲の事務局は、乙の要請をとりまとめた上で、様式第2により第10条に規定する丙の事務局へ要請することとする。ただし、緊急時等でこれによりがたい場合は、乙自らが丙の事務局へ要請することができることとする。

2 丙は、前項による要請があった場合、速やかに丙を構成する会員の中から、支援可能な会員（以下「支援協力者」という。）を様式第3により甲又は乙へ通知することとする。

3 甲及び乙は、前項による通知があった場合、支援協力者の中から業務を実施する会員（以下「業務実施者」という。）を協議により選任し、甲は、様式第4により丙へ通知することとする。

4 丙が会員に協力要請する際に、大規模災害等により相当の時間を要すると認められる場合は、技術支援協力の実施は甲、乙及び丙による協議の上で決定することとする。

（費用）

第5条 乙と業務実施者は、前条第3項による通知後、業務内容を協議し、速やかに業務委託契約を締結することとする。

2 技術支援協力に係る費用は、支援を受けた乙の個々による負担とし、個々に業務実施者と協議することとする。

3 業務実施者は、支援業務終了後、業務委託契約書に基づく費用を乙へ請求することとし、乙は、業務実施者の請求に応じて、所定の手続により費用を支払うこととする。

(業務の実施)

第6条 業務実施者は、委託契約を締結した業務を速やかに遂行しなければならない。

2 甲及び乙は、業務実施者に不備がある場合、支援協力者の中から新たな業務実施者を選定することができることとし、第4条第3項に準じて丙へ通知することとする。

(報告)

第7条 業務実施者は、技術支援協力終了後、速やかに様式第5及び6により乙へ報告することとする。

(広域の被災)

第8条 甲及び丙は、公益社団法人日本下水道協会が制定した「下水道事業における災害時支援に関するルール」に基づく下水道対策本部が設置された場合、当該下水道対策本部に関わる支援活動への対応方針について協議し、決定することとする。

(労災及び損害補償など)

第9条 支援業務において労務災害等が発生した場合は、業務実施者の労災保険を適用することとする。

2 業務実施者は、技術支援協力の実施に伴い、甲、乙及び業務実施者の責に帰さない理由により、第三者に損害を及ぼした場合、又は業務実施者等に損害が生じた場合は、その事実の発生後速やかに、その状況を書面により甲及び乙へ報告しなければならない。

3 甲及び乙は、前項による報告を受けた場合、その措置について業務実施者と協議し、決定することとする。

4 甲又は乙は、業務実施者が行った技術支援協力において瑕疵があった場合、業務実施者へ修補等を請求することができることとする。

5 前項の請求は、乙と業務実施者が締結した委託契約における契約約款等の瑕疵担保条項に基づくこととし、瑕疵担保条項によらない場合は、甲、乙及び業務実施者が協議して定めることとする。

(事務局及び連絡体制)

第10条 技術支援に係る甲及び丙の事務局及び連絡先は、次のとおりとする。

(1) 甲の事務局は、愛媛県土木部道路都市局都市整備課とする。

(2) 丙の事務局は、公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会中国・四国支部とする。

(3) 甲、乙及び丙の連絡先は、別表に掲げるとおりとする。

(4) 連絡先に変更があった場合は、速やかに甲の事務局に連絡し、甲の事務局は別表を変更して、乙及び丙へ伝えることとする。

(情報の共有と保護)

第11条 甲、乙及び丙は、この協定による活動を円滑に行うために必要な連絡先等の情報を、相互に共有することとする。

2 業務の実施にあたっては、公益社団法人日本下水道協会、公益社団法人日本下水道管路管理業協会及び日本下水道事業団とも災害支援に関する情報を共有することがある。

3 甲、乙及び丙は、個人情報及び行政情報を取り扱う場合、その情報の保護に努めなければならない。

(合同訓練)

第12条 甲、乙及び丙は、必要に応じて情報伝達訓練等の合同訓練を行うこととする。

2 前項の合同訓練の時期及び内容は、甲、乙及び丙の協議により定めることとする。

(協定の有効期間)

第13条 この協定は、協定の締結の日からその効力を有することとし、有効期間は令和2年3月31日までとする。

2 この協定の終了1か月前までに、甲、乙又は丙から書面による協定終了の意思表示がない場合は、さらに1年間その効力を継続することとし、その後においても同様とする。

(相互協力)

第14条 この協定に基づく支援の実施にあたっては、県内の被災状況を踏まえて、甲、乙及び丙が相互に協力して対応することとする。

(その他)

第15条 この協定に定めのない事項や各条項に疑義が生じた場合は、甲、乙及び丙の協議により定めることとする。

2 甲、乙及び丙は、いずれかがこの協定に違反した場合、違反した相手方への書面による通告をもってこの協定を廃止することができることとする。

本協定の締結を証するため、本書19通を作成し、甲、乙及び丙がそれぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和元年5月22日

甲	愛媛県松山市一番町四丁目4番地2 愛媛県知事
乙1	松山市二番町四丁目7番地2 松山市長
乙2	今治市別宮町一丁目4番地1 今治市長
乙3	宇和島市曙町1番地 宇和島市長
乙4	八幡浜市北浜一丁目1番1号 八幡浜市長
乙5	新居浜市一宮町一丁目5番1号 新居浜市長
乙6	西条市明屋敷164番地 西条市長

- 乙7 大洲市大洲690番地の1
大洲市長
- 乙8 伊予市米湊820番地
伊予市長
- 乙9 四国中央市三島宮川4丁目6番55号
四国中央市長
- 乙10 西予市宇和町卯之町三丁目434番地1
西予市長
- 乙11 東温市見奈良530番地1
東温市長
- 乙12 越智郡上島町弓削下弓削210番地
上島町長
- 乙13 上浮穴郡久万高原町久万212番地
久万高原町長
- 乙14 伊予郡松前町大字筒井631番地
松前町長
- 乙15 伊予郡砥部町宮内1392番地
砥部町長
- 乙16 喜多郡内子町平岡甲168番地
内子町長
- 乙17 西宇和郡伊方町湊浦1993番地1
伊方町長
- 丙 広島県広島市西区南観音7丁目13番14号
公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会 中国・四国支部
中国・四国支部長

15-53 西予市・日本下水道事業団災害支援協定〔日本下水道事業団〕

西予市・日本下水道事業団災害支援協定

西予市（以下「甲」という。）と日本下水道事業団（以下「乙」という。）とは、甲の所管する下水道施設について災害が発生した場合において乙が行う下水道施設の維持又は修繕に関する工事その他の支援（以下「災害支援」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的等）

第1条 この協定は、乙が行う災害支援に関して基本的な事項を定め、災害支援の円滑な実施により、災害が生じた下水道施設の機能の迅速な回復を図り、もって浸水被害の拡大その他の生活環境の悪化又は公共用水域の水質の悪化を防止することを目的とする。

2 この協定は、下水道法（昭和33年法律第79号）第15条の2に規定する災害時維持修繕協定である。

（対象）

第2条 この協定の対象となる災害は、次に掲げる原因により生ずるものとする。

- 一 暴風、竜巻、豪雨、落雷、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象
- 二 その他甲と乙の協議により定めるもの

2 この協定の対象となる下水道施設は、次に掲げるもの（以下「協定下水道施設」という。）とする。

- 一 西予市宇和浄化センター
- 二 西予市野村浄化センター

（災害支援の内容）

第3条 乙が行う災害支援は、次に掲げるものとする。

- 一 災害の状況を確認するために行う現地調査（協定下水道施設の点検を含む。）
- 二 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令（昭和26年政令第107号）第5条1項の規定による災害報告に必要な資料の作成
- 三 協定下水道施設について、その応急工事又は復旧工事が完了するまでの間、暫定的にその機能を確保するために行う簡易消毒の実施、仮設ポンプの設置その他の維持又は修繕に関する工事
- 四 災害査定に必要な設計図書その他の関係資料の作成（作成のために行う現地調査を含む。）及び災害査定への立会
- 五 前各号に掲げる災害支援に附帯する支援

（災害支援の要請の方法）

第4条 甲は、乙に災害支援を要請しようとする場合には、対象施設及び支援内容を記載した文書により行うものとする。ただし、文書によることができない場合には、電子メール又はファクシミリ装置を用いた送信（これらの送信ができないときは、口頭又は電話）により当該要請を行うことができる。

2 前項ただし書の場合には、甲は、事後において速やかに、乙に文書を交付するものとする。

(災害支援の実施)

第5条 乙は、前条の要請があったときは、その人員等に応じて可能な範囲で、第3条に規定する災害支援を行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、乙は、愛媛県から災害支援の要請があったときは、その人員等に応じて可能な範囲で、第3条に規定する災害支援を行うことができる。

(災害支援の完了の報告)

第6条 乙は、前条の規定による災害支援の全部又は一部を完了したときは、甲に対し、速やかにその内容を報告するものとする。

(費用の負担)

第7条 甲は、乙が行った災害支援に要した費用（第3条第1号及び第2号に規定する災害支援に要したものを除く。）を負担するものとする。

2 乙は、前項の費用として、職員の人件費及び旅費、使用した機材又は薬品の代価その他の実費に相当する額を甲に請求するものとする。

3 甲は、前項の規定による請求があったときは、その内容を精査の上、速やかに乙に支払うものとする。

(廃止)

第8条 甲又は乙においてこの協定を継続できない事情が生じたときは、甲乙協議の上、この協定を廃止することができる。

2 甲又は乙がこの協定の定めに違反した場合においては、甲又は乙は、違反した相手方への書面による通告をもって、この協定を廃止することができる。

(事務局)

第9条 この協定に基づく災害支援に係る事務局は、次のとおりとする。

一 甲の事務局 西予市建設部上下水道課

二 乙の事務局 日本下水道事業団中国・四国総合事務所 施工管理課

(協定の有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、この協定を締結した日から令和2年9月30日までとする。

(その他)

第11条 この協定に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、甲と乙が協議して定める。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各々1通を保有する。

令和5年10月1日

甲 愛媛県西予市宇和町卯之町三丁目434番地1

西予市

代表者 西予市長 管 家 一 夫

乙 東京都文京区湯島二丁目31番地27号
日本下水道事業団
代表者 理事長 森岡泰裕

15-54 災害時の船舶による輸送等に関する協定書〔株式会社あさ屋〕

災害時の船舶による輸送等に関する協定書

西予市（以下「甲」という。）と株式会社 あさ屋（以下「乙」という。）は、災害等により国道378号線が寸断された場合における船舶による輸送等に対し、次のとおり協定を締結する。

（趣 旨）

第1条 この協定は、災害時において、海上における輸送手段を確保するために、甲が乙に対して船舶による輸送等に関し協力を求めるときに必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時に次条に掲げる業務を遂行するため、乙の協力を得る必要があると認めるときは、乙に対し協力を要請することができるものとする。

2 前項の規定による要請は、様式第1号により業務の内容及び期間等を指定して文書で行う。ただし、緊急を要する場合は、口頭等で協力を要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

（業務の内容）

第3条 本協定により、甲が乙に対し協力を要請する業務は、各号のとおりとする。

- (1) 生活に支障が発生した人員の輸送
- (2) その他甲が必要とするもの

（業務の実施）

第4条 乙は、第2条の規定により要請を受けたときは、可能な限り実施するものとする。

（輸送の安全）

第5条 乙は、その組織、施設及び機能を最大限に活用し、海上輸送の安全確保を図り、市民生活の早期安定に寄与するものとする。

（業務報告）

第6条 乙は、前条の業務を実施したときは、当該業務の終了後速やかに、様式第2号によりその状況を報告する。ただし、緊急を要する場合は、口頭で報告し、その後速やかに文書を送付するものとする。

（費用の負担）

第7条 第4条の規定により乙が実施した業務に要した費用は甲が負担する。

2 前項の費用は、当該業務を行うために要する通常の実費（運航準備に関するものも含む）とし、甲乙協議して定める。

（費用の請求及び支払い）

第8条 乙は、業務の終了後、業務に要した費用を甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、内容を確認し、速やかにその費用を支払うものとする。

（災害補償）

第9条 第2条の規定により、輸送業務に従事した者が、負傷し疾病にかかり、又は死亡した場合の補償は、「労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）」を適用するものとし、同法の

適用がない場合には、次に掲げる場合を除き、その状況を調査し、適用を受ける法令等の規定により補償を行うものとする。

- (1) 当該従事者の故意又は重大な過失による場合
- (2) 当該負傷、疾病又は死亡が、第三者の行為による場合
- (3) その他応急対策業務の実施に起因しない負傷など、補償することが適当でない場合
(損害への対応)

第10条 この業務の履行において、自己の責に帰すべき事由により甲、乙又は第三者に損害を与えた場合には、自己の責任と負担において処理するものとする。ただし、天災又は不可抗力により生じた損害の取り扱いについては、甲乙間で別途協議するものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

(有効期限)

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲乙いずれからも文書による終了の意思表示ない限り、その効力を継続する

この協定の成立を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和元年6月3日

甲 愛媛県西予市宇和町卯之町三丁目 434 番地 1
西予市長

乙 愛媛県西予市三瓶町 1-548-2
株式会社 あさ屋
代表取締役

様式第1号

第 号
年 月 日

様

西予市長

船舶による輸送等の業務への協力要請について

標記の件につきまして、災害時の船舶による輸送等に関する協定書第2条第2項の規定により下記のとおり要請します。

なお、業務の実施状況を別紙様式第2号により報告願います。

記

1 人員輸送

輸送活動期間	輸送区間	備考
(自) 月 日	港から	
(至) 月 日	港まで	

2 その他輸送

輸送活動期間	輸送区間	備考
(自) 月 日	港から	
(至) 月 日	港まで	

様式第2号

年 月 日

西予市長 様

氏名

船舶による輸送等の業務の実施状況の報告について

標記の件につきまして、災害時の船舶による輸送等に関する協定書第6条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 人員輸送

輸送業務期日	輸送人員	輸送区間	備考
月 日	人	港から 港まで	
月 日	人	港から 港まで	
月 日	人	港から 港まで	

15-55 災害時の船舶による輸送等に関する協定書 [明浜漁業協同組合]

災害時の船舶による輸送等に関する協定書

西予市（以下「甲」という。）と明浜漁業協同組合（以下「乙」という。）は、災害等により国道378号線が寸断された場合における船舶による輸送等に対し、次のとおり協定を締結する。

（趣 旨）

第1条 この協定は、災害時において、海上における輸送手段を確保するために、甲が乙に対して船舶による輸送等に関し協力を求めるときの必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時に次条に掲げる業務を遂行するため、乙の協力を得る必要があると認めるときは、乙に対し協力を要請することができるものとする。

2 前項の規定による要請は、様式第1号により業務の内容及び期間等を指定して文書で行う。ただし、緊急を要する場合は、口頭等で協力を要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

（業務の内容）

第3条 本協定により、甲が乙に対し協力を要請する業務は、各号のとおりとする。

- (1) 生活に支障が発生した人員の輸送
- (2) その他甲が必要とするもの

（業務の実施）

第4条 乙は、第2条の規定により要請を受けたときは、可能な限り実施するものとする。

（輸送の安全）

第5条 乙は、その組織、施設及び機能を最大限に活用し、海上輸送の安全確保を図り、市民生活の早期安定に寄与するものとする。

（業務報告）

第6条 乙は、前条の業務を実施したときは、当該業務の終了後速やかに、様式第2号によりその状況を報告する。ただし、緊急を要する場合は、口頭で報告し、その後速やかに文書を送付するものとする。

（費用の負担）

第7条 第4条の規定により乙が実施した業務に要した費用は甲が負担する。

2 前項の費用は、当該業務を行うために要する通常の実費（運航準備に関するものも含む）とし、甲乙協議して定める。

（費用の請求及び支払い）

第8条 乙は、業務の終了後、業務に要した費用を甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、内容を確認し、速やかにその費用を支払うものとする。

（災害補償）

第9条 第2条の規定により、輸送業務に従事した者が、負傷し疾病にかかり、又は死亡した場

合の補償は、「労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）」を適用するものとし、同法の適用がない場合には、次に掲げる場合を除き、その状況を調査し、適用を受ける法令等の規定により補償を行うものとする。

- (1) 当該従事者の故意又は重大な過失による場合
 - (2) 当該負傷、疾病又は死亡が、第三者の行為による場合
 - (3) その他応急対策業務の実施に起因しない負傷など、補償することが適当でない場合
- (損害への対応)

第 10 条 この業務の履行において、自己の責に帰すべき事由により甲、乙又は第三者に損害を与えた場合には、自己の責任と負担において処理するものとする。ただし、天災又は不可抗力により生じた損害の取り扱いについては、甲乙間で別途協議するものとする。

(協 議)

第 11 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

(有効期限)

第 12 条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲乙いずれからも文書による終了の意思表示ない限り、その効力を継続する

この協定の成立を証するため、本書を 2 通作成し、甲乙記名押印のうえ、各 1 通を保有する。

令和元年 6 月 3 日

甲 愛媛県西予市宇和町卯之町三丁目 434 番地 1
西予市長

乙 愛媛県西予市明浜町狩浜 1 番耕地 215 番地
明浜漁業協同組合
代表理事組合長

様式第 1 号

第 号
年 月 日

様

西予市長

船舶による輸送等の業務への協力要請について

標記の件につきまして、災害時の船舶による輸送等に関する協定書第 2 条第 2 項の規定により下記のとおり要請します。

なお、業務の実施状況を別紙様式第 2 号により報告願います。

記

1 人員輸送

輸送活動期間	輸送区間	備考
(自) 月 日	港から	
(至) 月 日	港まで	

2 その他輸送

輸送活動期間	輸送区間	備考
(自) 月 日	港から	
(至) 月 日	港まで	

様式第2号

年 月 日

西予市長 様

氏名

船舶による輸送等の業務の実施状況の報告について

標記の件につきまして、災害時の船舶による輸送等に関する協定書第6条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 人員輸送

輸送業務期日	輸送人員	輸送区間	備考
月 日	人	港から 港まで	
月 日	人	港から 港まで	
月 日	人	港から 港まで	

15-56 災害時における応急生活物資（L P ガス等）の供給に関する協定書〔一般社団法人愛媛県エルピーガス協会西予支部〕

災害時における応急生活物資（L P ガス等）の供給に関する協定書

西予市（以下「甲」という。）と一般社団法人愛媛県エルピーガス協会西予支部（以下「乙」という。）とは、災害時に必要な応急生活物資（L P ガス等）（以下「L P ガス等」という。）の調達及び運搬に関し、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は、西予市内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、L P ガス等を調達する必要があると認められるときには、乙に対し、その調達が可能なL P ガス等の供給を要請することができる。

（要請の方法）

第2条 第1条の要請は、L P ガス等発注書（別紙1）をもっておこなうものとする。ただし、緊急を要する場合は電話又はその他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第3条 第1条の要請に基づき、乙はその要請事項を実施するための措置をとるとともに、その措置の状況を措置状況報告書（別紙2）により甲に提出するものとする。

（L P ガス等の指定）

第4条 この協定の対象となるL P ガス等は、L P ガス、容器（L P ガスを供給するための配管等を含む。）及び燃焼器具等とし、これらの設置工事を含むものとする。

（L P ガス等の運搬、引渡し）

第5条 L P ガス等の引渡し場所及び運搬については、甲乙協議のうえ決定する。

2 甲は引渡し場所に職員を派遣し、L P ガス等を確認のうえ引き取るものとする。

3 甲は、前項による引取りを避難所及び自治会に代行させることができる。

（費用負担）

第6条 乙が供給したL P ガス等の対価は、甲が負担するものとする。

2 甲が負担する額は、乙が引渡し場所への運搬終了後に提出する出荷確認書等に基づく通常卸価格とする。

3 乙が行った運搬に係る費用は、乙による通常の商品配送業務と同様とみなし、原則として乙が負担するものとする。ただし、乙の通常の商品配送業務から著しく逸脱すると認められる場合は、甲が負担するものとする。

（費用の支払い）

第7条 甲は、乙からの請求に基づき、前条の規定により定められた費用を速やかに支払うものとする。

（担当者等の報告）

第8条 甲と乙は、担当者連絡先報告書（別紙3）により、この協定に係る担当者及び連絡先を

協定締結後速やかに相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

(車輛の通行)

第9条 甲は、乙がLPガス等を運搬する際には、車輛を緊急又は優先車輛として通行できるよう支援するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議して定める。

(効力)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の日の1月前までに、双方いずれからも文書による終了の意思表示がないときは、当該有効期間満了の日の翌日から起算して1年延長するものとし、以後もまた同様とする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和元年5月29日

甲 愛媛県西予市宇和町卯之町三丁目434番地1
西予市長

乙 愛媛県西予市宇和町卯之町4丁目462番地
一般社団法人 愛媛県エルピーガス協会西予支部
支部長

別紙 1

物 資 発 注 書

第 号
年 月 日一般社団法人 愛媛県エルピーガス協会
西予支部
支部長 様

西予市長

災害時における生活必需物資の調達の要請について

「災害時における生活必需物資（LPガス等）の調達に関する協定」第2条の規定に基づき、
下記のとおり要請します。

なお、本要請に対する措置の状況を、同協定第3条に定める措置状況報告書により報告願います。

記

要請する物資

調達要請期間	調達要請物資	調達要請数量	引渡し希望場所
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			

問い合わせ先 部 課

担当

TEL

FAX

E-mail

別紙2

措置状況報告書

年 月 日

西予市長 様

一般社団法人 愛媛県エルピーガス協会
西予支部
支部長

「災害時における生活必需物資（LPガス等）の調達に関する協定」第3条の規定に基づき、当協会の措置の状況を下記のとおり報告します。

記

1 調達可能数量等

調達可能期間	調達可能物資	調達可能数量	引渡し場所
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			

2 物資の引渡し場所及び方法（いずれかに○をつける）

- ① 愛媛県の引渡し希望場所まで協会が搬入する。
- ② 協会が指定する場所で愛媛県に引き渡す。
- ③ その他

運搬方法（陸路、空路、海路）

担当者氏名

TEL

FAX

E-mail

別紙3

担当者連絡先報告書

年 月 日

様

「災害時における生活必需物資（LPガス等）の調達に関する協定」第8条の規定に基づき、担当者名及び連絡先を下記のとおり報告します。

記

順位	所 属	担当者名	電話(FAX)番号
1			TEL FAX
2			TEL FAX
3			TEL FAX

(注) 電話(FAX)番号は、緊急時に使用するものです。

15-57 大規模災害時における施設利用の協力に関する覚書 [株式会社どんぶり館]

大規模災害時等における施設利用の協力に関する覚書

西予市（以下「甲」という）と、道の駅どんぶり館（以下「乙」という）は、災害に強いまちづくりを進めるため、大規模災害時における施設利用について、次のとおり覚書を締結する。

（趣 旨）

第1条 この覚書は、大規模災害発生時における施設利用等について、甲が乙に対して協力を求めるときの必要な事項を定めるものとする

（対象とする災害）

第2条 この覚書の対象とする大規模災害とは、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 大規模風水害
- (2) 大規模地震災害
- (3) その他前2号に準ずる大規模な災害

（大規模災害時における施設の利用）

第3条 乙の施設は、災害時において「調達救援物資集積場所」として利用することが地域防災計画上定められており、被災時の物資集積拠点のひとつとして重要な役割を担うことが期待されている。従って、大規模災害時においては、原則、市の調達食料及び県等から輸送される食糧の集積場所とし、物資班を中心に自主防災組織、ボランティア等の協力を得て、仕分け、配送、供給にかかわる作業を行う施設として機能するよう、甲乙協力のうえ運用していくこととする。

2 乙は、大規模災害時において、地域防災計画で定められた役割のほか、甲からの求めに応じて、可能な範囲で施設を提供することとする。

（災害関連情報）

第4条 大規模災害時において、乙は情報拠点としての機能も求められることから、甲及び乙は、災害関連情報の収集・共有に努めることとする。

（防災訓練等の参加）

第5条 乙は、甲が主催する防災訓練や防災啓発活動などについて積極的に参加するものとする。

（その他）

第6条 この覚書に定めがない事項については、その都度甲乙が協議して決定するものとする。

この覚書の成立を証するため、本書を2通作成し、甲乙が署名捺印のうえ、各自一通を保管する。

令和2年3月26日

甲 愛媛県西予市宇和町卯之町三丁目 434 番地 1
西 予 市 長

乙 愛媛県西予市宇和町稲生 118 番地
株 式 会 社 どんぶり館
代表取締役

15-58 災害時における物資提供等の協力に関する協定（王子コンテナ株式会社愛媛工場）

災害時における物資提供等の協力に関する協定

西予市（以下「甲」という。）と王子コンテナ株式会社愛媛工場（以下「乙」という。）は、災害時における物資提供等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、西予市内において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生したとき、又は発生するおそれがあるときにおいて、避難所の運営等に必要な物資の提供に関し、必要な基本的事項を定めることを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害が発生したとき、又は発生するおそれがあるときにおいて、物資を必要とするときは、乙に対して物資の提供を要請することができる。

2. 前項の規定による要請は、文書を以って行うものとする。ただし、文書を以ってする暇が無い時は、電話等により要請し、後日速やかに文書を提出するものとする。

（物資の品目）

第3条 甲が乙に提供を要請する物資は、次に掲げるもののうち、乙が保有又は調達できるものとする。

（1）段ボールシート、段ボールケース等の段ボール製品

（2）その他乙が取扱う製品

2. 前項の物資については、甲乙が協議の上、必要に応じて適宜見直すものとする。

（提供の実施等）

第4条 乙は、第2条の規定による要請を受けたときは、特別な理由がない限りその要請に基づく物資の提供を速やかに実施するとともに、その状況を甲に連絡するものとする。

2. 乙は、自身の被災等で第2条による要請に応じることが困難な場合は、その旨及び今後の見通しを甲に連絡するものとする。

（物資の運搬）

第5条 物資の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、別に甲の指定する者が行うものとする。

（物資の引渡し）

第6条 物資の引渡し場所は、甲が指定するものとし、甲は、当該引渡し場所に職員を派遣し、物資を確認の上、乙から引渡しを受けるものとする。

（費用の負担）

第7条 物資の提供に係る費用及び甲の要請に基づいて乙が行った運搬等の費用（以下「費用」という。）は、甲が負担するものとする。

2. 費用は、協力要請時における適正な価格を基準として甲乙が協議の上、決定するものと

する。

3. 費用の支払方法等は、甲乙の協議によるものとし、甲はその支払いに責任を負うものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年とする。ただし、有効期間満了日の1か月前までに、甲乙いずれかから申出がないときは、この協定は期間満了日の翌日からさらに1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

(協議事項)

第9条 この協定に定める事項に疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項が生じたときは、甲乙が協議の上、決めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和2年12月1日

甲 西予市宇和町卯之町三丁目434番地1
西予市長

乙 愛媛県四国中央市土居町天満177
王子コンテナ株式会社 愛媛工場
工場長

15-59 災害時における施設利用等に関する覚書（社会福祉法人西予総合福祉会）

災害時における施設利用等に関する覚書

西予市（以下「甲」という。）と西予市地域共生型交流拠点施設（以下「本施設」という。）の指定管理者、社会福祉法人西予総合福祉会（以下「乙」という。）は、次のとおり災害時における施設利用等に関する覚書（以下「本覚書」という。）を締結する。

（趣旨）

第1条 本覚書は、地震、津波、風水害、その他の災害（以下「災害」という。）が発生し三瓶支所が機能不全に陥った場合に、甲が乙の管理する本施設を現地災害対策本部（以下「災対本部」という。）として利用すること等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（施設利用等の要請）

第2条 甲は、本施設に災対本部を設置する必要があるときは、乙に対し、施設利用等を要請することができる。

2 前項の規定による要請は、甲が乙に対し、施設利用に関する要請書（様式第1号）により業務の内容及び期間等を指定して文書で行う。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話等により要請し、その後文書を提出するものとする。

3 その他甲が本施設を災対本部として利用する場合における、施設利用等の具体的な内容については、本施設に付随する乙の設備、備品、機器類等の利用も合わせて、甲乙協議のうえ、あらかじめ定めておくものとする。

（災対本部配備職員の派遣）

第3条 甲は、本施設に災対本部の設置を行う場合には、災対本部配備職員（以下「配備職員」という。）を派遣するものとする。

（災対本部の設置）

第4条 災対本部の設置は、甲の派遣した配備職員が行うものとする。

2 甲は、夜間休日等に災害が発生し、本施設に災対本部を設置する必要があるときは、本施設を乙の了承のもとに災対本部の利用に供することができるものとする。ただし、緊急を要する場合であって、事前に乙の了承を得ることが困難なときは、本項の規定にかかわらず、甲は本施設を災対本部として利用することができる。なお、この場合、甲は災対本部の設置後、速やかに乙に対し報告を行うものとする。

（災対本部の管理及び運営）

第5条 災対本部の管理及び運営は、甲の派遣した配備職員が行うものとする。

2 災対本部の運営については、乙は甲にできる範囲で協力するものとする。

3 甲は、甲の負担で乙の本施設内に防災資機材用倉庫等を設置し、使用することができるものとする。この場合、乙の所定の手続きを得るものとする。

（使用期間）

第6条 本施設の使用期間は、災対本部の設置から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合は、甲は乙に対して施設利用に関する延長申請書（様式第2号）により、期間の延長を申請するものとする。

（災対本部の閉鎖）

第7条 災対本部を解散し、本施設の利用を終了する場合は、甲は乙に対し、その旨を連絡し、合わせて施設利用終了連絡書（様式第3号）にて通知するものとする。

（施設の返還）

第8条 甲は、本施設を災対本部に利用した場合、乙が早期に施設運営を再開できるように努めるものとする。

2 甲は、災対本部を解散するときは、速やかに、本施設及び本施設に関連する設備、備品、機器類等の全部を乙に返還するものとする。この場合において、甲は、可能な限り、災対本部として利用する前の状態に復元するものとする。

3 本施設及び本施設の設備、備品、機器類等の返還に関し、甲及び乙は協議のうえ必要な事項を決定するものとする。

（費用の負担）

第9条 本施設を災対本部として使用したことにより生じた費用及び損害については、甲が負担するものとし、その金額等については、甲乙協議のうえ決定するものとする。ただし、災害救助法（昭和22年10月18日号外法律第118号）が適用された場合にあっては、その定めに従うものとする。

（備蓄及び訓練等）

第10条 乙は、甲が準備する防災用資機材等の備蓄、及びその他の対策に可能な範囲で協力するものとする。

2 乙は、その能力を活用して積極的に市民、自主防災組織等と連携を図るとともに、災害時等の対応に関する知識又は技術を習得するため、防災訓練等に参加するよう努めるものとする。

（連絡窓口）

第11条 甲及び乙は、本覚書に関する連絡窓口を定め、相手方に通知しなければならない。また、連絡窓口を変更したときも同様とする。

（有効期間）

第12条 本覚書の有効期間は、締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、本覚書の有効期間終了の日の1か月前までに、甲及び乙のいずれからも相手方に対して本覚書を解除する旨の申出がないときは、本覚書の有効期間終了の日の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新されるものとし、以後においても同様とする。

（補則）

第13条 本覚書に定めがない事項、本覚書に疑義が生じた事項等は、甲及び乙が協議し、決定するものとする。この覚書の締結を証するため、本覚書2通を作成し、甲乙押印の上、各自1通を保有する。

令和3年2月15日

甲 愛媛県西予市宇和町卯之町三丁目434番地1
西予市長

乙 愛媛県西予市宇和町久枝甲1434番地1
社会福祉法人西予総合福祉会
理事長
483

様式第1号（第2条関係）

年 月 日

社会福祉法人西予総合福祉会
理事長 清家 浩之 様

西予市長 管家 一夫

施設利用に関する要請書

災害時における施設利用等に関する覚書第2条の規定に基づき、次のとおり協力を要請します。

利用目的	現地災害対策本部設置のため、西予市地域共生型交流拠点施設 を利用する
利用期間	年 月 日 時 分 ～ 年 月 日 時 分
利用人数	
その他	

(西予市 連絡担当者)

所 属	
職名・氏名	
電 話 番 号	

様式第2号（第6条関係）

年 月 日

社会福祉法人西予総合福祉会
理事長 清家 浩之 様

西予市長 管家 一夫

施設利用に関する延長申請書

災害時における施設利用等に関する覚書第6条の規定に基づき、次のとおり申請します。

延長理由	
利用期間	当初予定： 年 月 日 ～ 年 月 日 迄 延長期間： 年 月 日 ～ 年 月 日 迄
その他	

(西予市 連絡担当者)

所 属	
職名・氏名	
電 話 番 号	

様式第3号（第7条関係）

年 月 日

社会福祉法人西予総合福祉会
理事長 清家 浩之 様

西予市長 管家 一夫

施設利用終了連絡書

災害時における施設利用等に関する覚書第7条の規定に基づき、次のとおり連絡します。

災对本部の 解散年月日	年 月 日
施設利用の 終了年月日	年 月 日
その他	

(西予市 連絡担当者)

所 属	
職名・氏名	
電 話 番 号	

15-60 災害発生時における施設の使用に関する協定書（株式会社NTTドコモ四国支社）

災害発生時における施設の使用に関する協定書

西予市(以下「甲」という)と株式会社NTTドコモ(以下「乙」という)は、以下のとおり合意し、この協定書(以下「本協定」という)を締結する。

第1条(目的)

本協定は、災害(台風、大雨、地震、津波等の一切の自然災害(天災)、事故等の人為的災害を指すが、これらに限らない)の発生時において、甲の所有する施設を乙が車両駐車スペースおよび宿泊所として使用し、乙の電気通信設備の早期復旧を通じて住民生活の早期安定に資することを目的とする。

第2条(施設使用)

乙が災害復旧活動のために別表1に定める甲の施設(以下「本施設」という)を使用する必要がある場合、乙は、甲に対して本施設の使用を求めることができ、甲は、特別の事情がない限り、乙の使用を許可するものとする。

第3条(使用許可)

乙は、本施設を使用する必要がある場合は、使用開始日を明示して、本協定第8条に定める甲の対応窓口の本施設の使用に係る許可を求めて申請する。

2 甲は、乙の求めに対し、本施設の使用の可否(限定的は許可を行う場合には、その内容を含む)について、速やかに、本協定第8条に定める乙の対応窓口に通知するものとする。

第4条(原形復旧)

乙は、本施設の使用を終えたときは、災害により損傷した部分を除き、乙の負担と責任において本施設を原形に復旧する。

第5条(使用期間)

本協定に基づく本施設の使用期間は、乙が第3条2項の使用許可を受けた日から、災害復旧が完了した日までとする。

2 前項の期間内であっても、甲が本施設の使用中止または使用範囲の変更等を必要とした場合は、乙に要請できるものとし、乙はこれに従うものとする。

第6条(使用料)

第1条の目的のために本施設を使用する場合の使用料は、無償とする。ただし、宿泊所を使用する場合や使用した水道光熱費等の実費は、甲及び乙協議のうえ、決定する。

第7条（支払い）

甲は、乙が本施設の使用を終えた後に、前条に定める実費を乙に請求することとし、乙は、この請求に基づき、請求のあった日から2か月以内に、甲の指定する方法で支払う。

第8条（対応窓口）

本協定の運用に係る事項についての対応窓口は、以下のとおりとする。

甲：西予市 総務部危機管理課

乙：株式会社NTTドコモ四国支社 ネットワーク部災害対策室

株式会社ドコモCS四国 愛媛支店 ネットワーク部

2 甲及び乙は、本協定に基づく災害対応を円滑に実施するため、平時から緊密に連携するものとする。

第9条（協定の有効期間）

本協定の有効期間は、本協定締結の日から1年間とする。ただし、甲または乙から期間満了1か月前までに書面による別段の意思表示がない場合は、本協定期間満了の日の翌日から起算して、更に1年間継続するものとし、以後も同様とする。

第10条（協議事項）

甲及び乙は、本協定に定めのない事項及び本協定の各条項の解釈について疑義が生じたときは、民法その他の法令及び一般慣習に従い、互いに信義誠実の原則をもって協議のうえ、解決するものとする。

以上、本協定締結の証として、本書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保有する。

2021年12月6日

甲 愛媛県西予市宇和町卯之町三丁目434番地1
西予市
西予市長 管家 一夫

乙 香川県高松市天神前9番1号
株式会社NTTドコモ四国支社
ネットワーク部長 秋山 浩希

別表1（第2条関係）

(駐車スペース)

使用物件	位置	備考
宇和運動公園	愛媛県西予市宇和町卯之町三丁目 517番地	
宇和球場	愛媛県西予市宇和町卯之町五丁目 118番地	
西予市衛生センター	愛媛県西予市宇和町稲生163	

(宿泊所)

災害の発生時、利用可能施設を甲が乙へ提示

15-61 災害発生時における施設の使用に関する協定書（西日本電信電話株式会社）

災害発生時における施設の使用に関する協定書

西予市(以下「甲」という)と 西日本電信電話株式会社(以下「乙」という)は、以下のとおり合意し、この協定書（以下「本協定」という）を締結する。

第1条（目的）

本協定は、災害(台風、大雨、地震、津波等の一切の自然災害(天災)、事故等の人為的災害を指すが、これらに限らない)の発生時において、甲の所有する施設を乙が車両駐車スペースおよび宿泊所として使用し、乙の電気通信設備の早期復旧を通じて住民生活の早期安定に資することを目的とする。

第2条（施設使用）

乙が災害復旧活動のために別表1に定める甲の施設（以下「本施設」という）を使用する必要がある場合、乙は、甲に対して本施設の使用を求めることができ、甲は、特別の事情がない限り、乙の使用を許可するものとする。

第3条（使用許可）

乙は、本施設を使用する必要がある場合は、使用開始日を明示して、本協定第8条に定める甲の対応窓口の本施設の使用に係る許可を求めて申請する。

- 2 甲は、乙の求めに対し、本施設の使用の可否（限定的は許可を行う場合には、その内容を含む）について、速やかに、本協定第8条に定める乙の対応窓口へ通知するものとする。

第4条（原形復旧）

乙は、本施設の使用を終えたときは、災害により損傷した部分を除き、乙の負担と責任において本施設を原形に復旧する。

第5条（使用期間）

本協定に基づく本施設の使用期間は、乙が第3条2項の使用許可を受けた日から、災害復旧が完了した日までとする。

- 2 前項の期間内であっても、甲が本施設の使用中止または使用範囲の変更等を必要とした場合は、乙に要請できるものとし、乙はこれに従うものとする。

第6条（使用料）

第1条の目的のために本施設を使用する場合の使用料は、無償とする。ただし、宿泊所を使用する場合や使用した水道光熱費等の実費は、甲及び乙協議のうえ、決定する。

第7条（支払い）

甲は、乙が本施設の使用を終えた後に、前条に定める実費を乙に請求することとし、乙は、この請求に基づき、請求のあった日から2か月以内に、甲の指定する方法で支払う。

第8条（対応窓口）

本協定の運用に係る事項についての対応窓口は、以下のとおりとする。

甲：西予市 総務部危機管理課

乙：西日本電信電話株式会社 四国支店 設備部 災害対策室
株式会社NTTフィールドテクノ 愛媛設備部 エリアマネジメント部門

2 甲及び乙は、本協定に基づく災害対応を円滑に実施するため、平時から緊密に連携するものとする。

第9条（協定の有効期間）

本協定の有効期間は、本協定締結の日から1年間とする。ただし、甲または乙から期間満了1か月前までに書面による別段の意思表示がない場合は、本協定期間満了の日の翌日から起算して、更に1年間継続するものとし、以後も同様とする。

第10条（協議事項）

甲及び乙は、本協定に定めのない事項及び本協定の各条項の解釈について疑義が生じたときは、民法その他の法令及び一般慣習に従い、互いに信義誠実の原則をもって協議のうえ、解決するものとする。

以上、本協定締結の証として、本書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保有する。

2023年2月1日

甲 愛媛県西予市宇和町卯之町三丁目434番地1
西予市
西予市長 管家 一夫

乙 愛媛県松山市一番町四丁目3番地
西日本電信電話株式会社
四国支店長 立石 篤志

別表1（第2条関係）

(駐車スペース)

使用物件	位置	備考
宇和運動公園	愛媛県西予市宇和町卯之町三丁目 517番地	
宇和球場	愛媛県西予市宇和町卯之町五丁目 118番地	
西予市衛生センター	愛媛県西予市宇和町稲生163	

(宿泊所)

災害の発生時、利用可能施設を甲が乙へ提示

15-62 災害時におけるキッチンカーによる炊き出しの実施等に関する協定書（愛媛県キッチンカー協会）

災害時におけるキッチンカーによる炊き出しの実施等に関する協定書

西予市（以下「甲」という。）と愛媛県キッチンカー協会（以下「乙」という。）は、災害時におけるキッチンカーによる炊き出しの実施等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、西予市域において、地震、風水害その他の災害が発生し、または発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙に対し、協力を求める際の手続き等を定めることを目的とする。

（協力事項の発行）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として、甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（協力要請）

第3条 甲は、災害時において西予市だけでは応急対策を実施することが困難な場合、乙に対し、次の事項について協力を要請することができる。

- （1） 甲が開設した避難所におけるキッチンカーによる炊き出しの実施
- （2） 甲が指定する被災場所等におけるキッチンカーによる炊き出しの実施
- （3） 乙が調達可能な物資の供給
- （4） 甲が提供する米等の食材の調理
- （5） その他甲が指定する支援

（要請の方法）

第4条 前条の要請は、別に定める協力要請書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（要請に伴う措置）

第5条 第3条による協力の要請があった場合は、乙は速やかに業務の実施可能性について検討し、可能な限りの協力を行うものとする。

- 2 乙がキッチンカーによる炊き出しを行う場合、特定原材料及び特定原材料に準じるものについて、表示または利用者に通知する等、食物アレルギー対策に配慮するものとする。
- 3 乙がキッチンカーによる炊き出しを行う場合、衛生管理を行い、提供する食事を加熱する等食中毒が発生しないよう配慮するものとする。
- 4 乙がキッチンカーによる炊き出しを行う場合、必要に応じて咀嚼・嚥下機能の低下している被災者に配慮した食事を提供するものとする。

(実施報告)

第6条 乙は、この協定に基づき協力を行ったときは、甲に対し別に定める様式により実施報告を行うものとする。

(費用の負担)

第7条 乙が提供した労務及び原材料等に要した費用の対価は、原則として、災害発生時直前における適正な価格を基準として、甲乙協議の上決定し、甲が負担するものとする。

2 乙が行った移動に係る費用は、乙による通常業務での移動と同様とみなし、乙が負担するものとする。

(連絡体制の整備)

第8条 甲と乙は、災害時に備え、平常時から連絡体制を整備し、相互に確認するものとする。

(平常時の取組)

第9条 乙は、この協定に基づく協力体制が円滑に行われるよう、必要に応じて、甲が行う防災訓練等に協力するものとする。

(協議事項)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲または乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

2 甲は、乙が第5条第1項の規定により協力を行う場合において、暴力団を含む反社会的勢力に属する者を関与させたと認めたときは、前項の規定に関わらずこの協定を直ちに終了するものとする。

3 甲は、前項によりこの協定を終了した場合は、その旨を直ちに乙に対し電話等で通知するとともに、速やかに文書により通知するものとする。

本協定の締結の証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和5年2月14日

甲 愛媛県西予市宇和町卯之町三丁目434番地1
西予市
市長 管家 一夫

乙 愛媛県今治市共栄町2丁目2-20 アイシネマ今治1F
愛媛県キッチンカー協会
会長 岡田 教人

第4条関係様式

協 力 要 請 書

年 月 日

愛媛県キッチンカー協会
会長 様

西予市長

災害時におけるキッチンカーによる炊き出しの実施等に関する協定書第4条の規定に基づき、
下記のとおり要請します。

要請する内容・物資等

要請日	要請場所	要請内容及び品目	数量
特記事項			
担 当 者			
所属	氏名	電話・FAX	Eメールアドレス

第6条関係様式

実 施 報 告 書

年 月 日

(宛先) 西予市長

愛媛県キッチンカー協会
会長

年 月 日付で要請のあった炊き出しの実施等については、次のとおり実施したので報告します。

供給等の内容

日時・時刻	供給等の場所	内容及び品目	数量
特記事項			
担 当 者			
所属	氏名	電話・FAX	Eメールアドレス

15-63 大規模災害発生時等における応急対策業務に関する協定書（南予石材加工協同組合・一般社団法人日本石材産業協会愛媛県支部）

大規模災害発生時等における応急対策業務に関する協定書

西予市（以下「甲」という。）、南予石材加工協同組合（以下「乙」という。）及び一般社団法人日本石材産業協会愛媛県支部（以下「丙」という。）は、大規模災害発生時において、復旧活動等に支障を及ぼす石材構造物の移設等について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、西予市で大規模災害が発生した場合の被害拡大防止を図るため、甲の要請により乙又は丙が実施する応急対策業務（以下「業務」という。）に係る基本的な事項を定めることを目的とする。

（大規模災害の定義）

第2条 甲が認定した災害をいう。

（業務の要請）

第3条 甲は、必要に応じて、乙又は丙に対して業務を要請することができる。

2 乙又は丙は、甲から業務の要請があった場合、地域貢献の観点から、迅速に業務を実施するよう努めるものとする。

（業務の内容）

第4条 業務の内容は、次の通りとする。

- (1) 通行の妨げとなる墓石等の石材構造物の撤去・移設
- (2) 前号の業務実施に必要な機材などの確保
- (3) 被害情報等の収集及び報告
- (4) その他甲が必要と認めるもの

（要請の方法）

第5条 甲は業務を必要とする場合、乙又は丙に対して、原則として応急対策協力要請書（別記様式第1号）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭または電話等で要請し、後日速やかに書面を提出するものとする。

（業務の報告）

第6条 乙又は丙は、業務の実施にあたり、適宜その進捗状況について甲に報告するとともに、業務を完了した後、速やかに、その内容を応急対策完了報告書（別記様式第2号）により行うものとする。

（連絡責任者）

第7条 甲、乙及び丙は、互いの意思疎通を迅速かつ円滑に行うため、あらかじめ連絡責任者を定めるとともに、異動などがあった場合は、他の連絡責任者に対して、速やかに、その情報を提供するものとする。

（費用負担）

第8条 乙又は丙が業務の実施に要した費用については、甲が負担するものとする。

2 前項の費用は、甲乙丙、協議の上決定するものとする。

3 前2項の規定に関わらず、甲の管理に属さない石材構造物に係る費用については、当該石材構造物の管理を行う者の負担とする。

(第三者等に対する損害賠償)

第9条 乙又は丙が、業務の実施に伴い、甲又は第三者に損害を与えたときは、その責めに帰すべき事由によるものを除き、協議の上、その賠償を行うものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間(以下「協定期間」という。)は、令和5年3月31日までとする。

ただし、協定期間が満了する1か月前までに、甲乙丙いずれからも書面による協定終了の意思表示が無い限り、1年間自動的に更新されるものとし、その後においても同様とする。

(協議)

第11条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度、甲乙丙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和5年3月1日

甲 愛媛県西予市宇和町卯之町三丁目434番地1

西予市長 管家 一夫

乙 愛媛県西宇和郡伊方町大久1321番地

南予石材加工協同組合

組合長 山本 吉昭

丙 愛媛県西条市氷見乙785

一般社団法人 日本石材産業協会

愛媛県支部長 眞鍋 朋治

別記様式第1号

第 号
年 月 日

様

西 予 市 長

応急対策協力要請書

災害時における応急対策の協力に関する協定書第5条の規定に基づき、次のとおり協力を要請します。

要 請 内 容	
場 所	
備 考	
担 当 者	所属： 氏名： 電話番号： F A X：
電話・ファクシミリ等 による要請日時	年 月 日 () 午前・午後 時 分頃

※要請内容の詳細については、担当者より指示します。

別記様式第2号

年 月 日

西 予 市 長 様

応急対策完了報告書

災害時における応急対策の協力に関する協定書第6条の規定により、次のとおり報告します。

実 施 内 容	
場 所	
実 施 期 間	年 月 日()から 年 月 日()まで
担 当 者	所属： 氏名： 電話番号： FAX：

(添付書類) 実績内訳書、その他市の指示によるもの

災害時の連絡担当課

(南予石材加工協同組合)

連絡先名		南予石材加工協同組合	
本部担当者	責任者	組合長 山 本 吉 昭	
	補助者	副組合長 遠 山 秋 彦	
	担当者	事務局 栗 田 晃 志	
連絡先	責任者	TEL	0 8 9 4 - 5 3 - 0 6 1 3
		FAX	0 8 9 4 - 5 3 - 0 3 5 1
	担当者携帯	山 本	0 9 0 - 8 6 9 6 - 5 6 6 6
		栗 田	0 9 0 - 8 3 7 5 - 1 9 0 1
事務局 〒796-0083 愛媛県八幡浜市大黒町4 栗田石材(有)内 南予石材加工協同組合 TEL 0894-62-4137 FAX 0894-62-9053			

災害時の連絡担当課

(一般社団法人日本石材産業協会愛媛県支部)

連絡先名		(一社) 日本石材産業協会愛媛県支部	
本部担当者	責任者	支部長 眞鍋 朋治	
	補助者	事務局長 宮内 修一	
	担当者	顧問 白木 秀典	
連絡先	事務局	TEL	0897-58-5535
		FAX	0897-56-1467
	担当者連絡先	携 帯	090-3186-1064
		Email	hide@iyoseki.co.jp
備 考	事務局 〒793-0003 愛媛県西条市ひうち字西ひうち3-21いよせき(株)内 一般社団法人日本石材産業協会愛媛県支部 TEL0897-58-5535 FAX0897-56-1467 URL: jsia-ehime.org		

16 過去の災害を踏まえた対策

16-1 平成30年7月豪雨災害における西予市災害対応に関する検討報告書（第5章のみ一部抜粋・修正）

全庁的な課題に対する行動指針

検討報告書で整理した「課題」のうち、全庁的に取り組むべき課題の改善のための取組みについて、(1)～(4)で示す目標毎に、「課題項目」とその「行動指針」、「担当」、「取組区分」を表で整理し、以下に示す。

<表の見方>

- 「課題項目」は、本検討を通じて把握した課題の概要である。どのような問題があり、課題としてどう捉えたかについては、4章の各災害対応業務の「改善事項」に掲載している。
- 「行動指針」は、課題を改善するための具体的な対策である。
- 「担当」は、対策に取り組む主体である。
- 「取組区分」は、対策に取り組む課題の「重要性」と「緊急度」から、以下の3つで整理している。

【短期】短期的スパンで緊急に対処すべきこと（1年目途）

【中期】中期的な取組みとして改善すべきこと（3年目途）

(1) 実効性のある災害対策本部運営のために

①災害対策本部体制の強化

課題項目	連番	課題の内容	行動指針	担当	取組区分
本部体制の強化	1	大規模災害発生を見据えて、災害対策本部・被災者生活支援の総合窓口・復興支援それぞれの担当部署をどう分けるのかについて検討が必要	<ul style="list-style-type: none"> • 命を守る対策や、受援等も含めた迅速かつ的確な災害対策、被災者に対する支援対策及びより良い復興のための対策を実現するために、「災害対策本部」と「被災者支援の総合相談窓口」と復興計画作成等の「復興支援」が並列した体制の改善を計画化する。 	総括班	短期
統括司令室の機能強化	2	本部統括指令室の運用方法（マニュアル）の有効性を確認した上で、管理職への理解の向上が必要	<ul style="list-style-type: none"> • 総括班を中心に各班が情報を提供し、協力・連携して対策を立案・実施できるよう、本部統括指令室内に、各班1名以上配置するよう徹底する必要がある。なお、配置する要員は、部長あるいは部長が指名した判断できる職員（課長補佐級以上）とする。 	総括班	短期
			<ul style="list-style-type: none"> • 各班から配置される要員が統括指令室内で各班の役割を効果的に果たせるよう、情報収集、情報分析・問題把握、解決のための対策立案（列挙）、活動調整・実行、対策の実行管理といった本部事務局運用の「仕組み」を確 	総括班	短期

課題項目	連番	課題の内容	行動指針	担当	取組区分
			立する。		
			<ul style="list-style-type: none"> 上記の仕組みに基づく研修・訓練を通じて災害対応能力を身につけていく。 	総括班	長期
本部会議の効果的な運用	3	リーダーの指揮統制能力の向上が必要	<ul style="list-style-type: none"> 組織のリーダーとして必要な知識やスキルを身につけることができるよう、災害対応における指揮統制のあり方や方法等について、市で行う研修や訓練を通して身につけていく機会を設ける。 	総括班	長期
			<ul style="list-style-type: none"> 本部会議の運営については、市全体の問題認識を共通で持ち、提案される対策(案)について意思決定を迅速に行い、当面の対策目標を組織全体で共有できるよう、運営方法を「仕組み」として確立(マニュアル化)する。 	総括班	短期
			<ul style="list-style-type: none"> 上記の仕組みに基づく研修や訓練を通じて、本部会議の運営の仕方を市組織に浸透させる。 	総括班	長期
			<ul style="list-style-type: none"> 特に本部長、副本部長や、統括司令部のリーダーやリーダーを補佐する立場にある職員については、外部研修機関や外部講師等を活用し、災害対応に係る専門的な知識・スキル・心構え等を身につける。 	総括班	短期
			<ul style="list-style-type: none"> 実際の災害対応を通じて、実践し、自らの行動をふりかえる等、組織自らの改善のサイクルを設ける。 	総括班	短期
			<ul style="list-style-type: none"> 平常時の組織体制に沿って災害時の体制も整備する。 	総括班	短期
統括指令室における情報処理対応力の強化	5	本部統括司令室内における通信手段(外部用・内部用)の確保が必要	<ul style="list-style-type: none"> 発信元により電話機を分けることは困難であるため、発災前や発災後3日程度の緊急的な対応が必要な期間は窓口を一本化し対応するが、比較的落ち着いた時期からは、電話を仕分けする担当を置く等、対応をマニュアル化する。 	総括班 情報受信班	短期
	6	情報受信班に入る住民からの問合せへの対応について改善が必要	<ul style="list-style-type: none"> 連番4と同じ 	連番4	連番4
	7	消防団から情報提供される内容について詳細化が必要	<ul style="list-style-type: none"> 誰もが必要な情報を正確・迅速に伝達できるよう、情報提供する項目、内容について整理し、「様式」を作成する。 	全班	短期
			<ul style="list-style-type: none"> 正確・迅速に情報提供できるよう、「様式」を使った訓練を行い、実行性・実効性を高める。 	全班	短期
	8	道路状況等の効率的	<ul style="list-style-type: none"> 国・県に対して、道路情報(特に国道 	総括班	短期

課題項目	連番	課題の内容	行動指針	担当	取組区分
		な情報把握の方法確立が必要	や県道)を一元的に集約・管理し、適宜ホームページからダウンロードできるようにする等して情報提供してくれるよう、要請していく必要がある。		
	9	災害対策本部内の情報の整理、共有方法等についてのマニュアル・様式等の作成、マニュアルに基づく訓練が必要。	<ul style="list-style-type: none"> マニュアルや様式等を作成する。 マニュアルに基づく訓練を定期的・継続的に実施し、担当する業務に必要な知識とスキルを身につけていく。 	総括班	短期
	10	情報受信班及び情報整理班の情報把握・情報提供の効率性を向上させることが必要	<ul style="list-style-type: none"> マニュアルを作成するとともに、必要な情報を「リスト化」したり、報告等の「様式」を作成し、災害対応業務の標準化を進める。 「リスト」や「様式」を使った訓練を行い、更新・改善を図る。 	全班	短期
各班情報の共有方法の確立	11	本部と保健医療班間で、被害情報や医療ニーズ等を迅速に情報共有するための仕組みを確立することが必要	<ul style="list-style-type: none"> 各部各班が所管する業務についての被害状況や対応状況、問題点、当面の対応方針に関する「報告様式(とりまとめ報)」をひな形として作成するとともに、各部各班による様式を使った情報共有の方法等の仕組みを確立し、マニュアル化する。 	総括班	短期
			<ul style="list-style-type: none"> その仕組みを踏まえた訓練を実施し、報告・課題検討の実効性を高める。 	総括班	長期
	12	通信網が寸断された場合であっても避難者の状況は分かるよう通信手段の確保が必要	<ul style="list-style-type: none"> 連番10と同じ 	連番10	連番10
広報機能の強化	13	大規模災害発生を見据えて、通信手段が寸断されている場合における被災者へのきめ細かな情報提供をするための方策を検討することが必要	<ul style="list-style-type: none"> 通信手段が寸断されている状況であっても被災者に対して広報できるよう、壁新聞や広報紙の作成や、効率的な配布の方法等、広報の仕組みを確立(マニュアル化)する。 	広報班	短期
統括司令室内の要員確保	14	情報整理班、情報受信班の要員の確保の仕組みが必要(交代要員の確保)	<ul style="list-style-type: none"> 班長が、業務の優先度から判断し、受け持っている業務に必要な職員を確保した中で、他の業務に所属する職員の派遣を基本とすることをマニュアルに定める。 	総括班	短期
			<ul style="list-style-type: none"> 特に発災当初は、全庁的な視野で、業務の優先度から要員を確保し、その後は、積極的に応援を受け対応することをマニュアルに定める。 	人事班	短期
統括司令室のレイアウトの改善	15	市災害対策本部運用マニュアルの本部運用方法の実効性の確	<ul style="list-style-type: none"> 統括指令室内の活動が適切に実施できるように、機能的に活動できるレイアウトになるよう改善を図る。併せて、 	総括班	短期

課題項目	連番	課題の内容	行動指針	担当	取組区分
		認、改善が必要。	活動に必要な資機材・備品を準備する。 <ul style="list-style-type: none"> 災害対応及び訓練を通じてレイアウトの適正を検証し、改善を図る。 	総括班	中期
支所現地災害対策本部の体制強化（支所と本部との役割分担、連携体制の見直し・強化）	16	発災当初における現地災害対策本部の配備人数の確保が必要	<ul style="list-style-type: none"> 支所の体制強化と災害対応力の強化を最重要課題として捉え、今後支所職員の数も減少することを踏まえ、現地災害対策本部の配備人数を確保するための仕組みを確立する。支所と本庁の役割を整理する。 上記仕組みの理解を図る研修や、仕組みに基づく訓練を実施し、職員の実行力を高めるとともに、仕組みそのものの改善を図る 	総括班 各支所	短期 長期
	17	大規模災害発生を見据えて、支所と本部との役割分担、連携のあり方を検討することが必要	<ul style="list-style-type: none"> 連番16と同じ 	連番16	連番16
本庁から支所への応援体制強化	18	各対策部であらかじめ決めておく本庁から支所への応援体制を危機管理課及び総務課が把握しておくことが必要	<ul style="list-style-type: none"> 各課に対して職員配備体制計画の徹底を図る。 	総括班	長期

②災害対応業務の標準化

課題項目	連番	課題の内容	行動指針	担当	取組区分
災害対応業務のマニュアル作成	19	職員に対する初動期の災害業務に必要な知識・スキルの習得が必要	<ul style="list-style-type: none"> 統括指令室においては、情報の収集、情報整理、情報分析、対策立案（対策実施のための調整含む）、情報伝達、対策実施状況の管理の一連の流れを、西予市の「仕組み」として確立し、マニュアルを整備する。 	総括班	短期
			<ul style="list-style-type: none"> 各部各班が行う各種災害対応業務についても、マニュアルを整備する。 	総括班	長期
			<ul style="list-style-type: none"> 上記「仕組み」に基づく研修や訓練を通じて、情報処理や対策立案、対策の進捗管理の仕方を実践的に学び、スキルを身につけていく。 	総括班	長期
災害対応の記録ルールの作成	20	停電時や多忙な場合であっても、平時（軽微な災害時）から統一した様式等を用いるなどして、対応した内容を記録し残すことが必要	<ul style="list-style-type: none"> 災害対応の記録の取り方、残し方等について、統一した方法を確立する。 	総括班 情報受信班 広報班	短期
			<ul style="list-style-type: none"> 各部各班が意識的に記録するよう、研修や訓練を通じて周知する。 	総括班 情報受信班 広報班	長期

課題項目	連番	課題の内容	行動指針	担当	取組区分
住民安否の早期把握の方法確立	21	住民全体の安否確認の実施について行うことが必要	<ul style="list-style-type: none"> 住民の安否確認の方法を確立し、実施できるように取組む。 	総括班	短期

③業務の実効性の確保

課題項目	連番	課題の内容	行動指針	担当	取組区分
災害業務と通常業務の分担の迅速化	22	災害業務と通常業務の分担の迅速化が必要	<ul style="list-style-type: none"> 職員のBCPの内容の理解と実効性を高めるために、BCPに基づく研修・訓練を行う。 	総括班	短期
			<ul style="list-style-type: none"> 研修・訓練を通じて計画の実効性を確認し、改善する。 	総括班	長期
			<ul style="list-style-type: none"> 着実に研修や訓練を実施できるように、「研修・訓練の計画」等を策定する。 	総括班	長期
	23	人員不足になった場合の非常時優先業務の実行性を確保するための対策が必要	<ul style="list-style-type: none"> 連番22と同じ 	連番22	連番22
過度な業務集中の改善	24	特定職員への過度な業務集中をなくすための対策が必要	<ul style="list-style-type: none"> 「受援計画」の策定や、「災害対策本部運用マニュアル」の改訂（具体化）を通じて、資源を有効に活用する「仕組み」を確立する。 	人事班 総括班	短期
			<ul style="list-style-type: none"> 仕組みに基づく研修や訓練を通じて、実行性を高めていく。 	総括班	長期
職員の稼働状況の把握	25	参集している職員の所在場所・実施している業務内容を把握する仕組みが必要	<ul style="list-style-type: none"> 「受援計画」の策定や、「災害対策本部運用マニュアル」の改訂（具体化）を通じて、所属する職員の参集状況や活動場所、担当している業務について、各部各班から人事班に報告する「仕組み」を確立する。 	総括班 人事班	短期
			<ul style="list-style-type: none"> 上記仕組みに基づく研修や訓練を通じて、その仕組みを組織全体に浸透させ、改善していく。 	総括班	長期
			<ul style="list-style-type: none"> 普段の災害対応（警戒体制から）時に実施し、仕組みを浸透させ、改善していく。 	総括班	長期

④情報通信環境（内部）

課題項目	連番	課題の内容	行動指針	担当	取組区分
市組織間の通信手段の強化	26	停電時・インターネット中断時においても本庁舎・支所間で通信ができるよう通信手段の強化が必要	<ul style="list-style-type: none"> 令和元年度、ビデオ会議システム（専用線）を導入した。今後、効果的な運用のための訓練や実践で活用し、効果的な活用方法を確立し、身につける。※ただし、停電時には機能しないため、衛星携帯電話やIP無線等の他の手段で対応する必要がある。 	総括班 装備班	短期

課題項目	連番	課題の内容	行動指針	担当	取組区分
			<ul style="list-style-type: none"> 必要な情報をいつでも・誰でも見ることができるよう、重要な情報はクラウド上に置き共有することを徹底する等、情報共有のルールを確立し、マニュアル化する。 	総括班 装備班	短期
			<ul style="list-style-type: none"> マニュアルに基づく訓練を実施し、実行性を高めていく。 	総括班	長期
			<ul style="list-style-type: none"> ネットワークの切断により庁内グループウェアの利用ができなくなった場合を考慮し、紙ベースで情報共有する仕組みを確立し、訓練を通じて実効性を高めていく。 	総括班	中期
			<ul style="list-style-type: none"> 統括指令室内（危機管理室内）に、災害時優先電話の導入を検討する。 	総括班 装備班	中期
	27	普通の回線が先に回復する可能性は高いので、通常回線のできることを日頃から用意する。一般のSNS等をミニマムなライフラインとして用意しておくものよい	<ul style="list-style-type: none"> 連番26と同じ 	連番26	連番26
	28	現地災害対策本部や県とのホットラインの確保についても検討が必要	<ul style="list-style-type: none"> 連番26と同じ 	連番26	連番26
			<ul style="list-style-type: none"> 停電や回線の切断、道路寸断等により支所が孤立することを想定し、支所が孤立した場合の対応のあり方（判断権限のある項目や判断の方法等）について計画に定める。 	総括班	短期
			<ul style="list-style-type: none"> 上記計画に基づく研修や訓練を通じて、その実行性・実効性を高めておく。 	総括班	長期
統括指令室内の通信手段の強化	29	統括指令室内における災害時優先電話を確保すべき	<ul style="list-style-type: none"> 連番26と同じ 	連番26	連番26
災害医療コーディネータ（市立病院）との通信手段の強化	30	大規模災害時を見据えて、市立病院にいる災害医療コーディネータとの連絡体制を確保するために、ホットラインやタブレットの活用等、情報共有ができる仕組みが必要	<ul style="list-style-type: none"> 連番26と同じ 	連番26	連番26
			<ul style="list-style-type: none"> 庁内ICT化の取組みとも連携し、タブレット等の活用も検討する。 	総括班 装備班	長期
避難所におけるICT環境の改善	31	本庁と避難所間の通信手段を確保することが必要	<ul style="list-style-type: none"> 小学校の避難所や体育館等の物資拠点、PCやインターネットの環境がない環境に行って活動する方法（PCとWi-Fiを持参、あらかじめ環境整備等）を 	総括班 装備班	中期

課題項目	連番	課題の内容	行動指針	担当	取組区分
			確保する。		
ICT活用による効率的な情報共有	32	タブレットの活用等、効率的に災害対応を記録し共有するための体制を整備することが必要	<ul style="list-style-type: none"> • タブレットの導入等、平常時の業務を通じて、ICTの利活用に取り組む。 	装備班	中期

⑤参集・配備

課題項目	連番	課題の内容	行動指針	担当	取組区分
配備体制の強化	33	各部各班をまたいで効率的に職員を活用するための人員配置の仕組みが必要	<ul style="list-style-type: none"> • 各班から定期的に各業務の内容や必要な職員数(余裕のある職員数)等を報告するルールや様式を定め、マニュアル化する。 	総括班 人事班	短期
			<ul style="list-style-type: none"> • マニュアルに基づく訓練を実施、その実行性を高めるとともに、様式を作成・改善する。 	総括班	長期
	34	「警戒本部」及び「第一配備体制」における各課の配備要員を徹底(計画通りとする)することが必要	<ul style="list-style-type: none"> • 『警戒本部及び第一配備体制は、管理職及び調整局員は全て含まれる。』というルールを徹底するよう、各部に依頼・要請する。 ※ルールに基づき参集していただき、必要がなければ自宅待機とする等対処する。 	総括班	短期
消防団兼務職員の参集ルールの確立・徹底	35	消防団を兼務している職員の参集ルールの確認、周知が必要	<ul style="list-style-type: none"> • 参集と撤収のルールを明確に定め、職員への教育を徹底する。 ※原則、消防団員において、班長以下の団員は、市の参集ルールに基づき消防団活動を取りやめ、市の業務に就く。 	総括班 消防救急班	短期
職員参集ルールの改善	36	消防団に所属している職員の参集ルールの改善が必要	<ul style="list-style-type: none"> • 人命の救出救助の段階終了後は速やかに市の本来業務に戻るようマニュアル化し、職員への教育を徹底する。 	総括班 消防救急班	短期
嘱託・臨時職員の参集の検討	37	嘱託・臨時職員も参集の対象とするかどうか検討が必要	<ul style="list-style-type: none"> • 地方自治法の一部改正に伴い令和2年度から開始される「会計年度任用職員制度」を受け、現在の嘱託・臨時職員と同様の職員に対しても災害対応の職務に就くことを求めることができるよう内部検討を行う。 	総括班 人事班	短期
職員参集場所の検討	38	大規模災害時を踏まえた職員参集場所の検討が必要	<ul style="list-style-type: none"> • 参集できなかった場合の参集先は、最寄りの支所もしくは避難所といったルールがあるため、ルールをマニュアル化する。 	総括班	短期
職員参集メールの活用	39	職員参集メールの実施方法の改善、実施の徹底が必要	<ul style="list-style-type: none"> • 参集指示の際には、参集の可否及び安否確認を返信するよう、参集メールのフォーマットを改善する。 	総括班	短期
			<ul style="list-style-type: none"> • 改善した参集メールを使って、実際の災害対応で使っていくとともに、訓練 	総括班	長期

課題項目	連番	課題の内容	行動指針	担当	取組区分
			を行う。		
			<ul style="list-style-type: none"> 人事班が参集の有無・安否状況を集計して、各部各班に情報提供する方法を確立し、マニュアル化する。 	総括班 人事班	短期
職員安否確認の実行性の確保	40	人事班においてメール等を活用した職員の安否確認を実行できるように改善が必要	<ul style="list-style-type: none"> 連番39と同じ 	連番39	連番39

⑥職員の安全管理

課題項目	連番	課題の内容	行動指針	担当	取組区分
職員の勤務状況の改善、健康管理	41	過剰な勤務状況をなくすための対策を整備することが必要	<ul style="list-style-type: none"> 職員の安全・健康確保の観点で勤務状態等を確認し、改善を図る業務を災害対策本部業務の中に位置づける。 	総括班 人事班	短期
	42	職員の健康管理を改善することが必要	<ul style="list-style-type: none"> 連番41と同じ 	連番41	連番41
参集時の安全確保	43	職員参集時において職員が被災しないよう安全確保対策の強化が必要	<ul style="list-style-type: none"> 参集時の安全確保について、職員自身が自ら安全を確保する行動をとるよう、周知・教育する。 	総括班	長期
			<ul style="list-style-type: none"> 職員個人及び初期のリーダーに対して、災害対応に係る基本事項（原則）を教育するための研修や訓練を実施する。 	総括班	長期
			<ul style="list-style-type: none"> 上記事項をマニュアル上に記載し、徹底する。 	総括班	
	44	夜間の現場調査・作業における安全確保対策が必要	<ul style="list-style-type: none"> 組織のリーダーに対しては、対策を企画・実施するにあたり、職員の安全確保を第一とすることを教育し、訓練を通じて身につける。 職員に対しては、業務を実施する上では、職員自身が自ら安全を確保する行動をとるよう、周知・教育する。 	総括班	長期

⑦職員の災害対応力

課題項目	連番	課題の内容	行動指針	担当	取組区分
全職員の災害対応の原則の習得、危機意識の向上	45	職員における自身の配備体制の認識徹底が必要	<ul style="list-style-type: none"> 防災に係る基本的な知識を身につけるために、職員研修等を活用した防災研修を継続的に実施する。 	総括班	長期
	46	すべての職員が自身の参集方法を認識し、実行できる教育が必要	<ul style="list-style-type: none"> 連番45と同じ 	連番45	連番45
	47	参集システムへの職員登録・更新の徹底が	<ul style="list-style-type: none"> 実際の災害対応や訓練で参集メールを使った参集を行った際、登録できて 	総括班	短期

課題項目	連番	課題の内容	行動指針	担当	取組区分
		必要	いない職員を特定し、部長に提示する等して、各部で改善に取り組む。		
	48	縦割り意識をなくす等、班間の連携力の強化が必要	<ul style="list-style-type: none"> 大規模な災害においては、全庁的に資源を有効活用する必要があることから、当初決められてた役割以外のことであっても担う必要がある等、職員としての基本的な心構えを身につけるための研修や訓練を実施する。 	総括班	長期
リーダーの災害対応の基本的知識・技能・心構えの習得	49	管理職に対して、市長の意思決定を支える立場にあることの再認識及び災害対応力の強化のための危機管理研修の実施が必要	<ul style="list-style-type: none"> 課長補佐以上の職員に対して、災害対応のあり方の基本的な知識を身につけるための研修や図上訓練等を行い、意識及び能力を高めていく。 	総括班	長期
	50	リーダーには、各業務の知識等が必要	<ul style="list-style-type: none"> 特に課長補佐以上の職員に対しては、マニュアルの作成や改訂、市が実施する研修や訓練等を通じて、担当する業務に関する知識やスキルを身につける。 外部機関の研修や、被災自治体への応援等を通じて、担当する業務に関する知識やスキルを身につける。 	総括班	長期
				全班	長期

(2) 関係機関等との緊密な連携・協力のために

①情報通信環境 (外部)

課題項目	連番	課題の内容	行動指針	担当	取組区分
県との通信環境の確保	51	現地災害対策本部や県とのホットラインの確保についても検討が必要	<ul style="list-style-type: none"> 既存の防災通信システムの活用や新たな情報手段の確保について、県と連携して検討する。 	総括班	短期
関係機関との連絡手段の確保	52	市と病院間の情報手段の強化が必要	<ul style="list-style-type: none"> 災害対策上重要な関係機関との通信手段を確保するために、各部各班で、現在の通信手段・連絡先を確認した上で、回線多重化や自家発電等の対策(連絡が通じない場合の代替手段を含む)を、市・関係機関双方で実施する。 	総括班	短期
	53	電話が使えない場合の市・病院間等の通信手段の確保が必要	<ul style="list-style-type: none"> 連番52と同じ 	連番52	連番52

(3) 効果的な応援要請・受入のために

①効果的な応援要請の受入

課題項目	連番	課題の内容	行動指針	担当	取組区分
職員の勤務状況の改善、健康管理	54	対口支援やDMAT等の応援受入のための体制整備が必要	<ul style="list-style-type: none"> 今回の災害経験を踏まえ、受援を前提に市の災害対応を考えていく必要があることは明らかであり、今回の災害対応で蓄積したノウハウや内閣府のガイドラインを参考に、早急に、「受援計画」を策定する。 <p><計画すべき事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 市内部に、応援班/担当を位置付ける。 ✓ 「どの業務」に「どのような人的・物的資源が必要か」「自治体で保有している資源はどのくらいあるか」等の情報を資源管理表に整理しておく。 ✓ 受援に関する各部各班からの「要請ルール」や「報告ルール」を定める。 ✓ 受援側と応援側との「調整ルール」を定める。 ✓ 受入側の心構えについても整理する。 ✓ 受援側と応援側の費用負担の関係を明確にしておく。 ✓ 応援側に対し、1日単位ではなく数日程度お願いできないか等、市からの要望事項があれば率直に伝えるようにする。 	人事班 総括班	短期
			<ul style="list-style-type: none"> 遠隔の自治体との相互応援協定についても検討する。併せて、中長期派遣の応援職員を確保するための対策も検討する。 	人事班 総括班	長期
			<ul style="list-style-type: none"> 「受援計画」に基づく研修や訓練の実施により、応援・受援の実効性を高めるとともに、相互に顔の見える関係を構築しておく。 	総括班	長期
	55	大規模災害時を想定し、廃棄物等の処理体制を確保するための受援体制の整備が必要	<ul style="list-style-type: none"> 連番54と同じ 	連番54	連番54
	56	各部各班と人事班間の効率的な応援要請に係る仕組みの整備が必要	<ul style="list-style-type: none"> 連番54と同じ 	連番54	連番54
受援計画の策定・訓練の実施	57	あらかじめ受援が必要な業務をリストアップし、具体的な業務内容を示せれるようにしておくことが必	<ul style="list-style-type: none"> 連番54と同じ 	連番54	連番54

課題項目	連番	課題の内容	行動指針	担当	取組区分
		要			
	58	受援ニーズの把握・要請・管理調整方法の整備が必要（特に受援が重要となる避難所運営や被災証明書の発行等を担当する部署の理解も重要）	・連番54と同じ	連番54	連番54
	59	必要な場合は躊躇なく受援を求めるよう計画化が必要	・連番54と同じ	連番54	連番54
	60	応援側への要請方法（ニーズの伝え方）の整備が必要	・連番54と同じ	連番54	連番54
	61	今回の経験を活かした受援計画の策定、及び訓練を通じた計画の実効性の向上が必要	・連番54と同じ	連番54	連番54
	62	災害支援ナースの応援要請のタイミングを適正化することが必要	・連番54と同じ	連番54	連番54
	63	応援職員による人員を確保するための方策検討が必要	・連番54と同じ	連番54	連番54
応援要請・受入に関する各班報告ルールの作成	64	各班が直接実施した応援要請・受入に関する報告の徹底が必要	・連番54と同じ	連番54	連番54
応援受入にあたっての対応（態度）の改善	65	派遣職員への対応方法等の標準化・職員への周知が必要	・連番54と同じ	連番54	連番54
応援受入担当窓口の体制確保	66	人事班受援担当の人員の確保が必要	・連番54と同じ	連番54	連番54
相互応援協定の強化	67	県内だけでなく離れた自治体との相互応援協定も考える等、安定的に応援を受ける体制を整えることが必要	・連番54と同じ	連番54	連番54
中長期応援派遣職員の確保方策	68	中長期の応援職員の確保するための方策の検討が必要	・連番54と同じ	連番54	連番54

個別課題に対する行動指針

検討報告書で整理した「課題」のうち、各部各班が担当する災害対応業務固有の課題（個別課題）について、各種災害対応業務を効率的・効果的に実施できるようにするために、災害対応業務（(1)～(20)）毎に、課題改善のための対策の実施担当と、表組で「課題項目」とその「行動指針」、「取組区分」を示す。

<表の見方>

- 「課題項目」は、本検討を通じて把握した課題の概要である。どのような問題が発生し、課題としてどう捉えたかについては、4章の各災害対応業務の「改善事項」に掲載している。
- 「行動指針」は、課題を改善するための具体的な対策である。
- 「取組区分」は、対策に取組む課題の「重要性」と「緊急度」から、以下の3つで整理している。

【短期】短期的のスパンで緊急に対処すべきこと（1年目途）

【中期】中期的な取組みとして改善すべきこと（3年目途）

(1) 避難誘導

総括班（危機管理課）、消防救急班（消防本部）

区分	連番	課題項目	行動指針	取組区分
避難に関する意思決定	1	災害との関連性が高い記録的短時間大雨情報や危険度分布情報（危険度判定警戒メッシュ情報・河川水位情報等）を活用できるよう避難判断方法の改善が必要	<ul style="list-style-type: none"> • 当市の現行の「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」内にも発令基準に記録的短時間大雨情報等を入れているところだが、当該情報を十分に活かせるようマニュアルの充実・改善等を行う。 	短期
	2	避難判断方法の改善にあたり、災害時に119番通報の情報を共有・活用することは有効	<ul style="list-style-type: none"> • 消防本部と連携し、活用を検討する。 	長期
	3	気象台との連携強化が必要	<ul style="list-style-type: none"> • 松山地方気象台及び野村ダム管理所とのホットラインを積極的に活用し、今後の予測・予報の情報提供を踏まえた早めの避難情報の発令を行う。 	短期
避難情報の伝達	4	避難誘導時の広報について、最適な方法の確立が必要	<ul style="list-style-type: none"> • 住民に対してより確実に情報を伝達できるよう、情報伝達手段の多重化を行う。 	短期
			<ul style="list-style-type: none"> • 防災行政無線戸別受信機の100%設置に向けた対策を行う。 	短期

区分	連番	課題項目	行動指針	取組区分
			<ul style="list-style-type: none"> 広報の方法や内容等をマニュアル化する。 	短期
			<ul style="list-style-type: none"> 市が発令する避難情報について、平時からの周知、啓発活動の強化を行い住民の理解度をあげる。 	短期
避難誘導	5	住民自身が避難行動を判断し実施できるための体制及びその避難を支援する体制の整備が必要	<ul style="list-style-type: none"> 避難指示等発令時の防災行政無線放送等は切迫感の伝わる放送内容にする。 	長期
			<ul style="list-style-type: none"> 多様な手段を用いて避難誘導ができるよう、情報発信の多重化を継続して検討する。 	長期
	6	「指定緊急避難場所の指定の手引き」を参考に、関係者と協議の上、災害種別毎に、指定避難場所と緊急避難所を再整理することが必要	<ul style="list-style-type: none"> 災害種別毎に使用できる避難所の選定を行い、平時から住民へ周知する。 	短期
			<ul style="list-style-type: none"> 市が指定する避難所だけでなく、地区内での避難場所の取り決め等の推進（地区防災計画の策定等）を行う。 	短期

（２）避難所の開設・運営

総括班（危機管理課）、現地災害対策本部 総務班（支所総務課）、消防救急班（消防本部）、保健医療班（市民課、健康づくり推進課、医療対策室）

区分	連番	課題項目	行動指針	取組区分
避難所の開設	1	円滑に避難所を開設できるよう体制の整備が必要	<ul style="list-style-type: none"> 総括班は、既存の職員配備計画で、どの避難所に何人の職員が配置できる可能性があるのかを整理・分析を行う。その結果をもとに、避難所連絡班が、職員の避難所への配備計画を策定し、緊急的な避難所開設の体制について検討し、体制を確立する。 	短期
			<ul style="list-style-type: none"> 地方自治法の一部改正に伴い令和2年度から開始される「会計年度任用職員制度」を受け、現在の嘱託・臨時職員と同様の職員に対しても災害対応の職務に就くことを求めることができるよう、内部検討を行う。 	短期
	2	避難所の開設・運営を担当する職員は、事前に施設・設備等の詳細を把握しておくことが必要	<ul style="list-style-type: none"> 指定避難所の開設を担当する職員に対して、避難所の開設・運営を行うために必要な、施設・設備等の状況や使用上の注意事項等について学び、理解するための研修を実施す 	長期

区分	連番	課題項目	行動指針	取組区分
			る。	
			<ul style="list-style-type: none"> • 上記研修は、避難所の施設管理者の協力を得て行う。 	長期
			<ul style="list-style-type: none"> • 地域住民と施設管理者、市職員とが連携した実践的な訓練等を実施し、避難所開設・運営に係る市職員の対応の実効性を高める。 	長期
			<ul style="list-style-type: none"> • 拠点的な避難所に一定量の物資（水、食料、物資）をあらかじめ配置しておく。 	短期
	3	旅館・ホテルの借上げを避難所として活用することも検討する	<ul style="list-style-type: none"> • 要配慮者向けの避難所として旅館やホテルを借上げることについて検討する。 	中期
	4	市の職員が災害対応業務で忙殺されるため、避難者が中心となった避難所運営の移行できる体制を整えることが必要	<ul style="list-style-type: none"> • 自主防災組織等の地域住民、避難所の施設管理者及び市の三者による協議会形式で、避難所開設・運営ルールを検討し、マニュアルに定めておく。 	短期
避難所の運営			<ul style="list-style-type: none"> • 協議の際は、国の避難所運営に関するガイドラインや、愛媛県の作成する避難所運営マニュアル等を踏まえて、検討を行う。 	短期
			<ul style="list-style-type: none"> • 本庁の統括司令室において市全体の避難所の情報を把握することができる仕組みを構築し、マニュアル化する。 	短期
			<ul style="list-style-type: none"> • 作成したマニュアルに基づき訓練を行い、実効性を確保する。 	短期
			<ul style="list-style-type: none"> • 避難所を地域の活動拠点として活用し、自主防災組織等が中心となって、在宅避難者に対するモノや情報の提供、避難所を経由した、市に対する在宅避難者の情報の提供等、在宅避難者を支援する仕組みづくりを構築する。 	短期
			<ul style="list-style-type: none"> • 受援を前提とした避難所運営の体制を整備することで、円滑な受援の受入れを実現し、避難所を運営するのに必要な人員を確保する。 	短期
	7	外部の応援職員の体制整備も含めて、避難所運営のための体制強化が必要	<ul style="list-style-type: none"> • 公民館以外の指定避難所には備蓄が十分に整備されていない。発災当初の対応を出来るだけ効率的に行えるよう、指定避難所毎に備蓄を整備するなど、計画的に事前の準備を進めておく。 	短期

区分	連番	課題項目	行動指針	取組区分
	8	避難所における女性職員のローテーション対応について再検討し、体制強化が必要	<ul style="list-style-type: none"> 総括班は、既存の職員配備計画で、どの避難所に何人の職員が配置できる可能性があるのかを整理・分析を行う。その結果をもとに、避難所連絡班が、職員の避難所への配備計画を策定し、緊急的な避難所開設の体制や運営体制について検討し、体制を確立する。 	短期
			<ul style="list-style-type: none"> 限られた人員で、最大100か所を超える避難所を開設することになるため、職員を配置できる避難所と巡回のみとなる避難所があること等について、あらかじめ地域住民に説明するとともに、地域が中心となった避難所の開設・運営の必要性についても理解していただく。 	短期
	9	指定管理者として地域や企業に委託した場合には、災害時の避難所運営も契約の中に入れておくことが必要	<ul style="list-style-type: none"> 避難所に指定されている宇和文化会館は、指定管理者により運営されているが、避難所としての機能が十分かどうかは検討の余地が残る。今後、市が指定している避難所について、その機能等を調査・分析し、避難所の指定について見直しを行う。 	短期
	10	避難所運営のための訓練ツールHUG（避難所運営ゲーム）等を活用して、運営の実効性を確保することが必要	<ul style="list-style-type: none"> 避難所運営の訓練を行う際には、HUG（避難所運営ゲーム）等、既存の訓練を活用し、効率的・効果的に取組むこととする。 	長期
避難所の運営（つづき）	11	本庁と避難所間の通信手段の確保が必要（PCもなかった）	<ul style="list-style-type: none"> 総括班と装備班を中心に全ての指定避難所で避難所運営に必要なインターネット環境、電話、PC等の通信環境を整備する。 	短期
			<ul style="list-style-type: none"> 整備した通信環境が災害時に機能するように、実際の環境を使った実践的な避難所運営訓練等を継続的に実施する。 	短期
	12	大規模災害時における孤立した避難所への対応について検討が必要	<ul style="list-style-type: none"> 避難所が孤立化した場合の対応についても、避難所運営マニュアルに記載する。 	短期
	13	フェーズに応じた避難者の把握方法の確立が必要	<ul style="list-style-type: none"> 避難者を効率的に把握することができるよう避難所運営マニュアルを改善する。 	短期
			<ul style="list-style-type: none"> 改善した避難所運営マニュアルを踏まえて住民や職員の教育を行う。 	短期

区分	連番	課題項目	行動指針	取組区分
	14	在宅避難者の把握方法の改善が必要	• 地域の実情を詳しく知っている地域住民が主体となった、在宅避難者の把握方法について検討する。	短期
			• 災害時に避難者の状況を把握するために、地域住民が主体となって「避難カード」を作成する住民向けワークショップの開催を検討中である。	短期
	15	食事のみ受け取りに来る被災者への食事の提供方法の改善が必要	• 連番14と同じ	連番14
			• 連番14と同じ	連番14
	16	国や県のガイドラインを参考にして、避難所における女性や子どもの問題等に対する具体的な対応方法を整備する	• 避難所運営マニュアル作成の際は、国の避難所運営に関するガイドラインや、愛媛県の作成する避難所運営マニュアル等を踏まえて、作成を行う。	短期
	17	避難所等での熱中症・感染症の事前の対策が必要	• 避難所の保健・衛生面の管理については国の避難所運営に係るガイドライン等を参考に、マニュアルを強化する。	短期
			• 避難所における健康・衛生に関する備蓄品を見直し、整備しておく。	短期
	18	断水時の避難所のトイレの取扱い方法を事前に決めておくことが必要	• 避難所の衛生面の管理については国の避難所運営に係るガイドライン等を参考に、マニュアルを強化する。	短期
			• マニュアルの実効性を高めるために、地域住民、避難所の施設管理者及び市の三者が合同で避難所運営訓練を行う。	短期
	19	避難所におけるペットの取扱いを事前に決め、住民に周知しておくことが必要	• 自主防災組織等の地域住民、避難所の施設管理者及び市の三者による協議会形式で避難所運営に関する組織を立ち上げ、事前にペットの取扱いルールを検討し、マニュアルに定めておく。	短期
			• 協議の際は、国の避難所運営に関するガイドラインや、愛媛県の作成する避難所運営マニュアル等を踏まえて、検討する。	短期
	20	南海トラフ地震を想定して愛媛県内の他の地域での避難者を受入れてもらう広域避難について県に要請が必要	• 南海トラフ地震等の大規模災害発生時を想定し、広域避難計画を立てるよう県に要請する。	短期
福祉 設・閉鎖 避難所の開	21	迅速かつ適切な福祉避難所開設のための手順、方法をマニュアル化しておくことが必要	【避難所連絡班】 • 避難所運営マニュアルの中に福祉避難所への移送等についても記載する。	短期

区分	連番	課題項目	行動指針	取組区分
			【福祉班】 <ul style="list-style-type: none"> 福祉避難所について、全職員に周知し、認識を深める。 	長期
			【福祉班】 <ul style="list-style-type: none"> 市と指定福祉避難所が共通の認識の下で福祉避難所を開設できるよう、福祉避難所開設に関する研修会等を行う。 	長期
	22	福祉避難所を開設するまでのマニュアルの作成が必要	【避難所連絡班】 <ul style="list-style-type: none"> 避難所運営マニュアルの中に福祉避難所への移送等についても記載する。 	短期
			【福祉班】 <ul style="list-style-type: none"> 福祉避難所開設までのマニュアルを作成し、避難所従事職員、避難行動要支援者及びその支援者に周知する。 	長期
			【福祉班】 <ul style="list-style-type: none"> マニュアルには、開設までの各段階において「誰が、何を、どうする」かを明記する。 	長期
			【福祉班】 <ul style="list-style-type: none"> 市が実施する防災訓練において、福祉避難所開設訓練や、一般避難所から福祉避難所への移送訓練を実施する等、行政職員、施設職員及び要配慮者等が共通認識を持てる取組を行う。 	長期

(3) 緊急輸送活動・交通応急対策

公共土木班（建設課、林業課、農業委員会事務局）、現地災害対策本部産業建設対策班（支所産業建設課）

区分	連番	課題項目	行動指針	取組区分
緊急輸送活動・交通応急対策	1	崩土撤去にあたる民間の業者の確保が必要	<ul style="list-style-type: none"> 公共工事の減少に伴って土木業者数も減少しており、民間の業者の確保は困難な状況である。 	長期
	2	県災害対策本部と市災害対策本部との間での調整・連携力の強化が必要	<ul style="list-style-type: none"> 県は業者と道路の年間維持契約（県道を一定の区間に分割し、維持を担当する業者を決めている）を締結しているため、非常時における民間業者の協力が得やすい。また、契約締結により、民間業者側も優先して対応を行ってくれるようになる。市道は路線数が多く、路線の延長もあり、また地域的な条件等も複雑で、県のような年間維持契約は難しい状況であるため今後検討する。 	長期

(4) 孤立地区に対する支援活動

総括班、現地災害対策本部、消防救急班、保健医療班

区分	連番	課題項目	行動指針	取組区分
孤立地区に対する支援活動	1	孤立地区からの透析患者の搬送手段の確保が必要	<ul style="list-style-type: none"> 孤立地区からの人員搬送として、県消防防災ヘリ、県警航空隊ヘリ又は県ドクターヘリを要請し、搬送してもらうよう依頼する。 	長期
			<ul style="list-style-type: none"> 道路が寸断しているだけで、家屋等に被害がない場合は自宅で定期的な透析を行うことも想定し、船での搬送等も考えておく必要がある。 	長期
			<ul style="list-style-type: none"> 一定規模の災害であれば、県外からの協力も要請できるが、南海トラフ地震クラスの大規模災害発生の場合には、市内の孤立地区への救助時期が分からないため複数の搬送手段をあらかじめ考えておく。 	長期
			<ul style="list-style-type: none"> 透析患者自身が、集落が孤立した場合のことを想定し、すぐには透析を受けられない事態になるかもしれないことを踏まえ、塩分やカリウム、タンパク質等を控えた食料や常備薬をあらかじめ備蓄しておく等自身の状況に応じた備えをしておくよう働きかける。 	長期

(5) 食料・物資の調達・供給

物資班（財政課、監理用地課）

区分	連番	課題項目	行動指針	取組区分
食料・物資の調達・供給	1	民間業者の活用も視野に入れた物資調達・供給体制の整備・実効性の確保	• 物資の調達輸送については民間業者の活用により体制を強化することとし、民間業者との協定の締結を進める。なお、民間業者には物資の提供に加えて、提供の際に各企業所有の車両等を用いて、自治体が指定する場所まで輸送を行ってもらうことまでを内容として協定に盛り込み、市の負担を軽減する。	短期
			• 協定締結業者も含めた物資のオペレーション訓練を行い、実効性を確保する。	短期
	2	民間業者の活用についても、近隣市町と競合を避けるために、県を含めた調整を行い、協定等を締結することが必要	• 連番1と同じ	短期
	3	ガイドライン等を参考に、物資の調達・管理・搬送等の作業フローや、物資班の役割、活動内容、方法等をマニュアル化しておくことが必要	• 協定業者や物流の専門家からの助言及び、国土交通省のガイドラインや愛媛県救援物資供給マニュアルを参考に、物資の調達・管理・搬送等の作業フローや、物資班の役割・活動内容・活動方法等についても検討し、物資調達輸送マニュアル（仮称）を作成する。	短期
	4	物資調達・供給に係る計画の再確認による実行性のある体制構築が必要	• 物資に関する受援計画・物資調達輸送マニュアル（仮称）を作成し、大規模災害時にも機能するよう物資の調達・配送に関する体制を強化する。	短期
			• 受援計画及びマニュアルの作成にあたっては、①物資班に経済振興課を担当課として追加し、物資班の人数を強化する。②物資班の所掌事務に物資の調達業務を追加し、物資班の中で、調達担当と仕分け・配送担当の役割分担をマニュアルに規定する。	短期
	5	配布する（調達する）物資の基準（品目、支援対象者の範囲や証明する方法等）と配布期限をあらかじめ設定しておくことが必要	• 物資班を中心に市全体で必要な物資を一元的に調達することを基本とし、専門的な知識の必要な物資については、各班自らが調達することを踏まえた受援計画を策定する。	短期
			• 物資調達品目毎の調達班について、マニュアルに整理する。	短期
	6	各班の個別専門業務に必要な物資の調達・供給体制について計画化が必要	• 物資班を中心に、市全体で必要な物資を一元的に調達することを基本とし、専門的な知識の必要な物資については、各班において調達することを踏まえた受援計画を策定する。また、物資調達品目毎の調達班についてはマニュアルに整理する。	短期

区分	連番	課題項目	行動指針	取組区分
食料・物資の調達・供給（つづき）	7	職員が災害時の配送業務に使用できる車を事前に決めておく、職員個人の車を使用する場合には万が一の際には保障されるようにする等、あらかじめ体制を整えておくことよい	• 公用車だけでは足りないことを前提に、民間協定業者を活用し車両や運転者を確保する。	短期
			• 職員が個人で所有する車両の利用について、メリット・デメリットを検討し、あらかじめ方針を定めておく。	短期
			• 配送に使用する車両をリースにより確保することも検討する。	短期
	8	県に要請してから入手できるまでにタイムラグがあるため、家庭内備蓄の啓発や、市の備蓄・協定等による速やかな調達・供給体制を検討すべき	• 物資の調達輸送については民間業者との協定の締結を進めることで体制を強化する。なお、民間業者が所有する車両を用いて輸送を行ってもらうことまで協定に盛り込み、市の負担を軽減する。	短期
			• 協定締結業者も含めた物資のオペレーションの訓練を行い、実効性を確保する。	短期
	9	プッシュ型支援は被災者のニーズに合っていないものや、必要量以上に受け取ったものが多いことを踏まえ、対応策について検討が必要	• プッシュ型支援で送られてきた物資は、被災者のニーズに合っていないものや、必要量以上に受け取ったものがあつたことを県に報告するとともに、改善の検討を要請する。	短期
食料・物資の受入・管理	10	物資拠点としての機能を有した物資集積場所の確保について、専門家を交えた検討が必要	• 各町の物資等の一次集積場所（計5か所）について国土交通省のガイドラインや愛媛県救援物資供給マニュアルを参考に施設の適正を評価し、その結果をもとに別の拠点を検討するか、現在の施設の環境を改善する等の対策を行い、物資集積拠点としての機能を確保する。なお、評価・検討にあたっては協定業者も入れ、実効性を確保する必要がある。	短期
食料・物資の輸送	11	協定を活用した物資輸送ができるよう、協定業者との事前の取組みが必要	• 今回の規模以上の災害では職員のみで対応することは不可能なため、①協定内容の確認、②受援計画の策定及び協定先やその内容を見直す、③協定先とともに検討及び物資調達輸送のマニュアル策定することで、民間との連携を図る体制へと強化する。	短期
	12	発災後の早い段階で受けないと宣言する等、避難所に直接届けられる支援物資を防ぐことが必要	• 個人からの支援物資の受入れは行わず、義援金等による支援を求めるよう早期にホームページ等を使って広報することを基本とし、計画化する。	短期

(6) 水道施設の応急復旧・応急給水活動

給水班（上下水道課）、現地災害対策本部産業建設対策班（産業建設課）

区分	連番	課題項目	行動指針	取組区分
水道施設の被害状況調査	1	重要な施設等の優先順位を付けた効率的な被害確認体制の確立が必要	<ul style="list-style-type: none"> 浄水場及び配水池等の数が多く、担当職員の人員不足となっていることから、主要地点の確認方法及び確認人員の配置、各施設にライブカメラ等の無人監視装置の導入を検討する。 	中期
	2	早期被害状況把握のためのドローン等の活用の検討も必要	<ul style="list-style-type: none"> ドローン等の最新機器の導入を検討する。 	中期
	3	浄水施設の浸水可能性を踏まえて、事前に対策を検討することが必要	<ul style="list-style-type: none"> 再度、河川氾濫等による被害を想定する場合、浄水場等の移転も検討。 	長期
			<ul style="list-style-type: none"> 今後の国、県及び市関係者で、この平成30年7月豪雨災害に対する対応策を検討すること。 	長期
4	今回の浄水施設を迅速に復旧できた要因を分析し、そのノウハウを継承するとよい	<ul style="list-style-type: none"> 他の自治体で発生した災害への応援活動を行う。 	長期	
		<ul style="list-style-type: none"> 対応のマニュアル化等によるノウハウの継承等、後継者の早期育成を行う。 	長期	
応急給水活動	5	市全体の給水活動の状況把握をする方法を確立することが必要	<ul style="list-style-type: none"> 給水活動を行う場合にはまず給水班に報告するよう体制の整備を検討する。 	短期
			<ul style="list-style-type: none"> 報告等用の様式等も併せて作成する。 	短期
	6	道路寸断時における応急給水体制の強化が必要	<ul style="list-style-type: none"> 道路寸断に関しては、国、県及び市建設課等で検討するよう要請する。 	長期
			<ul style="list-style-type: none"> 各給水区域内に給水車が無いことから、給水袋等の確保を行い、各配水池より給水袋等を使用しての給水作業を行う。但し、大人数の人員の確保が必要である。 	長期
			<ul style="list-style-type: none"> 給水班内で、対応策を再度検討する。 	長期
7	南海トラフ地震を想定して、停電しガソリンが入手できない中で応急給水活動を行う方法について検討が必要	<ul style="list-style-type: none"> 現在、取られている対策は次の通り。 【明浜給水区域】新支所内に耐震型地下式小型貯水槽を設置 【宇和給水区域】上松葉及び明石配水池を耐震化 【野村給水区域】愛宕配水池を耐震化、野村小学校内に耐震型地下式小型貯水槽を設置 ※耐震型地下式小型貯水槽については、人力及び発電機で配水可能。耐震化配水池においては、落差を利用した自然流加方式で配水可能 	長期	
		<ul style="list-style-type: none"> 危機管理課等と協議の上、耐震型地下式小型貯水槽の設置数を増やす方向で検討中である。 	長期	

区分	連番	課題項目	行動指針	取組区分
給水活動の応援要請	8	給水班のコントロールによる効果的な応急給水活動の運用体制の確立	・連番4と同じ	連番4

(7) 保健医療救護活動

保健医療班（市民課、健康づくり推進課、医療対策室）、現地災害対策本部生活福祉対策班（支所生活福祉課）

区分	連番	課題項目	行動指針	取組区分
情報の提供・収集	1	EMISを利用した情報発信を徹底することが必要	<ul style="list-style-type: none"> 通信訓練等による誰もが入力できる人材育成を行う。 EMISについて研修する機会を設ける。 	長期
	2	野村地区以外の地域の被災者の健康調査による状況把握が必要	<ul style="list-style-type: none"> 被災情報の一元化を行う。 避難行動要支援者台帳等を活用し、要支援者を支援する側の役割分担や情報交換を行う。 	短期
保健医療活動	3	公立病院や医師会との連携強化及び役割分担の明確化が必要	<ul style="list-style-type: none"> 今後の災害に備え、公立病院や医師会等との情報共有方法について再確認する。 	短期
	4	避難所等での熱中症・感染症の事前の対策が必要	<ul style="list-style-type: none"> 熱中症・感染症予防対策として下記の項目を行う。 <ul style="list-style-type: none"> 熱中症・感染症に対して周知し、予防行動を促す。 必要物品の確保（保冷剤・手指アルコール消毒等） 感染症が発生した場合の個室の確保 医療機関との連携を行う。 	短期
応援の受入	5	公立病院コーディネータを中心としたDMAT受入れの実効性の向上が必要	<ul style="list-style-type: none"> 公立病院コーディネータとの情報共有を行い、役割の相互理解を図る。 	短期
	6	要請したチーム以外のDMATのコントロールについて県に要請することが必要	<ul style="list-style-type: none"> 医療対策室が連絡窓口となることを関係機関へ周知する。 	短期
	7	精神状態等といった住民から聞き出しにくい意見について把握できる体制の検討が必要	<ul style="list-style-type: none"> こころのケアチーム・こころの保健室等の活用。 保健師による相談・訪問を行う。 	長期

区分	連番	課題項目	行動指針	取組区分
避難所での衛生活動	8	停電・断水時を想定し、食品や食器等の衛生環境について管理体制を強化することが必要	<ul style="list-style-type: none"> 食中毒予防対策として下記の項目を行うように計画する。 <ul style="list-style-type: none"> 清潔で温度管理を行いながら食品の保管ができる場所の確保 喫食限定時間の決定 手指消毒薬等必要物品の確保 従事者等への健康教育 食中毒予防ポスター掲示・チラシ配布 	短期

(8) 防疫活動

市民衛生班（環境衛生課、市民課）、現地災害対策本部生活福祉対策班（支所生活福祉課）

区分	連番	課題項目	行動指針	取組区分
防疫用薬剤・資機材等の確保	1	県の担当部署との緊密な連絡・調整が必要	<ul style="list-style-type: none"> 日頃から県とは連携を密にし、関係性を構築する必要がある。 	短期
	2	消毒のための薬剤の計画的な備蓄が必要	<ul style="list-style-type: none"> 今後、消毒する備品も含め、計画的に整備する。 	中期
	3	防疫用資機材の保管場所の確保が必要	<ul style="list-style-type: none"> 災害の発生場所等を考慮すると、適切な保管場所の選定が困難であるが、ビニールシート等である程度予防に努める必要がある。 	短期
消毒の実施	4	効率的に消毒活動を行うために、市と社会福祉協議会間での連携・調整が必要	<ul style="list-style-type: none"> 日頃から災害時の役割について、社会福祉協議会と協議する。 	中期
	5	自衛隊の活動の制約等を踏まえた効率的な消毒作業等の作業手順や方法確立が必要	<ul style="list-style-type: none"> 市独自で行うべきこと、行う必要があることの区分を把握する。 	短期

(9) 廃棄物等の処理

市民衛生班（環境衛生課、市民課）、現地災害対策本部生活福祉対策班（支所生活福祉課）

区分	連番	課題項目	行動指針	取組区分
災害廃棄物の処理	1	災害廃棄物量の発生量の推計が難しいため、災害廃棄物処理計画の策定を進めることが必要	<ul style="list-style-type: none"> 災害廃棄物処理計画を策定する。（策定中） 	短期
	2	より詳細な撤去する土砂量の算出方法を確立することが必要	<ul style="list-style-type: none"> 災害廃棄物処理計画の策定の中で検討する。 	短期
	3	土砂処分の方法について経済比較も含めた調査・研究が必要	<ul style="list-style-type: none"> リサイクルが基本であるが、国の補助金を活用することから、経済比較により、処理方法を検討する。 	短期
仮置	4	土砂置き場の確保が必要	<ul style="list-style-type: none"> 仮置場を検討する。その際に大型車両が 	短期

区分	連番	課題項目	行動指針	取組区分
			入れる進入路を確保する。	
			<ul style="list-style-type: none"> 市内に安定型処分場がある場合、覆土への再利用を要請する。 	短期
	5	災害廃棄物の仮置場候補地の選定の見直しが必要	<ul style="list-style-type: none"> 災害廃棄物の仮置場予定地と仮設住宅用地が重複する可能性があるため、事前に調整する。 最大規模の災害に備えた仮置場を確保し、増減に対応するため、新たな仮置場を設置することで、選定できると考える。 	短期
仮置場の運営	6	引き受けできる廃棄物の種類について住民へ周知・徹底することが必要	<ul style="list-style-type: none"> 仮置場へ持込む前に、住民に周知を行う。 	短期
	7	仮置場での無事故運営のためのノウハウ等をマニュアル化し継承することが必要	<ul style="list-style-type: none"> 囲いフェンス、防犯カメラの設置を検討する。 	短期
災害廃棄物の処理	8	土砂除去・運搬のための建設事業者の確保が必要	<ul style="list-style-type: none"> 重機の確保に加えて、オペレータの確保のために、現場対応できる職員の養成を行う。 市所有のアームロールやトラック、ホイールローダ等、日常業務で使用していた重機が活躍したので、今後も更新計画をたて、車両の確保をしていきたい。 	短期
	9	協定等を活用した廃棄物処理体制の強化が必要	<ul style="list-style-type: none"> 業者や協会と協定を結ぶ必要がある。 ※県とえひめ産業資源循環協会と三者で協定を締結する。 	短期
	10	南海トラフ地震が発生した場合を想定した広域によるごみ焼却受入施設の準備をあらかじめ整備していくことが必要	<ul style="list-style-type: none"> 民間業者と協定を結ぶ。 	中期
			<ul style="list-style-type: none"> 県内、県外での広域処理できる体制を作る。 	中期
			<ul style="list-style-type: none"> 二次仮置場で分別する重機等の導入を検討する。 	中期
	11	災害廃棄物を運搬する車両の確保が必要	<ul style="list-style-type: none"> 連番8と同じ 	連番8
	12	農地に流入した被災車両の撤去方法等ノウハウをマニュアル化することが必要	<ul style="list-style-type: none"> 災害廃棄物処理がわかる人材の育成を行う。 	短期
13	災害等廃棄物処理事業補助金に係る国の動向を常に情報収集しておくことが必要	<ul style="list-style-type: none"> 国のマニュアルを日頃から確認する。 	短期	
		<ul style="list-style-type: none"> 市のマニュアル作成を行う。 	短期	
解体家屋の撤去	14	家屋解体への対応の担当班についてBCP通りでよいか確認することが必要	<ul style="list-style-type: none"> 災害発生後のフェーズ毎の詳細な事務内容等を再度洗い出した上で、適切な事務担当課を検討し、必要に応じて所掌事務の変更を行う。 	短期
	15	住居者と登記上の所有者が一致していない家屋を解体する場合の効率的な対応について検討することが必要	<ul style="list-style-type: none"> 災害廃棄物処理が完了するまで、専門的な知識である登記関係が分かる職員を確保する。 	短期

区分	連番	課題項目	行動指針	取組区分
解体家屋の撤去(つづき)	16	家屋解体の仕組みを住民に伝える際に、より理解していただくよう配慮することが必要	• 丁寧な説明ができるように検討を行う。	短期
	17	解体家屋の撤去の迅速化のため、県統一単価の迅速な設定を県に要請することが必要	• 設計については、技術職でないと積算ができないため、技術職の確保を検討する。	短期
	18	土砂災害と水害による家屋解体を同一単価で実施する弊害について県に改善を要請することが必要	• 単価設定をどうするか検討する。	短期
	19	全ての種類の解体単価を事前に設定していただけるよう県に改善を要請することが必要	• 県に対し、今後の対応に向けて要望する。	短期
	20	公費での非住家の解体補助がないことについては、国に要請することが必要	• 国へ要望する。 • 市としてどう対応するか検討する。	短期 短期
し尿の収集・処理	21	大規模災害発生時を想定し、し尿処理施設の地下ポンプ室の操作盤への浸水の可能性を検討することが必要	• ポンプが浸水した場合の市外での処理について検討する。	中期
	22	協定業者が被災した場合の対策の検討が必要	• 近隣市町と協定・連携する。	中期
			• 補助電源等を確保する。	中期
			• 南予地域にも管理型最終処分場が必要ではないか検討する。	中期
			• 広域処理するため、廃棄物処理施設を設置できるプラントメーカーとの協定について国・県に要望する。	中期
23	施設被害・電力途絶等によりし尿処理機能が停止した場合を想定した広域によるし尿処理体制の整備が必要	• 連番22と同様	連番22	
野外仮設トイレの設置	24	野外仮設トイレの手配方法等ノウハウをマニュアル化することが必要	• マニュアルを作成する。	短期
	25	野外仮設トイレの設置場所のあらかじめの設定が必要	• 避難所毎の設置場所を検討する。	短期
	26	簡易トイレやマンホールトイレ、仮設トイレ等を利用した調達計画の整備が必要	• 関連課と協議し、調達計画を検討する。	短期
	27	野外仮設トイレの衛生確保対策が必要	• 収集時の清掃に加え、対策班で消毒・清掃を行うことをマニュアルに明記する。	短期

(10) 動物の管理

農林水産班（農業水産課、林業課）、現地災害対策本部産業建設対策班（支所産業建設課）

区分	連番	課題項目	行動指針	取組区分
動物の管理	1	迅速に家畜の被害状況を把握するための方策の検討が必要	<ul style="list-style-type: none"> 支援業務の明確化・指示命令システムの強化、人員の増及び適正配置を行う。 家畜衛生に関する支援対策として優先順位を付ける。 	短期

(11) 応急住宅対策

建築住宅班（建設課、工事検査監）、福祉班（福祉課、子育て支援課、長寿介護課）、現地災害対策本部産業建設対策班、生活福祉対策班（支所産業建設課、生活福祉課）

区分	連番	課題項目	行動指針	取組区分
入居者数の把握・アンケート配布	1	効率的な対応ができるよう、応急住宅に関する福祉班と建築住宅班の役割分担の見直し	<ul style="list-style-type: none"> 災害発生後のフェーズ毎の詳細な事務内容等を洗い出した上で、適切な事務担当課を検討し、必要に応じて所掌事務の変更を行う。 	短期
			<ul style="list-style-type: none"> 福祉班と建築住宅班の具体的な作業内容をフロー図でわかりやすく示す。 	短期
	2	応急仮設住宅の建設着工を迅速に行うためには、被災状況アンケートによる速やかな入居希望者数の把握が必要	<ul style="list-style-type: none"> 発災から20日以内に仮設住宅の建設に着手するためには、誰が、何を、いつまでにクリアしなければならないかを、フロー図等で明確にしておくよう検討する。 アンケート配布時に、入居申込書ではない旨を伝えるようマニュアルに明記する。 	短期
3	応急仮設住宅への入居意向アンケートを申込みだと勘違いすること等ないように、入居までのプロセスを住民に分かりやすく伝えるよう配慮することが必要	<ul style="list-style-type: none"> アンケートの表題に「建設戸数の検討・把握のための（仮称）」と示し、入居意向アンケートの見直しをすることが必要である。 	長期	
用地選定	4	迅速な応急仮設住宅の提供に向け、候補地の配置計画をあらかじめ策定しておくことが必要	<ul style="list-style-type: none"> 野村の仮設住宅については、事前に配置設計がされていたため、建設戸数についてもイメージすることができ、建設を具体的に進めることができた。今回の実際の建設状況等の対応を踏まえ、住棟配置計画の練り直し及び応急仮設住宅建設ガイドラインの修正を県に依頼するよう検討する。その際には、当然地盤の状況やインフラ設備の状況について、県に情報提供し修正の協力を求める。 	中期
応急仮設住宅の建設	5	応急住宅建設時には、コミュニティを維持しつつ、要配慮者が迅速に入居できるよう留意することが必要	<ul style="list-style-type: none"> 地域コミュニティを重視し、公有地だけではなく、農地を含む民有地での仮設住宅建設を検討する。 	中期

区分	連番	課題項目	行動指針	取組区分
入居開始・仮設住宅の管理	6	大規模災害時に備えて、公営住宅の活用も検討することが必要	• 災害時における市営住宅必要戸数の調査は本庁の担当者が取りまとめるため、本庁と支所の市営住宅担当者が定期的に情報共有を行い、空き戸数を把握しておく。	短期
			• 入居可能な空き家について、前入居者の退去後速やかに修繕を実施し、災害時における迅速な対応を行う。	中期
	7	大規模災害時に備えて、民間の空き家の活用も検討することが必要	• 売却希望の空き家を一時的にみなし仮設住宅として利用できるような仕組みを不動産業界と連携し作成する。	中期
	8	福祉仮設住宅を作らなければいけない可能性についても検討が必要	• 福祉仮設住宅の建設の可能性について、計画やマニュアルに記載し、詳細な事前対策を行う。	長期
	9	多様な避難先にいる住民に対して調査する方法について検討が必要	• 仮設住宅入居希望調査受付窓口を別途設置することも検討してもよいが、あくまでも入居希望調査なので、在宅避難者や知人宅避難者等は、戸別訪問しないと漏れる人が出てくると思われる。	長期
	10	効率的な対応ができるよう、応急住宅に関する福祉班と建築住宅班の役割分担の見直しが必要	• 災害発生後のフェーズ毎の詳細な事務内容等を再度洗い出した上で、適切な事務担当課を検討し、必要に応じて所掌事務の変更を行う。	短期
住宅の応急修理受付開始	11	住宅の応急修理の対象にあたるかどうか等、住宅に係る制度について住民に分かりやすく情報提供することが必要	• 応急修理制度の目的と対象工事の内容をパンフレット等で周知する。	中期
			• 建築住宅に関する補助制度について、担当職員及び市民に理解しやすい資料を作成する	中期
	12	応急修理の給付手続きについて住民に迅速に情報提供することが必要	• 応急修理制度の目的と対象工事内容をパンフレット等で周知する。	中期
受理通知書の送付	13	住宅の応急修理をする業者を確保しておくことが必要	• 住民が安心して修理依頼を行うことができる登録制度の創設を行う。	中期
入居希望ヒアリングの実施	14	市営住宅への一時入居が可能等、住宅に係る制度について住民に分かりやすく情報提供することが必要	• 防災行政無線での市内放送を行い、より多くの市民に住宅に係る制度について情報提供を行う。	短期
みなし仮設住宅	15	個人間での賃貸物件をみなし仮設住宅（借上げ型）として認めてもらえるよう県に要請することが必要	• みなし仮設は、建設型仮設の土地確保の困難さや建設に時間を要することを踏まえた代替救助であり、本来現物給与であることが救助法の原則であることから、被災者が物件を探してくるのではなく、県が賃貸契約を締結した物件に入居申込みを行うという手続きの流れにするべきではないか検討する。	長期

区分	連番	課題項目	行動指針	取組区分
みなし仮設住宅 (つづき)			<ul style="list-style-type: none"> 県は宅建協会と災害時協力協定を締結しており、宅建協会は会員（不動産会社等）に対して、平時から空き家等のみなし仮設としての提供について、所有者に働きかけておくよう協力要請する。 	長期
			<ul style="list-style-type: none"> 事前に提供可能な物件を不動産会社に把握してもらっておくとともに、所有者にはあらかじめ不動産会社に登録してもらう。 	長期
	16	みなし仮設住宅の入居条件をあらかじめ設定するよう県に要請することが必要	<ul style="list-style-type: none"> 平時からの制度にかかる情報共有及び災害時にリエゾンと県の業務担当者が円滑な連携を図れるよう、要請する。 	中期
	17	みなし仮設住宅の入居情報を迅速・明確に市に提供いただけるよう県に要請することが必要	<ul style="list-style-type: none"> 被災者からの問合せは市にあるので、国が行う被災者生活再建支援金同様、市が進達した申請に関しては、結果を返してもらうよう検討する。 	長期
			<ul style="list-style-type: none"> 県の入居決定状況を市と共有する体制を作る。 県に今回の災害を踏まえた事務フローの改善を求める。 	長期

(12) 要配慮者に対する支援活動

福祉班（福祉課、子育て支援課、長寿介護課）、現地災害対策本部生活福祉対策班（支所生活福祉課）

区分	連番	課題項目	行動指針	取組区分
要配慮者の把握	1	要配慮者情報の一本化が必要	<ul style="list-style-type: none"> マニュアル作成時に担当者を定め、避難情報の集約化を図る。 	短期
	2	停電時・社会福祉協議会が被災した場合であっても在宅要介護者の安否確認ができる体制整備が必要	<ul style="list-style-type: none"> 避難行動要支援者名簿については、システムによる管理に加え、紙媒体でも定期的に最新の情報を保管する。 	長期
			<ul style="list-style-type: none"> 大規模災害時に安否確認及び情報伝達は近隣協力員及び自主防災組織によるアナログな方法とする。 	長期
			<ul style="list-style-type: none"> 地域における避難行動要支援者の避難支援や情報伝達方法等を盛り込んだ自主防災計画を自主防災組織に作成してもらう。 	長期
			<ul style="list-style-type: none"> 福祉事業者、障がい者団体等に平時から協力を依頼し、多方面から安否確認ができる体制づくりを行う。 	長期
			<ul style="list-style-type: none"> 市において、避難支援等関係者を含めた大規模災害を想定しての情報収集訓練を実施する。 	長期
3	道路の寸断時における要支援者宅への訪問等を迅速に行うための検討が必要	<ul style="list-style-type: none"> 避難行動要支援者避難支援計画（個別計画）を作成し、避難経路等を複数考えておくとともに、近隣協力員を複数人設定しておくことで、協力員から要支援者の安否情報を確認できる体制を整える。 	中期	

区分	連番	課題項目	行動指針	取組区分
要配慮者の把握 (つづき)			<ul style="list-style-type: none"> 協力員との情報伝達手段の確保を検討する。 	中期
	4	福祉避難所を必要とする避難所や在宅の要支援者情報を把握し、福祉避難所を開設するまでの「福祉避難所開設マニュアル」の作成が必要	<ul style="list-style-type: none"> 一般避難所内に福祉避難スペースを設置するよう現行避難所運営マニュアルを改正するとともに、福祉避難スペースでも対応が難しい要配慮者に関して福祉避難所に移送する流れについて記載するよう福祉避難所設置・運営マニュアルも改正する。 	長期
			<ul style="list-style-type: none"> 改正後のマニュアル等について、庁内全体（せめて教育・福祉・防災部局）で確認し合う研修会等を実施する。 	長期
			<ul style="list-style-type: none"> 福祉避難所の利用が必要である要配慮者の事前把握に努める。 	長期
	5	災害ボランティアセンターとの要配慮者に関する情報共有、連携・調整の強化が必要	<ul style="list-style-type: none"> 要配慮者の被災状況について把握し、家族や支援者の有無を確認し、必要に応じて災害ボランティアセンターへボランティアの要請を行う。 	短期
	6	民生児童委員の災害時の安全確保対策（指針）が必要	<ul style="list-style-type: none"> 現在作成中の避難行動要支援者避難支援計画に避難支援等関係者の安全確保について記載する。 	短期
		<ul style="list-style-type: none"> 各民生児童委員協議会において、民生児童委員自身が災害時における行動マニュアルを作成する。 	短期	
福祉避難所の開設	7	避難所から福祉避難所への要配慮者の移送方法等を整備しておくことが必要	<ul style="list-style-type: none"> 福祉避難所開設までの流れや福祉避難所に移送する流れについて、一般避難所担当職員と福祉避難所担当職員、社会福祉施設等が共通認識を持ち、その内容を福祉避難所設置・運営マニュアルに記載し、訓練実施時には情報伝達の流れも含めて確認を行う。 	長期
在宅の要配慮者への支援	8	社会福祉協議会において重要な通常業務を継続して実施できるよう、体制を整えるべき。BCPや受援計画の作成が必要	<ul style="list-style-type: none"> 社協において非常時BCPを作成するよう働きかける。（法的に義務化はされていないが、民間企業におけるBCPの作成は推奨されており、近年作成企業は増えてきている。） 	短期
			<ul style="list-style-type: none"> 上記計画書作成時において、継続通常業務や災害対応業務及びそれらの事務量、必要人員等を整理し、発災からのフェーズ毎に事務分掌や人員配置をあらかじめ決めておくとともに、不足すると思われる人員については、他機関からの支援が受けられるよう事前に協力協定を締結しておく等、平時から支援を要請しておく。 	短期
			<ul style="list-style-type: none"> 支援者が業務を行うことを想定し、各業務のフローやマニュアル等をあらかじめ作成しておく。 	短期

(13) 応援派遣・受援活動

人事班（総務課）

区分	連番	課題項目	行動指針	取組区分
愛媛県からの応援	1	県から派遣されるリエゾンの機能強化、連携強化が必要	<ul style="list-style-type: none"> 県市相互に受援関係の情報管理を一元化する部署(担当)を設置するとともに、県からのリエゾンの役割、業務内容を明確に指示しておく。 	短期
	応援受入体制の確保	2	人事班受援担当の人員の確保が必要	<ul style="list-style-type: none"> 発災直後から即時対応できる体制及び業務フローの整備を行う。 受援関連業務は、事務及び現場作業が一定期間継続する業務であるため、専門チームを設置する。
応援受入体制の確保		3	応援職員の宿泊施設の確保が必要	<ul style="list-style-type: none"> 民間宿泊施設の確保については、現状やむを得ないところがあるが、公共施設の宿泊施設化については、不具合箇所を早期に把握し、可能な限り速やかに修繕等の対応に努める。
	<ul style="list-style-type: none"> 受援に活用する公共施設の選定を行う。 			長期

(14) ボランティア等への支援

福祉班（福祉課、子育て支援課、長寿介護課）、現地災害対策本部生活福祉対策班（支所生活福祉課）

区分	連番	課題項目	行動指針	取組区分
ボランティア開設	1	災害ボランティア受入開始の判断方法を標準化することが必要	<ul style="list-style-type: none"> 早期にVC設置が行えるよう、早い段階で災対本部内で設置協議を行う。 	中期
	2	専門ボランティアの要請・受入窓口の整備が必要	<ul style="list-style-type: none"> JVOAD及び情報共有会議を活用する。 	長期
			<ul style="list-style-type: none"> 保健師や弁護士等を関係団体を使って募集する。 行政書士会との支援協定を活用する。 	長期
ボランティアセンターの運営体制	3	災害ボランティアセンターにおける福祉班の役割の明確化が必要	<ul style="list-style-type: none"> 社会福祉協議会及び福祉班において事前検討を行った上で、福祉班は災対本部に設置されることとなっているボランティア支援本部とVCとの情報連携係役割であることをマニュアルに明確化する。 	中期
	4	災害ボランティアセンターにおける社会福祉協議会の役割を整理することが必要	<ul style="list-style-type: none"> 継続通常業務や災害対応業務及びそれらの事務量、必要人員等を整理し、不足が見込まれる人員について、支援が受けられるよう平時から支援・協力協定を締結した上で、社会福祉協議会においてVC設置運営マニュアルの見直しを行う。 	中期

区分	連番	課題項目	行動指針	取組区分
	5	ボランティアセンター従事職員の安全確保の確立が必要	<ul style="list-style-type: none"> 社会福祉協議会又は福祉課において、作業用消耗品について一定の備蓄をしておく。 	短期
			<ul style="list-style-type: none"> ボランティアは水が使えないことを踏まえた上で十分な準備をして来るように理解を促す。 	短期
ボランティアの募集	6	十分な準備なしで参加するボランティアの方への対応を検討しておくことが必要	<ul style="list-style-type: none"> 断ることも検討する。 事前に社会福祉協議会で作業着、長靴、ヘルメット、軍手等の用意をするよう検討する。 	短期 短期
	7	効果的なボランティア募集のためのノウハウをマニュアル化して継承することが必要	<ul style="list-style-type: none"> 早期に中間支援団体の受入れを行い、情報共有会議を早期に頻繁に開催するよう検討する。 	長期
			<ul style="list-style-type: none"> 今回の災害において形成されたボランティア団体とのネットワークを維持する。 	長期
ボランティアの受入	8	災害ボランティア受入の手順や方法を標準化していくことが必要	<ul style="list-style-type: none"> 昨今の災害対応を踏まえ、証明発行のスキームが変更され、ボランティア自身と道路公団との手続きとなったため、自治体の改善対策は不要。 	—
	9	ボランティア受入のための中間支援団体の組織化・育成が必要	<ul style="list-style-type: none"> 市は、ボランティア受入れを含めた総合的な受援計画の作成を検討し、中間支援組織との平時からの連携に努めるべきである。 	長期
	10	ボランティア用駐車場の確保が必要	<ul style="list-style-type: none"> 駐車場確保に努めるとともに、VCの受付窓口の出張について（社会福祉協議会でなく、確保した駐車場内に受付窓口を設置）も検討する。 	中期
ボランティアの把握	11	ニーズ調査の結果を情報共有し、マッチングする方法を標準化（マニュアル化）していくことが必要	<ul style="list-style-type: none"> 早期に中間支援団体の受入を行い、情報共有会議を早期に頻繁に開催し、よりの確なマッチングを行う。 	長期
			<ul style="list-style-type: none"> 今回の災害において形成されたボランティア団体とのネットワークを維持する。 	長期
ボランティアへの支援センター	12	市災害対策本部からボランティアセンター間の情報共有の仕組みの確立が必要	<ul style="list-style-type: none"> 災対本部にボランティア支援本部を設置するとともに、VC内に福祉班職員をリエゾン派遣し、情報共有を円滑に行う体制を確立し、福祉班活動マニュアル及びVC活動マニュアルに明記する。 	短期
			<ul style="list-style-type: none"> 市地域防災計画に記載のある「総務局ボランティア対策班」が、災対本部運用マニュアルには存在しないため、適切な所管課の検討も含めて見直す。 	短期

(15) ライフラインの確保

各班で対応

区分	連番	課題項目	行動指針	取組区分
水道施設の復旧	1	維持管理業者による被害確認・報告の精度が向上するための取組みが必要	• 最低1年に1度程度、伝達訓練を実施し、被害の把握や漏れが生じないようにする。	長期
	2	重要な施設等の優先順位を付けた効率的な被害確認体制の確立が必要	• 水道に関しては、災害時における水道の応急給水及び復旧作業に関する協定を締結している西予市環境設備協同組合、また、下水に関しては、維持管理業者との連携を強化し、訓練等を通して情報を共有することにより、初動時の体制を整える。	長期
	3	応急復旧する際の課題等を整理し、対応策を検討することが必要	• 地元住民の方々の協力を踏まえた対応について検討する。	短期
	4	下水道復旧情報を住民に速やかに伝えるための広報体制の整備	• 日頃から大規模災害発生時には水道や下水道の使用を控えるよう周知をする。 • 発災後には放送又は広報車を使用して水道や下水道の状況、被災していれば復旧の目途を伝える。	短期 短期
	5	大規模災害時における上水道・下水道施設の被害確認のための体制の確保が必要	• 水道に関しては、災害時における水道の応急給水及び復旧作業に関する協定を締結している西予市環境設備協同組合、また、下水に関しては、維持管理業者との連携を強化し、訓練等を通して情報を共有することにより、初動時の体制を整える。	長期

(16) 応急教育活動

教育総務班（教育総務課）、学校教育班（学校教育課）

区分	連番	課題項目	行動指針	取組区分
小中学校の応急教育活動	1	市と避難所となっている学校との連携強化が必要	• 学校を避難所として使用する際の連絡方法、使用の範囲、施設設備や使用方法等について、事前に学校と打ち合わせておく。	短期
	2	停電時の児童等への連絡やバスの手配等の対応の改善	• 保護者へメール送信（すぐメール）や防災行政無線を使って連絡を行う。 • 事前に「災害用伝言ダイヤル」や「災害用伝言板」等の利用についても検討しておく。	中期 中期

区分	連番	課題項目	行動指針	取組区分
教科書及び学用品の調達並びに支給	3	災害救助法の支給対象物品等、対応ノウハウをマニュアル化し継承することが必要	• 災害救助法の支給対象物品等、対応ノウハウをマニュアル化し継承する。	短期
			• 可能な範囲で、大洲市や宇和島市とも情報を共有し、支給対象となる物品について整理・内容の充実を図る。	短期
			• 学校と連携し児童・生徒が使っている道具等の一覧表を作成しておく。	短期
	4	被災した生徒の避難先の把握方法を迅速に行うための方策をあらかじめ検討しておくことが必要	• 県立学校への対応は、県教委の情報提供や協力が必要であるため、県と市町の役割分担について事前に確認する。	短期

(17) 公共施設の復旧対策

装備班（総務課、まちづくり推進課、財政課）、農林水産班（農業水産課、林業課）、公共土木班（建設課、林業課、農業委員会事務局）

区分	連番	課題項目	対策の方向	取組区分
被害状況の把握	1	被害調査のための農道や水利施設台帳の整備が必要	• 農道台帳及び水利施設台帳の整備を行い被災施設に対する所管課をはっきりさせることを検討する。（ただし整備には多額の費用がかかるので当面は現在の方法での対応となる）	長期

(18) 被災者に対する支援

財政班（会計課、財政課）、調査班（税務課）、福祉班（福祉課、子育て支援課、長寿介護課）、その他各班

区分	連番	課題項目	対策の方向	取組区分
調査の準備	1	「愛媛県被災者再建支援連携システム」の導入を踏まえ、被災家屋被害認定調査及びり災証明書の発行を行う体制の確保・見直しが必要	• 税務課職員に限らない、非常時の調査班メンバー構成（課・係員等）を決定する。（例）税務課職員+初動の災害対応業務が少ない課の職員	短期
	調査の準備	被災家屋被害認定調査の実施方法を身につけるための実務研修並びに現場研修を受講することが必要	• 県が中心となり、毎年内閣府の基準をもとにした研修を、市町の担当職員を対象として、行うよう要請する。（数人のリーダー養成）	短期
• また、現在は県内に認定調査の現場研修はないが、県外に研修があるなら、毎年研修を受講させるよう調整する。			短期	
	3	被災家屋被害認定調査のノウハウ	• 連番1と同じ	連番1

区分	連番	課題項目	対策の方向	取組区分
		ウを持った職員を確保するための対策が必要		
データ入力作業	4	「愛媛県被災者再建支援連携システム」導入を踏まえ、効率的な建物被害認定調査の手順・方法を検討することが必要	<ul style="list-style-type: none"> 確認不能の建物は、り災証明書発行窓口にて、マッチングを申請者と一緒に行う。 	長期
基準の見直し	5	建物被害認定調査の判定方法を県内で統一できないか検討することが必要	<ul style="list-style-type: none"> 隣接した市町で判定基準の取り方に差が出た場合、支援金に影響がでるため、県が統一した基準を策定するよう要望する。 	短期
応援職員の受入れ	6	建物被害認定調査に係る調査員・データ入力要員を確保するための応援を活用した体制づくりの検討が必要	<ul style="list-style-type: none"> 連番1と同じ 	連番1
申請受付広報	7	住民へのり災証明書の交付条件の周知を強化する等、支援漏れを作らない対策が必要	<ul style="list-style-type: none"> 県を中心に動き始めた「愛媛県被災者再建支援連携システム」の共同導入等による体制整備関連の会議時の検討事項として協議する。 	短期
	8	制度の案内が漏れないような対策等、支援漏れを作らない対策が必要	<ul style="list-style-type: none"> 連番7と同じ 	連番7
り災証明書の発行	9	「愛媛県被災者再建支援連携システム」導入を踏まえ、効率的なり災証明申請書の申請業務の手順・方法を検討することが必要	<ul style="list-style-type: none"> 被害家屋認定調査時では困難である。住家としての条件を隣接した市町で判定基準の取り方に差が出た場合、支援金に影響がでるため、県が中心となり、県内統一しておくよう要請する。 	短期
	10	り災証明書を世帯主毎に交付するよう改善が必要	<ul style="list-style-type: none"> 連番7と同じ 	連番7
	11	り災証明書に世帯主及び世帯員を記載することが必要	<ul style="list-style-type: none"> 連番7と同じ 	連番7
	12	り災物件表記（借家、貸家、店舗、倉庫、持家、車庫等）を統一することが必要	<ul style="list-style-type: none"> 連番7と同じ 	連番7
	13	り災程度の基準を確立しマニュアル化しておくことが必要	<ul style="list-style-type: none"> り災証明書発行と各種支援制度は深く関わっているため、平時から共通理解を深めるための協議が必要である。また、災害発生時にスムーズな証明書発行、再建支援が行えるよう被災者支援制度とリンクしたりり災証明書発行のシステム整備を検討する。 	中期

区分	連番	課題項目	対策の方向	取組区分
			<ul style="list-style-type: none"> 危機管理を中心とした税務、福祉及び庁内全体の意識統一が必要である。 	中期
			<ul style="list-style-type: none"> 平時からの事前検討、被害認定調査や被災証明書発行の事前研修を行う。 	中期
被災者台帳の作成	14	被災者台帳を活用したきめ細かな被災者向け各種支援制度の実施方法の検討が必要	<ul style="list-style-type: none"> 避難行動要支援者台帳システムを整備し、早急に名簿を作成する。 	長期
			<ul style="list-style-type: none"> 避難行動要支援者避難支援計画を作成するとともに、要支援者及び支援等関係者へ制度説明を十分に行い、要支援者名簿の平時提供に関する同意者を増やす。 	長期
租税の減免・猶予	15	租税納付日期限日の決定ノウハウをマニュアル化し継承することが必要	<ul style="list-style-type: none"> 災害発災後、インフラ整備の完了情報に限らず、情報を整理し、閲覧のできる保存場所・担当班を検討する。 	短期
	16	租税の減免に関するノウハウをマニュアル化し継承することが必要	<ul style="list-style-type: none"> 減免を可能にする条例整備等について検討しておく。 	短期
			<ul style="list-style-type: none"> 発災後、八幡浜税務署・愛媛県より連絡があるので、それまでに公示に関する決裁文書の準備をしておくようマニュアルに明記する。 	短期
義援金の給付	17	義援金の配分の基準や方法をあらかじめ設定し、マニュアル化しておくことが必要	<ul style="list-style-type: none"> り被災証明書の発行に関し詳細について基準を示した「住家等被害認定調査マニュアル」を作成することで、市独自の義援金の配分が可能となる可能性があるために検討する。 	短期
災害弔慰金の支給	18	災害弔慰金に係る対応ノウハウをマニュアル化し継承することが必要	<ul style="list-style-type: none"> 次期の災害において、遺族に災害弔慰金の説明がしやすいようチラシ等の作成を行う。 	短期
			<ul style="list-style-type: none"> 防災・減災の啓発と併せて、被災後の支援制度等について、平時からの説明・周知を行っていく。 	短期
			<ul style="list-style-type: none"> 平時から、災害弔意金に関する業務内容を理解し支援体制を整えておく必要がある。 	短期
			<ul style="list-style-type: none"> 設置するのであれば、本来は常設すべきものであり、定期的に委嘱の更新を行うとともに、相手方（委員）にも平時から認知してもらっておくことが必要である。 	短期
	19	災害援護資金の貸付に係る対応ノウハウをマニュアル化し継承することが必要	<ul style="list-style-type: none"> 平時から、災害援護資金に関する業務内容を理解し支援体制を整える。 	長期
<ul style="list-style-type: none"> 福祉班活動マニュアルを作成し、発災からのフェーズ毎に班内の事務分掌や人員配置をあらかじめ定めておくとともに、今回の災害を踏まえ、不足と思われる人員については、BCPを参考に他課からの応援を事前に要請する。 			長期	

区分	連番	課題項目	対策の方向	取組区分
			<ul style="list-style-type: none"> • 主担当以外の応援職員が受付事務等を担うことを想定し、各支援制度の事務フロー等をあらかじめ作成する。 	長期
	20	災害援護資金の貸付の対応手順や方法を標準化しておくことが必要	<ul style="list-style-type: none"> • 制度改正等に伴い、適切に最新の様式等を作成する。 	長期
災害見舞金の支給	21	見舞金の支給基準についてその妥当性を検討することが必要	<ul style="list-style-type: none"> • 同じ住家に住んでいても様々な理由により世帯を分けている世帯があり、見舞金の支給基準についてその妥当性を検討する。 	短期
	22	見舞金と生活再建支援金の支給基準の見直しの必要性について検討することが必要	<ul style="list-style-type: none"> • 見舞金の支給基準が世帯になっており、生活再建支援金とは異なることに注意する。基準の見直しが必要か検討する。 	短期
被災者支援に係る制度等の広報	23	申請受付時において各種支援制度の内容を丁寧に説明する必要等、対応ノウハウをマニュアル化し継承することが必要	<ul style="list-style-type: none"> • 次期の災害において、被災者に対し支援制度の説明がしやすいよう事務フローやマニュアル等を作成する。 	短期
			<ul style="list-style-type: none"> • 受付のマンパワー不足が見込まれることから、他課からの応援を事前に要請する。 	短期

(19) 被災中小企業・農林水産事業者への支援

商工観光班（経済振興課）、農林水産班（農業水産課、林業課）、現地災害対策本部産業建設対策班（支所産業建設課）

区分	連番	課題項目	対策の方向	取組区分
被害状況の把握	1	農林水産事業者の被害把握の手順や方法を標準化していくことが必要	<ul style="list-style-type: none"> • 調査項目の明確化を行う。 	短期
			<ul style="list-style-type: none"> • 農林水産事業者へ災害時に必要な調査項目について事前に周知する。 	短期
			<ul style="list-style-type: none"> • 調査項目等明確にし、災害後、迅速に県、農協との連携、情報共有がとれるよう体制づくりを行う。 	短期
			<ul style="list-style-type: none"> • 災害後、迅速に内水面漁協との連携、情報共有がとれるよう体制づくりを行う。 	短期
			<ul style="list-style-type: none"> • 被災状況調査時に、タブレット等で地番まで把握できれば、後で調べる手間が不要となるため導入を検討する。 	短期
			<ul style="list-style-type: none"> • 調査時に復旧工法を考慮して計測できるよう、被災調査内容の統一を行う。 	短期

被災農漁業者への支援	2	農地災害復旧事業・農業用施設 災害復旧事業の災害申請を効率的に実施できるよう仕組みの整備が必要	<ul style="list-style-type: none"> 愛媛県は、効率的及び統一した申請書類・システムデータを作成して配布するよう要請する。 	中期
------------	---	--	--	----

(20) 行方不明者及び死体の捜索・処理・埋葬の対応

消防救急班（消防本部）、市民衛生班（環境衛生課、市民課）

区分	連番	課題項目	対策の方向	取組区分
死体収容後の火葬	1	地震等の広範囲に及ぶ災害時には、市内火葬場のすべてが停止する可能性もあることから、近隣市町と連携した広域火葬や火葬するまでの一時保管場所としての土葬用地の検討が必要	<ul style="list-style-type: none"> 近隣市町と連携を行う。 	短期

地域課題に対する行動指針

検討報告書で整理した「課題」のうち、地域と連携して取り組むべき課題（地域課題）について、表組で「課題項目」とその「行動指針」、「実施担当」、「取組区分」を示す。

<表の見方>

- 「課題項目」は、本検討を通じて把握した課題の概要である。どのような問題があり、課題としてどう捉えたかについては、4章の各災害対応業務の「改善事項」に掲載している。
- 「行動指針」は、課題を改善するための具体的な対策である。
- 「担当」は、対策に取り組む主体である。
- 「取組区分」は、対策に取り組む課題の「重要性」と「緊急度」から、以下の3つで整理している。

【短期】短期的スパンで緊急に対処すべきこと（1年目途）

【中期】中期的な取組みとして改善すべきこと（3年目途）

①住民・地域の防災力

区分	連番	課題項目	行動指針	担当	取組区分
家庭内備蓄の促進	1	発災後すぐには支援物資が届かないために、家庭内備蓄の啓発が必要	<ul style="list-style-type: none"> • 住民自らが必要なものは自らで備蓄を行うよう啓発する 	総括班	長期
住民全体の防災意識の啓発強化及び自主防災組織活動の格差の是正、市との連携強化	2	住民全体の意識の啓発等が必要。また、自主防災組織の活動も地域格差が大きく、全体的な強化が必要	<ul style="list-style-type: none"> • 本災害を契機に、住民全体に対して、平常時から防災・減災に関する関心を高める取組を行う。 	総括班	長期
			<ul style="list-style-type: none"> • 特に、自らの命は自らが守れるよう、近所同士が助けあえる（呼びかける）ための取組みを進める。 	総括班	長期
			<ul style="list-style-type: none"> • 地域の拠点となりえる公民館（旧小学校区エリアで、指定避難所でもあり、市職員（主事）も1名いる）を中心に、住民の安否を確認できるようにしたり、住民や地域で困ったことが発生したら公民館に通報すると、市につないで、市が支援できる体制を整える等、地域と市との連携・協力がとれる仕組みを作る。 	総括班	長期

区分	連番	課題項目	行動指針	担当	取組区分
地域特性に合った住民主体の防災活動	3	地区防災計画の作成を進める等、地域特性に合った住民主体の防災活動により住民による避難誘導を進めることが有効	<ul style="list-style-type: none"> • 広い市域であり、各地区で避難に関する考え方が異なるため、地域特性に応じた啓発活動を行い、各自主防災組織が自主的に防災活動を実践できるよう、地区防災計画の策定を推進・指導する。 	総括班	短期
		自主防災組織の避難に関する役割を明確化し周知することが必要（①災害時には避難準備の危険性が低い段階で要援護者を中心に呼びかけて避難させること、②平時の段階ではハザードマップ等を活用して危険性を事前に周知させる）	<ul style="list-style-type: none"> • 自主防災組織の役割について明確にし、学習会・研修会等を活用して啓発する。 	総括班	長期
			<ul style="list-style-type: none"> • 野村地区のタイムライン【暫定版】を作成し、現在住民に対してワークショップを行っているが、ワークショップの意見を踏まえた改善を継続的に行う。 	総括班	長期
避難者による自主的な避難所運営体制づくり	4	<p>避難者が中心となった避難所運営の移行できるよう体制を整えることが必要</p> <p>教育委員会と危機管理課が連携を密にしなが、施設管理者と住民をうまく巻き込んだ避難所運営のための準備が必要</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 自主防災組織等の地域住民、避難所の施設管理者及び市の三者による協議会形式で、避難所開設・運営ルールを検討し、マニュアルに定めておく。なお、協議の際は、国の避難所運営に関するガイドラインや、愛媛県の実施する避難所運営マニュアル作成に関するワーキンググループ等を踏まえて、検討を行う。 	総括班	短期

17 地区防災計画

	地区防災計画名称	地域防災計画への記載
17-1	にきぶ地区防災計画（垣生区）	令和2年4月1日
17-2	にきぶ地区防災計画（長早区）	令和2年4月1日
17-3	にきぶ地区防災計画（二及区）	令和2年4月1日
17-4	岩木区（会）自主防災会防災計画	令和5年7月7日
17-5	宮野浦地区防災計画	令和5年7月7日
17-6	俵津地区防災計画	令和5年7月7日
17-7	横林地区防災計画	令和6年2月1日

※計画は別掲載